

東京学芸大学五十年史

資料編

題字 関 四郎

目 次

凡 例

第 1 章 学部のおゆみ

第 1 節 教育界と東京学芸大学 1

学 内 関 係

- 1 「東京学芸大学発足の経緯」(岩下富蔵)(1951) 2
- 2 「大学院開設後 5 ヶ月 その行方を見守ろう」『教育文化』創刊号(1966.4)13
- 3 「新制学芸大学発足期の理念と現実 日高第四郎・木下一雄氏との会見から」『教育文化』創刊号(1966.4)16
- 4 「就職についての所感」(就職委員会委員長 東 一夫)『教務補導部だより』第3号(1969.1.14)26
- 5 「本年度の就職問題」(就職委員長 新井秀一郎)『東学大キャンパス通信』第63号(1978.12.1)28
- 6 「東京学芸大学将来計画の素描」(学長 蓮見音彦)(将来計画委員会懇談会 1995.8.24)31
- 7 学長の式辞, 所信表明.....45
- 7 1 木下一雄学長 卒業式式辞(1953.3.10)『東京学芸大学学報』第9号(1953.3.20)45
- 7 2 村上俊亮学長 就任挨拶(1956)『東京学芸大学学報』号外(1956.12.20)48
- 7 3 高坂正顕学長 就任挨拶(1962.1.29)『東京学芸大学学報』第65号(1962.3.15)52
- 7 4 鎌田正宣学長 所信表明(1970.4.30)『東京学芸大学学報』第135号(1970.6.1)62
- 7 5 太田善磨学長 卒業式式辞(1974.3.20)『東京学芸大学学報』第181号(1974.4.1)64
- 7 6 阿部 猛学長 所信表明(1980.1.16)『東京学芸大学学報』第251号(1980.2.10)66

7 7	関 四郎学長 所信表明 (1989)『東京学芸大学学報』第 363号 (1989 .6 .10)	69
7 8	蓮見音彦学長 大学院博士課程第1回入学式式辞 (1996 . 4 .30)『若草萌ゆる日々に』蓮見音彦 (1997 .11)	77
7 9	岡本靖正学長 所信表明 (1997 .12 .10)『東京学芸大学学 報』第465号 (1997 .12 .1)	83

学外関係

8	教育刷新委員会第1回建議事項の「2 学制に関すること」の 「4 教員養成について」(第17回総会で採択, 同日建議 1946 . 12 27)	90
9	文部省通牒「学科課程案の研究について」(学校教育局師範教 育課長から師範学校長宛「発学」第17号, 1947 .1 .18)	91
10	「教育大學創設準備協會全国大會概況報告」(1947 .1 25開催)	93
11	教育刷新委員会第6回建議事項の「1 教員養成に関すること (其の1)」(1947 .5 .9 第34回総会で採択. 同年11 .6 建議)	95
12	大学基準協会教員養成基準分科会「新制大学に於ける教職的教 養基準設定に関する提案」(1948 .3 .11採択)	96
13	大学設置委員会「教員養成を主とする学芸大学基準(案)」 (1948 .9 .17採択)	98
14	玖村敏雄編著『教育職員免許法同法施行法解説(法律篇)』の 「第1章 総説」の「第2節 立法の精神」(学藝図書 1949 . 6 22発行)	99
15	文部省大学学術局教員養成課「教育学部運営要領(案)」 (1951 .4 26)	107
16	大学基準協会「学芸学部基準」(1951 .6 .12制定)	110
17	政令改正諮問委員会「教育制度の改革に関する答申」(抜粋) (1951 .10 .16)	111
18	日本教育大学協会「教員養成カリキュラムの基本構想試案」 (1957 .10)	112
19	日本教育大学協会「教員養成カリキュラムの問題点」 (1957 .10)	115
20	中央教育審議会答申「教員養成制度の改善方策について」 (1958 .7 28)	116

21	日本教育大学協会「教員養成大学学部のカリキュラム試案」 (1958 .9)	123
22	教育職員養成審議会建議「教員養成制度の改善について」 (1962 .11 .12)	129
23	「国立学校設置法の一部を改正する法律」(抜粋)(昭和38年法 律第69号)(1963 .3 .31)	134
24	「国立学校設置法の一部を改正する法律の施行について」(抜 粋)(文部省大学学術局長発 国立大学長宛 1963 .5 .20)	135
25	「国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する省 令」(昭和39年文部省令第3号)(1964 .2 .25)	136
26	日本教育大学協会「教員養成関係学部設置基準要項」(抜粋) (1964 .5)	140
27	中央教育審議会答申「今後における学校教育の総合的な拡充整 備のための基本的施策について」(抜粋)(1971 .6 .1)	145
28	「都教委「良い」先生に足止め 合格者ランク付け / 57年度か らAは事実上内定通知」『読売新聞』(1981 .12 .5)	151
29	国立の教員養成大学・学部の今後の整備に関する調査研究会議 報告「国立の教員養成大学・学部の今後の整備の方向につい て」(1986 .7 .29)	152
30	臨時行政改革推進審議会答申「今後における行財政改革の基本 方向」の「行政施策等の改革」の「1 行政施策」の「(2) 文教」の「2)高等教育」(抜粋)(1986 .6 .10)	154
	第2節 組織・建物・環境	155
	組織・機構関係	
31	「東京学藝大学設置認可申請書」(1948 .8 .16)	155
32	発足当初の学則等	184
32 1	東京學藝大學學則 (1949 .7 .1 施行)	184
32 2	東京學藝大學運營規程 (1950 .9 .1 施行)	189
32 3	教授會, 代議員會議事規則 (1950 .9 .1 施行)	191
32 4	東京學藝大學事務分掌規程 (1949 .7 .1 施行)	192
33	小金井地区への統合時の学則等	197
33 1	東京学芸大学学則 (1968 .4 .1 改正施行)	197
33 2	東京学芸大学教授会規程 (1967 .6 .20改正施行)	204
33 3	東京学芸大学代議員会規程 (1967 .6 .20改正施行)	205

33 4	東京学芸大学各部運営規程（1964 .4 .1 施行）	206
33 5	東京学芸大学事務組織規則（1968 .4 .1 改正施行）	207
33 6	東京学芸大学長選考規程（1967 .4 .1 改正施行）	212
33 7	東京学芸大学役付職員選考規程（1967 .6 20施行）	215
33 8	東京学芸大学選挙規程（1968 .4 .1 改正施行）	217
33 9	東京学芸大学教官選考規程（1953 .10 21施行）	219
34	現行の学則等	223
	《学則》	
34 1	東京学芸大学学則（1998 .4 .9 改正施行）	223
34 2	東京学芸大学大学院学則（1998 .4 .1 改正施行）	233
	《管理運営》	
34 3	東京学芸大学教授会規程（1998 .4 .9 改正施行）	239
34 4	東京学芸大学教授会議事規程（1978 .12 .14改正施行）	241
34 5	東京学芸大学常置委員会規程（1998 .4 .9 改正施行）	241
34 6	東京学芸大学代議員会規程（1998 .4 .9 改正施行）	244
34 7	東京学芸大学代議員会議事規程（1998 .4 .9 改正施行）	246
34 8	東京学芸大学教育学部運営規程（1998 .4 .1 改正施行）	246
34 9	東京学芸大学部局長会規程（1998 .4 .9 改正施行）	258
34 10	東京学芸大学委員会設置規程（1964 .4 .1 施行）	258
34 11	東京学芸大学将来計画委員会規程（1998 .4 .9 改正施行）	259
34 12	東京学芸大学教育学部附属学校運営委員会規程 （1998 .4 .9 改正施行）	261
	《人事》	
34 13	東京学芸大学長選考規程（1998 .4 .9 改正施行）	263
34 14	東京学芸大学副学長選考規程（1998 .4 .9 施行）	266
34 15	東京学芸大学役付職員選考規程（1998 .4 .9 改正施行）	266
34 16	東京学芸大学選挙規程（1998 .4 .9 改正施行）	269
34 17	東京学芸大学代議員選出規程（1998 .4 .9 改正施行）	272
34 18	東京学芸大学教官選考規程（1998 .4 .9 改正施行）	273
34 19	東京学芸大学客員教授等選考規程（1998 .4 .9 改正施行）	277
34 20	東京学芸大学外国人教員の任期に関する規程（1992 .3 .18施行）	279
34 21	東京学芸大学教員停年規程（1984 .12 .13改正施行）	279
34 22	東京学芸大学名誉教授称号授与規程（1998 .4 .1 改正施 行）	280

34 23	東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科長選考規程 (1997 .12 .17改正施行).....	282
34 24	東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科専任教官 候補者選考規程(1996 .4 .1 施行)	284
35	管理運営関連の機構図等	286
35 1	運営機構, 事務機構 1964 (小金井地区への統合時)	286
35 2	評議委員会構想「改組試案」(1963 .10 .2)	288
35 3	機構図 1983 (電算化に伴う変更)	295
35 4	機構図 1998 (最近の急激な組織改変に伴う変更)	296

敷地, 建物, 環境関係

36	団地整備計画記録	297
36 1	用地の取得 (1951 ~ 1980)	297
36 2	施設整備等 (1953 ~ 1995)	297

第3節 教育課程

東京学芸大学カリキュラムの制定

37	大泉分校学科課程再検討委員会「第二報告」(1950 .2 .1)	300
38	『東京学芸大学カリキュラム』(1952 .4 .1 制定)	309
39	『東京学芸大学カリキュラム』(1952 .4 .1 制定) 附録1 から	325
39 1	「学芸学部基準案」(第7回分科会にて修正を加えたもの) (1951 .5 .21)	325
39 2	カリキュラム再構成委員会における学長の挨拶及び質疑応 答(1951 .5 .27)	326
39 3	カリキュラム再構成委員会における学長の挨拶(1951 .6 . 25)	330
39 4	大学祭における学長の式辞(1951 .11 .24)	332
39 5	「カリキュラム研究全国集会報告書」(日本教育大学協会第 二部)(1950 .3)	333
39 6	旧カリキュラムの概要.....	338
39 7	「大泉分校カリキュラム再検討委員会報告(第一)」 (1949 .11 .7)	339
39 8	各大学履修基準の例.....	343
40	カリキュラム委員曾における学長の挨拶(要旨)(1952 .7 . 3)	344

東京学芸大学カリキュラム改訂の動き

41	「昭和34年度カリキュラム委員会報告書」(1960 .3)	345
42	昭和37年度カリキュラム委員会報告書「教育課程の基本構成案」(1962 .11)	354
43	「押しつけカリに反対 社会調査ゼミ中間報告」『東京学芸大学新聞』第96号(1963 .4 25)	388

東京学芸大学カリキュラムの改訂

44	『東京学芸大学カリキュラム』(1955 .4 .1 改訂)序(学長 木下一雄)	395
45	『東京学芸大学カリキュラム』(1955 .4 .1 改訂)附録から	396
45 1	「附録1」10 免許法改正についての学長の説明(カリキュラム委員会において 1954 .6 30)	396
45 2	「附録1」11 「教育・心理」選修設置趣意書(教育学講座, 教育心理学講座) 1954 .11 24)	397
45 3	「附録2」『学芸学部基準』と本学の性格	398
(1)	学芸学部基準(大学基準協会)(1953 .4 21決定)	398
(2)	学芸学部基準と大学の性格(学長 木下一雄)(1955 .4)	399
46	『東京学芸大学カリキュラム』(1966 .4 .1 改訂)序(学長 鎌田正直)	400
47	『東京学芸大学カリキュラム』(1979 .4 .1 改訂)序(学長 太田善麿)	401
48	『東京学芸大学カリキュラム』(1995 .4 .1 改訂)序(学長 蓮見音彦)	402

第4節 学生生活404

『東京学芸大学新聞』の記事から

49	「憂慮される就職問題 周辺地域への進出を」『東京学芸大学新聞』(1958 .2 .1)	404
50	「都教員採用予定数発表される 小学校50, 中学校550名」『東京学芸大学新聞』(1961 .10 25)	405

学生及び学生生活に関する年度別データ

51	学部学生募集人員, 志願者数, 入学者数(1950~1998)	407
52	学部学生卒業生数(1952~1997)	409
53	留学生数	411
53 1	身分別留学生数(1981~1998)	411

53	2	出身国別留学生数（1987～1998）	412
54		学生出身地別入学者数（1980～1998）	413
55		国立大学学生授業料の推移（1949～1998）	414
56		育英奨学金貸与月額推移（1949～1998）	415
57		奨学生数の推移（日本育英会関係分）（1978～1997）	420
58		学部卒業生就職・進学状況（1957～1997）	421
59		卒業生の教職関係就職率（1957～1997）	422
60		学生寮入居者数（1965～1998）	425
		付：学生寮・学生宿舎の現状	426
第5節 教職員の研究と生活			427
教員の研究活動			
61		教官研究費単価の推移（1955～1997）	428
62		科学研究費補助金申請・採択状況表（1971～1997）	428
63		奨学寄附金受入一覧表（1981～1996）	429
64		東京学芸大学紀要掲載論文総頁数の推移（1950～1995）	429
65		本学教員の出身大学及び博士号・修士号取得者数の推移（1955～1994）	430
66		職員定員の変遷（1949～1997）	432
67		在外研究員派遣者数（1964～1997）	434
教職員の生活			
68		東京学芸大学教職員組合機関紙『あしなみ』の記事から	435
68	1	助手の3年任期制の廃止について（1969.9.20 1978.12.15）	435
68	2	宿直・日直の廃止について（1977.12.12 1978.12.15 1980.12.23 1991.3.31）	436
68	3	女性教職員の待遇改善と権利擁護について（1964.2.10 1985.5.1 1986.5.31）	442
68	4	事務組織の再編と勤務環境について（1988.3.31 1994.12.27 1995.6.1）	451
68	5	学長選挙について（1977.12.12 1979.7.17 1980.7.25）	456
69		事務系職員（行政職 ^(一) ）の構成調査（1974～1998）	460

第2章 大学院・専攻科のあゆみ

第1節 専攻科

70 「東京学芸大学専攻科設置要項」(1954)	461
71 教育専攻科規程(1968.11.18改正施行)	465
72 専攻科入学者数及び修了者数(1954~1987)	467
73 東京学芸大学特殊教育特別専攻科規程(1993.12.2改正施行)	469
74 特殊教育特別専攻科入学者数及び修了者数(1973~1997)	471

第2節 大学院修士課程 教育学研究科

75 「大学院検討委員会経過報告」(教授会報告及び承認 1964.12.16)	472
76 「東京学芸大学大学院教育学研究科(修士課程)設置経過書」 (庶務課)(1966.8)	473
77 大学院(修士課程)入学者数及び修了者数	491
77 1 入学者数(1966~1997)	491
77 2 修了者数(1967~1997)	495
78 修士講座の整備に関する経過 大講座制について (庶務課) (1980.6.25)	498

第3節 大学院博士課程 連合学校教育学研究科

79 博士課程調査の経過(東京学芸大学大学院連合学校教育学研究 科博士課程調査報告書から抜粋1996.3)	503
80 博士課程の需要に係わる調査(東京学芸大学大学院連合学校教 育学研究科博士課程調査報告書から抜粋1995.3)	508
81 東学大博士課程構想に関する学長諮問委員会答申(1982)	514
82 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科規程(1997.10.1改 正施行)	529
83 「教員養成系大学・学部」に設置される大学院博士課程の在り方 について」(博士課程問題研究会)(1994.2)	532

第3章 附属図書館 施設・センター 附属学校の あゆみ

第1節 附属図書館

84 附属図書館事務組織の変遷(1949~1988)	550
----------------------------	-----

85	世田谷本館及び小金井分館 閲覧用座席数，面積，建物平面略 図（1959）.....	552
86	開館当初の附属図書館旧館 平面図，面積，閲覧座席数 （1960）.....	554
87	受入図書数・蔵書数年度別累計比較（1956～1997）.....	556
88	図書購入費等予算累年比較（1956～1997）.....	557
89	所蔵大型コレクション一覧.....	561
90	所蔵特殊文庫一覧.....	562
91	附属図書館印刷物一覧（1949～1998）.....	563
92	図書館所蔵資料展示会及び関連講演会開催状況（1984～1992）.....	565
93	利用統計.....	568
93 1	入館者数（1986～1997）.....	568
93 2	開館日数，貸出人数・貸出冊数（1956～1997）.....	568
93 3	参考調査統計.....	570
	質問形式別，質問者別（1964～1975）	
	分類別質問数（1964～1976）	
	質問形式別，質問者別，質問内容別（1976～1997）	
93 4	文献複写統計（館内複写分）.....	572
	電子複写方式（1975～1996）	
	マイクロ資料からの引き伸ばし（1978～1996）	
93 5	相互利用統計.....	576
	文献複写（1964～1997）	
	相互貸借（1978～1997）	
	閲覧依頼状（1978～1997）	
94	附属図書館の沿革表（1947～1998）.....	578
95	紀要出版.....	584
95 1	『東京学芸大学紀要』部門一覧（1998）.....	584
95 2	『東京学芸大学研究報告』及び『東京学芸大学紀要』の総索 引について.....	584
95 3	紀要出版委員会委員（1998.7.1現在）.....	585
 第2節 施設・センター		
96	『東京学芸大学教育研究所年報』テーマ一覧（1953～1970）.....	586
97	沿革，組織，定期刊行物等.....	588
	教育学部附属省令施設.....	588

附属特殊教育研究施設	
附属環境教育実践施設	
附属教育実践総合センター	
大学附置省令施設	592
海外子女教育センター（全国共同利用施設）	
保健管理センター	
留学生センター	
学内施設	594
情報処理センター	
有害廃棄物処理施設	
放射性同位元素総合実験施設	
98 プロジェクト・研究成果等	596
98 1 附属特殊教育研究施設（1972～1998）	596
98 2 附属環境教育実践施設（1974～1998）	597
98 3 附属教育実践総合センター	597
(1) 附属教育工学センター（1976～1998）	597
(2) 附属教育実習研究指導センター（1976～1997）	597
(3) APEID Activities（1976～1998）	598
98 4 海外子女教育センター（1978～1998）	599
98 5 保健管理センター利用状況（1989～1997）	602
(1) 定期健康診断受診者数	602
(2) 応急処置	603
(3) 諸検査	603
(4) 診断書発行件数	603
(5) 救急靴貸出し	604
(6) 健康調査票による「呼び出し面接」	604
(7) 心の健康問題	605

第3節 附属学校

99 沿革	606
(1) 附属高等学校	606
(2) 附属高等学校大泉校舎	607
(3) 附属養護学校	608
(4) 附属世田谷中学校	608
(5) 附属小金井中学校	609

(6) 附属大泉中学校	609
(7) 附属竹早中学校	610
(8) 附属世田谷小学校	610
(9) 附属小金井小学校	611
(10) 附属大泉小学校	612
(11) 附属竹早小学校	612
(12) 附属幼稚園	613
(13) 附属学校部	614
100 校歌, 教育目標, 生活時程等.....	615
100 1 附属高等学校	615
100 2 附属高等学校大泉校舎	619
100 3 附属養護学校	622
100 4 附属世田谷中学校	631
100 5 附属小金井中学校	634
100 6 附属大泉中学校	638
100 7 附属竹早中学校	641
100 8 附属世田谷小学校	645
100 9 附属小金井小学校	649
100 10 附属大泉小学校	653
100 11 附属竹早小学校	657
100 12 附属幼稚園	661
101 地区別配置図.....	664

第4章 同窓会のあゆみ

102 社団法人 東京学芸大学同窓会沿革.....	669
103 社団法人 東京学芸大学同窓会定款『東京学芸大学同窓会 会務要覧』(平成元年 補正版)(1988.1 23改正施行)	670
104 「清新な同窓会の育成を希って」(理事長 橋本 健太郎) 『東京学芸大学同窓会会報』第1号(1954.3)	675
105 東京学芸大学同窓会教育研究会会則『學藝』創刊号(1963. 4)	677
106 東京学芸大学同窓会平成9年度事業計画及び予算書『学藝』 第72号(1997.7)	678

補 章 大学前史

107	東京学芸大学沿革表（1873～1996）	681
108	東京府師範学校卒業生数の推移（1876～1908）	682
109	第一種講習科，第二種講習科修了者数（1908～1941）	683
110	地図	684
110 1	東京府師範学校（明治16年測量）（1883）	684
110 2	東京府女子師範学校（明治40年調査）（1907）	685
110 3	東京府豊島師範学校（明治42年測図）（1909）	686
110 4	東京府大泉師範学校（昭和16年）（1941）	687
111	東京府男子師範学校予備科受験者心得（1916 .1）	688

付 表

112	年表	689
112 1	大学前史年表（1868～1951）	689
112 2	五十年史年表（1945～1998）	700
113	歴代役職者名簿（1998 .10 .1 現在）	734
114	歴代教官名簿（1998 .7 .1 現在）	747
115	附属学校・幼稚園在職教員名簿（1998 .7 .1 現在）	787

凡 例

- 1 本編は、東京学芸大学が1949（昭和24）年に新制大学として発足して以来の50年間の資料を収録したものである。
- 2 本編の構成は、別に編集・発行した『通史編』に関連する資料を基本として編集した。したがって、本編は『通史編』と同じ章・節の構成とし、編集も『通史編』の各執筆者が担当した。
- 3 執筆者の分担による章または節ごとに、資料の解説を付した。
- 4 資料には通し番号を付し、関連資料は枝番号でまとめた。
- 5 資料の表題は、原資料の表題にしたがうことを原則としたが、編者が改めたもの、あるいは新たに付したのものもある。
- 6 編集にあたっては原資料の再現につとめたが、次の点については変更した。
 - (1) 漢字及び表記はできるだけ原資料のままとしたが、「、」は「,」に統一し、固有名詞的な用法を除いて、数字は算用数字にあらためた。
 - (2) 資料の体裁は、編集の都合上、原資料と同じではない。
 - (3) 資料中の明らかな誤りは訂正した。また、現在不適切と思われる表現については、修正した部分もある。
 - (4) 省略した部分は（略）で示した。
 - (5) 表資料中の「年度」は、原則として西暦で記した。
- 7 目次には、資料の作成・発行等の年月日、出典等の詳細まで掲載し、年号は西暦に統一した。
- 8 人名の敬称は省略した。

第1章 学部のおゆみ

第1節 教育界と東京学芸大学

〔資料解説〕

本節に掲載する資料は大きく「学内関係」と「学外関係」に分けられる。

「学内関係」では、本学の理念が学内においてどのように受けとめられ、語られてきたかをうかがい知ることのできる資料を中心にとりあげた。通史編で述べたように、戦後50年間の道のりはけっして平坦ではなく、その過程で多くの揺らぎや葛藤を経験してきた。そうした各時期における学内の息遣いを、これらの資料から感じ取ることができるであろう。

とりわけ資料1は、開学当時要職にあった岩下富蔵が開学前後における学内外の動きを200字詰原稿用紙38枚にわたって詳細に綴った貴重なものである。また、資料2、3は、学部名称変更や大学院設置など、本学に限らず戦後教員養成が重要な転機を迎えていた1966年当時において、大学のあり方を問い直そうとした学内の論議の一端を映し出すものである。資料4、5からは、教員養成系大学における「就職問題」の「時の流れ」を感じ取ることができよう。資料7は、初代学長から現学長までの9名の学長の所信が象徴的に示された文章をとりあげたものである。各学長の大学経営の理念とともに、それぞれの時期に本学がどのような課題に直面し、それらにどう対処しようとしてきたかも、そこには示されている。

「学外関係」では、教員養成の制度とカリキュラム、および国立教員養成系大学・学部にかかわる全国レベルの政策関連資料を中心にとりあげた。時期的には、大部分が1960年代までのものとなっている。その理由の一つは、戦後の教員養成および国立教員養成系大学・学部の形成・展開のプロセスがこれらの中に集約的に映し出されていると思われるからである。もとより、1980年代以降、とりわけ急激な改革に直面し対応してきた1990年代にも、掲載すべき重要な資料は少なくない。だが、それらは本書以外でも比較的容易に目に触れることができると考え、紙幅の制約もあることから、敢えてとりあげなかった。

資料8～16からは、戦前から戦後へという教員養成の刷新に向けた制度・カリキュラムの形成にかかわる政策、および旧師範学校の全国的な動きをうかがい知ることができよう。資料17～21は、戦後教育改革として形成された教員養成制度を大きく見直し、変更していこうとする政策転換の動きをあらわすものである。

第1章 学部のおゆみ

資料22～26においては、そのような政策が教員養成系大学・学部のあり方に一つの決着をつけていった跡が示されている。資料27は、現職研修の体系化、新構想大学院大学の創設、教員免許状の種別化、初任者研修制度の創設など、その後今日に至るまでの教員養成にかかわる重要な政策展開につながる政策文書と捉えることができよう。そして資料28には、教育委員会、学生、教員養成系学部の3者の関係のありようが、教員需要の変化によって変化していく状況があらわれている。そして資料29、30からは、1988年度に「教養系」が発足することになる契機を読み取ることができる。

(濱田 博文)

学内関係

1 「東京学芸大学発足の経緯」(岩下 富蔵)

(1951)

目次

- 一 学制の大改革
- 二 東京都内師範学校の統合
- 三 東京学芸大学の開設
- 四 東京学芸大学の組織と本校

一 学制の大改革

終戦の翌年、すなわち、昭和21年の春3月、聯合國軍最高司令官マッカーサー元帥の要請に応じて、米国から派遣された27名の教育使節団は、わずかに1か月の滞在であったにもかかわらず、よく日本の実情を調査し、日本における教育改革の向うべき道を示唆した報告書を作成した。終戦後の混とんとした時代のさ中であって、教育改革の根本方針をすみやかに決定する必要は、つとに痛感されていたことではあったが、この報告書に刺げきされて、昭和21年8月10日、教育刷新委員会令が公布され、教育に関する重要事項を調査審議し、かねて内閣総理大臣の諮問した教育に関する重要事項について答申する機関として、教育刷新委員会（後に教育刷新審議会と改称）の発足を見るに至ったのである。委員は50人以上と規定されたが、わが東京第一師範学校の木下校長は、その当初から、師範学校長中ただ一人の代表者として委員会に加わり、教員養成の問題について、きわめて重要な役割を果たすこととなった。委員会は、まず、教育に関する重要事項として何を取上ぐべきかを討議して、第1教育の理念及び教育基本法に関する事、第2学制に関する事、第3教育行政に関するこ

と、第4私立学校に関する事、の四つの事項を挙げ、それぞれの事項について特別委員会を設けて、調査審議することとなった。木下校長は、この際、教員養成の問題が、特に重要である点を力説し、別にこの問題を審議するための特別委員会を置くべきであると主張し、これが認められた。

しかし、師範学校に対する刷新委員会の風あたりは、初めからすこぶる強かった。昭和21年12月27日の第17回総会において、「教員の養成は、総合大学及び単科大学において、教育学科を置いてこれを行うこと。」という決議が一応採択され、昭和22年3月31日には学校教育法が公布されて、6・3・3・4の制度が確立された後においても、すべての師範学校を4年制の大学に切替えるなどということは、ほとんど問題とされなかった。小学校、中学校の教員養成は、高等学校に専攻科を設けて行えばよい、大学で養成するとしても、2年のジュニア・カレッジで十分である、学士号を与えない3年制の大学ではどうか、などという論がしきりに行われた。一方、教員の養成が、それだけを目的とする大学において行われるならば、従来の師範学校に見られたような、偏狭、因循、卑屈の弊から、到底脱却することができないと、極論する委員もあり、この空気は名称の問題にまでも及び、師範大学はもちろん、教育大学という名称を用いることさえ、適当でないと言われるに至った。この時、委員の一人であった天野貞祐氏が、これに代るべきものとして提案したのが、学芸大学という名称なのである。その起りは、明治の初年、菊池大麓氏が英国から帰朝された後、専門学科を中心とする大学に対して、一般的な教養を主とする大学を設置することの必要を説き、これを学芸という名称を用いた大学にしようとしたことに基くのである。

以上のような刷新委員会の動きに対して、全国の師範学校長をもって組織されていた全国師範学校長協会の主張は、どうであったろうか。終戦後、ようやくその機能を取戻した師範学校長協会は、しばしば常任理事会を開き、又地方の代表を招いてこれが対策を協議した。更に、昭和22年5月30日、同年10月29日、同30日には、総会を催して慎重に審議した結果、あらたに設けられる教員養成の大学は、当然、4年制の正規の大学でなければならない、名称は教育大学とすることが望ましい、各府縣必ず1校はこれを設置し、昭和24年度から一斉に実施すべきである、という決議がくり返し行われた。協会は、文部省、国会、民間情報教育部(C.I.E.)などに、その決議を陳情すると共に、要路の関係者を招いて懇談を重ねるなど、いろいろと手を盡したが、刷新委員会の委員であると共に協会の理事長でもあった木下校長の、その間における苦心は並々ならぬものがあった。

そのうちに、又、あらたな問題が、これに加わって来た。国立の学校を地方へ委譲しようという案がそれであった。教育刷新委員会は、こぞってこれに反対したが、あえてこれを実施するならば、もともと府縣立であった師範学校だけにしてはどうかという意見に、委員のほとんど全部が賛成であった。総会において、地方委譲の不可能

第1章 学部のあゆみ

な理由を挙げて反対を決議した際にも、「但し現在において地方委譲することが適当なものについては、これを実行し」という語句がはいっており、暗に師範学校については、これを可とすることを、ほのめかしているかのようであった。これに対して、師範学校長協会は、全国に意見を問うと共に、昭和23年1月13日、全国各地の代表者並びに関東地区の会員を招集して対策を協議し、かくては、(1)義務教育の徹底を期することができない、(2)教員養成機関軽視の風を助長する、(3)生徒の質を低下せしめる、(4)優秀な教員を招致することができない、(5)教員養成機関の地方差を著しくする、(6)教権の確立、大学の自主性を保つことができない、という理由を挙げて、反対の決議を行った。刷新委員会における木下校長は、孤軍奮闘のかたちであったが、田島道治委員が、師範学校の地方委譲を多数決できめることには、割り切れぬ感じがすると同調したところから、空気が好轉して、師範学校だけを委譲しようという意見も取りやめとなり、地方委譲の問題は、全般的に、いつしか立消えとなってしまった。

4年制の教育大学、各府縣少くとも1校設置、昭和24年度から一斉実施、という師範学校長協会の主張に対しては、文部省側も、その最初から、不可能なゆえんを説いてやまなかった。昭和22年5月31日文部省で開かれた師範学校長会議の席上、日高学校教育局長は、国土計画、経済事情などから考えて、国立の高等専門学校、師範学校を、一斉に大学にせよなどという論は、およそ患者の言であると断じ、ひるがえって、悲壮な決意を抱いて義務制を実施した中学校の現情を説き、財政窮乏のために、十分な補助をなし得ない苦衷を訴えて、悲痛な劇的場面さえも展開された。その後、文部省では、さし当り3年制の大学にしてはどうかという意向に傾いたときもある。しかし玖村教員養成課長は、すべてを3年制にすれば、いつまでも3年制ですえ置かれる懸念がある、全部を4年制にすることが到底できないとするならば、全部を3年に引下げるよりは、せめて全国的な分布を考えて数校だけを4年制として、4年制の原則を堅持し、次第にこの原則を他に及ぼす方がよくはないかという意見であった。C.I.E.の教員養成係カーレー博士(Carley Dr Verna)も、ほぼ同様な意見であった。昭和23年3月29日、本省において師範学校長会議が開かれた翌30日、師範学校長協会としてカーレー博士を招いて懇談したことがあるが、その席上においても、博士は、すべての学校が4年制の大学になるなどということは不可能である、日本の現実に立脚して、どの地方には、何年の課程の大学を設けたならばよいかという、全体的な構想を、協会自体として研究して見てはどうかと、提案したほどであった。

このようにして、師範学校の大学転換をめぐるの論議は、昭和21年の秋から、昭和23年の春ごろまでにわたって、続けられたのであるが、新制大学開設の時期として、予定された昭和24年度を目前にひかえ、文部省としては、ただに師範学校だけではなく、国立の高等専門学校の全体について、すみやかに、その措置を決定する必要

に迫られた。この際、取り上げられたのが、学校統合の案であった。各学校が単独で、それぞれ大学になろうとするとともに無理があるのである。学校の歴史や伝統にこだわることなく、県内に所在する国立の高等専門学校 ももちろん、師範学校、青年師範学校を含めてである を打って一丸とした大学を、各縣1校ずつ設けるようにすれば、国の負担をそれほど増さなくともすむのではないかという、1縣1大学案が、窮余の策として、いうとなしに急速な決定を見てしまった。東京都については、1大学というわけにはゆかないが、やはり統合の線にそって、できるだけ大学の数を少なくする、少くとも、東京都内の3師範学校は統合されなければならないとされるに至った。一方、学校教育法の規定するところに基いて、大学設置の認可に関しては、大学設置委員会（後に大学設置審議会と改称）に諮問しなければならないことになっておるので、昭和23年1月15日には、大学設置委員会令の公布を見るに至った。委員会は、45人以内の委員で組織されるように定められておるが、その大部分が、大学基準協会、私学綜連合に属する旧制大学関係者であり、高等専門学校側からは、わずかに7名が参加したに過ぎなかったが、木下校長は、この場合にも師範学校を代表して、その中に加わっている。さて、このような事態に立ち至っては、問題は、すでに全国的な運動の段階ではなく、地方の問題へと移っていった。県内の高等学校、専門学校との話し合い、地方当局や同窓会に対する援助の申入れ、設置委員会の審査にそなえての施設の充実、教官組織の更新など、ひたすら大学開設の準備に没頭して、他をかえりみらいとまがないという有様になった。とにかく、審査の結果に待たなければ確定的とはいわれなかったが、全国の都道府縣、いずれにおいても、教員養成の4年課程を置こうということにはなつたのであるから、形は変つたにせよ、協会の主張がいれられたといつてもよいであろう。教育刷新委員会においても、第41回の総会において、次のような決議を行い、小学校、中学校の教員は、4年制の大学において養成されなければならないという原則を承認した。

1. 小学校、中学校の教員は、主として次の者から採用する。

- (1) 教育者の育成を主とする学芸大学を修了又は卒業した者。
- (2) 総合大学及び単科大学の卒業生で教員として必要な課程を履修した者。
- (3) 音楽、美術、体育、家政、職業等に関する高等専門教育機関の卒業生で、教員として必要な課程を兼修した者。

この決議において注目すべきは、教育大学という名称はやはりしりぞけられて、学芸大学という名称が採用されている点、並びに、その場合においても、教育者だけを育成することの弊をおもんばかって、「教育者の育成を主とする」と、わざわざ断つておる点とであろう。しかし、ここまで持って来るにも、委員としての木下校長の努力は、容易なものではなかつたようである。なお、かくの如く知らわれた教育大学という名称が、後に東京文理科大学が中心となり、東京高等師範学校などを統合して新制

第1章 学部のあゆみ

大学となった際、東京教育大学と呼ばれるようになったことは、まことに皮肉な結果といわなければならない。

師範学校の新制大学切替えに当って、師範学校のために最も盡していただいたのは、文部省の師範教育課長玖村敏雄氏と、C.I.Eのカーレー博士とであろう。米国教育使節団報告書は、日本人に対する啓もうの意味をもって米国から派遣される新教育の指導者には、婦人を加うべきであると勧告しているが、カーレー博士もその婦人の指導者の一人であった。師範学校長協会は、昭和24年6月29日、協会解散の最後の総会を催すに当って、特にカーレー博士に対し、木下理事長から、次のような感謝状と記念品をおくって、その労を謝したのであった。

全国師範学校長協会は、本日最後のつどいを催すに当り、カーレー博士が、わが協会に寄せられた甚大なる好意と、新しい教員養成大学のよき産婆役としての御盡力に対し、心からなる感謝のこたばをおくるものであります。

二 東京都内師範学校の統合

わが東京第一師範学校も、当初は、男子部女子部を一体として、単独に、東京学芸大学を創設する意図をもって、準備を進めて来た。これに対して、東京第二師範学校は、豊島教育大学の企画にもっぱらであった。ところが文部省は、昭和23年5月19日、東京都内の3師範学校長を招いて、3師範統合という方針を明らかにし、3師範学校長も又、そのやむを得ない事情を了承して、この方針を受諾し、急轉直下、3師範を統合して東京学芸大学を設立するという線が、決定を見るに至った。ここにおいて、学校長、部長、庶務部長を含めて、第一師範、第二師範それぞれ11名、第三師範8名、計30名の委員を挙げて、3師範合同の大学設置準備委員会が組織された。第一師範学校からは、木下校長、岩下男子部長、三浦女子部長、丸山庶務部長の外に、男子部から長竿、五十嵐、山崎の3教授、女子部から、時下、中込、中川の3教授、それに附属学校代表として高島教諭が挙げられたのであった。

第1回の委員会は、5月25日、第一師範学校女子部を会場として開かれた。大学設置認可申請書の提出期限は、6月5日とされておったので、審議は急を要する。委員会は、必要な書類の提出を各学校に求めると共に、25日から引続き29日まで、各施設を視察する意味も兼ねて、竹早から、追分、大泉、小金井、世田谷と会場を移して、5日間にわたって連日、会議を続行した。この際、まず、委員会の根本態度として、模範的な教員養成の大学を設置することを主眼として、大乗的な立場に立って審議することを申合せたが、ここに古きものは解消されて、全くあらたなものが生れるという考え方に立つとすれば、各施設を呼ぶのに、今までの学校の名をもってすることは避くべきである。地名によろうではないかということになった。第一師範学校の女子部が、竹早と呼ばれるようになったのはきわめて自然で、なんらの異論もなかったが、男子部は青山と呼ぶわけにはゆかない、世田谷区下馬町に所在しているので、

下馬校舎と呼んではどうかとの意見も出たが、下馬では語感がおもしろくないし、連想もよくない、それよりはむしろ、区名の世田谷を用いた方がよからうということになったが、その後名案も出ず、この呼び方がそのまま、大学転換の際の分校の名称ともなり、昭和26年4月、附属学校が、大学の附属となった時にも、他の附属学校と区別するために、この名称が用いられるようになったのである。

3師範合同の大学設置準備委員会も、大学の名称、目的及び使命、学科の組織、カリキュラム、学生の総定員及び各課程の定員、教官数、教官の選考方針、現在師範学校に在学している生徒の措置など、一般的な問題を討議している間は、大体予定通り順調に進行を続けたが、現在の校地、校舎、その他の施設を、大学としていかに用うべきであろうか、という最も切実な問題に至って、委員会は大きな壁に突き当たってしまった。世田谷、小金井、大泉、竹早、追分の5施設のうち、追分は竹早と徒歩10数分の場所にあるので、最初から、これを一体的に考えようという意見が強く、追分から選出された委員もこれを認めていた。小金井は、東京第二師範学校男子部が、戦災で校舎を失って後、引き移ったところで、敷地5万坪、なお拡張の見込みは十分にあり、その点では申分ないが、何分にもその建物は、陸軍が、研究所として急造した粗末な木造であり、大学の校舎としては使用できない、従って、総合運動場、寄宿舍など、主として厚生施設に用いてはどうかとの意見もあったが、戦災の被害が最も大きく、悲惨な体験をなめている第二師範を思うとき、この提案をそのままいれるわけにはゆかなかった。この際、問題の焦点となったのは、大学4年の課程のうち、シニアー（後期の2年間）をどの施設に置くかということであった。シニアーを置くことを、当時、俗に「煙突を立てる。」といったが、要するに問題は、煙突を何本立てるかにあったのである。シニアーに対するジュニアー（前期の2年間）は、俗に「足」といわれた。なお、教員需給の関係から、教員養成の大学には、2年で教員となることのできる課程も置くように指示されていたが、この2年の課程を併置することを、「ひさしをつける。」といわれておった。

第二師範男子部が最初に主張したのは、3本煙突案であった。すなわち、その専攻によって修学すべき校舎をわち、世田谷は自然、小金井は社会、大泉は人文とし、竹早には本部を置こうという案が、それである。第三師範の案は、これに一步を進めたもので、小金井はやはり社会（但し史学を含む。）だけであるが、世田谷には自然の外に体育を置き、大泉には人文に加えて農業を置く、竹早は追分と一体となって、芸能、家政を分担すると共に、本部、研究所などを置く、という4本煙突の主張であった。この4本煙突案は、第二師範も支持するところとなったが、この案は、その後審議を重ねて、次の諸点を修正し又は明確とした。竹早は女子学部としてすべての専攻を置くこと、従って男子で芸能を修めようとする者のために世田谷にも芸能を置くこと、小学校教員養成の4年課程は、いずれの施設にもこれを置くこと、但し追分は

第1章 学部のあゆみ

竹早の「ひさし」として、小学校教員養成の2年課程だけを置くこと、なお附属幼稚園のある関係上、竹早には幼稚園教員養成の2年課程も置くこと、以上によって、4本煙突案は形をととのえて、きわめて強力な案となった。これに対して第一師範は、どのような態度をとったであろうか。第一師範は、委員会の代表が最初に文部省側と会見した時から、二つ以上の師範学校を統合して学芸大学を設立する場合には、シニアーは1カ所にしか置かない（但しその施設には足をつけないこと。）という国の基本方針が、動かすべからざるものであることを察知しておった。それに4本煙突案によれば、各施設それぞれ専門科目の教育に偏して、小学校教員の養成には適さない、又中学校教員養成の上からも、2教科を兼ねて修めようとする場合に不便であるという点を指摘し、少くともシニアーは1カ所にまとめるべきだという、1本煙突案を主張して譲らなかつた。最初文部省としては、第二師範、第三師範も、竹早ならば賛成するかも知れない、シニアーは竹早に置いてはどうか、交通上から見ても他の施設よりは比較的便利でもあるから、との意見であったが、第一師範としては、敷地、施設その他の点から見て、客観的に世田谷がまさっていることを力説したので、煙突は世田谷に立てるという考え方に変っていった。

4本煙突案と1本煙突案とは、きわだった対立のかたちとなって、容易に妥協の点は見い出されなかつた。しかし、何といっても委員の数からいえば、第二師範と第三師範とを合せた方が多い、それに第一師範としては、たとえ主張して見たところで、4本煙突案が、文部省で認められるはずがないと確信しておったので、6月14日、大泉において開かれた委員会において、修正された4本煙突案を携え、委員会の代表が重ねて文部省へ陳情するという提案に対して、同意したのであった。会見は6月19日に行われたが、豫期したとおり、文部省は、4本煙突案には全く耳をかさなかつた。これでは統合の意味をなさない、財政上不可である、旧來のかたちを濫存するものであり、師範学校の対立意識をなくすことができない、少くとも最後の3、4年は同じ校舎で学ばせることによって、一つの大学の出身者であるという自覚を持たせることができるのである、それに全国的な影響も考えなければならぬ、これでは、1本煙突ですですに話のまとまった大阪、愛知、北海道などがおさまらなくなるであろう、是非国の基本方針に従ってほしい、というのが文部省側のいい分であった。会見の結果は、6月23日池袋の附属小学校で開かれた委員会において報告されたが、文部省の要望もむなしく、委員会は4本煙突案撤回の意志なく、4本煙突案と1本煙突案とは、はてしない平行線のように思われたので、木下委員長は、委員会は当分の間休会するむねを宣した。

木下委員長のとったこの措置は賢明であった。その後、1カ月以上委員会を開くことなく、ひたすらに情勢を静観しているうちに、四囲の事情から推して、4本煙突案の実現は不可能であるという見とおしが、いよいよはっきりして来た上に、あらたな

問題も起って来たので、8月5日、久しぶりで委員会が招集された。この委員会で、第二師範、第三師範も、不本意ながら1本煙突案に同意したが、その煙突をどこに立てるか、この後の問題として保留された。なお、あらたな問題というのは、3師範統合のままで、これを東京教育大学の第二教育学部にしようという構想で、3師範の学校長は、7月末、すでに承諾のむねを文部省に回答していたので、委員会に対しては、事後承諾を求めたかたちであった。この構想の以前には、東京大学の教育学部にしようとの考え方もあったそうであるが、時期尚早を理由として、東京大学はこれを断ったとのことである。次にもう一つあらたに起った問題は、3師範の外に、青年師範学校を加えることであった。今までの経緯はともかくとして、中学校の職業科の教員を養成する機関は、別にこれを存置させるよりも、中学校の教員養成を目的とする大学又は学部にて合体させる方が、望ましいかたちであり、全国的にもそうした方針がとられているので、この問題については委員会も異議なく、午後の会議には、青年師範学校を代表する6名の委員を迎えたのであった。大学設置認可申請書の提出期限は、その後段々と延期されて来たが、最終日は8月15日とされていたので、7日及び12日には委員会、その間には3回の小委員会まで開かれて、暑中にもかかわらず審議は続けられ、8月16日、ようやく正式書類の提出を見るに至った。更に、教員予定表、各教員個人調など、人事に関する書類の提出が終ったのは、8月23日であった。東京教育大学第二教育学部の構想は、書類提出後間もなく取りやめとなり、書類の表紙その他をさしかえて、再び、東京学芸大学の設置認可申請書と変ったのは、当時における動揺の姿を物語るものであった。8月31日には、東京青年師範学校の所在地、調布を会場として委員会が開かれた。この時は簡単な報告だけで終ったが、シニアの場所は依然として未決定のままなので、なお釈然としないものがあつた。

しかし、大学設置審議会の委員が、視察に見えるまでには、是非とも、これを決定しておかなければならない。文部省は、10月15日、4師範学校長を招いて、シニアは世田谷に置くのが適当であるという見解を示したが、第二師範学校長大野氏は、あす委員会が開かれる予定であるから、その時にはかつて見ようと答えて、そのまま受諾ということにはならなかった。ところが翌16日竹早で開かれた委員会には、木下校長は欠席されたので、この問題にはふれず、大野校長の司会で、東京大学の教育学部が追分の建物を接收しようとして動いているが、学芸大学としても是非必要な建物であるから、絶対にこれを手離さないという意味の申入書を、文部大臣に提出しようということだけがきまった。次の委員会は、10月20日の午後5時から追分で開かれたが、この日の委員会は、シニアを世田谷に置くか、文京に置くか 追分は、竹早と呼ぶのは適当でない、竹早追分一体という意味で、文京と称すべきだと主張した。この問題をめぐって、激論がかわされた。結局投票ときまったが、投票によることに反対であった第一師範側の委員は、議事係であった岩下委員を除いて、全部が棄権したので、

第1章 学部のあゆみ

その結果からいえば、総員36名のうち、棄権9、白票3、文京としるした者17名、世田谷としるした者6名であった。木下委員長は、この投票には加わっていない。もし、第二師範、第三師範の委員が、すべて文京を支持していたならば、少なくとも文京に19票は集るわけである。又、第一師範の委員がほとんど全部棄権しているにもかかわらず、6名が世田谷を支持している。従ってこの投票の結果を、数の上からだけ判断するのは、必ずしも正しい解釈とはいわれないであろう。とにかく、投票の結果はそのまま文部省へ報告されたが、文部省の意向はこれによって変ることなく、審査のための視察を眼前にひかえた12月27日、再び学校長を招き、シニア及び本部を世田谷に置くという方針を示した。大野校長もここに至っては、やむを得ないものとしてこれを承諾し、東京都内師範学校の統合は、ようやくにして、結着を見るに至った。玖村課長も、長い間の重荷がおりてほっとしたような気持であったろう、ウイスキーを取り出して一同にふるまい、祝意を表したのであった。

三 東京学芸大学の開設

大学設置委員会の視察に備えて、わが第一師範学校も、応急の整備に忙しかった。国費の支出に当たっても、整備に要する経費は、これを重点的に考慮することに努める一方、同窓会の協力を求め、56万円の寄附を仰ぐことができた。大学としては欠くべからざる施設である図書館を整備するため、もちろん応急の措置に過ぎなかったが、従来の閲覧室を第二書庫とし、合併教室を閲覧室に改めて収容能力を増し、壁を明るく塗りかえ、机、腰掛を新調し、書架を整えて、狭いながらも近代的な図書館のふん囲気を出すことができたのも、もっぱらこの寄附のおかげであった。職員、生徒、父兄からも応分の寄附があったが、それらの寄附は、主として洋書の購入などに当てられた。

大学設置委員会の視察は、昭和24年1月6日から10日にかけて行われたが、最初の日は世田谷であり、最後の日は竹早であった。視察に見えたのは、東京学芸大学の審査を担当した第七委員会の委員たちで、主査である千葉高等農林学校の武田校長の外に、勧業銀行の山田副総裁、慶応大学総長の代理として橋本文学部長、それに東京大学の彌永教授が臨時委員として加わり、計4名であった。形式的と思われるほど簡単な書類審査の後に、人事審査の発表があり、午後は校内を一巡したが、立ち入ったの質問もなく、張りつめた気持でいたわれわれにとっては、あっけない位であった。視察も無事に終り、あとはひたすらに審査の結果を待つだけであったが、われわれとしては、東京学芸大学が、義務教育に従事する教員を養成する大学としては、全国の中心に立つべき大きな使命をになっていること、木下校長自身が、設置委員会の委員の一人であり他の大学の審査に当たっておられること、などを思い合せて、当然その設置が認められるものと確信しておった。他の学芸大学や学芸学部又は教育学部については、その設置までにいろいろの曲折があったようであるが、東京学芸大学について

は、さしたる問題もなく設置委員会の審査も通り、昭和24年5月31日に公布された国立学校設置法によって、公に、学芸学部単科大学として設置を見るに至ったのである。

大学の開設に当って、最も重要な人事は、学長の選考であった。この問題をめぐって紛争を見た大学は少ないが、わが東京学芸大学においては、きわめて円満な解決を見たのである。すなわち、各施設ごとに教官会を開いて教官の意向を取りまとめた上で、3月8日、学校長、部長相会し、学長候補者の選考を行ったが、ほとんど異議なく木下学長を推すことに一決し、第二の大野校長、第三の田中校長、青年師範の末松校長、それに第一師範学校教官代表として岩下部長が名を連ねて、次のような推薦書を文部省へ提出した。

われらは、われらの総意によって、現東京第一師範学校長木下一雄氏を、東京学芸大学の学長として推薦いたします。

各師範の同窓会もこれに同調して陳情するところがあったので、文部省もこの推薦をいれ、5月31日付で、わが東京第一師範学校の校長であり大先輩でもある木下一雄氏は、東京学芸大学の名誉ある初代学長に就任したのである。

入学試験は、6月8日、9日、10日の3日間にわたって行われたが、募集人員約1,500名に対して、応募者はわずかに726名で半数にもみない有様であった。昭和24年は、新制高校から初めて卒業生を出した年であるが、多数の者が前年すでに高等専門学校へ進学しており、そのため卒業生が比較的少なかったこと、小学校、中学校の教員を志望する者は、おおむね昨年、師範学校の本科1年に入学していること、学芸大学の内容が一般にまだ理解されていなかったことなどが、その原因として考えられたが、とにかくこれではと、再募集を行うことになり、7月の初めにこれを実施したが、第二次の応募者も、ようやく198名、この2回の選抜によって合格を許可した者は、824名であった。なお、第一師範学校男子部の本科第1学年を修了した者約200名のうち、ほぼ半数は、学芸大学を志願して選抜にも通り、学芸大学の第1学年へと、いわゆる横すべりをしたのである。第1回の入学式は、7月18日、世田谷の講堂において挙行されたが、合格者は全員ほとんど出席、壇上には各施設からの代表教官約50名が、学生と相対していながらいる。おごそかな入学風景をえがき出したが、式そのものは、学長の式辞と学生の宣誓とで、簡単に終わった。翌日は、各分校にわかれて、分校の入学式を行っただけで、大学はそのまま休暇にはいり、授業の開始されたのは9月5日からであった。

開学の披露ともいべき開学式は、24年の暮近い11月27日、世田谷において催された。当日はくもり日であったが、幸に終日雨は降らなかった。式は午前10時から講堂で挙げられたが、文部省、国立大学、同窓会などの関係者約150名、本学からは、教職員約520名、学生生徒の代表者約530名の参集を得て、講堂はあふれるばかりの盛況

第1章 学部のあゆみ

であった。学長の式辞に続いて、高瀬文部大臣の祝辞を伊藤次官が代読、次に国立大学の代表として東京教育大学柴沼学長、私立大学の代表として国学院大学の石川学長、隣接の大学として東京都立大学の柴田学長が、それぞれ祝辞を述べられた。全国各大学からの祝電は30数通にのぼり、いやが上にも祝意を高揚させた。式の前後には、学生の合唱がうたわれて、音楽的な効果を収めたが、引続き行われた教官の記念演奏も、見事なできばえであった。正午からの祝宴は、体育館でこれ又盛大に行われた。講堂では、管絃楽団フォンテーヌの演奏が始まる。本館には、美術展、書道展が開かれている。校内いたるところに明るい開学式のふん囲氣をかもし出していた。当日來賓に贈った「東京学芸大学研究報告第1輯」は、不可能とさえ思われた短時日の間に、りっぱに編集、印刷をやりとげて、開学式に花をそえたのであった。

四 東京学芸大学の組織と本校

東京学芸大学は、学則第2条に規定しているように、学芸諸般の研究並びに教育の科学的探求につとめると共に、学生の教養を高め、そのめざす専門の学芸と教育に関する理論及び實際を指導して、有為の教育者を養成することを目的としている。この場合、その養成を目的としている教育者は、主として、義務教育に従事する小学校及び中学校の教員である。小学校及び中学校の教員といえども、4年制の正規の課程で養成するのが建前ではあるが、文部省は、教員需給の関係、女子の志願者吸収などを考慮して、2年の養成課程も設けるようにと、全国へ指示した。従って本学としても、小学校、中学校共に、2年の養成課程を置くことにしたのであるが、これらの課程を区別するために、4年の課程を一部、2年の課程を二部、小学校教員養成の課程を甲類、中学校教員養成の課程を乙類と名づけたのである。なお、幼稚園の教員を養成する2年の課程を置くこととし、これを二部丙類と呼んだ。第1年度における募集人員1,500名の内訳は、一部甲類300名、一部乙類340名、二部甲類400名、二部乙類420名、二部丙類40名であった。乙類が割合に多くなっておるのは、青年師範学校があとから加わったので、その募集人員をそのまま加算したためである。

東京学芸大学は、世田谷（第一師範学校男子部）小金井（第二師範学校男子部）大泉（第三師範学校）竹早（第一師範学校女子部）追分（第二師範学校女子部）の五つの分校から組織されている。世田谷を除いた他の4分校は、施設の規模に応じて定員に差はあるが、ひとしく、一部甲類、一部乙類すなわち4年課程の前期2年（ジュニア）と、2年課程である二部甲類、二部乙類の学生を收容し、同じように科目を開設する。但し、職業を専攻する学生はすべて小金井分校に、二部丙類の学生は竹早分校に收容する。これに対して世田谷は、4分校で前期の課程を終った学生を收容する施設で、後期2年（シニア）の課程が置かれ、高められた程度の科目が開設される。従って、いわゆる足はないが、大学教育の中心であり、本来からすれば、本校と称すべきであるが、当時は、名称の上でそのような差別を立てることさえ、文部省で

は氣をつかったのである。世田谷分校の収容定員は、1 280名と予定された。

わが第一師範学校は、ここに東京学芸大学世田谷分校として、あらたなる発足を見るに至った。ここには事務局が置かれ、学長も事務局長もおるわけであるから、その意味からも大学の中心となったわけである。なお、教員養成を目的とする学芸大学、学芸学部、教育学部の発足と共に、それらの大学、学部を会員とする強力な職能団体、日本教育大学協会が、昭和24年11月15日、竹早分校を会場として発会式を挙げたが、木下学長は推されてその会長に就任された関係上、協会の事務所は世田谷分校に置かれることになったので、その点から見れば、全国の中心ともなったわけである。

しからば、旧制の第一師範学校そのものは、この際どのように措置されたであろうか。旧制の4師範学校は、東京学芸大学に包括され、いわば大学の中の一つの課程のような形で、当時残っていた本科生及び予科生のすべてが、その課程を卒業又は修了するまで、あと2カ年、すなわち昭和26年3月31日まで存続することになった。この措置に伴って、正式の名称は、東京学芸大学東京第一師範学校ということになったが、木下学長は、包括された4師範学校の校長を、すべて兼ねることになったのである。

(元東京第一師範学校男子部長、元東京学芸大学世田谷分校主事)

2 「大学院開設後5ヶ月 その行方を見守ろう」

『教育文化』創刊号(1966.4)

本年5月から学校教育、数学教育、理科教育、英語教育と四つの専攻を開設した東京学芸大学大学院は新制大学初の大学院設置ということで内外共に注視される中で、来年度からは国語、社会の大世帯を含めてほとんどの専攻を設置する予定のようである。

さて学芸大学大学院の性格を論ずる場合にまず第1に考慮にいれなければならないのは大学の性格である。義務教育の教員養成をたてまえとする学芸大学の上に設けられる大学院であるから、自ずとその目的、性格が他の大学院と異なったものとしてあるのだが、以下簡単にふれてみよう。

教育修士か教育学修士なのか

東京学芸大学大学院教育学研究科という名称にある教育学は、大学の目的からしても純粋な教育学研究ではなく、学校教育専攻の中の1講座である教育学第一とは意味合いが違うものである。本来大学の目的からしても、教育学研究科ではなく教育研究科ではないのかという意見もあったのだが、決論を得ないままに教育学研究科として認められたものである。これは今回の教育学部への名称変更、さらに後にふれる資格の問題としても、教育修士なのか教育学修士なのか、もしも教育学修士とするなら、

第1章 学部のおゆみ

他の大学院の教育学修士との関係はどのように解釈すべきかなど、かなり大切な点である。

大学院研究科学生募集要項には

「学部における一般的ならびに専門的教養の基礎のうえに広い視野に立って精深な学識を修め、理論と応用の研究能力および教育実践の場における教育研究の推進者となる能力を養うことを目的とする」とある。

新設の大学院ならば、応募者に対してその裏付けとなる確たる基本方針をもう少し具体的に記すべきであり、これだけの目的をもってしてはなんととも理解しかねるものであるが一つの特徴は能力の養成ということである。教育実践の場に結びついた教育研究の指導者能力の養成ということに大学の性格を加味した学芸大学大学院の特色をもたせようとしている。

異質な大学院か

各専攻を見ると、学校教育専攻、数学教育専攻、というように学部の科目をとって教育専攻という名称がもちいられている。その専攻の中に設けられる講座は教育学第一、数学第一などとなり院生はこの講座に所属することになる。さらに特色ということになると、学校教育専攻を除く専攻分野の第一の講座の中に専攻名教育が6単位設けられ、各教科教育が単独講座として設置されていることである。2年間のマスター課程における30単位は、学校教育専攻を除いて、各教科教育講座、所属講座、学校教育専攻講座をだいたい3対2対1の割合で配分し修めることになっている。まだ途中の段階でその全ぼうは明らかではないが、研究修得単位の配分からしても異質な大学院であるといえよう。ただいかなる具体的な内容をもって異質であるのかということかかなりの疑問があるだろう。その中心的なものは、大学院の内容から規定するところの資格の問題である。教育学研究科の名称のところであつとふれたが、教育学修士と教育修士との違いは大学の目的との関係からみる必要がある。

教育者養成をたてまえとする現在の学芸大学は一般にいわれる教育学研究とはちがって応用科学としての教育研究にその特色がある。またその教育研究とは、少なくともまったく独立した各専門分野に接することによって広い視野から自分の専門を位置づけ、総合的な観点からものの判断が可能、いうならば哲学的な深い教養をもった社会の指導者が育成されることを意味している。学部の性格はそのような意味あいを、もっているといえよう。この学部の上に設置される大学院であるから、特に小学校教員養成課程に代表される教科教育学の分野が大学院の性格に反映されなければならないのは当然である。いやむしろまったく新しく設けられた学芸大学唯一の特殊性を標榜する小学校教員養成課程における教科教育学の17年に及ぶ学問的実績は定着化されねばならないだろう。学問的内容がこの間新しく意味づけられたかあるいは不毛であったかは別として、唯一つ小学校教員養成課程の研究が多かれ少なかれ教科教育

学の学の独立をめざし、その分野が学芸大学の他の大学に持つことのできなかつた特殊性としてあるならば、学芸大学大学院の唯一の特殊性はそこに求められなければならない。

今こそ学芸大学のとるべき態度は重要である

研究と実践とが現実的な価値作用を必要とされる教科教育学という学問的分野をより高度な理論と応用という形で深化させるものとして学芸大学大学院を考えるなら、このマスターコースは一般的にいわれる教育学修士とは概念の異なるものである。すなわち学芸大学大学院マスターコースは教育学修士としての上級免許状とはおよそ関係のないものとして位置づけられねばならないだろう。この点は重要であるにも拘らず、要項には具体的にふれてないところであるが、もしも上級免許付与などということにしたならそれは学芸大学大学院の基本的な性格を変えるものであろうし、同時に学芸大学の学問的内容の低さを自ら認め、なおかつ固定化するものでしかないだろう。それはまた設立以来学芸大学が最も注視し、その学問的内容と社会的権威を上げようとした学芸大学、学部精神に流れる小学校教員の存在を宿命的に卑下する結果になりかねない。社会一般にも、また教師の世界にさえ根強く巢食う教師の価値系列化、格差設定に対しては、教員給与体系の3本化など経済的にもそのような動きが強まっているだけに、学芸大学のとるべき態度は重要である。

学部研究は不十分な現実だが.....

2年以内に必ず問題として取り上げられるであろう免許状の内容について述べたが、更に別の面で大学院設置にいたるまでの研究体制の欠如があげられよう。おそらく学問とはなんでもかんでも新しいということでは事足りるものではなく、おそらく長年に亘って積み重ねられた学問の実体とその実績を生み出す研究体制なくしては成り立ち得ないであろう。かりに教科教育学一つを例にとってみてもあらゆる分野にパイプを通した研究体制をもってこれぞ学芸大学の大学としての研究であるという発表が不断になされてきただろう。それは偏^{ひと}えに大学、学部における研究意欲にかかっている。大学院設置に至る過程で、大学院が学部とどのような関係であり、研究対象がいかなる分野であるかの学生に対する心意気が欠如していたのは、この学部における研究意欲が不十分であることの一端を物語っていよう。学芸大学があつて大学院もその生命を持ち得る。学部教官学生の研究意欲と研究体制が不十分である現実の段階で大学院設置が遂行されたとするなら、大学院の存在が逆に学部を規制するという本末転倒の悲劇的現象を呈する危険性は充分に考えられる。

研究と教育は一体でなければならぬところに生命がある

さらに教育観そのものについての理念が叫ばれている今日、研究は大学院で、教育（皮相なる）は学部でなどという意識が暗黙のうちに固定化されるようなことになつたら学芸大学は大学として破滅の道を急ぐだろう。学芸大学大学院については、

第1章 学部のあゆみ

その性格内容が学部の基本的な性格内容にかかわるからして、いかに心配しても心配しすぎることはない。そして学芸大学にあっては、研究と教育が一体化しているところに大学の生命ありとする大学本来の理念を一步一步具現化する方向において、当分の間、学部の研究体制充実に力を注がねばならないだろう。

3 「新制学芸大学発足期の理念と現実 日高第四郎・木下一雄氏との 会見から」 『教育文化』創刊号（1966.4）

「大学不在の大学」「教育不在の大学」と国公立を問わず叫ばれる「不在」の要因は何か。この要因の解明なくしていかなる大学論議がくり返されようと、それは現実とかけ離れた抽象論議として霧消するか、せいぜい旧制高校、大学との比較論議としかかなり得ない。「大学論」を現代社会と敗戦後20年の歴史的過程の中で把え、創るべき大学の理念とそれへの諸方策を現実的なものとして提示するためには、この「不在」の追求は欠かすことができないのである。そしてそれは他の誰でもない大学自らが取り組むべきことである。

しかるにこれまで報告された「大学」に関する諸論文は、このような「不在」の追求から「理念」へという過程を疎かにしてきた傾向があることは否めない。ぬきさしならない教育行財政の問題も、大学自らその存在を現代社会のなかに位置づけ、人類社会における大学の果たすべき役割を問うという、大学理念の創造過程の中でこそ語られなければならないことであろう。

さて現在起こっている大学論議を学芸大学に焦点を合わせてみると、かなり問題は複雑である。それは本学が「大学」であるという大学の本質の問題に加えて「教員養成」という宿命的な目的を設立当初から掲げてきたことに起因する。僕等が新制学芸大学の姿を把えようとする時、必ずこの大学と教員養成との二元的な追求の仕方が必要とされることは事実である。でもそれはあくまで追求過程における二元的方法であって、学芸大学の内容を二元的に分離するということとはまったく別である。少なくとも僕等は今もう一步論を進めて、大学、教員養成という両面からの追求が前掲の重要な3点を中心的課題として学芸大学の研究者主体にいかに統一的にかかり合っているのかという「新制大学」の本質に食い込まねばならないだろう。そして新制学芸大学の理念が18年の間にどのような変わり様をしてきているのかという歴史的な問いかけの中で、教員養成、免許法、大学設置基準、学部名称変更、カリキュラム問題などを明らかにすることが至当であろうと思う。

編集部ではその手始めとしてこの「新制学芸大学発足期における理念と現実」を特集した。新制学芸大学設置の意義をどこに求め、いかなる理念と機構内容を目指した

のか、さらに大学で教員養成を行なうという主旨はいかなる内容を持っていたのか。本特集では、新制学芸大学発足期に、主導的な役割を果たされた日高第四郎先生（当時文部省学校教育局長）に政策側として「新制学芸大学の理念」をまた木下一雄先生（初代本学学長）には「新制学芸大学発足期の現実」を語ってもらい編集部でここにまとめたものである。

なお、両論稿ともその内容に関して、最終的責任は本会にある事を付記しておきます。
= 編集部 =

学芸大学の理念とその周辺 師範の伝統を乗り越えて

民主主義日本を志向した戦後教育

昭和21年占領下にアメリカ教育使節団の来訪に備えてつくられた準備会が、発展的に解消して、教育刷新委員会となり、安倍能成氏・日高第四郎氏・南原繁氏・務台理作氏等がそのまま主要メンバーとなって、戦後日本の教育の根本的な審議をはじめた。

この教育刷新委員会は、教育基本法、学校教育法など戦後教育の大断行を推し進める指導機関としてあったのだがアメリカ教育使節団との関係については、安倍能成文部大臣の、過去をのりこえた新しい日本を目指す主張などもあって、審議については独立した機関として委ねられた。

歪められた教育の姿が泥沼の戦争という悲劇をもたらしたことを深く反省し、敗戦後の日本を教育の力によって民主主義平和国家に創り上げようとした戦後教育改革の指針ともなるべき教育基本法はこのような情勢の中から生まれたのである。天皇制を廃止するのは日本にとって忍び難いものとして残したものの、戦争を永久に放棄し、恒久的な民主主義平和国家の世界一たらんことを願った憲法の精神を受け継いで、その担い手たる教育の精神を教育基本法としてまとめたのは、当時の教育刷新審議会メンバーが一様に戦後の新生日本にかけた切なる夢の実現であった。一部には教育勅語を新しい形で出してはという意見もあったそうだが、主権在民、恒久平和国家を願った新憲法が、戦前の天皇制軍国主義とそれに連なる教育勅語を否定して、全く新しい民主主義日本を志向するものであったから、当然、新生日本の姿にはそぐわないものとしてしりぞけられたのである。（ただし氏は明治時代と教育勅語との関係は別の把握方法があると思うと付け加えている）

学芸という領域

このような全般的な戦後教育の指針とその実現への方策を審議する過程で「教員養成の問題」は取り上げられたのである。師範教育の否定は、かつての師範学校が、教育勅語を批判することを許されず、特に昭和6年満州事変以後天皇制軍国主義の道を極度に進む中で、教師が勅語を売り渡す道具にし過ぎなかったこと、極端にいうならば平服を着た士官学校として存在していたことに向けられていた。教師にはあらゆる

第1章 学部のおゆみ

る批判の目がなければならず、またそれだけの自立した主体者でなければならぬとして、教師像とその教育観の根本的な転換をめざしたのである。確かに師範学校は教え方の教育技術にかけては他に追随を許さなかったけれども、本来、教師は単なる道具であってはならず、巾広い視野と深い教養をそなえて批判の目をもちうる豊かな人間でなければならぬ。そのためには教員養成は大学で行なわれるのが適当であり、なおかつ総合大学の1学部として行なわれるのが理想であるということになった。このようにして師範学校は新制大学に昇格してゆくのであるが、その前に6・3・3・4制という学制改革の下に出発した大学に関して、教育刷新審議会で口ぐせのようになって言ったことは「専門バカをつくるな」ということであった。旧制大学においては1年から専門に取り組み、どちらかといえば専門以外は関知せずという専門バカをつくり易かった。一方、師範学校みたいに自立した主体なしに教えることだけが専門であるような専門バカもつくってはならない。大学は学問研究の場であると同時に、よりよき市民としての広い視野と深い教養をもつ人間の育成の場としてあらねばならず、その意味から1、2年を教養課程の期間として設けたのである。そしてそのようなよりよき市民の育成の場として特に期待をかけたのが新制大学であった。1県1大学1学芸学部という構想は、それが駅弁大学といわれようが、よりよき市民として、有為なる指導者として民主主義日本の姿を地方の特殊性を活かして全国津々浦々にまで創り上げようとしたものであった。このような新制大学と学芸学部との関係、それは実に切っても切り離せないものであった。教育を原動力として新しい民主主義日本を創ろうとした教育改革の理念が一つの願いをこめてその間に内包されている。そして師範学部でも教育学部でもない、学芸学部という名称は「教育は俺こそ専門家である」という師範的教育の専門家を危惧しての十分な配慮の下に使われたのである。教育の専門学校ではない総合大学の1学部として、なおかつ学芸諸般の研究を通して育成されるであろう研究者主体が、人間的教養を中心とした学部の一環として育成されることを願って設けられた新しい理念としての「学芸学部」であった。「教員養成を主たる目的とする」の主たるとはそれ程の重要な意味をもっていた。昭和24年における教員養成の歴史的転換点にあって、この主たるこそは教育刷新審議会が悲惨なる師範教育の理念を、教師像及び教育観もろとも否定して師範学校を大学に抱き合わせ昇格せしめ、なおかつ「学芸」という領域の中で育成されるであろうよりよき市民（有為なる指導者）に、巾広い視野と深い教養をもった立場から新しい日本を指導させようとした象徴的な言葉であった。それはまた当時の現職教師にとっても積極的に納得される言葉でもあった。

教師にとって最も大切なものは人間的教養である。かりに手の掌をこの「人間的教養」とするなら、手の掌から派生する5本の指は各々教育的専門、技術などになるであろう。手の掌があってこそこれらの指は有機的な関係をもつことができ、総合的な

ものの考え方に立って各々の専門の位置と役割を自覚し、自主的判断ができるであろう。また教師は単なる教育者ではなく、生きた実践の人間として子どもをのばすことにその使命がある。そしてのばすということも、教育は営利事業ではないから、決して価値判断を強制することではない。たとえ一人の人間の価値判断に対しても何人も対決できるものではない。なぜならその価値判断を支える彼の世界観、美の世界などは証明の必要のないものであり、理論的次元を超越したところにある。教師と子どもの間に生まれるであろう人格性尊厳などはまことに個々が体感できることではあっても、決して強制されることはできないものである。教育とはかように実践的な人間としての子どもののばすために、子どもがあらゆる美の世界に含まれている権威ある価値を各々に判断できる観賞眼を養えるような役割を果たすべきである。そのためには教師自身が透徹なる観賞眼を養わねばならず、巾広い教育哲学をもたねばならない。「学芸諸般にわたる研究」とはそのような教師像を志向したものであった。そこに師範的な伝統をのりこえて新たな民主主義教育を育てようとしたのである。そして長い間政治が教育に優先してきた状態を脱皮して新しい教育の自立性を求めたのである。それは師範教育に横たわっていた教育観及び教師像の質的な転換を意味し、「学芸」という領域の研究から養われる教育観とそこから生まれる新しい教師像をめざして、「教育大学」ではない日本的な「学芸大学」の設置を考えたのであった。

東京学芸大学誕生

しかしながら師範学校を1単科大学としての学芸大学に昇格させようとの教育刷新審議会の決定に対して、大学設置審議会（当時上原専祿会長）は最初難色を示した。それは大阪学芸大学を含め「大学としての風格を欠いている」ということであった。別言すれば、あらゆる点で大学としての資格に不十分であるということであった。ところが前述したように、学制改革による教師の不足や、短期大学を認めないという占領軍指令部の小、中、高、大学政策のむり押しもあり、また大学設置審議会内部の問題もあって最終的に大学昇格を許可されたのである。このようにして、アメリカ教育使節団の報告書を一歩進めた形での、「教員養成を主たる目的とする4年制大学」という教育刷新審議会の新制学芸大学の理念はここに具体化した。そして東京学芸大学は昭和24年5月31日、新制大学として発足するにいたったのである。

以上が教員養成の歴史的転換と思われる師範から新制大学発足までの簡単な理念と経緯である。

学芸大学発足期の状況 小学校課程が本学のピーク

昭和24年5月、本学発足より足掛け8年間、初代学長として、本学の基礎づくりに骨折られた木下一雄氏は、現在「学校教育研究所」の所長として戦後20年の日本教育の跡をたどる「新日本教育年記」の編集、出版にたずさわっておられる。銀座の歌舞伎座横にある「学校教育研究所」を訪れ、学大発足期の状況についてお話を伺った。

第1章 学部のおゆみ

2時間余りにわたる会見で、先生は実に丁寧に、質問や疑問に答えてくださった。当時からすでに10数年を経たとはいえ、学芸大学の生みの親である先生の発言には得る所大なるものがあると思う。

《“大学”とはいうものの……》

本学を中心とする教育系大学が、学芸大学あるいは学芸学部として出発したのは何故ですか。その基底には、終戦を契機とする日本教育革新への志向があったのでは？

戦後、戦いに破れて、戦前の教育や教育制度が全面的に崩壊あるいは否定されました。そこで第1に問題になったのは、“戦後日本の教育をどのように建て直すべきか”という事です。例の米国教育使節団の来日（注・21年3月5日）を機会に、内閣に教育刷新審議会（注・米国教育使節団を迎えるに際した日本側の協力組織。使節団帰国後、その報告書の基本方針を実現に移す為の機関として「日本教育ノ革新二ツキ文部省二建言スベキ常任委員会」が設置され、同年8月10日「教育刷新委員会」として正式に発足した。）が出来、その第1回会合が21年9月に開かれ以上の根本的問題を解決するために、五つの問題点が出され、各々いくつかに分れて審議する事になりました。その五つの問題点とは第1に教育の目的を如何に定めるか。第2にその目的を実施するのに、どの様な学校教育制度を設けるべきか。第3に、制度を支える教育行政のあり方。第4に、国公立の学校の振興のみならず、私学の振興をどの様にするかという問題。第5に教員養成の方法を根本的に改める事。特に第5は、私が強く主張した点でした。というのは、これまでの教員養成は、師範学校において行なわれて来たのですが、この制度のもとでは、第1に教師として十分な“教養”が身につけられない。また第2に、専門的学力においても不十分であり、その他諸々の点で、大いに反省しなければならなかったのです。特に私は、終戦当時、第一師範の校長をやっていたから、その欠点については身にしみて感じていたわけです。とも角、これからの教育は“深い教養”と“豊かな学識”が必要であると確信していたわけです。では「新しい教員養成制度は如何にあるべきか」、そこで出て来たのが“大学”で教員養成を行なうという建前なのですが、ここに最終的に落ち着くまでには実に多くの議論がなされました。先にあげた五つの問題の中では一番議論の激しかったところだと思います。私達は師範学校の責任を一身におわされ、攻撃されたものです。とも角、新しい戦後の教員養成は、国立、私立、の大学で行ない、特殊な教育機関では行なわないという事になったわけです。さて、では実際にどの様にやるかという問題でも色々問題が出てきたわけですが、特に、小学校教員の養成については問題が深刻でした。というのは、中学、高校はある程度、各大学の学部で専門教育を受けた学生がやれる、つまり各大学、学部にまかせてもよいわけですが、小学校の場合は全科という事が原則ですから、どこでもやれるというものではない。つまり、全く新しいカリキュ

ラムを用意しなければならなかったわけです。しかし“大学”で行なうという事ですから、“既存の大学”だけではとうてい不可能だった。ここでいわゆる師範学校が“三段飛び”して“大学”に格上げになったわけです。即ち、師範学校は昭和18年中学から専門学校へ、そして21年“大学”となった訳で、名称は一応“大学”とはなったものの、実質的には“専門学校”であったわけですね。

《そも“学芸”という名称は……》

師範学校が三段跳びで大学に昇格した事情はだいたいわかってきた。でもこのようにして生まれた新制大学の性格が気にかかる。先ず第1に、学芸大学、学部の「学芸」という名称の由来や、その意味は？

今申した様に、これからの新しい教員養成は“大学”で行なうという原則を打ち建て、特に小学校教員の養成は新たな教育課程で行なわねばならなかったわけで、その学部ないし大学の名称としては“師範大学”でいけないし、また“教育大学”というのも適当でない。そこで、天野貞祐氏が、明治の初年英国に学んだ菊地大麓氏が帰国後、「日本にも、“教養”を基礎とする大学を作る必要がある。そしてこの大学は“学芸大学”と呼ぶのが適当である」と提唱したという事を申されそこで、この新しい“大学・学部”はこのイメージにぴったりという事で“学芸”という名称をつけたわけです。ところで、話が少しずれますが、新制大学が発足する際に東京大学に“教養学部”を設けたいという申請が大学設置審議会にあったわけです。審議会では“教養学部”より“学芸学部”とすべきだと勧告したわけですが、東大の方ではこれを聞き入れずに“教養学部”でスタートし、今日にいたっているわけですが、今日、そちらの方が社会的には認められているわけで、いささか「ひさしを貸して母屋をとられた」感じがしないでもないのです。

例のアメリカの教養専門の単科大学 Liberal art college から「学芸」の名称をとったかと思っていたが、そうではなかった。ところで、いわゆる教員養成系大学には「学芸学部」と「教育学部」とあるわけだがこれには特別な理由でもあったのだろうか。

これは簡単なのです。一応“学芸学部”を基本にしたわけですが、旧制高校を統合して出来た教員養成系学部は全て“教育学部”としたわけで、それだけの事です。

お答えは、意外とすっきりとしている。しかし、納得のいかぬお答えでもある。ところで、学生がよく問題にする事は、先に先生が言われた“教員養成は大学で”という理念に関して、“大学”というものをどの様に考えておられたのか。また“教養”を中心という点についても何か非常にあいまいさを感じずるわけで、一体どの程度深く考慮されていたのかという点である。

これは、日高さん（註・日高第四郎氏）なんかも、よく御存知だと思いますが、先に述べたように、これからの教師はいわゆる確固とした“人間基盤”というものに裏

第1章 学部のあゆみ

打ちされた“教師としての信念”を自覚した人でなければいけない。即ち、上からの命令に盲目的についていくというのではなく、教師一人一人が自分の頭で考え、その信念の上に立って教育に当たらねばならないという事が基本だったわけです。それに、これからの時代はスペシャリストも必要だが、それより一つの専門に精通しながらも、オールラウンドな力と知識をもったゼネラリストがむしろ社会をリードするであろう。この様なゼネラリスト養成こそ学芸大学の真の使命であり意義だと考えたわけです。ですから、学芸大学はその基本の目的を“小学校教員”の養成という事におきながらも、それだけにとどまらず、広く社会の指導者 ゼネラリスト の養成にも重点をおいたわけです。ですから、別の言葉でいえば、今日のいわゆる“人間学部” “人間関係学部”といったものを含んでいたわけです。後で詳しく述べますが、東京学芸大学の場合、発足当初はそうした事を充分考慮してカリキュラムを組んだものです。この様なオールラウンドの教養という事になりますと、“単科”ではいけないわけで、学芸学部は総合大学の1学部としておき、そこに属する学生はどんどん他の学部の講義を聞き、また各分野専門の先生をつれてくる事が必要であったわけです。ところがこれが色々な事情で不可能となり、7学芸大学ができたわけです。

現在の本学の学則では“教員養成を目的とする”となっており、教職以外にはほとんどが道をとざされている訳だが、はじめからそういう訳ではなく、他の種々の社会的分野にも進ませようという事だったのだろうか。

原則的にはそういう事ですし、他にどんどん出られるのもよい事です。ただ基本的には小学校教員という事で、言い換えれば小学校教育をピークにするという事です。また小学校教師は特に計画養成という事が必要であったわけで、学芸大学でそれを行なう必要があったわけですが、小学校教員という今日でもそうですが、何か中・高の教師に比べると学力程度が劣るというのか、低く見られがちで、文部省などでも給料の格差を設けようとしたので、私達はこれに強く反対したものです。つまり、社会全体の指導者として決してヒケをとらない教養と学力を身につけた小学校教員を旨ざそうという訳だったのです。ですから、本学で小学校課程の学生が中免や高免をとるのはむしろ邪道と言わねばなりません。勿論、反対したにも拘らず、3本建の給与体系が決められてしまったので、そうした経済的な条件や教員需給のアンバランス等の点があるので、一方的に非難はできないのですが。これと関連して、今年度から本学に“大学院”が設けられたわけですが、これ等もやはり“小学校教師”の養成を基本におかないとその存在価値がなくなると思います。いわゆる各専攻別の専門という事だったら、他の大学でやっている事だし、そこにある程度まかせておけばよいわけで、それについて勉強したい学生は、そこに行けばよいわけです。本学の場合はやはり“小学校教育”という点に重点をおかないと、存在理由はありませぬし、それを明確にうたっていると思いますがどうですか。高校1級免許のためなら、なにもわざわざ

わざつくる必要はないのです。その辺ははっきりさせておかねばならないと思いますが。

本学の大学院が“小学校教員”の養成を基本においてあるというのは、私達にはピンとこないが、この辺はまだまだ問題が残っている様だ。この問題はいずれかの機会にゆずるとして、発足当初の本学の姿という事についてはどうだったのだろうか。

本学の事を述べる前に、先に一寸触れた“学芸大学”発足の事情について説明しておきましょう。総合大学の1学部として設けるはずだった学芸学部が、一部を除いて、そうならず、例外的に全国で七つの学芸大学が出来た背景は、各大学によって少々ちがいますが、多くは、「学芸学部」だけでも、すでに1大学としての規模が必要であり、総合大学の中に組み入れる事が不可能となった事が共通して言える事です。また旧制師範と高専、高校の間にお互いに反目のあった事も事実です。また、奈良学芸大学の様に、高等女子師範、師範と二つあって、高師の方では数少ない国立の“女子大学”になる事を強く主張し結局これが認められ、師範は止むなく単科大学として出発する事になったところもあります。ところで、東京においても、この様な事情、即ち東京高等女子師範が“御茶の水女子大学”として独立する一方、他の六つの師範があったわけでこれを全部総合大学の中に組み入れる事は不可能だったわけで、これまた“例外的”に、東京学芸大学としてスタートしたわけです。こうして、本学は六つの分校をかかえたタコ足大学としてスタートしたわけで、どの様な編成をとるかが大問題になったわけです。どの分校も、各々に本部をもって来たがるわけで大ゲンカというわけです。最初は、各分校毎に、各々教養課程と専門課程を置けという“エントツ論”が強かったわけですが、私達が頑張って世田谷に一応本部を置き、ここに3、4年の専門課程を置く事で意見がまとまり、これ以降は見事なチームワークで進んでいったわけです。まさに“全学一致”という言葉がピッタリです。さて、実際の授業をするに当たってのカリキュラムは、私、それに物理の日下部先生に協力していただいて作製したわけです。私の頭の中には、先に申した小学校教員の養成という事とゼネラリストの養成という二つの原理があったわけで、その点を充分盛り込んだものを作製したつもりです。この最初のカリキュラム案は日下部先生が今もお持ちだと思しますので、見せていただくとよろしいでしょう。特に大事な点を申しておくと、ゼネラリストとして必須の“語学”を非常に重視した事です。これには当時、有能な若手や実績のある語学の先生を沢山ひっぱりってきました。また美学などにも力を入れました。その他の分野でも同様で、世界的権威といわれた先生も数多くおられました。かなりの人が定年などでおやめになっていらっしゃると思いますが、今も立派な先生が多いでしょう。それに、どの先生も非常に張り切って骨を折ってくれました。その次に、授業時間がそれ程多くなく多くの学生が、他の大学の講義を聞きに行

第1章 学部のおゆみ

きましたし、また私達も勤めたものです。スタートが若干遅れたためもあって初年度は学生がそれ程集まらなかったわけですが、最終的には全学生数4,500、教官職員合わせて900名になりました。その後教職員の数はそれ程減っていないはずです。

ゼナリストとして語学の重視……現在それを実践しているのは、むしろ本学よりもICUや独協大学etcのようである。

最後に、当時の学生気質はどうだったろうか。

根本的には変わっていないのは当然でしょうが、ただ前の学生の方が、もっと気骨があり、けじめがはっきりしていたといえるのではないのでしょうか。自治会の活動にしても、ただ反対するばかりでなく、かなり私達にも協力してくれ、建設的な意見を出してくれたものです。また「行動に対する責任」という事も、今の学生よりは厳しかったと思います。でも、皆、まじめに勉強する点は変わりがないと言えるでしょうか。少し余計なことまでしゃべってしまったかも知れませんが何かの参考になれば幸いです。

【解説】理念と現実の谷間に苦悶する学芸大学 日高・木下両氏の話聞いて

歴史の裏話とは大へんおもしろいものである。裏話は裏話でしかないということを知りながら、現象化された歴史を意味づけるものとして裏話は貴重であると思う。

具体的にいうなら、「新制東京学芸大学発足す」という歴史的事実の裏側には、その事実を支える人間の、社会の無限に立体的な内容が隠されているということになるか。なおかつその事実が20年近く前に現象化したものであるとすれば、私達が生きた証言として確かめることは大切である。

木下初代学長の学芸大学三段跳成立論にもあるように東京学芸大学が大学として発足するまでには大へん困難な問題があったようである。どんなものにせよ新しいものが完全無欠の姿で生まれることはないだろうが、しかし私達はその時々確実に高め得る最高の理念を創り上げるための条件を整える、最大限の努力を必要とされている。新制学芸大学発足時における理念と現実の関係も、発足に参与した当時の人々の努力と、努力の方向をぬきにして論ずることはできない。今日リベラリストと呼ばれる範疇にある安倍能成氏、日高第四郎氏、上原専祿氏、務台理作氏、また本学初代、2代学長の木下一雄氏、村上俊亮氏などの学識者を中心とする政策立案者達が戦後民主主義教育の理念をいかなる現実のプロセスに遂行しようと努力したか。またそれが新制大学の、学芸大学学芸学部の現実的過程にいかに根ざしてきたか、いや根ざすべき努力がなされてきたか。さらに20年後の今日その理念と現実との関係がどのような変わり様をしてきているのか。私達が新制学芸大学発足期においてみようとするのは、その理念と現実の接点に立っている大学当事者が新制大学の内容をどのような方向で創りあげるべく努力したのかという点にある。

最も理想的な形で新制大学として発足したのは、初代学長の「大学創り」の息がか

りの下に抜本的な大改革をやったのけた山梨大学だといわれる。それにくらべて例外として登場した東京学芸大学は「大学としての風格」を充分には備えないまま大学の資格を得たようである。しかし出発点における不十分さを認めるにしても、それは問題とするにあたらぬ。少なくとも東京学芸大学は存在し、そして今日まで存在してきた。むしろ考えなければならないのは、学芸大学という自立した存在が、出発点に認めた不十分さを、形式内容共にいかに克服しようとしてきたか、18年間にわたる努力の度量の問題ではないだろうか。自らが手がけ、自ら乗り込んだ木下初代学長が新しい民主主義日本の有為な指導者及び教師として育つであろう教養を中心とした大学という新制大学の理念を抱えて、三段跳成立の東京学芸大学を風格ある東京学芸大学にしようと専心したことは話の端々にもうかがえた。また当時その新制大学創りに学内が一致協力してくれたという話も貴重であった。だがしかし当時の新制大学の理念と現在の学芸大学がおよそ違うということは、主観的にせよ客観的にせよ私達のみならずほとんどの学芸大学関係者が認めざるを得ないことだろうと思う。それを証拠に、大学の教員養成制度をもちこむということによる教員養成大学と一般大学という大学の2本立が歴然とし東京学芸大学はその教員養成大学の雄たる存在を社会に誇っているのが現在ではないだろうか。各大学が「教養学部」「人間関係学部」という学部に変更ないしはそれ等を新設するはしりとなった東大教養学部は本来学芸学部と呼ぶべき学部である、という発言はなかでも貴重である。苦しくも「ヒサシを貸して母屋をとられた」という東京学芸大学学芸学部と東大教養学部の違いは今や明瞭であり極端にいうなら研究は一般大学で、教育は教員養成大学でという枠付けが不可能なこともない。だが大学における教育とは研究の成果の教育であり、研究と教育が一体化しているところに他の教育機関とは異なった大学教育の特殊性があり本質がある。少なくとも新制大学が発足する時の「大学」の理念がそこにあったことは疑いないところであろう。そして木下先生の言う如く、小学校教員養成の特別教育課程をピークとし教養を中心とした学芸大学という構想も、今まで大学にはなかった新しい研究分野を中心にすすめることによって、学芸大学の大学としての特殊性をもたせることにあった。またそれを中心に東大教養学部的な課程を設けることによって、単科大学として出発した東京学芸大学が総合大学に匹敵する内容を確立し、その中で育成される小学校教員を中心とした人達が、研究と教育の一体化の上に巾広い視野と深い教養をもってあらゆる場に登場してくれることを願った新制東京学芸大学の理念であった。そのような理念が、日高先生の発言にもあるように戦後教育改革の中から生まれた新しい大学の理念やまた教師像、教育観の質的な転換の上に教育の自主性を求めた方向と歩を一にしていることも伺えよう。それが現在の「学校教員養成(専門)大学」としての東京学芸大学の姿とおよそかけ離れていることは予想に難くないことである。

大学にとってこのような違いは、政策を論ずる以前の大学の内容の問題としてまず

第1章 学部のあゆみ

考えなければならぬと思う。客観的にみて3月の「学芸学部」から「教育学部」への学部名変更によって、学芸学部という新制大学の理念は変わったとみなければならない。そしてこの「教育学部」への変更ははたして学芸大学が18年の間、学生、教官共々大学としての不十分さを克服するための、学芸大学創りの努力の賜として行なわれたのであろうか。大へん独善的であるが、文部省の「学芸学部」はあいまいな存在であるという論理はさておき、18年間に及ぶ学芸大学の歴史自身が肯ずけるだけの内容をもってはいないであろうと思われる。それは単に「学芸」が、「教育」という名称に置き換えられたものでもなく、また一方単なる政策の問題でもない。もしも今日の時点で「学芸学部」が「教育学部」でなければならないとするならば、学芸大学はそれが大学の基本的な性格にかかわるものであるからして、学芸学部を創らしめた戦後出発期における新制大学の理念と民主主義教育の理念に対する反措定及び新しい理念を明らかにする必要があるだろう。それが文部省の政策を云々する以前の、18年に及ぶ学芸大学自身の「大学創り」の内容となるであろう。近い将来「東京学芸大学」を、「東京教育大学」に名称変更する問題が政策としてもち出されよう。その時もまた東京学芸大学は学部名称変更と同じように、単なる政策の問題として安易にかたずけてしまう無責任な立場を固持するかもしれない。でもそれは単なる政策の問題ではなく、大学の存在にかかわる大問題である。東京学芸大学をどのような大学の理念のもとに創ろうとするのかという「大学創り」を各々の責任ある立場に追求し合うことによって、政策の問題に対処してゆくという視点が確立される必要があるように思う。現実的には複雑な要素が絡んで大へん困難なことではあるが、しかし学芸大学自らがやらなければならないことである。もしもそのような努力を怠ったら学芸大学が社会に対してふたたびとんでもない役割を背負って登場する危険性がないともいえない。学生教官共々、私達が聞き及ぶ限りにおいても学芸大学の捉え方は実に多様である。その多様な解釈も、東京学芸大学が発足時に掲げた「新制大学の理念」をもう一度捉え直し照らし合わせることによって今後の進むべき「大学」としての一つの道がみつけれられるかもしれない。「明治」とおもわれるような匂いを感じさせながら、その口から発せられた日高、木下両先生の発言は今なお十分に納得でき、そして生きていくように思うのだが。未だ教育者として、研究者として活躍されている両先生の永い御鞭撻を祈る次第である。

(本誌 小森重信)

4 「就職についての所感」(就職委員会委員長 東 一夫)

『教務補導部だより』第3号(1969.1.14)

皆さんは4年乃至6年の期間をこの大学で生活され、まさに栄えある卒業の日を迎

えようとしておられる。また未来の大きな抱負をこれから就かんとする職場に懸けてもおられる。まさに二重の明るい春であり、皆さんを送る私達にとっても大きなよるこびである。そこで私は就職委員会委員の一人として、私が寄せる皆さんへの期待と、就職をお世話するに当って特に配慮して幾つかの観点を述べたいと思います。

大学の就職委員会は各部から2名ずつ選出された6名の教官と、各部の学生系の事務官、それに本部の厚生課の課長と就職系の事務官で構成され、教官の中から委員長が選出されます。私は若干の経験者という意味で現在委員長を引受けさせられています。各部の委員は勿論その部の学生をよく知っているという立て前であり、本部の厚生課は委員長と協力して主として東京都との折衝、大学全体を一本とする方向で各部間の調整等に当たります。

就職委員会の大きな仕事は、東京都の各区が必要とする卒業生新採用人員を、各区に割り当ててのを行ないます。これが主な仕事の一つですが、この方法は東京都と東京学芸大学の特殊な関係によって長い間採られてきている就職方法です。他の道府県で就職試験合格者の採用に本学が関係するところはありません。本学で行なわれているこの方法を普通に配当といい、就職を希望する人は皆この配当の中に入って貰います。この方法によると各人の諸事情ができるだけ斟酌され本人の為に都合よく取り計られるという勝れた便宜があり、このような事情で配当の方法が伝統的に続いています。

しかし、学生諸君にとっては、この点に実は若干の問題があるようです。それは必ずしも自分の希望地区にゆけないという問題です。具体的に明瞭な事例を挙げるならば、例えば文京区とか新宿区とかのいわゆる中心地区に自宅があっても、就職委員会としては、居住地区には配当しないという原則をたてて、これを守っています。このようにせざるを得ない理由は、専ら東京都の需要関係に因るものです。おおまかにいえば都の教員需要は東部地帯に或は西部地帯に欠員が極めて多く、中心地区には暁天の星の如く少ないのが通例です。反対に学生の居住地区は中央沿線或は中心地区に遍在しています。それで就職の実態には、民族大移動の如き観が現われます。そこで就職委員会では負担の均分という原則も立て、各人の通勤距離ができるだけ公平平均化されるように配慮し、これも厳しく守られています。私がこれらの点を学生に披露すると、毎年失望感や怨念にも似た表情が廻ります。しかし考えてみれば、教育という仕事は、生徒一人一人の可能性を発掘し、それを伸ばしてやるのが最も大切な内容だと考えます。可能性の発掘と育成は、相対的にいえば家庭教師を依頼し、参考資料も不自由なく買って貰える比較的恵まれた環境にある生徒達に対してよりも、そうでない環境或いは地区の子供に対してこそ、より必要度が高いと思います。斯る地区の教育に携わることに新しい使命感を持ってみたいものだと思います。これは地域格差の是正と人類生活の平等な進展という方向に繋る大切な観点とも考えます。現に斯

第1章 学部のあゆみ

る意欲をもって離島への就職を切望する人も相当あることを紹介します。この辺の事を理解するならば、いま述べた二つの原則なるものにも賛同が得られると思います。

就職委員会はこの他中学・高校就職希望者のために、東京都ならびに他の道府県の職場開拓の事業も行なっています。紙数の関係でそれらの詳細は割愛せざるを得ません。最後にもう一つ明らかに知って頂きたいことは、自宅、寮、下宿等の居住区分に対する就職委員会の配慮です。以上のような配当事情により、下宿、寮生は辺ぴな地区に配当されるとの噂があるやに聞いています。私も嘗って4年間寮生活を終えて就職した経歴もっています。生活形態はいうまでもなく今様ではありませんでした。それらはともかくとして私は特に寮生生活には深い関心をもっており、忠告したいこともあります。それらもここでは触れる限りでありません。ここで明らかにしたいことは結局就職委員会としては、当然のことながら、自宅、下宿、寮生であるが故の区別をしてはならないという原則を設けているということです。これは配当の実際をみればやがて明らかになることでしょう。

自ら進歩する者のみが人の先頭に立つことができるという自覚をもって十分に健闘されることを期待します。
(歴史学助教授)

5 「本年度の就職問題」(就職委員長 新井秀一郎)

『東学大キャンパス通信』第63号(1978.12.1)

過去数年間、就職に関しては、比較的順調に運んで来ていたが、昨年度が一つの曲り角になって急にむずかしくなってきた。そうして本年度はそれが一層はっきりした形となって現われて来ている。

これまででは、大体11月の末ころには、大よその見通しを持つことができたのであるが、今年ばかりはそれが持てない。おどかさわけではないが、諸君の自覚を促す意味で、以下幾つかの問題点を挙げてみる。

1 合格者数の激減

表に見るように、まず東京都立学校教員採用候補者選考の結果が、小学校全科と幼稚園及び中学技術に限ってではあるが発表になった。それを見ると、都全体でも三千数百名が2,535名に、本学でも607名が501名に大幅に減っている。

こうして不合格になった者が、他府県の公立なり都の中・高なりへ合格して首尾よく採用になればよいが、それらを受験していなかったり、不合格になったりしたら、卒業しても就職の途のない者が多く出ることが予想される。

2 採用数の見通しがつかない

合格した者に全員必ず採用の見込があれば、少なくとも合格者については安心である

が、(そして従来は大体そのようであったが)今年はどうやらそれが危いらしい。

我々がこれまでに得た情報によれば、周知のように財政事情が悪化の一途を辿っている都において、財務側では教育に関する人件費の節減をねらって強硬な要求を出して来ているのに対し、教委側で目下必死の抵抗を試みている最中だということである。その上に、例のヒノエウマの迷信の影響で、中学入学者の激減に伴い、中学校教員を小学校へまわす問題、各小学校で、男子教員を切実に求めている(反面から考えれば女子教員を求めないということになる)という問題がからみ、いずれにしても結論が出ていない。それにもかかわらず、教育庁検定課は合格者の発表に踏み切った。これは4月の新学期から逆算して採用の手續上そうせざるを得ないからであって、実際にどれだけ採用できるかは、財務側との話しあいが見つからない限りわからないのに、いわば「見切り発車」をしたと考える他ない。従って、合格即採用という従来の線が危くなって来たと言える。

3 採用人事の遅れ

昨年度(昭和53年3月卒)の卒業生の採用も従来に比べてかなり遅れて、4月の初めに小全だけで約80名の未採用者があり、ほぼ採用が終わったのが7月であった。ま

第1回東京都公立学校教員採用候補者選考結果表

1978.11.20現在

職	教科	出願状況				第一次合格状況				第二次合格状況				合格率		合格率		
		男	女	計	都全体	男	女	計	都全体	男	女	計	都全体	学芸大	都全体	学芸大	都全体	
高等学校	音楽	2	2	4	100	2	1	3	29	} 1月中旬発表の 予定	}	}	}	}	}	}	}	}
	美術	4	0	4	100	3	0	3	21									
	家庭	0	3	3	130	0	0	0	32									
計		6	5	11	330	5	1	6	82									
中学校	技術A	11	0	11	120	11	0	11	93	10	0	10	78	91	65	91	83.9	
	技術B	3	0	3	45	2	0	2	34	2	0	2	28	67	62	100	82.4	
計		14	0	14	165	13	0	13	127	12	0	12	106					
中小共通	音楽	9	21	30	1,030	7	12	19	265	} 1月中旬発表の 予定	}	}	}	}	}	}	}	}
	美術	12	22	34	810	6	7	13	207									
	家庭	0	8	8	930	0	6	6	112									
計		21	51	72	2,770	13	25	38	584									
小学校	全科A	281	528	809	5,530	235	449	684	3,361	171	312	483	2,162	59.7	39	71	64.3	
	全科B	15	14	29	2,060	12	9	21	591	11	7	18	373	62.1	18	86	63.1	
計		296	542	838	7,590	247	458	705	3,952	182	319	501	2,535					
幼稚園	幼	0	15	15	2,310	0	9	9	224	0	9	9	137	60	6	100	61.2	
一次合格		337	613	950	13,165	278	493	771	4,969									
二次合格						260	467	727		194	328	522	2,778					

して今年には既述のような事情で採用人事が大幅に遅れることは当然考えられる。

4 不合格者の進路

中学・高校・中小共通専科等の発表は、一部11月になされるものと考えていたところ、それらも急に来年1月まで延びることになった。そしてここでまた、かなりきびしくしぼられることを予想しないわけにはいかない。

これまで東京にも他府県にも不合格になってしまった者については、さらに翌年の受験をめざして努力するようという指導をする場合が多かったのであるが、今年、小全だけでもかなりの不合格者が出ている上に、この上さらに多くの就職不可能の卒業生がふえとなると、それらの人々の進路がむずかしい問題となる。それらがいっせいに来年度の受験をめざせば、一層激烈なラッシュとなるのは必然である。

こう書いて来るとまったくもって悲観的、絶望的な感じである。もう少し希望のある書き方はできなかったかと反省されるのだが、しかし現実はあるのままだに伝える方がよらしい。

ただここで救いとなるのは、我々（就職委員会教官・事務官）が全部の教育委員会をくまなく歩いて、どこでも聞かれた本学最近の卒業生への賛辞と期待の声である。中にはきびしい批判の声もあったが、概ねどこでも、われらの卒業生諸君はよくやっているようである。「学大卒ならばいくらでも採りたい。」「学大の新卒を入れて学校に活を入れたい。」などという声を到るところで聞いた。だから諸君は、目下の客観情勢がどんなに厳しくとも、自信を失うことなく将来に明るい大きな希望をもち、教育者としての資質を磨いて、くじけることなく辛抱強く困難な現実に対処して行ってもらいたい。

都公立学校教員候補者選考合格者発表さる

高等学校と中小共通の欄の第二次合格発表は、急に来年1月中旬に延期になったために空欄となっている。

中学校技術は例年、人が足りなくて困っているらしく、小全と同時に募集、選考、発表が行われている。

このA・Bは小学校全科のA・Bと同じく、Aは免許状取得見込者、つまり学部4年を指し、Bは免許状既得者つまり大学院生を指す。

小全では第一次の合格は絶対数では昨年を上まわる好成績であったが、二次で大幅に切られた。都全体としても昨年に比べて大きく削られた。

合格率は都に比べてかなりよいとは言え、かつては都の初等教育者の大部分を送りこんでいたわが東京学芸大学としてはとうてい満足すべき状況ではない。

6 「東京学芸大学将来計画の素描」(学長 蓮見彦彦)

(将来計画委員会懇談会 1995.8.24)

将来計画の基本的な方向

はじめに

わが国の大学は今日それぞれに大胆な大学改革に取り組んでいる。その内容はそれぞれの大学によって様ではないが、一方で21世紀社会における大学の役割を展望し、他方で18歳人口の減少期にあることを考慮し、大学をとりまくさまざまな条件の変化に対応しようとするものであり、「理科離れ」という言葉に象徴的に示されているような若者の生活経験や課題意識の低下する状況での大学の一層の大衆化の中で、大学がそれぞれの個性を明確にし、教育・研究の水準を高めるとともに、とかく停滞的と言われてきた運営を活力あるものにしていくことが目標とされているという点は、いずれの大学の改革にも共通している。もちろん、教育学部の場合には、これら大学一般の改革課題に加えて、特に少子化にともなう児童生徒数の減少への対応や、いじめや不登校などの困難な教育課題が山積する中での資質の高い教員養成の方策といった課題が求められている。本学は、これまでも教育・研究の充実を目指して、改革の努力を重ねてきたところではあるが、今日の大学改革の重要性とその関連する問題の広がりを考えるならば、大学内の個々の問題に対して個別的な改善策を検討するという方式でなしに、大学が全体として目指すべき方向を明確にし、個々の問題解決もその方向に沿って推進するという形で改革の構想を考えることが重要と思われる。そこであらためて、大学の全体的な将来計画として、今後大学が目指す方向を明らかにし、その実現に向けて推進する施策を提示するものである。

大学の個性化とそれに基づく教育・研究の高度化が求められるとき、それぞれの大学は、自らのアイデンティティを明確にしなければならない。本学の将来計画の具体化の作業もまた、本学の自己規定を振り返り、それにいかなる修正を加え、何を付け加えるのかを示すことなしには、進めることはできない。

1 本学の現状と特質

本学は、創立以来わが国の教育系大学・学部の中心的な位置を占めて、多数の学校教員を育成して東京都をはじめとする地域の学校教育を支えてきたところであり、学部及び大学院修士課程を通じての教員養成にかかわる教育・研究を充実させてきた。また、有為の教育者の養成という目的にしたがって、早い時期から小中学校教員にとどまらず、より幅の広い人材の養成を行ってきたが、教養系の設置以降その役割もいっそう充実してきている。遠くない時期に博士課程の設置が期待され、教員養成系大学の中核としての役割をいっそう大きく担っていく必要がある。

第1章 学部のあゆみ

単科教育系大学として、本学は学部としては、教育学部1学部のみを持つに過ぎないが、教育学部の特質としてその内部に教育科学・教科教育学をはじめ、各教科にかかわる人文・社会・自然の広範な領域にわたる諸専門科学及び芸術・体育等の現代文化の広い領域にわたる教育・研究を専門的に行う条件を保有しており、ことに本学は規模が大きく、高度な水準の教育・研究を推進し得る充実した組織をもっている。また、多数の施設・センターを持つとともに、11校の附属学校を持ち、学校教育にかかわる実践的な研究を推進してきている。

2 将来計画の目指す基本的方向

本学はこれまでの歴史をふまえて、今後も本学の教育・研究の特色をいっそうよく発揮しつつ、教員を中心とする幅の広い有為な教育者の養成を担うとともに、新しい時代の大学に求められる役割を積極的に果たし、これまで以上に高度な教育・研究の水準を実現し、教育系大学・学部において名実ともに中心となる大学としての役割を果たして行かなければならない。

さらに今日の大学改革を推進するに当たっては、大学が向かう新たな方向について検討していくと同時に、大学の現状についての大胆な見直しが行われる必要があり、これまで維持してきた組織や制度についても、今日におけるその必要性について再検討し、規模の適正化を図るとともに、組織運営の活性化を図ることが必要である。将来計画における重要な方向の一つとして、こうした観点に立った検討が行われる必要がある。

これらを考慮しつつ、本学は、下記の七つの基本的方向にそって将来計画を策定し、具体的な整備充実の方策を計画し、その実現を図っていくことが必要である。

①教育系大学の中核として一層高度な資質の教員の養成を推進する

本学の最も重要な役割は有為な教員の養成にある。今日の社会において、教員には一層高度な資質が求められ、教員養成の改善・充実が要請される。わが国の教員養成大学・学部における本学の占める位置と役割をふまえ、一層高度な資質の教員の養成を実現すべく、教育・研究の在り方を見直し、整備を図る。

②有為な教育者の養成を目指す広義の教育学部としての発展を図る

教育学部には、今日少子化にともなう教員需要の後退等を背景に、幅の広い、社会の多様な分野において教育者としての役割を果たす有為な人材の育成が求められる状況にある。本学においては、すでに教養系を設置して、この方向を推進しているが、その充実を図るとともに、教育系についても学生の志向に対応する教育・指導の体制を整備し、幅の広い教育者の養成をさらに推進する。

③社会人に開かれた高い水準の高等教育機関を目指す

これまで本学は教員養成を主とすることから、もっぱら高等学校を卒業したばかりの若い学生の教育機関として機能してきたが、教員の研修における大学の役割

や、広く社会人の生涯教育における大学の役割が重要視される状況に対応して、本学は、制度上の整備をはじめとする必要な条件整備を行いつつ、それぞれの場で社会人としての経験を持つより高い年齢層の教育需要に積極的に応えていく「開かれた大学」として展開していく。この生涯教育における大学の役割を重視していくことについては、特に教員の資質の向上にかかわって、従来の教員養成の機能に加えて、今後は教員の研修に果たす役割を拡大することが重要であり、この意味で教師教育を担う大学として新たに自己規定する必要がある。

④教育実践・教師教育の領域での中核的・国際的研究拠点を目指す

本学は教育系大学における中心大学として、教科教育学の研究をはじめ、学校における教育実践にかかわる研究や養成・採用・研修を通じた資質の高い教員の確保にかかわる研究など、教育学部が担うべき領域の研究において、内外の研究成果を蓄積したデータバンクを整備し広く情報提供を行い、これらを踏まえた新たな研究を積極的に展開することによって、わが国の中心的な研究拠点として機能することが必要である。さらに、今後の高度情報化社会における教員の資質についての先進諸国間の研究に対する国際的な協力や、学校教育や教員養成の経験に基づく途上国などに対する国際貢献など、わが国が教育の分野で進めていく国際的な研究や貢献においても指導的な研究拠点としての役割を果たす大学をめざさなければならない。そのために関係する領域についての研究情報の集積と情報発信に必要な条件整備がなされる必要がある。

⑤大学院により重点をおいた大学に移行する

大学が高度な研究拠点としての役割を果たしていくために、また、教員の資質向上にかかわるリフレッシュ教育やより高度な形での広い意味での教育者の養成における大学の役割を發揮していくために、本学では、博士課程の設置をはじめ、修士課程の整備や大学の運営組織・事務組織の整備等を含めて、これまでよりも大学院に教育・研究の重点をおく形に移行していかなければならない。

⑥教育・研究の適正規模についての点検を行う

このように本学が新たな方向に向かって、教育・研究の充実を計画していくとき、学部・修士課程の教育・研究や附属学校の規模をこれまでと同様に維持していく場合には、教官に過重な負担を強いてかえって教育・研究の水準の低下を招くなどの、恐れがある。この機会に、今後の方向を考慮しながら、教育・研究体制の適正な規模について検討し、学部・修士課程の学生定員や附属学校の規模等について過剰な部分があればその是正を図ることとする。

⑦管理運営の活性化を目指す

大学の管理運営組織については、これまでにすでに問題点が指摘されてきた部分もあり、今後の大学改革を進めていくために改善が必要な部分もある。また、事務

第1章 学部のおゆみ

組織については、電算化を含めてさまざまな形でその合理化が進められてきたところであるが、定員削減等の影響も大きく、今後一層の組織運営の見直しが必要である。この機会に管理運営組織と事務体制の全体について、合理的な運営のあり方を検討し、計画されている改革の方向が着実に実現できるように、活性化を図るべく積極的に改善を加えることが必要である。

学部の教育と教育組織

本学の学部の教育の目標は、質の高い教員養成を目指すとともに、今日の社会の求める有為な人材の幅広い養成を行うという、二つを含んでいる。本学をとりまく諸条件を考えたとき、この二つの目標を今後も重視していく必要があり、かつこの二つの目標を同じ学部組織が担っていくことについては、計画の与件とすることが妥当である。この与件のもとで、教員養成の充実、広義の教育者の育成、本学の目指す方向の実現とのかかわりにおける所要の整備、等を考慮し、計画を具体的に検討していく必要がある。

教育学部の改革においては、今日教員需給にかかわる動向を考慮して、その規模の見直しが求められている。少子化にともなう教員採用の減少に対応して、教育学部の学生定員の縮小が、かなりの数の大学において進められており、本学の場合にこの点をどのように考えるのかは、学部の将来計画を検討するにあたっての重要な視点の一つである。この点については、今後の中長期的な教員需要の動向と本学の条件とを十分に考慮して、計画を立てる必要がある。すなわち、教員需要については、今後数年間のきびしい状況を経過すると膨大な教員需要があること、そしてその後は再び減少に転じること、しかしこうした激しい需給の変動が生じることは学校教育の在り方として憂慮すべきことであり、安定した需給が保たれるように教員採用数の適正な調整を行う等の文教施策の改革が求められること、などの点が考慮される必要がある。また、この点に関連する本学の条件としては、本学が東京に所在する国立大学として、教員養成を目的としながらも教員ばかりでなしに幅の広い人材を育てて送り出していること、これまでに学生定員の見直しを行った他大学が複数学部をもつ大学の教育学部であったのに対して、本学の場合には単科教育大学であり学生定員を委譲すべき他の学部を持たないこと、などを考慮しなければならない。これらの点を総合的に判断して、本学の場合には少なくとも当面は、教員需給を理由とする学生定員の見直しを行わなければならない状況にあるとは考え難いこと、しかしながら本学の教育・研究の遂行上の必要から現在の学生定員のうちに適正規模を超えている部分があればその部分についての定員の見直しを行うことは考慮することができること、学生定員についてのこうした基本的な考え方の上で、本学の学部教育の充実と教員採用の低迷の中での学生の就職等について必要な配慮を行うべきであること、などが方向となるものであろう。

学生定員についての以上の考え方に立つとき、学部の改革として、学部の教育の充実と当面の教員採用の後退への対処として、いくつかの方策が考えられる必要がある。本学が学部教育において目標とする二つの内容が、それぞれ教育系・教養系に対応するものであれば、問題は多分に単純である。しかし、現実には教育系の学生の内にも教員以外の道を志向する者が少なくないこと、また教養系の内にも教員免許を取得する者が多いこと、など系の違いと学生の志向とは必ずしも結びついていない。ことに教員需給が不安定な状況にあるだけに、教育系・教養系の学生定員の比率を変更するといった固定的な学生定員の変更の措置をとったとしても、なんら本質的な事態の改善をもたらすものとはならないことは見落とすべきではない。むしろ重要なことは、教育系においても教員志望の者と教員以外を志望する者があり、その比率も流動的であること、また今後教員需要が増大する時期には、教員養成に責任を持つ教育学部として教養系からも教員志望者が教員に就職する可能性を確保する必要性があること、などの点を確認し、それに対応できる状況を作ることが重要であろう。この意味で、教育系・教養系の学生定員の比率を、教員需要を理由に改訂することは望ましくないこと、むしろ両系の学生が教員志向にかかわって一層流動的にその希望を生かすことができるような制度を整え、教員免許の取得や就職等において系の差よりも個々の学生の志望の差に基づいて選択肢が用意されているという状況を作り出すことが必要である。

もちろん、学部教育の内容的な充実とは、二つの目的のいずれについても、一層高度に追求されなければならない。カリキュラムの手直しをはじめ、教育の内容および方法の改善、履修指導の強化、などの工夫が必要であろうし、それらを助長する仕組みづくりが課題であろう。また、特に今後数年間の教員採用が極端に少なくなると予想される時期における、学生の就職問題をどのように考え、どのような対策を講じるのかということは、大きな課題である。この場合、一方では教員採用を可能な限り確保する対策が重要であり、教員採用に向けた就職指導の一層の工夫が望まれるわけであるが、特にこれまで3年間にわたって実施され、相当な成果をあげてきた教員就職プロジェクトを今後も継続していく必要があるだけでなく、どのように拡充していくかを検討しなければならないであろう。しかし、同時にこの期間にはいっそう大きく、教員以外の就職を考えなければならないのは明かであり、新たな就職開拓を含めて、教員以外の職場を念頭に置いた就職対策の充実が必要となる。

こうした考え方に立って、具体的な提案としては、以下のそれぞれが考えられるところであろう。

- ①教官数と学生数の比率等において教官の負担の過大な教室や、修士課程の拡充によって負担が過大となる教室等については、教官の負担軽減を目的に、学生定員の一部を縮小することを検討する。

第1章 学部のあゆみ

②学生の志望に基づく免許取得やその基礎となる履修の選択性を強化し弾力化するために、教育系についてはABD類の統合を図って、現行の小学校教員養成課程・中学校教員養成課程等を1本化し、「学校教育課程・国語専修」等に改める。教養系についても必要に応じて関係の深い教室との統合を図る。

③教育系の課程の統合等に基づいて、学部入試の選抜単位を統合する。ある部分については入学の際は1本で入試を行い、1年間の履修を経て専攻に分けるといった形も考慮する。

④教養系の免許取得について、現行の当該課程に認定された免許取得に加えて、オプション方式でいくつかの教科や学校種の免許の取得ができるように弾力化を図る。オプション方式で中学校の他教科免許や小学校教員免許も取得できるようにする。

⑤カリキュラム委員会を中心に、教育内容の改善、教育方法の改善、履修指導の強化等の方策について検討し、データベース方式のシラバスの作成や、同一教室内でも志向の異なる学生に対応できる履修ガイドの作成などの実現を図る。

⑥教職科目の運営について検討するためにカリキュラム委員会の中に教職科目小委員会を設置する。また、教科教育を含む教職科目に、学校現場とのかかわりを強め、いわゆる実践的指導力の強化を図る意味で、附属学校及び周辺の公立学校の協力を求め、大学教官との共同の授業を計画する。

⑦ここ数年の教員採用のきびしい状況に対応するために、就職指導の強化、教員就職プロジェクトの拡充等を含めて方策の検討を行う。

⑧短期大学等を卒業した二種免許の教員に対する、充実した履修による一種免許への切り替えを目的として、教育系の課程への二種免許所持者の編入学を受け入れる。この場合、短期大学等の卒業直後であれば3年次に編入して2年間の履修を経て卒業させ、一定期間の教員経験を経た者については4年次に編入させて1年間の履修によって一種免許に切り替えることを認める方法を工夫する。

⑨学部・修士課程のカリキュラムの拡充に、新たな観点で取り組み、多摩地区の国立大学間の単位互換に基づく教育交流や、短期外国人留学生を主として対象とする「日本の教育」などの英語の授業の開設などについて検討する。

大学院修士課程の教育と研究組織・教育組織

本学において現在構想されている修士課程の改革は、大きくは三つの課題を解決しようとするものである。その第1は、修士講座の拡充によって学部の学科目定員を振り替えること、第2は、このこととかかわって社会的要請の強い領域に新たな分野を開設すること、第3は、現職教員の受け入れを大きく拡大すること、である。この内の第1と第2の課題の解決を目指す改革案はすでに一応の成案を得て8年度の概算要求としてすでに提出されており、第3については今後の検討に残されている。したが

って今後検討する必要があるのは、第3の課題に応える提案を早急にまとめることと、第1および第2の課題に応える案について平成9年度要求に向けて見直しを行うこと、ならびに講座組織の再編に対応する大学院の教育組織と修士・学部の両者にかかわる研究組織の再編成をどのように進めるのかということ、などであろう。

第3の課題である現職教員の受け入れの拡大は本学修士課程の積年の課題である。現行の学生定員の内の3分の1に当たる69名が現職教員枠となっているが、今後14条特例に基づく研修派遣の拡大について東京都との話し合いを進めたとしても、また私立学校等からの受け入れの拡大を考えたとしても、これだけの数を任命権者の派遣の形で受け入れるという、現実的な見通しをつけることは困難が大きすぎるであろう。さらには、任命権者の推薦のある者のみを現職教員の大学院教育として受け入れるという在り方が必ずしも好ましいものではないという指摘もある。こうした点を考慮するならば、現職教員で大学院で勉強したいと考える者が、仕事と両立を図りながら進学できるコースを設けることが、この問題の解決の現実的な形であるというべきであろう。その意味で、第3の課題に対応するものとしては、一方に東京都との話し合いを続けて現行の修士課程への現職教員の受け入れを拡大する方法を採りながら、もう一方で新たに夜間主コースを設けて現職教員の自主的な進学意欲に応えることを構想することであろう。このため、早急に学生定員をどのように扱うのかについての検討を含めて、夜間主コースの現実的な提案をまとめることが望まれる。

なお、この点に関連して、これまで本学では修士課程において、入試や履修における14条特例など、社会人の大学院への受け入れに関連して制度化されている事項を、現職教員に対してのみ適用してきたが、これを一般の企業の勤務者などの一般的な意味での社会人に拡大するか否かということも一つの検討課題となろう。特に夜間主コースを設置することによって、社会人の大学院への進学の条件が広げられるならば、14条特例などについては現職教員に限定すべきでないという考え方も十分に考慮される必要があろう。

第1および第2の課題については、すでに一応の案がまとまり機関決定を受けているが、その実現の過程をも考慮した見直しも必要であろう。一つの問題は、現在の案が修士課程の専攻の再編を含んでいることであり、このために概算要求と同時に設置審査も必要になるという点である。概算要求のみで済ませることができるところの、専攻には手をつけずに大講座化による学科目定員の吸収を図る案をまとめることはできないのか、もう一度検討してみる価値があるように思われる。

講座の再編による教育組織と研究組織の再編成という問題については、なるべく分かりやすい形にすることを原則に、いくつかの点についての共通了解事項をまとめた上で、実態にあわせて詰めていくことが必要であろう。修士課程の場合には、本来的には研究組織と分離した教育組織を組む必要はないのであるが、問題になるのは、一

第1章 学部のあゆみ

つは新たに設ける分野等の場合に当面は人の手当が出来ないので兼担方式を取らざるを得ないために生じる部分、もう一つは施設・センター等の教官を組み込むことに対応する部分、である。いずれにしてもこれらの部分は全体からみればさほどの比重を占めるものではないので、基本的には研究組織と修士課程の教育組織は重なるものとし、新設の分野で専任教官の手当を欠くものを「兼担分野」として部分的に加えることで、一応の形を整えることが出来るのではないかと思われる。

平成8年度に概算要求した案では、講座・分野の意味と現在の研究室との関係などが必ずしも明確でなかったが、これらを明確にして共通理解をとる必要がある。大講座化した場合の形態としては、①専攻の下に大講座を置き、その下に分野を置く。分野が学生の募集単位でもあり、研究組織で言えば研究室に相当するという形態か、②専攻の下に大講座を置き、その下に中間的なまとまりとしての分野を置く、さらにその下位概念として専修を置き、これを学生の募集単位でもあり、研究組織で言えば研究室とするという形態のいずれかが、考えられるところであろう。このうちで概算要求案をまとめる過程で大方が想定していた案は後者であろうが、この場合には、研究室を従来のもまとまりと同様のものと想定すると、「分野」はどのような意味の単位であるのかがわかりにくい。これに対して前者の場合には、分野の意味は分かりよいが、もし研究室が従来のもまとまりのままであるとすると、大講座化が単に旧来の講座の寄せ集めに過ぎないという印象が強くなる。これを避けるには研究室のまとまりそのものを新しい観点で再編成する必要が生じる。このほかに、③専攻の下に大講座を置き、その下に複数の研究室のまとまりによる分野を置き、分野が学生募集の単位となる。という形態も考えられ、この形態であれば研究室自体は従来のもままであっても、講座・分野が新しいまとまりであるという印象を与えることができると思われるが、この場合に分野を学生募集単位に出来るか否かが問題であろう。

上記のことと重複する部分もあるが、具体的な提案としては以下になるよう。

①修士課程の夜間主コースの設置、今日の社会的要請の強い、環境教育・情報教育・教育カウンセリング等の新たな分野の設置等に対応するべく、学科目定員の振り替えを含めた修士講座の全面的な大講座化を概算要求を通じて実現し、修士課程の整備を図る。

②修士課程に夜間主コースを設置するため、学生定員の改訂を概算要求する。新たに夜間主コースのために現職教員の受け入れを内容に30名の学生定員を要求し、現行の学生定員207名の内30名を外国人留学生の定員枠に変更する。この点に関連して、現職教員に限らず広く社会人の受け入れを図るという考え方についても検討の必要がある。

③夜間主コースは当面開設を希望する分野からスタートするが、特に社会的要請の強い新たな分野については開設を推進する。なお、新たな分野を昼間コースにも開

設することについても検討する。

④講座・分野の編成および研究室のあり方等について、一定の共通理解を得た上で、研究組織の編成及び大学院修士課程の教育組織のあり方について検討する必要がある。

⑤資質の高い教員の養成の方法として、学部・修士を連携した専修免許状コースを構想し、その試行を行う。

大学院博士課程の設置と今後の整備の課題

平成8年度に大学院博士課程が設置される可能性が生じたことから、これを視野にいれて本学の在り方を考えていくことが必要になった。まず重要なこととして今後の博士課程設置の推移がある。当初は本学と兵庫教育大学の二つの連合大学院博士課程が設置され、その成果を踏まえてさらにいくつかの博士課程が設置されるようになり、やがては全国にブロック別などの形で博士課程が設置されて行くということになるというのが、望ましい展望である。こうした展望に結びついて行くように、一つには、本学の博士課程はその目的に沿って成果をあげ、また成果をあげていることを外部に示して行かなければならない。またもう一つには、博士課程の全国的展開に結びつくように、連合の形態等についてたえず見直しを持ち、必要な見直しを行っていかねばならない。さらに、博士課程をもつ大学として、教育学部の研究・教育の面でいっそう大きな指導性を発揮しなければならない。

博士課程の設置が実現するまでの期間に、一つには関係者がこの博士課程の趣旨をあらためて確認し、教員養成の充実や学校教育にかかわる現実的課題の解決に資するという目標を達成するために広く協力することをあらためて自覚することが必要な感じがする。博士課程と修士課程の設置の趣旨の違いを確認して、博士課程の場合の教育体制をどのように実現していくのか、あらためて十分な論議が必要であろう。

より具体的なこととして、8年度に学生を受け入れて連合大学院としての活動がスタートするのであれば、まだ細部の詰めで残っている問題は少なくない。入試のあり方、各講座での連携のあり方、指導教官の選定の具体的方法、合同ゼミナールや研究会を含めた教育指導のあり方、経理関係の諸問題等の重要な問題について、早急に詰めていかなければならない。

博士課程の設置によって影響を受ける学内問題についても、考慮が必要であろう。研究科長が役職増にならなかった場合の振り替えと役職者の位置づけや役割分担（将来副学長が置かれた場合のことも含めて）、博士課程の会議の扱い（本学の運営委員会をどのように開くのか、連合の研究科委員会をどのように開催するのか）、専任教員1名の役割と位置づけ、経理関係（教官研究費と大学院担当手当）の問題の学内での処理、施設設備の関係、等、あるいはまた、博士課程の設置によって、修士課程にどのような影響が生じるのかという点についても検討しなければならないであろう。

附属研究施設・センター等の在り方と運営

大学にとって学部と並んで、主として研究の役割を担う研究所ないし施設・センターの意味は大きい。しかし、多くの大学において研究所と学部との関係は必ずしも単純でない。大学が学部・研究所一体となって研究機能の充実をはかるとともに、運営面において、あるいは教育面において、学部との緊密な協力関係をもって、大学の研究・教育をそれぞれの立場にふさわしく分担していくという状況を作り上げるには、学部・研究所ともに努力が求められる。本学の場合には、研究所を持たず、規模の小さい施設・センターが個別的に設置され、研究機能と教育機能との関係においても、大学の管理運営における位置づけや組織の上においても、不透明な部分を残している。施設・センターの本来的な研究機能の充実と同時に、学部との関係の調整について、根本的な検討を加えることが必要である。

ことに本学が教育系大学の中核として、研究・教育面で指導的役割を果たすことを考慮するならば、また、学校教育において生じている現実的な困難な課題に対して積極的な対応を果たしていくことを考えるならば、また本学において養成した教員をはじめ教員の資質の向上の観点から教員の研修や教育活動の過程で遭遇する課題の解決に対する援助等に手を貸そうとするならば、本学の施設・センター等が一層大きな役割を果たして行かなければならないことはあらためて言うまでもないところであろう。この点と関連するが、これまでに省令施設として、あるいは学内施設として設置されてきたものに加えて、新たな施設・センターの設置や新たな研究機能を担う場の確保を求める意向も少なくない。学内施設の省令化をはかるとも含めて、必要とされる新たな研究機能をどのようにして実現するのかについて検討することは重要な課題である。この場合、今日の状況においては新たな施設・センターの設置がそれ自体きわめて困難な課題であることを前提とするとき、これまで本学において規模の小さい施設・センターを次々に設置してきたことの問題点を考慮するとともに、現在の施設・センターに新たな機能を付加することを含めた再編成の可能性を検討する必要がある。今後の整備の方向について、長期的な見通しの上に立った大胆な将来計画をとりまとめることが望ましい。一つの方向として、学内措置を含めて現存する施設センターの中で、保健管理センターや留学生教育研究センター等の多くの大学に設置されている一般的な性格のものは別として、教育学部としての本学の特色に基づいて設置されている既存の施設・センターを、長期的な将来展望としては総合教育研究所的な大きな機構に発展的に統合するという構想の下に、新たな機能を加えながら複合的な施設・センターに順次統合再編していくというプランを検討することは一つの課題であろう。

こうした方向が有効であるならば、施設・センターの一体的な運営を推進し、一種の一体的な研究機関としての位置づけの下に研究と運営を進めることが考えられる。

また、施設・センターの学部・大学院の教育とのかかわりについても、一定の方向を明確にすることが望まれる。

大学・学部の附属機関である施設・センター等の中で、附属図書館、情報処理センター、保健管理センター等の一般的な大学生活にかかわる施設・センターの体制と運営についても、学部・大学院の教育と教官の研究の支援という見地からその望ましいあり方の検討がなされる必要がある。

①新たな設置の要求のある、障害者生涯教育センター・教育相談センター・現職教育センターなどの機能や、教育課程の研究・教育実践の課程における多様な問題に対応する研究機能やサービス機能を充足するために、全学的な見地に立って施設・センター等の長期的・中期的な整備構想をとりまとめる。

②施設センターごとの運営を統一的な研究機関部において処理するようにし、事務局を一元化するだけでなく、研究機関運営委員会を置いて、各施設・センターの運営委員会を統合する。将来的に総合教育研究所的な機構に移行することを考慮する。

③部長と各施設センター長および附属学校長の情報交換の会議を開催する。

④施設・センターの併任（兼任）所員の在り方について検討し、任期を定め、同時には原則として一人の教官が二つ以上のセンターの併任所員とはならないようにするなど、教官の負担の軽減をはかり研究成果が十分にあがる体制を作る。

⑤附属学校と施設・センターの関係の強化、ひいては学部と附属との研究協力を推進する方法を工夫する。このために各附属学校ないし地区単位にいくつかの施設・センターが共同の分室を設け、共同研究の拠点とする。

⑥教官の学内併任の制度を作る。学部の教官が施設・センターの教官を併任することができるだけでなく、施設・センターの教官も学部の教官を併任できるようにする。施設・センターの教官が学部を併任する場合には、併任できるのは1ヶ所のみとし、大学院の専攻・講座の内の特定の分野を指定して併任する。併任教官は、大学院及び学部の授業や研究指導等において、学部専任教官と同等の位置づけとする。併任については、当該の分野で発議し、専攻等の承認を得た上で、各部教授会に報告することとする。併任の期間は一定の年限を定める。（施設・センターがその機関として教育機能を果たすことは、無理が大きいようであるので、併任によって授業担当などを実現する。）

附属学校の在り方と運営

附属学校の存在意義を問う議論が少なからず展開されるようになってきていることを考慮し、附属学校の意義の積極的な主張とそれを裏付ける実践が求められる。教養系の設置はそれ自体附属学校の意義を軽減するものであったが、今後の大学改革の中で、附属学校が新たな役割を積極的に果たし得るものに変貌する努力を行わない限り、附

第1章 学部のあゆみ

属学校の意義を主張することは困難の度を加えていくことになる恐れがある。大学が次第に大学院や現職教員の研修に比重をかけていくとき、これらの場面に附属学校がいかにかかわるのかについての具体的な方向を示す必要がある。それは、大学及び大学院の教育において、附属学校が教育実習以外にも具体的な役割を果たすことであり、これを実現するためには、従来以上に大学との運営面での緊密化が必要である。

本学の附属学校は、それぞれに伝統があり、学校間の交流や協力が必ずしも緊密とはいえない。これまで附属学校ごとのないしは地区ごとの特色を発揮する方向が強調されてきたが、それがこうした傾向を強化した面もあるかも知れない。大学との結びつきを強化していくという観点からすると、従来進められてきた地区の個性化の方向と同時に、附属学校の校種別の統合化の方向も考慮されて良いのではないかと思われる。象徴的な言い方をすれば、東京学芸大学附属**小学校という在り方から、東京学芸大学附属小学校**校舎という在り方が考慮されて良いのではないか。大学の研究とのかかわりから言えば、こうした統合化の意味は大きいものがあると思われる。

今日の状況は、従来の附属学校の在り方を踏襲していくことを許さないものがある。新たな役割を積極的に担うこと、それが出来るように運営を大胆に改革することが必要である。

- ①博士課程・修士課程の教育における附属学校の役割を含めて、従来から言われてきた附属学校の三つの役割（教育実習校・大学の行う研究における実験校・一般の学校に対する規範となる先導的な教育実践校）以外に、教員養成や教科教育学の研究に果たす附属学校の新たな役割はないのかを検討する。
- ②附属学校と施設・センターの関係の強化、ひいては学部と附属との研究協力を推進する方法を工夫する。このために各附属学校ないし地区単位にいくつかの施設・センターが共同の分室を設け、共同研究の拠点とする。この場合、附属学校の教員も兼任としてセンターの研究に参加する。
- ③附属学校の果たすべき大学の実験学校としての役割を強化する方策を、研究機関の分室設置の構想を含めて、検討する。
- ④大学の研究機能の強化と附属との連携の推進のための窓口となる委員会、あるいは事務窓口を設ける。
- ⑤大学の研究機能の強化と附属との連携の推進に対して援助する意味で、研究費の上での配慮の方法（全学共通経費や学長経費などを含め）を検討する。
- ⑥大学院レベルの教育における附属学校の役割の検討の上に、その具体化のための有効な施策（刺激となる研究費等の配慮、カリキュラム等の配慮、非常勤講師やTA制度などを含む人事面での考慮、その他）を提示する。
- ⑦大学と附属学校との連携の強化をはかる上で必要な組織・運営面の改善策を検討する。附属学校長と部局長および各施設センター長の情報交換の会議を開催するこ

ともその一つであろう。大学に附属学校運営委員会を設置することも必要であろう。

⑧附属学校についても、適正規模の検討が必要であろう。各学校の施設の状況等を勘案して適正な規模は何かを検討することは一つの課題である。

大学の管理運営及び事務組織の体制

今日進められている大学改革の目標の一つに「管理運営の活性化」がある。それぞれの大学において教授会の運営の効率化をはじめ、委員会の整理統合や事務の簡素化などを通じて全般的に運営の効率化・活性化をはかることが求められている。大学が教育・研究の成果をあげていくためにも、その組織運営の効率化・活性化をはかることは重要な課題であるが、同時に大学構成員の実質的な参加と責任ある自治をすすめる、民主的な大学運営の強化をはかることも忘れられてはならない。本学の場合にも、その管理運営については、これまでもいくつもの問題点の指摘がなされてきたところであり、この機会に本学の将来計画の重要な課題の一つとして全般的な見直しについての検討を求めたい。

本学の管理運営にかかわる問題点としては、1学部としてあまりに規模が大きく、かつ広範な学問分野を含んでいるために、教授会が実質的な審議の場となり難いこと。また、多くの問題については効率的な審議の場としての役割をはたしている代議員会の場合にも、人事案件の審議において実質的な役割を果たしているといえるかという点に疑問があること。全教官が参加する集会である教官会が規程の上では審議機関としての位置づけを欠いており、実質的な参加の保障の上でも、正規の位置づけのない会議に全教官が毎月出席するという意味で、効率的な運営という点でもその位置づけを再検討する必要があること。学部教官と施設・センター教官との間で、教官会等の運営にかかわって位置づけの不明瞭な点があり、意志の疎通を欠く場面があること。委員会の数が多く、関係者に多くの負担を強いており、これを統合・簡素化して教官・事務官の負担の軽減をはかる必要があること。事務組織については、大学の教育・研究の発展や大学改革等による事務の量的・質的な拡大と、定員削減等による教官に対する事務官の大幅な減少により、従来の事務機構の維持に困難が生じていること、などが指摘されてきた。これらに対応するため、一方で、各部に実質的な審議の場を分化させる（分権化）と同時に、他方で全学的な統合をはかり（統合化）、全体として実質的な意味を持った民主的で効率的な活力ある運営組織を構築する必要がある。

①各部教官会を教授会の分科会として正規の審議機関に位置づける。このために、各部及び施設センターの教官会の編成について再検討するとともに、教官会の審議機関としての規定を整備する。各部教官会の名称を各部教授会と改める。施設・センターの長は、各部等の教授が併任することが出来るが、併任している間は施設・

第1章 学部のおゆみ

センターの所属する部の教授会の構成員となる。部長は当該部の専攻（学科）とそこに所属する施設・センターの教官が選挙権および被選挙権を持つ。

教官会の再編成については、例えば、新たに編成される大学院の専攻を複数まとめ、かつ施設・センターを加えて、あらためて4部に再編成する、あるいは、現行の学科を単位にして施設・センターを加えて4部にまとめる、という案が考えられる。

②各部がほぼ独立の学部に対応する運営を行うこととし、各部教授会の審議事項は、部（施設・センターを含む）所属の教官人事を含めて、各部に関する事項を審議決定するとともに、全学的事項について評議会の決定に先立って原案審議を行う。現行教授会の審議事項は各部教授会と評議会に割り振る。

③代議員会を評議会に移行させ、構成員は各部部長を含む全学の執行部および各部から3名程度の評議員、校長代表などとする。評議会に将来計画委員会の機能を吸収させることも一つの考え方であろう。

④この結果、全学教授会は教官の不利益処分等のきわめて例外的な場合に召集されるのみとし、通常の事項は各部教授会および評議会で処理する。例えば、第1週に各部教授会、第2週に評議会および将来計画委員会等の委員会、第3週に博士課程および修士課程の大学院研究科運営委員会などの編成となり、全学的事項は第2・3週で決定される。

⑤各部の事務体制は、事務長と庶務・会計の両係長を加えた数名の体制に縮小し、学務事務は学生部に集中するとともに、庶務・会計の関係も一定部分を本部事務局に集中して、事務の一元化による効率化を図る。また、施設・センターの事務局体制も、一つの案は研究機関部を置いてそこに一元化するか（この場合には事務長と庶務・会計の係長を置く必要がある。）、もう一つの案は施設・センターを含む部の事務局に統合することとし、いずれにしても一元化を進めて各施設・センターには連絡程度の事務を置く程度に縮小する。

⑥副学長の設置はすでに提案されているが、これが概算要求されて実現するまでの期間、副学長的な補佐を例えば学長補佐等の名称で学内的に委嘱することを考慮する。この意味での暫定措置として、学部主事を副学長的な役職に位置づけて、選出の方法を再検討することも一つの考え方であろう。また、博士課程が設置された場合には、併任の研究科長が置かれる。これを視野にいれて、学長補佐体制を含む執行部の構成を考えなければならない。

⑦学長補佐体制として企画室を設けることとし、その役割、委員の仕事の分担等を具体化する。自己点検評価の体制として位置づけることも一つの考え方であり、将来計画委員会や常置委員会との関係を明確にすることも必要である。広報機能の強化にも役立つものとなろう。

7 学長の式辞，所信表明

7 - 1 木下一雄学長 卒業式式辞（1953 .3 .10）

『東京学芸大学学報』第9号（1953 .3 .20）

東京学芸大学は，昭和24年5月開設されたのでありますが，ここに4年を経て，本日をもちましてめでたく第1回の卒業式をあげることになりました。この式典に当り，文部大臣，東京都知事，東京都教育委員会，東京師範同窓会並びに多数来賓父兄の御臨席を得ましたことは，本学の誠に光栄とするところであります。



本日多年螢雪の功成り最高の学府をおえて，社会の指導者，教育者として門出する学生諸子の本懐，並びに丹精のかいあつて今日のおき日を迎えられました父兄のお喜びいかばかりであります。私共大学をあげて祝意を表するものであります。

6年ほど前，新しき日本の教育建設の方途として，まず教育基本法が制定され，次で6・3・3・4制の教育制度が成立し，教育の自主確立のため教育委員会が実施されましたが，これらの制度の実績を挙げますものは一に新しい教育の理念と実力とを備えました優秀な教育者育成の事にかかることはいうまでもありません。

当時この事につきましての論議は，実に活発をきわめ，その間2年にわたる長日月を要しました。その結果といたしまして，わが国に初めて学芸大学という名称の大学が生れたのであります。学芸の名を冠する大学設立の理想は，明治時代に菊地大麓氏の唱えたところでありますが，本学はこの精神を採り，高き知性と豊かな教養とに富む人物育成を基盤とし，その上に信念かたき教育の専門職を養成する明白な使命をもちまして，ここに教育4年の星霜を経，初めての教育学士を世に出すことになつたのであります。けだし，この新しく輝かしき教員養成制度のもとに本年3月，日本全国にその大学を巣立つ教育者の数は約2万，これこそわが国義務教育の将来に大いなる期待をかけられたものでありますと共に，本学の本日の卒業式もわが国教育の紀元を画する一つの契機を作るものなのであります。

学園を巣立つ諸子，このはえある機会に諸子に，現代における教育者の学問研究の意義について一言述べ，もつてはなむけとするものであります。現代の人間は，新しい世界秩序を迎えようとしています。それは歴史的過程の要請するダイナミズムに示されたる秩序であります。教育はこの連続する変化の実存を肯定し，その上において用意されなければなりません。ヘーゲルの歴史哲学では「世界史は諸国家，諸民族のそれぞれの特殊な思想意志の中に世界精神ないし世界理性なるものの理念の実現され

第1章 学部のあゆみ

て行く過程であつて、その理念そのものは、およそ道徳性の問題を越えた領域である」とされてあります。したがつてそれらの理念に道徳的要求をすることができないというのであります。ところが、ヘーゲル前後の世界史を検討いたしますと、そのころの世界諸国家諸民族は、その望まじき目的実現のためには、戦争や革命という暴力もやむを得ないこととして是認しておるものようであります。

ヘーゲルの歴史哲学は、それらの事実の解釈に、このような超道徳的な哲学をもつたものでありましようか。しかしヘーゲルの歴史哲学の時代と現代とでは、世界人間の思想・意志に大いなる変化を生じております。ことに1945年8月5日の広島原爆を機として、世界は原子力時代に入り、わずか1日にして世界安全保障理事会は、幼年期から直ちに老衰期に達したとまで考えられるようになりました。同時に世界国家、世界社会の創造に必要な正義に基く行動や、世界平和のための積極的な政治手段を、1000年または500年の将来においてでなく、今直ちに執らなければならないという熱心な議論が、世界のもろもろの面に起つたのであります。そしてわれわれは一つの世界社会をもつか、さもなくば世界の滅亡を待つか、そのいずれかを選ぶ時機がきたのだと反省されるようになりました。およそ世界の存在に十分な自覚反省を持つ限り世界史がいかなる方向に向うか、人類世界が平和と戦争と、向上と没落と、進歩と頹廢と、そのいずれのみちをとろうとするか、それらの歴史の積極的な面に沿つて責任を負うとするいわゆる歴史的良心こそは、動的な世界史の転換の時代の道徳意識として、われわれの今日の生命力発揮の根本をなすものであります。このように歴史は人間自身の思想、意志、活動から創造されるものとするならば、人間の歴史的行為は当然道徳性をもつものでありまして、ヘーゲル哲学もこの点につきましては、現代に通用できなくなつたものであります。

戦争は全人類の反対するところであることは疑をいれませんが、しかし、若し戦争を止めることが理想によつてのみ、かち得られるものと考えますならば、キリスト教精神は既に全世界を風靡してははずでありましよう。われわれが世界平和を招来するためには、この現実の世界に具体的な道を作り、実際の障害を克服するものでなければなりません。ところがフランスのヒュマニストの一学者の言をかりますれば「現在地球上には、今も原子爆弾以前の兵器を早急に製造し、現代がナポレオン時代でもあるかのように青年男子を訓練している国があり、ワシントンが原爆に破壊されることを想定してケンタツキーの洞窟に大統領をかくすため、数千万の費用をかけなければならぬと考へているものもあるかも知れない」とのことです。しかし、目下の原子力研究は、このような思想をもつ現代人を最早旧時代のものとしてしまつておるとともに、明らかに新時代というものを予告しているものであることは平凡な表現とされており、また同時に真理を表現しておるものでもあります。

われわれは、ここに改めて16世紀文芸復興の特徴とする人間のエネルギーのユニヴ

アサルなる波動を思い出すのであります。発明、発見、宗教改革、芸術、文学の勝利、それらすべては人間精神の解放を証明しているのであります。このような時代には、生きることが喜びであります。黎明の、かくも希望にみちた時代には、否定的な、排他的な物の考え方や、研究実験を防止したり、秘密を保持するような保守的なあり方は存在しておりません。健全な活動的な世界はそのような不信な考え方を持つ社会に築き上げられるものでありません。

われわれは今、戦争の後で、せつかくルネサンス的現実と取組んでいるのであります。眼前の世の有様は渾沌であり、実際混濁の醜さを露呈しておるものでありまして、若き学徒の思想と意思とは、人類の新しき歴史の要因をなすものであらねばなりません。

諸子は今日から自覚と自信とに満てる教育実践者となつたのであります。今はトラジシヨナリストやオポチュニストやグラジュアリストやミッドル・ロード・メン中庸主義の人々は、非現実的の人であるというべきであります。

原子基礎の研究は、最も完全なそして最も深い意味におけるラジカリズムの勝利を物語つております。先例を無視し、更に人間自身の感覚の証拠を意に介せず最も抽象的な仮定から出発して、物質世界に革命をもたらすことを立証したのであります。今や科学の研究室はおのずからに練兵場や株式取引所よりもはるかに進んだ効果的な世界の指導所たろうとしております。科学の探求の成果は、アダムスミスやマルクスを超越して進み、純粋科学も応用科学も、ともに人類の共有財産として、世界的社会の生成の進展に促進の機を与えつつあるのであります。学問真理の探究は、現代では時代のすべての変化の根本をなすものであります。

しかしながら、なおここに一つの重大な課題が存するのであります。それは、現在における人類文明の遅滞をなくすることであり、文明の遅滞をもたらすものは、科学的進歩と倫理的進歩との間に横たわる溝であります。一方は既に21世紀にあるのに、他方はまだ12世紀の状態にあるといわれます。この遅滞を取り去つて、人類相互の理解と平和とを促進する問題の解決は、実にこの科学の進歩に人間良心の裏付けをなすことに存することと、わたくしは確信するものであります。

科学的進歩と倫理的進歩とを一致させることが、現実の重要な要件の一つであります。そしてこの課題についての新しい実践の育成が、教育の任務の決定的な場をなすものでありましよう。このようにして、広汎な文化の関連のうちに機能をもつ新時代の教育は、長き年月の専門の学究をおわり、今日門出する若き教育者学徒の人格の基礎において、正常に生々と形成されるはずであります。

さらば諸子、健康に世界の晴れの舞台に立たれんことを。

7 - 2 村上俊亮学長 就任挨拶（1956）

『東京学芸大学学報』号外（1956.12.20）

只今大城先生の率直な御紹介をいただきました村上であります。就任のご挨拶を申し上げたいと思います。この度はからずも、先輩、同僚、諸先生の御推挙によりまして、本大学の学長に就任することになりましたことは私の光栄とするところであります。なお、先輩、同僚、諸先生方の御推挙の背後には、学生諸君の希望、期待のひそんでいることを私は見逃すことができないのであります。かかる推挙と期待とが私の就任を決定したのでありまして、したがつて私といたしましてはこの推挙と期待にたいして、まず大いなる責任を感じるのであります。しかしこの責任を果すための具体的な仕事は、私一人だけの仕事を意味するものでなくして、それは同時に諸先生方の仕事を意味するものであります。またそれは同時に学生諸君の仕事にそのまま通ずるものであると思います。さらにそれは事務局職員諸氏の仕事にも直接つながるものと考えております。いうまでもなくこれらの仕事は、それぞれちがった意味と価値をもつものであります。しかし本大学全体の意味および価値からすれば、それぞれ同一の価値をもつものと考えます。かかる特殊な、それぞれちがった意味および価値をもつものと、全体的な同一の意味および価値をもつものが相調和する統一調和の美というものが本大学の基本的な性格であるべきものと私は思います。



なんとすれば本大学は、学問的使命と教育的使命とをその本質的な意味において統一調和することを究極の使命とするものであらうと思うからであります。もちろん、学問的使命と教育的使命とは、本大学のみのものでありません。それは大学一般の基本的な使命であります。しかしその学問的使命と教育的使命との相互の関係は、他の大学一般においては必ずしも第一義的な問題ではなく、むしろそれは機械的な、あるいは平行線的なものでさえあるのであります。ところが本大学においては、その学問的使命と教育的使命との相互関係こそ第一義的な問題であります。その関係はあくまでも有機的にして且つ本質的なものでなければならぬと考えます。すなわち、その学問的使命と教育的使命とにたいして本質的な価値的統一をあたえることが、本大学固有の使命ではないかと考えられます。

しからばその学問的使命と教育的使命とにたいして、本質的な価値的統一をあたえるものは何であるか、それこそ本質的な意味における倫理的な人間性であります。形而上的な意味における人間陶冶の内面的な要求であると考えられます。その倫理的な人間性にもとづく人間陶冶の内面的な要求の中から生れてくるのが学問であり、宗教であり、芸術であります。そしてそれが同時に、スタインもいつているように教育な

のであります。学問、芸術、宗教はオブジェクティブのものであり、教育はサブジェクティブなものであるところに基本的の違いがあるのでありますが、いずれもそれが倫理的な人間性、人間陶冶の本質的要求の中から発生してくるものであり、そしてそこにまた還元してゆくのである。そのような点においてはいずれも本質的にかわりはないのであります。このように学問、芸術、宗教および教育というものは、いずれもその本質においては倫理的な人間性、人間陶冶の本質的な要求に直接つながるものであり、そしてそこに究極の意味と価値をもつものであります。したがってそこに本質的な統一調和の根拠をもつものと考えられるのであります。このように学問的使命と教育的使命とにたいして本質的な価値的な統一をあたえるものは倫理的な人間性であり、本質的な人間陶冶の内面的な要求であります。したがって学問的使命と教育的使命とにたいして、本質的な価値的統一をあたえるということはどういうことであるかといえば、それは学問的使命と教育的使命とを通して、それを媒介にして倫理的な人間性の確立をはかるということになるのであります。人間陶冶の本質的な要求をみたとすることになるのであります。したがって学問的使命と教育的使命との統一調和を本来の使命とする本大学においては、なによりもまずその倫理的な人間性が尊重されなければならないのであります。人間陶冶の内面的な要求とその理性的な自由というものがもつとも尊重されなければならないことになるのであります。

諸君も御承知だと思いますが、ドイツの教育学界を代表するスプランガーがちょうどこの問題を取りあげて、教員養成大学の基本的な原理は人間陶冶の理念にあるということをしていつているのであります。人間陶冶の理念を基本的な原理とする教員養成大学は、学問的な理念を原理とする他の大学一般からは異なる組織を機構をもつべきものであると考えて、教員養成大学の独自性ということを強調したのであります。その基本的な原理となるべき倫理的な人間性、その人間陶冶の価値的な状態こそは、もつとも本質的な意味における統一調和の美をあらわすものであります。統一調和の美というものが本大学の基本的な性格でなくてはならないと考える理由はここにあるわけでありす。

以上申し上げたように、学問的使命と教育的使命との統一調和は人間性の倫理的確立、人間陶冶の価値的な原理によつてはじめて可能であります。したがって学問的使命と教育的使命との統一を本来の使命とする本大学においては、その学問的使命というのはただたんに学問的認識の理論や客観的真理の原理を追求することのみを目的とすべきではなくして、それを通して、それを媒介にして、究極においては倫理的人間性の確立をはかるのでなければなりません。教育的使命というのも、それはただたんに教育の理論や教育技術の研究や訓練のみにとどまるべきものでなくして、それを通して倫理的人間性の確立をはかるものでなければなりません。そうすることによつてはじめて学問、芸術と教育が統一されることになるのであります。しかしそのためには、

第1章 学部のおゆみ

その統一を媒介する学問，芸術の研究がいよいよ深く，いよいよ盛んにならなければならない。また教育の研究や訓練は一層活潑にならなければならない。かかる豊かな深い学問，芸術の研究と教育の研究，実践とを通して，それを媒介にして，ややもすれば失なわれつつある人間性の回復と倫理的人間性の確立をはかるということが本大学の究極の使命であろうと考えるのであります。

人間性の確立とその完成をはかるということは，人間にとつて究極の問題であります。このことはご承知のようにプラトンの哲学においても根本の問題でありました。また理論哲学者のカントにとつてもそれが究極の問題であつたようであります。カントはこういうことを言っているのであります。人間にとつて最も必要な学問があるとすれば，それは人間に指定されたその地位を完成する道を教える学問である。こういうことを言っているのであります。このことを私の言い方をもつて言い代えれば，人間性の確立とその完成をはかる学問の研究が最も重要にして必要な学問であるということを読いたものであると考えられるのであります。かかるカントの意味する理想的な学問の研究，即ち人間性の確立とその完成をはかる学問研究が本大学固有の学問的使命であると思います。20世紀に入つてからの大学の理念，特に第二次大戦后における欧米各国の大学の教育理念は人間性を強調するヒューマニズムの大学教育の理念であります。このような大学の教育理念を日本における他の大学に卒先して実現しようとするもの，実現しなければならぬのがこの大学の固有の使命なのではないか。こういう使命をになう本大学に対して私たちは大いなる自信と誇りをもつべきであります。こういう新しい大学教育の理念を開拓してゆく開拓者としての信念と新しい希望とを私たちははつきり自覚すべきであります。こういう本大学の使命の達成に向つて，先生は研究，教授する者の立場から，学生は研究，学習する者の立場から，さらに事務局の者はこれを運営するものの立場から，一致協力してゆく，その精神的な協同体，それが大学，いわゆるユニフェルシテートの本来の歴史の意味なのであります。この精神的協同体の秩序と調和，それがプラトンの意味する正義なのであります。かかる意味の正義と自由の学園こそ，本大学の基本的な性格でなければならないと私は思うのであります。

今日ほど日本の教育が，重要にして且つ困難な多くの問題をもっている時代はないのではないかと思います。教育行財政の問題についてみても，教育の組織制度の問題についてみても，また教育の内容，方法の問題についてみても，未だかつてなかつたような困難な多くの問題をもっているといつても決して過言でないと思います。これらの重要にして困難な問題は，法令的な手続きや教育行政的な方法によつて一応の解決をはかることはできる。しかしこれらの解決は，いわば形式的な解決の手がかりをあたえるに過ぎないものであつて，これを実質的な解決にもつてゆくものは，教育の実践に当るもの，即ち教師の世界観的な教育の考え方や，教師としての実践的な態

度、方法であると思います。教師としての人間的な教養、教職的な教養というものがこれらの困難な問題を解決する究極のものであると思います。このように教育の実践に於いては、教育の性格とその問題性、それと教師の性格とその問題性とは相即するものなのであります。教育の性格が教師の性格を決定する、同時に教師の性格が教育の性格を決定する、相互に決定し合うものであります。今日日本の教育が未だかつてなかつたような困難な多くの問題をもっている。言いかえればこれらの重要な教育の問題をどのように解決するかによつて、日本全体の運命と日本教育の将来とが決まる。そういう重要な時期に直面しているということは、いわば日本の教育が大きな一つの危機に直面していることをこれは意味しているものであります。こういう日本教育全体の危機とその問題性とは、同時に申し上げたような関係において教師の危機とその問題性を意味するものであります。教師の危機とその問題性は即ち教師養成の危機とその問題性を意味するものであります。かかる今日の日本教育一般の問題性に原因する教員養成の一般的危機と今日の新しい教員養成制度そのものももっている問題性に原因する特殊な教員養成の危機とが相重なつて、今日の日本の教員養成は非常に大きな危機に直面しているといつても決して言い過ぎでないと思います。この教員養成の危機を克服するということが、本大学に課せられた直接的な使命であります。しかもこの本大学のになつているその使命、その任務というものはただたんに地域的なものでなしに、それは全国的な意味のものであります。また今申し上げたような関係から、教員養成の危機を克服するということは、同時に日本の教育、国民教育の危機を克服するということを意味しているのであります。このように本大学のになつているこの任務というものは全国的な意味をもつものであり、且つ日本教育の全体、殊に国民教育全体の使命を制する重要な支点に立つていたものであります。このことをはつきり認識することが非常に大切なことであると思うのであります。私たちはこの国民教育の危機とその問題性および教員養成の危機とその問題性の意味、その問題点を正確に客観的に認識することが必要であります。この客観的な認識に基いてこれらの危機と問題性を克服する、それによつて日本の国民教育および教員養成をたえず前進させてゆくことが本大学の学問的使命および教育的使命にたざざる私たちの重要な責任であると思います。この責任を果たすことは決して容易なことではないと思いますが、しかし教授も学生も事務局職員すべてのものが総力をあげて一致協力するならば、私は決して不可能なことではないと思います。かかる意慾とその活動とが私の就任を一つの契機として、これまでもまして活潑になることができれば、私の責任は果たすことができたと思うのであります。

私の考えるところの意味を十分に申し上げることはできなかつたようではありますが、今後いろいろな機会を通して、自由に検討し合う、話し合う機会をもつことができるわけですから、今日は私の考え方の一端を申し上げて、就任の御挨拶に代

第1章 学部のあゆみ

えたいと思います。

7 - 3 高坂正顕学長 就任挨拶 (1962 .1 29)

『東京学芸大学学報』第65号 (1962 .3 .15)

同僚諸君および学生諸君、私は学長に就任いたしまして、ただ今ここに就任のあいさつをすることになりました。この際、現在の大学というものを私はいったいどう考えているか、それについて申し上げるのがいちばん適当ではないかと考えました。それで「大学とは何か」ということを今日の演題としてみたいと思うのであります。と言いますのは、大学についての私の考えをはっきり申すことは、私の責任でもあるだろうし、また義務でもあるだろうからであります。また私自身、今日までの大部分の年月を大学というものの関係の中で、生きてきたからであります。



大学は私にとっては自分が生きて行くうえでの理想の国であり、私の夢が託されている場所であったからでもあります。

漱石の「三四郎」という小説を、お読みになった方も相当おありだろうと思います。あの中に、三四郎がせつかくは行って行った大学について、いろいろと飽き足りないところがある、その不満な気持を抱きながら図書館には行って行って、書物を借りて読む個所をご記憶の方もおありだろうと思います。書物を借りて次ぎ次ぎに見てみると、どの書物にもだれかがそれを読んだこんせきが残っている。「おやおや大学というところは案外勉強する人もいるんだなあ」というような印象をもつ。ところがその中の一つのとびらに落書がしてある。その落書というのは、次のようなものなのであります。『昔、ベルリン大学でヘーゲルが哲学を講じたときに、全ドイツの青年たち、否ヨーロッパのすべての青年たちが、ベルリン大学というところには、ヘーゲルという一人の哲人がおって、永遠の真理を講じている。そういう気持で多くの青年たちがベルリンに集ってきた。しかし今のわれわれの大学に果してそう言ったような気持があるかどうか、それこそ疑わしいことなのだ』確かそう言った意味の落書が書いてあったと私は記憶しております。それは漱石が三四郎に託して彼のいたころの東京大学を批評した言葉だったろうと私は思います。

しかし私が京都の大学にはいりましたところに、私は幸いこのような失望感を抱かなかった。そのころの京都の大学は、経済学部には河上肇さんがおられ、文学部には西田幾多郎先生、その他何人かのすぐれた先生がおられた。私はあの時代において京都の大学に学んだことを誇りにしているものであります。特に西田幾多郎先生の講義はいつも土曜日の午後に行なわれました。それは卒業生の人たち、就職している人たち

もそれを聞けるためであったのでありますけれども、その講義の時にはいろいろの人が集ってきます、今言いました河上肇さんもその聴講者の一人であったのです。私などが腰をかけているわきの友人が、あれが河上さんだよと教えてくれた、それが私が河上さんの顔を初めて見た場所であったのであります。私の3年前には三木清君がいたし、また私の1年あとには戸坂潤君がいた。その他いろいろな連中がいました。

西田先生の講義には何か心を打つものがあった。しかし正直なところ、私には先生の講義の内容はよくわからなかった。私は後に「哲学研究」という雑誌の編集などしたことがあります、先生の論文を校正しながら、こんなむづかしい訳のわからないことを書かなくてもいいではないか、そういう気持を実は卒業後数年も持ち続けたわけであります。ですから“西田哲学は判らない”という批評がなされたときに、私はもっともだと思った。そばにいろいろな話を聞いてもわからないくらいなのです、なかなかそう急にわからないということがあってもしたしかたないと思う。ただし、私自身には次のような経験があるので、私は先生の立場がどうも抽象的なように思えてならない、もっと具体的に、現実的に考えるべきではないか、先生からどう思われてもしょうがない。自分は自分の考えで進むより道がない。そう思って「歴史的なるもの」という論文を書いたこともあります。しかし意外にもやむを得なければ先生からつき放されることを覚悟して書いた論文を、先生はおもしろいと言われた。またそのように自分自身で考えてみようと思つたことによつて、なるほど西田幾多郎という人はこんなことを問題としているんだな、こういうことに触れて行こうとしているのだな、ということが段々とわかつてきたように思うのであります。

先生自身、こう言われたことがある。「自分は自分の思想をきれいに磨き立ててショーウィンドウに飾る気持はない。自分はむしろ、真理の鉱山に真理の一角をくわけても掘り出そうとしている鉱夫のようなものである。真理の労働者である。」つまり私自身もある意味では真理のかけらを探して見ようとする労働者になってみたとき、西田という一人の思想家の核心のどこかに触れたように思うのであります。

私が、今このような昔の思い出話めいたことを申し上げるのは、実は一つの重要な理由があるからであります。というのは、ここに大学というものの一つのあり方を示す、しかも典型的な場合があらわれているからであります。昔、プラトンはこういいました。「それがたとえどのような帰結に導いて行くにせよ、真理を真理自身のゆえに求めて行かなければいけない。」大学というところは、それがたとえどのような結論に導かれて行くにせよ、真理を真理として求めて行く場所である。そのような考え方をもちた多くの人もあり、またそういう考えで大学というものはある程度育つてきたのであります。そして大学においては、それがどのような結論に導かれて行くにせよ、真理を真理のゆえに追求すべきである。また、その自由があるというのが、いわゆる akademische Freiheit, academic freedom, 大学の自由と呼ばれるものであります。

第1章 学部のあゆみ

す。そしてその内容は、Lehr freiheit 教える自由と Lern freiheit、学ぶ自由の二つであります。

大学の自由という思想がはっきりとした形をとったのは、前世紀初めドイツの大学においてであったのですが、ドイツの大学では Frei zugigkeit つまり、自由に一つの大学から、ほかの大学へ研究の場を移す自由が認められている。これも学ぶことの自由ということの中にはいっているわけであります。そしてこのような大学の自由を確保するための制度上の組織が大学の自治といわれるものであります。逆にいえば、大学の自治というものは、大学の自由のためにあり、大学の自由というのは研究および学習の自由ということを目標としているのであります。しかもその研究というのはいったいどういう意味のものであろうか、この点を一層明らかにするために、レッスンの有名なたとえを引用することを許していただきたい。

神様が人間の前に両方の手をさしのべて、お前はどちらを選ぶか、一方の手には完成したできあがった真理が握られている、他方の手にはどこまでも真理を求めて行こうとする意志がおさめられている。お前はどちらを選ぶか、好きな方をお前にやろう。神様がそういわれた。すると人間はそれに答えて言った。完成した真理というようなものは、これは神様にだけふさわしいでしょう、しかし人間にとっては、むしろどこまでも真理を求めて行く意志が似合っています。こう人間が答えたので、人間には完成した真理は与えられず、ただどこまでも真理を求めて行く意志だけが神によってあたえられたのである、と。

私は、このレッスンの考え方には重要な意義があると思います。大学の自治というものは、どこまでもこのように真理を探求して行こうとする学問の自由を保障するためのものだと思います。

大学というものは、たしかにこのような風に、真理を求め、真理を守って行く場所でありましょうが、そのように考えたとき、大学は象牙の塔 ivory tower と呼んでよいでしょうし、このような考え方をアイボリー・タワー・セオリーと呼ぶことにしましょう。私たちの若いころにもっていた大学というものについての夢は、大体このようなアイボリー・タワーとしての大学であったのであります。しかし、大学の現実というものは、このような考え方でじゅうぶんでしょうか。大学の現実実は果してこのような考えで尽されているのでしょうか。そこに大学についてちがった考え方があらわれて来るのであります。それを一応 service station theory と呼ぶことにします。それは、もっと正確には social service station theory と申してよい。つまり社会奉仕の場として大学を考える考え方であります。それがどういうものであるかということを上昇するために、就職の問題を取り上げてみたいのであります。

皆さん方のある人たちは、この3月で大学を卒業されて社会に出て行かれます。そしてどこかに就職される、その就職の問題についてであります。就職ということと大

学に学ぶということに、いったいどんな関係があるのでしょうか、アイボリー・タワー・セオリー的にいえば、大学は真理を真理のゆえに求めて行くところですから、就職の問題というようなことは、実は問題にならないことになりましょう。私は波多野精一先生の講義もききました。先生は日本における宗教哲学の代表的な人でありませう。ところが、波多野先生は、こう言われた。

「自分の講座で専門に研究する人に対して、自分は就職の世話などしませんよ。」先生は、はっきりこう言われた。これはドイツ流の考え方からすれば、まさにそのとおりなので、学生は研究すればよいし、勉強すればよい。先生も研究し、講義をすればよいのです。その点当時は非常にのんきであったと言っていいのでしょうか。われわれのように哲学といったようなことをやっている連中は、お互に就職の話をした記憶は全然ないのです。のんきと言えばのんきなことです。時代がそうしたのんきなことを許していたと言えればそうかも知れません。しかし、その当時においても、就職の問題はそう楽ではなかったのです。つまり何ということなしに学問が先なんだ、就職なんていることは二の次ぎなんだ、そういう気持があったのであります。

ドイツ流の考えに立ち、アイボリー・タワー・セオリーから言えば、大学を卒業するということが自身がおかしいことかも知れません。真理を探求するということが、さきほど言いましたように、無限の課題です。これで卒業したということのできるものではないでしょう。生涯の仕事です。ですからドイツの大学では日本の大学のような意味での卒業免状は出しません。資格のほしい人に対しては、プロフェッショナルな職業につくために、国家試験その他の制度が別にあるのです。このような考え方からすれば、大学というところはただ研究するだけのところ、勉強するだけのところということになって行き、就職の世話というようなことは、二の次になります。大学に学ぶ人は就職ということは問題にすべきではないということになる、しかし果してそれほど冷淡に就職の問題を突き放してしまってよいかどうか。

私はそれには疑問をもっているのであります。少くとも今日の私は、それほど冷淡に突き放してはいけないと考えている。なぜかと言えば、就職の問題というものは、一方、皆さん方からすれば、どこで生活の資を得るかということでありませう、生活の場の問題であります。他方、皆さんを採用する側、つまり、社会の側から言えば、どのような人を要求しているのかということでありませう。

あるアメリカの学者は言うております、大学は社会を写す鏡である、と。社会にあるすべての必要な職業は、大学において一応学問的な基礎が用意されなければならない。事実今日のコロンビア大学では、部門の数はおそらく100前後になっていたかと思えます。それどころか、ある大学では、美容学科というものを設置すべきだとさえ主張している。われわれの実生活にとって、必要な事柄はすべて大学において科学的に研究され、そして教授されなければならない。大学で何が教えらるるか

第1章 学部のおゆみ

は、それを社会が必要と認めるからであり、いわゆる social needs, 社会的必要ということが、大学で何を教えるかということを決定する。

このような傾向をはっきり示しますのは、ご存知のように1862年に大統領リンカーンによって署名されたところの Morrill act という法令以来であります。これによってアメリカの州立大学は、国の補助のもとに、農学部及び工学部をおくことになったのであります。古い大学では、農学部あるいは工学部というような実際役に立つことを目的とした学部はあるべきではない、せいぜい専門学校で良いのである、大学の中にそういうものがあるということは、大学にとってふさわしくない。

この考え方はドイツでは今度の戦争のあとくらいまでも続いていたのであります。ベルリンの有名な technische Hochschule 工業専門学校が technische Universität 工業大学に変わったのは最近のことです。昔からの神学部、哲学部、法学部および医学部という四つの学部で大学が編成されるというのがドイツの古典的な考え方であった。ところが社会の要求が、いろいろと新しい研究をすることを大学に求めるにいたった。事実高度の知識、および技術をそなえなければ社会の要求をみたすことができなくなってきた。このような現代社会の事情が大学の質に変化を及ぼしてきているのであります。大学は社会的必要にこたえるべきである。このような考え方を私は social service station theory つまり社会奉仕の場としての大学の考え方と申しておきたいと思うのであります。

日本の新制大学といわれますものは、アメリカの大学の考え方を大体頭におきまして古い象牙の塔の考え方の代りに、社会奉仕の機関あるいは社会的設備としての大学という考えをとっているのであります。私はこういう考え方にも、ある程度の重要性、もっともな点を認めなければならないと思います。つまり私は古いアイボリー・タワー・セオリーと、新しいサービス・ステーション・セオリーとの二つの間にはさまれているわけでありまして。私自身はこの二つの考え方のそれぞれの正しい点と、またそれぞれの限界を認めたいと思うのであります。ではそれぞれの立場の限界は何でしょうか。

昨年の12月10日 The University というパンフレットが出版されました。この書物のことをニューヨークタイムスが直ちにとりあげ、翌12月11日に、この書物についての、記事をのせている。このパンフレットは現在のエール大学の総長グリスワルドとのインタビューを中心とし、それに日本でもよく名を知られている前のシカゴ大学の総長ハッチンスのコメントを付加したものであります。ところがこの2人とも、アメリカ流の大学のあり方についてかなり手きびしい批判をしております。たとえばグリスワルドはこういうのです。大学というものは社会の必要に応じてやって行けばそれでよいというようなものではない。これはおもしろくない、社会はその場合に顧客であり、大学はその場合買手の要求する品物売る商人であるということになる。しか

し買手がいつも正しいというわけにはいかない。買手も時にはまた誤るであろう、たとえば病人が医者に自分の病状を訴え、ここが痛いとかどうもここが具合がわるいとかいう。そのさい、もし医者がその患者のいうままに診断を下すならば、そのような医者は患者の病気を正しくなおすことができないだろう。同じように大学も社会の要求だからといってそのままそれに従うごときことは、望ましくない、それではかえって本当に社会の要求にこたえることにならない。グリスワルドはそういうふうに言っているのであります。

私もこれはある程度までは認めなければならないと思う。若し社会の要求だから、あるいは国家の要求だからというので大学が動くならば、そしてこれがいわゆる新制大学といわれますものの基礎にある考え方も知れませんが、若しそれだけで大学が動くとするならば、これは社会という名前のもとに、場合によればある特殊の集団、あるいはある特殊の階級、そういったいろいろな形の圧力団体に大学が屈服する危険があるからと思うのであります。それでは、大学の自由が脅かされると思うからであります。この点大学はやはりある程度までは、外からの批評をおそれずに、自分自身の立場で真理を求めて行く努力をしなければならないと思います。

また、場合によれば大学はその一つの重要な機能として社会批判、文化批判といったようなこともなすべきだと思う。特に教育に関するいろいろな理論といえますものは、多分に社会批判という意味をもっている、教育上の革新運動の多くは、文化批判と結びついてきている。ルソーがそうであります。デューイの場合にもそういう意味があると思います。またペスタロッチも同じでしょう。大学はただ、ソシャル・ニードにこたえるというだけでなく、それに対する批判も行なわなければならない、そしてその批判はどこまでも真理の探求という立場からなさるべきことは言うまでもないでしょう。こうしてみますというと、サービス・ステーション・セオリーをそのままわれわれがうけ入れておくわけには行かないと思うのであります。では逆に、アイボリー・タワー・セオリーはそれでいいか、それにはまた重要な制限があるのであります。

1945年にハイデルベルヒ大学が医学部の開設をもって再出発をしたときに、ヤスペルスが開学の演説をしております。その演説の中で彼は次のような例をあげております。ナチスのころに、ある有名な精神病理学者が、ある有名な法律学者と計らって、生き長らえて行く積極的な意味のない人間の生命は、それを消してしまってもよい、つまり、なお見込のない精神病患者は適當の仕方であつて死なせてやる方がよい、そう主張している。つまり、生きる必要のない人間は死なせてやってもかまわないということです。こういったような考え方がナチスのころのドイツの大学の中にあつた、それがドイツの大学を誤らしめたゆえんであるというのであります。私はこれに類した事柄が日本の大学にあつたかどうかはつきりしりません。しかしある大学で生体解剖

第1章 学部のあゆみ

が行なわれたとか行なわれなかったとかいう話はきいたことがあります。

私は更にそれに関連して、われわれの大学に密接な関係のある教育実験を例にとつて、少し考えてみたいと思います。現在医学界で最も問題になっているものの一つは癌の研究であります。癌はどうしてなおしたらよいか、それに対するはっきりした処置の仕方を見出すためには、癌がどうしてできるかを実験的に確かめなくてはならない、こうしてモルモットかうさぎが知りませんが、そういったようなものにどこかにタールを塗って、癌を発生させている。こういう理由で癌ができたのだから、したがってこういう仕方で癌をなおすことができるというわけです。ところが現在の日本の社会で重要な問題は、いわゆる青少年の非行の問題であります。その際、なぜ日本において青少年の非行がいろいろとあらわれて来るか、その原因をたしかめるために、どうしたら非行少年となるかを実験する。こうすれば人間が悪いことをするようになる、したがってこういうような条件を除去すれば非行少年はなくなる、だからまず対策を講ずる前にこれこれの理由で非行少年ができるのだという実験をすべきである、という議論をしたとする。

私はそのような考え方はいけないと思うのです。というのは、人間というものは、たとえどれほど真理の探求のためであるにせよ、実験材料にされてはいけないと思うからであります。なるほどプラトンが言ったように「どのような結果になるにせよ、真理を真理として求めなくてはならない。」が、しかし真理を求めて行く場合、人間を単なる実験材料にしてはいけない。人間の生命に対する尊敬の気持というものがないければならないのです。いくら学問の自由といっても人間の生命を実験材料にしてはならない、学問の研究、真理の探求にもそういう制限があることを、私は忘れてはいけないと思うのであります。

昔、菊池寛の「藤十郎の恋」という小説を読んだ記憶があります。皆さんの方が場合によつたらはっきりとしたすじをご記憶かと思えます。藤十郎は、自分の芝居を本当に生きたものにするために、ある、夫をもった女の人を誘惑してみる。誘惑される女の人の姿を実験してみようというわけなのです。そしてその誘惑が成功し、その女の人が灯を消したとたん、藤十郎はその場を立去ってしまう。このように心をもてあそばれた女の人とはあとで自殺してしまったということになっていたかと思うのであります。芸術のための芸術という立場からいえば、そのようなことも許されるでしょう。私もある程度までは芸術のための芸術ということにも意味がありうと思うけれども、芸術のために他の人間の生命や魂を犠牲にする権利はないと思うのです。大学というところも同様に真理の研究のためだからといって、人間の生命をもてあそぶことがあってはならないと私は思うのです。以上申しましたようなことで、サーピス・ステーション・セオリーというものも絶対ではないし、アイボリー・タワー・セオリーも絶対ではない。その点はおわかりいただいたと思います。

私は、この二つに対しまして、むしろ Cultural center theory つまり大学を文化活動の中心とみる立場をとってみたい、文化活動の知的中心と考える立場で大学というものを考えてみたいと思っております。しかしそれについては又いつか別の機会に申し上げることにいたしましょう。しかし今日の大学の問題点については以上のようなことだけにとどめ、私は次に二つのやや具体的な事柄に関し、私の思っておりますことを率直に申し上げておきたいと思っております。ある意味ではお願いしたいと思うのであります。

第1は、大学における真理探求の態度がどうあるべきかということでありませう。

私は、真理の探求ということについて、絶対主義は避けたい、むしろ相対主義の立場に立ちたいと思うのであります。相対主義の立場に立つということは、二つの点から考えていくことができると思います。

その一つは、他の研究者に対する態度であります。他の人がどのような意見を持ち、どのような主義をもとうがそれは自由であります。大学では、いろいろ異った立場にある人々が、お互いにより合っているということがむしろ望ましい、すべての人があまりに似かよった立場に立つ場合には、大学における活発な研究的精神がどうしてもまひすることになる。いろいろと違った立場にある人々がいるほうが大学における研究を活発にするうえでは望ましいと私は思う。しかしそれと共に、その際自分と違った立場のものは拒否する、認めない、そういったような態度はお互にとりたくないと思っております。マルクス主義的な考え方はいけない、そう決めてもいいけない、またマルクス主義でなくてはいけない、そう決めてもらってもいけない、そう思うのであります。大学においてはお互がそれぞれお互の立場を認めてほしい。

ご存知のように啓蒙主義の時代といいますがものは、信仰の自由ということを出してきました。それは、長い時代にわたる宗教戦争の苦い経験を通じまして宗教上のどの立場が正しいかということ、力をもって決めることはできない。どのような信仰をもつかということは各人の自由にまかすべきだ、ここから信仰の自由という考え方は出てきているのであります。同じように今日においてはややもすればすべてがイデオロギーの争いになろうとしている。一方のイデオロギーだけが正しくて、他方は誤っている、あるイデオロギーだけを何らかの力で強制するということは、どの立場をとるにせよ、あってはならないと私は思います。つまり、大学においては学問上のトレランス、寛容の精神というものが当然あってしかるべきではないかと私は思うのであります。これが他人に対しての相対主義の立場であります。

次に他の一つは自分自身に対する態度であります。この場合にも私は相対主義の立場をとりたいと思うのです。さきほど言いましたように、研究というものほどどこまでも先へ先へと進んで行かなくてはならないものです。自分の研究はすでにでき上がった、あとはもう実践あるのみだ、そういうことは少くとも大学においてはあってはな

第1章 学部のあゆみ

らないのであります。これは、特に社会科学の研究をしておられる方々をお願いしたいと思います。今日の学問でいちばん進んでいるのは物理学関係の学問でしょう。ところがそのような学問の先端に立っている人たちでも、自分たちはもう絶対の真理を見出した、あとはただ、いかにこれを応用するかだけだなどという人はいないと思う。社会科学はもっと若い学問であります、決してもう結論に達した、あとはただ実践あるだけというようなことは、私はあるべきではないと思います。

もう一つ申し上げてみたいこと、お願いしておきたい事柄は、学問研究と政治活動との関係についてであります。昨年日本にきました、ハーバード大学の総長コナント氏の言葉を借りれば大学というところは「学問の^{とりで}」であります。しかし大学は政治の^{とりで}の砦であってはいけな、私はこう思っています。無論、皆さんがどのような政治上の立場をとられて、どのような活動をされるかは、これは自由だと思います。しかし、だからと言って、大学を政治的闘争の場とすることは、これは好ましくないことだと思います。なぜかと言えば、大学が政治的闘争の場となってしまうと、大学外のいろいろな政治集団というものと同じものになってしまうのです。その場合、もはや大学の自治というようなことを主張する根拠が非常にうすくなってしまいます。若し単に政治闘争の場であるということになるならば、他の政治団体に対するのと同じ規制が大学に対して課せられてもやむを得ない。大学としての特色がないからであります。私は大学はやはり学問の^{とりで}の砦であって、政治活動の^{とりで}の砦であるということは望ましいことではないと思います。

むしろ私は大学においては、政治の問題についてはこう考えたいと思うのであります。イデオロギーといいますがものは、明確に政治的な道具であります。しかしそれが大学において問題とされる場合には、政治的スローガンないしイデオロギーであるものが、その根底にひそんでいる理論にまで純化されて、理論の立場から、あるいは理論として研究されることになるべきだと思うのであります。大学においてどういう政治理論が、打ち出されるか、それは自由であります。しかしそれがいわゆるイデオロギーとして、スローガンとして大学の中で教えられることは、私は好ましくないと思うのです。また逆にいろいろな政治集団は、それぞれに理論をもっています。しかしその理論が実践的な政治活動にまでなる場合、その性格はもはや理論ではなくてイデオロギー化し、スローガン化しているのです。しかしイデオロギー化した場合には、イデオロギー相互の間の理解はむつかしくなって来る。私はむしろ、現実の政治の場では、なかなか話し合いのつかないイデオロギーの争いが、大学においては、セオリーの争いとなってお互に理解を通じようようなものにしてゆきたいと思う。現在いちばん要求されているところのものは、世界の平和であろうと思う。しかし世界の平和の危機はお互を信ぜず、お互を疑い合うこと、お互の不信の念からおこっていると思う。それに対し大学という所は、お互が理解を通じ合うことによって、やがては世界

の平和の場を準備してゆくことに責任を負っている所だろうと思います。

私はなお、学芸大学、特に東京学芸大学がどのような使命を負わさるべきかというようなことについても、なおお話しすべきかも知れません。私は大学とは総じてどういう所か、それについてはいろいろ考えたこともあります。しかしまだ、東京学芸大学の特性についてはじゅうぶん考えておりません。これについては同僚の教官諸君、また学生諸君ともいろいろ話しをかわして、どこにわれわれの大学の特色があるべきかということをはっきりさせてゆきたい、それについては、また他の機会に申し上げてみたいと思うのです。

しかしただ一言いっておきたい事柄は、われわれの大学もよその昔からの大学も、大学としてはなんらの違いはないと言うこと、それをまず言っておきたいと思うのであります。次に申しておきたいことは、だからと言って古くからの大学と同じやり方をしていっても、それはあまり効果がない、つまりじゅうぶんな存在理由がうすくなる。われわれはわれわれの大学の目標をはっきりさせる必要があると思うのであります。それは古い昔からの師範学校のレベルに下げていくことではなくて、むしろ現在のレベルを高めるようにしていくことが必要なのではないか、そういう風に思っておりますが、具体的にどうするかということについては、なおいろいろと私自身も研究していきたいと思えますし、特に同僚の諸君とは意見を通じていきたいと思っております。

最後に次のことを申し上げて、今日の就任の言葉を終りたいと思えます。数年前、ハイデルベルヒの大学に行きました時に、世界のいろいろな所から集まってきている人たちと一しょに旅行をしたことがありました。今日の有力な世界の大学というものは、決してある一つの国の大学ではなくて、世界の大学であるのであります。私も東京学芸大学といいますが、世界の大学としてのびて行くよう、お互に努力してみたいと思うのです。目をせまくしないで、目を世界にひらくということが大事だと思えます。私はいろいろな意味において、東京学芸大学が世界の大学になるということを皆さんと一しょに希望したいと思えます。これで私の就任の言葉は終了です。

7 - 4 鎌田正宣学長 所信表明（1970 .4 30）

『東京学芸大学学報』第135号（1970 .6 .1）

昭和42年以来、本学の発展・充実にめざし、諸種の改善のために、教職員の皆さんに多大の労をわずらわし、また昨年来教育系大学としての本学の改革に取り組んでこられた大学教育検討委員会の諸氏にも、ここに深甚の謝意を表するものであります。云うまでもなく紛争等を契機として、それぞれの大学または諸団体が高等教育に関する調査・研究のための委員会を設け、独自の改革案を検討し、逐次公表しつつあることはご承知のとおりであります。しかしながら紛争への対応を強く意識しすぎてか、仮りに制度的変革がなされても、その実現が可能か否かに疑念を抱かざるを得ない試案すら散見するのが現状ではないかと思えます。また敏感に、しかも好感をもってむかえられる筈の改革提案に対し、教職員・学生等が極めて冷淡な態度を示している事実も少からずみうけられるのであります。このことは全学的・全体的意見の集約を欠いているからではないかと想像せられます。



本学における大学教育検討委員会規程の中に第6条を挿入したのは、全学的な問題として広く関係者の意見を聴取し、万遺憾なからしめることをねがったからであり、上記のような現象が表われるのを懸念したからであります。委員長の「中間報告案の送付について」にも大学の当面している課題はこれを短期間に解決することは不可能であると述べられておりますが、私もこれに同感の意を表するものであります。と同時に教会会において十分検討いただきたいむねもつけ加えてありますが、このことは各部教会会だけの問題ではなく、全学的規模の問題であることも申し添えておかなければならないと思えます。

大学教育の改革は至難なことではありますが、我々自らの手で教育系大学の問題を解決すべきでありましょう。現行の枠内の問題でも容易ならざるものと覚悟しなければなりません。と申しますのは我々は昭和27年以来よりよい発展のために、カリキュラムの改訂、改組問題の検討、学科・学科目制の検討、大学院設置の研究、企画委員会による全学的再検討等に多年の歳月を費してまいりました。そして今また、大学教育検討委員会による大学の未来像の作成に取り組んでおりますが、上に述べたような長年月にわたる諸種の研究・討議が進められてきたことも我々のたどる一つの道として無駄ではなかったと信じておりますし、また無駄にしてはならないと思うわけでありませぬ。

大学がその存在意義を失って廃止されないかぎり、変遷をたどりながらも、永久に発展を続けるべきであることは申すまでもありません。ここにおいて我々は衆智を集

めて委員会を助け、現実の学園の研究活動を乱すことなく、将来に期待の持てるビジョンを描きたいものと念じているものであります。

これが大学のあり方についての私の所信であります。

つぎに昭和45年度の現実につながる問題について二・三申し述べます。

第1に学部の整備・充実を考えるべきだと思います。昭和42年5月の教授会で決定された事項は、本年にいたって3事務長の決定ということで、最小限ではありますが、与えられた課題を実現したわけでありました。しかしながら、技術科教育学科の4学科目が不完全なままでおかれていることは是正を要する緊急事であろうかと思いません。その他の学科についても、人事の不均衡の是正は急を要するものと考えられますが、従前からの教授会で承認されているプールを学長が有効適正に使用すること、学生の定員増と学年の進行に伴う教官の20名増等を念頭に置き、高校教員養成課程設置をも考慮に入れて、全学的な一つの構想を持つ必要があると思います。したがって学科目の整備・充実を推進するために学科制検討委員会の改組という問題も必要に応じて考えねばなりません。

なお学科編成がまだなされていない諸課程についてもその充実・整備は現実の問題として、なお今後の発展の余地を残しながら、円滑な運営ができるよう代議員会等によって充分審議していただきたいと思えます。

つぎに大学院の整備・充実についてふれることにします。本学に大学院を設置するにあたって、大学院設置審議会から次のような留意事項があげられております。

義務教育関係に関することを主とすること

現職教員に入学の機会を与えるよう配慮すること

附属学校を効率的に活用するよう配慮すること

助手を充実すること

図書・学術雑誌は教科教育科目関係のものをまず充実し、効率的な運営をはかること

設備の充実は教科教育関係を考慮に入れること

研究室等を整備充実すること

修士の種類は、別途審議会の議を経て決める予定である。

我々が大学院の問題を考える時、一般大学のそれと同じように考えるのは必ずしも適切ではなく、本学なるが故の大学院のあり方を考えてゆくべきで、一般大学の修士課程とは異った特色を有することは当然であります。やがて設置すべきものと考えている博士課程についても同様のことを考慮しなければ、その設立の意義が失われるであります。大学院研究科の充実・発展のために大学院委員会等によって慎重な審議・検討が行なわれねばならないかと思えます。なお大学院関係の施設・設備の充実についても、学部との関係を十分に考慮して、関係諸委員会での検討を希望するもの

第1章 学部のあゆみ

であります。

最後に施設・設備について申し述べます。

年次報告にあるように学生の増募に伴う一般教室の新営と特殊教育の研究部門完結に伴う特殊教育研究施設の新営が内示されております。教官研究室が極めて狭隘である現状に加えて、学生増募の問題を考える時教官研究室の造営は当然のことですが、目下の急務に間に合わせ得ない事状を勘案して、1号館の3階を教官研究室、ゼミ室に改装することによって、授業の運営に支障がないかどうか、施設整備委員会、カリキュラム委員会等によって検討していただきたいと思います。また特殊教育研究施設の特教研究課程との共同利用について検討するとともに、現施設を暫定的に特殊教育課程で利用することの可否についても審議・検討する必要があるかと思えます。さらに電算機、閉回路テレビ等による教育方法についての研究（教育工学）の推進は、我々教育系大学の一員としてそのあり方を考えて、大学、附属学校を含めて全学的な研究体制を確立すべく準備委員を委嘱しているところであります。

以上をもちまして、私の所信表明を終わります。

（本稿は去る4月30日開催の教授会における所信表明に加筆訂正したものである。）

7 - 5 太田善麿学長 卒業式式辞（1974.3.20）

『東京学芸大学学报』第181号（1974.4.1）

今日の卒業式、修了式にのぞみまして一言、諸君とともに我々のこれからのあり方について考える機会にいたしたいと思えます。

いま、卒業証書修了証書を諸君は手にされました。それによって日本の社会は、きわめて有能な、そして善良な本学の卒業生、また諸課程の修了生を迎えようとしているわけでありませう。ここに、社会がすこぶる有望な要素を加えることになったことは、疑いをいれないと信じます。今日、この式場に臨んで、お互いに「おめでとう」と言いかずのは、単にこの式場にある人々の、諸君や我々や或いは諸君の御両親その他、身近な方々の喜びの言葉であるばかりでなく、広く社会の、民族の、さらに言えば人類の喜びにつながっていると思えます。そこで我々ははばかりことなく諸君に「おめでとう」という言葉でよびかけることができるわけでありませう。

数日前の新聞紙上にあったことでありますが、ノーベル賞を受けられた江崎博士に対して、新聞記者が「日本の社会では、創造性を育てにくいのではないか」というような質問をしたということでありませう。それに対して同博士は「日本の社会に創造性



が必要なのだろうか」と答えたとありました。これはまことに痛烈な社会批評でありまして、我々教育・研究にたずさわる者にとりましては、ひとしお痛くひびく言葉であります。ただその後には江崎博士が講演などをなすっておられるところを聞きますと、その本当の意味は、創造性、これは真の意味の創造性の開発が、そしてそのためのじゅうぶんな条件づくりが、基本的に必要なのだということをいおうとされたものであることは明らかであります。それにつけても我々は、広く世の人々とともに、いま卒業し、修了された諸君の資質と努力とに大きな期待をかけざるを得ないのであります。

諸君の大多数は、教職につかれることでありましょう。教育者に創造性が要求されるということは、いまさら申すまでもないところでありますが、現代において、その要求がますますつよまりつつあるということも、また事実であります。児童・生徒の指導は、いわば画期的に多角化・多様化しつつあります。計算も容易にできないようないるんなファクターが、たえず、次々に加わりつつあります。そのような場面で積極的な活動をなし得るためには、そのささえとなるものとしては、知識や技術はもとよりですけれども、新しいものを生み出す創造的な力がなければなりません。

ここで、ただ一つのことを取りあげてみたいと思います。

ここ数年来、それまでは考えも及ばなかったような未熟児や障害児の保育が実現しつつあります。それは、非常に望ましいことでありますが、そして年を逐ってそれは向上しつつありますが、そのような児童や生徒が学級の構成に加わってくることは、もうすでにおこりつつある。教育に差別があってはならぬという考えは正しい。しかし、こういう場合、単なる無差別では教育にならないでありましょう。

勿論、この種の対処は、いま申した一つの例だけではなくて、例えば、海外からの帰国子女の教育の問題を考えてみても、その多発化と拡域と申しますか、今までには考えてもみなかったような、外地・外国から帰ってくる子供達がいる。そして、ますますその数が増える。そういう子供達の教育をどうするのか、そういうこと、色々なことが加わってまいります。これは聡明なる諸君に、その一つを指摘して、あとは諸君に良く考えてもらいたいと思うのであります。これらはまさに社会の課題でありまして、けして教育者のみにゆだねられるべきことではありません。社会の課題であるから、政治的・行政的な確たる対応が必要であることは申すまでもありません。しかし今拾った一つの例だけが問題なのではなく、あらゆる面からの多様性がたえずあらたに加わってくる。そのような現実のもとで、やはり最も重大な鍵をにぎるのが、実際に児童・生徒の指導にあたる教師であることは明らかであり、そこにおいて解決への端緒が開ける。教師の識見と創造性がものをいうのであります。

先ほども申しましたとおり、これはひとり教育者だけの問題ではない。諸君の中には、いわゆる教職につかない人もあるでしょう。先ほど申したことを含めて、みんな

第1章 学部のあゆみ

で協力して、その対処をしなければならない問題が今後、どんどん増えてくるということが明らかであります。直接教職につかない人にして、この同じ学舎でともに学びそして教職につく、それらの多くの人々との連帯において、新しい社会の問題の解決にあたってゆくわけです。その努力が、諸君の秀れた創造性、独創的な資質を依りどころにして、展開してゆくことを願ってやまないであります。

なお、本学は創立4半世紀をけみしまして、これから本学としての本領をいよいよ明らかにしてまいるであろうと思います。諸君は卒業生、修了生として、本学の教育と研究の展開を見まわると同時に、本学に、本学独自の高くよき学風をうみだす貴重な要素となって、後輩を指導、誘掖してくださるようお願いいたします。

諸君、これは老婆心でありますけれども、自重、自愛、ことにすべての基本をなす健康にはくれぐれも注意をして、活躍してください。最後に、諸君が将来かけて成就、大成されることを心から念じて、式辞といたします。

7 - 6 阿部 猛学長 所信表明(1980.1.16)

『東京学芸大学学报』第251号(1980.2.10)

就任後最初の教授会に当たり、所存の一端を述べて、教授会構成員各位の御理解と御協力を仰ぎたいと思います。

太田前学長が過去6年の間、本学の発展のために尽力されたその御功績については、今更申すまでもありません。とりわけ、穏かな話し合いの精神を以て一貫された御姿勢には、心からなる敬意を表するものであります。常置委員会の発足、新しいカリキュラムの出版、施設・設備の充実等、皆様すでに御承知の通りであります。しかしながら、或る意味で、事は今後にかかっているかと思えます。すなわち、その内容を、いかに実質あるものとして盛るかということでもあります。

私は、すでに「学報」などにおいても述べて参りましたが、「実力のある大学」を創りたいと申しております。研究・教授能力に優れた多数の教官を擁し、意欲的で実力ある学生を育てる大学づくりであります。本学が、日本の教育の中で果たしてきた役割りの大きさは疑いのないところであり、俗に「教育の大本山」と申しますが、教育の中心としての位置を占めることは、自他ともに認めるところでありましょう。しかしながら、大学創立以来30年を経た今日、歴史と伝統に倚りかかり、安易な自己満足に陥っているところはないか、深く省みる必要があるのではないのでしょうか。

ここに改めて本学のめざすところを再確認いたしますならば、学則第2条には、次のように記されております。すなわち、



「本学は学芸諸般の研究並びに教育の科学的探究につとめるとともに、学生の教養を高め、そのめざす専門の学芸と教育に関する理論及び實際を指導して、有為の教育者を養成することを目的とする」

学則には以上のように規定されております。太田前学長も、しばしば言われていたところでありますが、この規定を、私どもは狭く理解する必要はないと思います。学則に言う、「有為の教育者」の養成とは、学校教育、とくに義務教育課程の教育に携わる教育者の養成を柱とすることは疑いのないところであり、従来、本学が果たしてきた中心的な役割もまたそこにありました。しかし、現代社会において、教育の媒体が多様化しつつあることはいうまでもなく、本学の卒業生が、広い意味での教育の世界で活躍することを期待してもよいのであります。社会のうつり変わりに伴って、学生の意識も変わってきていますし、本学に対する社会の期待もまた変化しつつあることを認識すべきであります。

それでは、そうした社会的要求に応えるべく、大学は何をしたらよいのか。それこそが、80年代を迎えた、東京学芸大学の思案のしどころであろうと思います。そのために、大学内部において広汎な議論を喚起しなければならないのであり、構成員の衆知をあつめなければなりません。そのためには、民主的な手続きにより、構成員の意見が十分に反映するよう努める必要があります。それは、構成員各位の自覚にまつところも大きいのでありますが、同時に、組織・機構の上で、是正すべき点があれば是正し、民主的にして円滑なる運営が保証されなければならないと思います。

さて、本学が当面する課題は多く、また、いずれも困難な道をたどることを覚悟しなければならぬものばかりであります。ここ数年来とりあげてきている大学院博士課程の問題は、その構想について、専門委員会を中心に検討を重ねて参りまして、博士課程を置くことが必要であるという点で、構成員の共通の理解を得てきたと思います。ここで、いわば総論的検討を終わり、第2段階に入るべきであろうと思います。今後は、修士課程の充実をはかりつつ、博士課程に盛るべき具体的な内容の検討に時間をかけたいと思うのであります。それについて、従来から、総合科学としての教科教育学の追求の姿勢をとってきたのであります。今後一層、その学問的な性格を明らかにし、方法・体系の確立をめざして努力が重ねられなければならないと思います。そのためには、学部・大学院、図書館、学内諸施設・センター、および附属学校を一体とした、広汎な研究体制が組まれて、学則にいう「学芸諸般の研究並びに教育の科学的探究につとめる」必要がありましよう。

大学院博士課程の設置問題と並ぶ課題として「総合教育研究所」構想がありますが、これも、引き続きその実現をめざして、長期的な展望に立って、学内の各施設・センター等の整備・充実を進めつつ、転換・改組への道を探りたいと思います。

社会の進展に伴い、その要求に応えるべき新しい課程の設置や、或いは既存の課程

第1章 学部のあゆみ

の改組の問題については、申すまでもなく、本学の主体性を失うことなく、これを受けとめ、更には積極的に新しい提案を行っていく必要があります。また、大学と地域社会との結びつきを強化すること、本学が、その持てる力を積極的に活用して、社会教育の面においても貢献することを期待したいのであります。

私どもに課せられた仕事は、研究と教育であります。学生の指導については、教官それぞれの専門の分野を通して、また、その他あらゆる機会をとらえて、熱心な御指導をいただいているところでありますが、勉学の面について言えば、近時、高等学校の教育課程の改訂に伴い、好むと好まざるとにかかわらず、一般教育および基礎教育のあり方について、検討を加える必要が生じております。本学は単科大学でありながら、総合大学的な実質を備えている点で、一般教育や教科教育における、総合的あるいは学際的な授業内容を盛ることの有利さを持っているのでありますから、この点での一層の工夫をお願いしたいと思います。学生の勉学および生活の条件、就中、図書館をはじめとする施設・設備の充実には一層、心をくばる必要がありますし、学生の就職問題も、いささか深刻さを加えている昨今、これについても十分な配慮が必要であります。

また、以上のような大学の研究・教育の機能を十分に発揮するためには、それを支える事務機構が整備されていなければなりません。幸いにして、本学は有能な事務職員を擁しておりますが、あいにく定員削減の実施により、多くの困難に直面しております。加えて来年度からは、5か年にわたり、実に20数名の定員削減を行わねばなりません。これへの対応は非常に困難な問題であります。事務局長を中心に対応策を検討し、具体的な実施案をえましたなら、構成員各位におかれても、宜しく御協力下さいますよう、お願いいたします。

以上、多分に抽象的な表現に終始した嫌いはありますが、具体的な方途については、来年度、新学期はじめの教授会において披瀝し、御批判を仰ぎたいと存じております。

現在、教育をめぐる状況は極めてきびしく、解決を迫られている課題は、また極めて多いのであります。教育に対する期待は大きく、それだけに、私どもの責任も重いのであります。現在の状況の中で、わが東京学芸大学が、いかに説得力ある発言と行動をなすうかによって、その真価を問われるのであり、私どもは、着実に実力をたくわえて、わが国の教育を前進させるために、中心的な役割を果たしうよう努力しなければならないと思います。

以上、就任最初の教授会に当たり、所存の一端を述べ、御挨拶にかえます。

7-7 関 四郎学長 所信表明(1989)

『東京学芸大学学報』第363号(1989.6.10)

平成元年度最初の教授会にあたり、当面する諸問題について所信を申し述べ、教授会構成員皆様の御理解と御協力を仰ぐものであります。

1 本学をとりまく諸情勢について

(1) 大学審議会について

昭和62年10月29日“大学等における教育・研究の高度化・個性化及び活性化のための具体的方策について”の諮問をうけた大学審議会は、諮問理由として次のような説明があったと伝えられています。

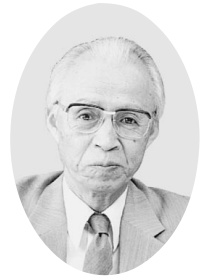
①大学における教育研究の高度化については、「大学院の充実と改革」に関するものであり、“今後わが国の発展と国際化する社会への貢献を考える時、大学院の一層の整備・充実は急がれる”とし、特に専門分野別に高度専門職業人の養成と、優れた研究者の養成との両面から、制度の改革、条件の整備を図る必要がある。

②教育研究の個性化については、個々の大学における自主的努力によつての「多様かつ个性化的教育研究の実現を目指すこと」に関するものであり、“大学が社会や国民の多様な要請に応じ、将来にわたって学術の中心として人材の養成と学術の振興という役割を担うとともに、国際化、情報化の時代に対処して、生涯学習への寄与を図るためには、個性化が必要であるというものであります。

そしてこのためには、大学の設置基準等、すなわち、大学の組織編制、教育課程、校地校舎等の基準の見直し、その大綱化、簡素化を図る必要があるとともに、一般教育、外国語教育、専門教育の在り方を検討する必要がある。

③大学の活性化についてであります。これは「大学の組織運営に関すること」で、大学は学術研究や社会からの要請に対し、いかに的確にこたえていくかを考える必要があるとし、例えば生涯学習の場としての高等教育の機能の充実、大学と社会との連携の促進などの方法、さらには大学の自己評価の問題等を検討する必要がある。

と述べております。これらの内容はいずれも今日の社会における大学の責務として早急に対処すべき問題ばかりであります。本学もまた、将来を展望しながら、社会の諸情勢の進展・変化を踏まえ、新たな視点に立って新課程を設置し、現在学内体制の整備に向けて全学を挙げて懸命の努力をはいつつあることは、御承知の通りであります。ここに、皆様方の御尽力に衷心より謝意を表するものであります。



第1章 学部のおゆみ

(2) 大学審議会大学院部会の答申

大学審議会では、昭和63年3月以来、大学院部会を設置し、同年12月19日「大学院制度の弾力化について」と題する答申を出したのであります。特に、大学院の弾力化の必要性を述べた中で、「各大学院がそれぞれの目的に即し、多様な形で教育研究のより一層の高度化、活性化を推進すること」を強調し、そのためには、個々の大学院の創意・工夫を奨励し、各学問分野の特質に応じた、また、特色を十分發揮した教育研究を実施し得る途を開くなどのために、大学院制度の弾力化が必要であるとしているのであります。

特に、重要でありますのは、これらの具体的方策について述べた中で博士課程の項において、今日、社会の多様化、複雑化、産業・経済・文化の発展、技術革新の進展等に伴い、大学院に対する社会の要請も多様で高度なものになっている。このような要請にこたえ、大学院をより充実・活性化するためには、博士課程においても、社会の多様な面で活躍し得る高度な能力と豊かな学識を有する人材を養成し、そのニーズに応じた大学院の整備を進め、大学院の多様な発展を推進する必要があると強調していることであります。

このような提言は、博士課程の設置を強く要望し続けてきている教員養成系の大学にとっては、極めて歓迎すべき内容としていたところでありますが、昨年10月文部省教育大学室長から日本教育大学協会学長・学部長等連絡協議会で、「わが国の教員養成大学に博士課程を設置するための方策について」を審議するよう要請を受け、目下、大学院（博士課程）検討特別委員会を設置して審議を始めたところであります。もちろん、本学における博士課程も含め、今後の教員養成大学に設置されるべき博士課程の在り方を検討しております。

(3) 教育職員養成審議会の審議

教育職員養成審議会の答申を受けて、教育職員免許法の一部を改正する法律案が成立し、さらに、同法施行規則が改正されたこと並びに学習指導要領が改正されることになったこと等が明らかになり、教員養成をあずかる大学にとって今後緊急に対応を求められる事態が出ております。例えば、小学校低学年に新しい教科として生活科が設置されたこと、あるいは学校教育において求められている教育の方法、技術、生徒指導、特別活動等の指導力の向上を図るための単位の必修化、教育実習の構造化と内容の改善を図るための事前・事後指導の必修化など緊急に対応を求められております。日本教育大学協会では、特別委員会を設置して、これらの内容にいかに対応するかの研究をしてきたところであり、この結果を会員大学に通知しておりますので、各大学では、これを柱として独自のやり方を工夫する必要があると思います。また、課程認定の再認定も緊急に対応を迫られている一つであります。

生活科の設置に伴うカリキュラム開設の方針や、教職専門科目の開設方針などの策定のためには、既に、プロジェクトを設置し具体化を急いでいるところであります。これらの内容については教育系の課程のところで触れたいと思います。

2 学部問題

(1) 教養系課程の諸問題について

教養系課程は、本学の教育態勢のメリットを最大限に生かして、カリキュラムも新課程設置の理念に従い、リベラルアーツ型の性格の強い教育とプロブレム・オリエンテッド型の教育を目指して、全学を挙げての協力のもとに発足して2年目を迎えました。おかげによりまして各課程専攻の学生の応募状況入学者も順調であります。

このような転換改組は全国国立大学の49大学・学部のうち平成元年度の概算要求で転換したものは13大学・学部、入学定員860人で通算しますと27大学・学部2,835人となり、転換率は14.1%となっております。

本年度概算要求して通らなかった大学もいまだあることを考えますと、転換改組の流れはまだ続くのではないかと予想されます。本学の場合、教養系課程は今後の社会の趨勢に合致する有効・適切な課程であると信じておりますと共に、左様にさせなければならないと念じております。しかしながら、その整備・運営にはいろいろな問題が残されていると承知いたしております。

その一つは、教養系と教育系の双方を含めた研究・教育体制の整備であります。これは、現在、学科制委員会において、鋭意御審議を継続されているところであり、後ほどその中間報告がいただけると存じます。これまでは主に、教官振替の問題について重要な提言をいただけてきたところであります。このことについては、学科制委員会並びに人事委員会の方々に御審議をお願いいたしました。これまでの御尽力に感謝を申し上げますとともに、残された研究・教育体制など諸問題につきましても格段の御努力をお願いいたします。

その二つめは、教養系課程学生に対しましても、希望者には教員免許状を取得させられるよう課程認定を受けることについてであります。各課程専攻からのいろいろな御要望をうけて検討してきたところ、当面の申請として次のようにまとまりました。

国際文化教育課程は、課程として英語1教科で、人間科学課程は生涯教育、心理臨床、総合社会システムの3専攻は社会、生涯スポーツは保健体育で、また情報環境科学課程については教育情報科学専攻は数学、自然環境科学専攻は理科、文化財科学専攻は社会で、芸術課程については音楽専攻は音楽、美術専攻は美術、書道専攻は書道でそれぞれ申請作業を始めており、文部省との折衝をおこなっております。このあと、なお課程・専攻で書類作成上の御協力を願うことが出てくるかとお

第1章 学部のあゆみ

もいますが、よろしく願いいたします。

その三つめは、3年次を迎えることに伴って授業内容の多様化に伴う教室及び演習室等の施設・設備についてであります。これまで総入学定員が変更ないということから、資格面積が増えないとされてきたことはやむを得ない点ではありますが、新しい課程・専攻を設置したことに伴う施設も必要であることから、事務局にもこれまで以上に一層の御努力をお願いし、推進を図りたい所存であります。

その四つめは、担当教官についてであります。昭和63年2月の教授会で、担当教官は専攻毎の入学定員の5人～10人程度について1人を目安とするとしてきており、現在お願いしてきた担当教官は60人です。また、その職務内容は、主として学生の修学上の指導にあたるとしてきたところでありますが、学生が3年次を迎えるときから、卒業論文の指導との関係から担当教官の増が必要であるとの要請も出されております。目下関係部長の間で検討をお願いしているところであります。

その五つめは、教養系学生が卒業する時点までには、それぞれ課程・専攻に応じた適切な所が得られますよう、就職活動も必要となると考えます。このことにつきましては、既に常置の学生委員会を通して御検討をいただいているところであります。

また、この学生諸君が卒業の時点で、大学院修士課程が用意されることが期待されているところであります。したがって、現在は仮に教育系の専攻のいずれかに位置づけておりますが、今後は大学院委員会及び研究科委員会の検討をまって設置場所、開設の方針などを定めて推進をはかるつもりであります。

(2) 教育系課程について

教育系課程のカリキュラムについては、新カリキュラム実施検討委員会並びに教育系カリキュラム改訂・特別プロジェクトによって改訂作業が進捗中であります。このことについては、後ほど、委員長から御報告があるかと思えます。

この改訂には過日改訂された教育職員免許法や、学習指導要領が関係してまいります。特に、前述しましたように小学校低学年に生活科が設けられたことに伴い、本学としてどのような科目を設け履修させるか、また、教職専門科目の生徒指導、特別活動等の科目の開設と担当をどのようにするか等が緊急に求められます。このことにつきましては、過日4月18日に学科教室主任会を開いて一部授業科目の開設方針検討プロジェクトの発足を了解願ひ、人選を依頼し4月27日に第1回プロジェクト会議を開き、教育心理学磯貝先生を委員長として、審議に入ってくださいことになりました。

このプロジェクトは、先ほど説明のあった新カリキュラム実施検討委員会とは重複しないよう連絡調整し推進をはかるつもりであります。

また、先ほど説明のあった教育職員免許法の改正に伴って、従来、課程認定を受けてきていた教育系の各課程も、新免許に基づいた開設を出して、再課程認定を受ける必要があります。しかもその期日は9月30日までであり、現在学生部長のもとで、学科・教室主任に依頼し、必要な書類作成の御協力をお願いしているところであります。このように、教育系カリキュラムについては、教育職員免許法や学習指導要領の改正による外的要因に影響されますが、このカリキュラム改訂は根本的には、将来の教師のあるべき理想像とその養成の在り方を、本学の識見において実行すべきものと考えております。

他方、カリキュラムとそれに基づく学生の指導は、大学教育の重要な礎石であります。その意味で全学の皆さまの御協力をお願い申し上げますとともに、関係委員の皆さまの御尽力に感謝を申し上げます。また、去る5月4日付の総務庁が発表した「子どもの人口調査」によれば、我が国の総人口に占める15才未満の子どもの人口割合は本年19.2%と、これまでの最低を記録しております。これを年令別にみれば、14才が最も多く199万人、以下徐々に減少し、0才児は132万人と推定されております。そして、この減少傾向は今後更に続くのではないかとされています。

さらに、都道府県別に見れば、昨年10月の時点で、東京都は16.1%と全国で最低とされています。このような数字が必然的に教員需要にはね返ってくることは申すまでもありません。加えて、平成4年度からは、18才人口が激減することもご存知の通りであります。

このような時期を迎えますだけに、教育の一層の充実を目指すとともに、教員採用試験の合格率をさらにあげられるよう、学科教室はもとより、全学の関係委員会を挙げて御尽力をくださるよう切にお願い申し上げます。

3 大学院問題

(1) 修士課程の充実について

本年度の大学院修士課程の入学人数は169名、このうち外国人留学生45名、入学定員に対する充足率は81.64%であります。この数字は、全国の教員養成大学、学部の昨年度の平均充足率77.18%よりやや上回っていますが、しかし、なお一層の努力が求められております。その理由は、大学院の入学定員の3分の1は現職教員を入学させることになっているのに対し、現職教員の入学者は毎年10名に満たない限られた人数しか入学してこないところにあります。すなわち、この人たちは、2年間学校勤務を休み、大学院に通学することに難点があった訳であります。現職者が予算措置を受けて入学できる大学院は、上越教育、兵庫教育、鳴門教育大学などのいわゆる新構想の大学だけであり、これには移住を伴いますので種々の負担が多くそのために現住地の大学院に進学を希望する声も強く出されております。この点でわずかな予算措置で、現職教員を現住地の大学院に通学させることができるよう

第1章 学部のあゆみ

にする必要があります。

東京都の教育委員会も、本学の受け入れ体制によっては、検討してみる意向も示してきています。幸い、昨年度末の大学院研究科委員会において、夜間や土曜の午後又は夏季休暇中の開講等いわゆる昼夜等開講について可能な専攻ないし講座から実施するとの決定をいただきましたので、早急にその開講や履修のさせ方などを御検討いただき、来年度から実施可能となるよう御提言をお願いしたいと考えております。ちなみに、この昼夜等開講は単に現職教員のためだけではなく、開かれた大学として、生涯学習等の現下の社会的要請にもこたえ得るものであることを申し添えておきます。

①教員免許状（専修免許状）の取得について

これまで大学院においては高校教員の1級免許状がとれるよう課程認定を受けてきたところでありますが、教育職員免許法の改正に伴い、大学院修士課程の修了を基礎資格とする専修免許状に改められ、かつ単位の修得も一部に変更ができてきたため、これらを修正して再認定をうける必要がありますので、御協力をお願いしなければなりません。

また、今後は高校の教員免許状ばかりでなく、小学校、中学校、幼稚園、養護学校等の各教員免許状にも専修免許状が措置されておりますので、それらの免許状が取得されるよう課程認定をうける必要があると考えており、近々大学院研究科委員会に御検討をお願いするつもりであります。

②教養系課程・専攻の大学院修士課程への位置付けについて

教養系の各専攻は、いずれも教育学部の学科・講座のうち、関連の深いとみなされるところに当面位置付けし、しかもいずれも修士講座としてあります。今後、これらの専攻が、完成年度になる時までには、取りあえず、今、仮に措置したところで開設する方向で努力するのか、別個に研究科をたてようとするのかを考える必要があります。もし、別個の研究科にするとすれば、文部省や大学設置審議会に新たに申請することになりますが、その際審査の条件が厳しいことが予想されます。これらのことは、大学院委員会に御検討をお願いしたいと考えております。

(2) 博士課程の設置について

前述しましたように、大学審議会・大学院部会の提言では「今日社会の多様化・複雑化に伴って大学院に対する社会の要請も多様であり、かつ高度なものになってきている」このような要請にこたえて大学院をより充実・活性化するためには、博士課程においても社会の多様な方面で活躍し得る高度な能力と豊かな学識を有する人材を養成し、そのニーズに応じた大学院の整備を進め、大学院の多様な発展を推進する必要があるというものであります。このような大学院の弾力化の方向を踏まえる時、教員養成系の大学においても、これまで博士課程の設置を希望し続けなが

ら、それを果たし得ない条件ともなっていた大学設置分科会総会の審議方針、“教員養成系は、当分の間修士課程のみとする”としていたものを削除する方向を打ち出したものと考えております。

日本教育大学協会の特別委員会は、全国の教員養成系の大学に博士課程を設置するとした場合、その目的、性格、特に、旧設教育学部の大学院博士課程に対する教員養成系博士課程の独自性が求められますが、その特色、それに伴う専攻内容、設置規模、設置形態、設置場所等について鋭意検討を続けているところであります。

一方、本学におきましては、既に「教育にかかわる諸問題の研究を行う研究者と、大学における専門的教育実践を具体的に研究する専門職の養成」を目的とする博士課程設置を概算要求し、努力してきたところでありますが、今申しました大学設置分科会の審議方針等もあって実現は厳しい状況にあった訳であります。しかし、今後は前述したような状況も踏まえて、博士課程設置に関する具体的方策について再検討を加え、実現に向って努力する必要があると考えております。

ついては、まず大学院委員会に近々御審議をお願いすることにしたいので、よろしくお願い申し上げます。

また、教官各位におかれましては、その折の審査に備えて御準備くださるよう併せてお願い申し上げます。

4 国際交流関係について

今日、各界における国際化の急激な進展は、大学においても同様であります。本学におきましても、諸外国の大学長をはじめ教授の方々の御来訪、御視察は年々増え続けております。さらに、諸外国の教員養成関係の大学からは研究交流、教官や学生の交換留学等について姉妹提携を結びたい旨の要請も多くなってきております。しかし提携を結ぶには受け入れに要する費用を本学独自の財源でまかなう必要があります。

この財源をいかに用意するかに難渋しておりますことから、これらの要請に直ちにこたえられないのは甚だ残念であります。ただし、一方では日米教員養成研究シンポジウムへの本学教育学教官の参加をはじめ、APEIDのアジア・太平洋地域における学校教育に対する教育工学分野からの貢献など国際交流の実績は、逐次あがっていると見られますので、今後、国際交流会館の設立については、問題点を検討し、積極的に推進を図ってまいりたい所存であります。

次に、本学への外国人留学生の入学は年々増加の一途をたどり、昨年度は、その数が220名に達しました。ただ、そのほとんどが大学院生、研究生によって占められている点に問題を感じます。ともあれ、留学生の増加に伴って本年度、日本語・日本事情助教授1名及び専門教官講師1名の増員をうけました。日本語・日本事情担当教官は、予算成立後、直ちに人選を願いますし、専門教官は学科教室主任会を

第1章 学部のあゆみ

開いて早急に当面の配置先を決めていく予定であります。

大学院生，研究生への留学生が増えている一方で，外国の大学へ留学を希望する学生も増加しており，教養系の学生も希望者が出ると予想されます。したがって，今後留学した学生の単位互換をはじめ，留学に伴って生ずる問題を整備していきたいと考えております。

さきに，留学生委員会に対し，留学生委員会の役割と組織，留学生に対する指導体制，および国際交流などの事項について諮問いたしましたところ，有意義な答申をいただきましたので，本年度は更に具体の御検討をお願いしたいと考えております。同委員会の皆様に謝意を表しますとともに，今後ともよろしくお願いいたします。

5 サークル新棟について

つぎに，学生の課外活動施設でありますいわゆるサークル新棟の建設は，長い間の懸案でありましたが，今回概算要求が認められ，平成元年度，2年度の2年間で建設されることになりました。建設予定地は，第2むさしのホールの西側地区であります。広さは延べ2,180㎡，4階建てであります。

建築が完成いたしますと，戦後40年を経て，火災や倒壊の危険にさらされていた木造平屋建ての現在のサークル棟は，取り壊す予定であります。新サークル棟への移転につきましては，前学生部長と当時の学生部学生委員会の委員であった方々の御努力によって，学生自治会との合意に達しており，この点感謝申し上げているところであります。しかし，移転実施に当たりましては，その使用法や部屋の割り振りについてあつれきがあるのではないかと危惧されるところであります。

つきましては平穩，円満のうちに移転の話合いと実施が進みますよう，学生部長，学生部学生委員の方々，そして，各クラブ顧問教官の方々をはじめ，全学の教官各位に格段の御配慮を切にお願い申し上げます。

6 附属学校園について

附属学校園は，学部における教育理論等の実証と，教育実地研究生の指導にあたる役割を担っております。そして，これら二つの役割は，いずれも学部と附属学校園との緊密な協同によって果たされるものであることは申すまでもありません。

したがって，この協同をいかに実効あるものにするかについて，かねてより学部附属合同委員会において御検討をいただいていたところであります。しかし，一方では大学としての教育理論の確立を求める課題のリードが必要であり，そのために大学の常置研究委員会での検討をお願いしてきたところであります。しかし，なお時間を要するとの提言もあり，現在は附属学校園が団地ごとに独自の特色あるテーマで推進している状況にあります。例えば，竹早団地は幼稚園から小学校・中学校までを結ぶ一貫教育を目指しておりますし，大泉団地では，既に20年以上継続して

きた帰国者教育について、これを小学校、中学校、高校を一貫したものとして研究し、更に国際的視野を有する人材育成のための国際高校などの構想も検討中であり、他の附属学校園についての御紹介は省略しますが、それぞれ真摯な研究をおすすめくださっていることについては、深く敬意を表するものであります。しかし、何と申しまして学部と附属の共同研究は欠かすことが出来ませんし、本学が、これほど多くの附属学校園をもっている意義も、まずこの点に求められると考えます。

前に述べた博士課程が設置されますと、博士課程院生の実験校も必要になります。附属学校園の任務は更に重いものとなるはずであります。その意味からも、学部と附属の共同体制の確立は促進したく考えております。なお過日新聞等で報道された、さる国立大学附属学校教官の不行跡は対岸の火と見ることなく、自戒自律を求めますと共に教育研究並びに運営の在り方に関しまして、教大協に特別委員会を設置して適切な方途を講じる所存であります。

7 結び

以上当面する諸問題とそれへの対応の方策について申し上げてまいりましたが、これらの諸項目は昨年度の教授会の所信で申し述べました諸事項が実施の段階に移っているものであり、また、それぞれの項目は関連するものであることは、御賢察のとおりであります。

激しく展開していく今日の社会において、その国家社会の要請にこたえて存立するために、殊に未曾有の転換期に直面している本学がこの難局を乗り越え、名実ともに意義・価値ある大学として充実・発展を遂げられますよう、重ねて教授会構成員の皆様のご理解とご協力をお願いいたしまして所信表明といたします。

7 - 8 蓮見音彦学長 大学院博士課程第1回入学式式辞(1996.4.30)

『若草萌ゆる日々に』蓮見音彦(1997.11)

本日御多用中にもかかわらず、文部省高等教育局近藤大学課長、教育助成局松元教職員課長、多数の国立大学長、本学名誉教授、同窓会高橋理事長など、多数の御来賓、並びに構成各大学の学長はじめ関係教職員の御臨席を得て、東京学芸大学大学院連合学校教育学研究所博士課程の第1回入学式を行うことができますことを、心から感謝いたしたいと思います。また、今回この大学院の第1期生として入学を希望され、多数の優秀な志願者との競争に打ち勝って、めでたく入学された22名の皆さんに心からの祝福を贈るとともに、関係者一同が皆さんに強い期待を寄せて歓迎して



第1章 学部のおゆみ

いることをお伝えし、あらためておめでとうと申し上げたいと思います。

今回の入学式は、この大学院の創立第1回のことでもありますので、今回入学された皆さんの今後の研究の御参考のためにも、この研究科の設立にいたる過程でこの大学院の実現を目指した私どもの想いや、この研究科の設立の持つ意味などをお話しておくことにしたいと思います。

あらためて申し上げるまでもありませんが、皆さんの入学された大学院は、わが国の国立の教育系の大学にはじめて設置された大学院博士課程であります。第二次大戦が終わるまで師範学校で行われていた教員の養成を、大学で行うこととしたのは戦後の学制改革の時期で、東京学芸大学も多くの新制大学と同じように1949年（昭和24年）に創立されました。この学制改革はきわめて大きな改革でありまして、今日の学校制度や教員養成制度は基本的にこの時期に作られたものが今日まで維持されております。しかし、多くの大学・さまざまな学部に大学院が設けられて、それぞれの学部の教育研究を担う研究者の養成が行われたにもかかわらず、教員養成を主な役割とする教育系の大学・学部の大学院の設置は容易に進まなかったのであります。国立の教育系大学のはじめての大学院修士課程が私どもの東京学芸大学に設置されたのは、1966年（昭和41年）のことでありましたが、この大学院の設置のためには教育系大学に対する偏見とのきびしい戦いを経なければならなかったと聞いております。

その後、本学ではすでに1973年（昭和48年）から博士課程の設置を求めてまいりましたし、今回実現を見た構想ときわめて近い形で設置を求めようになりましたのは1985年（昭和60年）でありました。ですから、博士課程が実現されるまでには、修士課程の設置からはちょうど30年、博士課程の設置を求めはじめた1973年（昭和48年）から23年、今回の構想がまとまってからでも10年という期間を要したことになります。博士課程の実現は本学にとりましてきわめて長い道のりでありました。かつて戦わねばならなかった教員養成大学に対する偏見はなお根強く、厚い壁をようやく動かしてここにわが国の教員養成史に新しい段階を築く機会を得ましたことは大きな喜びであります。これまでの歴代学長をはじめ多くの先輩のたゆまざる努力の積み重ねに敬意と感謝を申し上げたいと思うのであります。また、今回この博士課程を実現していただいた文部省の関係の方々には厚く御礼を申し上げたいと思います。

本学がこのように長い間博士課程の設置について努力を重ねて参りましたのは、ただ本学の発展を求める意味のことで、また修士課程が置かれているのでさらに博士課程を設けたいというような単純な意味からでもありません。第二次大戦後大学で行うこととなった教員養成は、開放制の原則の下できわめて多数の大学・学部において広く教員養成を進めることとされているのであります。その中で国立大学教育学部には指導的な役割を果たす教員の養成が期待されて参りました。しかし、教育学部の教育研究にはいくつかの重要な問題点が残されたままになっており、その改善を図る

必要があったのであります。そして、その改善は教育学部の教育研究を充実発展させるだけでなく、一般学部における教員養成にも大きな影響を与えて、わが国の教員養成の水準を高め、教員の資質を向上させることによって、よりよい学校教育を実現していく契機になるであろうと考えられて参りました。大学院博士課程の設置、特に今回本学において実現された大学院の在り方は、教育学部に解決されないままに残されてきた問題点の改善に深く結びつくものであると思われたのであります。

それでは、教育学部の教育研究の問題点は何か。ここでは二つの点だけにふれることといたします。その第1は、教育学部の教育研究において重要な役割を果たすべき、学校教育の中心をなす、それぞれの教科の教育についての専門研究者の養成がなされる大学院が置かれてこなかったということであります。国語の教師には、一方では、国語学や国文学などの教科の内容についての専門的な知識が必要であり、もう一方では、教師としてわきまえるべき教育学や心理学等の専門知識が必要であります。それと同時に児童生徒の発達段階にふさわしい形で教科の内容をいかに教材化し、いかなる方法で教授していくかという、国語に関する固有の教育学や心理学の専門的知識が最も重要であろうと思われるのであります。しかしながら、国語学や国文学については文学部の国文科などが、また、教育学や心理学については文学部や教育学部の教育学科・心理学科などにおかれた大学院がその専門研究者を養成してきたところであります。教員養成に固有の学問としての教科の教育の在り方を研究教育する専門研究者の養成はどこの大学院でも行われてこなかったのであります。教員養成を大学で行うとしながら、その中心となる学問の専門研究者の養成が行われないうために、教科の内容にかかわる研究者や教育学や心理学などの教育一般にかかわる研究者がこの教員養成における重要な学問を担当せざるを得ないという状況が長い間続き、教科の教育の在り方を研究する学問の発達を阻害してきたのであります。それはまた大学における教員養成の在り方の研究を弱めることにもなりました。教科の教育を研究する学問は、そうした状況にもかかわらず、関係者の努力が重ねられて次第に充実してきたところでありますし、今回われわれの研究科が創設されたことにより、その専門的な研究者を本格的に養成することができるようになったのであります。

教育学部の教育研究に残されてきた問題点の第2にあげられるのは、他の学部がそれぞれ大学院を持ってその学部の研究後継者を養成し、学部としてのアイデンティティを確立しているのに対して、教育学部は自ら研究後継者を養成することができないことから、学部としてのまとまりを作りにくい状況があったことであります。教育学部はそこに含まれる学問分野がきわめて広範にわたっており、教科の内容にかかわる各専門分野の研究者はさまざまな学部・学科から出身しております。一つの学部としては出身学部の構成が複雑で、しかも学部の教育研究の中心をなす分野についても専門的な研究者の養成の場がないという状況は、学部としての統一を作り出す上できわ

第1章 学部のあゆみ

めて大きな問題を残してきたのであります。大学の教師が自分が学んだ大学教育に規定されながら自らの教育活動を展開するものであるとすれば、経済学部で学び研究者として育てられた者が経済学部で経済学を講じるといった状況に比べて、教育学部の教育研究は教育学部としての趣旨の徹底し難いものとならざるを得なかったのであります。教育学部における教員養成のための教科の内容としての国語や国文の講義と、文学部の国文科での講義とは違いがあるべきだといわれながらも、とかくミニ総合大学的な状況となることが多かったことはこうした問題と深くかかわっていたのであります。

教育学部の教育について、学校教育の実際的な場面から遊離しているとか、それぞれの教師の専門的な関心からだけ講義が進められていて学校教育の実際との結びつきが見いだせないといった批判が絶えないのでありますが、こうした批判を招く要因の一つがこのような教育学部における大学院の整備の遅れに基づく研究後継者の養成の欠如にあったことは見逃せない事実であります。

今回教育系大学にはじめて博士課程が設置されたことは、長い間教育学部が置かれてきた制度的な問題を解消する一歩が踏み出されたことを意味するものであります。もっとも今回設置を見ましたのは、本学と兵庫教育大学の二つの研究科でありまして、両者をあわせても1学年の学生定員は44名であります。仮に、その卒業生を全国の国立大学の教育学部に配当するとしても、各大学に一人にも満たない数でありまして、これだけでは今見て参りました教育学部の問題状況を解決するにはどうい足りないのであります。今後の拡充が期待されるところでありますが、しかし、それにしても僅かとはいえ事態の改善に向けて第一歩が踏み出されたことの意味は大きいのであります。

私どもは教育学部がかかえている問題を考え、その改善にもっとも有効に役立つように考えて、この博士課程の構想を検討いたしました。その結果、この博士課程は従来さまざまな学部、さまざまな大学に設置されてきた大学院博士課程とは異なるいくつかの新しい特色をもつものとして組織されることになったのであります。いくつかの点があげられますが、ここでは2点だけについて触れることといたします。

第1の点は、広域的な学問分野にわたる研究指導の体制をとることとあります。従来の博士課程の研究指導のイメージは、大学の学部が幅広い教養を基礎に専門の勉強を積み、大学院修士課程では専ら専門分野の研究を学ぶと言うのに対して、博士課程はさらにその専門の研究分野の中でも特定の狭い研究課題に焦点をしばり、ほとんど一人の教授について研究を深めるという方式が一般的であったと思われます。しかしながら、われわれのこのたび発足する研究科では、一人の学生に専門分野を異にする3人の指導教官が指導に当たる体制をとることにしております。あえて博士課程の常識とは異なる方式をとることとしましたのは、先に述べたそれぞれの教科の教育につ

いての研究を発展させ、教師と学生が協同して新しい総合的な学問の創造の活動を進めてほしいと期待したからであります。それぞれの教科の教育についての新しい研究の姿を、ここでは「広域科学としての教科教育学」と呼びますが、この新しい総合的な学問の研究はそれぞれの教科の内容にかかわる教科専門の分野の研究者、教育学や心理学などの教育科学の分野の研究者、それにこれまで教科の教育の研究を進めてきた教科教育の研究者の、3者が協力し合うことではじめて成果をあげることが出来るものであろうと思われれます。今回入学された皆さんには、狭い専門領域に閉じ込めて研究を深めるという研究スタイルでなく、広域的な学際的な研究の方向を取り入れて、新しい学問の創造を目指して研究を展開していただきたいと思うのであります。

こうした広域的な研究指導体制は、教員養成の充実を目指すこの研究科がもっとも重要な研究課題と位置づける教科教育学の新しい研究の発展を目指すところから取り入れることとしたものであります。それはただ博士課程に学ぶ大学院学生諸君の研究指導の体制として学生諸君の研究の成果への反映が期待されるというだけでなしに、この研究科の教育に携わる大学の教官の日常的な教育研究の在り方にも大きな影響を与えることが出来るものであろうと予想しております。すなわち、この研究科の教育を通じて構成4大学の分野の異なる教官の協同作業が進められ、教育学部の教育研究にこれまで以上に統一的な方向が生み出されてくることが期待できるのであります。教科専門の教官も、教育科学の教官も、教科の教育について、すなわち教員養成の中心的分野の教育研究について、これまで以上に関心を持つことになるに違いないのでありますし、それは自ずから学部や修士課程の教育にも好ましい影響を与えることになるに違いないのであります。

第2の点は、この研究科が連合大学院として設置されたことであります。連合大学院はこれまでもいくつかの前例はあります。しかし、これまでに設置された他の連合大学院はいずれも相互にかなりの距離のある大学が連合したものであります。これらに比べてこの研究科の場合には、相互にほとんど通勤距離の内にある4大学が連合するもので、四つの大学が一つの大学のように協力し合うという形をはじめて実質的にも実現できるものということが出来るのであります。これまでに開設された農学や獣医学の連合大学院では単位制の授業は行われずに研究指導のみで進められているのであります。本研究科では4大学に開講される授業科目を自由に受講することが出来るようになっております。連合大学院は層の厚い教官組織を組むことにその趣旨があるとされるのであります。この研究科では教官の層の厚さ、授業科目の多彩さを実際に手に入れることが出来る形で学生諸君に提供できるのであります。今回入学された大学院生は22名であります。これらの諸君のために現在開講が可能な科目は約270あります。大変に贅沢な教官の層の厚さが確保されているのであります。

しかし、連合大学院の意義は教官の層の厚さだけにあるわけではありません。むしろ

第1章 学部のあゆみ

るより重要なことは、この研究科が目指す教員養成の充実のための新しい教育研究の創造の営みが、十分に成果をあげるように4大学が相互に励まし合い、力づけあっていこうとするところにその意義が見いだせると思います。一つの大学だけで運営していく時、どうしても仲間うちの気安さから十分に成果があがらなくとも許しあってしまう危険があります。しかし4大学で連合を組むことから、気を許すことなく成果をあげようと精いっぱい努力するようになることが期待できるのであります。私達はそれを連合の生み出す適度な緊張関係と呼んでその効果に期待しております。

これまでお話しして参りましたように、この研究科は、大学における教員養成のこれまで充足されていなかった大きな課題を解決することを目指して構想し、長い努力の結果実現を見たものであります。今日21世紀を目指して学校教育の新たな在り方が求められ、その実現のためにはいっそう高い資質の教員が必要であるといわれております。このため教育系大学の在り方を中心に、大学における教員養成の改善について多くの議論がなされております。今回のこの研究科の設置は、大学における教員養成を改善充実するために、新たな教育系大学のスタッフを生み出そうとするものであり、一見迂遠な道のように見えるかと思いますが、最も本格的な教員養成の改善充実を実現する方策に他ならないのであります。

今回のこの研究科の創立、そして第1期生としての皆さんの入学は、教員養成史に新たな段階を刻むものであります。本当に教員養成の改善が実現されてその歴史に新しい頁を開くことになるのは、皆さんが優れた研究成果をあげて博士の課程を修了し、教員養成大学のスタッフとしてわれわれと一緒に新たな大学における教員養成の仕事に加わるときであろうと思います。もし皆さんが3年間でこの博士課程を修了するとすれば、それは1999年の春であります。その時この東京学芸大学は創立五十周年を迎えることになります。皆さんが揃って立派な成果をあげられ、ともに五十周年を祝福して下さることを期待いたします。

皆さんの研究の発展とこの研究科の構想の実現とを祈りまして、式辞といたします。

7 - 9 岡本靖正学長 所信表明 (1997 .12 .10)

『東京学芸大学学報』第465号 (1997 .12 .1)

このたび蓮見前学長のあとを承けて、11月10日付で学長に就任いたしました。責任の重さを痛感いたしております。本日でちょうど1か月が過ぎたところで、まだ十分に考えがまとまってはおりませんが、この席で所信を申し述べるのが慣例になっておりますので、学内・学外の諸問題について、現在考えておりますことを申し述べさせていただきます。



1 国立大学をとりまく状況

(1) 独立行政法人化・民営化論

厳しい行財政改革が進められるなかで、国立大学はいままた、あらためてそのあり方を問われており、国立大学の民営化あるいは独立行政法人（エージェンシー）化が論議されたこと、あるいはそのように新聞等が報じたことは、ご承知のことと思います。特に、10月半ばに、まず東京大学と京都大学を行政法人化する案が報道されて、国立大学協会はただちに常務理事会を開いて反対声明を出し、各国立大学も個別に同一歩調をとりました。本学でも学長名で意見表明を行い（11月5日代議員会で報告）、日本教育大学協会も反対表明を行っております（11月30日教育系大学学長・学部長等連絡協議会）。私が学長に就任した翌々日から2日間（11月12日・13日）、国大協総会が開かれましたが、その討議の時間の大半はこの問題に費やされました。二日目の午後、文部省との懇談会が開かれ、文部大臣のあいさつがありました。そのなかでもエージェンシーの問題に言及され、そのことには文部省も反対であるが、なぜそういう声が出てくるのか、これは一部自民党の意見であるというにとどまらず、世の中の国立大学に対する期待の大きさの現れであり、不満の大きさの現れと受けとめるべきだと指摘がありました。民営化論にしても、エージェンシー化論にしても、もっぱら財政的な観点から行われているところに問題がありますが、21世紀へ向けて社会の少子化・高齢化・情報化・国際化がいつそう進行するなかで、大学、特に国立大学のあり方が問われていること、あるいは大学がみずからそれを問い、答えねばならないことは確実であります。そして目に見えるかたちで大学改革を進めることが必要であります。

国大協総会では、国立大学の独立行政法人化反対決議に加えて、今総会の議論をまとめ当面の課題として次の三つのことを決議しております。

- ①学長が、全学的な視野から教育、研究の改革ができるようにするため、評議会、学部教授会等大学の組織運営のあり方を各大学において早急に再検討する。
- ②大学において教育、研究を活性化し、若手研究者を育成するため、教員任期制の

第1章 学部のあゆみ

導入をふくめて、教員任用の方法の刷新を図る。さしあたり任期制を実施できる組織あるいは単位から実施する。

③入学者選抜方法については、すでに指標の多様化がかなりの程度に進んでいるが、今後それを一層進めて学力試験への偏重を避ける。そのため Admission Office の設置を文部省に要望する。

以上の三つの決議は、独立行政法人化反対決議をするに当たって、国立大学がみずから改革の努力をしていることを外部に見えるかたちにする必要があるという思いがあって、行った部分があります。そのうち教員任用方法の刷新にかかわって任期制については、私は以下のように考えます。すなわち、教育研究の活性化および人事の流動化は、それ自体としてはもちろん望ましいものですが、わが国の大学・研究機関において、いまの段階でそれを任期制の導入によって実現するための条件が整っているかどうかは、きわめて慎重な検証が必要であると考えます。研究領域によっても事情の違いがあります。もしも本学にそれを必要としている研究領域があれば、ご検討いただきたいと思います。その場合でも学内での十分な議論が必要です。教員任用方法の刷新について言うならば、公募制度を徹底することが重要と考えます。

本学は、近年、博士課程（連合学校教育学研究科）の新設、教育学研究科に総合教育開発専攻（夜間大学院）の増設と昼夜開講コースの開設、大講座化、教育実践総合センターの設置、多摩地区国立5大学単位互換制度の導入、学生センターの新設等、さまざまに目に見えるかたちで改革を行ってまいりました。これらはいずれも、蓮見前学長の指導力と合わせて、大学構成員各位の熱意と努力がなければ実現できないことでありました。そのご努力に深く敬意を表します。そしていままた直面している困難な課題に対しましても、引き続き英知とエネルギーを傾けて下さるようお願い申し上げます。

(2) 「21世紀の大学像と今後の改革方策について」(文部大臣諮問)

去る10月31日に、文部大臣から大学審議会に対して、「21世紀の大学像と今後の改革方策について」諮問が行われました（12月3日代議員会資料）。国大協総会での文部大臣の話の中心もこの諮問でありました。それは、端的に言えば、国際的に評価される大学の創造に向けて、21世紀の大学像を明確に示すとともに、今後の改革方策として、①大学院制度の改革、②学部段階の改革、③大学の組織運営システムの改革についての検討を求めたものであります。

21世紀の大学像については、大学の教育研究の質の飛躍的向上をはかるため、過去10年間の大学改革を総括し、21世紀の大学像と改革の方向を国民にわかりやすいかたちで提示することを求め、大学院の教育研究の水準を高める方策の検討とその量的な拡充、例えば2010年に大学院30万人体制といった具体的な整備目標の検討を

求めております。ちなみに現在は国公私立の修士課程・博士課程を含めて17万人強であります（1997年5月1日現在、学校基本調査 国立大学109,466人、公立大学7,500人、私立大学54,581人、合計171,547人、修士課程119,406人、博士課程52,141人）。

学部については、若年人口が急激に減少しており、わが国全体の知的ストック形成による国力の維持という観点からは、今後とも高等教育の一定の規模の確保が必要であるとした上で、国立大学の大学院の量的拡大をはかる場合の学部レベルの規模の縮減についての検討を求めています。さらに国公私立大学の役割分担等について、国公立大学が大学院の教育研究や地域の活性化等について果たしてきた役割および大学教育の約8割を担い、人文・社会科学分野で大きな役割を果たしてきた私立大学の役割についての今後の考え方を検討するよう求めています。国立大学の学部レベルの規模の縮減と国公私立大学の役割分担のくだりを読み比べますと、人文・社会科学分野については、国立大学は大学院を中心とし、学部は私立大学でという方向が読み取られ、本学が現在進めている学部改組に当たって、この点に十分留意する必要があるように思われます。

大学の組織運営システムの改革については、組織運営の改善に向けて、学長・学部長のリーダーシップを確立するための方策、全学的な視野に立った機動的な大学運営を可能とする制度のあり方、学外の有識者の助言等を適切に大学運営に取り入れるための仕組み、教育研究の機動的な対応を可能とする措置として、人事・会計等の制度の見直し、大学の設置等に係る手続きの弾力化の検討を求め、さらに評価システムの確立に向けて、各大学の自己点検・評価の実施と結果の公表の義務化、学外の第三者による検証の義務化、客観的システムの導入等の検討、そして透明度の高い開かれた大学になるための情報公開の推進の検討を求めています。

(3) 教員養成課程の入学定員削減

本年4月、財政構造改革の一環として、国立大学教員養成課程の入学定員を5,000人、すなわち全体の約3分の1を削減することが提示され、平成10年度概算要求からすでに始まっていることは、ご承知のとおりであります。平成10年度概算要求では、総合大学の教育学部を中心に改組計画が進行しており、平成9年度の概算要求で教育学部を教育人間科学部に名称変更した（10月1日付）横浜国立大学に倣う学部改組が3大学、新課程の設置や他学部への入学定員の移行を計画している大学が7大学あると聞いております。それらの計画がそのまま認められれば、平成9年度に改組が認められた横浜国立大学を含めて、教員養成課程の入学定員は1,260人の減となり、そのうち他学部あるいは新課程への振り替えを除く純減は、140人になるようであります。学生定員減に伴う教官定員減については、概算要求の結果を見なければ確かなところはわかりませんが、聞こえてくるところで

第1章 学部のあゆみ

は、学生20名に対して教官1名くらいが一つの基準かと思えます。

単科教育大学のこの問題に対する対応にはきわめて難しいものがあることは、4月以来、本学がみずから経験してきたところであり、各単科大学はそれぞれ平成11年度あるいは12年度をめざして苦心している、というのが実状と言ってよいと思えます。この問題に関しては、「国立の教員養成大学・学部の在り方に関する調査研究協力者会議」の検討状況を見守り、かつ働きかける必要があります。学部改組委員会等を通じて、できるだけ早く情報をお伝えするつもりであります。

(4) 集中改革期間中の大学整備

国大協総会時の文部省との懇談会での文部大臣および高等教育局長の説明にもありましたが、国立大学の整備充実については、平成10年、11年、12年の3年間は集中改革期間として、国立学校特別会計への一般会計からの繰り入れは、前年度比同額以下という厳しい状況のもとで進めなければなりません。本学の予算施設委員会でも、そうした状況を踏まえて、平成10年度の予算の検討を始めて下さっているはずであります。そうしたなかで、学長裁量経費と科学技術振興費が概算要求で増額要求されております。学長裁量経費については、従来の一般設備費という項目がなくなり、それを含めて裁量経費のなかでやるということで、その意味では実質増額とは言えませんが、しかしそれを含めて各大学の独自の工夫の余地が拡大されたことは確かであります。科学技術振興費は唯一実質的に5%増となっており、科学研究費や学術振興会の諸事業への応募申請を積極的に行うことがいっそう求められます。特に科学研究費については、一つの分野の応募件数が増すにつれ、その分野の採択数上がる仕組みになっておりますので、数年前新たに立てられた教科教育分野の応募件数の増を戦略的に考えることも一つの有効な方策と考えられます。

学生の教育研究条件につきましては、国際学生宿舎の新築、情報機器の整備、附属図書館の利用環境等の整備が進んでおります。財政状況の厳しい時期ではありますが、さらにいっそう努力をいたしてまいりたいと考えております。

2 学内の諸問題

(1) 学部の改組とカリキュラム改訂

国立大学の教員養成課程の入学定員削減問題への対応については、本年4月にこの問題が浮上して以来、将来計画委員会でAB小委員会、拡大AB小委員会を中心に検討が行われ、AB小委員会による8月中の集中討議を経て、学科制あるいは縦割り課程制という新しい制度を前提とする案を含む三つの案が検討され、各部教官会等へも提示されてきたところであります。その後、9月に教授会で設置が承認されました学部改組委員会が10月末に発足し、ほとんど毎週委員会を開いて、学部の改組およびカリキュラムの改訂について鋭意検討を続けて下さっております。この委員会には学部改組分科会とカリキュラム改訂分科会の二つの分科会が設けられるこ

とになっており、委員会での全体的な討議が終わると、分科会が活動を始めることになっております。

この間の半年にわたるこの問題についての論議において、本学は、教員養成課程の入学定員削減問題を単に学部規模の縮小というかたちでとらえるのではなく、これを機会に今後の大学の発展に結びつけることができるような改革として位置づけるという認識が全学の共通理解として得られたことは、最も重要なことでありました。その内容として、①21世紀を見通した教員養成、②教員需要への弾力的な対応、③大学院重点化、④生涯学習社会における広義の教育者の育成、があげられております。私は、学部改組委員会での検討を見守りながら、蓮見前学長時代に敷かれたこうした基本路線を継承し推進していきたいと考えております。

(2) 本学の向かうべき方向

総じて言えば、やがて創立五十周年を迎える本学が、創立以来目的としてきた「有為の教育者」の養成は、今後も本学の独自性を主張する理念であると考えております。したがって本学は、大学院および施設・センターのいっそうの充実・拡充をはかり、それらおよび附属学校の機能を活かしつつ、教員養成大学の中心として、他大学では養成できない質の高い、かつ実践力を備えた教員の養成と研修をめざすとともに、すでに10年におよぶ教養系課程の実績を活かし、ますます進む生涯学習社会にあって、社会教育その他、広くさまざまな教育的活動に従事する有為の人材の養成をめざすべきであると考えます。そしてこれが今後単科の教育大学がめざすべき教育学部のあり方であろうと考えます。

(3) 大学院重点化の方策

1) 博士課程

平成8年度に設置された大学院連合学校教育学研究科博士課程は、平成10年度に完成年度を迎えます。関係者のご努力によって教育研究体制も運営体制も着実に整備されつつありますが、まず何よりも大事なことは、平成10年度末に、優れた研究成果をあげて、めでたく多くの学位取得者が誕生することです。先行する二つの連合学校教育学研究科の成否あるいは実績に、第3、第4の博士課程が続いて設置されるかどうかかかっております。直接指導に当たっておられる先生方をはじめ、関係の方々のいっそうのご努力をお願い申し上げます。

本学の博士課程においては、広域科学としての教科教育学の研究を深めることが求められておりますが、それはやがて、修士課程および学部の教員養成のカリキュラムの基本となるべきものであり、施設・センターおよび附属学校の機能を活かしながら、本学博士課程は、学校教育学の拠点大学院、あるいはCOE(center of excellence)をめざすべきであると考えます。

2) 修士課程

第1章 学部のおゆみ

大学院修士課程の積極的な活用による教員養成・研修は、本学の今後の大きな課題であります。本学はすでに他に先駆けて夜間大学院および昼夜開講コースを開設し、現職教員が在職のまま大学院に学ぶ機会を開きましたが、そのいっそうの整備・充実、私たちの責任であります。さらに、従来の修士課程に加えて、学部一貫6年コース、4年（+現職）+2年コース等、新しい形態の修士課程の可能性も検討してみる必要があります。開設の方法等についても、マルチメディアの利用を含む通信制、附属学校を用いるサテライト方式、プロフェッショナル・スクール機能等、さまざまな研修機会の拡大の方策の可能性を検討してみたいと考えています。そのためには、いずれの場合にも、教員資質の多様性と専門性の深化、実践的な指導力の養成・研修のための教育内容、カリキュラムの研究が必要であります。

(4) 運営組織のあり方

1) 副学長と「学長補佐室」(仮称)について

現在概算要求中の副学長の設置は、事務組織の一元化と併せて、実現が期待されております。それが実現した場合には、部局長会、教授会、代議員会、各部教官会等と、学長・副学長体制が、齟齬を来たすことなく、一元化された事務組織を含めて、適切に運営されるようはかるつもりであります。

また、副学長の設置を前提に、「学長補佐室」(仮称)の設置も、かねてから将来計画委員会のD小委員会で検討されておりました。私としては、「補佐室」につきましても、さらに問題点を検討していただいた上で、ぜひ設置の実現をはかりたいと考えております。

2) 「教授会規程(案)」について

やはり将来計画委員会D小委員会で長く検討され、さらに制度・人事委員会での検討を経て、教授会でもご意見をうかがう機会のありました「教授会規程(案)」は、その後、将来計画委員会に再度検討を付託されたまま、ペンディングになっておりました。この教授会規程(案)の最も重要な点は、現在は十分な審議権をもたず、定足数の規定もない、中途半端な会議体である各部教官会を、人事選考の業績審査等を含む一定の事項の審議権を有する審議機関として位置づけることにより、教官お一人お一人が直接主体的に大学運営に参加される点にあると考えます。教官会の位置づけの問題、そしてそれにかかわって施設・センターの位置づけの問題は、すでに20年来、現在の制度・人事委員会の前身である制度委員会の時代から検討されてきた問題でありました。今度の教授会規程(案)が、将来計画委員会、制度・人事委員会、教官会、教授会等において検討されてきたなかで、教授会の審議事項がほとんどなくなるように見えること、その結果代議員会の権限が強くなりすぎるように見えることに対する懸念、それに関連して各部から選出される代議員の数について、規程(案)に対するご異論はありましたが、各部教官会の位置づけを

中心とする規程（案）の全体の方向については、強いご異論はなかったと私は考えております。

私は、規程（案）に示された各部教官会の位置づけは、今後の本学の運営に非常に大きな意味をもつものであると考えます。ただ、規程（案）では、例えばいま検討されております学部改組を教授会の審議事項とする場合に、「その他学長が必要と認めた事項」として読むことにならうかと思えます。もちろん学長がだれであっても、組織変更等の重要な問題は教授会に諮られると思いますが、それが学長の恣意に委ねられる恐れがある、あるいはそうした点が曖昧である、というところに学内のご懸念があったのではないかと考えます。そうであるならば、本来、教授会の審議事項であるべき重要事項は、現行規程に近いかたちで、教授会の審議事項として明記するのがよいと思われれます。そこで、去る12月3日の将来計画委員会で、D小委員会にそうした点を含めて再度ご検討をお願いいたしましたところであります。

実は、本日ご審議をお願いする代議員会規程の一部改正、および代議員選出規程の一部改正とかかわって、施設・センターの教官の方々の位置づけのこともあり、これから3月までの間に、教授会規程（案）を将来計画委員会で練り直していただいた上、制度・人事委員会、各部教官会等でご検討いただいて、3月の教授会にお諮りし、一定の暫定的な移行措置をとりながら、できることなら平成10年4月から新しい教授会規程に基づく体制を発足させたいと考えまして、去る3日の代議員会でも、そうした心づもりについてもお話いたしました。しかし、その後、将来計画委員会D小委員会ではいろいろな問題点についてご検討いただきました結果、教授会規程の改正に伴う教官選考規程をはじめとする関連諸規程の改正まで考えると、日程的に無理があると判断せざるをえず、学部改組と合わせて、その実現をはかりたいと思えます。

(5) 自己点検・評価

自己点検・評価は、これからも大学の重要な責任であり、課題であります。将来計画委員会E小委員会は、これまですでに学生による授業評価等に手をつけて下さっており、さらに現在、大学の全体的な点検・評価項目を洗い出し、その実施の体制をご検討中でありますので、その結果をお待ちしたいと思えます。全学的なご協力をお願い申し上げます。

(6) 人権・倫理問題等について

学内で、本来あってはならないことが相次いで起こったことは、ご記憶のとおりであります。本当に残念なことでありますが、学内でことが起こったときに、訴える窓口あるいは機関が必要であると考えます。現在、人権問題検討委員会の提案を基に、制度・人事委員会で新しい委員会の設置が検討されておりますので、そこが一つの窓口になると思えます。しかし、委員会の設置だけでなく、さまざまな方法

第1章 学部のあゆみ

で、人権・倫理に関する教育の徹底をはかる必要があると考えます。また、公務員の綱紀肅正の観点から、教官の倫理規程制定の緊要性も論じられております。合わせて考えたいと思っています。

(7) 附属学校園のあり方

本年7月、行政改革会議事務局の討議資料に、国家機能のあり方の検討に当たって、国が撤退・縮小すべき分野の一つとして、「幼稚園・小中学校・高等学校の国立学校」があげられているという一部新聞報道がありました。幸い、今度の行政改革会議最終報告には、それは盛り込まれておりませんでした。附属学校の存立そのものに係る基本的な見直しが今後進められることも予測されます。従来にも増して、附属学校と学部・大学院との一体性の確保について具体的な方策を立てる必要があります。将来計画委員会C小委員会が附属学校の問題についてご検討下さっておりますが、このことにつきましても、全学の積極的なご協力をお願い申し上げます。

(8) その他、国際交流の拡大と留学生の教育条件の整備、新しい情報機器の活用による教育研究、学内の環境問題、等々、すでに委員会その他でご提案いただいでいて、考えを申し述べるべきことがございますが、そうした問題につきましては、あらためて考えを述べ、具体的な提案をさせていただきたいと考えております。

以上、就任に当たりまして、不十分ではありますが、所信を申し述べさせていただきました。たいへん厳しい状況のなかではあり、またはなはだ非力ではありますが、本学の発展のためにできるかぎりの力を尽くす所存でありますので、大学構成員の皆さまのご協力を切にお願い申し上げます。

学 外 関 係

8 教育刷新委員会第1回建議事項の「2 学制に関すること」の「4 教員養成について」

(第17回総会で採択、同日建議 1946.12.27)

教員養成について

教員の養成は、総合大学及び単科大学において、教育学科を置いてこれを行うこと。

9 文部省通牒「学科課程案の研究について」

(学校教育局師範教育課長から師範学校長宛「発学」第17号, 1947.1.18)

教育制度の全国的刷新については、政府は委員会を設けて研究中であります、まだ確定的な案はできていません。ことに教員養成制度については種々異見もあり、どのような形で実施せられるか、予測しがたいものがあります。かりに制度のわくが決定致しましても、そのわくの中にどのような内容を盛り、またそれをどのように運営するかは、なお残された、しかも制度そのものの死命を制する重要な問題であります。従来この内容や運営の仕方でも、全国一律に文部省が決定し指示してきたのですが、民主主義の見地から考えて今後もそういう仕方でもよいでしょうか。

教育者がみずからの現場における経験に立脚し、深い反省の上に、これからの新しい社会が要求する最もよい教育はどのようにして作らるべきかについて全員協議を重ね、練り上げた案を文部省に提供し、文部省と全日本の現場人の衆知を集めておおまかながら国としての方針を立て、地方の実情に即するよう自由裁量の余地をできるだけ多くして運営のことは学校の自由と責任に委ねる方が実際のでもあり民主的でもあるのではないのでしょうか。さて制度のわくが確定するのを待って内容の研究調査を始めるのでは今の貴重な時間を空費することになりますと共に、内容を無視してわくを確定するという事は許さるべきことではありません。そこで私は貴官に教官各位(附属校の教官を含めて)の御協力をお願いして貴校独自の理想的な学科課程案を作っていただきたいのであります。そうすることが実に、近く設置せらるべき教員養成学校を上から与えられるものとして受け取るのではなく、各位みずからの生みの苦しみの体験を経て成ったものとして必ずりっぱに育てあげていただくようになるために、最も望ましいと信ずるのであります。案をお作りになるためには幾つかの小委員会を設けられる必要があるでしょうが、先づ全教官で討議してすべての人々の関心と協力とを求められ、委員会の結果はそのたびごとに全員に報告し衆論の帰一するところを貴校の責任において提出して下さい。他の学校と研究を共にせられることも、案を交換せられることも望ましいことです。

案は次の諸項を御協議の上作製していただき3月15日までにお送り下さい。本省としてはそれらの案を見た上で御参考になることは広く各学校にお伝えもし、或は協議会を開くことにしたいと思います。

記

1 教員養成制度の確立

- A 教育刷新委員会では新学制の大体のわくとして6・3制を採用することになるらしいが、新教員養成学校はこの4のところ設けられるか、あるいは上の3の

第1章 学部のあゆみ

上に2箇年とか4の上に1箇年とかにするがよいか。

B ここでは6・3制の教師養成を問題とするのであるが、6・3の教師養成はそれぞれ別にするか、あるいはいっしょにするか。

C 6の教師は分教担任制にするかあるいは特殊な技能科は別として、全教担任制にするか。3の方は？

D 総合大学又は文理科大学の1学部とするか。あるいは独自の単科大学とするか。

2 教員養成の基礎的要求

青少年の成長と発達を指導するに最も有効なよい教師を養成するために基礎的な要求はなんであろうか。

A 一般的教養 幾千年の伝統を持つ人類文化の遺産の中で、新生日本の社会生活の分担者としてこの人がものを考え事を行うに当り一般に必要な知識、技術、生活態度はいかなるものであろうか。社会人としての広い文化的教養の基盤が従来の師範教育には不十分ではなかったであろうか。もちろん従来多くの学科を教えたが、豊かな人間的教養の向上よりもむしろ教えんがための材料の仕入れをするといったような観点から押しつけられはしなかったであろうか。一般的教養としては普通、社会科学、自然科学及び数学科、人文科学（文学芸術哲学等を含めた）が挙げられるがこれだけで十分であろうか。体育、保健あるいは音楽、図画、工作、女子のための家政等の実技練習もここに入れた方がよくはないかどうか。

B 特殊的教養 個性の伸長という点から生徒の特殊な能力に応じて特殊的教養を積む自由と機会とが与えられねばならぬ。また6・3制の3の教師たらんとするものはその学科課程の要求するような特殊的教養をもたねばならぬ。但し将来の中等学校は各市町村に設置せられるから、生徒数が少ない場合には教師もあまり分化した特殊的教養ではかえって都合がわるいであろう。特殊的教養のためには選択必須科目制にして一定単位をとらせることになるが、これに関してどのようなことがあらかじめ考慮せられ計画せられねばならぬか。教職的教養、教員養成学校は教師となるために必須な専門的教養即ち教職的教養を十分に与えることによって独自の存在となるのであって、従来もこのことは無視されていなかったか、果たして十分であったと言い得るであろうか。新しい教育の目的、新しい学校と社会国家世界との関連、人間特に青少年期の成長と発達、新しい学校制度、学科課程、学校管理法、教育方法、成績評価法、その他教育技術理解あるいは、実験測定実習等を通じて、確実に有効にしかも興味をもって教育に従事するために十分な教養を与えていたであろうか。

3 学科課程の作製

- A 男女の性別による課程の区別は存すべきか否か。女子のために特別に考慮すべき点はどうか。
- B 全修業年限を通じたの時間配当は、一般的教養50%、特殊の教養25%、教職的教養25%が適当であるとの意見をどう思うか。更にそれらを各学年に配当するにはどんな原則を立てるか。例えば、4年制を採る場合、第2年次までは一般的教養のみとするかあるいは教職的教養の児童観察は第1年次から始めて第2年次にはテストや測定をさせるとか、教育実習は第3年次がよいか第4年次がよいかというふうに、複雑ではあるが興味深い種々の組合せが考えられるであろう。
- C 学科課程は一般的教養、特殊の教養に2大別し、単に必要に応じてそれぞれを小区分し、また学科別に編成し、時間配当と学習事項の項目を示すことになるであろう。

10 「教育大学創設準備協会全国大会概況報告」

(1947.1.25開催)

教育大学創設準備協会全国大会は去る1月25日(土)東京第一師範学校に於いて開催された。交通・x合・通信等種々の悪条件を克服され、北は北海道から南は九州まで41校の代表者約80名が参集し、午前10時半開會。

先づ、木下一雄氏が座長に推され、次いで経過報告の後、民間情報教育部のマック・グレール氏からこの協会の設立並その活動に対する期待、及規約の民主的な構成について見解の開陳があったが、之は参會者一同にとって有益な示唆であった。規約の審議は先づ、各地方代表から成る委員会が出来、別室に於いて起草、その間に、各地区別の区域の協定が進められた。

午後は玖村師範課長の「教育大学の学科課程に関する見解」が開陳され、カリキュラム案の各校各自作製の勸奨がなされた。是をめぐって熱心な質疑応答があり6・3制の問題にも及んだ。次いで規約起草委員から草案の提示があり、全体会議に於いて活潑な論議が交はされ、別紙のやうな規約が成立した。そして、この規約に則って地区別協회를速急に設立することになった。教育大学は全国各地に即した体のものが全国各地に設立されなければならないから、自然、その創設準備の仕事も各地各校毎に進めるべきであると云ふ見地に立つからである。

規約によって全国協会の諸役員は各地区別協会から夫々選出せられた役員によって構成せられ、仕事も、その役員によって運営される筈である。そして、その間の暫定的なことは、便宜、發起人に於いて処置しておくやう申し合せがあった。

第1章 学部のあゆみ

「新学科課程作製上の諸問題」については、各校が夫々その地方事情に適合する独自の案で行くといふ立場から種々意見交換が行はれたが、時間も移り、準備も完全でなかったため、意を盡すまでには至らなかった。併せて、本来このことは各校各地区別の研究に期待さるべきことがらである。

最後に、この協会は、漸次、ひろく本協会の趣旨に賛成する教師養成諸学校の参加を期待し、そして各地教育大学が創設された暁は、教育大学協会（Teachers' College Faculties Association）に発展すべき永続的なものといふ了解が成立している。

尚、當日、東京第一師範当校の大学に於ける教育学科のカリキュラム案×××まで配布された。

事務取扱者

記

①臨席の運びに至らなかった学校、記録に誤りがなければ

北海道第一・第三、新潟第一・第二、岐阜、鳥取、島根、広島、山口、佐賀、長崎、熊本、宮崎、鹿児島

尚、未だ連絡のとれて居らない学校は、鳥取、広島、佐賀、鹿児島島の4校となつてゐる。

②プログラム 午前 創設準備体制の確立、午後 学科課程の研究及び情報の交換

第1部午前の部

1. 座長の推選
1. 経過報告
1. 協会の設立について（C. I. E., Major McGrail）
1. 協会規約の議定
1. 地区別協会の区域限定とその設立
1. 役員の選出

第2部午後の部

1. 教育大学の学科課程に関する見解（師範教育課長）
1. 全 質疑応答
1. 新教科課程編成上の諸問題

③全国協会規約起草委員

北海道第二、宮城、栃木、長野、石川、愛知第一、岡山、徳島、福岡第一、及發起人側2名

④地区別協会区域（協定済み）

北海道地区、東北地区、関東地区（山梨を含む）、東海地区（静岡、愛知、岐阜、三重）、信越北陸地区（長野、新潟、富山、石川、福井）、近畿地区（三重を除く）、中国地区、四国地区、九州地区

⑤昭和22年1月18日付 各師範学校長宛

發学17号，師範課長通牒を中心として行はれた。

⑥規約（別紙）

- 〔附〕1．各校各地共種々な事情もありませうが，地区別協会の設立と全国協会委員の選出とを速急にお願ひいたします。若し連絡が不十分でしたら，便宜③の起草委員会に於いてイニシアティブをとっていただいては如何でせうか。
- 2．当日の参加学校の意向もあり，不参加学校には前記の参考資料を配送いたします。
- 3．尚，全正誤表を同封いたします。

11 教育刷新委員会第6回建議事項の「1 教員養成に関すること（其の1）」

（1947.5.9 第34回総会で採択。同年11.6 建議）

1 教員養成に関すること（其の1）

- 一 小学校，中学校の教員は，主として次の者から採用する。
- 1 教育者の育成を主とする学芸大学を修了又は卒業したる者。
 - 2 総合大学及び単科大学の卒業生で教員として必要な課程を履修した者。
 - 3 音楽，美術，体育，家政，職業等に関する高等専門教育機関の卒業生で，教員として必要な課程を兼修した者。
- 二 高等学校の教員は，主として大学を卒業した者から採用する。
- 三 幼稚園の教員は，大体「一」に準じて採用する。
- 四 盲学校，ろう学校の教員並びに養護教員は，大体「一」に準ずる。
- 五 現在の教員養成諸学校中，適当と認められるものは，学芸大学に改める。但し，臨時措置に関しては，別に対策委員会を設けてこれを審議する。
- 六 教員養成諸学校の教員養成のためにする学資支給制指定義務制は廃止する。教員の配当計画について，別に考慮する。
- 七 教員の養成に当たる学校は，官公私立のいずれとすることもできる。
- 八 教育者の育成を主とする，学芸大学の前期を修了したものは，小学校教員となることができる。右の者は後日，希望によっては復学して後期の課程を修めることができる。復学せずに通信教授または所定の講習会を完了したものは，考査の上，その大学の卒業生とすることができる。
- 九 以上の教員養成諸制度が充実するまでの応急措置として，取りあえず，現在制度

第1章 学部のあゆみ

の大学専門学校卒業者が多数教職につくよう、また現在すでに退職し、あるいは転職している有資格者が再び教職につくよう特に勧誘することを文部当局に希望する。

十 教員の再教育については、組織的制度を設けることを文部当局に希望する。

十一 教員資格に関しては別に考慮する。

12 大学基準協会教員養成基準分科会「新制大学に於ける教職的教養基準設定に関する提案」

(1948.3.11採択)

現下我国の教育における教職者の使命の重要性に鑑み我々は次の如く提案する。教職者は人間としての豊かな一般教養と専門学科に関する精深な知識技能を更に十分なる教職的教養との三者を調和的に身につけて新しい社会における有能なる教師たる実践的使命を果さなければならぬ。専門学科は各担当教官の協力指導の下にこれを行い、一般教育は教育学担当教官の指導により適当なる学科を履修することとし、更に教職的教養については従来如く講義、理論のみに偏せず、各学科について能うかぎり教育の実際と連繋して観察や参加を行うように努め実践力ある教職者を養成することが望ましい。更にまた一般の教育関係者に対して教職的課程を広く利用せしめる方法を講ずることが望ましい。

第1 学部に於ける教職的教養

- 1 教職的課程は新制大学において履修すべき単位中最低20単位とする。この場合の単位の時間は、1時間の授業に対し教室外2時間の準備又は学習を必要とする事と顧慮し毎週1時間15週を以て単位とする。右の20単位は、授業16単位、教育実習4単位とする。
- 2 教育実習に対しては実習学校において行われることと顧慮し、毎週3時間15週を以て1単位とする。
- 3 教職的課程は下の4部門に分れる。
 - 1 原理的部門 教育原理 教育史
 - 2 社会的部門 教育社会学 教育行政 社会教育
 - 3 心理的部門 教育心理学 発達心理学 教育評価
 - 4 技術的部門 教育方法論 教育指導論 学校経営論 学科課程論 学校衛生論

但し、各部門は上に掲げるものの他、適当なる学科を加えることが出来る。

- 4 以上4部門中教育原理、教育社会学、教育心理学及び教育方法論各2単位合計8

単位を必修とし、その他少くとも2部門に亘り8単位を選択履修することを必要とする。

- 5 各大学は前記の科目中必修科目の外に2部門に亘り4科目以上授業を用意しなければならない。
- 6 教育実習に対しては実習学校を設置し、又は適当なる機関に実習を委嘱しなければならない。但し教育実習の指導者は当該大学の教官又は大学が委嘱した者であることを要する。既に教育実習の経験を有する者は大学が適当と認めた場合に限りこれを単位の一部に加算する事が出来る。

備考1 この基準は高等学校の教員に対する教職的教養の基準を示したものである。

- 2 中学校及び小学校の教員に対する教職的教養に関しては、単位の総数及び教育実習の単位数につき別に考慮するものとする。
- 3 教員需給の現状に即応する暫定措置については別にこれを考慮するものとする。

第2 大学院

1 所謂マスターコースにおける教職的教養

- 1 教育に関する大学院を設ける各大学は教職的課程の為に原理的、社会的、心理的並に技術的の4部門に亘り高度の授業を用意しなければならない。
- 2 マスターコースにおける教職的教養の課程は次の三つにわけられる。
 - 1 学校教師のためのより高度なる課程 この課程においては在学期間において履修すべき単位中最低10単位を教職的教養に充てる。上記4部門中3部門に亘り1部門少くとも2単位を履修しなければならない。
 - 2 教育行政家、視学、校長並に教育指導者等に対する課程 この課程に於ては在学期間において履修すべき単位中最低20単位を教職的教養に充てる。上記4部門に亘り少くとも各部門2単位を履修しなければならない。
 - 3 教育学の専攻者及び教育の調査研究に従事する者等に対する課程 この課程においては在学期間において履修すべき単位中最低20単位を教職的教養に充てる。上記4部門中その専攻する1部門を選び12単位、その他3部門に亘り各2単位づつを履修しなければならない。

2 所謂ドクターコース

教育に関する博士の学位を得んとするものは、学士の学位を与える教職的課程を履修し、又はこれと同等以上の教職的教養を有するものであることを必要とする。

13 大学設置委員会「教員養成を主とする学芸大学基準(案)」

(1948.9.17採択)

第1 適用範囲 この基準は教員養成を主とする学芸大学学芸学部其他名称は異な
っていてもその目的に於て異ならない場合にはこの基準が同じように適用される。

第2 基準

1 学芸大学は、人文科学、社会科学、自然科学等の各分野にわたり専門的知識を授
けると共に高い教養を与え特に教員を志望する学生には教育に関する理論及び実
際の研究に当らせなければならない。

2 学芸大学には教員需給の関係を考慮し、2年以上の教員養成課程を置くことが出
来る。この課程を終了したものは後に残余の課程に進むことを建前とする。

3 学芸大学の授業科目は左の基準による。

1 一般教養科目については他の大学と同様である。

2 専門科目については教員免許状授与の条件に照らし大学基準により適当の授
業科目を設けなければならない。

3 教職科目は免許状授与の条件に照らし左記により適当数の授業科目を設けな
なければならない。

1 基礎科目 教育学及教育史 教育社会学 教育心理学

2 教育制度及行政

3 教科課程

4 教育方法及指導

5 成人教育及特殊教育

6 教育実習

教職科目の中にはそれを主要な科目として選ぶもののために特に教育に関する
理論及び実際の研究を深くするために適当な授業科目を加えることが望ましい。

4 学芸学部においては、他の学部の授業科目を以て専門科目に代えることが出
来る。

4 学生定員は大学基準5に抛る外その地方に於ける教員需給の状況をも考慮しな
なければならない。

5 大学基準9学士号に対する最低要求基準の中、専門科目は教職科目を含むもの
とする。

6 学芸大学には学生の定員に応じた規模の附属学校を置かななければならない。附属
学校は大学の関係教官と協力して学生の観察、参加、実習の指導に当たると共に教
育の実際を研究する。附属学校には主事をおこななければならない。必要ある場合に

は副主事を置くことができる。場合によっては設置者及び学校当事者の同意を得て公私立の学校を以て附属学校に代えることが出来る。学芸大学には学生の教育実習のため別に地方協力学校を設定することを必要とする。

- 7 学芸大学には専門課程を用意して現職教員の向上を助けるため適当な機関を設けなければならない。

備考 ここに特に掲げられていない事項については大学の基準に拠る。

14 玖村敏雄編著『教育職員免許法同法施行法解説(法律篇)』の「第1章 総説」の「第2節 立法の精神」

(学藝図書 1949.6 22発行)

教育職員免許法と同施行法はどのような精神において立てられたか。草案を作ることに関した私共が始めから意識していた原則的なこともあるが、国会で審議せられている間に議員からの質問や討論を聞いているいる氣附かせられたこともあるし、更に法律成立以後において読み返しているうちに一層はつきりした点もある。ここに書きつけることは始めから明白に立てられていた精神についての解明ではなくて、この法律を読み返すことによりいまなお私の内において生長しつつあるところのものの現段階における把握である。そしてこれはすべての人が必ずしも一致してつかむであろうと予想することの出来ない私独自のものであつて、別の人とはもつと異つた精神をこの法律の背後につかむこともあるであろう。それはすべての人に平等に許されねばならぬことであつて、その把握の当否は深く法文の紙背に徹して読む人の判断に委せるべきであると思う。

民主的立法

これまでの教員免許令はすべて命令によつて制定又は改正せられた。したがつて、国会に提案して審議せられることなく、政府が自由に改廃することが出来たのである。学校教育法が制定せられたときは、新しい免許状に関する規定は文部省令で定めることにしてあつたのである。しかしながら、教育職員の資格についての規定は國家的にも、また教育職員にとつてもきわめて重大な意味あることであるから、その基本的事項はむしろ法律で制定すべきであるという考え方が次第に強くなつて來たので、すでに昭和23年及び24年制定の教育委員会法や教育公務員特例法においてはすべて教育職員の資格や免許に関する基本的な事項はこれを国会にはかり法律で定めると約束しているのである。これが民主的立法の精神であつて、今回の免許法はこの精神に従つて制定せられたものである。

次に教育職員のうち、この法律によつて規律せられるものは幼稚園・小学校・中学

第1章 学部のあゆみ

校・高等学校・盲・ろう・養護学校の教員，校長及び教育委員会の教育長と指導主事であつて，その数およそ55万人である。この人々のいわば既得権をよう護して身分を安定させ，生活上の不安を除去することは，民主的立法の一つのねらいでなくてはならない。そのためには現状調査を十分にし，またその代表者である日本教職員組合の代表者から意見をきき，つとめてその要望に應ずるようにしなければならない。今回の教育職員免許法施行法の方はこれら現職にある人達の免許状又は資格を新免許状に切替えるために作られたもので，詳しくこの法律を研究して見ればいかに慎重な配慮が現職者のためになされているかを十分了解することが出来るであろうと思う。もつとも日本教職員組合の代表者から要望せられた事項のすべてがこの法律において満足せられていないことは事実であろう。これについてはいま一つの民主的立場があることを見のがすわけにはいかない。

教育職員は公の事業たる國民の教育に従事する人達，公の奉仕者である。ここで公というのは教育が國家の文化的事業であり，國家の意志によつて行われるという意味と，國民大衆が大切に育てた兒童青年のためにその將來を幸福に生活し得るように援助し指導してやるという意味をもっている。もとよりこの両者は別箇なものでなく，國家意志の中に國民大衆の子弟を愛護育成すべきことは含まれているのである。けれども民主主義思想においてはむしろ國民大衆の要望期待に應えることが表面に出る。公に奉仕することは國家の要望にそうことであるが，それが國民大衆の要望に應えることと一致するのが民主主義の理想である。ここでは暫く國民大衆の要望を表面に取り出して論ずることとするならば，教育職員も他の公務員と同様に國民大衆の正しい奉仕者でなければならない。彼等が愛護し將來への希望をかけている彼等の子弟のために十分な資格と能力のある教育職員を養成し配置して子弟の教育についての不安なからしめることは民主的立法の大きな目標でなければならない。この点については総理大臣の諮問機関である教育刷新委員会から重要な意見を開陳せられたし，國會の文教委員会からも要望せられるところがあつた。こゝに教育職員の生活権よう護を主たる目的に結成せられた教職員組合の要望と免許法の要求する資格附與の條件との間に必ずしも一致しがたい点が幾つかあることは眞にやむを得ないのである。

たとえば今回の免許法では教員にならうとする者には一定単位の教職課程を修めることを一つの条件とした。ところが，教員不足で正規の教育訓練をうけた人達を採用することが出来ない場合に限り，この教職課程を修めていない者をもつて教員とすることを認め，これに臨時教員免許状を與えることにした。この人達は免許状の有効期間が1年である。このような制度は，これを教員の生活安定の面から見れば，まことに苛酷であるというべきである。けれども國民大衆の側からいえばその子供達がこのような教員としての特別の教育をうけていない未熟な人達から教育せられることは正規の教員から教えられるよりも，その生長と発達の上において不利である。なるほど

経験を重ねることによつて次第によい教員になるであろうが、それは子供達のぎせいにおいてよくなるので、子供達はそのぎせいを償われることなくして最も大切な或る期間をすごしてしまうのである。だから、そういう教員は眞にやむを得ない場合に限り、1箇年毎に任命することとし、もしもつとよい教育をうけた人があつた場合はその人に職場をゆずるようにするのが國民大衆の利益をよう護することになるのである。もとより臨時教員免許状をもつて教壇に立つ人達も、所定の研修をつづけて一定の単位をとれば、上級の教員となることが出来るようにしてある。

最後に民主的立法の精神は中央集権的な行政を地方分権に切りかえ、各地方独自の事情や要求に應じて地方の意思により政治を行うことが出来るように法律が作られることを求める。従来小学校や幼稚園の教員免許状は地方長官が授與していたが、中等学校、実業学校、高等学校の教員免許状は文部大臣が授與した。本法においては教育職員免許状の授與権者はすべての国立及び公立の学校（大学を除く）の校長、教員ならびに教育長と指導主事の免許状は都道府縣の教育委員会とし、私立の学校の校長及び教員の場合は都道府縣知事とした。もちろん、そのいずれから授與せられた免許状もその効力は同等であり、当然互に通用するのである。なお本法において規定したことは基本的事項であり、文部省令で施行規則が作られて一層具体的になつて來るが、地方の事情に應ずるよう相当裁量の余地を存して法の運用を円滑にすることを期しているのである。

専門職制の確立

教育職員は一定の教養さえあれば誰にでも出来る、という考えが従來國民の常識の底にひそんでいたようである。旧制の中等学校の卒業者が小学校の助教となつて教壇に立ち、専門学校以上の卒業者は中等学校以上の教諭となることができた。文部省をはじめ地方廳の教育行政官、局長、課長、視学官、学務課長、及び教育部長などの職につくために教育行政なるが故にというので特別な資格條件は規定せられていなかった。むしろ教員養成を本來の目的とする学校の卒業者に対していわゆる師範型の好ましからぬ点をあげて非難する風さえあつた。このように教育職員は誰にでも出来るという一般の考え方は教育という仕事をくみし易しと見るに至らせ、他に然るべき仕事が見つからぬときはまあ教員にでもという選職の態度をとらせることにもなつた。そこに教育職員尊重の風が地を拂うに至る一つの原因がある。

ところで、教育という事業は生成途上にある人間の直接的な育成であつて、單に知識技能を授ける作用であると簡単にいつてしまうことは出来ない。人生の理想、教育の目的及び原理、教育の制度、学校の管理、教育課程の編成、教育指導方法を哲学、社会学、心理学、法律学、歴史学其の他の学問的基礎に立つて検討し明確な見地に立つて事を処する必要がある。更に教育の対象である兒童青年の生長と発達、その身体的心理的社会的発達について十分な理解をもち、常に全体としての人生の中に全

第1章 学部のあゆみ

体としての人間の育成を計画し、援助と指導を與えなければならない。人間が稀にかかることのある病氣という異状現象を治療し、またその予防を教えるために医学が存在し、そのためにはたらく専門職としての医師がこの医学を修めなければならないように、教育という仕事のために教育に係る学問が十分に発達し、この学問的基礎に立つて人間の育成という重要な仕事にたずさわる専門職がなければならない。人命が尊いから医師の職が専門職になって来た。人間の育成ということもそれに劣らず尊い仕事であるから教員も専門職にならねばならない。

教育の職に従事する者はすべて免許状をもたねばならないという根本原則が本法において確立されている。しかも専門職制をうち立てようとするから教員と養護教員、校長、教育長及び指導主事というように職の異なるに従って別々の免許状が設けられざるを得ないのである。更に教員の場合についていえば、普通教育と特殊教育に従事する者との免許状を区別し、小学校、中等学校、高等学校の区別もたてなくてはならない。これらの区別は横にならべて上下の関係をつけるものでなく、職能関係による分類であつて、校長は一般教員よりも上級とか、小学校教員は高等学校教員よりも下級であるとかを意味するものではない。あくまで専門職制の確立をめざしての区別である。この精神を徹底するために本法においては従來の規定に対して一つの重要な改訂が行われている。すなわち中学校以上においては免許科目以外の教科を教えてはならないという規定である。従來は中等学校の或る1科目の免許状を所有すれば、それでもつて教諭に任用せられ、免許せられた教科以外の教科を教えることも許されていたのである。免許法第3條の「各相当の免許状」という表現にはこの意味のきびしい要求もふくまれているのである。

次に免許主義を徹底するためには一定の資格あるもののみ免許状を與えることとし、欠格條項（免許法第5條参照）を規定し、不正もしくは違法に免許状が授與せられてはならず、免許状をもたない者を教育職員に任命または雇用してはならないことも当然である。このために本法では従來の免許令になかつた罰則規定が設けられることになつたのである。

さて、しからばこのような専門職制の確立をめざす法律と職階制との間にはどのような関係が起つてくるであろうか。わが國にはまだ職階制は確立していないが、近くそれを設定しなければならないことになっており、それは人事院に課せられた最も大きな課題である。教育職員の職階はどのようにして設定せられるかはきわめて困難な問題であつて、文部省も人事院と協力して目下慎重に研究中のよしである。したがつてこの方面の専門的知識のない私はむしろこの際沈黙すべきであるかも知れない。しかし次の諸点が職階制確立のために考慮に入れられなくてはならぬことだけは指摘して置いてよいと思う。1は専門職として特別な教育を要求したことは、そうでない一般職よりも高い級に位置づけられねばならない。2は免許状が職能別に区別せら

れてあることはそれらのたとえば同等の条件で與えられた1級又は2級の免許状所有者は学校の種別にかかわらず同級として待遇せられねばならない。3は免許状授與の基礎条件が單純化せられてあつて、常に一定の研修單位と経験年数を加えることによつて同職能の免許状に上下の關係が設けてあることは、「同等の教育と経験とに対して同等の給與を」という原則の確立を容易にするであろう。

学校教育の尊重

教育職員を一つの専門職として確立しようとする精神はある意味においてこの職業を一般人から閉鎖したことになる。医師の免許をもたなければ病氣の治療に従事し得ないように、運轉手の免許状をもたなければ自動車を走らせることが出来ぬように、すべて専門職制はクローズド・ショップ制となるのが当然である。それだけにまた専門職に対してはその資格附與について嚴格な条件がつけられるのであつて、もしこの点において不十分であるなら、門戸の閉鎖は有害であり非民主的であると非難されても仕方がないであろう。前にも述べたように單に知識技能をもっているなら誰にでも教育という仕事は出来るという考えを拂いのぞかねば専門職制は成立しない。そこで本法では従來行われていた試験檢定の制度を廃止している。けだし從來のこの制度はたとえば中等教員の場合、國民道徳とか教育大意とかについて簡単な試験は行つたにしても、主とするところに免許教科の知識や技能についての筆記及び実技試験のみであつた。もちろんこの試験合格者の中にはあらゆる点からいつて優秀な教員もあつたが、一般的にいつて、あまりに偏した教養の人であり、専門方面についても將來にのびる力においてかけており、かつ教育全体を見とおすことが出来ぬ人が少くない。それに自ら高い学校生活の経験をもたないことから生ずる欠点をもつといわれている。

そこで本法では免許状授與の基礎資格に大学でうけた教育の年限というものが重く見られている。理想としては幼稚園から高等学校にいたるまでのすべての教員は大学4年の課程を修了したのもをもつてあてることにしてある。これはまさに画期的な制度であるが、直ちにすべてをそうすることはわが國の実情にあわないので、あるいは大学の1年又は2年の課程を修了したのものにも一定の免許状授與の資格を與えたのである。こうして学校教育を尊重し、その教育をとおして育成せられる全体としての人間に大きな期待をかけているのである。

ここで大学というのはもちろん新制大学であつて、学校教育法に明かに示されてあるように、大学は「學術の中心として、廣く知識を授けるとともに、深く専門の學藝を教授研究し、知的、道徳的及び應用的能力を展開させることを目的とする」教育機關である。「廣く知識を授ける」という意味はいわゆる一般教養を重んずることであつて、大学4年間に124單位以上（内4單位は体育）を履修することが学士号授與の条件となつているが、すべての学生に一般教養として理科系は36單位以上、文科系は40單位以上を修めるように要求される。一般教養科目としては人文科学、社会科学及

第1章 学部のおゆみ

び自然科学の3系列について1系列2科目以上合計10科目以上を修めることに定められている。次に「深く専門の学藝を教授研究し」とあるのは、自分の個性に応じて専門学科をえらび、専門学科に関係ある科目をも含めて理科系は84単位以上、文科系は80単位以上を修めることになっている。そしてこれらの学藝研究によつて学生個々の知的、道徳的及び應用的能力を展開させ、全体として人間完成をめざすのである。いうまでもなく今後の大学は従來の全体主義的國家主義的画一統制主義的傾向から民主主義的、文化主義的自由主義的傾向に刷新せられ、自由にしてかつたつな個性ゆたかな社会的協力者を育成しようとする。その学生生活にも多彩な活動が奨励せられ、学生相互のせつさが出るように運営せられようとしている。このような新しい大学の在り方から人間としての高い教養を身につけ深い専門研究によつて特色ある個性の完成を期待し、そのような人が自らの学生生活の体験をとおして兒童青年の教育にあたることに大きな教育的意味を見出すのである。

教育職員は専門職であるという点から、上にのべた専門の学藝の研究学習によつて將來教えようと希望する教科の内容や研究方法に通ずることの必要なことは勿論であるが、更にいま一つの専門的研究、すなわち教職課程の研究によつて教育についての専門的知識及び技術を身につけなければならない。したがつて大学の専門課程について前にのべた80ないし84単位の中にはこの教職課程が含まれなくてはならない。別表第1(略)でも明らかのように、この単位数は小学校の場合、教育実習をも含めて25単位、中学校、高等学校の場合は同じく教育実習をも含めて20単位が要求せられている。従つてそのための教授や施設の関係もあつて、すべての大学の各学部でこのような課程を用意するわけにはいかないから、各都道府縣にある大学には必ず一つの教育学部又は教育部(学藝大学又は学藝学部の中にふくまれている)を置くこととし、他の学部の学生にして教育職員になろうと志す者はここで上に述べた教職課程の所要単位を履修することが出来るようにしてあるのである。ただしこの20ないし25単位は124単位の内でのとるのが建前であるが、事情によつては外でとつてもよい。

免許の開放性と合理性

前に教育職員の専門職制確立の節で新しい免許法はある意味では封鎖性をもつことを述べて置いたが、それは教育職員に特別な教育を施す必要があることから來た性格であつて、法律で定める一定の基準にさえ合致するなら、これからの免許制度はきわめて開放的であるということが出来るのである。従來の免許制度によれば、教員養成諸学校の卒業者は卒業によつて当然教員の免許状を授與せられた。國立の専門学校卒業者は多少の條件はついては指定学校として教員たることを免許せられた。公私立専門学校卒業生には許可学校とそうでない学校があつて免許状を授與せられる学校とそうでない学校との区別があり、許可学校の中にもその学校の成績によつて免許状を授與せられる者の数に差等がつけてあつた。なおそのほかに試験検定制度もあり、無

試験検定の制度もあつた。そしてこれらの制度には種々な内規があつてその運用には当事者の主観的判定がはいり込む余地が少くはなかつた。こうして免許制度そのものが複雑であり、多少あいまいな点もあり、不公平や不合理の生ずる危険をふくんでいたのである。

そこで、本法では免許の手續、判定の規準を單純化するとともに開放性にしようとし、先ず幼稚園、小学校、中学校等の教員の臨時免許状はすべての高等学校の卒業者に開放することになつた。いうまでもなくこれは教職を専門職として確立する上からは決して望ましいことではないから、眞にやむを得ない場合に限つてある。次に仮免許状以上は一定期間大学又はこれに準ずる機関において一定の單位を履修した者にすべて與えることになつた。学校の差を認めないのである。従來とかく国立学校中心になり勝ちで私立学校に対してはきびしかつたように見えた制度はここに廃止せられ、一定の客觀的基準にてらしてすべてを処置し、この間に何等の恣意をさしはさむことを許されないように改められた。これによつて免許制度はまつたく單純化せられ、開放的になつたといひ得る。

このような制度については一つの欠陥があることは見のがせない。すなわちすべての大学の卒業者に一定單位の履修を主なる條件として免許状を授與するときは学校差が無視される。甲の大学において下位の成績で卒業した者の実力は乙の大学の優等卒業生よりも上位にあることは決して珍しいことではない。旧制度下においてはこの学校差が現実存在することにもとづいての規定があつたのであるが、それを判定する尺度が合理的に客觀的に基準化されなかつたので、色々批判をうけたわけである。そこで新しい制度の行き方には一つの道があり得るのである。1は國家試験制、2は無選授採用制である。前者については種々の事情から直ちに実施しがたいので、やむなく後者によることになつたのが本法である。そのために十分の資質と能力のある教育職員を得たいという目的からいへば多少の欠陥があるとせねばならない。けれども免許状の有無は任命又は雇用の必須の條件ではあるが、任命権者又は雇用者の側には選考権がある。この選考によつて同一資格の者についてより優秀な者を採用することが出来るし、若し余りにも実力のない者に易々と免許状を出すような大学があるとすれば、そういう大学の卒業者は次第に一般社会、殊に教育社会からの信用と尊敬を失つて終に自ら立つ能わざるに至るであらう。民主社会においてはこのような淘汰が行われるところに、かえつて学校の自主的良心的経営が促進される。

免許法を合理的基礎の上に立てようとする他の一つのあらわれは、資格條件のうち学力について、すべてを單位の計算でつらぬき、教育経験の年数も例えばその3年以上をもつて大学1年の課程に近いものとして換算してある。旧制学校の卒業者、旧試験検定合格者の新免許状へ切替の場合もこのような計算にもとづいて合理的に処置し、均衡を失した措置のないよう注意してある。もつとも今後の基準を示す教育職員

第1章 学部のおゆみ

免許法と従来の免許状所有者又は免許され得る資格をもつと見なされる者を切替えるための教育職員免許法施行法との間にはその取扱において幾分異なるところがある。この差異は現に職に在る人達をなるべく有利に切替えてその職に安定させるがよいと考えられての顧慮が加わって生じたものである。

現職教育の尊重

大学教育の課程終了を根幹としてこの法律の免許体系は立てられているが、それは大学教育偏重思想にもとづくものではない。現職にあるものが、さらに大学に再入学して専心勉学し、一層高い免許状あるいは別系統の職の免許状を得るに必要な条件をととのえることはもとより望ましいが、そして各都道府県がこのような志望をもつ教育職員に現職のままで大学に入学することを許すような措置を講ずることは最も望ましいことであるが、現職に在りながら余暇を見つけて自らの研修につとめる人達にもその研修を免許状授與資格の中に計算することにも十分配慮したのが本法の一大特色である。

たとえば、大学2年の課程を了えて小学校の2級普通免許状を得た者は、5年以上良好な成績で小学校に勤務した旨の所轄廳の証明があり、かつその間に45単位の現職教育をうければ1級普通免許状を與えられる。この45単位の内容についてはその基準が文部省令で定められることになっているが、これを大学の公開講座で修めてもよいし、文部大臣の認定する講習会でも、単位制の認められた通信教育によつてもよい。高等学校を卒業しただけの人の場合、この方法によると、11年以上現職に在りながら90単位を次々に修めることによって、大学卒業者と同じように小学校又は中学校の1級普通免許状が與えられる。もちろん校長、教育長、指導主事、高等学校の教員になる途も単位の取り方と勤務年数を加えることによつてはこの人に同時にひらけている。

これまでの免許令等によれば、免許状の授與は学校の卒業ということを条件の根幹として規定せられ、特志の人でない限り、現職のまま研修をつづけて同種の上級又は異種の免許状を得ることは困難であった。静的な固定的な性格をもつていた。本法は学校に在学した年数、従つて卒業ということに必ずしも重きを置かないで、その間に履修した単位数を免許状授與の第1の条件とし、しかも現職教育をうけた場合も単位数に換算し、一々の研修が積み重ねられて同種の上級又は異種の免許状を得ることが出来るように組織せられている。動的な有機的な進行的な性格をもつている。

従来教員の現職教育は都道府県や教育者自らの団体や大学其他の学校、さては新聞社や雑誌社によつて主催せられて來たが、それが一定の單位に相当すると公認する制度がなく、また継続的、体系的の計画的にとぼしかった。もとよりそれでも教員の能力を向上させるには役立つのである。本法ではこれに一つの体系を與え、主として教育委員会や教育職員養成の課程をもった大学が主催者となつて継続的に行わねば

ならないようにしてある。國家公務員法にも教育公務員特例法にも研修は公務員の義務としてあるのであるが、義務とする以上それを身分や資格の保持と向上とに役立つように組織化するがよいと思う。本法においてこれが初めて企てられたことは十分注目されてよいことである。

ところが論者はいう。このように研修を条件として資格の附與や向上を図ろうとするときは、現職者は教育活動に自己の精力を傾注することよりも、むしろ、自己資格のための勉学に主力をそそぎ、教育の効果や能率を低下させることになる危険性がある。日々教育するということが教育職員にとつては勉学であるから、別に単位をとることを要求するのは無理でもあり不必要でもあると。現職を忠実につとめ良好な成績をあげることに精力を要し、またその間には自らの能力を高め知識技能をみがいていることは事実である。しかし教えんがために学問する、いわゆる教材研究的勉学は、ともすれば、教育職員をひくいせまい実用主義者にし、その学問の態度に純ならざるものを藏する。大学の課程は教材研究的な性質のものではなく、常に自らを人間として高め、専門家として深く学藝の中につきこんで行こうとする。このような態度そのものが人間としての教育職員の生命を更新し、またその学び得た学藝の内容がいつもより高く廣い見地から自分の教えている教科を見させ、教科内容をゆたかにさせる。そういう態度で学問することは、もちろん自己学習でも出来ることであるが、機会を作つて学者の指導をうけ自らも研究に従事することは望ましいのである。

いうまでもなくこのような研修は本職をぎせいにして行われてはならない。土曜、日曜とか、夜間とか、長期休暇を利用して行われるのが本筋である。これらの点については今後具体的に各地方の実情に應じた計画が立てられるであろうし、その企画、組織、運営については種々なる方面からの研究工夫が必要であると思う。

15 文部省大学学術局教員養成課「教育学部運営要領（案）」

(1951.4.26)

教育職員の養成を主たる目的とする教育学部は、教職に関する専門課程と教科に関する専門課程の一部とを有する学部であつて、教育に関する学理及びその応用を研究教授するとともに専門の学芸を修得して全人的陶冶による明知と良識を有し、教育的熱意と実践力のある教育職員を養成するところである。したがって将来初等及中等教育等に従事し、わが国文化の進展に寄与しようとする者は、ひとり教育学部の学生ばかりでなくその大学の他学部の学生であつてもすべてこの学部においてその専門職となるような教育を受けなければならない。

更に、この学部は、所在の地域における教育のための重要な機関として教育の諸事

第1章 学部のおゆみ

象についての研究調査と現職教育その他の活動により教育の刷新と向上のために不断の推進力とならなければならない。

1 目 的

教育学部は、教育に関する学理及びその応用を研究教授し、他の学部の協力を得て所在都道府県における義務教育担当の教育職員を養成することを主たる目的とする。

2 組 織

(1) 教育学部には、小学校及び中学校の教育職員の計画的な養成課程をおき、幼稚園及び高等学校の教育職員の養成課程をおくことができる。小学校、中学校および幼稚園の教育職員養成には4年と2年の課程をおく。

(2) 教育学部には、教職に関する専門科目（小学校の場合の教材研究を含む）、および美術（書道を含む）、音楽、家政、保健、体育、職業（職業指導を含む）に関する一般教育科目および専門教育科目をおき、その他の教科に関する専門科目及び一般教育科目は文理学部及びその他の学部において用意さるべきである。但し大学の事情によっては、一般教育科目中の教育学、心理学並びに当分の間、2年課程の一般教育科目及び教科に関する専門科目の一部又は全部を教育学部において行うことができる（別表1）。

(3) 教育学部には、教育研究および教育実習のために必要な各種の附属学校を置き、なお必要があれば、公私立の学校を代用附属学校又は協力学校とすることができる。

3 学 科 課 程

(1) 学科課程は、教育職員免許法の定めるところをも勘案し、有能な教育職員の養成を目的として編成しなければならない（別表2）。

(2) 他の学部の協力を得るについては、関係学部との間に学科課程に関する協議機関を設けるべきである。

(3) 教育職員の現職教育に関する計画及び実施は、教育学部が関係学部と協議して定める。

4 教 員

(1) 教員は組織の項の(2)の定めるところに従い夫々の学部に所属するものとする。

(2) 教育職員養成のために設けられた分校の主事は原則として教育学部の教員の中から任用する。

(3) 教職課程の学科目及び教員組織は、教育学部以外の学生で教職課程の履修を希望する者の数及び現職教育に必要な条件を勘案して定める。

5 学 生 補 導

(1) 教育学部の学生補導は、教育学部がこれに当ることは勿論であるが、その授業

の多くが、他の学部（特に文理学部）において行われる実情に照らし、その補導については、関係学部の積極的な協力を得なければならない。

- (2) 他の学部の学生で、教職課程の履修を希望するものの教育職員の免許状取得については主として教育学部が補導の任に当たる。

6 施設

- (1) 本運営要領を完全に実施するについては、教育学部と文理学部はでき得る限り近接せしめこれに総合的な施設を整備しなければならない。
- (2) 当分の間は現在の施設を使用することは止むを得ないが、将来施設の整備を行う場合は教育学部と文理学部が夫々の目的にそうようにしなければならない。
- (3) 教育学部の教授と研究のために特に必要な場合は、他の学部にある教科に関する専門科目の施設についても、教育学部において充実されなければならない。

備考 (1) 教育学部と他の学部と近接していない場合には、特別の事情があるときの外は、教員が出向いて教授することを原則とする。

- (2) 教育学部において教育職員養成のために欠くことのできない種類の講義は関係学部において準備されなければならない。

別表 1

教職に関する専門科目

1 教育学関係

- (1) 教育学, (2) 教育原理, (3) 教育課程, (4) 教育指導, (5) 教育哲学, (6) 教育史, (7) 比較教育学, (8) 教育社会学, (9) 教育調査, (10) 特殊教育学

2 心理学関係

- (1) 心理学, (2) 教育心理学, 学習心理学, (3) 児童心理学, 青年心理学, (4) 教育測定, 教育評価, (5) 教育統計学, (6) 特殊心理学, (7) 職業指導

3 教育管理学関係

- (1) 教育管理学, (2) 教育行政学（教育法規を含む）, 教育財政学, (3) 学校衛生, 学校建築, (4) 社会教育（成人教育及び青少年指導）, (5) 図書館学

4 教科教育法関係

- (1) 教育方法論（学習指導論を含む）, (2) 教科教育法（教科心理学を含む）国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 図画, 工作, 書道, 保健, 保健体育, 家政, 職業, 農業, 工業, 商業, 水産, 職業指導, 外国語等, (3) 教材研究 国語, 社会, 算数, 理科, 音楽, 図工, 家庭, 保健体育, (4) 保育内容研究

教科に関する専門科目

1 美術科関係

- (1) 美学, 美術史, (2) 絵画理論, 絵画実技（東, 西）, (3) 工芸理論, 工芸実技（木, 竹, 金工, 彫塑, 繊維工芸等）, (4) 図学（製図及び設計を含む）, (5) 図案, (6) 書道理論, 書道実技, (7) 絵画史, 工芸史, 書道史

2 音楽科関係

- (1) 音楽理論, (2) 音楽史, (3) 声楽, (4) 器楽, (5) 作曲法

第1章 学部のおゆみ

3 家庭科関係

(1) 家政学, (2) 食物学(調理学及び実技), (3) 栄養学, (4) 被服学, 被服実技, (5) 衣料学, (6) 住居学, (7) 家族関係, (8) 育児学, (9) 家庭看護学

4 職業科関係

(1) 産業総論, (2) 農業に関する科目, (3) 工業に関する科目, (4) 商業に関する科目, (5) 水産に関する科目

5 保健科及び体育科関係

(1) 体育原理, (2) 体育実技, (3) 体育管理, (4) 運動生理学, (5) 個人衛生学, (6) 公衆衛生学, (7) 学校保健管理, (8) 生理学, (9) 細菌学, 免疫学, (10) 看護学, 救急処置

6 職業指導関係

(1) 職業指導原理, 職業指導技術, (2) 職業分析, (3) 自己分析, (4) 進学指導, (5) 就職あっせん, 補導, (6) 職業指導の組織及び運営, (7) 職業情報

別表2

	一 般	教 科	教 職	体 育	外国語	選 択	
4年中学甲	36	38	22	4	8	16	124
中学乙	36	24	22	4	8	30	"
小学	36	33	25	4	8	18	"
2年中学甲	18	20	15	2	4	3	62
中学乙	18	15	15	2	4	8	"
小学	18	18	20	2	4	0	"

16 大学基準協会「学芸学部基準」

(1951.6.12制定)

1 適用範囲 本基準は学芸学部及び同じ趣旨によって設けられた各学部, 教員養成を主とする学芸学部, その他名称は異ってもその目的に於て異なる学部にも適用される。

2 目 的 学芸学部は人文科学, 社会科学, 自然科学の各分野に亘る総合的研究に重きを置き, 一定の領域に於て統一された高い教養を与えることを目的とする。

3 組 織 学芸学部は人文科学, 社会科学, 自然科学の3系列にわたって組織するものとする。

4 課 程 1 一般教育科目は大学基準による。2 専門科目に関しては専攻の領域を構成するが如き科目を各系列にわたって総合的に履習させる。或いは, 専攻の領域を構成するため, 専攻科目の外にその専攻の属しない他の系列から関連科

目を選んで、総合的に履習させることもできる。3 教員を志望する者には専門科目84単位の中その一部を教職課程にあてることができる。

- 5 単 位 1 一般教育科目は大学基準による。2 専門科目については84単位以上履習することを必要とする。

17 政令改正諮問委員会「教育制度の改革に関する答申」(抜粋)

(1951.10.16)

第1 学校制度

1 学校体系の原則

- (4) 大学は、2年又は3年の専修大学と4年以上の普通大学とに分つこと。専修大学は、専門的職業教育を主とするもの(工、商、農各専修大学)と教員養成を主とするもの(教育専修大学)とに分ち、普通大学は、学問研究を主とするものと高度の専門的職業教育を主とするものと教員養成を主とするものとに分つこと。

(備考) 医学部、歯学部について在学年限に特例(5年乃至6年)を設けることは差支えないが現行の入学資格に関する特例措置は、徒らに学制を混乱せしめ、学生に対しても甚だしく無駄を生ぜしめるから、これを廃止すること。

大学相互間における教授の交換、学生の転学について、適当な対策を考慮し、教育施設の活用と教授研究能率の向上を図ること。

教育専修大学が旧師範学校化することのないよう特に考慮すること。この見地から、専修大学を終えた者に対し、普通大学への進学を容易にし、且つ、成績優秀な者に国家の特別の援助を与えること。

2 学校体系の例外

学校体系の画一性を打破し、6・3・3・4のそれぞれを適当に配合した学校を設けるように考慮すること。この見地から農工商その他それぞれの分野においては、特に計画性を持った職業教育を適切に行うことができるような学校を設けることを考慮すること。

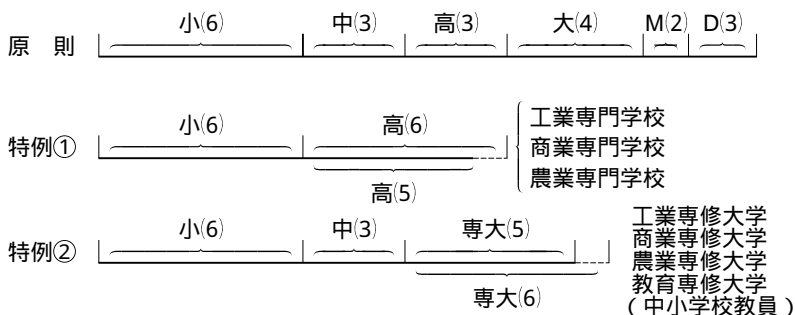
- (1) 中学校(3)と高等学校(3)又はそのうち(2)を併せた6年制(又は5年制)の農工商等の職業課程に重点をおく「高等学校」を認めること。

(備考) この課程の履修者に対しても、上級学校への進学の途を開くこと。

- (2) 高等学校(3)と大学の(2)又は(3)とを併せた5年制又は6年制の農、工、商、教育等の職業教育に重点をおく「専修大学」を認めること。

第1章 学部のおゆみ

(備考) この課程の履修者に対しても、上級学校への進学のを開くこと。
右の学校体系を図示すると次の通りである。



3 現存学校の再編成

(2) 現存の国立大学は、その規模能力に応じ且つ地方的事情を考慮して普通大学と専修大学とに区分すること。普通大学となるものについても、施設、スタッフ等の充実の期待しがたい学部学科については、5年制又は6年制の専修大学に再編すること。また遠隔の地に分散している学部学科についても右と同様に措置すること。

(備考) 例えば、学芸大学はこれを教育専修大学(高等学校を併せて5年又は6年)とし、文理学部、学芸学部、教育学部等についても適宜整理を考慮すること。

なお、わが国の現在の財政状態に鑑み、国立大学の増設又は公立大学の国立移管は、これを行わないこと。

18 日本教育大学協会「教員養成カリキュラムの基本構想試案」

(1957.10)

1. 教員養成大学学部のカリキュラム構成については、「教員養成制度検討要綱」の基本的方針に基づいて構想を進めるものとし、現行の大学設置基準および教員免許法は、これを全く無視するのではないが、これに拘束されることなく、さらに義務教育学校のあるべき姿を考量し、教育者の使命を高めることをめざして、一層望ましい教員養成のカリキュラムを立案するものとする。
2. 教員養成の内容と方法は、一般教育と教科に関する専門教育と、そして教職に関する専門教育との3大系列にわかつのが普通であるが、この3者に構造的関連をあ

たえ、これを一貫的に構成することが、よりすぐれた教員養成にとって、最も基本的な課題である。

3. 一般教育は主として人間的教養をめざし、教科に関する専門教育は主として学問的教養を深め、そして教職教育は主として教職的教養を受けるというように、3者はそれぞれ固有の内容と機能をもっているが、同時にこの3者は優秀な教師たるべき質の育成にむかって、有機的に一体化されなければならない。
4. この3者を有機的に一体化するには、まず第1に、この三つの分野の基本的な性格と機能を分析し、その相互の構造的関連を検討して、一体化のための理論的基礎を求め、第2に、これに対応して一体化のための具体的な実践の方法を案出しなければならない。
5. まず一般教育は、普通に広く豊かな人間的教養を与えるものとされているが、教員養成の大学学部における一般教育は、とくに専門教育および教職教育との関連を保ち、究極においては、広く人間性の豊かな教員資質の育成に資するものでなければならない。それは教員養成の全体的・一般的な基礎として、人文・社会および自然に対する広い理解・教養を与えると同時に、教師としての指導力の根源を育成するものに他ならないであろう。
6. つぎに教科に関する専門教育は、普通に学問的教養を与えるものとされているが、教員養成の大学学部における専門教育は、とくに一般教育および教職教育との関連を密接にし、究極においては、深い学問的基礎に支えられた教員資質の育成に資すべきものである。それは学問的教養を深め、学問の研究に対する理解や能力を高めると同時に、教師としての指導力の実質を育成するものに他ならないであろう。
7. さらに教職教育は、教育に関する科学的な知識・技能と、その根底にあってこれを推進する教育的な信念と愛情を育成し、初等・中等教育の諸問題を総合的に理解し解決する能力を養い、教師としての指導力そのものを育成するものに他ならない。このような教職教養は人間的・学問的教養を離れてあるものではないから、教職教育が一般教育および専門教育と密接な関連を保つべきはいうまでもないであろう。
8. それ故、一般教育、専門教育および教職教育は、教員養成の3大分野として、構造的・有機的に関連し、義務教育学校教師としての指導力の育成という最高理想にむかって一体化される必要がある。してみれば、一体化の理論的基礎は、義務教育の諸問題の総合的解決能力の育成という一点に見出されるといわなければならない。
9. このような一体化の理論的基礎に対応する一体化の具体的な実践形態として、われわれは教育実習を中核とする教員養成の方式を構想する必要がある。一般教育・

第1章 学部のおゆみ

専門教育および教職教育を具体的に、実践的に一体化し、義務教育の諸問題の総合的解決能力を最もリアルに育成する場合は、教育実習において他に求めがたいであろう。教育実習こそ、われわれがめざす一体化を最も具体的に、最も有力に、実践させる場に他ならないといえよう。

10. 教育実習は学生を生きた教育の場を実践的に参加させ、身をもって義務教育の諸問題と対決させ、これに対する問題意識をもたせ、教育研究の意欲を高めることを眼目とする。そして、青少年の指導においては、一体化された人間的教養・学問的教養および教職的教養が要求されることを実感的に体得させ、大学において一般教育・専門教育および教職教育を履習する動機と態度を培うことが重要である。
11. 従来の教育研究法は、まず一方では、青少年の特性を心理学的に研究し、他方では教材を学問的に研究し、ついで青少年と教材の相互作用を律する教育指導の原理を研究し、しかる後これらの研究に基づいて現実の教育問題の研究に打ち向ったものである。ところが近来は、このような伝統的な方法を斥け、まず直接に現実の教育問題と取り組み、これを解決しようとする意欲に促されて、心理学的・学問的・教育学的研究に打ち向うたてまえとなった。このような教育の研究法は、やがて教員養成のプログラムにも適用され、同時に教員養成大学・学部の研究にも適用されるべきであって、教育実習の意義と価値は基本的にはこの観点から評価されなければならない。
12. 教育実習は一般に極めて形式的に行われているが、教員養成の大学・学部においては、教育実習はまさに教員養成プログラムの中核でなければならない。それは教育実習の期間を延長して、一層これを重視するというような意味に止まるのではなく、一般教育・専門教育および教職教育を一体的に総合する具体的な中心とし、教員養成プログラムの理念的背骨とするという意味をもつ。そして、このような教育実習中心の教員養成プログラムを確立することによって、教員養成大学・学部の独自性を打ち出すことができる。
13. そこで教員養成の内容・方法の立案にあたっては、このような基本的認識に対応した、カリキュラムの独自の構造を打ち出し、教員養成に固有な、従って他の大学には到底望むことのできないカリキュラムの全体構造を構想する必要がある。これによって教員養成の量的計画の背後に、その質的計画が確保され、そこから実質の意味における教員の計画養成の道が開かれることとなる。
14. このような独自のカリキュラム構造をもつためには、まず学習の初期・中期および終期に教育実習を配し、また学習の全期間を通じて、方法上教育実習の延長ともいべき観察・参加・実習・フィールドワーク・ゼミナール・課外活動等を重視すると同時に、一般教育・専門教育および教職教育を、義務教育の諸問題の総合的解決能力の育成という観点において一体的に統合する必要がある。

15. 従って専門教育における専攻選修は、それぞれの学問・芸術を研究すると共にこれを媒介として、その角度から、義務教育の諸問題を研究し、学生の個性的研究を伸ばすものと解すべきである。
16. 教育内容の配列については、教員資質の連続的発展を促すよう、ある程度まで学年制を活用し、系統的にして段階的であることが重要である。
17. 免許法上中学校は高等学校と結ばれ、小学校と切り離されているが、新制中学校の実態と使命から考え、小中一貫の体制に切りかえることが望ましい。従って教員養成のカリキュラムにおいても、小中一貫の構成をめざすべきであるが、同時に対象たる青少年の違いと学級担任制、教科担任制の差に応じて、それぞれ主体的に構成する必要がある。
18. 小学校教諭養成課程においては、小免1級を取得させることを原則とするが、ここにも専攻選修があるから、これによって中免がおのずから取得されることは少しも小学校教員養成の本質に反するものではない。
中学校教諭養成課程においては、なるべくブロードに履修させ、おおむね2教科の免許状を取得させることを原則とする。

19 日本教育大学協会「教員養成カリキュラムの問題点」

(1957.10)

教員養成カリキュラムの基本方針は、「教員養成制度検討要綱」および「教員養成カリキュラム基本構想」によって、おおむね明らかにされているが、なお、これを具体的に立案するにあたっては、つぎの諸点が中でも重要な問題点として挙げられるであろう。

- (1) 教育実習をもって教員養成カリキュラムの背骨と考え、4年間のうちおおむね半年（一般教育を文理学部などに委ねる場合はおおむね3月）をこれに配することとし、適期に集中的な教育実習を行うだけでなく、常時的にも、たとえば各年次に毎週月曜をこれに配するなど教育実習の充実をはかるべきである。
- (2) 戦後の小中学校が教科外のクラブ活動や自治集会活動を重んじ、民主的な人間資質を実践的に育成しようとしているのに即応し、また一般に今後の教員に児童文化・スポーツなどの特技が要求されるのにかんがみ、教員養成大学学部においては、とくにクラブ活動の時間をおき、たとえば毎週半日（午後）をこれにあて、必要な指導を計画的に与えるのはどうであろうか。
- (3) これらの教育実習およびクラブ活動の時間を除き、その他の学習時間は一般教育・専門教育および教職教育に配分されることとなるが、教員養成の基本的理念に照

第1章 学部のあゆみ

らして、三つの部門が正しい均衡を保つよう、全体的見地からみて適切な配分がなされなければならない。

- (4) 教科に関する専門科目と教材研究とは、それぞれに2単位程度を配しているが、このような相互に関連のないコマ切れ授業は、ほとんど意味をなさないから、むしろこれを一体のものとして、一般教育との関連を考慮して適当な単位を配し、とくに音楽・図工・体育および理科については、実習実験を課する必要がある。
- (5) 従来講義については、教室內における1時間の講義に対して、教室外における2時間の準備のための学習を必要とし、演習についても、教室における2時間の演習に対して、教室外における1時間の準備のための学習を必要とするものとされてきたが、このような教室外の学習はほとんど全く死文化し、かえって学習量の実質を不明確にするきらいがあるから、この種のかけの時間はむしろこれを切り捨て、従って従来の卒業最低基準124単位にとらわれることなく、学習量の実質を適正にし明確にする必要がある。
- (6) 教職教育においては、科学的、技術的な側面と同時に、教育者としての信念および使命感を得させることが重要であるから教育史・教育哲学の側面を強化して、偉大な教育者の精神を味得させる必要があろう。

20 中央教育審議会答申「教員養成制度の改善方策について」

(1958.7.28)

記

教師は教育に対する正しい使命感と児童生徒に対する深い教育的愛情とを基盤として、世界的視野に立った人間的国民的一般教養を備えるとともに、社会の進展に則した専門的知識と児童生徒の教育に則した教職教養を有しなければならない。しかもこれらの知識教養は自主的人格のうちに統合され、教育に対する全面的な識見、情操を高めうるものであることが必要である。

したがって教師としての職業は、高い教養を必要とする専門職業であり、その資格の付与は、これらの要請に十分にこたえよう周到な配慮の下に行われなければならない。

戦後教員の養成は、旧制度の弊にかんがみ大学においてこれを行うという方針を確立し、教育職員免許法に定める所要の単位を履修した者に対してはすべて教員の資格を与えるという開放的制度をとったのである。

しかしながらその実施後の状況をみるに、開放的制度に由来する免許基準の低下と、制定当時の教員需給の関係等による級別免許状制度の採用とにより、単に資格を

得るために最低限度の所要単位を形式的に修得するという傾向が著しく、このため教育実習等教員に必要な教育が名目的に行われる場合も少なくない。その結果教員たらんとする者に対してもその職能意識はもとより教員に必要な学力、指導力すら十分に育成され得ない実情にある。

また、主として義務教育の教員の育成に当たっている国立大学においても、教員を育成するという目的が必ずしも明確でなく、免許法の欠陥と相まって、教員を育成するに必要な教育が十分には行われず、また設置当初の事情から教員組織、施設設備もきわめて不十分であり、その形体についても、教員の育成のための統一ある教育を行い難いものもあり、他方教員の需給も十分な計画の下に行われていないため混乱を生ずるにいたっている。

専門職業としての教員に要請される高い資質の育成のためには、教員の養成を大学において行うという方針を堅持すると同時に、開放的の下におけるこれらの欠陥についてはすみやかにこれに改善を加え教員の育成のための体制の整備を図り、その教育基準を確立しなければならない。特に義務教育の任に当る教員については、その資質の向上および基幹となるべき数の確保と配置の適正について遺憾のないよう、その組織を確立するとともに内容の整備充実について格別の措置を行う必要がある。

なお、教員の資質の向上を図るためには、その一環として現職教育についても十分な施策が必要であり、また教員の社会的地位の向上が必要であることは論をまたないところである。

以上の観点から本審議会は教員の養成、免許および現職教育等の改善について次のような方策を定めた。政府は教員の資質がわが国教育の成果に重大な影響を及ぼすことに思いをいたしすみやかにこの方策に従って具体的計画を立て、所要の法的措置および予算措置を講じ強い決意をもってその実現を図るよう要望する。

1. 教員養成の基本方針

教員の養成は、国の定める基準によって大学において行うものとする。この基準に基き必要に応じて国は教員養成を目的とする大学を設置し、または公私立大学について認定する。さらに一般の大学で教員養成を行うのに適当であると認めるものに対して認定を行うほか、一般の大学卒業で教職教育を欠いている者については、国家検定試験の道を講ずる。

義務教育学校の教員の養成については、その必要数を確保するよう国がその養成の責任をもたなければならない。

教員の資質の向上のため教員養成の一環として、現職教育は組織的に行われなければならない。

2. 学校種別ごとに必要とされる教員の資質とその育成

教員に必要な資質としては、一般教養，専門学力（技能を含む。以下同じ。），教職

第1章 学部のあゆみ

教養の三つが要求され、しかもこれらが教師としての人格形成の目的意識を中核として有機的に統一されることが必要である。しかして教職教養および専門学力については、各学校種別によってその要請に相違がある。

(1) 小学校教員

小学校教員は、児童の教育に則する教職教養と全科担当の学力を必要とする。よって小学校教員の養成を目的とする大学で教育する必要がある。(幼稚園教員については原理的にはこれに準ずる。)

(2) 中学校教員

中学校教員は、生徒の教育に則する教職教養と担当する教科についての学力を必要とするが、担当する教科については、一部に偏しない巾の広い学力が要求される。よって中学校教員の養成を目的とする大学で教育する必要がある。この大学は1教科担当の教員を養成するのが目的であるが、公立中学校教育の現状にかんがみ当分の間2教科担当の教員をも養成することができるように考慮する必要がある。

一方、担当教科のうち一分野について高度の学力をもつ教員も要求されるので、これは主として一般の大学で育成されるものとする。

(3) 高等学校教員

高等学校教員は、生徒の教育に即する教職教養と特に担当教科、科目に対する高度の学力を必要とする。よって高等学校教員の養成を目的とする大学は必要であるが、現状では主として一般の大学で育成されるものとする。

3. 教員養成を目的とする大学における養成

(1) 目的・性格

教員養成の目的を明確にした教育が行われるとともに、教育に関する学問的研究および教員の現職教育が行われる必要がある。

(2) 教育課程等の基準

教員養成の目的に即する教育課程、履修方法、学生補導、卒業認定および教員組織、施設設備等についての基準は国が定める。

基準は、教員の質的向上が確保されるよう十分な専門的検討を経て決定される必要があるが、特に次のことに留意する。

(イ) 教育課程は、一般教育、専門教育、教職教育が有機的に結合されたものでなければならない。なお、教職教育のうちで教育実習を重視し、あわせて教師としての人格形成に留意すること。

(ロ) 必要な履修科目の内容、程度を明示すること。

(ハ) 附属学校は充実整備すること。

(ニ) 補導組織を確立すること。

大学は基準の維持向上につとめ、国はその基準の維持について必要な指導監督を

行うものとする。

(3) 教員養成を目的とする大学の設置と認定

- (イ) 公立の義務教育学校教員の必要数を養成するため、国はその基準に基づいて教員養成を目的とする大学（学部）を設ける。（教育大学（学部）と称する。）
- (ロ) 公私立大学の学部、学科で教員養成を目的とするものは、国が基準に基いて認定する。国は必要に応じ、この基準に基いて、国立大学に教員養成を目的とする学部、学科を設ける。

(4) 国立の教育大学（学部）

(イ) 養成対象とその範囲

- (a) 小学校教員
公立小学校教員の大部分とする。
- (b) 中学校教員
公立中学校教員の一定数とする。

(ロ) 形 体

- (a) 単科大学または総合大学の学部とする。単科大学の場合は、視野が狭くならないよう留意し、総合大学の学部とする場合は、教員養成の目的を十分果しうよう運営できる組織としなければならない。
- (b) 現職教育のための課程を設けるものとする。

(ハ) 配 置

地方教育行政の区分（都道府県）に従い、各区分ごとに1大学（学部）をおくことを原則とする。

中学校教員については、教科によってはより広い地域に配置することができるものとする。

(ニ) 入学者選抜

- (a) 人物考査を行う。
- (b) 高等学校において履修すべき科目を指定できるようにする。
- (c) へき地教員の養成等の必要を満たすため委託学生の制度を設ける。

(ホ) 奨学制度

奨学制度を拡大し、十分な学費を貸与しうようにする。その返還の免除についても特に指定した学校に就職した場合は、返還免除に要する勤務期間を短縮するなど特別の措置を講ずる。

(ヘ) 卒業者の取扱

全員教員に採用されるよう措置する。そのため(ト)に掲げる機関において調整を行うほか、卒業者に対し就職指定の制度を考慮する必要がある。

(ト) 養成数の計画および需給の調整

第1章 学部のあゆみ

- (a) 養成数は、都道府県（広い地域を対象とするものはその地域）ごとの将来における学校種別，教科別の所要教員数，現在数および減耗率に基いて決定するが，その際教科および教育課程の基準などの推移，男女の比率等をも考慮しなければならない。
- (b) 教員の需給の調整その他教員養成について必要な事項を処理するため，文部省，都道府県教育委員会，教育大学の3者で構成する機関を設ける。

（備考）

1. 国は高等学校教員のうち産業教育教員，芸能科教員等特に必要ある教員の一部および特殊教育教員の大部分の養成を担当する。
2. 高等学校の産業教育教員，芸能科教員等については，全国的な規模において数か所の国立大学にその養成のための学科（課程）を設ける。
3. 特殊教育教員については，国立の教育大学に特殊教育教員の養成課程を設け，普通免許状所有者中の希望者について養成することを原則とする。その期間は1年とし，養成数は各都道府県の需要数の程度とする。
4. 2，3の教員については，奨学等必要な事項について小中学校教員と同様の取扱をする。

4. 一般大学における養成

一般の大学（教員養成を目的とする大学以外の大学（学部，学科）のうち教員養成に適する学科（専攻）については国が認定する。

(1) 基準および認定

国は教育課程，履修方法，教員適格の認定，教員組織および施設設備等について基準を定め，これに基いて学科（専攻）を認定する。この場合，教育課程の基準については，教員養成を目的とする大学の教育課程の基準に準ずるものとするが，教育実習を要しない。

大学はその基準の維持向上につとめるものとし，国はその基準の維持について必要な指導監督を行うものとする。

(2) 仮採用期間中の実習，研修

認定された学科（専攻）において所定の単位を取得して卒業した者の教員採用については仮採用の制度を設け，仮採用された者に対しては，一定の勤務期間，所定の実習，研修を課するものとする。

(3) 養成対象

中学校教員および高等学校教員とする。

5. 国家検定試験

一般の大学の卒業生で教職教育を欠いている者に対し教員資格を付与するため，国家検定試験を行う。

(1) 受験資格および試験内容

国家検定試験は大学卒業（小中学校教員について当分の間短期大学卒業を含む。）以上を受験資格とし、4の(1)に掲げる教育課程の基準の程度において教科に関する専門科目と教職に関する専門科目について試験を行うとともに教師としての適否の判定も行う。

(2) 仮採用期間中の実習，研修

国家検定試験に合格した者の教員採用については仮採用の制度を設け、仮採用された者に対しては、一定の勤務期間，所定の実習，研修を課するものとする。

6．仮採用期間中の実習

(1) 教員資格付与の態様

- (イ) 教員養成を目的とする大学の卒業者には、正規の教員資格を与える。
- (ロ) 一般の大学の認定された学科（専攻）において所定の単位を取得した卒業者および国家検定試験合格者には条件付の教員資格を与え、仮採用後、一定の勤務期間，所定の実習，研修を終了した後、正規の教員資格を与える。この実習，研修は国がその基準を定め、任命権者の責任の下に一定の計画をもって行うものとする。この場合、任命権者はその指導組織を整備し、かつ実習，研修のため児童生徒の教育に支障を生じないように配慮するものとし、教育大学等は任命権者と協力してその研修課程において実習，研修に当るものとする。
- (ハ) 一つの種類の学校（教科）の教員資格を有している者が他の学校（教科）の教員資格を取得する場合は、学力検定により正規の教員資格を与えることを原則とする。

(備考)

幼稚園教諭，養護教諭，特殊教育学校の教諭および産業教育担当教員の一部等については、必要ある場合は特例を設ける。

(2) 教員免許状

- (イ) 教員免許状の授与の適正を期するため授与権者は国とすることが望ましい。
- (ロ) 免許状の種類は、幼稚園教員免許状，小学校教員免許状，中学校教員免許状，高等学校教員免許状，養護教員免許状および特殊教育教員免許状とし、従来の1級2級の区別は設けない。ただし高等学校については現行どおりとし、また幼稚園については当分の間1級2級の区別を存置する。
免許状は普通免許状（終身有効），仮免許状（5年有効），臨時免許状（1年有効）とする。
- (ハ) 普通免許状は正規の教員資格を有する者に、仮免許状は条件付の教員資格を有する者に与える。

(ニ) 高等学校教員普通免許状については、前項(1)の(イ/ロ)による者には2級免許状を

第1章 学部のあゆみ

与え、2級免許状または仮免許状を有する者で、大学院に1年以上在学し所定の単位を修得した者は、2級免許状を有する者にあつては直ちに仮免許状を有する者にあつては、一定の勤務期間、所定の実習、研修を完了した後1級免許状を与える。

ホ 中学校の免許状は各教科ごとに設ける。高等学校の免許状は、教科によっては科目別に設ける。

ヘ 臨時免許状は現行どおりとする。

(3) 経過措置

現行法による普通免許状を有する者の既得権を認め、教諭となることができるようにするとともに、次のことに留意する。

イ 現行法による臨時、仮免許状を有する者は、その有効期間中既得権を認めるようにすること。

ロ 法改正時の大学在学者に対しては、一定期間、現行法による普通免許状取得を認めるようにすること。

ハ 現に免許状を受ける資格を持っている者に対しては、当分の間、学力検定の受験資格を認めるようにすること。

ニ 現行法による免許状を有する者で新法による検定によって新法による免許状を取得しようとする者に対しては、検定の受験資格、受験科目についての特例を設けるようにすること。

7. 現職教育

(1) 国、地方公共団体および大学の緊密な連携の下に充実した計画的現職教育を行うよう組織する必要がある。

(2) 教育大学には研修課程を設け、継続的に研修が行われるようにするなど現職教育を制度化する。

なお、教育大学以外の教員養成を目的とする大学にも研修課程を設けることが望ましい。

(3) 現職教育を受けさせるための経費負担、教育に支障なきようにするための代替教員などの配置などを措置する。

8. その他

以上の改善方策を効果的にするため、次に掲げる措置を講ずる必要がある。

(1) 教員の待遇改善と社会的地位の向上

(2) 学級規模の縮小と教員定数の増加

(3) 教育大学（学部）の教員組織の整備充実および教員の質の向上とその養成

(4) 教育大学（学部）の施設設備の充実（分散施設の統合、教育実習施設・寄宿舎の充実等を含む）

(付記)

教員養成を目的とする大学および教員養成を行うのに適当であると認める大学の認定は、適当な審議機関にはかかって行われるようにすること。

21 日本教育大学協会「教員養成大学学部のカリキュラム試案」

(1958.9)

日本教育大学協会においては、昨昭和32年度「義務教育学校教員養成制度改善要綱」、「教員養成カリキュラムの基本構想試案」と「教育職員免許法改正についての問題点」を作成したが、本年7月28日中央教育審議会は、「教員養成制度の改善方策について」を答申し、教員養成のためのカリキュラムの基準を設定すべきことを明らかにしているのかかる情勢に対応して、本協会は、本年8月教員養成制度再検討委員会を開き、慎重審議を重ねた結果、つぎのような「教員養成大学学部のカリキュラム試案」を得るに至った。

第1 基本原則

- (1) 教員養成大学学部のカリキュラム構成については、日本教育大学協会のまとめた「義務教育学校教員養成制度改善要綱」および中央教育審議会の「教員養成制度の改善方策について」の答申にもとづいて構想を進めるものとし、現行の大学設置基準および教育職員免許法は、これを無視するものではないが、これに拘束されることなく小・中学校のあるべき姿を考え、教員養成の本質にかんがみ、望ましい教員養成のカリキュラムを構成するものとする。
- (2) 教員養成大学学部は、公立小学校教員の大部分と、公立中学校教員の一定数を養成することを目的とするから、教員養成大学学部のカリキュラムは、これに応じて小学校教員養成課程と中学校教員養成課程とに分けて構成するものとする。
- (3) 小学校教員養成課程においては、小学校における全教科を担当できる能力をやしなう、さらにその中の1教科あるいは特定の分野について、いっそう精深な知識・技能を得させるものとし、中学校教員養成課程においては、公立中学校教育の使命とその現状にかんがみ、一部に偏しない幅の広い指導力を必要とするから、たがいに関連する2教科を担当できる能力をやしなうものとする。
- (4) 小学校教員養成課程と中学校教員養成課程とは、それぞれの目的を十分に達成できるようにその特色をもたねばならないが、同時に小学校教員と中学校の教員とは、小・中学校教育の一貫性にもとづき、ひとしく共通の人間のおよび教職的教養を必要とするから、一般教育および教職教育については、二つの課程のあいだに区別を設けないものとする。

第1章 学部のあゆみ

- (5) これまでの一般基準に従って、一般教育・教科に関する専門教育および教職に関する専門教育をいちおう区別するが、この三つの領域は教員養成の立場から有機的に統合し、全体を通じて教員養成の目的を明確にうちだすものとする。
- (6) とくに一般教育と教科に関する専門教育とは、これまで別個の教育領域と考えられてきたが、小・中学校の教科は本来リベラルアーツと同じ性格のもので、その実質は広義の市民資質の向上をめざす一般教育にほかならないから、一般教育と教科に関する専門教育とは緊密に統合し、両者を有機的に構成するものとする。これによって、一般教育の目的を実現すると同時に、教科指導の学力を充実し、あわせていわゆるこま切れ授業の弊を除くこととする。
- (7) これまで小学校教員養成課程においては教材研究、中学校教員養成課程においては、教科教育法と呼んで両者を区別していたが、これを教科教育法に統一し、小・中学校一貫の教科教育を取扱うものとする。
- (8) 教科教育法は教職に関する専門教育から教科に関する専門教育に移し、教科に関する専門教育の本来の性格をあきらかにするものとする。
- (9) 教職に関する専門教育および教科に関する専門教育は、教育実習と密接に関連づけるものとする。
- (10) 教育実習はその本来の性格をあきらかにするため教育実地研究と改称し、これを教員養成の支柱として重視する。教育実地研究の方法は伝統にとらわれず創造的な考案によるものとし、ひろく教育に関する諸研究と実験実習との有機的統一をはかり、大学における授業と密接に関連づけるものとする。卒業論文を課する場合には、教育実地研究を中心として作製させることが望ましい。
- (11) 教育実地研究は、第2学年を通じて毎週1日（6時間）継続的にこれを行うほか、第3学年および第4学年において、それぞれ連続4週間の実地研究を集中的に行うものとする。
- (12) 第2学年の教育実地研究においては、教育実地研究法、児童生徒研究、教科教育法、学校保健、学校図書館、学級経営、学校管理、生活指導、学校行事などにわたり、継続的な観察および参加を主とするものとする。
- (13) 第3学年および第4学年の教育実地研究においては、実地の授業および指導を主とし、8週間を通じて少くとも30時間の授業および指導にあたらせるものとする。
- (14) 履習量の計算は現行の単位方式をあらため、もっぱら実質上の授業時間で行うこととする。
- (15) 第1学年および第2学年においては、1学期を15週、第3学年および第4学年においては、1学期を17週（うち2週間は教育実地研究にあてる）とし、毎週32時間の授業を行うものとする。毎週1時間、15週、計15時間の授業を1週時と呼ぶこととする。

- (16) 外国語は第一外国語16週時を必修とし、第二外国語8週時はこれを必修させるか、選択科目として、自由に履修させるものとする。
- (17) 一般教育科目は人文・社会・自然の3系列に従って配列すると同時に、これを小・中学校の教科別に配列するものとする。一般教育科目は8教科専門教育ならびに1教科専門教育と、有機的に構成するものとする。
- (18) 8教科専門教育とは小学校の8教科に関する専門教育を意味し、教科教育法を含むものとする。1教科専門教育とは、小・中学校の教科のうち1教科に関する専門教育を意味し、教科教育法を含むものとする。

8教科専門教育は小学校教員養成課程において行われ、1教科専門教育は小学校教員養成課程ならびに中学校教員養成課程において行われるものとする。

- (19) 1教科専門教育は、その内容・程度・指導において小学校教員養成課程と中学校教員養成課程とのあいだに区別を設けないものとする。なお選択科目における1科目研究についても、その内容・程度・指導において、二つの課程に区別を設けないものとする。

第2 小学校教員養成課程（第1表参照）

- (1) 小学校教員養成課程においては、小学校における全教科を担当する学力を向上させるため、8教科専門教育の内容を充実するとともに、これと一般教育とを有機的に構成するものとする。この一体化は、同時に一般教育の内容を充実することになる。
- (2) 8教科のうち1教科については、いっそう専門的な研究をうながすためこれに36週時を配し、これを一般教育・8教科専門教育および選択科目と密接に関連づけることによって、精深な1教科専門教育を行い得るものとする。8教科専門教育および1教科専門教育履修により、小学校教員免許状および中学校教員免許状を与え得るものとする。
- (3) 教育実地研究は第2学年において毎週1日（6時間）2学期間継続的に行い、第3・4学年において各4週間の集中教育実地研究を行う。

継続的教育実地研究の週時数は、6週時の2学期分で12週時第3・4学年の集中教育実地研究は、全体で8週間行うから32週時の15分の8すなわち17週時となる（第1表参照）。

- (4) 外国語は第一外国語16週時を必修させるほか、第二外国語8週時を履修させるが、第二外国語を必修させるか、選択科目として履修を随意にするかは、大学の事情によって決める。第1表の週時欄の数字は、上が第二外国語の履修を随意とした場合の数字であり、かつこの数字24は必修させた場合の数字である。なお第二外国語を必修した場合にも、選択科目でさらに履修することができるものとする。
- (5) 一般教育科目（一般保健体育を含む）は人文科学系列・社会科学系列・自然科学

第1章 学部のあゆみ

系列に各16週時を配し、一般保健体育に8週時を配する。基本原則および第2の(1)に示されているように、一般教育と8教科専門教育とは密接な関連をもつべきものであるから、第1表には一般教育科目を人文・社会・自然の3系列にしたがって配列するとともに、8教科専門教育の種別にしたがって配列してある。なお8教科専門教育のうちの社会科には一般教育科目としては、社会科学系列のほか人文科学の一部が含まれていることに注意すべきである。

- (6) 教科専門科目は、8教科専門教育とその中の1教科の専門教育を含む(2参照)。8教科のうち音、図、理、体、家には実験・実習の時間を配してある。

第1表の教科専門科目の欄に「各教科配当時間」という欄があって、一般教育の週時と8教科専門教育の週時の和が示されてある。この週時は、一般教育と8教科専門教育との有機的構成をはかることによって、各教科相互のバランスと充実した内容を与え得ることを示している。

- (7) 第1表の1教科専門教育の週時36週時は、1教科専門教育の時間としてはじゅうぶんとは言えないが、これと一般教育および8教科専門教育を密接に関連づけ、一体的な教育を行うことによって、たとえば国語では36プラス12で48週時、理科では36プラス28で64週時の授業を行うことができる。さらに選択科目の教科のうちの1科目、たとえば理科ならば物理学を適当週時履修させれば中学校の教科指導についてもじゅうぶんな能力を与えることができる。
- (8) 第1表の選択科目の週時の欄には、32週時かっこ内に24週時と書いてあるが、32週時は、第二外国語を必修しなかった場合の選択科目の総週時であり、第二外国語を必修させた場合の選択科目の週時は、かっこ内の24週時である。
- (9) 選択科目のうちには、1教科専門教育のうちの各科目、第一、第二外国語、教職科目・一般教育科目などを用意し、その時間のうちの一部は1教科専門教育のうち1科目を履修させ、残りの時間は、教職科目、外国語、一般教育科目などを履修させるものとする。
- (10) 第1表の計の欄の総週時は273週時となる。これは32週時の授業を8学期行う256週時に、集中的教育実地研究8週間(17週時に相当)を加えた総計である。

第3 中学校教員養成課程(第2表参照)

- (1) 中学校教員養成課程は、一般教育、外国語、教職教育については、小学校教員養成課程との間に区別を設けない。
- (2) 中学校教員養成課程においては、教科に関しては、相関連する2教科の指導能力を得させるため、これに110週時を配し(第2表参照)、そのうち甲教科は56週時以上、乙教科は40週以上を履修させるものとする。

なお一般教育の当該科目と密接に関連させさらに選択科目においては、2教科のうちの1科目について履修させるものとする。この2教科の履修により、2教科の

第1表 小学校教員養成課程(案)

		(単位名を示さない数字は週時の数とする)								週	時	総履修時間	
教職専門科目	講義・演習	教育学(教育概説・教育史・教育内容方法など)12,教育心理学(発達心理,教育心理・学習心理・教育評価など)10,教育社会学2,教育行政2,学校保健2,道徳・特活2								30		450時間	
	教育実地研究	毎週1日(6時間)の教育実地研究を1か年間(・学期に行う)($6 \times 2 = 12$ 週時)								12	} 29	180	} 435時間
		連続4週間の教育実地研究2回(3,4年で行う)($32 \times \frac{8}{15} = 17$ 週時)								17		255	
外国語		第一外国語16週時(第二外国語8週時)								16 (24)		240時間 (又は360)	
一般教育科目	系列	人文科学系列(16週時)				社会科学系列(16週時)	自然科学系列(16週時)		保健体育(8週時)				
	(8教科目名)	(音)	(図)	(国)	哲倫4 歴史4 (各60時間)	(社) 地法4 経社4 (各60時間)	(理) 物3 化3 生3 地3 (各45時間)	(数) 講4 (60時間)	(体) 実6 講2 (120時間)	(家)	56	840時間	
教科専門科目	8教科専門教育(教科教育法を含む)	実8 講2 (150時間)	実8 講2 (150時間)	講8 (120時間)	講10 (150時間)	実8 講8 (240時間)	講8 (120時間)	実4 講2 (90時間)	実2 講4 (90時間)	74	1110時間		
	(各教科配当週時)	(12週時) (180時間)	(12週時) (180時間)	(12週時) (180時間)	(34週時) (510時間)	(28週時) (420時間)	(12週時) (180時間)	(14週時) (210時間)	(6週時) (90時間)	(130)	1950時間		
	1教科専門教育	36週時									36	540時間	
選択科目		1教科専門科目のうち1科目,外国語,教職科目などを選択履修する。								32 (24)		480時間 (又は360)	
計										273		4095時間	

注 実 は 2 時間 を 1 回 の 実験 実習 と する。

第2表 中学校教員養成課程(案)

		第1表に同じ							週時	
教職専門科目	講義・演習	第1表に同じ							30	
	教育実地研究	第1表に同じ							12 } 29 17 }	
		第1表に同じ								
外国語		第1表に同じ							16 (24)	
一般教育科目 (第1表に同じ)	系列	人文科学系列(16週時)				社会科学系列 (16週時)	自然科学系列 (16週時)		保健体育 (8週時)	
	(8教科名)	(音)	(図)	(国)	(社)		(理)	(数)	(体)	
		講 2	講 2	講 4	哲倫 4 歴 4	地 4 経 4	法 4 社 4	物 3 生 3	化 3 地 3	講 4
教科専門科目 (教科教育法を含む)		関連2教科を履修する。甲教科56週時以上,乙教科40週時以上,総計は110週時							110	
選択科目		第1表に同じ							32 (24)	
計		第1表に同じ							273	

中学校教諭免許状が与えられるものとする。

- (3) 基本原則で示されているように、中学校教員養成課程の 1 教科専門教育と小学校教員養成課程の 1 教科専門教育とは、内容・程度・指導において区別を設けないものとする。
- (4) 選択科目についても、小学校教員養成課程との間に区別を設けない。

第 4 教育内容の学年配当（段階的・系統的履修方法）

- (1) これまで学生の履修には縦横の関連がじゅうぶんに考慮されず、ただ必要な単位を無秩序に寄せ集める弊があったので、こんごは授業科目の開設にいっそう系統性をあたえると共に、適宜に学年制を採用して、学生の履修を指導し、学習内容の有機的統合をはかることとする。
- (2) 小中学校教員の資質は、さまざまな知識の寄せ集めから成るのではなく、教員養成の目的を明確にして、必要な教養を系統的に、段階的に積み重ねて、はじめて育成される。教員養成に必要な履修内容は、4 年間 8 学期を通じて、連続的に一貫的に積み重ねることが重要である。
- (3) 教育実地研究は教員養成の支柱として、第 2 学年から始め、第 3 学年および第 4 学年にそれぞれ 4 週間の集中実地研究を配するものとする。
- (4) 一般教育（外国語および保健体育を含む）はおおむね第 1 学年および第 2 学年に配当するが、その一部は第 3 学年および第 4 学年にも配当する。
- (5) 教科に関する専門教育は、専攻の学生を最初から把握して、学生補導に資するため、第 1 学年からその一部を開設するが、大部分は第 3 学年および第 4 学年に配当する。
- (6) 教職教育は主として第 3 学年および第 4 学年に配当するが、教育実地研究との関連を保つため、基礎的な教職科目は第 1 学年から開設する。
- (7) 自由選択科目は主として第 3 学年および第 4 学年に配当し、これに外国語、1 教科専門教育研究のうち 1 科目あるいは教職科目などを配するものとする。

22 教育職員養成審議会建議「教員養成制度の改善について」

(1962.11.12)

教員養成制度の改善について、さる昭和33年7月中央教育審議会は文部大臣に制度改善策についての答申を行った。

しかし前記答申のあった以降今日までの間、答申に述べられた事項についていくつかの異論もあり、基本的な改善の実施をみるにいたっていない。また小学校、中学校および高等学校の教育課程の改定とその実施をみ、さらには大学教育の改善について

第1章 学部のあゆみ

検討されることになるなど教員養成制度改善の専門的、具体的な検討は、これらの事情を考慮して、あらためて行なわれる必要を生じていた。

本審議会は制度改善のための基本的要件である教員養成のための教育課程および教員の免許等についてつぎのごとき問題を中心に審議を重ね、別紙の改善策を得た。

1. 教師としての職業が専門的な職業として確立され、社会的に高い評価を受けるためには、それにふさわしい高い教養と専門的学力を必要とする。これが大学における教員養成の趣旨である。しかるに現行の制度においては、この趣旨が不明確である。今後教員養成を行なう大学、学部の目的と性格とを明らかにし、その目的に応じた独自の教育課程が編成され、実施される必要がある。

このため国は、教育課程の編成および実施に関する基本的事項および教育課程の実施に必要な人的、物的諸条件を含めた基準を明らかにし、大学における教員養成の効果を確保することのできるよう措置する必要がある。なお、教育課程の詳細については関係大学等における具体的な研究が期待される。

また大学院においても教員その他の教育職員の資質の向上のための研究と教育が施されるようにする必要がある。

2. 戦後教員の養成は大学において行なわれることになり、教員の資格付与は教育職員免許法に定める基準によることとされたが、当該基準の運用が適切を欠き、加うるにこの制度の創設当初から今日に至るまでの間の教員需給の関係が安定を欠いていた事情等もあり、教員としての資質、学力がかならずしも新しい制度の意図した結果を生むにいたらなかった。これらの実情にかんがみ、現行の制度の基本に立脚しながら教育職員免許制度による基準を改善し、その運用を適正に行ない、教員の資質の向上保持を図る必要がある。

前記の教員養成を目的とする大学、学部の教育を受けた者に対して教員の資格が与えられることは当然とするが、他方、その他の大学、学部で、文部大臣の認定により、教員養成を目的とする大学、学部の教育課程に準ずる教育課程を実施することができるものにおいて必要な教育を受けたものに対しても教員の資格が与えられるものとする。

なお、これらの者以外の者にも所定の検定を経て教員の資格を与えるよう措置し、必要な教員を確保することとする。

3. 今日、一方においては学問、技術、文化は著しい発展をとげ、他方教員に要請される知識と教養は、その高さや広さをますます必要としつつある。

よって新規に大学を卒業した者に対しては、採用後所定の期間、実施において特別の研修を受けることのできるような試補制度を設けることとする。この試補制度の適切な活用により、教員の資質向上、学力の強化、教育技術のいっそうの獲得が期待される。

この制度を実施するにあたっては、大学における教育課程の編成とその実施の方法とを抜本的に改善するとともに、国都道府県と緊密な関係を組織的に保ちうるようにし、かつ付属学校の整備を行わなければならない。

さらに現職の職員に対しても、学問、教育技術の進展に即応し、あわせて待遇改善に資するため、現職教育がより組織的、計画的に行われるべきである。そのためにも教員養成を目的とする大学、学部と国および都道府県との協力体制を確立する必要がある。

なお、これらの試補制度および現職教育等による研修の結果を、給与、資格等に関連づける必要がある。

4. 国立の教員養成関係大学、学部は現に小学校教員の大部分、中学校教員の過半数を供給しているが、その他の教員については、主として課程認定によるその他の大学、学部を卒業した者の就職に依存している。

今後児童、生徒数の推移に照らし、教員の需要供給について確たる見通しを立てる必要があるが、特殊教育を担当する教員、養護教員等の需要の増加、高等学校および幼稚園教育の普及に伴うこれら学校の教員の需要量が予想されることにかんがみ、国立の教員養成を目的とする大学、学部とにおける教員の需給計画を策定し、関係教員の資質の向上と必要数の確保についてあらたな措置を講ずる必要がある。

以上に述べたごとき教員養成制度の改善を効果的に行なうためには、画期的な措置を講ずることによって優秀な教員を確保することのできる諸条件を整備しなければならないが、とくに待遇を改善し、奨学制度を拡充し、教職員の定数を増加するなどの必要がある。

これらの教員養成制度改善のために可及的すみやかに必要な措置が講ぜられるよう要望する。

(別紙)

第1. 教育課程

- (1) 大学において教育養成の目的に即する教育を行なうため、教員養成の目的、性格を明確にし、それにふさわしい教育課程について国が基準を定める。

教育課程の基準は小学校、中学校、高等学校、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園の教員ならびに養護教員等について作成する。

- (2) 教育課程は大学設置基準に基づき、教職の専門化にふさわしい専門教育の実施と大学における学問の研究との要請が調和された独自の構成をもつものとする。
- (3) 教育課程は一般教育科目、外国語科目、保健体育科目および専門教育科目をもって編成するものとし、授業科目の種別および基本的構成を明らかにする。
- (4) 一般教育科目の教育内容とその実施について改善し、あわせて基礎教育科目の運用について考慮する。

第1章 学部のあゆみ

- (5) 専門教育科目は、教科に関する専門科目および教職に関する専門科目とし、専門的学力と教職教養とが、じゅうぶん身につくよう相互に密接な関連のもとに実施する。
- (6) 教科に関する専門科目は教科担当に必要な専門分野に関する一般的、包括的な内容を含むものとし、関係の教科教育とじゅうぶん関連づけて実施する。
教材研究および教科教育法を教科教育に改める。教科教育においては当該教科の一般的な事項を共通のものとして構成し、具体的な教育技術、方法およびこれに関連する教材の取り扱いなどについては各学校段階に応じて必要な差異を設けて構成する。
- (7) 教育実習は教育の実際に当面して教育研究を実証するものであり、教科教育等と密接な関連に留意する。
- (8) 教育課程を編成するにあたっては、専攻分野に必要な選択科目を設けて学問的教養を与えるようにする。
- (9) 小学校の教員の養成については全教科担当に必要な基礎的な教育を共通に施すとともに、たとえば、文科、理科技能科等の専攻分野のいずれかを攻究させるよう教育課程を編成し、実施する。
- (10) 中学の教員の養成については1教科担当に必要な教育課程を編成し、実施することを原則とする。
- (11) 高等学校の教員の養成については1教科担当に必要な教育課程を編成し、実施することを原則とする。この場合たとえば社会、理科等教科の内容がいくつかの専攻分野に区分しうるものについては、その専攻分野に即応するよう本教育課程を編成し、実施する。
- (12) 盲学校、ろう学校および養護学校の各部の教員等の特殊教育を担当する教員の養成については小学校、中学校、高等学校または幼稚園の教員の養成の場合に準ずるものとし、あわせて必要な特殊教育の専攻分野を攻究させる。
- (13) 幼稚園の教員の養成については幼稚園における教育内容の全領域を担当するに必要な教育課程を編成し、実施する。
- (14) 養護教員の養成については児童、生徒または幼児の養護に関する職務を担当するに必要な教育課程を編成し、実施する。
- (15) 教科担当以外の学校教育活動に関連する、特別の専門事項を担当する教員を設けることができるようにし、それに必要な教育課程を編成し、実施することを考慮する。

第2．免 許

- (1) 国は教員の免許に関する基準を定め、免許の適正および教員の資質の保持向上を図るものとする。

教員免許状は国において授与する。都道府県教育委員会は国の委任により、教員免許状の授与に関する事務を行なう。

(2) 教員免許状の種類は小学校教員免許状、中学校教員免許状、高等学校教員免許状、特殊教育教員免許状、幼稚園教員免許状および養護教員免許状等とする。

(3) 中学校および高等学校の教員の資格については1教科につき免許することを原則とし、さらに高等学校の教員の場合は、科目の区分に即して免許を表示する。

盲学校、ろう学校および養護学校の各部の教員等の特殊教育を担当する教員の資格については、特殊教育の区分に即して免許を表示する。

(4) 免許資格を取得するため履修すべき専門科目の種別および内容の概要を明らかにする。

(5) 教員養成を目的とする大学、学部を卒業した者および文部大臣の認定を受けたその他の大学、学部において教員養成を目的とする大学、学部の教育課程に準ずる教育課程を履修して卒業した者につき、試補の免許状を授与する。

試補は、その者の勤務する学校において、教諭の職務を行なう。この場合、試補としての研修を受けることのできるよう特別の措置を講ずる必要がある。

試補期間においては教育指導の実際的知識、技術に習熟させ、学級経営、学校管理等に関し、学問的、実際的な研究を行なわせ、教員としての資質を高めさせるものとする。このため国、都道府県、大学等が相互に協力しうる指導組織を確立し、一定の計画に従って研修が実施されるようにする。

(6) 前項のほか教員の資格については、検定により試補の免許状を授与することを考慮する。試補の免許状の授与をうけたうえは(5)と同様とする。

(7) 教員の免許状は、すべての都道府県において効力を有する。

教員免許状は、その免許状を授与したときから、教諭または養護教諭の免許状にあっては終身、試補の免許状にあっては3年間その効果を有する。

(8) 教員免許状には現行どおり、各学校の助教諭および養護助教諭の免許状を存置するものとし、それらの免許状は、その免許状を授与したときから1年間効力を有する。

第3．需給計画等

(1) 国、都道府県および関係の大学、学部で構成する機関を設け、教員の需給計画をたてる必要がある。この場合職種別、教科、科目別および地域別の必要教員数と確保できる方途を考慮し、なお男女教員の構成についても留意する。

教員の採用選考にあたっては、その実施の時期、方法等について適切な方途を講ずる必要がある。

(2) 優秀な教員を確保するため必要な奨学制度を設ける。

(3) 組織的な現職教育等による教員の再教育のための制度を確立する。そのために

第1章 学部のおゆみ

大学院の課程を拡充整備することもあわせて考慮する。

- (4) 教員の処遇を適正にし、改善を図る。試補としての研修および現職教育等による研修の結果を、給与、資格等に関連づけることとする。

第4．国立の教員養成の大学，学部の整備

- (1) 国立の教員養成の大学，学部は教員養成を目的とするものとし，主として義務教育学校の教員の養成を行なうほか，高等学校，特殊教育学校，幼稚園の教員等の養成をも行なうよう措置する。
- (2) 国立の教員養成の大学，学部においては，その組織の編成，教育課程の編成および実施，学生の補導等の適正を期するため大学，学部の内部機構を整備充実する必要がある。

とくに教育学部は教員組織，教育課程の編成等において，教員養成の目的をじゅうぶん果たしえない現状にかんがみ，早急に整備充実を図る必要がある。

- (3) 教員の需給の調整等について国，都道府県教育委員会および国立の教員養成の大学，学部の間に協議を行なうよう必要な措置を講ずる。

また国立の教員養成の大学，学部においては卒業者の就職を確保し，現職の教員その他の教育職員に対する現職教育を組織的，計画的に実施するものとし，これらの特別の必要に応ずることのできるよう大学，学部の内部機構を整備充実する必要がある。

第5．その他

- (1) 大学における教員養成のための教育課程とくに教科教育および教育実習の改善に即応して付属学校の整備，拡充およびその運用について考慮する。
- (2) 高等学校の産業教育教員，芸能科教員等を確保できるよう特別の措置が講ぜられるよう考慮する。
- (3) 高等学校の教員，教育行政に携わる者および教育研究者等の養成が大学院の課程において行われるよう考慮する。

第6．経過措置

教員養成制度の改善を行なうにあたっては，実情に即して必要な経過措置を講ずる。

23 「国立学校設置法の一部を改正する法律」(抜粋)

(昭和38年法律第69号)(1963.3.31)

国立学校設置法(昭和24年法律第150号)の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

(学科及び課程)

第6条の2 国立大学の学部、に、文部省令で定めるところにより、学科又は課程を置く。

第7条を次のように改める。

第7条 国立大学の学部又は学科に講座又は学科目を、国立大学の教養部に学科目を、国立大学の大学附置の研究所に研究部門をそれぞれ置く。

2 前項の講座、学科目及び研究部門の種類その他必要な事項は、文部省令で定める。

改正前の原文

(講座等)

第7条 国立大学の各学部、に置かれる講座又はこれに代るべきものの種類その他必要な事項は、文部省令で定める。

24 「国立学校設置法の一部を改正する法律の施行について」(抜粋)

(文部省大学学術局長発 国立大学長宛 1963.5.20)

4 学科および課程を法令上明確に定めたこと(法第6条の2)

学部には、専攻により学科又は課程を置くことは、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)の定める一般原則であるが、従来、各学部、にそれらを具体的に設置するための規定がなく、各大学の内部規定にまかせていた。一方、改正前の国立学校設置法第7条の規定により、各学部、に置かれる講座等は文部省令で定めることとなっていたが、この講座等と学部の内部組織である学科または課程との関連を明らかにしなければ、学部の教育研究組織の実態を表示し、その整合性を論ずることは困難であった。そこで学部の整備充実をはかるための制度上の基礎を明確にするため、文部省令で定めるところにより、学部、に学科または課程を置くこととしたのである。

この場合における学科および課程の意義は、大学設置基準の定めるところであるが、これをさらに詳しく説明すると次のとおりである。

- (1) 「学科」とは、教育研究上の学部の内部組織であって、その学部の教育研究の分野を学問体系と教育上の必要に即して適当規模の専攻分野に分割し、それぞれに所属する講座または学科目および学生定員を定めて編成されているものである。
- (2) 「課程」とは、学部の性格上学科を置くことが適当でない場合における教育上の学部の内部組織であって、学部、に所属する学科目を基礎として、学部の教育目

第1章 学部のあゆみ

標に即した数個の教育課程の類型を編成し、それぞれ履修する学生定員を定めたものである。

5 講座、学科目および研究部門を法令上明確に定めたこと（法第7条）

従来、各学部に置かれる講座またはこれに代わるべきものの種類その他必要な事項は、文部省令で定めることとなっていたが、実際には講座だけについて文部省令が定められていた。

ところが大学教育の発展に伴い、学科目制の学部についても、その内部組織を制度上明らかにし、今後の整備充実の基礎を確立することが必要となり、大学附置の研究所および新設の教養部についても、同様の事情があるので、講座、学科目および研究部門を文部省令で定めることを明定したのである（法第7条第2項）。

講座または学科目は、学科を置く学部にあつては、一般に学科ごとに置かれ、各学科に共通するものは直接学部に置かれるが、課程を置く学部にあつては、つねに学部に置かれるものである。また教養部には学科目を、附置研究所には研究部門を置くものとしている（法第7条第1項）。

なお、講座および学科目の意義は、大学設置基準第5条から第7条までに規定するとおりである。

25 「国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する省令」

（昭和39年文部省令第3号）（1964.2.25）

- 1 国立大学の学部に学科又は課程を、国立大学の学部又は学科に講座を、国立大学の学部、教養部又は学科に学科目を、別表第1から第72までのとおり置く。
- 2 国立大学の大学院に置く研究科の名称及び課程を定める政令（昭和38年政令第96号以下「大学院政令」という。）に規定する研究科のうち5年の課程又は4年の課程の研究科の基礎となる講座を博士講座といい、大学院政令に規定する2年の課程の研究科の基礎となる講座を修士講座という。

附 則

- 1 この省令は、公布の日から施行し、昭和38年4月1日から適用する。
- 2 国立大学の講座に関する省令（昭和29年文部省令第23号）は、廃止する。（以下抜粋）

別表第8

東 北 大 学

教育学部 教育学科

○教育哲学

○教育史

○教育社会学

- 教育行政学
- 学校管理
- 教育内容
- 人格・学習心理学
- 児童・青年心理学
- 聴覚言語欠陥学

小学校教員養成課程・中学校教員養成課程・盲学校教員養成課程

国 語 学	化 学	機 械
国 文 学	生 物 学	食 物 学
漢 文 学	地 学	被 服 学
歴 史 学	声 学	家 庭 管 理
地 理 学	器 楽	農 業
法 律 学	音楽理論・音楽史	英 語 学
政 治 学	絵 画	英 米 文 学
社 会 学	構 成	視 覚 生 理 ・ 病 理
経 済 学	美術理論・美術史	教 育 学
哲 学	体 育 実 技	教 育 心 理 学
代数学及び幾何学	学 校 保 健	発 達 心 理 学
解析学及び応用数学	体 育 理 論 ・ 体 育 史	
物 理 学	電 気	

別表第20

東京学芸大学

学芸学部

小学校教員養成課程・中学校教員養成課程・ろう学校教員養成課程・養護学校教員養成課程・特別教科（音楽）教員養成課程・特別教科（美術・工芸）教員養成課程・特別教科（書道）教員養成課程

国 語 学	代数学及び幾何学	鍵 盤 楽 器
国 文 学	解析学及び応用数学	作 曲
漢 文 学	数学科教育	音楽科教育
国語科教育	物 理 学	日 本 画
歴 史 学	化 学	西 洋 画
地 理 学	生 物 学	木 工
法 律 学	地 学	金 工
政 治 学	理 科 教 育	彫 塑
社 会 学	音楽理論・音楽史	構 成
経 済 学	美術理論・美術史	美術・工芸科教育
哲 学	演劇理論・演劇史	書 道
倫 理 学	声 楽	書 道 史
社会科教育	合 唱	体 育 実 技

第1章 学部のあゆみ

生理学及び衛生学	家庭科教育	異常児心理
学校保健	農業	教育学
体育理論・体育史	商業	教育史
保健体育科教育	職業科教育	教育制度
電気	英語学	教育社会学
機械	英米文学	教育心理学
食物学	英語科教育	発達心理学
被服学	ろう教育	学校図書館学
家庭管理	聴覚音声生理・病理	社会教育
保育	異常児教育	
(一般教育等)		
哲学	地理学	心理学
文学	家政学	英語
史学	数学	ドイツ語
美術学	物理学	フランス語
法学	化学	保健体育
経済学	生物学	
社会学	地学	

別表第23

東京教育大学 教育学部

教育学科

- | | | |
|--------|-------|---------|
| ○教育哲学 | ○教育制度 | ○社会科教育 |
| ○日本教育史 | ○学校教育 | ○人文学科教育 |
| ○外国教育史 | ○社会教育 | ○理数科教育 |
| ○教育社会学 | ○教育課程 | |
| ○教育行財政 | ○教育方法 | |

心理学科

- | | | |
|--------|-----------|--------|
| ○実験心理学 | ○性格・社会心理学 | ○児童心理学 |
| ○比較心理学 | ○教育心理学 | ○青年心理学 |

特殊教育学科

- | | | |
|------|----------|--------|
| 盲教育 | 精神薄弱児教育 | 特殊教育技術 |
| ろう教育 | 肢体不自由児教育 | 特殊教育生理 |

芸術学科

- | | | |
|-----|----|----|
| 芸術学 | 彫塑 | 構成 |
| 絵画 | 書道 | 工芸 |

(一般教育等)

芸 術 学

教 育 学

心 理 学

別表第50

神戸大学

教育学部

小学校教員養成課程・中学校教員養成課程

国 語 学

器 楽

被 服 学

国 文 学

作 曲

農 業

書 道

音楽理論・音楽史

水 産

歴 史 学

絵 画

職業科教育

地 理 学

彫 塑

英 語 学

法 律 学

構 成

英米文学

政 治 学

美術科教育

教 育 学

倫 理 学

体育実技

教 育 史

代数学及び幾何学

生理学及び衛生学

教育制度

解析学及び応用数学

学校保健

教育社会学

物 理 学

体育理論・体育史

教育心理学

化 学

木材加工

発達心理学

生 物 学

電 気

社会教育

地 学

機 械

声 学

食 物 学

別表第54

和歌山大学

学芸学部

小学校教員養成課程・中学校教員養成課程

国 語 学

化 学

機 械

国 文 学

生 物 学

食 物 学

漢 文 学

地 学

被 服 学

歴 史 学

声 楽

農 業

地 理 学

器 楽

英 語 学

社 会 学

絵 画

英米文学

哲 学

彫 塑

教 育 学

倫 理 学

体育実技

教 育 史

代数学及び幾何学

学校保健

教育制度

解析及び応用数学

体育理論・体育史

教育心理学

第1章 学部のあゆみ

物理学 (一般教育等)	電 気	発達心理学
哲 学	地 理 学	家 政 学
文 学	数 学	自然科学史
心 理 学	物 理 学	英 語
音 楽	化 学	仏 語
社 会 学	生 物 学	独 語
歴 史 学	地 学	保健体育

〔編者注： 印は博士課程〕

26 日本教育大学協会「教員養成関係学部設置基準要項」(抜粋)

(1964.5)

第1.趣 旨

1. 教員養成関係学部・学科および履修課程の設置については、大学設置基準の規定に基づき、この教員養成関係学部設置基準要項(以下「要項」という。)の定めるところによる。
2. この要項は、教員養成関係学部・学科および履修課程を設置するに必要な最低の基準の細目を示すものである。
3. 教員養成関係学部・学科および履修課程は、それぞれの特色を生かすと共に、この基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。

第2.学部・学科の組織および履修課程

1. 教員養成関係学部には次の学科をおく。
教育学科，教育心理学科，国語国文学科，外国語外国文学科，社会科学科，数学科，自然科学科，音楽科，美術学科，保健体育学科，家政学科，産業技術学科。
ただし、大学の教育研究方針により、学科を分離・統合し、またはその他の学科を加えることができる。
2. 教員養成関係学部には、主として小学校教員の2履修課程(以下「課程」という。)をおく。
3. 小学校教員課程は、小学校の教科に必要な広い分野にわたって履修させ、更に加えて特定の分野を専攻できるように編成する。
4. 中学校教員課程には次の専攻をおく。
国語専攻，英語専攻，社会専攻，数学専攻，理科専攻，音楽専攻，美術専攻，保

健体育専攻，家庭専攻，技術専攻，職業専攻。

ただし，大学の教育方針により，その他の専攻を加えることができる。

- 5．教員養成関係学部には，高等学校教員課程，幼稚園教員課程をおくことができる。
- 6．教員養成関係学部は，第2項および第5項にあげた課程のほか，学部の特色，規模等により，特別教科教員課程，盲学校教員課程，聾学校教員課程，養護学校教員課程，養護教員課程その他をおくことができる。
- 7．教員養成関係学部は，学部の特色，規模等により，大学院，専攻科をおくことができる。

第3．学科目および授業科目

- 1．教員養成関係学部における一般教育科目，外国語科目，保健体育科目および基礎教育科目について開設すべき学科目および授業科目を例示すれば次のとおりである。

①一般教育科目

一般教育科目に関する授業科目は，人文科学，社会科学および自然科学の各系列について，大学設置基準第20条により，それぞれ3科目以上，全体として12科目以上を開設するものとする。

②外国語科目

外国語科目に関する授業科目は，2以上の外国語科目について開設することが適当である。

③保健体育科目

保健体育科目に関する授業科目は，大学設置基準の規定により開設するものとする。

④基礎教育科目

基礎教育科目をおく場合は，大学設置基準の規定による。ただし，この場合にも一般教育科目としての授業科目は全体として12科目以上開設しなければならない。

- 2．教員養成関係学部における専門教育科目について開設すべき学科目および授業科目を，小学校教員および中学校教員の2課程をおく学部につき例示すれば次の各表のとおりである。

①この表に掲げる学科目は，主要学科目の例示であって，関連学科目は特に例示しない。

②この表に掲げる学科目および授業科目は，大学の事情により，一部適当な学科目および授業科目に変えることができ，また必要に応じ，他の学科目および授業科目を加えることができる。

③授業科目中，必要なものは演習，実習，実験等を含むものとする。

第1章 学部のおゆみ

3. 教員養成関係学部には各学科の共通研究分野として教育実地研究をおく。

表1. 教育学科

学 科 目	授 業 科 目
教 育 学	教育学, 教育哲学, 道德教育, 特殊教育
教 育 史	日本教育史, 外国教育史
教 育 方 法	教育方法, 教育課程, 視聴覚方法
教 育 経 営	教育行財政, 学校経営, 比較教育(制度)
教 育 社 会 学	教育社会学, 学校社会学, 教育社会調査法
社 会 教 育	社会教育, 図書館学

表2. 教育心理学科

学 科 目	授 業 科 目
教 育 心 理 学	教育心理学, 人格心理学
発 達 心 理 学	幼児心理学, 児童心理学, 青年心理学
学 習 心 理 学	学習心理学, 教科の心理
評 価 ・ 測 定	教育評価法, 教育統計法
臨 床 心 理 学	精神衛生(問題児の心理を含む), ガイダンスの技術, カウンセリングの原理と方法

表3. 国語国文学科

学 科 目	授 業 科 目
国 語 学	国語学, 国語史, 国語音声学
国 文 学	国文学, 国文学史
漢 文 学	漢文学, 漢文学史
国 語 科 教 育	国語科教育

表4. 外国語外国文学科

学 科 目	授 業 科 目
英 語 学	英語学, 英文法, 英作文, 英会話
英 米 文 学	英米文学, 英米文学史
外 国 語 科 教 育	外国語科教育

備考 大学の教育研究方針により, 英語以外の外国語, 外国文学の学科目, 授業科目を加えることができる。

表5 . 社会科学科

学 科 目	授 業 科 目
日 本 史 学	日本史, 考古学, 古文書学
外 国 史 学	東洋史, 西洋史, 史学理論
地 理 学	自然地理学, 人文地理学
地 誌 学	日本地誌, 外国地誌
法 律 学	法律学, 憲法, 公法, 私法, 社会法
政 治 学	政治学, 政治史
社 会 学	社会学, 社会調査, 応用社会学
経 済 学	経済学, 経済史, 応用経済学
哲 学	哲学, 哲学史, 論理学, 宗教学
倫 理 学	倫理学, 倫理想史, 社会思想史
社 会 科 教 育	社会科教育

表6 . 数 学 科

学 科 目	授 業 科 目
代 数 学	代数学, 数論
幾 何 学	幾何学, 位相数学
解 析 学	解析学
応 用 数 学	確率論, 統計学, 実用数学 (測量学を含む)
数 学 科 教 育	算数科教育, 数学科教育

表7 . 自然科学科

学 科 目	授 業 科 目
物 理 学	一般物理学, 力学, 電磁気学, 原子物理学
応 用 物 理 学	応用物理学, エレクトロニクス, 物性物理学
無 機 化 学	無機化学, 分析化学, 物理化学
有 機 化 学	有機化学, 生化学
動 物 学	動物学 (概論), 動物生理学, 動物生態学, 動物分類学, 動物形態学, 動物発生学
植 物 学	植物学 (概論), 植物生理学, 植物生態学, 植物分類学, 植物形態学, 遺伝学, 細胞学
地 質・鉱 物 学	地質学, 地史学, 鉱物学, 岩石学
天 文・気 象 学	天文学, 気象学, 地球物理学
理 科 教 育	理科教育

表8. 音楽学科

学 科 目	授 業 科 目
声 楽	ソルフェージュ, 独唱, 合唱
器 楽	ピアノ, オルガン, 合奏
作 曲	作曲法, 和声学, 対位法
指 揮 法	指揮法
音 楽 理 論	音楽理論, 音楽史
音 楽 科 教 育	音楽科教育

表9. 美術学科

学 科 目	授 業 科 目
絵 画	素描, 油絵, 水彩画, 日本画, 版画
彫 塑	彫刻, 塑造
デ ザ イ ン	デザイン
工 芸	工芸, 基礎造形
書 道	書道, 書道史
美 術 理 論	美術理論, 美術史
美 術 科 教 育	図画工作科教育, 美術科教育

表10. 保健体育学科

学 科 目	授 業 科 目
体 育 学	体育学, 体育史, 体育心理学, 体育社会学, 体育管理
生 理 学	解剖学, 生理学, 運動生理学
衛 生 学	衛生学 (救急処置・看護法を含む), 細菌学
体 操 ・ 舞 踊	体操, 舞踊
ス ポ ー ツ	陸上競技, 水泳, 格技, 球技, 遊戯, 野外運動
学 校 保 健	保健学, 学校保健
保 健 体 育 科 教 育	体育科教育, 保健体育科教育

表11. 家政学科

学 科 目	授 業 科 目
食 物 学	食品学, 栄養学, 調理
被 服 学	被服学, 衣料学, 被服構成
家 庭 経 営 学	家庭管理, 家庭経済, 家族関係
住 居 学	住居学, 家庭工学
育 児 学	育児学, 家庭看護学
家 庭 科 教 育	家庭科教育

表12. 産業技術学科

学 科 目	授 業 科 目
農 学	畜産学, 栽培学, 食品加工学, 林学, 農業経営学
水 産 学	水産概説, 水産加工学
商 学	商業概説, 経営学, 簿記, 会計
設 計 ・ 製 図	設計・製図
金 属 加 工	金属材料学, 金属加工法
非 金 属 加 工	非金属材料学, 非金属加工法
電 気 工 学	電気工学, 電子工学
機 械 工 学	機構学, 工作機械, 原動機
進 路 指 導	進路指導(職業指導), 産業概説
職 業 科 教 育	職業科教育
技 術 科 教 育	技術科教育

27 中央教育審議会答申「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」(抜粋)

(1971.6.1)

9 教員の養成確保とその地位の向上のための施策

今後ますます重要な役割をになう学校教育にすぐれた教員を確保するとともに、その教育活動の質的な水準と教員の社会的・経済的地位の向上をはかるため、次のような施策を総合的に実施する必要がある。

- (1) 初等教育の教員は、主として、その目的にふさわしい特別な教育課程をもつ高等教育機関(以下「教員養成大学」という。)において養成をはかり、中等教育の教員のある割合は、その目的に応じた教員養成大学において養成をはかるものとする

第1章 学部のおゆみ

こと。他方、一般の高等教育機関卒業で一定の要件を具備したもののうちから広く人材を誘致して、すぐれた教員の確保をはかること。この場合、教員の全国的、地域的な需給の調整を円滑にする方策を講ずること。

- (2) 国は前項の教員養成大学の整備充実に力を注ぐとともに、とくに義務教育諸学校の教員を確保するため、その計画的な養成と奨学制度の拡充について適切な措置を講ずること。また、一般の高等教育機関で教員としての資格を得るための基準についても、適切な改善をはかること。
- (3) 教員としての自覚を高め、実際的な指導能力の向上をはかるため、まず新任教員の現職教育を充実するとともに、その的確な実施を保障するため、特別な身分において1年程度の期間任命権者の計画のもとに実地修練を行なわせ、その成績によって教諭に採用する制度を検討すること。
- (4) 一般社会人で学識経験において学校教育へ招致するにふさわしい人材を受け入れるため、検定制度を拡大すること。
- (5) 教員のうち、高度の専門性をもつ者に対し、特別の地位と給与を与える制度を創設すること。そのための一つの方法として、教育に関する高度の研究と現職の教員研修を目的とする高等教育機関（「高等教育の改革に関する基本構想」第2-1の第4種（「大学院」に属する。））を設けること。
- (6) 教員の給与は、すぐれた人材が進んで教職を希望することを助長するにたる高い水準とし、同時により高い専門性と管理指導上の責任に対応するじゅうぶんな給与が受けられるように給与体系を改めること。なお、国民は、教育を尊重し、教員に大きな期待をよせている。したがって、教員の地位が高い専門性と職業倫理によって裏づけられた特別の専門的職業として、一般社会の尊敬と信頼を集めるためには、教員が自主的に専門的な職能団体を組織し、相互にその研さんに努めることが必要である。教員自身が、そのような教育研修活動を通じ、不断にその資質の向上に努めるならばその建設的な意見は社会的に評価され、国民の期待するところにこたえることになる。

【説明】 教職は、本来きわめて高い専門性を必要とするものであり、教育者としての基本的な資質のうえに、教育の理念および人間の成長と発達についての深い理解、教科の内容に関する専門的な学識、さらにそれらを教育効果として結実させる実践的な指導能力など、高度の資質と総合的な能力が要求される。そのような資質と能力は、その養成、採用、研修、再教育の過程を通じてしだいに形成されるべきものである。

まず、教員養成の段階では、初等教育と中等教育とは区別して考えなければならぬ。通常全教科を担当するとともに、幼児や児童の成長と発達を総合的にとらえて適切な教育指導を行なう必要のある初等教育の教員は、多くの国においても同様である

が、そのための特別の教育課程をもつ教員養成大学でなければ、實際上養成は困難である。ところが中等教育については、教科別の教育を担当する教員としてはかならずしも教員養成大学を必要としないという考え方がある。事実、一般の大学を経てすぐれた教員となった者も多い。しかし、義務教育としての中学校の教育や80%以上の者が進学する高等学校の教育は、戦前の中等学校とは異なった新しい教育指導上の問題をかかえている。そこで、中学校はもとより、高等学校についても、さまざまな資質・能力・関心をもつ多様な青少年に対する教育指導の方法についてじゅうぶん修練を積んだ教員が必要となり、そのための教員養成大学が重要な意味をもつといえる。このような教員養成大学は、いうまでもなく国立大学に限定されるべきものではない。

近年、地域間の人口移動がしだいに増大している事情にかんがみ、これらの大学の卒業者によって教員に対する需要が適切にまかなわれるためには、国および地方公共団体の協力によって地域間の需給の不均衡を是正する方策を検討する必要がある。

教員養成の段階で国が力を注ぐべきことは、これまで整備が遅れがちであった教員養成大学を飛躍的に充実し、すぐれた教職員を確保するとともに学生にとって魅力のあるものとすることである。また、奨学制度の拡充とあいまって教員養成大学で義務教育諸学校の教員の一定の割合を計画的に養成し、高い水準の教員の供給を確保することも国の責任である。一般の高等教育機関の卒業者から広く人材を教職に誘致するため、これまで、教職の資格を得るためのコースを認定して教育実習も在学中に行なうことを要求してきたがともすればそれらが形式に流れ、じゅうぶんな効果をあげてきたとはいえない。これをどのように改善するかも今後の重要な課題である。

以上のような養成段階の改善とともに、今後の教員の資質の向上について重要なことは、その採用、研修、再教育の過程である。教職への自覚を高め実践的な態度を確立するためには、今日多くの職業で行なわれているように、まさに教育者としての第一歩を踏み出そうとする段階で、職場の先達と責任者の指導のもとに徹底した実地修練を行なうことがもっとも効果的である。このことを的確に実施するためには、特別な身分を設けてそのような研修に専念できる制度を検討する必要がある。その場合、採用選考の方法、待遇などについて適切に配慮するとともに、その研修を担当する機関を確立し、研修の円滑な実施に必要な教員定数上の余裕を設けることが重要である。

当初から教職を志さなかった一般社会人の中にも、教育者としてすぐれた資質をもつ人は少なくない。また、各分野の職業生活を通じて必要な学識経験を身につけた人も、教育に対して豊かな貢献をすることができるであろう。検定制度を拡大して、教育界にそのような人材を招致できるようにすることは、教職の閉鎖性から生ずる弊害を除き、学校教育に生氣と広い視野を与えるうえに重要である。とくに産業教育、特

第1章 学部のあゆみ

特殊教育の分野におけるすぐれた教員の確保については、この制度の活用が望ましい。

さらに、教職にある者が、その経験を掘り下げ不断の研修を積み重ねてその専門性を高めることが、教育の質的な向上にとってもっともたいせつである。そこでそのような教員の努力を制度的に助長するため、教員の中ですぐれた教育実績をもつ者と、教育に関する高度の研究と教育を行なう第4種の高等教育機関（「大学院」）などで研修を受けその高度の専門性を認定された者に対して、職制と給与の上で別種の待遇を与えるような制度を設ける必要がある。これによって、教員の専門性の水準と社会的・経済的地位の向上をはかるとともに、教員養成大学に対してすぐれた教育実践の経験を有する教員を供給することも可能となるであろう。

教員の養成は、原則として第1種の高等教育機関（「大学」）で行なわれるべきものである。しかし、現実には初等教育の教員や養護教諭などの相当な割合は、短期大学の卒業生によってその需要がまかなわれている。したがって、今後の需給関係を考慮しながら、第2種の高等教育機関（「短期大学」）の卒業生に対しても教員となる道を認めることが適当であろう。

以上の施策は、あくまで養成・採用・研修の過程を通じて教員の資質の向上をはかるためのものであるが、これが効果を発揮するためには、何よりもまず、すぐれた人材が教職の門にはいってくることで、教職についた者が不断の努力を忘れないことである。それを制度的に保障するためには、まず教員の給与水準を大幅に引き上げて、有能な学校卒業生が教職を志望するようにしむける必要がある。また、これまでは、教員の給与体系は年功方式を基礎としているが、教職についた者の努力を助長するため、その高度の専門的指導力または管理的な職務に応じた給与体系を確立することが必要である。

上述のような制度的な改革は、すぐれた教員を養成確保するための基本的な条件であるが、すぐれた教育活動は、あくまでその仕事に対する自信と誇りにもとづく教育者の自発的・創造的な努力に期待するほかはない。そのような努力を盛りあげることは、教育者が自主的に結成する専門的職能団体の役割である。諸外国でもみられるように、そのような性格の教員団体が、みずから専門的水準の維持向上をはかるとともに、教職に不可欠な職業倫理の高揚と建設的な提言によって教育の発展に寄与し、あわせて教育施策の適切な改善と強力な推進に協力するようになることが期待される。

また、すべての教員と教員団体は、教育の政治的中立を確保するため、その組織が強い政治的性格をもったり、教育の場に政治的活動を導入して教育の中立性と学校の秩序を乱したりすることのないように努めなければならない。（中略）

高等教育の多様化

今後におけるわが国の高等教育の多様化を図るため、次に示すとおり、教育を受ける者の資格および標準的な履修に必要な年数によって高等教育機関を種別化すると

もに、教育の目的・性格に応じて教育課程の類型を設けることが望ましい。同時にこれらの種別および類型の間では、学生が、必要に応じて、容易に転学できるような体制が用意されるべきである。

(1) 第1種の高等教育機関（仮称「大学」）

後期中等教育を修了した者に対して、3～4年程度の教育を行なう高等教育機関であって、その中に、おおむね次のような教育課程の類型を設けるものとする。

- (A) 将来の社会的進路のあまり細分化されない区分に応じて、総合的な教育課程により、専門的な教養を身につけさせようとするもの（総合領域型）。
- (B) 専攻分野の学問体系に即した教育課程により、基礎的な学術または専門的な技術を系統的に修得させようとするもの（専門体系型）。
- (C) 特定の専門的な職業に従事する資格または能力を得させるため、その目的にふさわしい特色のある教育課程と特別な修練により、職業上必要な学理と技術を身につけさせようとするもの（目的専修型）。

(2) 第2種の高等教育機関（仮称「短期大学」）

後期中等教育を修了した者に対して、原則として2年の教育を行なう短期の高等教育機関であって、その中に次のような教育課程の類型を設けるものとする。

- (A) 将来の社会的進路のあまり細分化されない区分に応じて総合的な教育課程により一般社会人として必要な教養を深めさせようとするもの（教養型）。
- (B) 専門的な職業に従事する資格または能力を得させるためその目的にふさわしい特色のある教育課程により、職業上必要な知識と技術を身につけさせようとするもの（職業型）。

(3) 第3種の高等教育機関（仮称「高等専門学校」）

前期中等教育を修了した者に対して、将来特定の専門的な職業に従事するための資格または能力を得させるため、または他の特別な目的のため、後期中等教育の段階を含めて5年程度の一貫教育を行なう高等教育機関

(4) 第4種の高等教育機関（仮称「大学院」）

「大学」を修了した者またはこれと同等以上の能力のある者に対し、特定の専門分野について、2～3年程度の高度の学術の教授を行なうとともに、一般社会人に対し同じ程度の再教育を行なう高等教育機関

(5) 第5種の高等教育機関（仮称「研究院」）

博士の学位を受けるにふさわしい高度の学術研究を行なう者に対し、研究修練の場を提供するとともに、その研究に指導を与える高等教育機関

【説明】 ここでいう高等教育機関の種別および教育課程の類型は、だれを対象として、どんな目的の教育を行なうかによる区分である。これらを設置する場合には、たとえば「大学院」および「研究院」は、「大学」と併設される場合も独立に設置され

第1章 学部のおゆみ

る場合もある。いずれの場合でも、特定の「大学」とだけでなく、複数の「大学」の間に学生の受け入れ、教員の交流または教育・研究の運営について連携協力との関係をもつものとするべきである。また、教育課程の類型は、同じ種別の機関についてもその設置基準を弾力化することによってその実現を促進すべきである。

全体を通じて制度上たいせつなことは、専門分野等による差異を無視して画一的な修業年限を定めないこと、一定の在学年数を卒業の要件とせず、標準履修年数の範囲内で個人の能力に応じて必要な単位を修得すれば、いつでも卒業できるようにすること、また、その反対に、一定期間ごとに必要な単位を修得しない者は在学する資格を失うようにすることなどである。

高等教育機関の各種別および各教育課程の類型の特質は次のとおりである。

「大学」は、おおむね現行の大学に相当するものである。その標準履修年数は、コースによって差異はあるとしても特殊な分野を除いては4年を限度とするものであって、後にのべるような教育課程の合理化により、できるだけ3年とすることが望ましい。そして、いったん社会に出て実務の経験を積んだうえ、必要があれば、「大学院」で再教育を受けさせることが適当である。類型(A)は、将来、公務、産業、文化、家庭生活など幅広い実践活動に従事しようとする者のために、幅広い基礎の上に適当な専攻を定めて専門的な教養を与えようとするものであり、類型(B)は、将来、基礎的な学術や専門技術を生かす仕事に進もうとする者のために、専攻分野の学問体系に即して系統的な学習を行なわせるものであり、類型(C)は、特別な資格または能力が要求されているため、その目的にふさわしい特色のある教育課程を的確に履修させ、あるいは特別な修練を行なわせる必要のある教員、海技職員、芸術家、体育専門家などの養成をめざすものである。

「短期大学」は、おおむね現行の短期大学に相当するものである。その標準履修年数は2年を原則とする。類型(A)は、一定の専攻は定めるとしても、主として社会人としての教養を与えることをねらいとするものであり、類型(B)は、後期中等教育の基礎の上に短期間の専門的な職業教育を施すことを目的とするものである。現行の短期大学の教育内容は画一的に4年制大学の2分の1とするような傾向がみられるが、この「短期大学」についてはそのような方式によるのではなく、それぞれの類型に応じた独自の教育課程を設定するものとするよう配慮すべきである。

「高等専門学校」は、おおむね現行の高等専門学校に相当するものであるが、現行の工業、商船関係以外にも、このように早くから専門教育を施すことが適当な職業教育の分野への拡充が考慮されるべきである。また、今後、たとえば、大学入学試験の好ましくない影響から解放され、青年期における人間形成に重点をおくという目的をもって義務教育修了者に5年程度の一貫教育を行なうことも検討する必要がある。

「大学院」は、学術の高度化と再教育の要請に応じ、特定の専門的事項について現

行の大学院修士課程の水準に相当する教育を行なうものであり、「大学」を修了した者および実務経験、自己研修等によりこれと同等以上の能力を身につけていると認められる者を対象とする課程のほか、再教育を求める一般社会人に対して、個別的な単位の履修を認める機能を持つものである。この機関が「大学」と併設されている場合には、特別に必要なある分野についてそれらを一貫する教育を行なうこともありうる。

この機関を次に述べる「研究院」と制度上区別したのは、現行の大学院修士課程がいわば学部教育に接続する高度の専門教育を行なうものであって、学術の研究修練を中心とする博士課程とは性格が異なること、社会の複雑高度化とともに、そこにおける教育を一般社会人にも開放する必要が増加したことなどによるものである。

なお、「短期大学」または「高等専門学校」を修了して直接進学を希望する者を、「大学院」に受け入れる場合の具体的な方策については、第2編第1章の7項で述べる。

「研究院」は、現在の大学院の博士課程に相当するものであって学歴を問わず、能力のある者の履修を認めるものとするのが適当であろう。この機関の設置のしかたについては、6項で述べる。

以上の各種の高等教育機関のうち、「大学院」および「研究院」は教育機関であると同時に研究機関としての性格をあわせ持つものであり、後に述べるように教育組織と研究組織とが設けられることとなる。もとよりこのことは、その他の高等教育機関においては研究が行なわれないという意味ではなく、あらゆる高等教育機関において、個々の教員が、教育と研究の両面の活動に従事すべきものであることはいうまでもない。

なお、以上のような高等教育機関の種別および類型を医・歯学教育に適用する場合、「大学」から「大学院」に進む場合も考えられるし、特別な履修年数の「大学」を設けることも考えられよう。

28 「都教委「良い」先生に足止め 合格者ランク付け/57年度からAは事実上内定通知」

『読売新聞』(1981.12.5)

優秀な“先生のタマゴ”の流出を防ごうと、東京都教育委員会は4日、近く行う57年度教員採用試験の合格発表から、合格者のほぼ半分に当たる成績上位者を「A合格」、それ以外を「B合格」の2段階に分けて通知することにした。都内の公立小中高などの先生の場合、採用内定が1月以降と遅いばかりか、必ずしも全員が採用され

第1章 学部のあゆみ

るとは限らないので、合格しても、私学や他府県の先生、民間企業にクラ替えするケースが跡を絶たない。そこで「A合格は事実上の内定」というお墨付きを出して、成績上位者を足止めしようという苦肉の策。しかし、“できのいい先生”“悪い先生”とのレッテルをはることにもなりかねず、反論も出そうだ。

東京都は、昨年試験では、小中高と養護、幼稚園の先生を合わせて3,581人を合格者として発表した。うち23%に当たる848人が採用を辞退して他へ就職先を求めた。各学校の退職者が確定するのが、毎年、1月以降で、その欠員を補充する採用内定も早くとも1月か2月、遅い時には4月以降になる。その間に他の就職先が決まると、流出するケースが多い。

今年は、さる7月に第一次、9月に二次試験を行い、約1万9,000人が受験した。採用見込み人員は、高校約400人、中学校約950人、小学校約300人、幼稚園約70人などで、流出分などを見込み、合格者数は一応3,000人程度を予定。幼稚園、養護、小中学校の先生は今月中旬、高校の先生は今月下旬に合格発表する。その際、「特に優秀な人材に辞退されないように」と、A、B 2段階の合格通知という新方式を採用。

新方式では小中高など学校別、英数国などの教科別の合格者のうち、成績上位者をA、それ以下の人にはBをつけて通知する考え。

29 国立の教員養成大学・学部の今後の整備に関する調査研究会議報告「国立の教員養成大学・学部の今後の整備の方向について」

(1986.7.29)

一 教員養成大学・学部の整備等の必要性

教員養成大学・学部については、地域により実状は異なるものの、教員採用数の減少傾向が各地に生じていることから、教員養成大学・学部が教員養成を目的としているにもかかわらず、その卒業生が教員へ就職する機会を確保することが困難になっており、また、このことに伴って、教員養成大学・学部における教育研究活動の推進に影響を及ぼす等の問題が生じている。

よってこの際、国立の教員養成大学・学部について、その在り方等を検討するとともに、整備、再編成を進める必要がある。

二 今後の整備等を進めるに当たっての留意点

今後の整備、再編成を進めるに当たっては、次のような点に十分留意する必要がある。

①教員の需要供給の状況は、各都道府県により、それぞれ事情を異にしているので、それら個別の実状を十分見極めつつ進めるものとし、一律の対応は避けるこ

と。

この場合、各大学・学部は、当該地域の教育委員会と協議する等して今後の教員需要の予測を十分に見極める必要があること。

また、各大学・学部の沿革・現状、地域とのかかわり、学内事情等を総合的に勘案する必要があること。

②現在進行中の高等教育の計画的整備の方針にのっとったものとする。

この場合、特に、教員養成大学・学部が地域の高等教育の機会の確保に重要な役割を果たしていることに十分に留意し、その機能を低下させないようにすること。

③教員養成のための教育研究の一層積極的な改善充実、活性化が確保されること。

④長期的な教員需要の見通しは、現時点では必ずしも明らかでないことから、将来の変動にも柔軟に対応できるよう配慮しておくこと。

三 今後の整備等の具体的な在り方

今後の整備、再編成の具体的な在り方としては、次のような方向が適当と考えられる。

(1) 教員養成大学・学部の入学定員の一部を振り替え、他学部等の組織を拡充する方向。

教員養成大学・学部の入学定員の一部を振り替え、新しい要請に応じて、他学部、学科等の新設改組転換、入学定員の増加等を行う場合に振り向ける。この場合、所要の教員定員の振替を行う。

(2) 教員養成課程の入学定員の一部を振り替え、教員養成学部の中に、教員以外の職業分野へも進出することを想定した課程等を設置する方向。

この場合、課程等の必要によっては、教員免許状の取得を必須としないものも許容するものとする。

①教員以外の職業分野へも進出することを想定した課程等として、例えば、情報、日本語教員、カウンセラー、社会教育の指導者、福祉などの関係者を養成する課程等を設ける。

②特定の専門分野にとらわれず、幅広く履修し、高度の教養と柔軟な思考力を身につけた人材を養成する。例えば教養、国際関係、地域研究等の課程等を設ける。

なお、場合によっては、学部自体の性格に幅を持たせることも検討する。

上記(2)の場合、従来の教員養成のための教育研究活動との関連から見て、原則として課程により対応することが適当である。なお、学科を置くことを構想する場合には、関連の教員組織がもっぱら当該学科のみについて責任をもつ体制とせず、学部全体を通じて連携が図られるように配慮する。

(『内外教育』1986 .8 .1)

- 30 臨時行政改革推進審議会答申「今後における行財政改革の基本方向」の「行政施策等の改革」の「1 行政施策」の「(2) 文教」の「2) 高等教育」(抜粋) (1986.6.10)

また、国立大学についても、既存組織の転換・改組に努めつつ社会経済情勢の変化に即した再編成を推進するものとし、大学・学部・学科の増設、定員増は、引き続き全体として極力抑制する。特に、最近の需給状況にもかんがみ、医・歯学部及び教員養成学部等の入学定員については、速やかに見直しを行う。

(『内外教育』 1986.6.17)

第2節 組織・建物・環境

〔資料解説〕

通史編「第2節 組織・建物・環境」に関連した資料を、「組織・機構関係」と「敷地、建物、環境関係」に分けて収めた。「組織・機構関係」では、本学の設置を求めて文部大臣に提出された「東京学藝大学設置認可申請書」1948 .8 .16（資料31）（当初は「東京教育大学第二教育学部設置認可申請書」であった）と、本学の運営の基礎をなす学則等及び管理運営関連の機構等を、とくに史的意味の強いものを選び収めた。この内、資料32及び33は『東京学芸大学二十年史』から収録した。資料35 2に「評議委員会構想」改組試案（1963）を取りあげたのは、当時、教授会と代議員会を中心とするシステムでは学部を超えた問題に対応できないとして、評議委員会設置についての検討が本格的になされ、最終的には学内の合意を得るまでにいたらなかったのではあるが、しかし、単科大学の本学で評議員会の設置が検討された事実は歴史的に意味をもっているため、その最終案を示したものである。

「敷地、建物、環境関係」については、用地の取得及び施設整備に関連した「団地整備計画記録」（資料36）を収めた。

（永島 惇正）

組織・機構関係

31 「東京学藝大学設置認可申請書」

（1948 .8 .16）

東京学藝大学設置認可申請書

此の度学校教育法第4條によつて学藝大学を設置致したいと思ひますから御認可下さるよう別紙書類を添へて申請致します

昭和23年8月16日

設置者

東京第一師範學校長 木下 一雄
 東京第二師範學校長 大野 麟毅
 東京第三師範學校長 田中 保房
 東京青年師範學校長 末松 直次

文部大臣 森戸 辰男 殿

第1章 学部のおゆみ

書類目次

- 第一 東京学藝大学設置要項
- 第二 學則要項
- 第三 校地(圖面添付)(略)
- 第四 校舎等建物(圖面添付)(略)
- 第五 圖書標本機械器具等施設(略)
- 第六 學部及學科別學科目又は講座
- 第七 履修方法及び學位授與
- 第八 學部及學科別學生收容定員
- 第九 職員組織
- 第十 設置者に関する調(略)
- 第十一 資産(略)
- 第十二 維持經營の方法(略)
- 第十三 現在經營している學校の現況(略)
- 第十四 將來の計画

第一 東京学藝大学設置要項

1 目的及使命

本學は小學校，中學校並びに幼稚園の教員を志望する者に対して，高い教養を與え専門の學藝を修めさせると共に，特に教育に関する理論及び實際の研究に當ることを，その目的とする。

2 名稱

東京学藝大学

3 位置

東京第一師範學校(東京都世田谷區下馬町3ノ35)

同 女子部(文京區竹早町8)

東京第二師範學校(東京都北多摩郡小金井町貫井780)

同 女子部(文京區東片町2 追分町)

同男子部附屬小學校(豊島區池袋2ノ1150)

東京第三師範學校(練馬區東大泉町315)

東京青年師範學校(北多摩郡調布町小島分10)

4 校地 総坪数 (別紙調書による)

5 校舎，建物，総坪数 (")

6 圖書標本機械器具等施設概要 (")

7 學部及び學科の組織並びに附屬施設

本学は目的に示された通り、小学校・中学校並びに幼稚園の教諭を養成する機関である。大学というまでもなく4年を本体とするが需給の関係で、当分2年で修了させて、第二種免許状を與える課程もおく。この際4年の課程を一部、2年の課程を二部と稱し、小学校教諭志願の者を甲類、中学校教諭志願の者を乙類、幼稚園教諭志願の者を丙類とする。教員養成を使命とする関係上、免許基準や免許科目の制限を受けて、一般の大学のような学科を立てることは困難であるが、便宜上次の19学科をおき、各学科所属の教官が右表のように、一般教養、専門教養、教職教養の講座を分担する。なお一部後期にあつては、できるだけ学科専攻の色彩を濃くする。

第1章 学部のあゆみ

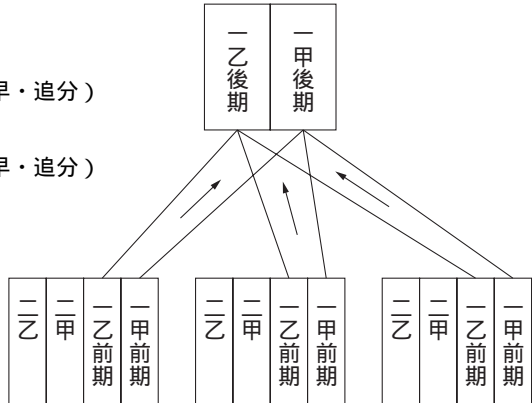
	学科名	一般教養	専門教養		教職教養
			甲類	乙類	
1	社会学科	社会学・経済学 法学・政治学	社会	政治・社会・法律・経済	
2	哲学科	哲学・倫理学 宗教学		哲学・倫理・宗教	
3	地理学科	人文地理学		人文地理	
4	史学科	歴史学		國史・史学・東洋史・西洋史	
5	國語学科	國語学 国文学	國語	國語・國文・漢文	
6	外國語学科	外國語		英語・英文学・獨語・佛語	
7	数学科	数学	算数	数学・測量又八計測	
8	物理学科	物理学	理科	物理学	
9	化学科	化学		化学	
10	生物学科	生物学		生物学	
11	地学科	地学		地学	
12	音楽科	藝術	音樂	声樂・器樂・理論	
13	美術科	藝術	圖画 工 作	繪画・工芸・書道・ 美学美術史	
14	体育学科	体育	体育健康	理論・実技・管理・生理衛生	学校衛生
15	家政学科	家政学	家庭	被服・家政	
16	農科	農業		農業	
17	工科			工業	
18	商科			商業	
19	教育学科				教育学・心理学 教育実習 職業指導

備考

甲類の専門教養において社会（教材研究）を担当する教官は便宜社会学科に席をおく。同様理科（教材研究）の講座を担当する教官は、物理学科に席をおくこととする。次に本学は世田谷・小金井・大泉・竹早（及び追分）の4施設を大体次の如く使用する予定である。調布の施設の使用についてはまだ決定を見ていない。

附属施設

- 附属中学校 5 校
(世田谷・小金井・大泉・竹早・追分)
- 附属小学校 5 校
(世田谷・小金井・大泉・竹早・追分)
- 附属幼稚園 1 校
(竹早)



8 学部及学科別学科目又は講座概要

一般教養

人文科学	国語学, 文学, 芸術, 哲学, 倫理学, 宗教学
社会科学	社会学, 人文地理学, 歴史学, 家政学, 経済学, 法学, 政治学
自然科学	数学, 生物学, 化学, 物理学, 地学
外国語	英語, 独語, 佛語

専門教養

甲 類	国体 語育	社会, 算数, 理科, 音楽, 図画工作, 家庭健康
乙 類	社 会	社会, 政治, 法律, 経済, 哲学, 倫理, 宗教, 人文地理
	理 科	物理, 化学, 生物, 地学
	国 語	国語, 国文, 漢文
	国 史	国史, 史学, 東洋史, 西洋史
	数 学	数学, 測量, 計測
	音 楽	声学, 器学, 理論
	図画工作	絵画, 工芸, 美学美術史
	体 育	理論, 実技, 管理, 生理衛生
	農 業	農業
	工 業	工業
	商 業	商業
	職業指導	職業指導
家 庭	被服, 家政	
外 国 語	英語, 英文学, 独語, 佛語	
習 字	書道	

第1章 学部のあゆみ

後期の課程においては右の内容を前掲の表の分類のように学科に分けて教授し、一段とその内容を専門化する。

教職教養

児童（青年）の生長と発達，教育心理教科課程，学習指導法，学校組織，学校衛生，教育哲学，教育史，教育社会学，社会教育，職業教育及び職業指導，教育行政，比較教育，異常児童，児童文化，教育測定，その他特殊講義及演習
体育（専門教養の外に，全学生に必修として課する。）

農業（同 前）

以上専門教養及教職教養の内容はおおむね免許の基準による。

9 履修方法

履修方法の上において特に留意されている点は一部前期2年の課程が，二部2年の課程と全く重るようにくまれていることである。但し二部は2年で修了し，第二種普通免許状が与えられるのであるから教育実習を2年の後期で行うという点だけは違っている。これによつて一部修了者がやがて一部の後期に再入学することも円滑に行われるし一部の者が前期を終えてから途中事情によつて退学するようなことがあつても教育実習6単位をとりさえすれば第二種普通免許状の無試験検定がつけられる便宜がある。もつともこのために一部乙類の前期の課程がかなり無理になつているのはやむを得ない。

一部甲類

	1 年		2 年		3 年		4 年		計
	前	后	前	后	前	后	前	后	
一般教養	8	8	8	4	4	4	4		40
専門教養	6	6	4	6	7	7	5	11	52
教職教養	2	2	4	4	4	4	⑥	4	30
農 業	1	1							2
体 育	1	1	1	1					4
計	18	18	17	15	15	15	15	15	128

備考 4年後期ノ専門教養中二八論文4単位ヲ含ムモノトス
教職教養ノ⑥は教育実習トス以下同ジ

一部乙類

	1 年		2 年		3 年		4 年		計
	前	后	前	后	前	后	前	后	
一般教養	6	6	4	4	6	6	4	4	40
専門教養	9	9	12	6	6	7	5	9	63
教職教養	2	2	4	4	3	2	⑥	2	25
農 業	1	1							2
体 育	1	1	1	1					4
計	19	19	21	15	15	15	15	15	134

二部甲類

	1 年		2 年		計
	前	后	前	后	
一般教養	8	8	8	4	28
専門教養	6	6	6	4	22
教職教養	4	4	4	⑥	18
農 業	1	1			2
体 育	1	1	1	1	4
計	20	20	19	15	74

二部乙類

	1 年		2 年		計
	前	后	前	后	
一般教養	6	6	4	4	20
専門教養	9	9	12	6	36
教職教養	4	4	4	⑥	18
農 業	1	1			2
体 育	1	1	1	1	4
計	21	21	21	17	80

備考 農業，工業，商業ノ専門教養ニアリテハ，36単位
ノ外ニ職業指導4単位ヲ加ウ，一部乙類ノ場合ニ
同ジ

第1章 学部のあゆみ

10 職員組織概要

番 号	学 科 名	教 授	助教授	助 手	計	専 任 講 師	兼 任 講 師	計
1	社 會 学 科	8	12	3	23	6	1	7
2	哲 学 科	4	5	2	11	2	1	3
3	地 理 学 科	3	4	2	9			
4	史 学 科	6	8	2	16		3	3
5	国 語 学 科	10	15	4	29	2		2
6	外 国 語 学 科	7	10	3	20	2	2	4
7	数 学 科	8	11	3	22			
8	物 理 学 科	4	7	4	15	1	2	3
9	化 学 科	4	5	4	13		1	1
10	生 物 学 科	4	7	4	15			
11	地 学 科	2	2	2	6	1	2	3
12	音 楽 科	5	9	2	16	4	3	7
13	美 術 科	9	13	3	25	4	4	8
14	体 育 学 科	8	15	3	26	4	3	7
15	家 政 学 科	6	12	2	20	5	3	8
16	農 科	7	10	4	21	1	2	3
17	工 科	2	2	1	5		2	2
18	商 科	2	2	1	5		2	2
19	教 育 学 科	17	25	8	50	6	2	8
	計	116	174	57	347	38	33	71

講座外教員（附属学校主事）

教 授 5 助教授 5 計 10

なお右の教授の定員以外に学長を置く

11 学部及学科別学生定員

学科別によらず部及び種別による学生定員を示すと次の通りである。

	第 1 学 年	第 2 学 年	第 3 学 年	第 4 学 年	計	備 考
一部甲類	300	300	300	300	1,200	4年課程 (小学校教諭養成)
一部乙類	340	340	340	340	1,360	" (中学校 ")
二部甲類	400	400			800	2年課程 (小学校 ")
二部乙類	420	420			840	" (中学校 ")
二部丙類	40	40			80	" (幼稚園 ")
計	1,500	1,500	640	640	4,280	

乙類の学生においては主免許としてとるべき教科の種別毎におよその定員を定めて募集する。

12 設置者

国立

13 維持經營の方法

國費

14 開設の時期

昭和24年4月

第二 學則要項

- 1 本學は小学校中学校並びに幼稚園の教員を志望する者に対して、高い教養を與え、専門の學藝を修めさせると共に、特に教育に関する理論及び實際の研究に当たることを、その目的とする。
- 2 本學に当分2年で修了する課程を置き、これを二部と稱する。これに対して4年の課程を一部と稱する。
- 3 小学校教諭養成の課程を甲類と稱する。
中学校教諭養成の課程を乙類と稱する。
幼稚園教諭養成の課程を丙類と稱する。
- 4 本學には左の部及び類が置かれる。

第1章 学部のあゆみ

一部甲類

一部乙類

二部甲類

二部乙類

二部丙類

- 5 本學は左に関する講座を置く。

(設置要項8の通り)

- 6 本學には左の學科を置く。

社會學科

哲學科

史學科

國語學科

外國語學科

數學科

物理學科

化學科

生物學科

地學科

音樂科

美術科

體育學科

家政學科

農科

工科

商科

教育學科

- 7 各學科は左表の通り第5條の講座を分擔する。

(設置要項7の通り)

- 8 學生は、その所屬する部及び類の別に従って、各課程を履修する。履修方法の基準は左の通りである。

(設置要項9の通り)

- 9 一部の卒業を認められるには、4ヵ年以上在學しなければならない。そして甲類にあつては、一般教養40單位、専門教養52單位、教職教養30單位、農業2單位、体育4單位、計128單位以上を履修すると共に、小學校教諭第一種普通免許狀の基準に合うように單位をとらなければならない。乙類にあつては、一般教養40單位、專

門教養63単位，教職教養25単位，計134単位以上を履修すると共に，中學校教諭第一種普通免許状の基準に合うよう単位をとらなければならない。

學生は卒業に先立つて論文を提出しなければならない。論文は4単位として数えられる。

- 10 一部を卒業した者には，學士號を與える。
- 11 二部の修了を認められるには，2カ年以上在學しなければならない。そして甲類，丙類にあつては，一般教養28単位，専門教養22単位，教職教養18単位，農業2単位，体育4単位，計74単位以上を履修すると共に，小學校教諭又は幼稚園教諭第二種普通免許状の基準に合うように単位をとらなければならない。乙類にあつては，一般教養20単位，専門教養36単位，教職教養18単位，農業2単位，体育4単位，計80単位以上を履修すると共に，中學校教諭第二種普通免許状の基準に合うように単位をとらなければならない。
- 12 本學に入學し得る者は，高等學校の卒業者並びにこれと同等以上の學力があると認められた者で，入學試験に合格したものとす。
- 13 疾病もしくはその他の事由によつて成業の見込がないと認めるときは，教授会の議をへて退學を命じ又は除籍する。
- 14 疾病もしくはその他の事由によつて，引續き3カ月以上修學することができないときは，學長の許可を受けて休學することができる。休學期間は1年以内とする。但し特別の事由ある場合は引續き休學を願い出ることができる。
- 15 他の大學の學生で本學に転學を志願するもの，又は本學の學生で，他の大學へ転學を志願するものがあつた場合には，關係大學長と協議した上で，適當と認められた者には転學を許すことがある。
- 16 本學の學生に對しては，授業料を免除する。
- 17 本學の學生に對しては，月額1,200圓の學資を給與する。
- 18 本學に左の職員を置く。

學長

學部長

教授

助教授

助手

教諭

事務官

技官

- 19 本學に教授会を置き，本學の教授を以てこれを組織する。必要により助教授，講師又は事務官を教授会に加へることができる。學長は教授会を召集して議長とな

第1章 学部のあゆみ

る。

教授会は左の事項について議する。

- 1 学科課程に関する事項
 - 2 科目の修了及び課程の卒業に関する事項
 - 3 文部大臣又は学長の諮問した事項
 - 4 その他教育上必要と認めた事項
- 20 本学の学生定員は左の通りである。
- | | |
|------|--------|
| 一部甲類 | 1,200名 |
| 一部乙類 | 1,360名 |
| 二部甲類 | 800名 |
| 二部乙類 | 840名 |
| 二部丙類 | 80名 |
| 計 | 4,280名 |
- 21 本學に大學院を置く。(將來計画)
- 22 本學に專攻科を置く。(將來計画)
- 23 本學に附屬中學校, 附屬小學校及び幼稚園を置く。
附屬學校に関する細則は別にこれを定める。
- 24 本學に教育研究所を置く。
教育研究所に関する細則は別にこれを定める。
- 25 本學に附屬圖書館を置く。
附屬圖書館に関する細則は別にこれを定める。
- 26 本學に附屬農場を置く。
附屬農場に関する細則は別にこれを定める。
- 27 本學所定の學科中1科目又は数科目を選んで聴講しようとする者があるときは, 本學生の學習に支障のない限り詮衡の上これを許可することができる。
- 28 外國人で本學に入學しようとする者があるときは, 教授会の議をへてこれを許可することができる。
- 29 本學は公開講座を開設する。(將來計画)
公開講座に関する細則は別にこれを定める。
- 30 本學は通信教育を行ふ。(將來計画)
通信教育に関する細則は別にこれを定める。
- 31 學年は4月1日に始まり翌年3月31日に終る。
- 32 學年を分つて左の2學期とする。
- | | |
|----|-------------------|
| 前期 | 4月1日から10月15日に至る。 |
| 後期 | 10月16日から3月31日に至る。 |

- 33 休業日は左の通りとする。
- 祝祭日及び日曜日
 - 本學創立記念日
 - 春季休業 3月21日から4月9日に至る。
 - 夏季休業 7月11日から9月5日に至る。
 - 冬季休業 12月20日から1月7日に至る。
 - 期末休業 10月16日から10月24日に至る。
- 34 本學に寄宿舎を置く。
- 寄宿舎に関する細則は別にこれを定める。
- 35 學生でその本分にもとり校紀ををみだす行爲があるときは教授会の議をへて學長これを懲戒する。
- 懲戒處分は左の4種とする。
- 謹 責
 - 停 學
 - 除 籍
 - 放 學

第六 學部及學科別學科目又は講座

本學は世田谷，小金井，大泉，竹早（及追分）の四つの施設を有する。これらの施設の中，3カ所には，いずれも小学校教諭の課程である一部甲類の前期及び二部甲類並びに中学校教諭養成の課程である一部乙類の前期及び二部乙類を置き，他の1カ所に，一部甲類並びに一部乙類の後期をまとめて置くことになっている。しかも一部甲類の前期と二部甲類は教育実習の有無を除いては，全くその課程をひとしくしているものである。この点は，一部乙類の前期と二部乙類についても同様である。なお幼稚園教諭養成の課程である二部丙類は，いずれか1カ所に置かれることになるが，これは小学校教諭養成の課程に準ずることになっているから，この際別に課程を立てる要はない。故に大別して四つの課程が考えられるが以下それらの各々について，講座開設年度及び單位数を示すこととする。

第1章 学部のあゆみ

一部甲類（前期）

二部甲類

三部丙類

学科目又は講座	開設年度及単位数				計	備 考
	第1年度		第2年度			
	前	后	前	后		
一 般 教 養						
人 文 科 学 関 係						8 単位すべて必修させる。
國 語 学	1				1	
文 学	1	1			2	
藝 術 学		1	1		2	
哲 学			2		2	
倫 理 学				} 1	1	8 単位すべて必修させる。
宗 教 学						
社 會 科 学 関 係						
社 會 学	1				1	
人 文 地 理 学	1				1	
歴 史 学		2			2	
家 政 学			1		1	
経 済 学			1		1	
法 学				1	1	
政 治 学				1	1	
自 然 科 学 関 係						8 単位すべて必修させる。
数 学	1				1	
生 物 学	1	1			2	
化 学		1	1		2	
物 理 学			2		2	
地 学				1	1	
外 國 語						第1年度4単位は必修，第2
英 語	2	2	(2)	(2)	4(4)	年度の4単位は随意
専 門 教 養						各科2単位計18単位は必修。
國 語	2			(2)	2(2)	第2学年後期においては健康
社 會	2			(2)	2(2)	を除いて各科それぞれ2単位
算 数		2		(2)	2(2)	の講座が開かれている。この
理 科		1	1	(2)	2(2)	中から2科目4単位を選択履
音 楽	1	1		(2)	2(2)	修させる。なお丙類において

図画工作		1	1	(2)	2(2)	は必ず音楽図画工作を選択させると共に、各科いずれも幼稚園を対象としてその内容を考慮する。二部の健康2単位は第2年度の前期において履修させる。	
家庭				2	(2)		すべて必修とする。二部においてはの課程により第2年度の後期に教育実習6単位をとらせる。
体育	1	1		(2)	2(2)		
健康				2	2	丙類の講義内容は幼児及び幼稚園を主体とする。	
教職						6	
教養							
児童の生長と発達	2					2	
教育心理		2				2	
教科課程				2		2	
学習指導法				2		2	
学校組織					2	2	
学校衛生					2	2	
教育実習						6	
体育	1	1	1	1		4 4単位必修	
農	1	1				2 2単位必修	

以上の課程は3カ所の施設に置かれる。

一部乙類（前期）

二部乙類

学科目又は講座	開設年度及単位数				計	備 考
	第1年度		第2年度			
	前	后	前	后		
一般教養						6単位すべて必修させる。
人文科学関係					1	
国語学	1				1	
文学	1	1			2	
芸術学			1		1	
哲学			1		1	
倫理学					} 1	
宗教学						
社会科学関係						6単位すべて必修させる。
社会学	1				1	
社会地理学		1			1	
歴史学		1			1	
家政学			1		1	
経済学				1	1	

第1章 学部のおゆみ

法	学									6 単位すべて必修させる。
政	学									
自然	学									
数	学	1								
生	学	1	1							
化	学		1							
物	学			1						
地	学				1					
外	語									
英	語	1	1	(2)	(2)	(4)				
専門	養									第1年度2単位は必修。第2年度の4単位は随意。 以下用意された専門教養の講義の中から中学校教諭の免許基準に合うように36単位以上を選択履修する。
社	治									
社	會	2	2	2	2	8				
法	律	2	2	2	2	8				
經	濟		2	4	2	8				
哲	倫		2	4	2	8				
人	地	4	2	2		8				
理	理									
物	理	2	2	6	2	12				
化	学	2	4	4	2	12				
生	物	4	4	4		12				
地	学			2	4	6				
國	語									
國	語	2	2	4	2	10				
國	文	4	4	4	4	16				
漢	文	2	4	4		10				
國	史									
國	史	4	4	4	2	14				
史	学	2	2			4				
東	洋	2	2	2		6				
西	洋			4	2	6				
數	学									
數	学	6	6	8	4	24				
測	測		2	2		4				
量	計									
音	樂									
声	樂	4	4	4	2	14				
器	樂	2	2	4	2	10				
理	論	2	2	4		8				

図画工作	4	4	4	2	14	
繪画藝術	4	4	4	2	14	
美学美術史	2	2	2	2	6	
体育理論		2	2	2	8	
実技	4	4	4	4	16	
管理			4		4	
生理衛生		2	2	2	6	
農業	10	10	20	8	48	
工業	10	10	20	8	48	
商業	10	10	20	8	48	農業，工業，商業を選んだ者は，34単位の外に職業指導44
職業指導		2	2		4	単位を必修しなければならない。
家庭被服	6	6	6	4	22	
家政	6	6	12	4	28	
外国語						
英語英文学	6	6	8	4	24	
独語，佛語		2	2	2	6	
習字書道	4	4	8	4	20	
教職教養						すべて必修とする。二部において、(2)の課程により第2
青年の生長と発達	(2)				2	年度の後期に教育実習6単位
教育心理	(2)	2			2	をとらせる。
教科課程		(2)	2		2	
学習指導法		(2)	2		2	
学校組織			(2)	2	2	
学校衛生			(2)	2	2	
教育実習				(6)	6	
体育	1	1	1	1	4	4単位必修
農業	1	1			2	2単位必修

以上の課程は3カ所の施設に置かれる。但し農業，工業，商業，職業指導，家庭の専門教養に関してはこの限りではない。

第1章 学部のおゆみ

一部甲類（後期）

学科目又は講座	開設年度及単位数				計	備 考
	第3年度		第4年度			
	前	后	前	后		
一 般 教 養						以下一般教養のために用意された講座の中から12単位以上を選択履修させる。
人 文 科 学 関 係						
國 語 学	(2)	(2)			(4)	
文 学	(2)	(2)			(4)	
藝 術 学	(2)	(2)			(4)	
哲 学	(2)	(2)			(4)	
倫 理 学			(2)	(2)	(4)	
宗 教 学			(2)	(2)	(4)	
社 會 科 学 関 係						
社 會 学	(2)	(2)			(4)	
人 文 地 理 学	(2)	(2)			(4)	
歴 史 学	(2)	(2)			(4)	
家 政 学	(2)	(2)			(4)	
経 済 学			(2)	(2)	(4)	
法 学			(2)	(2)	(4)	
政 治 学			(2)	(2)	(4)	
自 然 科 学 関 係						
數 学	(2)	(2)			(4)	
生 物 学	(2)	(2)			(4)	
化 学	(2)	(2)			(4)	
物 理 学			(2)	(2)	(4)	
地 学			(2)	(2)	(4)	
外 國 語						
英 語	(2)	(2)	(2)	(2)	(8)	
独 語	(2)	(2)	(2)	(2)	(8)	
佛 語	(2)	(2)	(2)	(2)	(8)	
専 門 教 養 (一部乙類後期) (に同じ)						一部乙類（後期）の専門教養のために用意された講座並に教職教養中教職教養の単位として必修した講座以外の講座から卒業の条件として必要な単位数を選択履修する。
教 職 教 養						教職教養の12単位は教育行政

教育哲学				2	2	までの講座の中から主として必修させる。 教育実習6単位は第4年度の前期において、これを行う。
教育史	2				2	
教育社会学	2				2	
社会教育		2			2	
職業教育及職業指導		2			2	
教育行政				2	2	
教育測定	2				2	
比較教育				2	2	
異常児童		2			2	
児童文化	2				2	
その他講義演習	6	8	6	8	28	
教育実習			6	6	6	

右の課程は1カ所の施設において行われる。

一部乙類（後期）

学科目又は講座	開設年度及単位数					備考
	第3年度		第4年度		計	
	前	后	前	后		
一般教養 (一部甲類後期に同じ)						一部甲類後期において一般教養のために用意された同じ講座の中から20単位以上を選択履修させる。
専門教養						以下各学科の講座中から選択履修し前期において修めた専門教養を深めると共に、あらたに副科目をとる場合にはそれに必要な単位をも履修し、卒業の条件をみたさせる。
社会学						
社会学	8	6	4	6	24	
政治学	6	6	4	8	24	
経済学	6	8	4	6	24	
哲学						
伦理学	6	6	4	8	24	
宗教学						
地理学	6	8	4	6	24	
人文地理学	6	8	4	6	24	
史学	8	8	4	8	28	
国史	8	8	4	8	28	
史学一般	2	2		2	6	

第1章 学部のおゆみ

東	洋	史	2	4	2	4	12
西	洋	史	2	4	2	4	12
國	語	学					
國	語	学	6	8	2	6	22
國	文	学	8	8	4	8	28
漢	文	学	4	6	2	4	16
外	國	語					
英	語	学	} 14	14	6	14	48
英	文	学					
独	語	学	} 2	4	2	4	12
佛	語	学					
數	学	科					
數		学	14	14	6	14	48
測	量	計	2	2	2		6
物	理	学	8	10	4	10	32
化	学	科	8	10	4	10	32
生	物	科	10	10	4	8	32
地	学	科	6	6	4	8	24
音	樂	科					
声		樂	8	8	4	8	28
器		樂	6	6	4	6	22
理		論	4	4	2	6	16
美	術	科					
繪		画	8	8	4	8	28
工		藝	8	8	4	8	28
書		道	10	12	4	12	38
美	術	史	2	4	2	4	12
体	育	学					
理		論	4	4	2	6	16
実		技	8	10	4	10	32
管		理	2	2		2	6
生	理	生					
家	政	学					
被		服					
家		政					
農		科					
農		学					
実	験	実	} 24	30	10	30	94
実	験	習					

教 職 教 養 (一部甲類後期) (に同じ)						一部甲類後期の教職教養において主として必修のために用意された講座の中から7単位を選択履修する。
------------------------------	--	--	--	--	--	---

右の課程は一部甲類の後期と共に1カ所に置かれる。

第七 履修方法及び學位授與

1 学部及び学科別学士号取得のための履修方法

一般方針

一般教養は甲類に於ては、2年の前期までは毎期8単位宛其後は第4学年の前期まで毎期4単位宛計40単位を履修させる。乙類に於ては、6, 6, 4, 4の形を繰返して4年間に40単位を履修させる。

専門教養及教職教養は甲類, 乙類共4年間を通じて之を行ふ他に前の2年間に体育4単位, 最初の1年間に農業2単位を履修させる。

一部甲類

一部甲類を卒業し, 学士号を取得するには, 4ヶ年以上在学し, 一般教養40単位, 専門教養52単位(この中には, 卒業論文4単位も含まれる)教職教養30単位を履修して, 小学校教諭第一種普通免許状の無試験検定出願に要する最小限の履修単位数を充すと共に, 農業2単位, 体育4単位計128単位を少なくとも履修しなければならない, 尚履修段階の基準は左の通りである。

	1 年		2 年		3 年		4 年		計
	前	後	前	後	前	後	前	後	
一般教養	8	8	8	4	4	4	4		40
専門教養	6	6	4	6	7	7	5	11	52
教職教養	2	2	4	4	4	4	6	4	30
農 業	1	1							2
体 育	1	1	1	1					4
計	18	18	17	15	15	15	15	15	128

備考

(イ) 一般教養は前の2年間には人文科学, 社会科学, 自然科学の各分野にわたって8単位宛, 計24単位他に外国語4単位を必修させ, 後の2年間には, 人文科学, 社会科学, 自然科学, 外国語を通じて21科目の授業を用意して, その中から12単位以上を選択履修させる。

(ロ) 専門教養は第2学年の前期迄に国語, 社会, 算数, 理科, 音楽, 図画, 工作,

第1章 学部のあゆみ

家庭，体育，健康各2単位計18単位を必修させ，第2学年後期に於ては健康を除く8科目につき，それぞれ2単位宛用意された授業の中から，2科目4単位を選択履修させる，それらの内容は小学校全科の教材研究である。後の2年間に於る専門教養は，中学校教諭養成課程の専門教養の為に準備された授業並びに教育心理に関する特別の授業の中から必要な単位数を選択履修させる。又4年後期には，卒業論文4単位をとらなければならない。

Ⅷ) 教職教養中前の2年間の12単位は児童の生長と発達，教育心理，学校組織，教科課程，学習指導法，学校衛生各2単位を必修させる。

4年前期の6単位は，8週間の教育実習（附属小学校4週間，地方実習4週間）である。

尚後の2年間に於るその他の12単位は，教職教養に関する授業中，主として教育哲学，教育史，教育社会学，社会教育，職業教育等を履修させる。

一部乙類

一部乙類を卒業し，学士号を取得するには，4ヶ年以上在学し，一般教養40単位，専門教養63単位（この中には卒業論文4単位もふくまれる）教職教養25単位を履修して，中学校教諭第一種普通免許状の無試験検定出願に要する最小限の履修単位数を充たすと共に，体育4単位，農業2単位，計134単位を少く共履修しなければならない。尚履修段階の基準は左の通りである。

	1 年		2 年		3 年		4 年		計
	前	後	前	後	前	後	前	後	
一般教養	6	6	4	4	6	6	4	4	40
専門教養	9	9	12	6	6	7	5	9	63
教職教養	2	2	4	4	3	2	6	2	25
農 業	1	1							2
体 育	1	1	1	1					4
計	19	19	21	15	15	15	15	15	134

備考

(イ) 一般教養は前の2年間には，人文科学，社会科学，自然科学各6単位，外国語2単位，計20単位を必修させ，後の2年間には21科目に亙って準備された授業の中から，20単位以上を選択履修させる。

(ロ) 専門教養中，前の2年間に於る36単位は主免許科目24単位，副免許科目12単位計36単位或は Broad major 36単位の履修に充てられる。

農業にあっては，36単位の外に職業指導4単位を履修しなければならない。

(このことは二部乙類の農業，工業，商業についても同様である。)

後の2年間に於ては，前の2年間に主として修めた科目を更に専攻すると共に適宜他の科目をも修め，必要な単位数を充たす，尚4年後期には，卒業論文4単位をとらなければならない。

- Ⅷ) 教職教養中，前の2年間の12単位は青年の生長と発達，教育心理，学校組織，教科課程，学習指導法，学校衛生各2単位を必修させる。

4年前期の6単位は8週間の教育実習(附属中学校4週間，地方実習4週間)である。

尚後の2年間に於るその他の7単位は，教職教養に関する授業中，主として教育哲学，教育史，教育社会学，社会教育，職業教育，教育行政の講座の中から選擇履修させる。

二部甲類

二部甲類の修了を認められるには，2ヶ年以上在学し，一般教養28単位，専門教養22単位，教職教養18単位を履修して小学校教諭第二種普通免許状の無試験検定出願に要する最小限の履修単位数を充たすと共に農業2単位，体育4単位，計74単位を少く共，履修しなければならない。

尚履修段階の基準は左の通りである。

	1 年		2 年		計
	前	後	前	後	
一般教養	8	8	8	4	28
専門教養	6	6	6	4	22
教職教養	4	4	4	6	18
農 業	1	1			2
体 育	1	1	1	1	4
計	20	20	19	15	74

備考

- (イ) 一般教養及び専門教養の内容は一部甲類の前の2年間のそれと全く同じである。
- (ロ) 教職教養18単位中，2年後期における教育実習6単位を除いたあとの12単位の内容も又一部甲類の前の2年間のそれと全く同じである。
- (ハ) すなわち二部甲類(2年課程)と一部甲類(4年課程)の前の2年間の内容は，教育実習を別にしてびつたり重つているといつてもよいのである。

第1章 学部のあゆみ

二部乙類

二部乙類の修了を認められるには、2ヶ年以上在学し、一般教養20単位、専門教養36単位、教職教養18単位を履修して、中學校教諭第二種普通免許状の無試験検定出願に要する最小限の履修単位数を充たすと共に、農業2単位、体育4単位、計80単位を少くとも履修しなければならない。なお履修段階の基準は左の通りである。

	1 年		2 年		計
	前	後	前	後	
一般教養	6	6	4	4	20
専門教養	9	9	12	6	36
教職教養	4	4	4	6	18
農 業	1	1			2
体 育	1	1	1	1	4
計	21	21	21	17	80

備考

(イ) 二部甲類と同じように、教育実習を別にしては、二部乙類と一部乙類の前の2年間の内容はびつたりと重つてゐる。

二部丙類

すべて二部甲類に準ずる。

2 學位授與

当分大学院を設けないから学位授與に関しては、特に記することはない。

第八 學部及學科別學生收容定員

1 學部及び學科別毎年入學收容定員

收容定員は學部及び學科別によらず、部及び類別による。

一部（4年課程）

甲類 小學校教諭養成課程

乙類 中學校教諭養成課程

二部（2年課程）

甲類 小學校教諭養成課程

乙類 中學校教諭養成課程

丙類 幼稚園教諭養成課程

乙類の内譯は主免許としてとるべき教科の種別による。

一部甲類 300名

一部乙類	340名		
內	譯		
社	會	40名	
理	科	35名	
國	語	45名	
國	史	15名	
數	學	35名	
音	樂	20名	
圖	畫	20名	工作
體	育	30名	
農	業	40名	
家	庭	30名	
英	語	20名	
習	字	10名	
二部甲類	400名		
二部乙類	420名		
內	譯		
社	會	40名	
理	科	35名	
國	語	45名	
國	史	15名	
數	學	35名	
音	樂	20名	
圖	畫	20名	工作
體	育	30名	
農	業	40名	
工	業	40名	
商	業	40名	
家	庭	30名	
英	語	20名	
習	字	10名	
二部丙類	40名		

第1章 学部のおゆみ

2 學部及學科別總學生收容定員

種 及 類 別	第 1 學 年	第 2 學 年	第 3 學 年	第 4 學 年	計
一 部 甲 類	300	300	300	300	1 200
一 部 乙 類					
社 會	40	40	40	40	160
理 科	35	35	35	35	140
國 語	45	45	45	45	180
國 史	15	15	15	15	60
數 學	35	35	35	35	140
音 樂	20	20	20	20	80
圖 畫 工 作	20	20	20	20	80
体 育	30	30	30	30	120
農 業	40	40	40	40	160
家 庭	30	30	30	30	120
英 語	20	20	20	20	80
習 字	10	10	10	10	40
計	340	340	340	340	1 360
二 部 甲 類	400	400			800
二 部 乙 類					
社 會	40	40			80
理 科	35	35			70
國 語	45	45			90
國 史	15	15			30
數 學	35	35			70
音 樂	20	20			40
圖 畫 工 作	20	20			40
体 育	30	30			60
農 業	40	40			80
工 業	40	40			80

商 業	40	40			80
家 庭	30	30			60
英 語	20	20			40
習 字	10	10			20
計	420	420			840
二 部 丙 類	40	40			80
總 計	1 500	1 500	640	640	4 280

第九 職員組織

1 職員総括

	人 員			備 考
	専 任	兼 任	計	
学 長	1		1	
教 員				
教 授	121		121	内 5 名は講座外教員
1 級 官	1		1	
2 級 官	120		120	
助 教 授	179		179	内 5 名は講座外教員
助 手	57		57	
講 師	38	33	71	兼任は非日勤講師
技 術 員	6			2 級 3 人 3 級 46 人 雇員 285 人 傭人 350 人
事 務 官	49			
其 の 他	635			

第1章 学部のおゆみ

2 学部及び学科教員配当定員

學 科 名	配 当 定 員					計	備 考
	教 授	助教授	助 手	講 師			
				専	兼		
社 會 學 科	8	12	3	6	1	30	教授助教授助手はすべて専任とする。 講師（兼）は非日勤の講師である。
哲 學 科	4	5	2	2	1	14	
地 理 學 科	3	4	2			9	
史 學 科	6	8	2		3	19	
國 語 學 科	10	15	4	2		31	
外 國 語 學 科	7	10	3	2	2	24	
物 理 學 科	4	7	4	1	2	18	
化 學 科	4	5	4		1	14	
生 物 學 科	4	7	4			15	
地 學 科	2	2	2	1	2	9	
音 樂 科	5	9	2	4	3	23	
美 術	9	13	3	4	4	33	
体 育 學 科	8	15	3	4	3	33	
家 政 學 科	6	12	2	5	3	28	
農 科	7	10	4	1	2	24	
工 科	2	2	1		2	7	
商 科	2	2	1		2	7	
教 育 學 科	17	25	8	6	2	58	
數 學 科	8	11	3			22	
合 計	116	174	57	38	33	418	
講 座 外	5	5				10	附属學校主事をこれにあてる。

第十四 将来の計画

1 一部乙類の課程中に、商業、工業を加えること。

昭和24年度は、職業科の中農業だけを、一部乙類の課程の中におくことにしたが、東京都の實情からするならば、當然、商業、工業もあわせ置かなければならない。ことに商業については、それ程の設備を要しないのであるから、できるだけ速やかにこれを設け、昭和24年度、二部乙類の商業に入學した學生が、引續き一部の後期に連絡しうるようにしたいものである。工業は相當に無理があるが、これも都内の大學の協力を得て、いずれは4年課程を置く計畫である。

2 健康、職業指導の免許状も取得できるように課程の充實をはかること。

未だその内容について、はつきりした見とおしが見つからないので一應これを延期したが、なるべく速やかに、これらの課程をととのえる計畫である。

3 教育研究所の設置をはかること。

昭和24年度はさしひかえたが、大學として新發足をした暁には教育大學の使命に鑑みて、できうるならば、昭和25年度からこれを予算化して、本学の附屬施設とする計畫である。

4 通信教育、公開講座を開設すること。

學校教育法で通常の課程をふめない者のために考慮された、通信教育、公開講座は、現在他の仕事に従事しておりながら、教育に戻りたいと考えている者のために、なるべく早い機会に、是非とも設けられなければならない。

5 大學院、少くとも専攻科を設けること。

大學4年の課程が充實した暁には、大學院、少くとも専攻科を設けるようにしたい。それは小學校及び中學校の學校長、管理主事、指導主事の養成を主とするものである。

6 本学を1か所にまとめること。

乗物を利用して1時間半乃至2時間を要する距離のへだたりがある四つの施設に本学を分散させておくことには、種々の不都合がある。本学の構想が、通常の講座制では考えられぬ理由もこの点にある。その意味から、近き将来において、廣大な地域にすべての學生を收容しうだけの施設を設け、學藝大學の使命が充分に果されるようにしたいものである。

32 発足当初の学則等

32 - 1 東京學藝大學學則

第1章 總 則

第1條 本學は、學藝學部の1學部を置く大學である。

第2條 本學は、學藝諸般の研究並びに教育の科學的探求につとめると共に、學生の教養を高め、そのめざす専門の學藝と教育に関する理論及び實際を指導して、有爲の教育者を養成することを目的とする。

第3條 本學の本部を東京都世田谷區下馬町3丁目35番地に置く。

本部は、事務局及び教務補導部から成る。事務局には、庶務、會計、施設、教務、補導厚生部の5課を置く。

第4條 本學に次の5つの分校を置く。

分 校 名	所 在 地
世 田 谷 分 校	世田谷區下馬町3の35
小 金 井 分 校	北多摩郡小金井町貫井780
大 泉 分 校	練馬區東大泉町315
竹 早 分 校	文京區竹早町8
追 分 分 校	文京區東片町2

分校にそれぞれ事務部を置く。

第5條 本學に附屬圖書館を置き、世田谷を除く他の分校にそれぞれ圖書館分館を置く。

圖書館に関する規定は別にこれを定める。

第6條 本學に附屬中學校、附屬小學校、附屬幼稚園を置く。

附屬學校に関する規定は別にこれを定める。

第7條 本學に附屬農場を置く。

附屬農場に関する規定は別にこれを定める。

第8條 本學に寄宿舎の施設を設ける。

寄宿舎に関する規定は別にこれを定める。

第2章 職 員

第9條 本學に學長、主事、教授、助教授、講師、助手、附屬學校の長及び教員、教務職員、技術職員、事務職員を置く。

第10條 分校には、その長として、それぞれ主事を置く。

主事は教授である者をもつて充てる。但し、當分の間、教授でない者をもつて充て

ることができる。

第11條 事務局及び教務補導部に、それぞれ局長、部長を置く。

局長は事務職員をもつて、部長は、事務職員又は教授もしくは助教授である者をもつて充てる。

第12條 課には課長を置く。課長は事務職員又は技術職員をもつて充てる。

但し、必要がある場合は、教授又は助教授である者をもつて充てることができる。

第13條 図書館及び図書館分館に、それぞれ館長及び分館長を置く。館長は教授である者をもつて、分館長は教授又は助教授である者をもつて充てる。但し、必要がある場合は、館長又は分館長は、事務職員をもつて充てることができる。

第14條 分校の事務部に事務長を置く。

事務長は事務職員をもつて充てる。

第15條 職員の職務に関しては、学校教育法、国立学校設置法施行規則及び本學において別に規定する事務分掌規程の定めるところによる。

第3章 授 會

第16條 本學に重要な事項を審議するため教授會を置く。

教授會の組織、議事、運営については、別にこれを定める。

第4章 講 座 組 織

第17條 學藝學部を分つて、學藝部及び教育部とし、學藝部に屬する講座は、一般教養科目及び専門科目を、教育部に屬する講座は主として教職科目を分担する。

第18條 學藝部に屬する講座を、人文科學關係、社會科學關係、自然科學關係、家政及び産業關係、藝術及び體育關係の5講座群に、教育部に屬する講座を教育科學關係、各科教育關係の2講座群に分ける。

第19條 各講座群に次の講座を置く。

部	講 座 群	所 屬 講 座 名
學藝部	人文科學關係	哲學，國語國文學，漢文學，外國語外國文學，藝術學
	社會科學關係	法學，社會學，經濟學，國史學，東洋史學及西洋史學，地理學
	自然科學關係	數學，物理學，化學，生物學，地學
	家政及産業關係	家政學，農學，工學，商學
	美術及體育關係	音樂，美術，書道，體育學
教育部	教育科學關係	教育學，教育心理學
	各科教育關係	國語教育，社會科教育，數學教育，理科教育 音樂教育，美術教育，體育指導，家庭科教育，職業教育，外國語教育，學校圖書館學

第5章 課程及び學生定員

第20條 本學の修業年限は4年とする。但し、當分の間、2年で修了する課程を置き、これを二部と稱する。

4年の課程はこれを一部と稱する。

第21條 一部を分つて甲類、乙類とし、二部を分つて甲類、乙類、丙類とする。

甲類は、小學校教諭養成を主とする課程である。

乙類は、中學校教諭養成を主とする課程である。

丙類は、幼稚園教諭養成を主とする課程である。

第22條 本學の定員は次の通りである。

一部甲類1,280名、一部乙類1,280名、二部甲類800名、二部乙類520名、二部丙類60名、計3,940名

第23條 學生は、國語、社會、數學、理科、音樂、圖畫工作、保健體育、家庭職業、英語の10教科につき、その1を専攻として選ばなければならない。

但し、職業及び英語は、乙類に限る。

乙類の國語、社會、理科及び職業については、更にその専攻を分つて國語は國語國文學、漢文學、書道、社會は哲學、社會學（經濟學及び法學を含む。）史學、地理學、理科は物理學、化學、生物學、地學、職業は農學、工學、商學とし、その1を選修させる。

専攻ごとの定員は、學生募集の都度これを示す。

第6章 課程の履修方法と修了の認定

第24條 一部の課程を修了するには、4年以上在學し、一般教養科目40單位以上、専門科目及び教職科目を合せて80單位以上（卒業論文又はこれに準ずるものを含む。）一般體育4單位以上、計124單位以上を修得しなければならない。

第25條 二部の課程を修了するには、2年以上在學し、一般教養科目20單位以上、専門科目及び教職科目を合せて40單位以上、一般體育2單位以上計62單位以上を修得しなければならない。

第26條 各課程の履修方法に關する細則は、別にこれを定める。

第27條 一部の課程を修了した者には、學士號を與える。

第7章 入退學、休學、轉學

第28條 入學の時期は毎年4月とする。

第29條 本學に入學を出願できる者は、次の各號の1に該當する者でなければならない。

- 一 高等學校を卒業した者。
- 二 通常の課程による12年の學校教育を修了した者。（通常の課程以外の課程によりこれに相當する學校教育を修了した者を含む。）

- 三 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者。
- 四 文部大臣の指定した者。
- 五 その他本學において、高等學校を卒業した者と同等以上の學力があると認めた者。

第30條 入學志願者に對しては、調査書、學力検査、身體検査その他により選抜を行つて入學者を決定する。

第31條 出願の手續及び選抜の方法については、その都度、これを公示する。

第32條 入學を許可された者は、本學所定の誓約書に保證人連署の上、戸籍抄本及び入學料を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

前項の手續をしない者は入學の許可を取消す。

第33條 學生が退學を希望するときは、保證人連署の上、事情を具して學長に願ひ出で、許可を受けなければならない。

第34條 病氣、學力劣等その他の事由によつて、成業の見込がないと認めたる時は、教授會の議を経て、退學を命じ、又は除籍する。

第35條 學生が病氣その他やむを得ない事情のため、2ヶ月以上修學することができない時は、事情を具して學長に願ひ出で、許可を得た上で、當該期間休學することができる。

但し、病氣の時は醫師の診斷書を添付しなければならない。

第36條 休學の期間は1年以内とする。但し、特別の事情がある場合には、引續き許可を願ひ出で2年までは休學することができる。

休學期間中でもその事情が終つた時は、届け出て復學することができる。

第37條 他の大學の學生で、本學へ轉入學を志願する者があつた場合には、その事由及び學力等を審査した上で、これを許可することがある。

轉學願は當該大學長を経由して提出しなければならない。

第38條 本學の學生で、他の大學へ轉學を希望する者は、本學學長の承認を得なければならない。

第8章 懲 戒

第39條 學生が學校の秩序を亂し、その他本分に反した行爲をした時は、教授會の議を経て學長がこれを懲戒する。

第40條 懲戒の種類は、戒告、停學、退學の三種とする。

第9章 入學料及び授業料

第41條 入學料は金400円とし入學を許可された日から15日以内に納めなければならない。

第42條 授業料は1學年金3,600円とし、原則として次の2期に分けて徴収する。

第1期 金1,800円 4月16日から4月30日まで

第1章 学部のあゆみ

第2期 金1,800円 10月1日から10月15日まで

第43條 特別の事情があり前條により難しい場合には、授業料の月割分納又は当該學年未まで延納を許可することができる。

分納の月割額は、年額の12分の1の額とし、7月8月及び3月の分もこれを徴収する。

第44條 前條により授業料の分納又は延納を受けようとする者は、詳細な理由を附けた申請書を提出し、學長の許可を得なければならない。

第45條 休學した學生に對しては、授業料を免除する。但しその學期及び復學した學期の授業料は納めなければならない。

第46條 退學、停學の場合でも、その學期に屬する分の授業料は納めなければならない。

第47條 學資の支拂が極めて困難な學生には、願ひ出により、選考の上、授業料の全部又は一部を免除することができる。

第48條 前條により授業料の減免を受けようとする者は、詳細な理由を附けた授業料の免除申請書に、貧困の事實を證明する市區町村長の證明を添えて、學長に願ひ出なければならない。

第49條 寄宿料は1學年金1,200円とし、その徴収期日及び分納、延納の徴収方法等はすべて授業料の取扱いに準ずる。

第50條 授業料の減免及び授業料、寄宿料の分納、延納は學期ごとに行う。

第51條 一度納付した入學料、授業料及び寄宿料はこれを返付しない。

第52條 授業料及び寄宿料を、定められた期間内に納めない者には、學長は出席を停止し、なお指定期間内に納めない者には、退學を命ずることができる。

第10章 學年、學期及び休業日

第53條 學年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第54條 學年を分けて、次の2學期とする。

前學期 4月1日から10月15日に至る。

後學期 10月16日から翌年3月31日に至る。

第55條 休業日は、次のようにする。

國民の祝日及び日曜日

創立記念日

春季休業 3月20日から4月10日に至る。

夏季休業 7月10日から9月5日に至る。

秋季休業 10月16日から10月24日に至る。

冬季休業 12月21日から翌年1月7日に至る。

第11章 研 究 生

第56條 本學教員の個人指導を受けて研究に従事しようとするものは、研究生として入學することができる。

研究生に関する規程は別にこれを定める。

第12章 公 開 講 座

第57條 本學に公開講座の施設を設ける。

公開講座に関する規定は別にこれを定める。

附 則

この學則は、昭和24年7月1日から適用する。

32 - 2 東京學藝大學運營規程

第1章 授 會

第1條 教授會は、全教授に、助教授及び専任講師を加えて組織する。

第2條 助教授及び専任講師で教授會に加わる者の数は當分の間30名とする。その選出の方法は、下に掲げる講座群ごとに各5名を、その講座群に所屬する助教授及び専任講師全員において、互選するものとする。

人文科學關係（國語教育，外國語教育の講座を含む。）

社會科學關係（社會科教育の講座を含む。）

自然科學關係（數學教育，理科教育の講座を含む。）

家政及産業關係（家庭科教育，職業教育の講座を含む。）

藝術及體育關係（音樂教育，美術教育，體育指導の講座を含む。）

教育科學關係（學校圖書館學の講座を含む。）

第3條 前條に規定する教授會の構成員の任期は、2年とする。但し再選を妨げない。補欠として選出された者の任期は、前任者の殘任期間とす。

第4條 教授會は、必要に應じて隨時これを開き、學長が招集する。但し構成員の3分の1以上の希望がある場合には、これを開かなければならない。

第5條 教授會は、下に掲げる事項を審議し、決定する。

- 1 本規程の改廢に関する事項
- 2 代議員會に関する事項
- 3 學長及び部局の長の選考の方法及び任期に関する事項
- 4 教官の意に反する免職及び轉任並びに教官の意に反する降任に関する事項

第2章 代 議 員 會

第6條 本學に代議員會を設ける。

第7條 代議員は、教授會の構成員の中から、第2條の規定する講座群ごとに各2名

第1章 学部のあゆみ

を、その講座群の所屬する教授，助教授，専任講師の全員によつて選舉する。

第8條 代議員の任期は，2年とする。但し再選を妨げない。

補欠として選出された者の任期は，前任者の殘任期間とする。

第9條 代議員會には，教務補導部長及び分校主事を加える。

第10條 代議員會は，定期的にこれを開き，學長が招集する。

但し必要に應じて，臨時に開くことができる。

第11條 代議員會は，次に掲げる事項を審議し，決定する。

- 1 重要な規則の制定改廢に關する事項
- 2 豫算に關する重要事項
- 3 重要な施設の設置廢止に關する事項
- 4 人事に關する基準の設定に關する事項
- 5 教官の採用及び昇任に關する事項
- 6 入學定員の決定に關する事項
- 7 入學試験及び學生の入學の認定に關する事項
- 8 學生の修了又は卒業の認定に關する事項
- 9 全學に關連する學生團體，學生活動及び學生生活に關する事項
- 10 學生の懲戒に關する事項
- 11 各分校の重要な連絡調整に關する事項
- 12 その他大學の運営に關する重要事項

前項第5號及び第6號については，當該講座主任の意見を聞かなければならない。

附屬學校に關する重要事項を審議する場合には，附屬學校長の代表2名を加えなければならない。

第3章 分校主事會

第12條 分校主事をもつて，分校主事會を組織する。

第13條 分校主事會は，學長が招集する。

第14條 分校主事會は，學長の諮問機關であると共に，各分校の連絡調整に當る。

第4章 講座主任及び講座主任會

第15條 各講座に講座主任を置く。

第16條 講座主任は，各講座ごとに，その講座に所屬する教授の中から，これを選出する。その選出の方法及び任期は各講座においてこれを定める。教授を缺く講座においては，當分の間，教授でない者を主任とすることができる。

第17條 講座主任は，講座内の圓滑なる連絡を圖ると共に，講座を代表して，次に掲げる事項を行う。

- 1 講座のカリキュラム構成
- 2 講座の授業實施計畫の立案

3 講座の意見具申

第18條 講座主任をもつて、講座主任會を組織する。

第19條 講座主任會は、必要に応じて臨時にこれを開き、教務補導部長が招集する。

第20條 講座主任會は、カリキュラム構成の根本方針を審議すると共に、講座間の連絡調整に當る。

第5章 分校 教 官 會

第21條 分校所屬教官全員をもつて、分校教官會を組織する。

第22條 分校教官會は、定期的にこれを開き、分校主事が招集する。

第23條 分校教官會は、次に掲げる事項を審議する。

- 1 分校に屬する學生の修了又は卒業の認定に関する原案の作成
- 2 分校における學生の試験に関する事項
- 3 分校における學生團體、學生活動及び學生生活に関する事項
- 4 分校における教職員及び學生の福祉及び厚生に関する事項
- 5 その他分校の運営に関する事項

第6章 教務補導委員會

第24條 各分校に教務補導委員會を設ける。

第25條 教務補導委員の員數は、その分校の事情に応じて定める。

第26條 教務補導委員及び委員長は、分校教官會において、その分校に所屬する教官の中から選出する。その選出の方法及び任期は、各分校においてこれを定める。

第27條 教務補導委員會は、定期的にこれを開き、教務補導委員長が招集する。

第28條 教務補導委員會は、分校教官會にはかるべき事項の原案を作成し、分校主事の諮問に應ずる。

第7章 教務補導部會

第29條 教務補導委員の互選により各分校ごとに代表2名を選び、教務補導部會を組織する。

第30條 教務補導部會は、必要に応じて隨時これを開き、教務補導部長が招集する。

第31條 教務補導部會は、教務補導關係の事項につき、學内における連絡を圖ると共に學長の諮問に應ずる。

附 則

この規程は昭和25年9月1日から施行する。

事務局及び附屬施設の運営については、別にこれを定める。

32 - 3 教授會，代議員會議事規則

第1條 會議は，構成員の3分の2以上の出席がなければ成立しない。

第1章 学部のあゆみ

第2條 學長は、會議の議長となる。但し、學長事故ある場合には學長の指名した者が議長となる。

第3條 議決は、出席者の過半数によつて、これを行う。但し、可否同数の場合には、議長の裁決による。

第4條 事務局長及び庶務課長を幹事に充てる。

幹事は會議に關する事務を處理する。

第5條 會議には、その議題の内容に應じて、必要な者を出席させることができる。

附 則

この規則は、昭和25年9月1日から施行する。

32 - 4 東京學藝大學事務分掌規程

第1章 總 則

第1條 本學に事務局、教務補導部、附屬圖書館並びに分校を置き、事務局に庶務課、會計課、施設課、教務課、補導厚生課を置く。

第2條 事務局、教務補導部及び附屬圖書館には各局長、部長、館長を置き、事務局長は文部事務官を、教務補導部長、圖書館長は文部教官をもつてこれにあてる。事務局長、教務補導部長、圖書館長は學長の命を受けてその所管の事務を總括掌理し各課の事務を指導する。

分校には主事を置き、文部教官をもつてこれにあてる。

主事は學長の命を受けて委任された事項を處理する。

第3條 各課に課長を置き文部事務官又は文部技官をもつてこれにあてる。

課長は所屬長の命を受けてその課の事務を掌理する。

第4條 各課に掛長及び掛員を置く。

掛長及び掛員は課長の命を受けおのおの課の事務に従事する。但し上司の命あるときは他の課の事務を助けることがある。

第5條 課長事故あるときは所屬上席課員その事務を代行する。但し時宜により特に代理を命ずることがある。

第6條 各分校に事務部を置く。

事務部には事務長を置き、事務長は所屬長の命を受け、おのおのその事務に従事する。

第7條 事務はすべて學長、事務局長の決裁を経なければこれを執行することができない。但し委任を受けた事項についてはこの限りではない。

第8條 各課又は掛の主管事務であつて他の課又は掛に關係あるものは、すべてこれを合議しなければならない。

第2章 事務分掌

第9條 庶務課に庶務掛，文書掛，人事掛，調査掛を置き，その事務を分掌する。

- 1 庶務掛は次の事務をつかさどる。
 - ① 職員の出張に關すること
 - ② 學内一般の規則制定及び改廢に關すること
 - ③ 渉外事項に關すること
 - ④ 職員諸證明に關すること
 - ⑤ 宿直，日直に關すること
 - ⑥ 諸行事及び催物に關すること
 - ⑦ その他，他の課，掛に屬しない事項
- 2 文書掛は次の事務をつかさどる。
 - ① 官印の保管に關すること
 - ② 文書の接受發送に關すること
 - ③ 公文書記録の整理保管に關すること
 - ④ 文書の淨書（タイプ）
- 3 人事掛は次の事務をつかさどる。
 - ① 職員の進退身分及び考課に關すること
 - ② 官紀及び服務に關すること
 - ③ 俸給及び諸手當に關すること
 - ④ 恩給及び退職手當に關すること
 - ⑤ 職務調査に關すること
 - ⑥ 苦情處理に關すること
- 4 調査掛は次の事務をつかさどる。
 - ① 學事調査及び資料の収集に關すること
 - ② 統計の調査保管に關すること
 - ③ 學校經營に關する調査及び資料の収集に關すること
 - ④ 大學一覽に關すること
 - ⑤ その他，必要な調査事項

第10條 會計課に總務掛，豫算掛，經理掛，用度掛，管財掛を置き，その事務を分掌する。

- 1 總務掛は次の事務をつかさどる。
 - ① 會計に關する公文書の接受發送に關すること
 - ② 會計に關する規則制定及び改廢に關すること
 - ③ 支出負担行為認證に關すること
 - ④ 會計の監査に關すること

第1章 学部のあゆみ

- ⑤ 国家公務員共済組合に關すること
 - ⑥ 會計に關する企畫及び調査に關すること
 - ⑦ その他、他の掛に屬しないこと
- 2 豫算掛は次の事務をつかさどる。
- ① 豫算編成並びに要求に關すること
 - ② 豫算執行並びに配當に關すること
 - ③ 支出負担行為に關すること
 - ④ 豫算關係諸調査報告に關すること
 - ⑤ 支出負担行為に關する諸報告及び計算書作成提出に關すること
- 3 經理掛は次の事務をつかさどる。
- ① 歳入歳出に關すること
 - ② 諸經費支出に關すること
 - ③ 小切手認證事務に關すること
 - ④ 現金及び有價證券の出納保管に關すること
 - ⑤ 歳入歳出に關する諸報告及び計算書作成提出に關すること
 - ⑥ 學生給費並びに奨學金交付に關すること
- 4 用度掛は次の事務をつかさどる。
- ① 物品の購入及び處分に關すること
 - ② 物品の出納保管に關すること
 - ③ 物品の修理に關すること
 - ④ 資材の調査申請、割當等に關すること
 - ⑤ 構内の取締、警備、清掃に關すること
 - ⑥ その他、物品に關する諸調査報告に關すること
- 5 管財掛は次の事務をつかさどる。
- ① 土地、建物、諸設備の管理及び貸付に關すること
 - ② 維持資金の管理に關すること
 - ③ 國有財産及び維持資金の調査報告に關すること
 - ④ その他、國有財産及び維持資金に關すること

第11條 施設課に企畫掛、營繕掛を置き、その事務を分掌する。

- 1 企畫掛は次の事務をつかさどる。
- ① 施設並びに營繕の企畫に關すること
 - ② 施設の豫算編成及び資料の収集に關すること
 - ③ 營繕工事の請負契約に關すること
 - ④ 營繕資材の需給に關すること
 - ⑤ 施設並びに工事資料の調査に關すること

- ⑥ 國有財産に關すること
- ⑦ 課内所掌事務に關すること
- 2 營繕掛は次の事務をつかさどる。
 - ① 營繕工事の設計及び工事に關すること
 - ② 營繕工事の施行並びに指導監督に關すること
 - ③ 施設の整備保全に關すること
 - ④ 電氣，給排水，ガス及び煖房等設備の工營に關すること
 - ⑤ その他，營繕に關すること

第12條 教務課に總務掛，記録掛を置き，その事務を分掌する。

- 1 總務掛は次の事務をつかさどる。
 - ① 教官會，教務補導委員會，教務補導部會，講座主任會に關すること
 - ② 諸講座，時間割作成及び教場に關すること
 - ③ 授業並びに休業に關すること
 - ④ 教育實習に關すること
 - ⑤ 諸試験に關すること
 - ⑥ 學生募集に關すること
 - ⑦ 學生の入學，休學，復學，轉學，退學，卒業及び修了に關すること
 - ⑧ 學則の制定及び改廢に關すること
 - ⑨ その他，他の掛に屬しない事項
- 2 記録掛は次の事務をつかさどる。
 - ① 學生に關する諸記録の作成並びに保存に關すること
 - ② 學生に關する各種證明書に關すること

第13條 補導厚生掛に補導掛，厚生掛を置き，その事務を分掌する。

- 1 補導掛は次の事務をつかさどる。
 - ① 學生の指導に關すること
 - ② 學生の課外活動に關すること
 - ③ 學生の就職に關すること
 - ④ その他，學生の補導上必要と認めた事項
- 2 厚生掛は次の事務をつかさどる。
 - ① 學寮に關すること
 - ② 學生の福利，厚生，共濟に關すること
 - ③ 學生に對する配給に關すること
 - ④ 學生の保健衛生に關すること
 - ⑤ 育英會に關すること
 - ⑥ 學生の通學定期券，學生運賃割引證明書に關すること

第1章 学部のあゆみ

第14條 附屬圖書館については別にこれを定める。

第15條 各分校事務局には庶務係、會計係、教務係、補導厚生係を置き、その事務分掌に関しては第2章及び第3章の規定を準用する。

第3章 文書處理

第16條 本學に到達した文書は、すべて庶務課において接受する。庶務課において文書を接受したときは、文書收受件名簿に登記し、本書に符號、番號及び年月日を記入の上主管者に配付し、受領印を徴さなければならない。但し親展書、書留書は別に收受簿を備えて登記し、封緘のまま名あて者の査閲を受けなければならない。

第17條 文書の配付を受けたときは遅滞なく決議案を起草し、上司の決裁を受け、その決議を要しないと認めるものは供閲を経なければならない。

第18條 文書の起案は別紙の書式による。但し正規定例のものにして便宜簿冊をもつて決裁を受ける場合又は原文書をそのまま供閲する等の場合は此の限ではない。

第19條 決裁済の文書にして他に發送すべきものは庶務課において淨書校合の上、文書收受發件名簿の符號及び番號を附して發送し、決議書は符號、番號及び施行年月日を記入の上、起案者に送付しなければならない。

前項の規定は機密の文書並びに特別の技術を要するものについてはこれを適用しない。

第20條 各分校に送達する文書は、文書送達簿に登記し連絡者をして送達しなければならない。

第21條 文書の處理完結したときは一旦主務課に回付し、主務課は完結印押捺の上、改めて庶務課に回付を要する。

完結の文書は類別編さんの上、保存しなければならない。

第22條 事務局において收受及び發送すべき文書の符號は次の類別による。

東學藝庶發第 號 } 庶務課に屬するもの
東學藝庶 第 號 }

東學藝會發第 號 } 會計課に屬するもの
東學藝會 第 號 }

東學藝施發第 號 } 施設課に屬するもの
東學藝施 第 號 }

東學藝教發第 號 } 教務課に屬するもの
東學藝教 第 號 }

東學藝厚發第 號 } 補導厚生課に屬するもの
東學藝厚 第 號 }

東學藝圖發第 號 } 附屬圖書館に屬するもの
東學藝圖 第 號 }

番號は符號別に付け毎年1月に起り12月に止める。

附 則

本規程は昭和24年7月1日からこれを適用する。

33 小金井地区への統合時の学則等

33 - 1 東京学芸大学学則（昭和24.7.1）

施 行	昭和24.7.1	
改正(施行)	昭和31.4.1	昭和34.4.1
	昭和35.4.1	昭和36.4.1
	昭和37.4.1	昭和38.4.1
	昭和39.3.9	(39.4.1)
	昭和40.8.2	(40.4.1)
	昭和41.5.10	(40.4.1)
	昭和42.6.22	(42.4.1)
	昭和43.4.24	(43.4.1)

第1章 総 則

第1条 本学は、教育学部の1学部を置く大学である。(昭41.5.10 本条一部改正)

第2条 本学は、学芸諸般の研究ならびに教育の科学的探求につとめるとともに、学生の教養を高め、そのめざす専門の学芸と教育に関する理論及び實際を指導して、有為の教育者を養成することを目的とする。

第3条 本学に事務局および教務補導部を置く。

2 事務局および教務補導部に関する規程は、別に定める。(昭43.4.24 本条改正)

第4条 教育学部に次の3部を置く。

- 1 第一部
- 2 第二部
- 3 第三部(昭41.5.10 本条一部改正)

第5条 本学に専攻科を置く。専攻科に関する規程は別に定める。

第5条の2 本学に大学院を置く。

2 大学院に関する規程は別に定める。(昭41.5.10 本条追加)

第6条 本学に附属図書館を置く。

2 附属図書館に関する規程は別に定める。

第6条の2 教育学部に附属の研究施設を置く。(昭41.5.10 本条一部改正)

2 研究施設に関する規程は、別に定める。

第7条 本学に附属学校部を置く。附属学校部に関する規程は、別にこれを定める。

第8条 本学に附属小学校，附属中学校，附属高等学校，附属養護学校，附属幼稚園を置く。

第1章 学部のあゆみ

附属学校に関する規程は、別にこれを定める。

第9条 本学に附属農場を置く。附属農場に関する規程は別にこれを定める。

第10条 本学に寄宿舎の施設を設ける。寄宿舎に関する規程は別にこれを定める。

第2章 職員

第11条 本学に学長、部長、教授、助教授、講師、助手、附属学校の長および教員、教務職員、技術職員、事務職員を置く。

第12条 各部には、その長としてそれぞれ部長を置く。

2 部長は、教授である者をもってあてる。

第13条 事務局に局長、教務補導部および附属学校部にそれぞれ部長を置く。

局長は事務職員をもって、部長は教授である者をもってあてる。

第14条 削除（昭43.4.24）

第15条 附属図書館に、館長を置く。

2 館長は、教授である者をもってあてる。

第15条の2 附属研究施設に、施設長を置く。

2 施設長は、教授である者をもってあてる。

第16条 教育学部の部、附属図書館および附属学校部に事務部を置く。

2 事務部に事務長を置き、事務職員をもってあてる。（昭41.5.10 本条一部改正）

第17条 職員の職務に関しては、学校教育法、国立学校設置法施行規則および本学において別に規定する事務分掌規程の定めるところによる。

第3章 教授会

第18条 本学に教授会を置く。教授会に関する規程は、別に定める。

第4章 講座組織

第19条（削除）

第20条（削除）

第21条 第4条に定める各部に次の講座を置く。

1 第一部

国語国文学、漢文学、英語英文学、ドイツ語、フランス語、教育学、教育心理学、学校図書館学、聾教育、養護学校教育、幼稚園教育、国語教育、英語教育、哲学、法学、経済学、社会学、史学、地理学、社会科教育

2 第二部

数学、物理学、化学、生物学、地学、数学教育、理科教育

3 第三部

音楽、美術、書道、芸術学、音楽教育、美術教育、家政学、農学、工学、商学、体育学、体育科教育、家庭科教育、職業教育

第5章 課程および学生定員

第22条 本学の修業年限は、4年とする。

第23条 本学の課程は、初等教育教員養成課程（A類と略称する。）中等教育教員養成課程（B類と略称する。）特殊教育教員養成課程（C類と略称する。）特別教科教員養成課程（D類と略称する。）ならびに幼稚園教育教員養成課程（E類と略称する。）とする。（昭42.6.26 本項一部改正）

初等教育教員養成課程は、小学校教員養成を主とする課程である。

中等教育教員養成課程は、中学校教員養成を主とする課程である。

中等教育教員養成課程は次の専攻課程に分ける。

社会科、理科、家庭科、産業技術科、国語科、書道科、数学科、音楽科、美術科、保健体育科、英語科

特殊教育教員養成課程は、聾学校教員、養護学校教員および言語障害児教育教員養成を主とする課程である（昭43.4.24 本項一部改正）

特殊教育教員養成課程は、次の専攻課程に分ける。

聾教育専攻、養護学校教育専攻、言語障害児教育専攻（昭43.4.24 本項一部改正）

特別教科教員養成課程は、高等学校教員養成を主とする課程である。

特別教科教員養成課程は、次の専攻課程に分ける。

美術科、書道科、音楽科、保健体育科、理科（昭41.5.10 本項一部改正）

幼稚園教育教員養成課程は、幼稚園教員養成を主とする課程である。（昭42.6.20 本項追加）

第24条 初等教育教員養成課程の学生は、専攻科目において社会、理科、家庭、国語、数学、音楽、美術、保健体育のうち、1教科または教育・心理を選択必修しなければならない。

中等教育教員養成課程、特殊教育教員養成課程、特別教科教員養成課程の学生は、各専攻課程において次の表に示す選択必修科目のいずれか一つを選択必修しなければならない。

第1章 学部のあゆみ

類	専攻課程	選択必修科目
B 類	社会科学	法学・経済学・社会学・地理学・史学・「哲学・倫理学」
	理 科	物理学・化学・生物学・地学
	家庭科	家政学
	産業技術科	農学・工学・商学
	国語科	国語国文学・漢文学
	数学科	数学
	音楽科	音楽
	美術科	美術・工芸
	保健体育科	保健体育
英語科	英語英文学	
C 類	聾教育	聾教育
	養護学校教育	養護学校教育
	言語障害児教育	言語障害児教育
D 類	美術科	美術・工芸
	書道科	「書道・漢文学」
	音楽科	音楽
	保健体育科	体育学・体育運動学・保健学
	理 科	物理学・化学・生物学・地学

(昭43.4.24 本条一部改正)

第25条 学生の入学定員は次のとおりとする。

- 1 初等教育教員養成課程 680名
- 2 中等教育教員養成課程 170名
- 3 特殊教育教員養成課程
 - 聾教育専攻 15名
 - 養護学校教育専攻 20名
 - 言語障害児教育専攻 20名
- 4 特別教科教員養成課程
 - 美術科 30名
 - 書道科 30名
 - 音楽科 30名
 - 保健体育科 30名
 - 理 科 30名
- 5 幼稚園教育教員養成課程 30名

計 1,085名(昭43.4.24 本項一部改正)

初等教育教員養成課程の各選修課程，中等教育教員養成課程の各専攻課程の定員は，別に定める。

第26条 4年の課程を修了するには，4年以上在学し，その課程ごとに定める履修基準をみたさなければならない。

第27条 (削除)

第28条 各課程の履修基準および履修方法に関する細則は，別にこれを定める。

第29条 4年の課程を修了した者には，教育学士の称号を与える。

第6章 入退学，在学，休学，転学

第30条 入学の学期は，毎年4月とする。

第31条 本学に入学を出願できる者は，次の各号の1に該当する者でなければならない。

- 1 高等学校を卒業した者
- 2 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により，これに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- 3 外国において，学校教育における12年の課程を修了した者
- 4 文部大臣の指定した者
- 5 その他本学において，高等学校を卒業した者と同等以上の学力あると認められた者

第32条 入学志願者に対しては，調査書，学力検査，身体検査その他により選抜を行なって入学を決定する。

第33条 出願の手續および選抜の方法については，その都度これを公示する。

第34条 入学を許可された者は，本学所定の誓約書に保証人連署の上，戸籍抄本および入学料を添えて所定の期日までに提出しなければならない。

前項の手續をしない者は，入学の許可を取り消す。

第35条 学生が退学を希望する時は，保証人連署の上，事情を具して学長に願い出て許可を受けなければならない。

第35条の2 在学の期間は6か年以内とする。

ただし，特別の事情がある場合は，教授会の議を経て引続きその年数を延ばすことができる。

第36条 病気，学力劣等，その他の事由によつて，成業の見込みがないと認めるときは，教授会の議を経て退学を命じ，または除籍する。

第37条 学生が病気その他やむを得ない事情のため，2か月以上修学することができない時は，事情を具して学長に願い出て，許可を得た上で当該期間休学することができる。

ただし，病気の際は医師の診断書を添付しなければならない。

第1章 学部のあゆみ

第38条 休学の期間は1か年以内とする。

ただし、特別の事情がある場合には引続き許可を願い出て、2か年まで休学することができる。

休学期間中でもその事情が終った時は、届け出て復学することができる。

第38条の2 休学期間は、在学年数に算入しない。

第39条 他の大学の学生で、本学へ転入学を志願する者があった場合には、その事由および学力等を審査した上で、これを許可することができる。

転学願は、当該大学長を経由して提出しなければならない。

第40条 本学の学生で、他の大学へ転校を希望する者は、本学学長の承認を得なければならない。

第7章 懲 戒

第41条 学生が学校の秩序を紊し、その他本分に反した行為をしたときは、教授会の議を経て、学長がこれを懲戒する。

第42条 懲戒の種類は、戒告、停学、退学の3種類とする。

第8章 入学料及び授業料

第43条 入学料は金4,000円とする。(昭41.5.10 本条一部改正)

第44条 授業料は年額12,000円とし、次の2期に分けて納めなければならない。

前期(4月1日から9月30日まで)6,000円 4月30日まで

後期(10月1日から翌年3月31日まで)6,000円 10月31日まで

第45条 特別の事情があり、前条により難しい場合には、授業料の月割分納または、当該学年末までの延納を許可することができる。分納の月割額は年額の12分の1の額とし、7月、8月および3月の分も、これを徴収する。

第46条 前条により授業料の分納または延納を受けようとする者は、詳細な理由を付けた申請書を提出し、学長の許可を得なければならない。

第47条 休学した学生に対しては、その休学期間の授業料を免除する。

第48条 退学、停学の場合でもその学期に属する分の授業料は納めなければならない。

第49条 学資の支払が極めて困難な学生には、願い出により選考の上、授業料の全部または一部を免除することができる。

第50条 前条により授業料の減免を受けようとする者は、詳細な理由を付けた授業料の免除申請書に、貧困の事実を証明する市区町村長の証明書を添えて、学長に願い出なければならない。

第51条 授業料の減免および分納、延納の許可は、学期ごとに行なう。

第52条 一度納付した入学料および授業料はこれを返付しない。

第53条 授業料を定められた期間内に納めないときには、学長は出席を停止し、な

お、指定期間内に納めない者には、退学を命ずることができる。

第9章 学年，学期および休業日

第54条 学年は4月1日に始まり，翌年3月31日に終る。

第55条 学年を分けて次の2期とする。

前学期 4月から10月に至る。

後学期 11月から翌年3月に至る。

第56条 休業日は次のようにする。

国民の祝日および日曜日

創立記念日 5月31日

その他の休業日については，別にこれを定める。

第10章 臨時教員養成課程・聴講生・研究委託生

第57条 本学に臨時教員養成課程を置くことができる。

臨時教員養成課程に関する規程は，別に定める。

第58条 本学以外のもので，本学所定の学科のうち，特定の科目を選んで聴講を志望する者があるときは，支障のない限り選考の上，聴講生として許可することがある。聴講生に関する規程は別に定める。

第59条 本学以外のもので，公共機関からの委託により本学において，授業および研究指導を受けることを志望する者があるときは，支障のない限り選考の上，研究委託生としてこれを許可することがある。研究委託生に関する規程は，別に定める。

第11章 公開講座

第60条 本学に公開講座の施設を設ける。

公開講座に関する規程は別にこれを定める。

附 則

この学則は昭和24年7月1日から適用する。

附 則（昭和31.4.1）（抄）

2 昭和31年4月1日以前に在学する者の授業料については，第44条の規程にかかわらずなお従前のとおりとする。

附 則（昭和34.4.1）

この学則は，昭和34年4月1日から施行する。

ただし，昭和34年3月31日以前に入学し，引続き在学する者は，なお従前の例による。

附 則（昭和37.4.1）

この学則は，昭和37年4月1日から施行する。

ただし，第3条第1項の規程は，昭和37年5月16日から施行する。

附 則（昭和38.4.1）（抄）

第1章 学部のあゆみ

- この学則施行の際、現に在学するものにかかる授業料の額は、学則第44条の規程にかかわらず、なお従前の例による。

33 - 2 東京学芸大学教授会規程（昭和39 .3 .9 規程 1 ）

施 行 昭39 .4 .1
改正（施行） 昭42程 5（42 .6 .20）

第1条 本学の意思の形成および管理運営に関する基本的な事項を審議する最高の機関として、本学に教授会を置く。

第2条 教授会は、次の各号に定めるもので組織する。

- 学 長
- 教 授
- 助 教 授
- 専任講師

第3条 教授会は、次の事項を審議する。

- 東京学芸大学学則に規定すべき事項のうち、大学の目的、講座組織の変更、課程の設置廃止および課程修了の基準の変更等重要と認められる事項
- 研究および教育に関する重要な施設の設置廃止等の方針に関する事項
- （削除昭42程 5）
- 教官人事の基準に関する事項
- 教育公務員特例法第5条、第6条および第9条に定められた事項のうち、同法第25条の規定により、教授会の権限とされた事項（昭42程 5 本号一部改正）
- 各部部长、教務補導部长、附属図書館長、附属研究施設の長、附属学校部長および附属学校の長の選任方法ならびに任期に関する事項
- 教育計画および厚生補導の基本に関する事項
- 代議員会に関する事項

2 教授会は、別に定めるところによりその権限の一部を代議員会に委任する。

第4条 教授会は、学長が招集し、議長となる。

2 前項のほか学長は、第2条に定める教授会構成員の5分の1以上の連署による請求があったときは、教授会を招集しなければならない。

3 前項の請求は、その請求理由および議案を付して行なうものとする。

第5条 議案の提出者は、学長とする。

2 前項の規定にかかわらず教授会構成員は、その50名以上の連署をもって教授会に議案を提出することができる。

3 前項の議案の提出は、当該教授会の少くとも7日前に別に定める様式にしたがい学長に提出しなければならない。ただし、特に必要と認められる場合は、この限り

でない。

4 教授会構成員は、各部局長を通じて学長に議案の提出を請求することができる。

第6条 教授会は、必要に応じて、関係職員を出席させ説明を求め、意見を述べさせることができる。

第7条 教授会の議事に関する規程は、教授会の議を経て別に定める。

第8条 この規程は、教授会出席者の3分の2以上の賛成がなければ改廃することができない。

附 則（昭和39.3.9）

この規程は、昭和39年4月1日から施行する。

33 - 3 東京学芸大学代議員会規程（昭和39.3.9規程3）

施行 昭和42.4.1
改正(施行) 昭42程6(42.6.20)

第1条 本学に教授会からその権限を委任された事項について審議するために代議員会を置く。

第2条 代議員会は、次の各号に定める者をもって組織する。

- 1 学 長
- 2 各 部 部 長
- 3 教務補導部長
- 4 附属図書館長
- 5 附属学校部長
- 6 教授会構成員の10分の1に相当する選出代議員

第3条 前条第6号の代議員の任期は2年とし、再選を妨げない。ただし、補欠として選出された代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条 定例代議員会は、毎月1回学長が招集し議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、学長は、必要に応じて臨時に代議員会を招集することができる。

3 学長に事故あるときは、あらかじめ学長の指名した者が議長となる。

第5条 議案の提出者は、学長とする。

2 教授会構成員は、各部局長を通じて学長に議案の提出を請求することができる。

第6条 代議員会は、次の事項について審議する。

- 1 東京学芸大学学則およびその他の諸規程の制定、改廃に関する事項
- 2 教育計画の編成および運営に関する事項
- 3 学生の入学・卒業および修了の認定に関する事項
- 4 学生の厚生補導および身分に関する事項

第1章 学部のおゆみ

5 研究の推進助成に関する事項

6 予算に関する重要事項

7 研究施設，附属学校およびその他重要な施設の設置・廃止・統合ならびに移転に関する事項

8 教育公務員特例法第4条および第7条に定められた事項のうち，同法第25条の規定により，教授会または協議会の権限とされた事項（昭42程6 本号一部改正）

9 そのほか学長が必要と認めた事項

第7条 代議員会は，必要に応じて関係職員を出席させ，説明を求め，意見を述べさせることができる。

第8条 代議員会において決定した事項は，教授会に報告しなければならない。

2 前項の報告は，部教官会への報告をもってこれにかえることができる。

第9条 代議員会の議事および議事要録は，原則として教授会構成員に対して公開する。ただし代議員会において必要と認めた場合は，非公開とすることができる。

第10条 代議員会の議事に関する規程は，代議員会の議を経て別に定める。

第11条 この規程は，代議員総数の3分の2以上の賛成がなければ改廃することができない。

2 前項の改廃は，教授会の承認を得なければならない。

附 則（昭和39.3.9）

第1条 この規程は，昭和39年4月1日から施行する。

第2条 第2条第6号に規定する選出代議員の数は当分の間30名とする。

33 - 4 東京学芸大学各部運営規程（昭和39.3.9規程第6号）

施 行 昭和39.4.1

第1条 東京学芸大学学則第4条に定める各部の共通事項はこの規程に定めるところによる。

第2条 各部に部長をおく。任期は2年とし再選を妨げない。

2 部長は部を総括し，これを代表する。

第3条 各部に部教官会をおき，部長が招集し議長となる。

2 部教官会は，毎月1回以上定期に開くものとする。ただし，必要に応じ臨時に開くことができる。

第4条 部教官会は，その部に所属する教授，助教授，専任講師および助手をもって組織する。

第5条 部教官会は，次の事項を審議する。

1 部限りの教育および研究に関する事項

- 2 部に属する教科を専攻，選修する学生の課程修了の認定に関する原案の作成
- 3 教授会，代議員会から意見を求められた事項およびこれらに対して提案する事項
- 4 その他部長が必要と認めた事項

第6条 東京学芸大学教官選考規程の定めるところにより教官選考委員会を必要に応じ開設し，候補者の選定を行なう。

第7条 各部に教務補導委員会をおき，部所属の教官8名をもって組織する。

第8条 教務補導委員会は，部の運営について部長を補佐し，その諮問に応ずるとともに部教官会にはかるべき事項の原案を作成する。

第9条 部の運営についての細則は，部長が別に定める。

附 則（昭和39.3.9）

この規程は昭和39年4月1日から施行する。

33 - 5 東京学芸大学事務組織規則（昭和41.6.25規則）

施 行 昭41.4.1
改正（施行） 昭43則4（43.4.1）

第1章 総 則

（目 的）

第1条 この規則は，学則第3条の規定に基づき，本学の事務組織について定め，事務の能率的な運営を確保することを目的とする。（昭43則4 本条一部改正）

（事務局・教務補導部）

第2条 本学に，庶務，会計および施設等に関する事務を処理させるため，事務局をおく。

2 本学に，教務および学生の厚生補導に関する事務を処理させるため，教務補導部をおく。

（部局・事務組織）

第3条 事務局および教務補導部以外の部局の事務組織については，別に定める。

第2章 事 務 局

第1節 組 織

第4条 事務局に庶務部，経理部および施設課をおく。

（分 課）

第4条の2 庶務部に次の2課をおく。

- 1 庶務課
- 2 人事課

2 経理部に次の2課をおく。

第1章 学部のあゆみ

- 1 主計課
- 2 経理課

(係)

第4条の3 前2条の課には係をおく。

- 2 係の名称および所掌事務に関する規則は、別に定める。

第2節 所掌事務

(庶務課)

第5条 庶務課においては、次の事務をつかさどる。

- 1 大学の事務に関し、総括し、および連絡調整すること
- 2 学内の教育研究の組織および事務組織の整備ならびに事務能率の増進に関する
こと
- 3 機密に関すること
- 4 学則その他学内例規の制定・改廃に関すること
- 5 教授会および代議員会等の会議に関すること
- 6 儀式その他行事に関すること
- 7 学位に関すること
- 8 在内外研究員に関すること
- 9 学術団体等との連絡に関すること
- 10 渉外に関すること
- 11 公印の管守、公文書類の発受および整理保存に関すること
- 12 統計・調査および報告等に関すること
- 13 その他、他の部および課の所掌に属さない事務を処理すること

(人事課)

第5条の2 人事課においては、次の事務をつかさどる。

- 1 職員の任免、分限、懲戒および服務等に関すること
- 2 職員の給与に関すること
- 3 職員の研修および勤務評定に関すること
- 4 職員の健康管理、福利および災害補償に関すること
- 5 職員の定員に関すること
- 6 職員の恩給、共済組合の長期給付および退職手当に関すること
- 7 職員宿舍の居住者の選考に関すること
- 8 職員の団体にに関すること
- 9 栄典、表彰に関すること
- 10 人事記録に関すること
- 11 課の所掌事務の調査および報告に関すること

12 その他人事に関すること

(主計課)

第6条 主計課においては、次の事務をつかさどる。

- 1 会計事務に関し、総括し、および連絡調整すること
- 2 予算に関すること
- 3 債権管理の総括事務に関すること
- 4 物品管理の総括事務に関すること
- 5 会計の監査に関すること
- 6 支出負担行為の確認に関すること
- 7 国有財産に関すること
- 8 職員の宿舎に関すること
- 9 土地、建物の借入れに関すること
- 10 会計官吏の公印の管守に関すること
- 11 会計諸規程に関すること
- 12 会計に関する渉外事務を処理すること
- 13 課の所掌事務の諸報告に関すること
- 14 学内の警備取締りに関すること
- 15 安全管理（施設課の所掌に属するものを除く。）に関すること
- 16 その他会計事務で経理課の所掌に属しない事務を処理すること

(経理課)

第6条の2 経理課においては、次の事務をつかさどる。

- 1 収入、支出および決算に関すること
- 2 歳入歳出外現金および有価証券に関すること
- 3 債権の管理に関すること
- 4 前渡資金に関すること
- 5 給与等の支給に関すること
- 6 所得税等の徴収に関すること
- 7 物品の管理に関すること
- 8 委任経理に関すること
- 9 科学研究費等の経理に関すること
- 10 計算証明に関すること
- 11 共済組合に関すること
- 12 課の所掌事務の諸報告に関すること
- 13 その他会計経理に関すること

第1章 学部のあゆみ

(施設課)

第7条 施設課においては、次の事務をつかさどる。

- 1 施設整備に関し、総括し、および連絡調整すること
- 2 営繕工事に関し、企画し、および予算案を準備すること
- 3 施設の立地計画、環境整備および確保、保全に関すること
- 4 営繕工事の設計に関すること
- 5 工事費の積算に関すること
- 6 営繕工事の入札および請負契約に関すること
- 7 営繕工事の施行に関すること
- 8 営繕工事の検査に関すること
- 9 工所用資材の検収および監守等に関すること
- 10 建物、土地、電気、ガス、水道、電話、暖房施設等の維持保全に関すること
- 11 課の所掌事務の調査および報告に関すること
- 12 その他営繕に関すること

(昭43則4 本章一部改正)

第3章 教務補導部

第1節 組織

(分課)

第8条 教務補導部に次の3課をおく。

- 1 教務課
- 2 学生課
- 3 厚生課

(係)

第8条の2 前条の課には係をおく。

- 2 係の名称および所掌事務に関する規則は、別に定める。

第2節 所掌事務

(教務課)

第9条 教務課においては、次の事務をつかさどる。

- 1 教務補導部の事務に関し、連絡調整すること
- 2 入学者の選抜および卒業、修了に関すること
- 3 教育課程の編成および授業に関すること
- 4 学生の修学指導に関すること
- 5 学生の学業成績の整理および記録に関すること
- 6 学生の学籍に関すること
- 7 外国人学生に関すること

- 8 教育職員の免許に関すること
- 9 現職教育等に関すること
- 10 公開講座に関すること
- 11 課の所掌事務の調査および報告に関すること
- 12 その他教務に関すること

(学生課)

第10条 学生課においては、次の事務をつかさどる。

- 1 学生相談に関すること
- 2 学生の課外教育に関すること
- 3 学生および学生団体の指導監督に関すること
- 4 学生の学籍その他記録（教務課の所掌に属するものを除く。）に関すること
- 5 課外活動施設の管理に関すること
- 6 学生の賞罰に関すること
- 7 課の所掌事務の調査および報告に関すること
- 8 その他、他の課の所掌に属しない学生の厚生補導に関すること

(厚生課)

第11条 厚生課においては、次の事務をつかさどる。

- 1 学生の経済相談に関すること
- 2 学生に対する奨学金、授業料の減免、猶予および経済援助に関すること
- 3 学生に対する職業指導および就職あっせんに関すること
- 4 学生の保健管理および保健施設の管理運営に関すること
- 5 学生の厚生施設の管理運営および厚生事業に関すること
- 6 学寮における生活指導および学寮の管理運営に関すること
- 7 学生旅客運賃割引証に関すること
- 8 課の所掌事務の調査および報告に関すること
- 9 その他学生の厚生福祉に関すること

(昭43則4 本章一部改正)

第4章 職員

(部長および次長)

第12条 事務局に庶務部長および経理部長を、教務補導部に教務補導部次長をおく。

- 2 庶務部長、経理部長および教務補導部次長は事務職員をもってあてる。

(課長)

第13条 課には課長をおく。

- 2 課長は事務職員または技術職員をもってあてる。ただし、教務補導部の課長にあつては、必要がある場合には、教授・助教授もしくは講師である者をもってあてる

第1章 学部のあゆみ

ことができる。

(課長補佐)

第14条 課には課長補佐をおくことができる。

2 課長補佐は事務職員または技術職員をもってあてる。

(係長)

第15条 係には係長をおく。

2 係長は事務職員または技術職員をもってあてる。

(昭43則4 本章追加)

附 則

この規則は、昭和41年4月1日から施行する。

33 - 6 東京学芸大学長選考規程(昭和27.9.24規程1)

施行 昭和27.9.24

改正(施行) 昭和31.7.17

昭和40程2(40.8.2)

昭和42程9(42.4.1)

第1条 東京学芸大学長(以下「学長」という。)の選考は教育公務員特例法第4条の規定に基き、東京学芸大学協議会(以下「協議会」という。)が、この規程により行なう。

第2条 協議会は次の場合に、学長候補者の選考を行なう。

- 1 学長の任期が満了するとき
- 2 学長が辞任を申し出たとき
- 3 学長が欠員となったとき

2 学長候補者の選考は、前項第1号の場合は、任期満了の少くとも1か月以前に行なう。前項第2号および第3号の場合は、辞任の申し出があったとき、または欠員となったときから、1か月以内に行なうことを原則とする。

第3条 学長の選考は、選挙により、これを行なう。

2 学長候補者の選挙の運営については、協議会の委嘱を受けて、学長選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」という。)が、これに当るものとする。

第4条 選挙管理委員会は、左の各号にかかげる13人の委員をもって組織する。

- 1 教授会構成員が互選した者 9人
- 2 代議員が互選した者 3人
- 3 代議員会が委嘱する事務職員 1人

2 前項第1号の教授会構成員の互選は、各部(附属特殊教育研究施設は第一部を含む)ごとに、2人連記無記名投票によりこれを行なう。この場合において、各部よ

り選出する委員の数はそれぞれ3人とする。前項第2号の代議員の互選は単記無記名投票によりこれを行なう。(昭42程9 本項一部改正)

- 3 選挙管理委員会に委員長および副委員長各1人をおき委員の互選により定める。
- 4 委員長は、選挙管理委員会の会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときは、その職務を代理し、委員長が欠員のときは、その職務を行なう。
- 6 選挙管理委員会の委員が、学長候補者推薦委員会(以下「推薦委員会」という。)の委員もしくは学長適任者に推薦されたとき、または選挙資格を失ったときは、その職を失う。(昭40程2 本条一部改正)

第5条 学長候補者は、人格が高潔で、学識が優れ、且つ教育行政に関し、識見を有する者の中から、これを選考する。

第6条 学長候補者の選挙は、推薦委員会から、推薦された学長適任者について第1次および第2次に分けて、これを行なう。

第7条 推薦委員会は、次にかかげる18人の委員をもって組織する。

- 1 教授会構成員が互選した者 14人
- 2 附属学校の教官 2人
- 3 文部事務官及び文部技官 2人
- 2 前項第1号の教授会構成員の互選は3人連記無記名投票によりこれを行なう。
- 3 推薦委員会に委員長1人をおき、委員の互選によって定める。委員長は委員会の会務を総理する。
- 4 推薦委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければこれを開くことができない。
- 5 推薦委員会の委員が学長適任者に推薦されたとき、または選挙資格を失ったときは、その職を失う。

第8条 推薦委員会は、次の各号に定める方法により学長適任者を選定する。

- 1 教授会構成員(推薦委員会の委員を除く。)の単記無記名投票による得票高点順に若干人
- 2 本学における専任の本官者(教授会構成員及び推薦委員会の委員を除く。)20人以上により推薦された者若干人
- 2 前項第1号の場合において、得票数20票以上のものは、必ずこれを学長適任者として加えなければならない。
- 3 第1項および第2項に定めるもののほか、推薦委員会は必要があるときは学長適任者として若干人を加えることができる。

第9条 前条第1項第2号の学長適任者を、推薦しようとするときは、推薦委員会が定める期間内に、連署をもって推薦委員会に届けなければならない。但し、この

第1章 学部のあゆみ

場合の学長適任者の推薦は、1人1名に限る。

第10条 推薦委員会は、第8条により、選定された学長適任者の氏名を得票数及び順位を示さず、経歴を付して五十音順に配列して、これを発表する。

第11条 学長候補者の選挙有資格者は、第一次選挙においては、選挙公示日に、現に在任する本学専任の教授、助教授、講師、助手、附属学校教官、文部事務官及び文部技官とし、第二次選挙においては、選挙公示日に現に在任する教授会の構成員、附属学校（校長を除く。）代表各校1名及び事務長以上の文部事務官または文部技官とする。

2 選挙公示日の休職者は、選挙有資格者となることはできない。

第12条 第1次選挙は、前条第1項の選挙有資格者により、選挙管理委員会の管理の下に、学部、附属学校各地区ごとに同時に、これを行なう。（昭40程2 本条一部改正）

第13条 第1次選挙は第10条により発表せられた学長適任者について単記無記名投票により、第2次選挙の候補者として得票高点順に3名を選定する。但し、末位に得票同数の者があるときは、そのすべてを採る。

2 前項の選挙は、不在者投票を認める。

3 選挙管理委員会は、第2次選挙の候補者の氏名を得票数及び順位を示さず五十音順に配列して選挙当日中に、これを発表する。

第14条 第2次選挙は、第11条第1項の選挙有資格者の3分の2以上により、第2次選挙の候補者について、選挙管理委員会の定める場所において、これを行なう。

2 前項の選挙は単記無記名投票によりこれを行なう。

第15条 第2次選挙の結果、選挙有効投票の過半数を得た者を、学長候補当選者とする。

2 前項の投票において、過半数を得た者がいないときは、次の方法によって、下位の候補者を除き、残った候補者について再投票を行なう。下位候補者の除外は、下位の者から得票数を順次加算して、有効投票数の半数に最も近く、且つ、半数未満となるまでに含まれる得票者とする。

3 前項の投票において、なお、有効投票の過半数を得た者がいないときは繰り返し投票を行なう。

第16条 学長候補当選者が、学長となることを辞任したときは、この規程により、あらためて選考を行なうものとする。

第17条 学長の任期は4年とし、再選を妨げない。但し引き続き6年をこえて在任することはできない。

第18条 この規程の実施に関する細則は、選挙管理委員会が定める。

附 則（昭和27.9.24）

この規程は昭和27年9月24日から施行する。

33 - 7 東京学芸大学役付職員選考規程（昭和42.6.20規程2）

施 行 昭和42.6.20

（選 考）

第1条 本学の学部主事，附属図書館長，教務補導部長，附属学校部長，附属特殊教育研究施設長および附属学校の長（以下「役付職員」という。）の選考は，この規程の定めるところにより，学長が行なう。

第2条 学長は，次の各号に掲げる事由の生じたときは，役付職員の選考を行なわなければならない。

- 1 当該職にある者の任期が満了するとき
- 2 当該職にある者の辞任の申し出を学長が受理したとき
- 3 当該職に欠員が生じたとき

2 役付職員の選考は，前項第1号の場合は，任期満了の1月前までに行ない，同項第2号および第3号の場合は，当該事由の生じたときから1月以内に行なうものとする。

（選考の方法）

第3条 役付職員の選考は，役付職員候補者（以下「候補者」という。）のうちから行なう。

- 2 前項の候補者となることのできる者は，本学専任の教授とする。
- 3 第1項の候補者の選出は，選挙またはその他の方法により，選考の対象となっている役付職員1名につき，それぞれ3名とする。ただし，附属学校の長の場合にあっては，当該選考の対象となっている附属学校の長の数が2以上であるときは，当該数の2倍とする。

（学部主事候補者の選出）

第4条 学部主事候補者の選出は，各部ごとに，当該部所属の教授のうちから当該部の教官会構成員による選挙により行なう。

（附属図書館長候補者，教務補導部長候補者および附属学校部長候補者の選出）

第5条 附属図書館長候補者，教務補導部長候補者および附属学校部長候補者の選出は，教授会構成員による選挙により行なう。

（附属特殊教育研究施設候補者の選出）

第6条 附属特殊教育研究施設長候補者の選出は，当該研究施設専任の教授のうちから，附属特殊教育研究施設運営委員会が行なう。

第1章 学部のあゆみ

(附属学校の長候補者の選出)

第7条 附属学校の長候補者の選出は、次の各号に掲げる者で構成する附属学校の長候補者選出委員会(以下「選出委員会」という。)が行なう。

- 1 附属学校部長
 - 2 学 部 主 事
 - 3 各号ごとに当該部所属の教授会構成員が互選した者各2名
 - 4 附属学校の教頭が互選した者 4名
- 2 選出委員会に委員長をおき、附属学校部長をもってあてる。
- 3 選出委員会の議事手続については、選出委員会が別に定める。

(各部部長)

第8条 各部部長は、学部主事をもってあてる。

(任期等)

第9条 役付職員の任期は、2年とし、再任をさまたげない。ただし、附属学校の長の場合は、3年とし、引き続き6年を越えない限り、再任をさまたげない。

- 2 第2条第1項第2号および第3号の規定により選考された者の任期は、前任者の残余の期間とする。

(期間の計算)

第10条 役付職員の任期の計算にあたっては、4月1日をそれぞれその起算日とする。

附 則

- 1 この規程は、昭和42年6月20日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現にその職にある者は、この規程により選考されたものとみなす。
- 3 役付職員のうち、年度の途中において任期満了となる者の任期は当該年度の前年度の末日までとする。
- 4 第6条の規定にかかわらず、同条の教授には、当分の間、教授である当該研究施設運営委員会委員を含むものとする。
- 5 次の規程は、廃止する。

東京学芸大学学部主事選考規程(昭和41年規程第1号)

東京学芸大学附属図書館長選考規程(昭和30年規程第1号)

東京学芸大学教務補導部長及び分校主事選考規程(昭和28年規程第1号)

東京学芸大学附属学校部長選考規程(昭和28年規程第3号)

東京学芸大学附属学校長選考規程(昭和28年規程第4号)

33 - 8 東京学芸大学選挙規程（昭和42.6.20規程3）

施行 昭42.6.20
改正(施行) 昭43程2(43.1.27)
昭43程5(43.4.1)

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、学部主事、附属図書館長、教務補導部長および附属学校部長の各候補者選挙ならびに代議員選挙について定め、その能率的な運営を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において選挙権者および被選挙権者とは、当該選挙の対象となっている職等の選考規程に定める選挙権者および被選挙権者をいう。

(選挙の実施)

第3条 選挙管理委員会は、次の各号に掲げる事由の生じたときは、選挙を実施しなければならない。

- 1 東京学芸大学役付職員選考規程の定めるところにより役付職員候補者の選出が必要となったとき
- 2 代議員の任期満了のときのすくなくとも10日前
- 3 代議員の各選挙母体ごとの定員の5分の1以上の欠員が生じたとき
- 4 教授会において代議員会の不信任案が可決されたとき（昭和43程2 本号追加）

(公 示)

第4条 選挙管理委員会は、任期満了に伴う選挙の場合にあっては、その任期満了の50日前までに、その他の選挙の場合にあっては、その事由の生じた日から10日以内に選挙の施行を公示しなければならない。

第2章 選挙管理委員会

(設置・構成)

第5条 選挙を管理する機関として、本学に、全学選挙管理委員会を、各部に、それぞれ各部選挙管理委員会をおく。

- 2 全学選挙管理委員会委員は、各部教官会において、当該部所属の教授会構成員のうちから各3名を選出し、学長が委嘱する。
- 3 各部選挙管理委員会委員は、各部教官会において、当該部所属の教授会構成員のうちから3名を選出し、各部部長が委嘱する。
- 4 全学選挙管理委員会および各部選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）委員の任期は、就任の日から起算して2年とする。ただし、任期の中途において委嘱された後任者の任期は、前任者の残余の期間とする。

第1章 学部のあゆみ

5 選挙管理委員会に委員長をおき、委員の互選により選出する。

6 委員長は、会務を総括する。

(選挙管理委員会の所管区分)

第6条 全学選挙管理委員会は、附属図書館長、教務補導部長、附属学校部長および全学選出代議員選挙を、各部選挙管理委員会は、学部主事、各部選出代議員選挙をそれぞれ管理する。

(会議)

第7条 選挙管理委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開き、議決をすることができない。

2 選挙管理委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。

第3章 選挙権者、被選挙権者および被選挙権者名簿

(選挙権者および被選挙権者の確定)

第8条 この規程により施行する選挙の選挙権者および被選挙権者は、選挙施行公示日に在職する者をもって確定する。

(被選挙権者名簿)

第9条 選挙管理委員会は、選挙施行公示日現在における被選挙権者名簿を公示しなければならない。

第4章 投票および開票

(選挙の方法)

第10条 選挙は、当該選挙管理委員会が定める投票所において、単記無記名投票により行なう。ただし全学選出代議員選挙の場合にあつては、2名連記無記名投票とする。

(投票の方法)

第11条 投票は、当該選挙管理委員会が交付する別に定める投票用紙により、本人が投票所に出頭して行なうものとする。

2 前項の規定にかかわらず、公務により出張中の者は、別に定めるところにより、不在者投票を行なうことができる。

(無効投票)

第12条 この規定および選挙管理委員会の定める細則に違反してなされた投票は、無効とする。

2 前項の無効の判断およびその他投票の効力については、当該選挙管理委員会が決定する。

(投票・開票)

第13条 選挙管理委員会は、各投票所ごとに投票立会人若干名をおき、投票を管理するとともに、投票終了後は、投票箱を厳封のまま、すみやかに所定の開票所に移

し、ただちに開票しなければならない。

- 2 前項の開票にあたっては、選挙管理委員会は、開票立会人若干名をおかなければならない。

(当選者)

第14条 前条による開票の結果、得票高点順に所定の員数をもって、当選者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、末位に同順位の者があるときは、そのすべての者を当選者とする。ただし、代議員選挙の場合においては、抽せんにより所定の員数をもって、当選者とする。
- 3 選挙管理委員会は、前2項の当選者を公示するとともに、すみやかに、学長に、得票数を添えて報告しなければならない。

第5章 雑 則

(細則制定)

第15条 選挙管理委員会は、この規程施行のために必要な細則を定めることができる。

(庶 務)

第16条 全学選挙管理委員会の庶務は、庶務部が、各部選挙管理委員会の庶務は、各部事務部が処理する。(昭43程5 本条一部改正)

附 則

- 1 この規程は、昭和42年6月20日から施行する。
- 2 第5条第4項の規定にかかわらず、第1期の選挙管理委員会委員の任期は、昭和44年3月31日までとする。
- 3 次の細則は廃止する。

東京学芸大学附属図書館長選考規程実施細則(昭和30年細則第1号)

東京学芸大学教務補導部長選考規程実施細則(昭和28年細則第1号)

東京学芸大学附属学校部長選考規程実施細則(昭和28年細則第2号)

東京学芸大学附属学校長選考規程実施細則(昭和39年細則第1号)

33 - 9 東京学芸大学教官選考規程(昭和28.10.15規程5)

施 行 昭和28.10.21

(趣 旨)

第1条 東京学芸大学の教授、助教授、講師及び助手の採用及び昇任の選考は、教育公務員特例法第4条第1項の規定に基き、東京学芸大学長(以下「学長」という。)が東京学芸大学代議員会(以下「代議員会」という。)の議に基いてこれを行なう。

第1章 学部のあゆみ

(選考委員会)

第2条 教授、助教授又は講師(以下「教官」という。)について採用又は昇任のため選考の必要を生じた場合においては、その都度代議員会は、第3条の定めるところによりそれぞれの目的を示す名称を冠する教官候補者選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設けるものとする。

2 学長は、前項の選考をするに当っては、代議員会の審議決定前に、選考委員会の審査に附さなければならない。

(選考委員会開設の申請又は請求)

第3条 選考委員会開設の申請は、教官選考の必要を生じた当該講座が代議員会に対して行なうものとする。

2 新たに設けられる講座、その他特別の事由により、教官選考の必要を生じた場合においては、学長は当該選考委員会の開設を代議員会に請求することができる。

3 前2項の申請又は請求に当っては、選考を必要とする教官の職名及び員数を示し、選考される当該教官候補者(以下「候補者」という。)の氏名は表わさないものとする。ただし、特別の事由ある場合はこの限りでない。

4 代議員会は、前項の申請又は請求された事項について審査の結果、妥当であると認めるときは、選考委員会を設けるものとする。

(選考委員会の組織)

第4条 選考委員会は、左の各号に掲げる代議員会の委嘱する7人の教授たる委員をもって組織する。

- | | |
|---|----|
| 1. 当該講座 | 1人 |
| 2. 当該講座(教科教育の講座にあつては、当該講座と密接な関係のある専門教科の講座を含む。)所属の教授 | 2人 |
| 3. 関係講座所属の教授 | 2人 |
| 4. 分校主事、教務補導部長又は附属学校部長 | 1人 |
| 5. 代議員 | 1人 |

2 前項第2号又は第3号の委員は、それぞれ当該講座又は関係講座の推せんにより、同項第4号の委員は分校主事、教務補導部長及び附属学校部長の互選により、同項第5号の委員は、代議員(当該講座及び関係講座に所属する代議員を除く。)の互選による。

3 第1項第2号又は第3号の当該講座に当該号に定める員数の教授の定員がない場合においては、同項第2号又は第3号に定める委員の員数はそれぞれ1人とする。

4 第1項第2号又は第3号の当該講座又は関係講座にそれぞれ当該号に定める員数の教授がいけない場合は、代議員会は助教授をもってこれに充てることができる。

5 第1項第3号の関係講座の決定は、あらかじめ、当該講座の意見を聞いて、その

都度代議員会が行なう。新たに設けられる講座及びその関係講座の決定、その他特別の事由ある場合については、あらかじめ学長の意見を聞いて代議員会が定める。
(選考委員となることができない者)

第5条 候補者は、当該選考委員会の委員となることができない。この場合において、候補者が当該講座主任であるときは、当該講座主任は、当該講座に所属する教授又は助教授のうちから選考委員となるべき代理者を選定しなければならない。
(選考委員会の委員長)

第6条 選考委員会に委員長1人をおき、分校主事、教務補導部長又は附属学校部長たる委員をもって充てる。

2 委員長は、選考委員会の会務を総理する。

(選考委員会の成立)

第7条 選考委員会は、委員長が教官会議に報告し、又は文書その他の方法により教官に通知若しくは公告したときに成立する。

(選考委員会の職務)

第8条 選考委員会は、第9条の規定により推せんされた候補者について東京学芸大学教官選考基準(以下「選考基準」という。)に基き、あらかじめ当該講座の意見を聞いて慎重に審査しなければならない。

(候補者の推せん)

第9条 学長、当該講座及び教官は、選考委員会に対して候補者を推せんすることができる。

2 前項の規定により候補者を推せんしようとする者は、当該候補者について、選考されるべき講座名、職名、氏名、履歴書及び業績に関する書類その他必要な参考資料を選考委員会に提出しなければならない。

(選考委員会の会議)

第10条 選考委員会の会議は、必要に応じ、随時委員長が招集し、その議長となり、議事を整理する。

2 選考委員会は、第11条に定める場合を除き、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

(第1次適格者の選定)

第11条 選考委員会は、第1次適格者を選定しようとするときは、全員の委員が出席して議事が行なわれることを原則とする。

2 前項の選定は、各候補者について委員全員の単記無記名投票により賛否の投票を行なうものとし、過半数の適格賛成票を得た者を第1次適格者とする。ただし、止むを得ない事由があるときは、委員長は委員の不在投票を認めることができる。

第1章 学部のあゆみ

(第1次適格者の代議員会に対する報告及び説明)

第12条 選考委員会は、前条の規定により選定された第1次適格者の氏名を、その者の職名、履歴及び業績を示す書類その他必要な資料とともに、代議員会に報告し及び審議の経過を説明しなければならない。

2 前項の場合において、第1次適格者が2人以上あるときは、これに順位を附するものとする。

(代議員会の審査)

第13条 代議員会は、前条の規定により選考委員会から報告及び説明された第1次適格者について慎重に審査しなければならない。

2 代議員会は、必要があると認めるときは、選考委員会に再調査を命ずることができる。

3 代議員会は、前条の規定による審査が終了した場合においても、直ちに採決することはできない。

4 前項の採決は次回の代議員会において、すべての第1次適格者に対してそれぞれその賛否について単記無記名投票により行なうものとする。

(第2次適格者の選定)

第14条 前条の投票において出席代議員の3分の2以上の適格賛成票を得た者をすべて第2次適格者とする。

(採用あるいは昇任予定者の選定)

第15条 前条の規定により選定された第2次適格者が1人のときは、その者を採用あるいは昇任予定者(以下「予定者」という。)とし、第2次適格者が2人以上あるときは、選定投票を行ない、最多数の得票を得た者を予定者とする。この場合において得票同数の者が2人以上あるときは、選考委員会の定めた順位に従う。

(就任の交渉及び辞退)

第16条 予定者に対する就任の交渉は、学長が行なう。

2 前項の場合において予定者がその就任を辞退したときは、残余の第2次適格者について再び選定投票を行ない候補者を選定するものとする。

3 前項の規定による予定者がその就任を辞退したときは、新たな選考委員会において改めて選考を行なうものとする。

(選考の制限)

第17条 選考を受けて失格した候補者は、1年を経過した後でなければ同一職名について候補者となることができない。

(選考委員会の任務終了)

第18条 選考委員会の任務は、第15条の規定により予定者が選定されたときに終了するものとする。

(兼任の教官の選考)

第19条 兼任の教官の採用又は昇任の選考については、第2条から前条までの規定を準用する。

(助手の選考)

第20条 助手の採用又は昇任の選考は、選考基準により当該講座主任又は関連のある講座主任が、代議員会の承認を得て行なうものとする。

(副手の選考)

第21条 副手の採用の選考については、前条の規定を準用する。

附 則 (昭和28.10.5)

この規程は、昭和28年10月21日から施行する。

34 現行の学則等

《学 則》

34 - 1 東京学芸大学学則

(昭和25年5月2日
制 定)

改正(施行)昭34.4.1 昭34.4.1 昭35.4.1 昭36.4.1 昭37.4.1 昭38.4.1 昭39.3.9
(39.4.1) 昭40.8.2(40.4.1) 昭41.5.10(41.4.1) 昭42.6.20(42.4.1) 昭43.4.24(43.4.1) 昭44.8.27(44.4.1) 昭45.6.6(45.4.1) 昭46.4.12(46.4.1) 昭47.4.7(47.4.7)
昭48.4.19(48.4.19) 昭48.9.28(48.10.1) 昭49.3.18(49.3.18) 昭50.4.17(50.4.17) 昭51.5.20(51.5.20) 昭53.5.11(53.4.1) 昭53.9.7(53.9.7) 昭54.3.8(54.4.1) 昭54.4.7(54.4.1) 昭54.7.5(54.7.5) 昭54.10.4(54.10.4) 昭55.1.10(55.1.10) 昭55.7.3(55.4.1) 昭57.6.3(57.4.1) 昭62学則1(62.3.9) 昭62学則2(62.5.28) 昭63学則1(63.4.1) 昭63学則2(63.12.8) 平3学則1(3.2.7) 平3学則2(3.4.1) 平3学則3(3.4.1) 平3学則4(3.4.1) 平4学則1(4.5.7) 平5学則1(5.12.2) 平6学則1(6.4.1) 平6学則2(6.6.24) 平7学則1(7.4.1) 平9学則2(9.4.3) 平10学則2(10.4.9)

第1章 総則

第1条 本学は、教育学部の1学部を置く大学である。

第2条 本学は、学芸諸般の研究並びに教育の科学的探究につとめるとともに、学生の教養を高め、そのめざす専門の学芸と教育に関する理論及び實際を指導して、有為の教育者を養成することを目的とする。

第3条 本学に事務局を置く。

2 事務局に関する規程は、別に定める。

第1章 学部のあゆみ

第4条 教育学部に次の4部を置く。

- (1) 第一部
- (2) 第二部
- (3) 第三部
- (4) 第四部

2 教育学部の組織及び運営については、別に定める。

第5条 削除

第5条の2 本学に特殊教育特別専攻科を置く。

2 特殊教育特別専攻科に関する規程は、別に定める。

第5条の3 本学に大学院を置く。

2 大学院に関する規程は、別に定める。

第6条 本学に附属図書館を置く。

2 附属図書館に関する規程は、別に定める。

第6条の2 教育学部に附属特殊教育研究施設，附属環境教育実践施設及び附属教育実践総合センターを置く。

2 附属特殊教育研究施設，附属環境教育実践施設及び附属教育実践総合センターに関する規程は、別に定める。

第6条の3 本学に留学生センターを置く。

2 留学生センターに関する規程は、別に定める。

第6条の4 本学に海外子女教育センターを置く。

2 海外子女教育センターに関する規程は、別に定める。

第6条の5 本学に保健管理センターを置く。

2 保健管理センターに関する規程は、別に定める。

第7条 本学に附属学校部を置く。附属学校部に関する規程は、別に定める。

第8条 本学に附属小学校，附属中学校，附属高等学校，附属養護学校及び附属幼稚園を置く。附属学校に関する規程は、別に定める。

第9条 削除

第10条 本学に寄宿舎の施設を設ける。寄宿舎に関する規程は、別に定める。

第2章 職員

第11条 本学に、学長，教授，助教授，講師，助手，教頭，教諭，養護教諭，事務職員及び技術職員を置く。

第11条の2 本学に、副学長を置く。

2 副学長は、教授をもつて充てる。

第12条 本学に、学部主事を置く。

2 学部主事は、教授をもつて充てる。

第13条 事務局に局長，附属学校部に部長を置く。局長は事務職員をもつて，部長は教授をもつて充てる。

第14条 削除

第15条 附属図書館に，館長を置く。

2 館長は，教授をもつて充てる。

第15条の2 附属特殊教育研究施設及び附属環境教育実践施設にそれぞれ施設長を置き，附属教育実践総合センターにセンター長を置く。

2 前項の施設長及びセンター長は，教授をもつて充てる。

第15条の3 留学生センターにセンター長を置く。

2 センター長は，教授をもつて充てる。

第15条の4 海外子女教育センターにセンター長を置く。

2 センター長は，教授をもつて充てる。

第15条の5 保健管理センターに所長を置く。

2 所長は，教授をもつて充てる。

第15条の6 附属学校に校長（幼稚園にあつては園長。以下同じ。）を置く。

2 校長は，教授をもつて充てる。

第16条 教育学部の部，附属図書館及び附属学校部に事務部を置く。

2 事務部に事務長（附属図書館にあつては，事務部長）を置き，事務職員をもつて充てる。

第17条 職員の職務に関しては，学校教育法（昭和22年法律第26号），国立学校設置法施行規則（昭和39年文部省令第11号）及び本学において別に規定する事務分掌規則の定めるところによる。

第3章 教授会

第18条 本学に教授会を置く。教授会に関する規程は，別に定める。

第4章 削除

第19条から第21条まで 削除

第5章 課程，収容定員，卒業の要件等

第22条 本学の修業年限は，4年とする。

第23条 削除

第24条 本学に，教育系及び教養系の課程を置く。

2 教育系及び教養系の課程，専攻及び選修並びに入学定員及び収容定員は，次の表に掲げるとおりとする。

第1章 学部のあゆみ

系	課程(類)	専攻	選修	入学定員	収容定員	
教 育 系	小学校教員養成課程(A類)		国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 家庭, 学校教育	510名	2,040名	
	中学校教員養成課程(B類)	国語			145名	580名
		社会	法学, 経済学, 社会学, 地理学, 史学, 哲学			
		数学				
		理科	物理学, 化学, 生物学, 地学			
		音楽				
		美術				
		保健体育				
		家庭				
		技術				
	英語					
	障害児教育教員養成課程(C類)	聴覚障害児教育			40名	160名
		養護学校教育				
		言語障害児教育				
	特別教科教員養成課程(D類)	数学			20名	80名
理科		物理学, 化学, 生物学, 地学		20名	80名	
音楽		声楽, ピアノ, 作曲, 管弦打楽器, 音楽学		20名	80名	
美術・工芸		美術, 工芸		20名	80名	
保健体育		体育学, 体育運動学, 保健学		20名	80名	
書道				20名	80名	
幼稚園教員養成課程(E類)	幼稚園			20名	80名	

教 養 系	国際文化 教育課程 (K類)	日本研究		90名	360名
		アジア研究			
		欧米研究			
		国際教育研究			
	人間科学 課程 (N類)	生涯教育	社会教育, 博物館学, 図書館学	140名	560名
		心理臨床	カウンセリング, 障害 臨床		
		総合社会 システム	国家・国際社会, 産業 社会, 地域社会, 生活 福祉		
		生涯スポーツ	スポーツコーチ, コミ ュニティスポーツ, 運 動処方		
	情報環境 科学課程 (J類)	教育情報科学		100名	400名
		自然環境科学	数理科学, 自然史, 環 境科学, 物質資源科学, 生命科学		
文化財科学					
芸術課程 (G類)	音楽	声楽, ピアノ, 作曲, 管弦打楽器, 音楽学	50名	200名	
	美術	絵画, 彫刻, デザイン ・情報美術, 工芸, 芸 術学・演劇			
	書道				
計				1,215名	4,860名

小学校教員養成課程の各選修, 中学校教員養成課程の各専攻及び教養系の各課程の各専攻の定員は, 別に定める。

第25条 削除

第26条 学生は, 第24条の各課程及び専攻に属する選修のいずれか一つを選択しなければならない。

2 各課程の履修基準, 履修方法及び取得できる免許状に関する事項は, 別に定め

第1章 学部のあゆみ

る。

第27条 本学は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が当該大学又は短期大学の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の規定により学生が他の大学又は短期大学で修得した単位については、30単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

4 前項により与えることのできる単位数は、第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

5 前各項に定めるもののほか、単位認定等に関し必要な事項は、別に定める。

第27条の2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生の規定により修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、修業年限を短縮することはできない。

2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行つた短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて30単位を超えないものとする。

4 前3項に定めるもののほか、単位認定等に関し必要な事項は、別に定める。

第28条 本学に4年以上在学し、各課程ごとに定める履修基準により所定の単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

第29条 本学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

2 学位に関する事項は、別に定める。

第6章 入退学、在学、休学、転学、留学及び課程等の変更

第30条 入学の時期は、毎年4月とする。

第31条 本学に入学することのできる者は、次の各号の1に該当する者でなければならない。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によ

り、これに相当する学校教育を修了した者を含む。)

- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部大臣の指定したもの
- (4) 文部大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部大臣の指定した者
- (6) 大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- (7) その他本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めたる者

第32条 入学志願者に対しては、調査書、学力検査、健康診断その他により選抜を行い、教授会の議を経て学長が合格者を決定する。

第33条 出願の方法及び選抜の方法については、その都度これを公示する。

第34条 第32条の選抜の結果に基づく合格通知を受けた者は、所定の期日までに次の書類等を提出しなければならない。

- (1) 誓約書（保証人連署のもの）
- (2) 入学資格を証明する書類
- (3) 入学料又は入学料免除願若しくは入学料免除申請書

2 学長は、前項の手続を完了した者に入学を許可する。

第35条 学生が退学を希望する時は、保証人連署の上、事情を具して学長に願い出て許可を受けなければならない。

第35条の2 学生は、8年を超えて在学することができない。

第36条 削除

第37条 学生が病気その他やむを得ない事情のため、2か月以上修学することができない時は、事情を具して学長に願い出て、許可を得た上で当該期間休学することができる。ただし、病気の際は医師の診断書を添付しなければならない。

第38条 休学の期間は、1か年以内とする。ただし、特別の事情がある場合には、引き続き許可を願い出て、2か年までは休学することができる。

休学期間中でもその事情が終つた時は、届け出て復学することができる。

第38条の2 休学期間は、在学年数に算入しない。

第38条の3 本学の退学者が、再入学を願い出たときは、選考のうえ、これを許可することができる。

2 再入学に関し必要な事項は、別に定める。

第39条 他の大学の学生で、本学へ転入学を志願する者があつた場合には、その事由及び学力等を審査した上で、これを許可することができる。

第1章 学部のあゆみ

転学願は、当該大学長を経由して提出しなければならない。

第40条 本学の学生で、他の大学へ転校を希望する者は、本学学長の承認を得なければならない。

第40条の2 本学は、教育上有益と認めるときは、外国の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が当該大学又は短期大学に留学することを認めることができる。

- 2 前項の規定により学生が留学する場合は、休学の取扱いをしないものとする。
- 3 第27条第2項の規定は、第1項の規定により学生が留学する場合に準用する。
- 4 留学の手続きその他留学に関し必要な事項は、別に定める。

第40条の3 本学の学生で、課程の変更又は専攻、選修の変更を志望する者があるときは、その事由及び学力等を審査した上でこれを許可することができる。

第40条の4 次の各号の1に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 第35条の2に定める在学年限を超えた者
- (2) 保証人又はこれに代わる者から死亡の届出等のあつた者
- (3) 長期間にわたり授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 入学料の免除を願い出た者のうち、免除を不許可とされた者及び一部について免除を許可された者で指定期間内に入学料を納付しない者

第7章 懲戒

第41条 学生が学校の秩序を乱し、その他本分に反した行為をしたときは、教授会の議を経て、学長がこれを懲戒する。

第42条 懲戒の種類は、戒告、停学及び退学の3種類とする。

第8章 入学料及び授業料

第43条 入学料及び授業料の額は、法令の定めるところによる。

第44条 授業料は、次の2期に分けて、それぞれ年額の2分の1に相当する額を納めなければならない。

前期（4月1日から9月30日まで） 4月30日まで

後期（10月1日から翌年3月31日まで） 10月31日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、学生の申出があつたときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収するものとする。
- 3 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があつたときは、入学を許可するときに徴収するものとする。

第45条 特別の事情があり、前条により難しい場合には、授業料の月割分納又は当該学年末までの延納を許可することができる。分納の月割額は年額の12分の1の額とし、7月、8月及び3月の分も、これを徴収する。

第46条 前条により授業料の分納又は延納を受けようとする者は、詳細な理由を付け

た申請書を提出し、学長の許可を得なければならない。

第47条 休学した学生に対しては、その休学期間の授業料を免除する。

第48条 退学又は停学の場合でもその学期に属する分の授業料は納めなければならない。

第48条の2 入学料の納付が極めて困難である者については、願い出により選考の上、入学料の全部又は一部を免除することができる。

2 本学を含む二つの国立大学の学部（筑波大学にあつては学群）に合格した者については、願い出により、その入学料の全部又は一部を免除することができる。

第49条 学費の支払が極めて困難な学生には、願い出により選考の上、授業料の全部又は一部を免除することができる。

第50条 前2条により入学料又は授業料の減免を受けようとする者は、別に定めるところにより、入学料又は授業料の免除願等に関係書類を添えて学長に願い出なければならない。

第51条 授業料の減免並びに分納及び延納の許可は、学期ごとに行う。

第52条 一度納付した入学料及び授業料は返付しない。

2 前項の規定にかかわらず、入学を許可するときに授業料を納付した者が3月31日までに入学を辞退した場合には、納付した者の申出により当該授業料相当額を返付することができる。

3 第44条第2項及び第3項により前期に係る授業料を徴収するときに、後期に係る授業料を併せて納付した者が、当該年度の9月30日までに休学又は退学した場合には、第1項の規定にかかわらず、納付した者の申出により後期に係る授業料相当額を返付することができる。

第52条の2 入学料の免除を願い出た者のうち、免除を不許可とされた者及び一部について免除を許可された者にかかる入学料は、指定期間内に納めなければならない。

第53条 削除

第9章 学年、学期及び休業日

第54条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第55条 学年を分けて次の2期とする。

前学期 4月から10月に至る。

後学期 11月から翌年3月に至る。

第56条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日
- (3) 創立記念日（5月31日）

第1章 学部のあゆみ

2 前項に定める休業日以外の休業日については、別に定める。

第10章 臨時教員養成課程，科目等履修生，研究生及び特別聴講学生

第57条 本学に臨時教員養成課程を置くことができる。

臨時教員養成課程に関する規程は、別に定める。

第58条 本学の学生以外の者で、本学が開設する一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、正規の課程に支障のない限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

第59条 公の機関等が、その所属職員に対する研究指導を本学に委託することを希望するとき、又は本学学生以外の者が、本学において研究指導を受けることを志望するときは、本学学生に対する授業及び研究指導に支障をきたさない範囲において選考を行い、研究生として入学を許可する。

2 研究生に関する規程は、別に定める。

第59条の2 本学において授業科目を履修しようとする他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）の学生があるときは、当該大学又は短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生に関する規程は、別に定める。

第11章 公開講座

第60条 本学に公開講座の施設を設ける。

公開講座に関する規程は、別に定める。

附 則

この学則は、昭和24年7月1日から適用する。

附 則（昭和31.4.1）（抄）

2 昭和31年4月1日以前に在学する者の授業料については、第44条の規定にかかわらず、なお従前のとおりとする。

附 則（昭和34.4.1）（抄）

ただし、昭和34年3月31日以前に入学し、引続き在学する者は、なお従前の例による。

附 則（昭和37.4.1）（抄）

ただし、第3条第1項の規定は、昭和37年5月16日から施行する。

附 則（昭和38.4.1）（抄）

2 この学則施行の際、現に在学するものにかかる授業料の額は、学則第44条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和47.4.7）（抄）

2 昭和47年度に入学した者の同年度にかかる授業料のそれぞれの期における納付額

は、第44条の規定にかかわらず、法令の定める額とする。

- 3 昭和47年度に入学した者について第45条の規定を適用するときは、同年度にかぎり、同条中「年額の12分の1」とあるのは、「それぞれの期にかかる納付額の6分の1」とする。

附 則（昭和62.3.9）（抄）

昭和62年2月26日から適用する。

附 則（昭和62.5.28）（抄）

昭和62年5月21日から適用する。

附 則（昭和63.4.1）（抄）

ただし、第11条及び第12条の2の改正規定は、昭和63年4月8日から施行する。

附 則（昭和63.12.8）（抄）

ただし、第40条の4第3号及び第53条の規定は、昭和64年4月1日から施行する。

- 2 この学則による改正後の東京学芸大学学則第35条の2の規定は、昭和63年度入学者から適用し、昭和62年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（平成3.4.4）（抄）

平成3年4月1日から適用する。

附 則（平成3.5.9）（抄）

平成3年4月1日から適用する。

附 則（平成4.5.7）（抄）

- 2 改正前の学則第31条第4号に掲げる者は、改正後の学則第31条第4号に掲げる者とみなす。

附 則（平成5.12.2）（抄）

- 2 改正前の学則第29条の規定による学士の称号及びこの学則施行前に授与した学士の学位は、改正後の学則第29条の規定による学士の学位とみなす。

- 3 この学則施行の際現に聴講生として在学している者の取扱いは、当該聴講の期間が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則（平成6.7.7）（抄）

平成6年6月24日から適用する。

附 則（平成9.4.3）（抄）

平成9年4月1日から適用する。

34 - 2 東京学芸大学大学院学則

（平成8年3月28日）
（学 則 第 1 号）

改正（施行）平9学則1（9.4.1） 平10学則1（10.4.1）

第1章 学部のあゆみ

第1章 総則

(研究科)

第1条 東京学芸大学大学院(以下「大学院」という。)に教育学研究科及び連合学校教育学研究科を置く。

2 連合学校教育学研究科の教育研究は、東京学芸大学(以下「本学」という。),埼玉大学,千葉大学及び横浜国立大学の協力により実施する。

(課程)

第2条 教育学研究科に修士課程を置き,連合学校教育学研究科に後期3年のみの博士課程を置く。

2 修士課程には,専ら夜間において教育を行う専攻を置くことができる。

(研究科の目的)

第3条 教育学研究科は,学部における一般的並びに専門的教養の基礎の上に,広い視野に立って精深な学識を修め,理論と応用の研究能力及び教育実践の場における教育研究の推進者となる能力を養うことを目的とする。

2 連合学校教育学研究科は,教育の理論と実践に関する諸分野について,研究者として自立して研究活動を行い,又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(専攻)

第4条 研究科に置く専攻は,各研究科において別に定める。

(学生定員)

第5条 大学院の入学定員及び収容定員は,各研究科において別に定める。

(標準修業年限及び在学年限)

第6条 教育学研究科の標準修業年限は2年とし,連合学校教育学研究科の標準修業年限は3年とする。

2 大学院の在学年限は,休学期間を除き,教育学研究科及び連合学校教育学研究科ともに6年以内とする。

第2章 管理運営

(研究科長)

第7条 各研究科にそれぞれ研究科長を置く。

2 研究科長については,各研究科において別に定める。

(研究科委員会等)

第8条 各研究科にそれぞれ研究科委員会を置く。

2 研究科委員会に関する規程は,各研究科において別に定める。

3 研究科委員会の他に,別に定めるところにより,研究科の運営のために必要な組織を置くことができる。

第3章 授業科目、単位履修方法、課程の修了要件等

(授業科目等)

第9条 各研究科における各専攻の授業科目、単位数及び履修方法等に関する事項は、各研究科において別に定める。

(指導教官)

第10条 研究科長は、学生の入学後、当該学生の指導教官を決定する。

(履修科目の届出)

第11条 学生は、指導教官の指導に基づき、当該学年内に履修しようとする授業科目を、所定の様式により研究科長に届けなければならない。

(単位修得の認定)

第12条 単位修得の認定は、学期末又は学年末に筆記試験又は研究報告等に基づきこれを行う。

(教育方法の特例)

第13条 大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(他の大学院等における研究指導)

第14条 学生が、国内若しくは外国の他の大学院又は研究所等(以下「他大学院等」という。)において、研究科の課程の修了に必要な研究指導の一部を受けることが、教育上有益であると研究科において認めるときは、当該研究科はその定めるところにより、当該他大学院等との協議に基づき、学生が研究指導を受けることを認めることができる。

(他の大学院における授業科目の履修)

第15条 学生が、他の大学院(外国の大学院を含む。)において、専攻分野に関する授業科目を履修しようとするのが、教育上有益であると研究科において認めるときは、当該研究科はその定めるところにより、当該大学院との協議に基づき、学生が当該大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の規定により修得した授業科目及び単位数については、各研究科の定める範囲内で、これを大学院における相当する授業科目及び単位数を修得したものとみなすことができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第16条 大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に大学院又は他の大学院(外国の大学院を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(大学院又は他の大学院において科目等履修生の規定により修得した単位を含む。)を、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得し

第1章 学部のおゆみ

たものとみなすことができる。ただし、修業年限を短縮することはできない。

2 前項により修得したものとみなすことができる単位数は、転入学等の場合を除き、大学院において修得した単位以外のものについては、10単位を超えないものとする。

3 前2項に定めるもののほか、単位認定等に関し必要な事項は、別に定める。

(修了要件)

第17条 大学院の課程の修了の要件については、各研究科において別に定める。

(学位の授与)

第18条 教育学研究科の課程を修了した者には修士の学位を、連合学校教育学研究科の課程を修了した者には博士の学位を授与する。

2 学位に関する事項は、別に定める。

第4章 入学、休学、留学及び退学等

(入学時期)

第19条 大学院への入学は、毎年4月とする。

(入学資格)

第20条 大学院の入学資格については、各研究科において定める。

(入学志願手続)

第21条 大学院に入学を志願する者は、所定の願書に法令の定める検定料及び必要書類を添えて願い出るものとする。

(選抜試験)

第22条 前条の入学志願者に対して、学力検査その他の方法により、選抜試験を実施する。

(入学手続)

第23条 前条の試験に合格した者は、所定の誓約書に法令の定める入学料及び必要書類を添えて入学手続をとらなければならない。

(再入学)

第24条 大学院の退学者が、再入学を願い出たときは、選考の上、これを許可することができる。

2 再入学に関し必要な事項は、別に定める。

(転入学)

第25条 他の大学院の学生で、大学院へ転入学を志願する者があった場合には、その事由及び学力等を審査した上で、これを許可することができる。

(転学)

第26条 大学院学生で、他の大学院へ転学を希望する者は、本学学長の承認を得なければならない。

(休学)

第27条 学生が疾病その他やむを得ない事情により、引き続き2月以上にわたり修学することができないときは、所定の手続を経て休学することができる。

2 休学期間については別に定める。

3 休学の事由が消滅したときは、当該学生は、速やかに所定の手続をとり、復学しなければならない。

(留学)

第28条 大学院は、教育上有益と認めるときは、外国の大学院との協議に基づき、学生が当該大学院に留学することを認めることができる。

2 前項の規定により学生が留学する場合は、休学の取扱いをしないものとする。

3 第15条第2項の規定は、第1項の規定により学生が留学する場合に準用する。

4 留学の手続きその他留学に関し必要な事項は、別に定める。

(退学)

第29条 退学を希望する学生は、学長に願い出て、その許可を得なければならない。

(除籍)

第30条 次の各号の1に該当する者は、当該の研究科委員会の議を経て、学長が除籍する。

(1) 第6条第2項に定める在学年限を超えた者

(2) 第27条第2項に基づいて定められた休学期間を超えてなお修学できない者

(3) 保証人又はこれに代わる者から死亡の届出等があった者

(4) 長期間にわたり授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(5) 入学料の免除を願い出た者のうち、免除を不許可とされた者及び一部について免除を許可された者で指定期間内に入学料を納付しない者

第5章 懲戒

(懲戒)

第31条 学生が、本学の大学院学則、規程、規則等に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、学長は、当該の研究科委員会の議を経て、当該学生を懲戒する。

2 懲戒の種類は、戒告、停学及び退学の3種とする。

3 前項の退学は、次の各号の1に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 正当の理由がなくて出席常でない者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第6章 授業料

(授業料)

第1章 学部のあゆみ

第32条 学生は法令の定めるところにより、授業料を次の2期に分けて、それぞれ額ずつを納付しなければならない。

(1) 前期 4月30日まで

(2) 後期 10月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、学生の申出があったときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収するものとする。

3 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があったときは、入学を許可するときに徴収するものとする。

4 一度納付した授業料は返付しない。ただし、前2項により前期に係る授業料を徴収するときに、後期に係る授業料を併せて納付した者が、当該年度の9月30日までに休学又は退学した場合には、納付した者の申出により後期に係る授業料相当額を返付することができる。

第7章 科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生及び研究生

(科目等履修生)

第33条 本学の学生以外の者で、大学院に開設する一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、研究科の定めるところにより、正規の課程に支障のない限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、研究科において定める。

(特別聴講学生)

第34条 国内若しくは外国の他の大学院の学生が、大学院において専攻分野に関する授業科目を履修し、単位を取得しようとするときは、当該研究科はその定めるところにより、当該大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生に対する所定の単位の授与については、大学院学生の場合と同様の方法によるものとする。

3 特別聴講学生が、本学の大学院学則、規程、規則等に違反したときは、その許可を取り消すことができる。

(特別研究学生)

第35条 国内若しくは外国の他の大学院の学生が、大学院において研究指導を受けようとするときは、当該研究科はその定めるところにより、当該大学院との協議に基づき、特別研究学生として入学を許可することができる。

2 特別研究学生が、本学の大学院学則、規程、規則等に違反したときは、その許可を取り消すことができる。

(研究生)

第36条 大学院において、特別の事項を研究しようとする者があるときは、研究科の定めるところにより、大学院研究生として入学を許可することができる。

第8章 補則

(準用)

第37条 この学則に定めるもののほか、必要な事項は、東京学芸大学学則及び東京学芸大学学生諸手続等規程の関係規定を準用する。

(その他)

第38条 第1条第2項、第3条第2項及び第6条のうち連合学校教育学研究科に関する規定その他連合学校教育学研究科に関する規定の改廃は、連合学校教育学研究科に置かれる研究科委員会の同意を得なければならない。

附 則

- 1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 東京学芸大学大学院規程(昭和41年規程第3号)は、廃止する。
- 3 この学則施行の際、現に東京学芸大学大学院教育学研究科に在籍する学生についてもこの学則の適用を受ける。

附 則(平成10.4.1)(抄)

改正後の東京学芸大学大学院学則第6条第2項の規定は、平成9年度入学生から適用する。

〈管理運営〉

34 - 3 東京学芸大学教授会規程

(昭和39年3月9日)
規 程 第 1 号)

改正(施行)昭42程5(42.6.20) 昭49程2(49.1.18) 昭51程2(51.3.18) 昭54程8(54.4.1)

昭56程3(56.3.18) 昭63程9(63.4.8) 平6程7(6.4.1) 平10程13(10.4.9)

第1条 本学の意思の形成及び管理運営に関する基本的な事項を審議する最高の機関として、本学に教授会を置く。

第2条 教授会は、次の各号に定めるもので組織する。

- (1) 学長
- (2) 教授
- (3) 助教授
- (4) 専任講師

第3条 教授会は、次の事項を審議する。

- (1) 東京学芸大学学則に規定すべき事項のうち、大学の目的、講座組織の変更、課程の設置廃止及び課程修了の基準の変更等重要と認められる事項
- (2) 研究及び教育に関する重要な施設の設置廃止等の方針に関する事項
- (3) 削除
- (4) 教官人事の基準に関する事項
- (5) 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）の規定により、教授会の権限とされた事項
- (6) 学長、副学長、学部主事、附属図書館長、附属研究施設の長、附属学校部長及び附属学校の長の選任方法並びに任期に関する事項
- (7) 教育計画及び厚生補導の基本に関する事項
- (8) 代議員会に関する事項

2 教授会に、前項の審議事項を専門的に審議するため、別に定めるところにより常置委員会を置く。

3 教授会は、別に定めるところによりその権限の一部を代議員会に委任する。

第4条 教授会は、学長が招集し、議長となる。

2 前項のほか学長は、第2条に定める教授会構成員の5分の1以上の連署による請求があったときは、教授会を招集しなければならない。

3 前項の請求は、その請求理由及び議案を付して行うものとする。

第5条 議案の提出者は、学長とする。

2 前項の規定にかかわらず教授会構成員は、その50名以上の連署をもって教授会に議案を提出することができる。

3 前項の議案の提出は、当該教授会の少なくとも7日前に別に定める様式にしたがい学長に提出しなければならない。ただし、特に必要と認められる場合は、この限りでない。

4 常置委員会委員長は、学長に議案の提出を請求することができる。当該議案が教授会に提出されなかつた場合において、当該委員長が、次期教授会までに再度同一議案の提出を学長に請求したときは、学長は次期教授会にこれを提出しなければならない。

5 教授会構成員は、各部局長を通じて学長に議案の提出を請求することができる。

第6条 教授会は、必要に応じて、関係職員を出席させ説明を求め、意見を述べさせることができる。

第7条 教授会の議事に関する規程は、教授会の議を経て別に定める。

第8条 この規程は、教授会出席者の3分の2以上の賛成がなければ改廃することができない。

附 則

この規程は、昭和39年4月1日から施行する。

34 - 4 東京学芸大学教授会議事規程

(昭和39年3月9日
規程第2号)

改正(施行)昭48程7(48.10.1) 昭53程1(53.4.1) 昭53程15(53.12.14)

第1条 教授会の招集は、会議日の10日前までに各教授会構成員あてに文書をもつてなされなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではない。

第2条 教授会に議事運営委員を置く。

- 2 議事運営委員は、教授会構成員の中から4名を議長が委嘱する。
- 3 議事運営委員は、教授会議事の運営について議長を補佐する。
- 4 議長は、議事運営委員に、議事の進行を行わせることができる。

第3条 教授会は、公務により出張中の者及び休職者を除き、その構成員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

- 2 教授会の議事は、他に特別の定めのある場合を除き、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 前項の議決にあつて、学則及び諸規程の制定、改廃その他重要と認められる案件については、賛成、反対及び保留の数を記録にとどめるものとする。

第4条 教授会における採決は、挙手、起立又は投票のいずれかによるものとし、議長が適宜定める。

第5条 教授会において議決された事項については、関係部局長及びその議案の提出者にその旨を通知しなければならない。

附 則

この規程は、昭和39年4月1日から施行する。

34 - 5 東京学芸大学常置委員会規程

(平成5年11月11日
規程第8号)

改正(施行)平6程15(6.7.7) 平9程15(9.4.3) 平10程13(10.4.9)

(設置)

第1条 東京学芸大学教授会議事規程(昭和39年規程第1号)第3条第2項の規定に基づき、次の常置委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第1章 学部のあゆみ

- (1) 制度・人事委員会
 - (2) 教育・研究委員会
 - (3) 予算・施設委員会
- (審議事項)

第2条 制度・人事委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教授会、代議員会及び部教官会等の制度に関する基本的事項
- (2) 各種委員会（執行を補佐するためのものを除く。）の設置及び改廃に関すること。
- (3) 学則及び諸規程の整備に関すること。
- (4) 教官人事の基本に関する事項
- (5) 教官の全学的適正配置に関する基本的事項
- (6) 教官の身分に関する基本的事項
- (7) その他制度及び教官人事に関する重要事項

2 教育・研究委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育課程に関する基本的事項
- (2) 教育課程の運営に関する基本的事項
- (3) 入学者選抜に関する基本的事項
- (4) 学生の紀律及び身分に関する基本的事項
- (5) 学生の課外活動に関する基本的事項
- (6) 学生の福利厚生に関する基本的事項
- (7) 研究条件の整備充実に関する基本的事項
- (8) 学内における共同研究に関する基本的事項
- (9) 学術研究の交流に関する基本的事項
- (10) その他教育及び研究に関する重要事項

3 予算・施設委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 概算要求に関する基本的事項
- (2) 予算配分の基準に関する事項
- (3) 施設の整備に関する基本的事項
- (4) 環境整備に関する基本的事項
- (5) その他予算及び施設に関する重要事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 各部ごとに選出代議員が互選した者 各1名
- (2) 各部ごとに当該部所属の教授会構成員（代議員を除く。）が互選した者

各1名

- (3) 附属特殊教育研究施設，附属環境教育実践施設，附属教育実践総合センター，留学生センター，海外子女教育センター，保健管理センター及び情報処理センターに所属する教授会構成員に互選した者 1名
(任期)

第4条 委員の任期は，代議員である委員の代議員在任期間とし，再任を妨げない。ただし，委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。
(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き，委員の互選により定める。ただし，いずれか一方は，代議員である委員のうちから選出するものとする。

- 2 委員長は，委員会を招集し，議長となる。
- 3 副委員長は，委員長を補佐し委員長に事故あるときは，その職務を代行する。
(補欠委員等の選出)

第6条 委員長は，委員に欠員が生じたときは，補欠委員の選出を求めることができる。

- 2 委員長は，長期にわたり委員会に出席できない委員が生じたときは，代理委員の選出を求めることができる。
(会議)

第7条 委員会は，委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 議決を要する事項については，出席委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。
(専門委員)

第8条 委員会は，専門的事項について検討を行うため，専門委員若干名を置くことができる。

- 2 専門委員は，委員会の議を経て，委員長が委嘱する。
(学長，副学長及び部局長等の委員会への出席)

第9条 学長，副学長及び部局長は，委員会に出席して意見を述べることができる。

- 2 教授会構成員は，委員会に出席して意見を述べることができる。
- 3 委員会は，必要に応じて委員以外の者の出席を求め，意見を聴くことができる。
(報告)

第10条 委員長は，委員会において審議した事項を教授会及び代議員会に報告しなければならない。

- 2 前項の教授会への報告は，部教官会等への報告をもってこれに代えることができる。
(庶務)

第1章 学部のあゆみ

第11条 委員会の庶務担当は、次のとおりとする。

- (1) 制度・人事委員会 総務部
- (2) 教育・研究委員会 総務部及び学務部
- (3) 予算・施設委員会 経理部及び施設部

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会
が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 東京学芸大学常置委員会規程(昭和53年規程第2号)は、廃止する。

附 則(平成9.4.3)(抄)

平成9年4月1日から適用する。

34 - 6 東京学芸大学代議員会規程

(昭和39年3月9日)
規 程 第 3 号

改正(施行)昭42程6(42.6.20) 昭46程8(46.4.21) 昭49程4(49.1.18) 昭51程3(51.3.18) 昭53
程16(54.4.1) 昭54程8(54.4.1) 昭63程10(63.4.8) 平3程5(3.4.1) 平6程8(6.4.1)
平9程28(10.4.1) 平10程13(10.4.9)

第1条 本学に、教授会からその権限を委任された事項について審議するために代議
員会を置く。

第2条 代議員会は、次の各号に定める者をもつて組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部主事
- (4) 附属図書館長
- (5) 附属学校部長
- (6) 附属特殊教育研究施設長
- (7) 教授会構成員の10分の1に相当する選出代議員

第3条 前条第7号の代議員の任期は2年とし、再選を妨げない。ただし、補欠とし
て選出された代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条 定例代議員会は、毎月1回学長が招集し議長となる。

- 2 前項の規定にかかわらず、学長は、必要に応じて臨時に代議員会を招集すること
ができる。

3 学長に事故あるときは、あらかじめ学長の指名した者が議長となる。

第5条 議案の提出者は、学長とする。

2 常置委員会委員長は、当該委員会の議決事項について、学長に議案の提出を請求することができる。

3 教授会構成員は、各部局長を通じて学長に議案の提出を請求することができる。

第6条 代議員会は、次の事項について審議する。

- (1) 東京学芸大学学則及びその他の諸規程の制定及び改廃に関する事項
- (2) 教育計画の編成及び運営に関する事項
- (3) 学生の入学、卒業及び修了の認定に関する事項
- (4) 学生の厚生補導及び身分に関する事項
- (5) 研究の推進助成に関する事項
- (6) 予算に関する重要事項
- (7) 研究施設、附属学校及びその他重要な施設の設置、廃止、統合並びに移転に関する事項
- (8) 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第4条第1項の規定による教員（教育公務員特例法施行令（昭和24年政令第6号）第2条の者を含む。以下本号において同じ。）の採用及び昇任の選考並びに同法第7条の規定による学長、教員及び部局長の休職の期間に関する事項
- (9) そのほか学長が必要と認めた事項

第7条 代議員会は、必要に応じて関係職員を出席させ、説明を求め、意見を述べさせることができる。

第8条 代議員会において決定した事項は、教授会に報告しなければならない。

2 前項の報告は、部教官会への報告をもつてこれを代えることができる。

第9条 代議員会の議事及び議事要録は、原則として教授会構成員に対して公開する。ただし、代議員会において必要と認めた場合は、非公開とすることができる。

第10条 代議員会の議事に関する規程は、代議員会の議を経て別に定める。

第11条 この規程は、代議員総数の3分の2以上の賛成がなければ改廃することができない。

2 前項の改廃は、教授会の承認を得なければならない。

附 則

第1条 この規程は、昭和39年4月1日から施行する。

第2条 第2条第7号に規定する選出代議員の数は、当分の間、37名とする。

附 則（平成3 .4 .1）（抄）

2 この規程施行の際、現に代議員である者は、この規程により選出されたものとみなし、任期は平成4年3月31日までとする。

第1章 学部のあゆみ

34 - 7 東京学芸大学代議員会議事規程

(昭和39年3月9日)
規程第4号)

改正(施行)昭46程9(46.5.4) 昭54程8(54.4.1) 昭55程6(55.7.3) 昭63程6(63.4.8)
平6程1(6.4.1) 平10程13(10.4.9)

第1条 代議員会の招集は、会議日の5日前までに文書をもつて行わなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りでない。

第2条 代議員会に運営幹事を置く。

第3条 運営幹事は、次の各号に定める者を充てる。

- (1) 副学長
- (2) 学部主事
- (3) 附属図書館長
- (4) 附属学校部長
- (5) 附属特殊教育研究施設長
- (6) 事務局長

2 運営幹事は、代議員会の運営について議長を補佐する。

3 議長は、第1項第1号から第5号までの運営幹事に、議事の進行を行わせることができる。

第4条 代議員会は、公務による出張中の者を除いた代議員数の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。

2 代議員会の議事は、他に特別の定めのある場合を除き出席代議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第5条 代議員会における採決は、挙手又は投票のいずれかによるものとし、議長が適宜これを定める。

第6条 議決された事項については、関係部局長及び議案の提出者にその旨を通知しなければならない。

附 則

この規程は、昭和39年4月1日から施行する。

34 - 8 東京学芸大学教育学部運営規程

(平成3年3月14日)
規程第7号)

改正(施行)平3程13(3.11.7) 平6程15(6.7.7) 平9程15(9.4.3) 平10程14(10.4.1)

(趣旨)

第1条 東京学芸大学学則(以下「学則」という。)第4条に定める教育学部の組織及び運営については、この規程の定めるところによる。

(組織)

第2条 各部に別表第1のとおり研究組織を置く。

第3条 前条に定める研究組織のほか、別表第2のとおり教育組織を置く。

(部長)

第4条 各部に部長を置く。

2 部長は部を総括し、これを代表するとともに、当該部と同一数字の群を所管する。

(部教官会)

第5条 各部に部教官会を置き、その部に所属する教授、助教授、専任講師及び助手をもつて組織する。

2 部教官会は、部長が招集し議長となり、毎月1回以上定期に開くものとする。ただし、必要に応じて臨時に開くことができる。

第5条の2 前条第1項の規定にかかわらず、第二部教官会に、施設・センターに所属する教授、助教授、専任講師及び助手を加えるものとする。

(審議事項)

第6条 部教官会は、次の事項を審議する。

- (1) 部に係る研究及び教育に関する事項
- (2) 教授会又は代議員会から意見を求められた事項及びこれらに対して提案する事項
- (3) その他部長が必要と認めた事項

第7条 前条に規定する審議事項には、原則として当該部と同一数字の群に係る議事を含むものとする。

(選考委員会)

第8条 部長は、東京学芸大学教官選考規程(昭和53年規程第17号)の定めるところにより選考委員会を必要に応じて開設し、候補者の選考を行う。

(学務委員会)

第9条 教育組織の各群に学務委員会を置き、教室構成員から選出された教官若干名をもつて組織する。

2 前項の委員には、教務委員会及び学生委員会の委員のうち、少なくとも各1名を含むものとする。

第10条 学務委員会は、群の学生に関する次の事項を審議する。

- (1) 身分に関する事項

第1章 学部のあゆみ

- (2) 日本育英会奨学生の選考に関する事項
- (3) 授業料の免除、分納及び延納の選考に関する事項
- (4) その他必要な事項

2 前項第1号のうち、学則第41条に関する事項及び部長が必要と認めた事項については、必要に応じて群の教室構成員による教官会において審議することができる。

3 前項の教官会は、部長が招集し議長となる。

(教室の役割)

第11条 教室は、別表第2の備考2に定める役割の外、当該教室が指導等を担当する学生に係る課程修了の認定に関する原案の作成を行う。

(報告)

第12条 前2条の規定により、審議又は原案の作成を行つたときは、速やかにその内容を、関連する部の部教官会に報告するものとする。ただし、第10条第1項各号の報告については、学務委員会が必要と認めた事項を除き、省略することができる。

(その他)

第13条 部及び群の運営についての細則は、部長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 東京学芸大学各部運営規程(昭和39年規程第6号)は、廃止する。

附 則(平成3.11.7)(抄)

ただし、別表第3構成研究室一覧教養系に係る改正規定は、平成3年4月1日から適用する。

附 則(平成9.4.3)(抄)

平成9年4月1日から適用する。

附 則(平成10.4.1)(抄)

- 1 留学生センターに係る部分は、平成10年4月9日から適用する。
- 2 改正後の第5条の2の規定で定める施設・センターとは、附属特殊教育研究施設、附属環境教育実践施設、附属教育実践総合センター、留学生センター、海外子女教育センター、保健管理センター及び情報処理センターをいう。

別表第1

部	講 座	学 科	研 究 室
第 一 部	国 語 教 育 講 座	言 語 文 学 学 科 第 一 学 科	国 語 学
			日 本 語 教 育
			国 文 学
			国 語 科 教 育 学
			中国語学中国文学
	外 国 語 教 育 講 座	言 語 文 学 学 科 第 二 学 科	英 語 学 英 米 文 学
			英 語 科 教 育 学
			独 語 学 独 文 学
			仏 語 学 仏 文 学
	社 会 科 教 育 講 座	人 文 科 学 科	歴 史 学
			哲 学
		社 会 科 教 育 学	
	社 会 シ ス テ ム 講 座	社 会 科 学 学 科	法 学 ・ 政 治 学
		社 会 科 学 学 科	経 済 学
	社 会 学		
総 合 社 会 シ ス テ ム			
比 較 地 域 研 究 講 座	人 文 科 学 科	地 理 学	
	地 域 研 究 学 科	地 域	
第 二 部	学 校 教 育 講 座	教 育 学 科	教 育 学
			国 際 教 育
			生 涯 教 育
			図 書 館 学
	心 理 学 講 座	心 理 学 科	教 育 心 理 学
			心 理 臨 床
	幼 児 教 育 講 座	幼 児 教 育 学 科	幼 児 教 育 学
障 害 児 教 育 講 座	障 害 児 教 育 学 科	障 害 児 教 育	

第1章 学部のおゆみ

	家 政 教 育 講 座	生活科学学科	生 活 科 学		
			家 庭 科 教 育 学		
第 三 部	数 学 ・ 情 報 教 育 講 座	数学・情報科学科	数 学		
			数 学 科 教 育 学		
			情 報 科 学		
	基 礎 自 然 科 学 ・ 理 科 教 育 講 座	物 理 学 科	物 理 学 科	物 理 学	
				化 学 科	化 学
				理 科 教 育 学 科	理 科 教 育 学
				物 質 生 命 科 学 科	物 質 生 命 科 学
	広 域 自 然 科 学 ・ 理 科 教 育 講 座	生 物 学 科	生 物 学 科	生 物 学	
				地 学 科	地 学
				地 球 環 境 科 学 科	地 球 環 境 科 学
				文 化 財 科 学 科	文 化 財 科 学
	第 四	音 楽 教 育 講 座	音 楽 学 科	音 楽 学	
声 楽					
器 楽					
作 曲 ・ 指 揮 法					
総 合 音 楽					
音 楽 科 教 育 学					
美 術 教 育 講 座		美 術 学 科	美 術 学 科	絵 画	
				彫 刻	
				デ ザ イ ン	
				工 芸	
				造 形 芸 術 学 ・ 演 劇 学	
				造 形 美 術	
	美 術 科 教 育 学				
	書 道 学 科	書 道			
	書 芸				

部	保健体育講座	健康・スポーツ科学 科学学科	体育学
			運動学
			保健学
			生涯スポーツ
			保健体育科教育学
	技術教育講座	技術科学科	技術学
			技術科教育学

- 備考 (1) 学科に主任を置く。
 (2) 研究室に主任を置くことができる。

別表第2

群	教 育 系		教 養 系		
	教 室	教室構成員が担当 する学生の類・専 攻等	教 室	教室構成員が担当 する学生の類・専 攻等	
第 一 群	国 語 科	A・B類 国語	日 本 語 教 育	K類 日本研究	
	英 語 科	B類 英語	日 本 文 化		
	社	歴 史 学	A・B類 社会	ア ジ ア 研 究	K類 アジア研究
		地 理 学		欧 米 研 究	K類 欧米研究
		哲 学			
	会	社会科教育学		国 際 教 育	K類 国際教育研究
		法学・政治学		総合社会システム	N類 総合社会システム
	科	経 済 学			
		社 会 学			
	第 二 群	学 校 教 育		教 育 学	生 涯 教 育
教育心理学					
幼 稚 園 科		E類 幼稚園		心 理 臨 床	N類 心理臨床
障 害 児 教 育		C類 障害児教育			
家 庭 科	A・B類 家庭				

第1章 学部のあゆみ

第 三 群	数 学 科		A・B・D類 数学	教育情報科学	J類 教育情報科学
	理 科	物 理 学	A・B・D類 理科	自然環境科学	J類 自然環境科学
		化 学			
		生 物 学			
		地 学			
理科教育学			文化財科学	J類 文化財科学	
第 四 群	音 楽 科		A・B・D類 音楽	総合音楽	G類 音楽
	美 術 科		A・B・D類 美術	造形美術	G類 美術
	書 道 科		D類 書道	書 芸	G類 書道
	保 健 体 育 科		A・B・D類 保健体育	生涯スポーツ	N類 生涯スポーツ
	技 術 科		B類 技術		

備考

1 教室の組織

- (1) 教育組織は基本単位を教室とする。
- (2) 教室に主任を置く。
- (3) 教室は、別表第3に示す当該教室を構成する研究室所属の教官により組織する。
- (4) 各研究室に所属する教官は、原則として教育系若しくは教養系の一つの教室の構成員となる。
- (5) 教養系課程設置に伴う増設講座に基づく研究室に所属する教官は、当分の間、教養系の教室の構成員となる。
- (6) 教官の教室への配置の期間は、最低4年程度とする。

2 教室の役割

- (1) 教室は、学生の教育研究指導及び生活指導を担当する。
- (2) 教室は、当該教室のカリキュラム作成及び入学試験等の業務を行う。その際、構成研究室及び関連研究室の協力を得ることができる。
なお、関連研究室とは、構成研究室以外で当該教室と密接な関係のある研究室を指し、別表第4のとおりとする。

3 卒業研究の指導・審査

- (1) 卒業研究の指導・審査は、基本的には、当該教室の構成員があたる。
- (2) 構成研究室及び関連研究室に所属する教官も、卒業研究の指導・審査にあたることができる。

- (3) 必要に応じ、それ以外の教官にも、卒業研究の指導を依頼することができる。
ただし、卒業研究の審査は、卒業研究の指導を依頼された教官の意見を踏まえ、当該教室の構成員が行う。

別表第3

構 成 研 究 室 一 覧

教 育 系

教 室 名	構成員数	構 成 研 究 室 名 及 び 選 出 数
国 語 科	19	国語学 4 国文学 8 国語科教育学 4 中国語学中国文学 3
英 語 科	23	英語学英米文学 15 英語科教育学 4 独語学独文学 3 仏語学仏文学 1
社 会 科 (歴史学) (地理学) (哲学) (法学・政治学) (経済学) (社会学) (社会科教育学)	33	歴史学 6 地理学 5 哲学 5 法学・政治学 5 経済学 4 社会学 4 社会科教育学 4
学 校 教 育 (教育学) (教育心理学)	20	教育学 12 教育心理学 8
幼 稚 園 科	4	幼児教育学 4
障 害 児 教 育	10	障害児教育 10
家 庭 科	12	生活科学 9 家庭科教育学 3
数 学 科	18	数学 14 数学科教育学 4
理 科 (物理学)	33	物理学 7

第1章 学部のあゆみ

(化学)		化学	6
(生物学)		生物学	7
(地学)		地学	7
(理科教育学)		理科教育学	6
音楽科	20	音楽学 声楽 器楽 作曲・指揮法 音楽科教育学	15 5
美術科	15	絵画 彫刻 デザイン 工芸 造形芸術学・演劇学 美術科教育学	10 5
書道科	2	書道	2
保健体育科	18	体育学 運動学 保健学 保健体育科教育学	18
技術科	9	技術学 技術科教育学	7 2
合計	236		

(注) 留学生受入れに伴う専門教育教官及び助手を除く。

教養系

教室名	構成員数	構成研究室名及び選出数
日本語教育	8	日本語教育 2 留学生センター 6
日本文化	4	地域 2 地理学 1 哲学 1
アジア研究	5	地域 2 歴史学 1 地理学 1

		哲学	1
欧米研究	10	地域 歴史学 地理学 英語学英米文学 独語学独文学 仏語学仏文学	5 1 1 1 1 1
国際教育	4	国際教育 教育学 教育心理学	2 1 1
生涯教育	6	生涯教育 教育学 図書館学	4 1 1
心理臨床	9	心理臨床 教育心理学 障害児教育	3 5 1
総合社会システム	12	総合社会システム 法学・政治学 経済学 社会学 生活科学 障害児教育	4 2 2 2 1 1
生涯スポーツ	10	生涯スポーツ 体育学 運動学 保健学 保健体育科教育学	4 6 6 6 6
教育情報科学	7	情報科学 数学 情報処理センター	4 2 1
自然環境科学	13	地球環境科学 物質生命科学 物理学 化学 生物学	2 2 2 2 2

第1章 学部のあゆみ

		地学	2
		数学	1
文化財科学	5	文化財科学	2
		歴史学	1
		化学	1
		絵画	}
		彫刻	
		デザイン	
		工芸	
		造形芸術学・演劇学	
総合音楽	4	総合音楽	2
		音楽学	}
		声楽	
		器楽	
		作曲・指揮法	
造形美術	5	造形美術	2
		絵画	}
		彫刻	
		デザイン	
		工芸	
		造形芸術学・演劇学	
書芸	2	書芸	1
		書道	1
合計	104		

別表第4

関連研究室一覧

教育系

教室名	関連研究室名
国語科	日本語教育，地域
英語科	地域
社会科	地域，総合社会システム
学校教育	国際教育，生涯教育，心理臨床，図書館学，〔教育実践総合センター〕

幼稚園科	
障害児教育	総合社会システム, 心理臨床
家庭科	総合社会システム
数学科	情報科学
理科	情報科学, 地球環境科学, 物質生命科学
音楽科	総合音楽
美術科	造形美術
書道科	書芸
保健体育科	生涯スポーツ
技術科	

教養系

教室名	関連研究室名
日本語教育	国語学, 国文学, 国語科教育学
日本文化	国語学, 国文学, 国語科教育学, 歴史学
アジア研究	中国語学中国文学
欧米研究	英語科教育学, 哲学
国際教育	英語科教育学,〔海外子女教育センター〕
生涯教育	〔教育実践総合センター〕,〔環境教育実践施設〕
心理臨床	〔特殊教育研究施設〕,〔保健管理センター〕
総合社会システム	
生涯スポーツ	
教育情報科学	教育心理学, 数学科教育学, 物理学, 地学, 理科教育学,〔教育実践総合センター〕
自然環境科学	地理学, 理科教育学,〔環境教育実践施設〕
文化財科学	
総合音楽	音楽科教育学
造形美術	美術科教育学
書芸	

(注)〔 〕は、別表第1に記載されている研究室以外の研究室である。

第1章 学部のおゆみ

34 - 9 東京学芸大学部局長会規程

(昭和51年4月1日)
規程第12号

改正(施行)昭54程8(54.4.1) 昭63程6(63.4.8) 平6程1(6.4.1) 平8程6(8.4.1) 平10程13(10.4.9)

第1条 本学に、東京学芸大学部局長会(以下「本会」という。)を置く。

第2条 本会は、学長を補佐して、本学の運営に関する事項を協議し、併せて各部署間の連絡調整に当たるものとする。

第3条 本会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部主事
- (4) 附属図書館長
- (5) 附属学校部長
- (6) 附属特殊教育研究施設長
- (7) 連合学校教育学研究科長
- (8) 事務局長

第4条 本会は、学長がこれを招集し、その議長となる。

第5条 本会は、学内関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

第6条 本会に関する庶務は、総務部総務課が処理する。

附 則

この規程は、昭和51年4月1日から施行する。

34 - 10 東京学芸大学委員会設置規程

(昭和39年3月9日)
規程第8号

第1条 本学の各機関は、必要に応じて委員会を置くことができる。

第2条 それぞれの委員会に関する規程又は規則は、別に定める。

附 則

この規程は、昭和39年4月1日から施行する。

34 - 11 東京学芸大学将来計画委員会規程

(平成5年11月11日)
規程第7号)

改正(施行)平6程1(6.4.1) 平6程15(6.7.7) 平9程15(9.4.3) 平10程13(10.4.9)

(設置)

第1条 東京学芸大学(以下「本学」という。)に、東京学芸大学将来計画委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(目的)

第2条 委員会は、本学の教育及び研究等の自己点検・評価を行い、本学の教育、研究及び管理運営等の将来的な在り方について常置委員会等との緊密な関係に基づき、構想することを目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 本学の教育及び研究等の自己点検・評価に関すること。
- (2) 本学の教育の将来計画に関すること。
- (3) 本学の研究の将来計画に関すること。
- (4) 本学の施設・センターの将来計画に関すること。
- (5) 本学の管理運営の将来計画に関すること。
- (6) その他本学の将来計画に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部主事が互選した者 1名
- (4) 附属図書館長
- (5) 附属学校部長
- (6) 各常置委員会委員長
- (7) 国際交流委員会委員長
- (8) 各部ごとに当該部所属の教授会構成員が互選した者 各2名
- (9) 附属特殊教育研究施設、附属環境教育実践施設、附属教育実践総合センター、留学生センター、海外子女教育センター、保健管理センター及び情報処理センターに所属する教授会構成員が互選した者 1名
- (10) 附属学校に所属する教官のうちから附属学校部長が推薦する者 2名
- (11) 事務局長

第1章 学部のあゆみ

(12) その他学長が必要と認めたる者

若干名

(任期)

第5条 前条第8号から第10号まで及び第12号の委員の任期は2年とし、1回に限り再任されることができる。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(小委員会)

第8条 委員会は、特定事項について審議を行うため、小委員会を置くことができる。

2 小委員会に関し必要な事項は、委員会が定める。

(審議事項の付託)

第9条 委員会は、常置委員会等に審議事項を付託することができる。

2 前項において審議事項を付託された常置委員会等は、審議した事項を委員会に報告しなければならない。

(専門委員)

第10条 委員会は、専門的事項について検討を行うため、専門委員若干名を置くことができる。

2 専門委員に関し必要な事項は、委員会が定める。

(委員以外の者の出席)

第11条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、関係部課等の協力を得て総務部広報調査課が処理する。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 東京学芸大学大学教育研究改善検討委員会規程（平成3年規程第12号）は、廃止する。

附 則（平成9 .4 .3）（抄）

平成9年4月1日から適用する。

34 - 12 東京学芸大学教育学部附属学校運営委員会規程

（平成8年12月5日）
規 程 第 23 号

改正（施行）平9程15（9 .4 .3）平10程13（10 .4 .9）

（設置）

第1条 東京学芸大学教育学部附属学校部に東京学芸大学教育学部附属学校運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

（目的）

第2条 運営委員会は、学部（留学生センター、海外子女教育センター、保健管理センター及び情報処理センターを含む。以下同じ。）と附属学校の連携を図りつつ、附属学校の管理運営の基本的事項を審議し、併せて、学部・大学院等と附属学校の教育研究活動の推進を図ることを目的とする。

（審議事項）

第3条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 附属学校教官の人事に関する基本的事項
- (2) 附属学校の概算要求及び予算配分基準に関する事。
- (3) 附属学校の施設の整備に関する事。
- (4) 学部と附属学校の共同研究活動に関する事。
- (5) 附属学校の教育研究に関する事。
- (6) その他附属学校の運営に関する事項

（組織）

第4条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 附属学校部長
- (2) 附属学校長（幼稚園にあっては園長）
- (3) 各部ごとに当該部所属教授会構成員から推薦された者 各1名
- (4) 附属特殊教育研究施設、附属環境教育実践施設、附属教育実践総合センター、留学生センター、海外子女教育センター、保健管理センター及び情報処理センタ

第1章 学部のあゆみ

一に所属する教授会構成員から推薦された者 2名

(5) 附属学校副校長（幼稚園にあっては副園長）

（任期）

第5条 前条第3号及び第4号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第6条 運営委員会に委員長を置き、附属学校部長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

（会議）

第7条 運営委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（小委員会）

第8条 運営委員会は、特定事項について審議を行うため、小委員会を置くことができる。

（庶務）

第9条 運営委員会の庶務は附属学校部事務部において処理する。

（補則）

第10条 この規程に定めるもののほか、運営委員会の運営等に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

附 則

1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。

2 次の規程は、廃止する。

(1) 東京学芸大学附属学校委員会規程（昭和39年規程第14号）

(2) 東京学芸大学附属学校校長・副校長会規程（昭和46年規程第10号）

(3) 東京学芸大学学部・附属学校合同委員会規程（昭和57年規程第4号）

附 則（平成9 .4 .3）（抄）

平成9年4月1日から適用する。

《人 事》

34 - 13 東京学芸大学長選考規程

(昭和27年9月24日)
(規 程 第 1 号)

改正(施行) 昭31.7.17 昭40程2(40.8.2) 昭42程9(42.4.1) 昭49程3(49.1.18) 昭51程18(51.7.8) 昭52程1(52.3.18) 昭52程7(52.9.7) 昭53程4(53.4.1) 昭59程6(59.11.8) 昭62程7(62.5.28) 平6程15(6.7.7) 平9程2(9.2.6) 平9程15(9.4.3) 平10程13(10.4.9)

第1条 東京学芸大学長(以下「学長」という。)の選考は、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第4条の規定に基づき、東京学芸大学教授会(以下「教授会」という。)が、この規程により行う。

第2条 教授会は、次の場合に、学長候補者の選考を行う。

- (1) 学長の任期が満了するとき。
 - (2) 学長が辞任を申し出たとき。
 - (3) 学長が欠員となつたとき。
- 2 学長候補者の選考は、前項第1号の場合は、任期満了の少なくとも1か月以前に行う。前項第2号及び第3号の場合は、辞任の申し出があつたとき又は欠員となつたときから、1か月以内に行うことを原則とする。

第3条 学長の選考は、選挙により、これを行う。

- 2 学長候補者の選挙の運営については、教授会の委嘱を受けて、学長選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」という。)が、これに当たるものとする。

第4条 選挙管理委員会は、次の各号に掲げる12人の委員をもつて組織する。

- (1) 教授会構成員が互選した者 8人
 - (2) 代議員が互選した者 4人
- 2 前項第1号の教授会構成員の互選は、各部(附属特殊教育研究施設、附属環境教育実践施設、附属教育実践総合センター、留学生センター、海外子女教育センター、保健管理センター及び情報処理センターは第二部に含む。)ごとに、2人連記無記名投票によりこれを行う。この場合において、各部より選出する委員の数は、それぞれ2人とする。前項第2号の代議員の互選は、単記無記名投票によりこれを行う。
- 3 選挙管理委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。
- 4 委員長は、選挙管理委員会の会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときは、その職務を代理し、委員

第1章 学部のあゆみ

長が欠員のときは、その職務を行う。

6 選挙管理委員会の委員が、学長候補者推薦委員会（以下「推薦委員会」という。）の委員若しくは学長適任者に推薦されたとき、又は選挙資格を失ったときは、その職を失う。

第5条 学長候補者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、教育行政に関し識見を有する者の中から、これを選考する。

第6条 学長候補者の選挙は、推薦委員会から推薦された学長適任者について、第1次及び第2次に分けて、これを行う。

第7条 推薦委員会は、教授会構成員が互選した14人の委員をもつて組織する。

2 前項の教授会構成員の互選は、3人連記無記名投票によりこれを行う。

3 推薦委員会に委員長1人を置き、委員の互選によつて定める。委員長は、委員会の会務を総理する。

4 推薦委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、これを開くことができない。

5 推薦委員会の委員が学長適任者に推薦されたとき、又は選挙資格を失ったときは、その職を失う。

第8条 推薦委員会は、次の各号に定める方法により学長適任者を選定する。

(1) 教授会構成員（推薦委員会の委員を除く。）の単記無記名投票による得票高点順に若干人

(2) 本学における専任の助手20人以上により推薦された者

2 前項第1号の場合において、得票数20票以上のものは、必ずこれを学長適任者として加えなければならない。

3 第1項及び第2項に定めるもののほか、推薦委員会は、必要があるときは、学長適任者として若干人を加えることができる。

第9条 前条第1項第2号の学長適任者を推薦しようとするときは、推薦委員会が定める期間内に、推薦委員会に届けでなければならない。ただし、この場合の学長適任者の推薦は、1人1名に限る。

第10条 推薦委員会は、第8条により選定された学長適任者の氏名を得票数及び順位を示さず、経歴を付して五十音順に配列して、これを発表する。

第11条 学長候補者の選挙有資格者は、第1次選挙においては、選挙公示日に現に在任する本学専任の教授、助教授、講師及び助手とし、第2次選挙においては、選挙公示日に現に在任する教授会の構成員とする。

2 選挙公示日の休職者は、選挙有資格者となることはできない。

第12条 第1次選挙は、前条第1項の選挙有資格者により、選挙管理委員会の管理の下に、これを行う。

第13条 第1次選挙は、第10条により発表せられた学長適任者について単記無記名投票により、第2次選挙の候補者として得票高点順に3名を選定する。ただし、末位に得票同数の者があるときは、そのすべてを採る。

2 前項の選挙は、不在者投票を認める。

3 選挙管理委員会は、第2次選挙の候補者の氏名を得票数を付して得票順に配列し、選挙当日中にこれを発表する。

第14条 第2次選挙は、第11条第1項の選挙有資格者の3分の2以上により、第2次選挙の候補者について、選挙管理委員会の定める場所において、単記無記名投票によりこれを行う。

2 前項の選挙は、不在者投票を認める。

第15条 第2次選挙の結果、選挙有効投票の過半数を得た者を、学長候補当選者とする。

2 前項の投票において、過半数を得た者がいないときは、次の方法によつて、下位の候補者を除き、残つた候補者について再投票を行う。下位候補者の除外は、下位の者から得票数を順次加算して、有効投票数の半数に最も近く、かつ、半数未満となるまでに含まれる得票者とする。

3 前項の投票において、なお、有効投票の過半数を得た者がいないときは繰り返し投票を行う。

第15条の2 選挙管理委員会は、第2次選挙の結果を直ちに教授会に報告するとともに、得票数を付して公示しなければならない。

第16条 学長候補当選者が、学長となることを辞退したときは、この規程により、あらためて選考を行うものとする。

第17条 学長の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き6年をこえて在任することはできない。

第18条 この規程の実施に関する細則は、選挙管理委員会が定める。

附 則

この規程は、昭和27年9月24日から施行する。

附 則（平成9.4.3）（抄）

平成9年4月1日から適用する。

第1章 学部のあゆみ

34 - 14 東京学芸大学副学長選考規程

(平成9年6月26日)
(規程第19号)

(趣旨)

第1条 この規程は、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第4条及び第8条第1項の規定に基づき、東京学芸大学副学長(以下「副学長」という。)の選考の基準及び任期等について定める。

(選考機関)

第2条 副学長候補者の選考は、学長が行う。

2 学長は、前項の選考を行うに当たっては、本学専任の教授のうちから選定し、教授会の承認を得なければならない。

(選考の時期)

第3条 学長は、次の各号の1に該当する場合に副学長候補者の選考を行う。

- (1) 副学長の任期が満了するとき。
- (2) 副学長が辞任を申し出たとき。
- (3) 副学長が欠員となったとき。

(任期)

第4条 副学長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、前条第2号又は第3号に該当する場合に選考された者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、副学長の任期は、選考を行った学長の任期の終期を超えることはできない。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、教授会の議を経なければならない。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、教授会の議に基づき、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成10年4月9日から施行する。

34 - 15 東京学芸大学役付職員選考規程

(昭和42年6月20日)
(規程第2号)

改正(施行) 昭44程3(44.2.5) 昭46程6(46.4.1) 昭50程1(50.2.5) 昭51程10(51.4.1)
昭51程18(51.7.8) 昭53程4(53.4.1) 昭54程8(54.4.1) 昭58程1(58.1.13) 昭60程1

(60.3.16) 昭62程6(62.5.28) 昭63程2(63.2.9) 平2程1(2.1.11) 平5程18(5.12.2) 平6程14(6.7.7) 平7程1(7.1.14) 平9程15(9.4.3) 平10程13(10.4.9)

(選考)

第1条 本学の学部主事，附属図書館長，附属学校部長，附属特殊教育研究施設長，附属環境教育実践施設長，附属教育実践総合センター長，留学生センター長，海外子女教育センター長，保健管理センター所長及び附属学校の長（以下「役付職員」という。）の選考は，この規程の定めるところにより，学長が行う。

第2条 学長は，次の各号に掲げる事由の生じたときは，役付職員の選考を行わなければならない。

- (1) 当該職にある者の任期が満了するとき。
- (2) 当該職にある者の辞任の申し出を学長が受理したとき。
- (3) 当該職にある者の停年による退職のため欠員が生じるとき。
- (4) 当該職に欠員が生じたとき。

2 役付職員の選考は，前項第1号及び第3号の場合は，当該事由の生じる1月前までに行い，同項第2号及び第4号の場合は，当該事由の生じたときから1月以内に行うものとする。

(選考の方法)

第3条 役付職員の選考は，役付職員候補者（以下「候補者」という。）のうちから行う。

2 前項の候補者となることのできる者は，本学専任の教授とする。

3 第1項の候補者の選出は，選挙又はその他の方法により，選考の対象となつている役付職員1名につき，それぞれ3名とする。ただし，附属学校の長の場合にあつては，当該選考の対象となつている附属学校の長の数が2以上であるときは，当該数の2倍とする。

(学部主事候補者の選出)

第4条 第一部担当の学部主事，第二部担当の学部主事，第三部担当の学部主事及び第四部担当の学部主事（以下「各部担当の学部主事」という。）候補者の選出は，各部ごとに，当該部所属の教授のうちから当該部所属の教授，助教授，専任講師及び助手による選挙により行う。

(附属図書館長候補者及び附属学校部長候補者の選出)

第5条 附属図書館長候補者及び附属学校部長候補者の選出は，教授会構成員による選挙により行う。

(附属特殊教育研究施設長候補者の選出)

第6条 附属特殊教育研究施設長候補者の選出は，当該研究施設専任の教授のうちか

第1章 学部のあゆみ

ら附属特殊教育研究施設運営委員会が行う。

(附属環境教育実践施設長候補者, 附属教育実践総合センター長候補者, 留学生センター長候補者, 海外子女教育センター長候補者及び保健管理センター所長候補者の選出)

第6条の2 附属環境教育実践施設長候補者, 附属教育実践総合センター長候補者, 留学生センター長候補者, 海外子女教育センター長候補者及び保健管理センター所長候補者の選出は, 本学専任の教授のうちからそれぞれの運営委員会が行う。

(附属学校の長候補者の選出)

第7条 附属学校の長候補者の選出は, 次の各号に掲げる者で組織する附属学校の長候補者選出委員会(以下「選出委員会」という。)が行う。

- (1) 附属学校部長
- (2) 学部主事
- (3) 各部ごとに当該部所属の教授会構成員が互選した者 各2名
- (4) 附属特殊教育研究施設, 附属環境教育実践施設, 附属教育実践総合センター, 留学生センター, 海外子女教育センター, 保健管理センター及び情報処理センターに所属する教授会構成員が互選した者 1名
- (5) 附属学校の副校長が互選した者 7名

2 選出委員会に委員長を置き, 附属学校部長をもつて充てる。

3 選出委員会の議事手続については, 選出委員会が別に定める。

(各部部长)

第8条 各部部长は, 各部担当の学部主事をもつて充てる。

(任期等)

第9条 役付職員の任期は2年とし, 1回に限り再任されることができる。

2 第2条第1項第2号から第4号までの規定により選考された者(附属学校の長を除く。)の任期は, 前任者の残余の期間とする。

(期間の計算)

第10条 役付職員の任期の計算にあつては, 4月1日をそれぞれその起算日とする。

附 則

1 この規程は, 昭和42年6月20日から施行する。

2 この規程施行の際, 現にその職にある者は, この規程により選考されたものとみなす。

3 第6条の規定にかかわらず, 同条の教授には, 当分の間, 教授である当該研究施設運営委員会委員を含むものとする。

4 次の規程は, 廃止する。

東京学芸大学学部主事選考規程（昭和41年規程第1号）

東京学芸大学附属図書館長選考規程（昭和30年規程第1号）

東京学芸大学教務補導部長及び分校主事選考規程（昭和28年規程第1号）

東京学芸大学附属学校部長選考規程（昭和28年規程第3号）

東京学芸大学附属学校長選考規程（昭和28年規程第4号）

附 則（昭和60 .3 .16）（抄）

- 2 この規程は、施行の際現に役付職員である者には適用しない。
- 3 前項に規定する者の任期満了に伴う後任として選考された者の任期は、第9条第1項の規定にかかわらず当該任期満了の日の前日までとする。

附 則（昭和62 .5 .28）

- 1 この規程は、昭和62年5月28日から施行し、昭和62年5月21日から適用する。

附 則（平成6 .7 .7）（抄）

- 1 平成6年6月24日から適用する。
- 2 この規程施行後最初の附属環境教育実践施設長の任期は、第9条第1項の規定にかかわらず、平成7年3月31日までとする。

附 則（平成7 .1 .14）（抄）

- 2 この規程の施行前に、改正前の規程第9条により附属学校の長に選考されている者については、なお従前の例による。

附 則（平成9 .4 .3）（抄）

平成9年4月1日から適用する。

34 - 16 東京学芸大学選挙規程

（昭和42年6月20日）
規 程 第 3 号

改正（施行）昭43程2（43 .1 .27）昭43程5（43 .4 .1）昭44程4（44 .2 .5）昭49程6（49 .1 .18）昭52程2（52 .3 .18）昭54程8（54 .4 .1）昭60程2（60 .10 .3）平5程19（5 .12 .2）平10程13（10 .4 .9）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、学部主事、附属図書館長及び附属学校部長の各候補者選挙並びに代議員選挙について定め、その能率的な運営を確保することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この規程において選挙権者及び被選挙権者とは、当該選挙の対象となつている職等の、東京学芸大学役付職員選考規程（昭和42年規程第2号。以下「役付職員選考規程」という。）及び東京学芸大学代議員選出規程（昭和43年規程第1号）に

第1章 学部のあゆみ

定める選挙権者及び被選挙権者をいう。

(選挙の実施)

第3条 選挙管理委員会は、次の各号に掲げる事由の生じたときは、選挙を実施しなければならない。

- (1) 役付職員選考規程の定めるところにより役付職員候補者の選出が必要となつたとき。
- (2) 代議員の任期満了のときの少なくとも10日前
- (3) 代議員の各選挙母体ごとの定員の5分の1以上の欠員が生じたとき。
- (4) 教授会において代議員会の不信任案が可決されたとき。

(公示)

第4条 選挙管理委員会は、任期満了又は停年による退職に伴う選挙の場合にあつては当該事由の生じる50日前までに、その他の選挙の場合にあつてはその事由の生じた日から10日以内に、選挙の施行を公示しなければならない。

第2章 選挙管理委員会

(設置・構成)

第5条 選挙を管理する機関として、本学に全学選挙管理委員会を、各部に各部選挙管理委員会を置く。

- 2 全学選挙管理委員会委員は、各部教工会において、当該部所属の教授会構成員のうちから各3名を選出し、学長が委嘱する。
- 3 各部選挙管理委員会委員は、各部教工会において、当該部所属の教授会構成員(第二部にあつては、附属特殊教育研究施設、附属環境教育実践施設、附属教育実践総合センター、留学生センター、海外子女教育センター、保健管理センター及び情報処理センターに所属する教授会構成員を含む。)のうちから3名を選出し、各部部长が委嘱する。
- 4 全学選挙管理委員会及び各部選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」という。)の委員の任期は、就任の日から起算して2年とする。ただし、任期の中途において委嘱された後任者の任期は、前任者の残余の期間とする。
- 5 選挙管理委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 6 委員長は、会務を総括する。

(選挙管理委員会の所管区分)

第6条 全学選挙管理委員会は、附属図書館長及び附属学校部長の候補者選挙を管理する。

- 2 各部選挙管理委員会は、各部担当の学部主事候補者選挙及び各部選出代議員選挙を管理する。

(会議)

第7条 選挙管理委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 選挙管理委員会の議事は、出席委員の過半数をもつて決する。

第3章 選挙権者、被選挙権者及び被選挙権者名簿

(選挙権者及び被選挙権者の確定)

第8条 この規程により施行する選挙の選挙権者及び被選挙権者は、選挙施行公示日に在職する者をもつて確定する。ただし、役付職員選考規程第9条第1項の規定に基づき再任できない者及び当該選挙の対象となる職等の任期の初日において、東京学芸大学教員停年規程(昭和30年規程第4号)第3条に基づき停年退職した者となるものについては、被選挙権者から除くものとする。

(被選挙権者名簿)

第9条 選挙管理委員会は、選挙施行公示日現在における被選挙権者名簿を公示しなければならない。

第4章 投票及び開票

(選挙の方法)

第10条 選挙は、選挙管理委員会が定める投票所において、単記無記名投票により行う。

(投票の方法)

第11条 投票は、選挙管理委員会が交付する別に定める投票用紙により、本人が投票所に出頭して行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、公務により出張中の者は、別に定めるところにより、不在者投票を行うことができる。

(無効投票)

第12条 この規程及び選挙管理委員会の定める細則に違反してなされた投票は、無効とする。

2 前項の無効の判断及びその他投票の効力については、選挙管理委員会が決定する。

(投票・開票)

第13条 選挙管理委員会は、各投票所ごとに投票立会人若干名を置き、投票を管理するとともに、投票終了後は、投票箱を厳封のまま、速やかに所定の開票所に移し、直ちに開票しなければならない。

2 前項の開票に当たっては、選挙管理委員会は、開票立会人若干名を置かなければならない。

第1章 学部のあゆみ

(当選者)

第14条 前条による開票の結果、得票高点順に所定の員数をもつて、当選者とする。

2 前項の規定にかかわらず、末位に同順位の者があるときは、そのすべての者を当選者とする。ただし、代議員選挙の場合においては、抽選により所定の員数をもつて、当選者とする。

3 選挙管理委員会は、前2項の当選者を得票数を付して公示するとともに、速やかに、学長に報告しなければならない。

第5章 雑則

(細則制定)

第15条 選挙管理委員会は、この規程施行のために必要な細則を定めることができる。

(庶務)

第16条 全学選挙管理委員会の庶務は、総務部が、各部選挙管理委員会の庶務は、教育学部事務部が処理する。

附 則

1 この規程は、昭和42年6月20日から施行する。

2 第5条第4項の規定にかかわらず、第1期の選挙管理委員会委員の任期は、昭和44年3月31日までとする。

3 次の細則は廃止する。

東京学芸大学附属図書館長選考規程実施細則(昭和30年細則第1号)

東京学芸大学教務補導部長選考規程実施細則(昭和28年細則第1号)

東京学芸大学附属学校部長選考規程実施細則(昭和28年細則第2号)

東京学芸大学附属学校長選考規程実施細則(昭和39年細則第1号)

34 - 17 東京学芸大学代議員選出規程

(昭和43年1月27日)
規程第1号)

改正(施行) 昭49程5(49.1.18) 昭51程18(51.7.8) 昭53程4(53.4.1) 昭62程7(62.5.28) 昭63程6(63.4.8) 平3程6(3.4.1) 平6程15(6.7.7) 平7程14(7.6.8) 平9程15(9.4.3) 平9程29(10.4.1) 平10程13(10.4.9)

(選出方法)

第1条 東京学芸大学代議員会規程(昭和39年規程第3号。以下「代議員会規程」という。)第2条第7号の代議員の選出は、選挙により行う。

(定数)

第2条 代議員会規程附則第2条に規定する選出代議員は各部ごとに選出するものとし、その定数は、第一部11名、第二部10名、第三部7名及び第四部9名とする。

2 前項の第二部には、附属特殊教育研究施設、附属環境教育実践施設、附属教育実践総合センター、留学生センター、海外子女教育センター、保健管理センター及び情報処理センターを含むものとする。

(選挙の方法)

第3条 各部選出代議員の選挙は、各部ごとに、当該部所属の教授会構成員により、その構成員の中から単記無記名投票により行う。

第4条 削除

(辞退)

第5条 代議員選挙の当選者で、やむを得ない理由により代議員となることを辞退しようとする者は、その当選者の公示があつた日から3日以内に、当該選挙管理委員会委員長にその旨を申し出るものとする。

2 前項の申し出があつたときは、当該選挙管理委員会委員長は、すみやかに代議員会にその諾否をはかるものとする。

3 前項により、辞退の申し出が認められたときは、次点者を逐次繰り上げるものとする。

附 則

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 東京学芸大学代議員選挙規程(昭和39年規程第5号)は、廃止する。

附 則(平成9.4.3)(抄)

平成9年4月1日から適用する。

34-18 東京学芸大学教官選考規程

(昭和53年12月14日)
規 程 第 17 号)

改正(施行) 昭54程9(54.6.7) 昭55程1(55.1.17) 昭56程2(56.3.18) 昭58程4(58.4.1) 昭58程6(58.6.2) 昭59程3(59.4.12) 昭62程7(62.5.28) 昭63程12(63.12.1) 平元程1(元.2.2) 平2程5(2.4.1) 平2程10(2.11.1) 平3程3(3.4.1) 平5程2(5.3.18) 平6程15(6.7.7) 平9程15(9.4.3) 平10程3(10.1.8) 平10程13(10.4.9)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 東京学芸大学における教育職員の選考は、教育公務員特例法(昭和24年法律

第1章 学部のあゆみ

第1号)第4条第1項及び第13条,教育公務員特例法施行令(昭和22年政令第6号)第2条,東京学芸大学教授会規程(昭和39年規程第1号)第3条第3項並びに東京学芸大学代議員会規程(昭和39年規程第3号)第6条第8号の規定に基づき,学長が行う。

(用語の定義)

第2条 この規程において「大学教官」とは,教授,助教授,講師(常時勤務の者に限る。以下同じ。)及び助手をいう。

2 この規程において「部局」とは,各部,附属特殊教育研究施設,附属環境教育実践施設,附属教育実践総合センター,留学生センター,海外子女教育センター,保健管理センター及び情報処理センターをいう。

第2章 大学教官候補者の選考

第1節 手続

(候補者の選考手続)

第3条 候補者の選考は,選考委員会が候補適格者(以下「適格者」という。)として選考した者のうちから代議員会が行う。

(候補者の選考)

第4条 候補者の選考は,代議員会において単記無記名投票により出席代議員の3分の2以上の賛成票をもつて行う。

(選考の基準)

第5条 候補者の選考は,別に定める東京学芸大学教官選考基準(昭和53年12月14日制定)に基づき行わなければならない。

(再審査)

第6条 代議員会は,必要あると認めるときは,選考委員会に再審査を命ずることができる。

(選考の制限)

第7条 第4条に規定する賛成票を得ることのできなかつた者は,当該議決後1年を経過するまでの間,同一職名以上の候補者となることができない。

第2節 選考委員会

(開設)

第8条 講師以上の職の適格者選考委員会の開設は,教官候補適格者選考委員会開設申請書(様式第1)により,代議員会の承認を得て,部局の長が行う。

2 助手適格者選考委員会の開設は,部局の長が行う。

(構成)

第9条 各部の選考委員会は,次の各号に定める委員をもつて組織する。

(1) 選考を必要とする職の属する学科(以下「当該学科」という。)の学科主任

- (2) 当該学科に所属する教授 1名
 - (3) 選考を必要とする職の属する研究室に所属する教授 1名
 - (4) 当該学科以外の学科に所属する教授 4名
- 2 各部以外の部局の選考委員会は、次の各号に定める委員をもつて組織する。
- (1) 選考を必要とする職の属する部局（以下「当該部局」という。）の長
 - (2) 当該部局に所属する教授 2名
 - (3) 当該部局の運営委員会委員（当該部局に所属する者を除く。）である教授 4名
- 3 第1項第2号及び第3号並びに前項第2号の規定にかかわらず、当該学科及び当該部局に所属する教授を欠くとき、又は止むを得ない事由により教授を構成員とすることができないときは、講師以上の職の適格者選考委員会にあつては助教授を、助手適格者選考委員会にあつては助教授又は講師をもつてこれに替えることができる。
- 4 前項に定める助教授若しくは講師を欠くとき、又は止むを得ない事由により助教授若しくは講師を選考委員会の構成員とすることができないときは各部にあつては当該学科の属する部の教授を、各部以外の部局にあつては、当該部局の運営委員会委員をもつてこれに替えることができる。

（委員長）

第10条 選考委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、選考委員会の会務を掌理する。

（成立）

第11条 選考委員会は、部局の長が部教官会（各部以外の部局にあつては運営委員会）に報告したときに成立するものとし、これによりがたい場合は、公示をもつて替えることができる。

（招集）

第12条 選考委員会は、部局の長が招集する。

（定足数）

第13条 選考委員会は、全委員の出席がなければ会議を開き、議決することができない。

（適格者の選考）

第14条 適格者の選考は、選考委員会において単記無記名投票により、3分の2以上の賛成票をもつて行う。

（報告）

第15条 部局の長は、委員長からの報告に基づき、教官候補適格者選考調書（様式第2）を添え、その選考に至つた経緯をすみやかに代議員会に報告し、審査に付さな

第1章 学部のあゆみ

なければならない。

(各部の長の選考委員会への出席)

第16条 各部の長は、随時選考委員会に出席し、意見を述べることができる。

第3章 非常勤講師候補者の選考

(候補者の選考手続)

第17条 候補者の選考は、非常勤講師候補者選考調書(様式第3)により、選考委員会が行う。

2 前項の規定にかかわらず、非常勤講師として採用されたことのある者については、選考委員会の選考を省略するものとする。

(候補者の選考)

第18条 候補者の選考は、選考委員会において単記無記名投票により、3分の2以上の賛成票をもつて行う。

(選考の制限)

第19条 前条に規定する選考委員会の承認を得ることのできなかつた者は、当該議決後1年を経過するまでの間、非常勤講師の職の候補者となることができない。

(選考結果報告)

第20条 部局の長は、第17条の規定により非常勤講師候補者を選考したときは、非常勤講師候補者選考結果報告書(様式第4)により部教官会に報告するものとする。

(選考委員会の開設)

第21条 選考委員会の開設は、部局の長が行う。

(選考委員会の構成)

第22条 選考委員会は、次の各号に定める委員をもつて組織する。

(1) 当該学科に所属する教授 1名

(2) 当該部に所属する教授 6名

2 前項第1号の規定にかかわらず、当該学科に所属する教授が欠けたとき、又は止むを得ない事由により教授を構成員とすることができないときは、助教授又は講師をもつてこれに替えることができる。

(準用)

第23条 第5条及び第10条から第13条まで並びに第16条の規定は、非常勤講師候補者の選考に準用する。

(教員養成実地指導講師候補者の選考)

第24条 第17条から前条までの規定にかかわらず、非常勤講師候補者のうち、教員養成実地指導講師候補者の選考手続等については、別に定めるところによる。

第4章 附属学校教官候補者の選考

(候補者の選考)

第25条 候補者の選考については、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和54年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に本学教育職員の職にある者は、この規程により選考された者とみなす。
- 3 削除
- 4 助手適格者選考委員会にあつては、当分の間、第9条第1項第4号及び同条第2項第3号中「4名」とあるのを、「2名」と読み替えて組織するものとする。
- 5 東京学芸大学教官選考規程（昭和28年規程第5号）は、廃止する。

附 則（平成元 .2 .2）（抄）

平成元年1月8日から適用する。

附 則（平成3 .4 .1）（抄）

- 2 人文科学科及び社会科学学科にあつては、当分の間、第9条第1項第2号に規定する「当該学科」を「選考を必要とする職の属する研究室」と読み替えて適用するものとする。

附 則（平成9 .4 .3）（抄）

平成9年4月1日から適用する。

（様式 略）

34 - 19 東京学芸大学客員教授等選考規程

（平成9年3月6日）
（規程第5号）

改正（施行）平9程15（9 .4 .3）平10程13（10 .4 .9）

（趣旨）

第1条 この規程は、東京学芸大学（以下「本学」という。）における国立学校設置法施行規則（昭和39年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）第30条の4の規定に基づく客員教授及び客員助教授（以下「客員教授等」という。）の選考に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この規程において「部局」とは、各部、附属特殊教育研究施設、附属環境教育実践施設、附属教育実践総合センター、留学生センター、海外子女教育センター、保健管理センター及び情報処理センターをいう。

第1章 学部のあゆみ

(選考)

第3条 客員教授等の選考は、客員教授等候補者選考委員会(以下「選考委員会」という。)の議に基づき、学長が行う。

(選考基準)

第4条 客員教授又は客員助教授を称せしめることのできる者は、常時勤務の教員以外の職員又は施行規則第30条の3の規定による外国人(以下「外国人教員」という。)で、次の各号に該当する者とする。

- (1) 本学において、引き続き3年以上専攻分野について教授又は研究に従事する者
- (2) 東京学芸大学教官選考基準(昭和53年12月14日制定)に定める教授又は助教授の資格を有する者若しくはこれらに準ずると認められる者

(選考委員会の開設)

第5条 選考委員会の開設は、部局の長が行う。

(選考委員会の構成)

第6条 各部の選考委員会は、次の各号に定める委員をもって組織する。

- (1) 選考を必要とする職の属する学科に所属する教授
 - (2) 当該部に所属する教授 6名
- 2 各部以外の部局の選考委員会は、次の各号に定める委員をもって組織する。
- (1) 選考を必要とする職の属する部局(以下「当該部局」という。)の長
 - (2) 当該部局の運営委員会委員である教授 6名

(選考委員会の委員長)

第7条 選考委員会には委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、選考委員会の会務を掌理する。

(選考委員会の成立)

第8条 選考委員会は、部局の長が部教官会(各部以外の部局にあつては運営委員会)に報告したときに成立するものとし、これにより難い場合は、公示をもって代えることができる。

(選考委員会の招集)

第9条 選考委員会は、部局の長が招集する。

(選考委員会の定足数)

第10条 選考委員会は、全委員の出席がなければ会議を開き、議決することができない。

(選考委員会における候補者の選考)

第11条 候補者の選考は、選考委員会において単記無記名投票により、3分の2以上の賛成票をもって行う。

(報告)

第12条 部局長は、委員長からの報告に基づき、客員教授等候補者選考報告書(様式第1)により、その選考に至った経緯を代議員会に報告しなければならない。

(各部の長の選考委員会への出席)

第13条 各部の長は、随時選考委員会に出席し、意見を述べることができる。

(称号の授与)

第14条 客員教授又は客員助教授を称せしめる場合には、通知書(様式第2)により行うものとする。

2 外国人教員に客員教授又は客員助教授を称せしめる場合には、勤務の契約書にその旨明記するものとする。

附 則

この規程は、平成9年3月6日から施行する。

附 則(平成9.4.3)(抄)

平成9年4月1日から適用する。

34-20 東京学芸大学外国人教員の任期に関する規程

(平成4年3月18日)
(規程第4号)

(趣旨)

第1条 この規程は、国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法(昭和57年法律第89号)第2条第3項の規定に基づき、外国人教員の任期について定めるものとする。

(任期)

第2条 外国人教員の任期は、3年とし、再任を妨げない。

(任期の特例)

第3条 前条の規定により難しい場合には、代議員会の議を経て、学長が3年未満の任期を定めることができる。

附 則

この規程は、平成4年3月18日から施行する。

34-21 東京学芸大学教員停年規程

(昭和30年4月1日)
(規程第4号)

改正(施行) 昭35.3.1 昭35.4.1 昭48程2(48.4.19) 昭59程7(59.12.13)

第1章 学部のあゆみ

第1条 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第8条第2項の規定に基づく本学教員の停年は、この規程の定めるところによる。

第2条 本学の教授、助教授及び講師の停年は、満63歳とする。

第3条 本学の教員は、停年に達した日の属する学年の末日限り退職するものとする。

第4条 前3条の規定は、助手に準用する。

第5条 この規程の改正については、3分の2以上出席する教授会において出席者の3分の2以上の同意を要する。

附 則

この規程は、昭和30年4月1日から施行する。

34 - 22 東京学芸大学名誉教授称号授与規程

（昭和50年3月18日）
（規程第5号）

改正（施行）昭52程3（52.4.1）平5程9（6.4.1）平6程1（6.4.1）平10程10（10.4.1）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第68条の3の規定に基づく東京学芸大学名誉教授（以下「名誉教授」という。）の称号の授与については、この規程の定めるところによる。

（選考）

第2条 名誉教授の選考は、代議員会が行う。

（議決の特例）

第3条 代議員会は、第5条第6号の規定を適用し名誉教授の選考を行うに当たつては、東京学芸大学代議員会議事規程（昭和39年規程第4号）第4条第2項の規定にかかわらず、出席代議員の4分の3以上の賛成を得て行うものとする。

（授与）

第4条 名誉教授の称号の授与は、別紙様式による辞令書を交付することにより行う。

2 前項の辞令書の交付は、学長が行う。

第2章 選考基準

（選考基準）

第5条 名誉教授の選考は、退職時において次の各号の1に該当する者について行うものとする。

- (1) 本学に学長又は教授として通算20年以上勤務した者であつて、教育上又は学術上特に功績のあつたもの
- (2) 本学に学長又は教授として通算15年以上勤務した者であつて教育上又は学術上特に功績があり、かつ、本学の運営上顕著な功労があつたと認められるもの
- (3) 本学に学長又は教授として通算10年以上勤務した者であつて教育上又は学術上特に功績があり、かつ、次に掲げる者のいずれかに該当するもの
 - ア 本学以外の大学の学長又は教授としての勤務年数を加算して20年以上になる者
 - イ 本学の役職に在職し、任期を満了した者
- (4) 本学に学長、教授、助教授又は講師（常時勤務の者に限る。以下同じ。）として通算10年以上勤務し、教育上又は学術上の功績により広く社会的に顕彰された者
- (5) 本学学長として、本学の運営に関し特に功績があつた者
- (6) その他前各号と同等以上の功績があつたと認められる者
（勤務年数の計算）

第6条 前条第1号から第3号までの勤務年数の計算に当たつては、助教授としての勤務年数にあつてはその10分の7を、講師としての勤務年数にあつてはその2分の1を、それぞれ教授としての勤務年数に加算するものとする。

第3章 雑則

（特典）

第7条 名誉教授は、別に定めるところにより、本学の施設等を利用することができる。

（施行細則）

第8条 第2章の規定の適用に関し必要な細則は、代議員会の議を経て学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和50年3月18日から施行する。
- 2 この規程は、施行日前に退職した者についても適用する。ただし、これらの者にかかる名誉教授候補者の選考は、この規程施行後最初に置かれる委員会において行うものとする。
- 3 東京学芸大学名誉教授候補者選考委員会規程（昭和41年規程第19号）は、廃止する。
- 4 第5条第3号アの勤務年数の計算に当たつては、次の表の左欄に掲げる期間に右欄に掲げる乗率を乗じて得た年数を、それぞれ大学の教授としての勤務年数に加算することができるものとする。

第1章 学部のあゆみ

勤 務 の 区 分		乗 率
旧 制 大 学	学長又は教授としての勤務年数	1.0
	助教授としての勤務年数	0.7
	講師としての勤務年数	0.5
本学に包括された旧制学校	校長又は教授としての勤務年数	0.7
	助教授としての勤務年数	0.5
旧制大学以外の旧制学校	校長又は教授としての勤務年数	0.5

附 則（平成10.4.1）（抄）

2 この規程は、施行日前に退職した者についても適用する。

34 - 23 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科長選考規程

（平成8年3月28日）
（規程第9号）

改正（施行）平9程30（9.12.17）

（趣旨）

第1条 この規程は、東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科規程（平成8年規程第7号。以下「研究科規程」という。）第6条第2項の規定に基づき、東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科長（以下「研究科長」という。）の選考に関し、必要な事項を定める。

（用語の定義）

第2条 この規程で用いる「研究科専任教官」、「研究科所属教官」及び「研究科委員会」の用語の定義については、研究科規程の定めるところによる。

（選考の時期）

第3条 研究科長の選考は、次の各号の1に該当する場合に行う。

- (1) 研究科長の任期が満了するとき。
- (2) 研究科長が辞任を申し出て、研究科委員会が承認したとき。
- (3) 研究科長が欠員となったとき。

2 研究科長の選考は、前項第1号の場合においては、任期満了の1か月前までに行い、同項第2号及び第3号の場合においては、速やかに行うものとする。

（研究科長の任期）

第4条 研究科長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き4年を超えて在任することはできない。

2 前条第1項第2号及び第3号の規定により選考された者の任期は、前任者の残余の期間とする。

(研究科長候補者の選考)

第5条 研究科長候補者の選考は、第6条から第8条までに規定する方法により選出された研究科長候補適任者について、研究科委員会が行う。

(研究科長候補適任者の選出方法)

第6条 研究科長候補適任者を選出するため、選挙を行う。

(選挙有資格者)

第7条 前条の選挙の選挙資格者は、選挙公示日に在職する、研究科専任教員及び研究科所属教員で、かつ、東京学芸大学の専任である教授、助教授、講師とする。

2 前項の規定にかかわらず、選挙公示日の休職者は、選挙資格者となることはできない。

(不在者投票)

第7条の2 第6条の選挙においては、不在者投票を認める。

(選挙の方法)

第8条 選挙は次の方法によって行う。

- (1) 投票は単記無記名の方法によって行い、研究科長候補適任者として1名を選出する。
- (2) 選挙は、選挙資格者の過半数の投票により成立する。
- (3) 選挙の結果、有効投票の過半数を得た者を当選者とする。
- (4) 前号によって当選者を得ることができない場合は、前号の投票の結果得票多数の上位2人について投票を行い、得票多数を得た者を当選者とする。ただし、最上位に得票同数の者が2人以上いるときはすべての最上位得票者について、また、2位に得票同数の者が2人以上いるときはすべての2位得票者を最上位得票者に加えて投票を行うものとする。
- (5) 前号の投票の結果、最上位に得票同数の者が2人以上あったときは、その者について投票を行い、得票多数の者をもって当選者とする。
- (6) 前号の投票を行ってもなお得票同数の場合は、年長者をもって当選者とする。

(選挙の管理)

第9条 研究科委員会は、選挙を管理するため、東京学芸大学に連合学校教育学研究科長候補適任者選挙管理委員会を置く。

2 前項に規定する選挙管理委員会の組織及び運営については、研究科委員会が別に定める。

(研究科委員会における選考)

第10条 研究科委員会は、前条に規定する選挙管理委員会の報告に基づいて、研究科

第1章 学部のあゆみ

長候補適任者について選考を行い、研究科長候補者を決定する。

- 2 研究科委員会における選考は、無記名投票により決することとし、出席委員の過半数の賛成を必要とする。
- 3 選挙によって選出された研究科長候補適任者について、研究科委員会の選考の結果、必要な数の賛成が得られなかったときは、改めて選挙を行う。
(研究科長候補者の辞退)

第11条 研究科長候補者は、研究科委員会の承認を得ることなしには、辞退することはできない。

- 2 研究科委員会が辞退を承認したときは、改めて選挙を行う。
(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、研究科長候補者の選考に関し必要な事項は、研究科委員会が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科設立準備委員会要項に基づき選考された研究科長は、この規程により選考されたものとみなす。
- 3 前項により選考された研究科長の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成10年3月31日までとする。

34 - 24 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科研究科専任教官候補者選考規程

(平成8年3月28日)
(規程第10号)

(趣旨)

第1条 この規程は、東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科規程(平成8年規程第7号。以下「研究科規程」という。)第5条第2項の規定に基づき、東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科(以下「連合学校教育学研究科」という。)の研究科専任教官候補者(以下「候補者」という。)の選考に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程で用いる「研究科委員会」及び「研究科専任教官」の用語の定義については、研究科規程の定めるところによる。

(選考の手続)

第3条 候補者の選考は、次の各号に該当する者のうちから、連合学校教育学研究所運営委員会(東京学芸大学)(以下「運営委員会」という。)が候補適格者として選考した者について、研究科委員会が行う。

- (1) 東京学芸大学の教授となりうる資格を有する者
- (2) 連合学校教育学研究所の学生の研究指導を総括的に担当する主指導教官となりうる資格を有する者

(選考の時期)

第4条 研究科委員会は、次の各号の1に該当する場合に候補者の選考を行う。

- (1) 研究科専任教官が停年により退職するとき。
 - (2) 研究科専任教官について配置換えの割愛依頼、辞職の願出があったとき。
 - (3) その他、研究科専任教官が欠員となったとき。
- 2 候補者の選考は、前項第1号の場合には欠員となる日の7月前に、前項第2号及び第3号の場合は、速やかに開始する。

(候補者の決定)

第5条 研究科委員会は、運営委員会から報告のあった候補適格者について審議の上、候補者を決定する。

- 2 前項の決定は、無記名投票により決することとし、出席委員の過半数の賛成を必要とする。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、候補者の選考に関し必要な事項は、研究科委員会が別に定める。

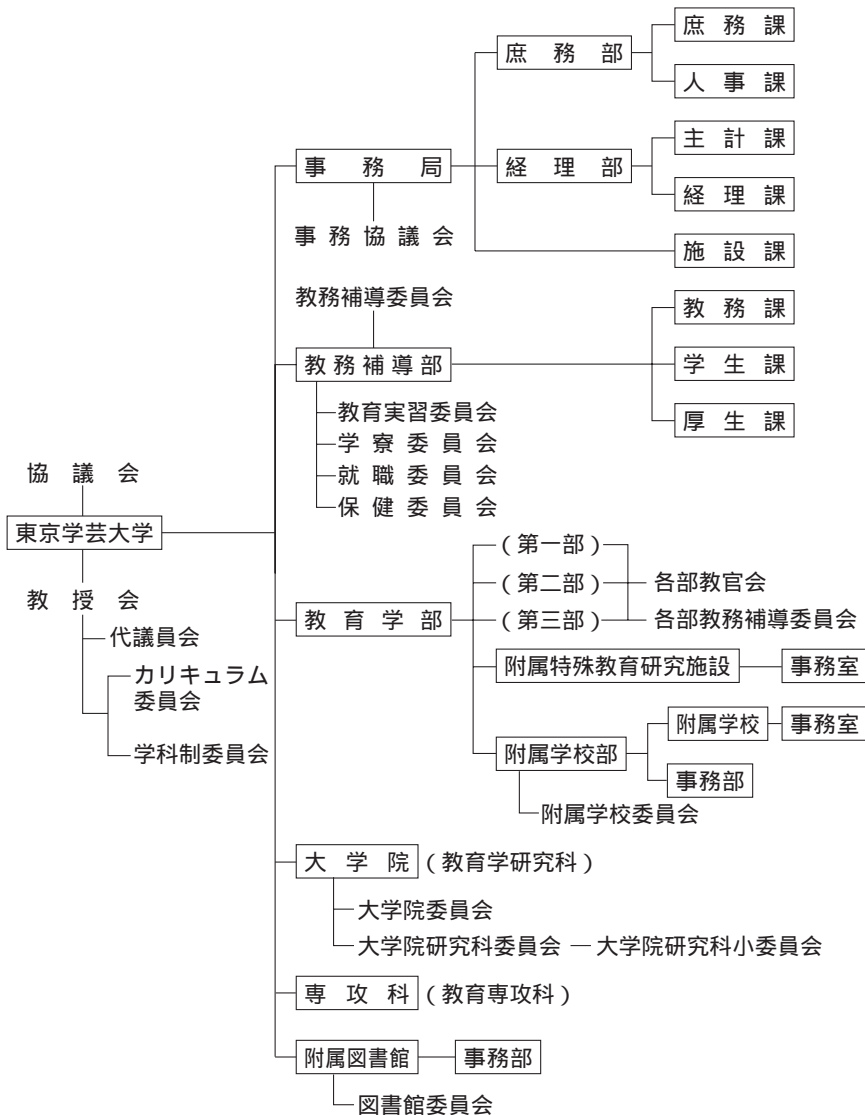
附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

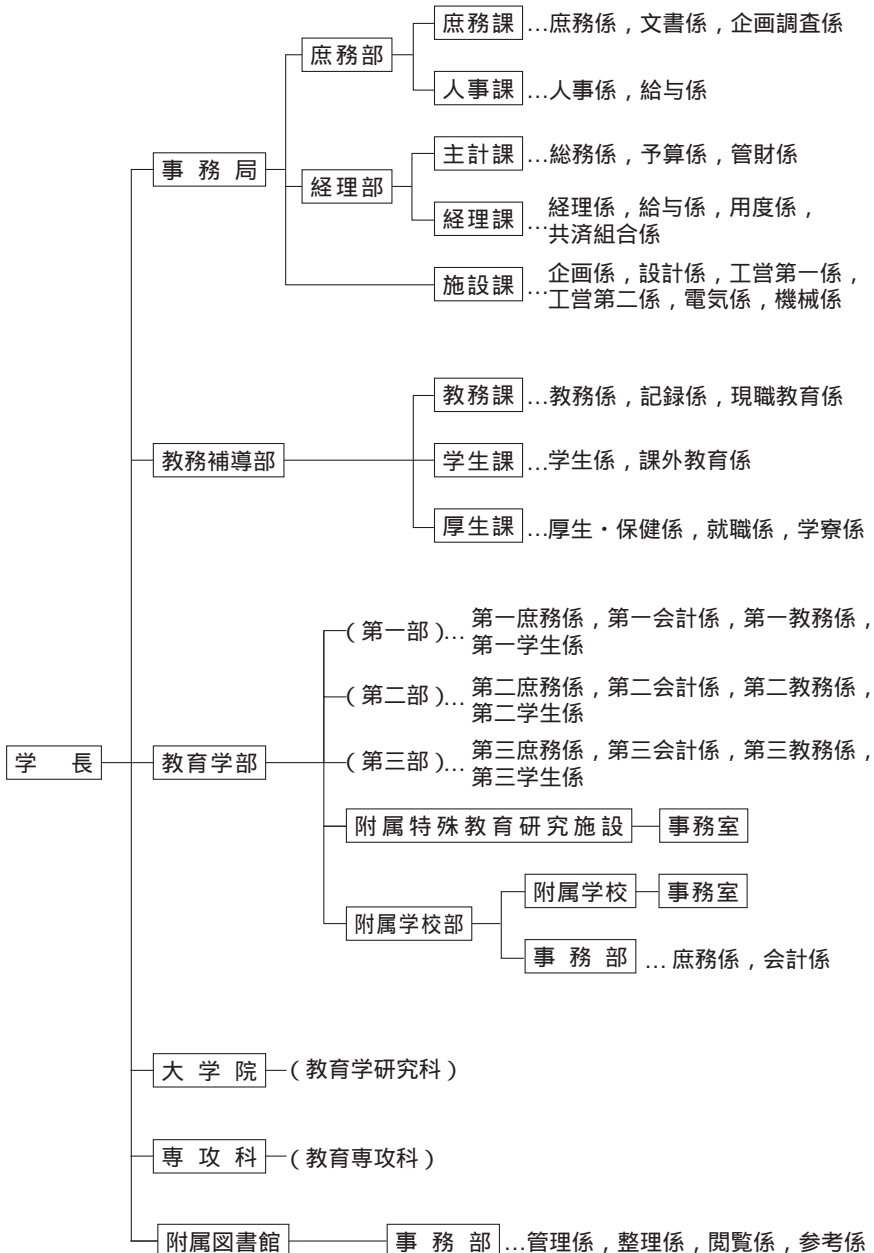
35 管理運営関連の機構図等

35 - 1 運営機構，事務機構 1964（小金井地区への統合時）

運営機構



事務機構



この案は条文めいた書き方にも見えますが、考え方を書いたもので、条文整理は教官各位の検討を経て後に別に専門家にしてもらいます。

教授会
設置
組織
教授会は教授に助教授および専任講師の全員を加えて組織する。

性格および権限

教授会は本学意志の形成機関であり、本学の管理運営に関する基本的な事項は教授会の審議決定を経なければならない。

一 教授会は本学意志の形成機関として次の場合には開かれなければならない。

(イ) その年次の運営方針を決定する場合

(ロ) その他特に全学的な意志決定を必要とする場合

二 次に掲げる事項は大学の管理運営に関する基本事項として教授会の審議を経なければならない。

(イ) 学則に定める重要事項ならびに本規程の改廃に関する事項

(ロ) 学長の選考に関する事項

「最高議決機関として」を削り、具体的に性格および権限を記した。

学長の所信表明、担当部局長等の報告説明、質疑等

学則に定める重要事項とはおよそ次のようなもの

(大学の目的の変更、研究施設、附属学校その他重要な施設の設置廃止、講座組織の変更、課程の設置廃止、学生の入学ならびに課程修了の基準の変更等) ~ 評議会の項参照 ~

方法と任期に関することおよび選挙

ハ 教官人事の基準の設定に関する事項

ニ 部主任・教務補導部長・附属学校部長・附属図書館長および附属学校長の選任の方法および任期に関する事項

ホ 教育計画ならびに学生の厚生補導の基本に関する事項

「教授会・代議員会が特に重要と認めた事項」を削る。

（何をどこで審議するかを明らかにして責任を持つため、また、特に全学意志の決定を必要とするような場合は教授会を開かなければならないことにしてあるから）

三 教授会は元来その権限に属する諸事項の中、この規程に定める諸事項に関する権限を代議員会に委譲する。

2 教授会は代議員会に関する事項をつかさどる。

四 教授会は前項に定めるもののほか、教育公務員特例法第5条・第6条・第9条の規定に定められた事項をつかさどる。

設置・構成・委譲事項・選挙・信任
不信任

教官の不利益処分

招集および主宰

教授会は学長が招集し、主宰する。

教授会は少くとも年1回定期的に開かなければならない。

但し、必要に応じて随時これを開くことができる。

教授会構成員の5分の1以上の希望がある場合にはこれを開かなければならない。

一の(イ)のために

切替教授会はやめる。

議事規則

教授会の議事規則は別にこれを定め

第1章 学部のおゆみ

る。

代 議 員 会

設 置

本学に代議員会をおく。

組 織

代議員会は教授会構成員のおよそ10分の1に当る選出代議員に、学長・部主任および教務補導部長を加えて組織する。

性格および権限

代議員会は教授会から権限を委譲されて、教育および研究に関する事項および教官の人事、学生の身分に関することを審議決定する。

代議員会は審議に際して、できる限り各部の意見を聞くとともに、各部間の意見の相違対立のおそれのある問題については、これを調整する役割を果たし終局的決定は代議員会が行なう。

一 教育および研究に関する事項

(イ) 教育計画の編成および運営に関する事項

(ロ) 学生の入退学、課程の修了、休学等の認定に関する事項

(ハ) 学生の厚生補導および身分に関する事項

(ニ) 研究の推進助成に関する事項

(ホ) 諸規則の制定改廃に関する事項

代議員の選出方法、任期、リコールに関すること等は、代議員に関する規則として教授会の議を経て、別に定める。

但し、大体现在の方法と大差がないであろう。代議員会は狭義の学部の教授会的色彩が強くなつたので、附属学校部長および附属図書館長が職の故に代議員たることはやめた。

総合研究等の計画、研究報告の発刊、技術センターその他助成の問題
現行の「主要な規則」の中には全学

的なものを含めたものと考えられるが、ここでは狭義の学部の教育および研究に関する諸規則に関するものとする。

（ヘ） その他教育および研究に関する事項で学長が必要と認めた事項

二 代議員会は前項に定めるもののほか、教育公務員特例法第4条第7条の規定に定められた事項をつかさどる。

教官の昇任・採用・不利益処分でない休職復職

現行の規程による代議員会の審議事項中、削除したものは次のとおり

三 予算に関する重要事項

（枠内は従前通り、一般的には評議会）

四 主要な施設の設置廃止に関する事項

（評議会 但し主要な施設の設置廃止については教授会の議を経て）

六 入学定員の決定に関する事項

（学則の一部改訂、評議会）

十二 その他大学の運営に関する重要事項

2 代議員会は前項に掲げる事項のほか学長の諮問に応じて本学運営の基本的な大綱を審議する。

（主として教授会の審議事項）

教授会に附議する原案に関する事項
教授会に附議する原案は教授会から出ることあり（例えば教授会の三、四等）代議員会から出ることあり（例えば二、八、ホ等）評議会から出ることある（例えばイ）ので、この項を削つた。

招集および主宰

代議員会は学長が招集し、主宰する。

第1章 学部のあゆみ

代議員会は少くとも月1回定期的に開かれなければならない。

但し、必要に応じて随時これを開くことができる。

報 告

代議員会は原則として公開とする。

但し、代議員会において必要と認められた場合は非公開とすることができる。

- 2 代議員会の議事は通常部教官会を通じて全教官に報告し、教授会に対する報告に代えるものとする。

議 事 規 則

代議員会に関する議事規則は別にこれを定める。

評 議 会

設 置

本学に評議会をおく。

組 織

評議会は学長・部主任・部から選出された教授(6)名に教務補導部長・附属学校部長および附属図書館長を加えて組織する。

性格および権限

評議会は大学全体の管理運営に関する事項を審議決定するとともに、必要に応じて学長の諮問に応ずる。

- 一 評議会は次の事項を審議する。

(イ) 学則その他の規則の制定改廃に関する事項

議案提出に関することは議事規則に譲る。

代議員会の運営については幹事会が議長を補佐する。

幹事には部主任・教務補導部長および事務局長が当る。

各部2名ずつと考えて

教授会ならびに代議員会の運営委員会ではない。

学則等の改正に責任を持つが、定められた重要事項については教授会の審議を経なければならない。

(ロ) 予算概算に関する事項

(ハ) 研究施設・附属学校その他重要な施設の設置廃止ならびに既存の施設の統合移転に関する事項

二 その他学長が諮問する事項

招集および主宰

評議会は学長が招集し、主宰する。

評議会は必要に応じて随時これを開く。

講座主任会

当分の間、現行規程を準用し、その慣行にしたがう。

部および部教官会

設置

学芸学部部に部をおく。

部は次の三部とする。

第一部

人文社会に関する講座群をもつて組織する。

第二部

自然科学に関する講座群をもつて組織する。

第三部

技能を伴う講座群をもつて組織する。

部に部教官会をおく。

組織

部教官会は部に所属する教授会構成員をもつて組織する。

部に部主任（仮称）をおく

重要な施設の設置廃止についての基本方針は教授会の議を経なければならない。

講座再編成によつて講座のあり方が確立するのを待つ。

部の区分の仕方には左に掲げたものの外にも、

(イ) 分校方式

(ロ) 課程別のもの

(ハ) 前期・後期によるもの

(ニ) これらの混合併用方式

等が考えられ、それぞれに長短があつて、確信のある原案を得るに至つていない。

小委員会に委託して近く検討の資料を提出してもらつて予定、いずれにしても全体の構想の中の部、部教官会の性格には大差がないであろう。

教授会の下部組織と考えたので、その構成員には助手を加えなかつた。

部主任の選考方法および任期について

性格および審議事項

部は教育および研究の現場であり，教授会および代議員会によつて形成される大学・学部の意志の源泉である。

- 一 部限りの教育および研究に関する事項
- 二 部に属する教科を専攻選修する学生の課程修了の認定に関する原案の作成
- 三 教授会・代議員会から意見を求められた事項およびこれらに対して提案する事項

招集および主宰

部教官会は部主任が招集する。

部主任は少くとも月1回部教官会を開かなければならない。

但し必要に応じて随時これを開くことができる。

運 営

部教官会に運営委員会をおく。

部運営委員会は部の運営について部主任を補佐する。

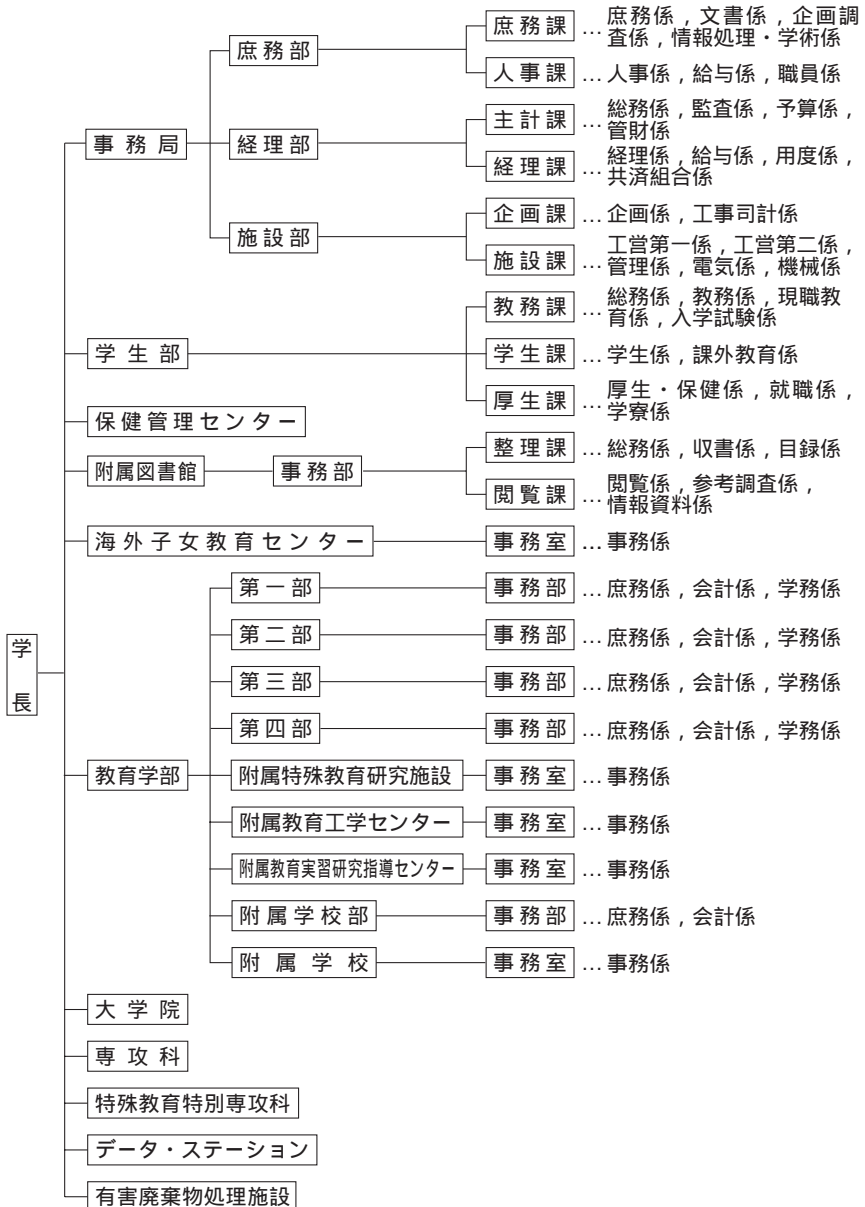
部運営委員会に関する細部は部の意見に基づき代議員会が定める。

ては教授会が定めるか代議員会が定めるか。

教官人事に関してどの程度部教官会が関係しうるかは人事の内規の作成をまつてきめる。

35 - 3 機構図 1983 (電算化に伴う変更)

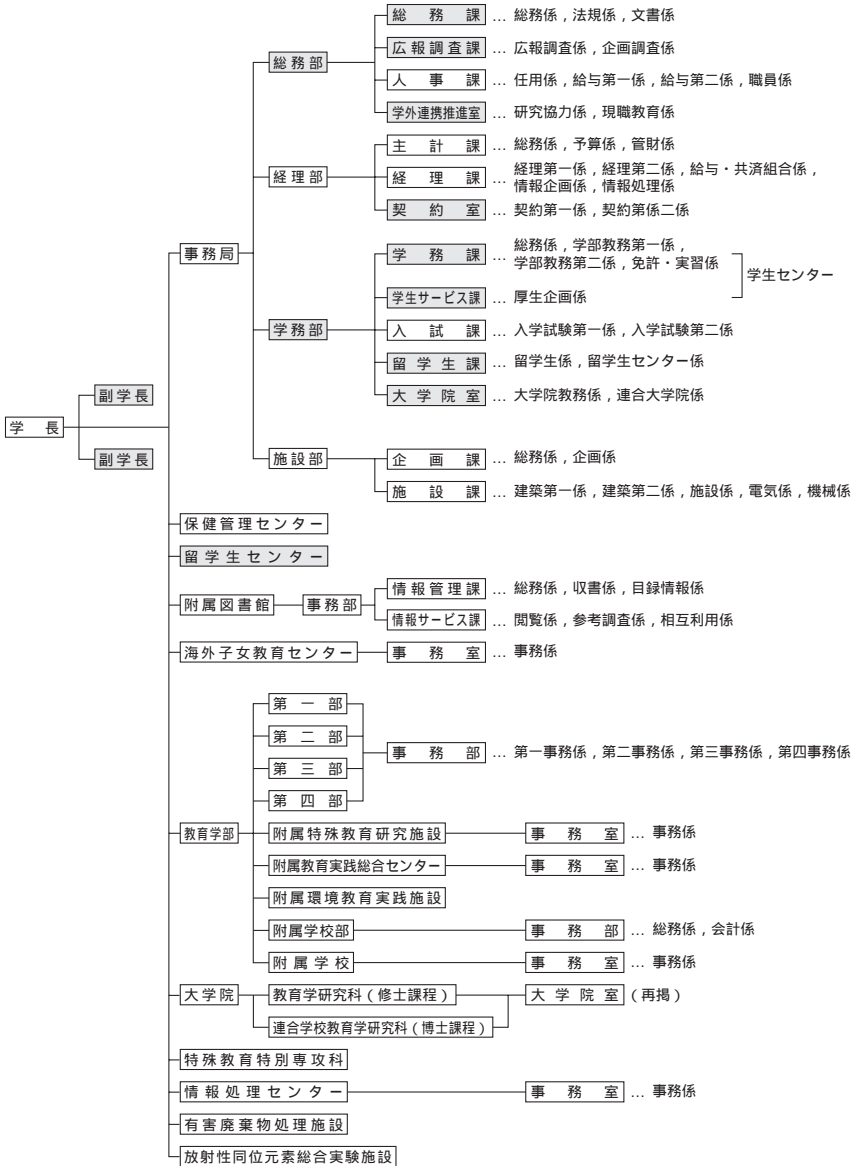
『東京学芸大学概要 1983』



第1章 学部のみ

35 - 4 機構図 1998 (最近の急激な組織改変に伴う変更)

『東京学芸大学概要 1998』



は、1998度に新しく設置されたもの

敷地，建物，環境関係

36 団地整備計画記録

36 - 1 用地の取得

金額の単位：千円

取得年月	所在地名	面積	金額	備考
昭和26.5.22	東京都小金井市貫井北町 4 1 1	43,264.84坪 (143,024㎡)	301.1	大蔵省より無償所管換
昭和29.9.10	東京都小金井市貫井北町 4 1 1	47,311.05坪 (156,400㎡)	329.3	大蔵省より所管換
昭和32.7.30	東京都小金井市貫井北町 4 1 1	896.06坪 (2,962㎡)	1792.1	大蔵省より所管換
昭和34.11.4	東京都小金井市貫井北町 4 1 1	2,730.00坪 (9,025㎡)	5460.1	大蔵省より所管換
昭和57.9.10	東京都小金井市貫井北町 4 1 1	1,318㎡	39,721.0	用途変更
〔面積減少の経緯〕				
昭和29.1.19	東京都小金井市貫井北町 4 1 1	689.71坪	4.8	用途廃止 大蔵省へ引継
昭和32.6.9	東京都小金井市貫井北町 4 1 1	669.097坪	1,338.2	用途廃止 大蔵省へ引継
昭和35.11.1	東京都小金井市貫井北町 4 1 1	410.00坪	820.0	用途変更 公務員宿舍へ
昭和43.10.16	東京都小金井市貫井北町 4 1 1	131㎡	542.3	用途廃止
昭和53.11.14	東京都小金井市貫井北町 4 1 1	345㎡	6,275.1	用途廃止 大蔵省へ引継
昭和55.12.5	東京都小金井市貫井北町 4 1 1	2,092㎡	37,985.9	用途廃止 大蔵省へ引継
	端末整理等	0.14坪.3㎡		

36 - 2 施設整備等

面積の単位：㎡ 金額の単位：千円

年月	建物等名称	面積	金額	着工年月日	竣工年月日	使用開始時期	備考
昭和28～29	自然科学教室	350	8,413	29.3.12	29.6.30	完成後ただちに使用開始	東京都寄付工事
29	自然科学教室	612	14,734	29.7.29	30.3.30		
30	自然科学教室	648	16,323	30.9.8	31.3.30		
31～32	自然科学教室	730	16,544	31.12.18	32.6.30		
32	自然科学教室	757	18,592	32.9.5	33.3.25		
33	自然科学教室	972	22,050	33.10.29	34.3.25		
34	自然科学教室	1,360	28,178	34.10.7	35.3.25		
34	小金井小学校教室	1,744	35,000	34.1.14	34.11.1		
35	自然科学教室	1,298	29,866	35.9.10	36.3.31		
35	小金井小学校教室	4,626	85,562	35.10.13	36.3.30		
35	小金井中学校教室	686	13,624	35.11.23	36.3.30		

第1章 学部のおゆみ

年 月	建 物 等 名 称	面 積	金 額	着工年月日	竣工年月日	使用開始時期	備 考	
昭和 35	一般講義室 3号館	1,613	32,300	35.10.4	36.3.30		49年度から 人文C号館 として使用	
35	附属図書館	1,821	40,640	35.11.2	36.3.31			
36	小金井中学校教室	1,961	32,959	36.6.21	37.2.15			
36	一般講義室 2号館 自然科学棟	1,613 453	43,840	36.7.13	37.3.25		書庫は49年 度から研究 室として使 用	
36	小金井中学校教室	1,961	39,908	36.9.20	37.3.30			
36	体育館	2,130	51,147	36.10.7	37.3.20			
36~37	人文研究室C号館 書庫	1,297 810	34,475	37.2.28	37.9.20			
37	一般講義室 1号館 一般講義室 2号館	1,613 1,613	76,130	37.5.31	38.2.5			
37	人文研究室C号館	821	21,819	37.8.7	38.2.15			
37	家庭科実験室	1,176	31,058	37.8.16	38.3.29			
37	小金井中学校	2,022	61,148	37.7.21	38.3.28			
37	小金井小学校体育館	165	4,816	37.6.12	37.10.20			
37	小金井小学校調理室	112	3,240	37.11.25	38.3.27			
38	人文研究室 A号館 人文研究室 B号館	1,149 1,162	60,522	38.8.3	39.3.20			
39	産業技術研究室 1号館 産業技術研究室 2号館	874 756	51,596	39.10.27	40.3.27			
39	音楽研究室	1,413	47,573	39.11.5	40.3.27			
39	家庭科研究室 (増築)	272	9,546	39.9.23	39.12.25			
40	美術・技術研究室 {美術} {技術}	2,097 168	58,430	40.7.28	41.1.31			
41	自然科学研究室	1,512	56,480	41.5.15	41.10.31			
41	美術研究室 (増築)	1,951	64,950	41.7.25	42.2.20			
43	管理棟	3,104	117,230	43.9.11	44.3.20			
43	小体育館 (舞踊場)	672	26,070	44.1.11	44.3.31			
44	基幹整備 (暖房 1期) {ボイラ室}	一式 509	181,870	44.10.12	45.3.30			
45	学生食堂	1,751	77,200	45.11.22	46.3.30			
45	特殊教育研究施設	1,595	85,550	45.10.28	46.3.30			
45	一般講義室 5号館	909	52,730	45.11.6	46.3.25			
45	特殊実験実習室	339	23,080	46.1.21	46.3.31	工学センター		
45	基幹整備 (暖房 2期)	一式	161,970	45.7.31	46.3.30			
46	保健管理センター	473	31,161	46.9.9	47.3.20			
46	附属幼稚園小金井園舎	254 147 154 154 215	53,246	46.7.4	47.2.10			
47	体育科研究室	660	60,047	47.8.6	48.2.15		第四部事務棟	
47	音楽家庭科研究棟	1,558	112,730	47.9.6	48.3.30			
47~48	附属図書館	6,242	416,422	48.3.28	49.3.30			
49	多チャンネル同時教育 センター	349	46,677	49.8.23	50.2.28			
50	教育学部校舎改修	810	23,622	51.2.8	51.3.31			旧書庫
50	基幹整備 (電気) (受変電室)	一式 360	192,335	50.10.4	51.3.30			
52	教育工学センター	529	64,367	52.7.21	53.1.31			
52	基幹整備 (電気)	一式	98,112	52.8.12	53.3.31			
52	美術工芸教室	504	59,617	52.11.17	53.3.30			
52	RI総合実験室	306	85,849	52.12.29	53.3.31			

第2節 組織・建物・環境

年 月	建物等名称	面積	金額	着工年月日	竣工年月日	使用開始時期	備 考
昭和 52	RI総合実験室	306	85,849	52.12.29	53.3.31		<p>明許繰越</p> <p>第2むさしのホール</p> <p>（下請者倒産のため使用開始が遅れた）</p>
52～53	一般講義棟新3号館	1,046	124,900	53.3.17	53.10.11		
53	自然科学系研究棟	2,903	381,900	53.8.17	54.3.24		
53	芸術館	2,577	370,000	53.10.17	54.5.31		
53～54	人文科学系研究棟	4,124	548,600	54.3.12	55.3.25		
53～54	学生会館	1,960	236,430	54.3.3	54.10.31		
54	芸術技術系校舎 〔一般講義棟5号館〕 〔第四部事務棟〕	549 744	141,980	54.10.9	55.3.31		
54	農場管理棟	488	65,380	54.10.9	55.3.15		
54	有害廃棄物処理施設	300	141,700	54.10.16	55.3.29		
54	体育科研究棟3号館	604	78,400	54.1.11	55.5.31		
55	柔道場	411	47,000	55.9.9	56.3.30	56.5末	
55	校舎改修 自然科学系研究棟 人文研究棟B号館 人文研究棟C号館	4,432 1,162 2,143	416,100	55.11.7	56.3.31	完成後ただちに使用開始	
56	データステーション	459	101,000	56.9.30	57.2.19		
56	校舎改修 自然科学系研究棟 人文科学系研究棟 人文科学系C号館	4,260 1,149 1,795	422,500	56.9.30 56.9.29	57.3.25 57.3.5		
56	排水基幹整備（期）	一式	139,500	56.8.28	57.3.30		
58	附属小金井中学校 校舎改修（期）	2,369	154,500	58.9.24	59.2.20		
58～59	排水基幹整備（期） 附属小金井中学校 校舎改築（期） 体育館改修	一式 2,300 775	250,000 204,000	58.9.30 59.2.14	59.3.30 59.9.20		
59	合同棟	1,588	270,000	59.9.29	60.3.29		
60	附属小金井小学校 低学年棟	1,926	272,500	60.10.31	61.3.26	61.4.1	
61	附属小金井小学校 校舎改修（期） 体育館改修	3,201 744	285,000 55,300	61.9.27 62.1.28	62.3.31 62.3.31		
62	附属小金井小学校 校舎改修（期） 校舎西側改修（期）	1,695 1,108	135,000 110,560	62.9.29 63.1.26	63.3.31 63.6.20		
62	保健体育学科研究棟3号館	756	124,400	63.1.26	63.6.30	完成後ただちに使用開始	
62	基幹整備（共同溝、給排水池）	一式	291,000	63.1.21	63.6.29		
平成 元	課外活動共用施設	2,193	298,896	2.2.1	2.12.27		
3	大体育館小体育館改修	2,130	123,600	3.8.29	4.3.25		
3	講義棟新3号館増築	998	235,653	3.8.29	4.6.30		
4	附属小金井中学校武道場新営	434	85,490	5.1.30	5.6.30		
5	講義棟北棟・南棟	3,888	863,140	5.6.23	6.6.30		
5	国際交流会館	1,993	536,630	5.6.16	6.6.20		
5	（小金井）基幹整備	一式	172,010	5.9.17	6.3.30		
5	情報ネットワーク	一式	112,270	6.3.1	6.4.25		
5	（小金井）基幹整備	一式	118,450	6.2.1	6.3.31		
5	運動施設	一式	507,790	6.3.9	6.11.10		
7	講義棟北棟・南棟	3,340	909,490	7.7.10	8.3.28		

第3節 教育課程

〔資料解説〕

以下の資料を収めた。

本学発足時の「東京学芸大学カリキュラム暫定案」の理論背景をなす《大泉分校学科課程再検討委員会「第二報告」1950.2.1（資料37）》。

本学のカリキュラムの原典となった『東京学芸大学カリキュラム』1952.4.1（資料38）と《その附録の抜粋（資料39）》。並びに《カリキュラム委員会（1952.7.3）における学長の挨拶（資料40）》。

本学のカリキュラムの改訂を促す《昭和34年度カリキュラム委員会報告書1960.3（資料41）》、《昭和37年度カリキュラム委員会報告「教育課程の基本構成案」1963.3（資料42）》、《押し付けカリに反対 社会調査ゼミ中間報告1963.4.25（資料43）》。

本学のカリキュラム原本とよばれる『東京学芸大学カリキュラム』1955.4の序文（資料44）とその附録の抜粋（資料45）。その後改訂された各『東京学芸大学カリキュラム』の序文（資料46～48）。

（宮腰 賢）

東京学芸大学カリキュラムの制定

37 大泉分校学科課程再検討委員会「第二報告」

（1950.2.1）

序

本委員会が学科課程の問題を取りあげた動機は、一つには学生が履修方法について混迷を来している様に見えるからであるが、一つにはその大学の性格を最端的に示す学科課程がこのままでは果して大学の理念がもられ、且つ大学らしく具体化されているといへるか、否大学自身の根本性格が明確を欠いているためにカリキュラムも又甚だ曖昧であって明確な方針に基くカリキュラム再編成が急務なのではないか、という意識にもとづくのである。以下既に実施されつつある本学の学科課程について問題になる諸事項を取りあげ、それらに対して本委員会の到達した結論をのべよう。

目次

1. 現行カリキュラムが構成された基本的立場
2. 大学の根本理念

- 3．本学に於ける専攻について
- 4．多数の免許状を取得する事について
- 5．二部の問題
- 6．単位の考え方について

1 現行カリキュラムが構成された基本的立場

本学の教育理念に就て一応の事が云はれているにもかかわらず実際の現行カリキュラムの性格を端的に表現するならばそれが免許状取得主義に盡きる事を指摘せざるを得ないのであって、この事を委員会は最も遺憾とするものである。即ち現行カリキュラムの構成法及び学生指導のための履修基準は教育職員免許法及び施行規則にもとづく免許状授与をすべての目的としている。

この立場は、大学設置基準によって120単位の量的な枠を定めた以外は、大学たるの内容を全く免許法規によってのみ決定しようとする試みを意味する。つまり免許状のリクワイアメントが即ち大学の課程のリクワイアメントとなっているのである。

「我々は免許法規を軽視し、或いは斥けようとするものではない。むしろ本学が教員養成に関係する大学である限り、それはそれにふさはしい一定の位置づけ、一定の限界内においては尊重され、考慮さるべきであると思うのであるが、他方次の事を指摘したい。

- 1．免許法令における規定は教師たるに必要な最高の資質を目指したものととは限らない。むしろ最低のレベルを規定したものと考えてよい位であるから、大学のカリキュラムが此のみによる事は妥当でない。教師養成のための望ましいカリキュラムと免許法によるカリキュラムとは必しも同義ではない。
- 2．免許法令においてのぞましい教師の教養として規定されたものは一応の目安ではあるが今后教育界、教育学界によって検討さるべき事項を残している。決して金科玉條ではないし、固定さるべきものでもない。
- 3．カリキュラムとして現実化さるべき大学の根本理念と正面から取組み、そこからカリキュラムを導いてくることをせずに、大学たるの内容的條件を一片の法令にのみ準拠しようとする事は、本学を免許状授与学校をもって足れりとする企に他ならぬ。又それは大学としての権威と思索の貧困を物語るものである。
- 4．免許法令からだけで、大学としての学生の履修課程の全部を規定し盡す事はできない。つまり総単位数（120）から免許規定に要求する単位数を引去った残り（特に専門科目）をいかに履修するかについて明白な方針が現存しない。大学独自の立場が確立されていないからである。その空白部分を多数の免許状の取得にあてようとしているのが実状である。
- 5．単位履修の目的を免許状取得に集中することが学生に対して及す精神的影響として懼るべきはその功利主義的態度である。差当って便利に教員を養成する近視眼的

第1章 学部のあゆみ

な方策がこの大学の主旨ではない。

以上のように本学のカリキュラム構成においては一応の必要条件であるべき免許法令があたかも充分条件である如く取扱われている所に根本的な錯誤があった。免許状は本学独自のカリキュラムに従って学生が履修した結果として授与されるものであるべきであり、したがって、まず大学本来の理念が正面から検討され、それにもとづいて独自のカリキュラムと履修基準が明確に用意されねばならない。この点現行カリキュラムは大いに欠ける所があったのであり事実においても多くの弊害の根本をなしていた。

2 大学の根本理念

本学の目的や根本性格については既に表現され、規定されているのであるが極めて曖昧なものを残しているものであり、殊にかような教育理念がカリキュラムとの関係において如何に現実化、具体化するという段階になると不明瞭な点が多い。又これまで充分検討つくされる事なく放置されて来た。

まことに学芸大学の理念はその成立の経緯からいって多くの異論や対立があったのであり、また錯綜した要素を含んでおり、いまだに、すっかりしたものとは云えない。しかしながら大学の根本的な立場はカリキュラムと云う様な実践計画を常に支配するものなのであるから、放置する事が出来ない。又逆に根本目的に統制されないカリキュラム計画は無意味である。

本委員会としては次のような結論を述べる。

1. 本学はどこまでもよき小中学校の教員養成を眼目とする単科大学である。それこそ本学の存在意義であり、高い使命であって、この点が他の総合大学と異なるものである。
2. 本学の学生が専門教養について、良き意味でのアカデミックな高い調子とリベラルな精神とを持つ事が望しい。しかし此の事は学問的スペシャリズムを追求する事と必しも同一でない。すなわちもし学生に与えられる専門教養が「学者」「学問の専門研究者」たらしめる様なアカデミックなものたることを要するというのならば我々のとらないものである。本学の学生は特殊の問題を口にするを以て学問と考える様な専門教養を受けるのではなく事物の根底を深く把握しその教える児童生徒をして自ら思考し解決する力を啓発する事の出来る様な専門教養の所有者でなければならぬと考える。

その爲には、学生の心魂に触れることのない専門の尖端事項に眼を奪はれる事なくその専門の領域に関する根底的事項を十分に鍛錬し、その領域の課題を自ら考え自ら解決する力を学生に与える事こそ本学の専門教養のあるべき姿と考える。

3. 本学学生の教職教養は単に教授法的技術家である以上に次の様な教職的教養の涵養が望しい。

イ．文化的主体としての社会および成長発達する児童青年との両者の関係においてなりたつ人間形成について客観的，科学的理解をもつ事

ロ．一般教養，専門教養として学習した内容が児童青年の教育という事を中心として実践的統合的に把握されてある事

4．アカデミックな精神，教職的な精神の両者の立場から云って免許法規依存主義は本学のカリキュラムを規定するには，不充分である。

3 本学に於ける専門教養に就て

大学の根本理念が右のようであるとすると，次にそれを達成するために必要な大学のカリキュラム履修の方針が考えられねばならない。その第一の問題は専攻の分類方式である。

現行カリキュラムに於ては専攻と云う観念が漠然としていることが発見される。つまり，

イ．専攻によって何が意味されるか

ロ．その専攻のための最低限度は何単位か

が明らかでない。まず指摘されることは免許主義が大学の専攻分類となっているのであって，まず小中の区別により甲類と乙類が分けられ，また乙類の専攻分類は中学の免許状科目に基いているのである。要するに大学の専攻を免許状科目が規定しているのである。但し甲類として，あるいは乙類の任意の教科として修むべき専攻最低必要単位は全く考えられていない。

又副専攻という名称が用いられている。此の意味する所は第2免許科目のための単位取得についていわれているのであるが，凡そ大学に於て二つの専攻がある事は愚しい事である。ここに於ても見られる事は本学としては大学らしい専攻というものがなく，ただ120単位をいくつかの免許状に必要な単位群をもってうずめると云う傾向に向いつつある。

本学は速やかに大学独自の専攻制度を確立し，専門と云う観念を明白化し，専攻学生にとっての最少取得単位数を定めなければならない。専攻制度に関しては東京学芸大学の性格を如何に解釋するかにしたがって次のような型が考えられる。

(イ) リベラル・アーツ・カレッジの型（アカデミズム・専門学科主義）

専攻分類方式は学問分類に従った学科式である。甲類乙類の区別は入学に際しても入学後にも設けない。予め専攻学科別に学生定員数を定め学生はそれぞれの学科に所属し卒業のためには専攻学科毎に最低必須単位数がきまっている。

(ロ) ティチャーズ・カレッジの型（プロフェッショナルリズム・職能主義）

この専攻分類原理は学問の分科によるものではなく，学生が教職において就くべき職能領域の区別に従ったものである。即ち小学校コースと中学校における数ヶの教科コースがならべられる（甲類はそれ自身で一本の専攻領域である。中学校の各

第1章 学部のあゆみ

教科コースは必しも学問分類によるものでなく教科領域別にしたがっている。そしてそれぞれの専攻において相当程度の最少必須単位が大学独自の立場からきめられてある。

学生は入学に際してその専攻に従って甲類、乙類の理科、乙類の社会という様に分けられてその専攻には定員を定める。

(ハ) 現行カリキュラムの型（免許主義）

現行のものは一見口の型と同一のようにも見えるが事実は大いに異なるので現行のものは専攻別を定めたかの如くであるが明確な専攻制ではない学生は甲類及び乙類の各科目に属しているがいずれも免許法規に規定された単位数の範囲内で履修すればよい事になっている。逆に云うと一般教養をのぞき去った80単位をいくつかの免許状必須単位群でうずめればよい事になっている（たとえば小学校免許状のための1群、中学校教科免許状の爲の2群、計3群というふうに）。

本委員会としては既述の「本学の根本理念」に従って口を採用し徹底するのがよいと考える。但し我々が職能主義に基く専攻分類原理を採用するに当っては更に次の事が考慮されねばならない。

1. よき教師を養成するには如何なる専攻内容を満したらよいかについて、本学独自の研究と創意を持つべきであって、免許状専攻に墮することを厳に警戒する。
2. 小学校コースは中学校各教科コースと同次元の専攻領域とするがよい。
但しその中において更に1 2ヶの小学校教科を特に重く修める制度を定める必要がある。その場合の分科は小学校の9教科別に従うが妥当である。
3. 小学校専攻の内容単位をいかなる性質のものにするかは困難な問題であるが教師養成の爲の本学独自のものであるべきである。
4. 各専攻はすべて最少必須単位を相当数に抑えておく事（例えば専門教養40単位程度？）
5. 多くの免許状を取得しようとする功利的態度を極力防止しなければならない。これは(4)の操作によって実現出来るであろう。専攻領域以外の免許状を得ようとするものは120単位の枠外において2級のものを一つとる程度の余地だけは与えておく。
6. 教職教養科目をとらなくても卒業は出来るがその場合には教職科目に代る単位は自己の専攻関係単位で埋ること。
7. 専攻の最少必須単位の内容を定める場合は関係学科が協定しあって決めること（例えば中学国語専攻では必須40のうち25は国語国文学から、他は関係人文科学単位からというふうに各専攻領域の特殊性に応じてなさるべきである）。
8. 中学の専攻分類において広領域（例えば社会科）によるがよいか、狭領域（例えば地理）によるがよいか検討さるべきである。

4 多数の免許状を取得する事について

現行カリキュラムの構成原理としてつらぬかれている立場は学生に如何にして小学校、中学校の両免許状を、又中学校における2教科以上の免許状を同時にとらせるかという配慮である。カリキュラムはそういう建前のはっきりした立場の上につくられているし、学生へのカリキュラム履修指導の方針もさうなっている。この事実について次の様な諸問題を見出す事が出来よう。

イ．この配慮は学生の将来の就職条件を見透したものとされる。その意味で学生に対し親切であろうとする意図が動機となっている。つまり小中学両免許をもつ方が、学生の就職範囲は広いであろうし、又中学校においては現状に於て2教科以上に亘って教える事が要求されていると云うのである。此の事は成程理解に難くない事である。然し現在の就職条件というものは決して恒常的なものではなく、過渡的なものである。変転し易い外部社会の条件にあまりにとらわれると云う事は現行方針の積極的支持理由とはならない。いやしくも大学の修学課程の決定を絶えず変化し易い社会の浮動的条件にのみ依存させる事は、正当とは云えない。大学は独自の見識を有すべきである。

ロ．更に憂うべき事は最低の教養を目指した免許状の単位基準をさえ充足すればそれでよいと云う意識である。つまり安直に多方面に亘る教師を養成しようとする点である。又実際に学生達は乏しい時間の中から主専攻とは全く独立した所謂副専攻に相当の時間をさいている者が少くないのであって、在学期間に3種以上の免許状をとろうとしている。之は学力の充実という点からも好ましくない。免許状においてはたしかに24, 18, 30単位といった専門教養が満たされるとそれでよい事になっているが之は最低の資格なのであって、決して望ましい教育者のあり方を示すものではない。高さの低い学力で二つ、三つと免許状をもつても、実力ある専門教養とは云えない。それは名目上の専門にすぎない。それでは大学の權威は全く存しない。

ハ．多数の免許状の取得を奨励する事は本学における専攻制を曖昧にし、又崩壊させていった。

ニ．又学生に八方美人的な功利的な学習態度を持たせ専攻領域を追求する眞剣さと自信とを養成する事が出来ない。

本委員会としては既述の様に本学独自の専攻制度を確立しそこに於て相当程度の最低必要履修単位を要求する事によって放漫な免許状取得主義を防止する事が望ましいと考える。即ち大学基準による124単位に於て主専攻領域を履修する事を根本としその結果1免許状を取得せしめ、他の免許状については120の枠外に於て、隣接科目の2級を取得する事を容認する程度にとどめたい。

5 二部に関する問題

本学が4年制の大学である事は云うまでもない事である。所が本学に於て、4年制

第1章 学部のあゆみ

のコースの他に、2年制の所謂二部が存在しているのであるが、此の制度をめぐって混乱が生じ又カリキュラム編成方針の基本的な考え方の中に4年制度の実質的確立を危くする傾向が潜在する様になった。

凡そ二部の性格について我々は次の様に解釋する。

イ．今後の教職者たる資格は4年制の大学卒業の学士である事が建前なのであるが、教員需給関係から云って、2年間の修学によって現場に送り出される員数が必要なのである。即ち二部は教育界の現実的条件のみに基く暫定的なものである。だから需給関係が円滑であったり、或は一部志願者が圧倒的に多数ならば二部は設置する必要のないものである。殊に本年度の実情による二部乙類の募集は当分中止すべきではないかと考えられる。

ロ．2年で出て行く者は卒業でも修了でもない。本学には4年のコースが正規であるから、二部生は中途退学するものにすぎない。若し2年卒業と名すべき制度を明らかにしようとするなら別種のコース（短期大学）とすべきであって、4年制の中に包含して考うべきでない。

ハ．二部は全く、教員免許状2級をあたえるための臨時養成科的なものである。であるから二部の取扱に関する限り、免許状主義で行ってよい。

所が眞に問題となる点は二部そのものが内在している性質にあるのでなくて二部の存在が一部の制度に対して与える影響である。何故ならば二部が一部の中に包攝されている所から両者の関係について次のような事が指摘されうる。

(イ) カリキュラム構成の面から 一部の前期2ヶ年のカリキュラムは4年間を通じての見透しの上に、位置づけらるべきものである。然るに二部のカリキュラムと同一に構成する所から、あたかも、二部の履修様式が一部に適用さるべきであり、二部が本学の前期と誤認され、3・4年の後期はそのアドバンスト・コースの如くに考えられる傾向になった。専門教養、教職教養のコースの作り方に於て一部前期にあたる者のためのカリキュラムは4年の見透しによつて作られず、まず、二部と同様の課程を作りその残部を後期にまはすと云うふうに主客顛倒するようになった。これは4年制大学の危機である。一部の前期のカリキュラムと二部の者のそれとは決して同一であるべきではない。別個に考えらるべきものである。我々は一部前期は教養学部とすべきではないかと考える。

(ロ) 学生の履修態度について 一部前期の学生と二部の学生が同じ場に於て学習する所から前者が後者の履修方式に引きずられやすい。

例えば現行カリキュラムでは二部の学生が3種の2級免許状をとる事が出来るのであるが、一部の学生は此に引ずられた単位取得を試みようとしている。尤も此の点は相当程度、カリキュラム履修ガイダンスによって防止できると思われるし、実施の結果大泉ではその効果があらはれている。

本委員会の結論は左の通りである。

- イ．一部に関する限り、二部のためのカリキュラムに引ずられず此と全く別個に、4年間の見通しに基き履修の内容を確立し、その展望のもとに、前期2年、後期2年を考うべきである。
- ロ．二部は本質的に一部とは別個のものであって、4ヶ年課程の部分に位置づけるべきでない。併設短期大学、あるいは別科として明瞭化すべきである。但し二部を終わったものが、後年において一部後期に再入学する措置は講ずるのが妥当である。
- ハ．尚附記すべきは、二部の者が多数の免許状を取得しようとする点に対しては、もともと二部の2級の速成コースなのであって、4ヶ年によって、本来、資格ある教職者が出来るのであるから2ヶ年の短期間に多数の免許状をとろうとする事は全く不相当と考える。高々1免許状に限るべきである。

6 単位の考え方について

大学基準において採用された単位と云う考え方は大学の指導下にある学生の学習経験を量的に測定し、それによってカリキュラムの構成や運営振を便宜にするための尺度である。であるから旧き講義法一点張の方法観にたつて、教師の側からの教授量をもってのみ単位を割出す事はあやまりである。

単位とは、あくまで、学生自身が大学の指導下において学習したものを客観的に量化する尺度として理解するべきであり、また、かようなものとしてアメリカの制度が取あげられたと思う。即ち1週に於て学生が3時間の学習を必要とするコースが最低15週つづけられた場合、つまり45時間の学習量を1単位と計算する。その場合、1週3時間のうち、何時間を学校に於ける教師の直接指導下におくべきかは(イ)その科目、コースの性格、(ロ)教授法の形態、(ハ)学習施設の程度という3条件によって規定されてくる。「教育職員免許法、別表第1．備考」の記述はこの考えを背後においた一応の形式的説明と我々は解釋する。

右の事は、現在においては再確認する必要のない自明の常識にみえて、その点多くの危険と弊害と無理解がおこなわれている。われわれは単位について、眞地目な取扱い、大学基準の忠実なる処理、充実した内容を要求したい。又それを権威あるものとして育てあげたい。単位の問題はカリキュラム構成と教授法との両分野にまたがるものであって、この両者の観点から改善の努力がはらわれねばならない。

現在の施行の実際において、単位制が尊重されていない面は多くあるが最も根本的な事実は、大学基準に於いて考えられた様に、1週3時間の実内容が伴わぬ、名のみ単位である点である。その例として幾つかを指摘するならば

- 1．1期に20単位以上をとろうとする学生が多数みられた点である。これは
 - (イ) カリキュラムガイダンスが放任されていたこと
 - (ロ) 教授形態がその様な事を

第1章 学部のあゆみ

許す程度に甘い事に基因するであろうし、又、背后的には、カリキュラムの構成方針がそうである如く、学生も又免許状取得主義を追い、なるべく多くの単位をとろうとしてみずからを縛った事に基因する。

凡そ1期に20単位以上とるという事は、大学基準の尺度を忠実に守る限り不可能な事である。

2. ことに在来から講義的な科目と考えられたコースは、1時間の講義をもって簡単に1単位とされてしまいやすい。然し現状としては、(イ)教授法の未熟 (ロ)教具参考書の不足 (ハ)多数の出席学生などの理由により、それが文字通り、学生による1時間の受身的聴講に語る場合が多いのであるまいか。もし、そうであるとするとわれわれは $\frac{1}{3}$ 単位にすぎない学習量に対して1単位の名目を与えているのである。もし、このままの状況で大学4年120単位の総量を思うと慄然たるものがある。

3. 1単位がふくむ所の1週3時間のうち、何時間と教師の直接指導下におくべきか(1時間、2時間ときるか、3時間とするか)は既述のような尺度に照して決定されるべき事であるが、通例は機械的、公式的につぎの如く決めてしまう傾向がある。

「講義によるものはすべて1時間、演習によるものは2時間、実験、実習によるものは3時間とする」と、之は原則的には理解できるのであるが、我々は二つの難点を見出す。第1に、色々な科目やコースを無雑作に之は講義、之は演習というふうに片付けてしまい、よくそのコースの性格や特殊性が検討されない事、第2に、(2)に於てのべた如く学習実時間3時間の裏づけのないものになってしまいやすい事。

そこで本委員会は単位の問題についてはその形式的取扱いを警戒し、実質的なものとする事を警告したい。単位を内容あるものとし、権威のない軽い単位を多くとらせるよりは、充実した単位を最低限に取らせた方がよい。

1. 学習量の尺度としての単位を大学基準における観念どおりに守ること。

学生が1期に20単位以上とろうとする事に対し、カリキュラム、ガイダンスを与え、高く1期18単位(4ヶ年をその調子でおすと144単位)程度に押えること。

2. しかし、各コースの1単位が1週3時間の学習必要量という実質を備えていない時、いかに単位取得を制限しても無駄なのであるから教授法の改善、施設教具の豊富化によって、各単位を内容的にも充実したものにして行き、学生が1単位につきどうしても3時間、学校内外で学習せざるを得ない様にする。又その事は結果として自然に学生が多すぎる単位をとり得ないようになるであろう。

3. そのためには形式的に講義は1時間1単位というように一律にせずに、例えば講座毎にもうけられる科目、コースの性質、採用される教授法、教具の設備程度、参加学生数を検討したうえで、1週3時のうち、学校の直接指導下におくべき時間数を決定すること、その際単位授与者、コース担当者の学科の自由をあたえる事。

4. 良心的な試行と経験によると現在の教具施設をもってしては1時間をもって1単位の実をあげることは極めて困難である。どうしても最少、1時間半は必要な様である。つまり教具、施設という条件が貧困な我々の現状からすると、学生が教師と共に過ごす学校時間数にある程度、確保する事によって、単位の実質を保たざるをえない部面もあるのである。

38 『東京学芸大学カリキュラム』

(1952.4.1制定)

序

大学の教育目標に向つて、忠実に一步一步をすすめて行くため、このたび本学のカリキュラムを創ることができた。このことに当られた本学教授は、ほとんど敬虔といえるようなきびしい倫理感覚をもつて、この課題の正しい根をおろそうとした。鋭い究明がカリキュラム構造の本質をかちえるためにつけられた。単位の一つの数字を決するにも、数週間の論議と探究とが行われたことがあつた。こうしてカリキュラムの一字一字に、大学のたましいがこもつているようにも思われる。そしてこのようなカリキュラムの主体性から、われわれはわれわれの眞理探究の自由を享有しえるのである。

もちろん、われわれはこれからもこのカリキュラムを、さらによりよきものにしようとする謙虚さをもつものである。

1952年4月

東京学芸大学長 木下 一雄

カリキュラム再構成委員

委員長	日下部智		
委員	有賀正助(大島三男)	青木三平	
	稲毛卓	扇谷尙	
	大橋周次	小山田勝治	
	鹿沼茂三郎	久保寺逸彦	
	倉田三郎	清水義弘	
	末松直次	鳥居忠五郎	
	武田虎之助(阪本一郎)	西山広作	
	久富貢	藤本光	
	細川泉二郎	堀繁雄	
	堀内敏夫(芦田昇)	松柴良平	
	望月久貴	森清	

目 次

序

第1編 総 説

一 カリキュラムの根本理念と方針

二 学科課程の部類別

一部

二部

編入課程

三 授業科目の種類と目標

授業科目の種類

各授業科目の目標とその細目

(1) 一般教養科目

(2) 一般体育科目

(3) 専門科目

(i) 一般外国語科目

(ii) 教職科目

(iii) 専攻必修科目

(iv) 選択必修科目

(4) 自由選択科目

学科課程と専攻必修科目・選択必修科目との関係

四 単位

五 履修基準

一部

二部

編入課程

六 各科目履修単位の学期配当

一部

二部

七 カリキュラム関係の諸規定

編入生単位認定に関する規定

成績評価に関する規定

免許状に関する規定

履修科目に対する制限

組編成に関する規定

選択科目の選択に関する規定

第1編 総 説

一 カリキュラムの根本理念と方針

昭和24年、敗戦の創痕も未だ癒えないさ中に、新しい日本の誕生と人間革命とを教育に托して、本学は生れたのである。我々は日本の直面した未曾有の事態に際して、日本の生きる道を教育に見出そうと誓つたのである。

旧いボケーションナルな教員養成に対して、新しいプロフェッショナルな教員養成機関としての大学が生まれた理念は、実に日本国民の興望を担つたものである事を大学自体は意識し、その責に任じなければならない。

本カリキュラムは、この大学設立の理念に遡り、我国の新制大学の体系内に教員養成の大学が存すべき事と、正に本学は教員養成大学である事を再確認し、本学がその使命を達成するよう構成したものである。

右の根本理念よりして、本カリキュラムを一貫する理念は左の3点に要約される。

1. 新制大学としての理念をみとすべき事。
2. 教員養成の使命に徹すべき事。
3. 新しい制度による新しい教員養成大学として、創造的であると共に、将来に対する大いなる展望と希望とを有すべき事。

日本の一大転機に当り、国民は新しい人間像を求めた。我々は新しい教師像を求めなければならない。自由な民主社会の根源的な推進力としての義務教育の担当者は、高い教養と広い視野とを有し、豊かな人間性を根底としなければならない。之は正に新制大学の狙であり、学芸学部目標である。本学が新制大学としての理念をみとすべき事が、先ず第一に考えられる所以である。

凡そ大学はその設立の使命を有する。独自の使命を欠く大学は何等の存在理由を持たない。過去に於て教員養成機関が如何に批判され評価されたにせよ、凡そ社会には教員養成機関を欠く事ができないのみならず、新しい日本の誕生が、根源的には教員養成機関に托さるべきであるし、又現に托されている事に対する認識を、我々は厳に維持しなければならない。本学は教員養成の使命に徹すべきである。

更に本学は従来我国には見られなかつた、新制大学としての新しい教員養成機関であるから、他に見られない創造的な展望を持つ事を特色とする。独自の目標に向つて創意工夫を以てなすべき研究問題が山積している。此処には新たな創造の希望があり、本学の明日が期待されるのである。本カリキュラムは進んで専攻課程・大学院課程に及ぶ基盤を与えんと欲するものであり、我国の教員養成をして完璧たらしめる事を期するものである。

かくの如き理念の下に、本カリキュラムは次の根本方針に従つて構成されたのであ

第1章 学部のあゆみ

る。

1. 大学基準を重視する。

(1) 単位はクレジットといわれるその名に値した重さを有しなければならない。

(2) 外国語は軽視さるべきでない。

2. 一般教育の徹底を期する。

3. コースの目標に応じたカリキュラムを組む。

(1) 4年課程は4年課程として、2年課程は2年課程として、それぞれの目標に応じたカリキュラムを組む。

(2) 初等教育・中等教育・幼稚園教育の教諭夫々の目標に応じたカリキュラムを組む。

本カリキュラムは前述の通りの高い理念を持ち、専攻課程・大学院課程を指向しつつも、一挙に理想に走る事は警戒し、右の3方針に徹底し、整備する事を主眼としたものである。本カリキュラムの根底には、旧暫定カリキュラムと本学における2ケ年の経験とがあり、徒らに理想に走つて、旧カリキュラムを無用に変更する如き事のないよう、注意を払つたのである。

右の根本理念と方針とに従つて、学科課程の編成、履修単位の配分・学期配当、組編成等を行つたのであるが、根本方針を具現した点につき大要を述べれば、左の通りである。

1. (1) 単位重視の為には、講義・演習によるものは総て1.5時間で授業を実施する事。

最高履修単位に対する規定を設けた事。総て80人以下の組編成で授業を行う事。

(2) 一般外国語は従来の4単位を12単位に増加し、40人乃至50人の組別授業を行う事。

2. 一般教育は原則として40人乃至50人の組編成によつて授業を行い、主として1・2年に置いたこと。

3. (1) 4年課程と2年課程とは別々の課程としてカリキュラムを構成したこと。

(2) 初等教育課程は、之を幾つかの専攻課程に分けることなく一つの専攻課程とし、小学校の8教科の1を単に選択履修せしめる事にした事。

教材研究科目を重視し、更に技能実習科目を置いた事。

(3) 中等教育課程は主として中学校の教科に従つて専攻課程に分け、各専攻課程に対しては必修単位を相当に配当し、教科を構成する専門科目の偏らない履修組織を作つた事。学生の将来の研究の拠点を与えるものとして、教科を構成する専門科目を選択必修せしめ、之を3・4年に置いた事。

(4) 幼稚園教育課程は、一つの専攻課程とし、幼稚園教育に関する独自の保育科目を設けた事。

4. 夫々の職能的な教育としては、右の如き特色を持たせ、職能的な専門科目を主として3・4年に配当した一方に於て、4年課程に於ては、初めの1・2年間は実質的には、小・中兩課程の区別を設けず、等しく新制大学としての基礎的教養を与える事を期し、一般教育・一般体育・一般外国語・専門教科の基礎科目を置いた事。なお、最初の1・2年間には必修科目を多く配当し、教官と学生との接触を密にして教育の徹底を期し、学生の成長を見とどけた上で、3・4年に於て自由選択科目を多く配当した事。

二 学科課程の部類別

学科課程は、学則により、4ケ年を修業年限とする一部と、2ケ年を以て一応修了する二部とに大別される。

一 部

一部は之を

初等教育学科（甲類と畧称する）

中等教育学科（乙類と畧称する）

の2学科課程に分ける。初等教育学科は主として小学校教諭を養成する課程であり、中等教育学科は主として中学校教諭を養成する課程である。

中等教育学科は、左の11の専攻課程に分ける。

（甲教科群）社会科，理科，家庭科，職業科

（乙教科群）国語科，書道科，数学科，音楽科，図画工作科，保健体育科，英語科
学生には、入学に際して、このうち一を選択せしめる。

二 部

二部は之を

初等教育学科（甲類と畧称する）

中等教育学科（乙類と畧称する）

幼稚園教育学科（丙類と畧称する）

の3学科課程に分ける。初等教育学科は主として小学校教諭を養成する課程である。

中等教育学科は当分職業科のみとし、主として職業科中学校教諭を養成する課程であるが、小学校教諭となる為の科目をも履修せしめる。幼稚園教育学科は主として幼稚園教諭を養成する課程であるが、小学校教諭となる為の科目をも履修せしめる。

編入課程

二部の修了者、或は他大学の2年課程の修了者等、一定の資格を有する者は、本学の一部後期3・4年に編入する事ができるが、編入者の為に特別の学科課程は設けないで、主として正規の学科課程に編入して教育を行う。

第1章 学部のあゆみ

三 授業科目の種類と目標

授業科目の種類

各学科課程に左の授業科目を設ける。

1. 一般教養科目
2. 一般体育科目
3. 専門科目

{	教職に関する専門科目	(i) 一般外国語科目
		(ii) 教職科目
	{	(iii) 専攻必修科目
		(iv) 選択必修科目
4. 自由選択科目

各授業科目の目標とその細目

- (1) 一般教養科目は、一般体育・専門科目と一体となつて、新制大学の理念を達成せんとする科目であり、広い視野と高い識見とを養い、自由な民主社会の推進力となるべき素養を与えることを目的とし、総ての学生に履修せしめる。
- (2) 一般体育科目は、健康の保持・向上を目的とし、実技と理論との両者よりなり、総ての学生に履修せしめる。

(3) 専門科目

- (i) 一般外国語科目。総ての専門科目の補助科目として、専門科目の研究の手段を与えるのみならず、外国文化・国民性をも理解せしめる一般教養科目的な意味をも有する。

第一外国語は英語とし、総ての学生に履修せしめる。第二外国語はドイツ語及びフランス語とし、一部に於ては何れか一方を選択必修せしめるが、二部に於ては、自由選択にまかせる。

- (ii) 教職科目。教職に関する基礎的素養を与えることを目的とし、教育学・教育心理学・教科教育法等の科目よりなり、総ての学生に履修せしめる。

(iii) 専攻必修科目

各専攻課程の目標とする職能を果すに必要な素養を与えることを目的とする。夫々の専攻課程に、その目標に応じた専攻必修科目を設ける。

- (イ) 初等教育学科に於ては、一部・二部共に、教材研究科目及び技能実習科目（音楽・図画工作・保健体育）を設ける。
- (ロ) 中等教育学科に於ては、一部に於ては、その11の専攻課程に応じ夫々（甲教科群）社会，理科，家庭，職業（乙教科群）国語，書道，数学，音楽，図画工作，保健体育，英語の専攻必修科目を設ける。

二部に於ては、職業科の専門科目の外，教材研究及び技能実習科目を設け

る。

(ハ) 幼稚園教育学科に於ては、保育科目の外、教材研究及び技能実習科目を設ける。

(iv) 選択必修科目

学生の将来の研究に対し、拠点を与えることを目的とする。

(イ) 初等教育学科に於ては、一部・二部共に、左の小学校の8教科

(甲教科群) 社会, 理科, 家庭

(乙教科群) 国語, 数学, 音楽, 図画工作, 保健体育

の選択必修科目を設ける。学生には入学に際し、そのうち1科目を選択せしめる。

(ロ) 一部中等教育学科に於ては、各専攻課程に、その課程の性質に応じ、1種又は数種の選択必修科目を設ける。

家庭科, 書道科, 数学科, 音楽科, 保健体育科, 英語科に於ては、選択必修科目は1種類であるが、その他の専攻課程には左の選択必修科目を設ける。

専攻課程	選択必修科目
社会科	法学, 経済学, 社会学, 地理学, 史学, 哲学・倫理学
理科	物理学, 化学, 生物学, 地学
職業科	農学, 工学, 商学
国語科	国語国文学, 漢文学
図画工作科	図画, 工作

右の選択科目は3・4年に於て之を開設し、各専攻課程の学生には、各課程に属する選択必修科目のうち1科目を選択履修せしめる。

(ハ) 二部中等教育学科は、職業科のみであるが、一部同様、農学・工学・商学の三つの選択必修科目を設ける。之を開設するのは第2学年に於てである。

(注意)「選択必修」は、「選修」と畧称することがある。

(4) 自由選択科目

総ての課程の学生に自由に選択履修せしめる科目であつて、専門を深め、隣接学科を修め或は免許状を取得させることを目的とする。

一部に於ては、1・2年に一般教養科目の自由選択科目を設ける外に、3・4年に於て、一般教養・一般体育・各専門科目の自由選択科目を設ける。

第1章 学部のおゆみ

二部に於ては、一般教養科目・第二外国語・教科教育科目及び、甲教科に属する各講座の自由選択科目を設ける。この外、幼稚園教育学科の保育に関する科目を設ける。(竹早分校にのみ)

学科課程と専攻必修科目・選択必修科目との関係

右に示した授業科目に於て、一般教養科目・一般体育科目・一般外国語科目は、一部及び二部夫々の初等・中等・幼稚園教育学科に共通な科目であり、教職科目は、初等・中等・幼稚園の夫々の学科に於て共通な科目である。専攻必修科目・選択必修科目と学科課程との関係を表に示せば左の通りである。

部別	初・中の別	専攻課程	専攻必修科目	選 択 必 修 科 目	備 考	
一 部	初 等 教育学科	同 左	教材研究科目 技能実習科目	社会, 理科, 家庭, 国語, 数学, 音楽, 図画工作, 保健体育	選択必修科目は 入学の際に選択 せしめる。	
	中 等 教 育 学 科	甲 教 科 群	社 会 科	社 会	法学, 経済学, 社会学, 地理学, 史学, 哲学・倫理学	選択必修科目は 第3学年に進む 際に選択せしめ る。
			理 科	理 科	物理学, 化学, 生物学, 地学	
			家 庭 科	家 庭	家政学	
		職 業 科	職 業	農学, 工学, 商学		
		乙 教 科 群	国 語 科	国 語	国語国文学, 漢文学	
			書 道 科	書 道	書道・漢文学	
			数 学 科	数 学	数学	
			音 楽 科	音 楽	音楽	
	図画工作科	図 画 工 作	図画, 工作			
保健体育科	保 健 体 育	保健体育				
英 語 科	英 語	英語英文学				
二 部	初 等 教育学科	同 左	教材研究科目 技能実習科目	社会, 理科, 家庭, 国語, 数学, 音楽, 図画工作, 保健体育	選択必修科目は 入学の際に選択 せしめる。	
	中 等 教育学科	職 業 科	職 業 教材研究科目 技能実習科目	農学, 工学, 商学	選択必修科目は 第2学年に進む 際に選択せしめ る。	
	幼 稚 園 教育学科	同 左	保 育 科 目 教材研究科目 技能実習科目			

なお、一部初等教育学科の選択必修科目と一部中等教育学科の専攻必修科目とは、その目的に於ては異なるが、内容に於て大差はない。特に前期2ヶ年間は初等・中等の

両課程は同一の授業を行う。

四 単 位

大学基準に基づき、各科目を単位制により履修せしめる。単位制は、新制大学の教育の骨格を形作るものであり、各単位の充実という事は本カリキュラムの眼目である。

大学基準によれば、学生の授業及び自習による毎週3時間、15週に亘る学習活動を以て1単位としている。本学に於ては、1単位につき講義及び演習によるものは、毎週1.5時間(80分)、15週の授業を行い、実験・実習によるものは、毎週3時間15週の授業を行う。但し、教育実習その他継続して実習を行う場合には、45時間の実習を以て1単位とする。

本来、講義による授業は、週1時間の授業に対しては、2時間の自学自習が要求されるのであるが、本学では之を1.5時間で行うのは、現下諸般の事情から、2時間の自学自習は困難であると認めただからである。従つて、1.5時間は、授業内容の増加を意味するのではなく、授業内容の消化の為に、教官が一部学生の自学自習に助力する事を意味するのである。従つて、0.5時間は、討議・質疑応答・その他適宜の方法により、講義の消化が期さるべきものである。

大学基準に於ては、4ヶ年に一般体育4単位を含めて、124単位を以て、履修(最低)基準としている。然し、多くの要求をみたさなければならない本学においては、一般体育4単位を含めて、136単位を以て(最低)履修基準とする。二部に於ては、学科課程によつて異なるが、68単位を最低基準とする。最高履修単位に対しては、左の規定を設ける。

「学習負担の上から、1学期間の履修単位数は、20単位以内、在学期間中の履修総単位数は、一部に於ては、146単位、二部に於ては、78単位以内とする。(但し、教育実習4単位は、1学期内の履修総単位の枠外に置く事ができる。)単位履修に当つては、学生は指導教官の指導を受けなければならない。」

五 履 修 基 準

一部

各科目の最低履修単位数を左の通り定める。

第1章 学部のおゆみ

(一部)履修基準

科目		課程	初等教育 学 科		中等教育学科		
					甲教科	乙教科	
一般教養科目			36		36	36	
一般体育科目			4		4	4	
専 門 科 目	一般外国語科目		12		12	12	
	教職科目		25		20	20	
	専攻必修科目	教材研究	18	40		36	
		技能実習	6				
	選択必修科目		30		10	8	
自由選択			5		14	20	
計			136		136	136	

(注) 論文を課する事は、各講座の自由とするが、課する場合の単位数は4単位を標準とする。

(注意)

(i) 「自由選択」は科目の名称でなく、学生に自由に選択して履修せしめる単位を示す。学生が自由に選択履修し得る科目は、自由選択科目及び中等教育学科の各専攻課程で用意する選択(必修)科目である。

(ii) 各科目の履修単位の内訳は別に示す。

二部

各科目の最低履修単位数を左の通り定める。

第3節 教育課程

(二部) 初等教育学科履修基準

(二部) 中等及び幼稚園教育学科履修基準

科目		選修	音・図以外 選修学生	音楽・図工 選修学生	科目	課程	中等教育学科 (職業科のみ)	幼稚園教育学科	
一般教養科目			18	18	一般教養科目		18	18	
一般体育科目			2	2	一般体育科目		2	2	
専門科目	一般外国語科目		4	4	一般外国語科目		4	4	
	教職科目		20	20	教職科目	20+教科教育3	20	20	
	専攻必修科目	教材研究	音図以外の 6教材6+2	音の者は図・体 を除き6+2 図の者は音 を除き6+2	専攻必修科目	教材研究	音・図以外の 6教材6+2	教材研究	音・図以外 の6教材6
		技能実習	音 楽 2 図 工 2	音の者は図・体 を除き2+2 図の者は音・ を除き2+2		技能実習	音 楽 2 図 工 2	技能実習	音・図・体 6
	選択必修科目		12	12	選択必修科目	職業	12	保育科目	15
計			68	68	計		75	71	

編入課程

(1) 二部よりの編入生

二部における履修単位と合して、136単位以上を履修せしめる。

一般教養・一般体育・一般外国語・教職・教材研究・技能実習科目の履修基準単位数は夫々の学科課程の一部正規課程の履修基準単位数と同一とする。二部における既修単位数と合して、履修基準単位数を充たすよう正規課程の課目を履修せしめる。但し、二部における既修科目と同一内容の科目を履修しても単位として認めない。

初等教育学科に於ては、選択必修課目の最低履修単位数は、10単位とし、正規課程に用意されている科目を履修せしめるのを原則とするが、同一教科に関する中等教育学科の専攻必修科目の履修を以て之に代える事も出来るものとする。

(二部での既修単位と合して30単位以上とする事が正規課程との関係上望ましい。)

中等教育学科専攻必修科目及び選択必修科目の最低履修基準単位数は左表の通りとする。

中等教育学科		専攻必修科目	選択必修科目	備考
	甲教科	20	10	正規課程に用意されているものを履修せしめる。
乙教科	16	8		

第1章 学部のおゆみ

(2) 二部以外よりの編入生

編入試験その他による認定単位と合せて、136単位以上を履修せしめる。履修基準は二部よりの編入生に対するものに準ずるものとする。なお、編入生の特殊経歴による特殊事情に対しては、特別指導を行うものとする。(編入生の単位認定に関する規定は別に示す。)

六 各科目履修単位の学期配当

一部

(一部) 初等教育学科

科目 学期	一般 教養 科目	一 般 体 育 科 目	専 門 科 目				自 由 選 択 必 修 科 目	自 由 選 択 単 位 計	自 由 選 択 単 位 、 計	
			一 般 外 国 語 科 目	教 職 科 目	専 攻 必 修 科 目 教 材 研 究	必 修 技 能 実 習				選 択 必 修 科 目
	/	/	5 (実習4)	1	3	/	9 (4)	5		
	/	/	4	1	3	2	10			
	2	/	2	8	/	4	16			
	2	/	2	8	/	4	16			
	8	1	3	2	/	5	19			
	8	1	3	2	/	5	19			
	8	1	3	2	/	5	19			
	8	1	3	2	/	5	19			
計	36	4	12	25	18	6	30		5	136

(注意)

1. 前期2年間は、初等教育学科と中等教育学科とは全く同一の授業を行う。
2. 初等教育学科の選択必修科目は、中等教育学科の専攻必修科目と、内容に於て大差はない。

(一部) 中等教育学科 (甲教科)

科目 学期	一般 教養 科目	一 般 体 育 科 目	専 門 科 目				自 由 選 択 必 修 科 目	自 由 選 択 単 位 計	自 由 選 択 単 位 、 計
			一 般 外 国 語 科 目	教 職 科 目	専 攻 必 修 科 目	選 択 必 修 科 目 用 意			
	/	/	実習 (4)	/	10 (2)	/	(4)	14	
	/	/	2	4	6 (2)	10	6		
	2	/	3	8	2	13	13		
	2	/	3	8	2	13	13		
	8	1	3	2	5	19	19		
	8	1	3	2	5	19	19		
	8	1	3	2	5	19	19		
	8	1	3	2	5	19	19		
計	36	4	12	20	40	10	14		136

(注意)

1. 前期2年間は、中等教育学科と初等教育学科とは全く同一の授業を行う。
2. 中等教育学科の専攻必修科目は、初等教育学科の選択必修科目と、内容に於て大差はない。
3. 選択必修科目の単位中()内の単位は自由の枠に出し、講座によっては、・ 学期に留意することもある。

第3節 教育課程

(一部) 中等教育学科 (乙教科)

科目 学期	一般 教養 科目	一 般 体 育 科 目	専 門 科 目					自 由 選 択	必 選 修 単 位 及 び 計	自 由 選 択 単 位 、 計
			一 般 外 国 語 科 目	教 職 科 目	専 攻 必 修 科 目	選 択 必 修 科 目				
						用 意	必 修			
				実 習 (4)	4	4	8	4 (4)	20	
				2	4	4		6		
	2			3	4	4		9		
	2			3	4	4		9		
	8	1	3	2	5			19	20	
	8	1	3	2	5			19		
	8	1	3	2	5			19		
	8	1	3	2	5			19		
計	36	4	12	20	36	8	20	136		

(注意)
同 前

二部

(二部) 初等教育学科

科目 学期	一 般 教 養 科 目	一 般 体 育 科 目	専 門 科 目				計	(梓 外) 自 由 選 択 科 目				
			一 般 外 国 語 目	教 職 科 目	専 攻 必 修 科 目	選 択 必 修 科 目		一 般 教 養	独 ・ 仏 語	教 科 教 育	甲 講 座 で 用 意	
												一 科 外 国 語 目
	4		1	4 (実習4)	1	2	3	15 (実習4)	1	1		1~2
	4		1	4	1	2	2	14	1	1	2	1~2
	5	1	1	4	6		2	19			1	
	5	1	1	4			5	16	2	2		
計	18	2	4	20	8	4	12	68	10以内			

(二部) 中等教育学科 (職業科のみ)

科目 学期	一 般 教 養 科 目	一 般 体 育 科 目	専 門 科 目					計	(梓 外) 自 由 選 択 科 目		
			一 般 外 国 語 目	教 職 科 目	専 攻 必 修 科 目	選 択 必 修 科 目	一 般 教 養		独 ・ 仏 語		
										一 科 外 国 語 目	教 職 科 目
	4		1	4 (実習4)	1	2	3	2	17 (実習4)	1	1
	4		1	6	1	2	2	2	18	1	1
	5	1	1	5	6		2	20			
	5	1	1	4			5	16	2	2	
計	18	2	4	23	8	4	12	4	75	3以内	

第1章 学部のおゆみ

(二部) 幼稚園教育学科

科目 / 学期	一般教養科目	一般体育科目	専 門 科 目					計	(梓 自由選択科目) (外)		
			一語 外国	教職 科目	専攻必修科目				一般 教養	独・ 仏語	教科 教育
					教研 材研究	技実 能習	保科 育目				
	4		1	4 (実習4)		3	4	16 (実習4)	1	1	
	4		1	4		3	4	16	1	1	2
	5	1	1	4	6		2	19			1
	5	1	1	4			5	16	2	2	
計	18	2	4	20	6	6	15	71	7以内		

七 カリキュラム関係の諸規定

編入生単位認定に関する規定

編入生の学習に特別の困難を生じないように、左の規定を設ける。

二部よりの編入生については、二部における既修単位は総て認められる。

二部以外の編入生については、編入試験を左記内訳を有する62単位以上を認定し得るように行い、教職・教材研究科目等に関しても、編入生の経歴により可能な範囲で、二部よりの編入生、或は一部前期2ヶ年の履修単位に近く単位の認定を行う。

単位認定の基準は、

一般教養科目 18単位以上

一般体育科目 2単位以上

一般外国語科目 4単位以上

その他の専門科目と合せて、総計62単位以上とする。

単位の認定に関する細則は別に定める。

成績評価に関する規定

- (1) (i) 成績評価は、各授業科目に対する総合評価と、毎学期末に行う中間評価とに分ける。

(注) 茲に授業科目というのは、共通的な内容の一連の授業を総合したものであって、第2編第2章・第3編第2章に具体的に示してあるものを指す。

- (ii) 2学期間及びそれ以上にまたがる授業科目に対しては、各学期毎に中間評価を必ず行う。総合評価は、中間評価を総合的に判定して行うか、或は終末試験を行い、之と中間評価とを総合的に判定して行うかの何れかとする。

総合評価の方法は、各講座で定めるものとする。

- (iii) 評価は、「合格」「不合格」の何れかとする。但し、合格の成績は、A（優）・B（良）・C（可）に区別し、Bを普通の成績とする。（不合格をD（不可）の評語で示す。）
 - (iv) 成績評価に不合格の認定を受けた場合には、不合格の認定を受けた授業を再び受けることを原則とする。但し、担当教官の許可を得て、その教官の指定する自由選択科目又は選択（必修）科目のうち、相当する授業をもつて之に代えることができる。
 - (v) 中間評価に不合格の者を、総合評価に合格せしめることはできないが、不合格の授業だけを受け直し、それに合格すれば、総合評価に合格せしめることができる。
- (2) (i) 每学期毎の基準授業時数の4/5以上の授業を行わないで、評価を与えることは、適当でない。やむを得ない事情のために之に充たない場合には、補講によって、之を充たすようにしなければならない。
- (ii) 合格の認定をする場合には、学生の出席時数が、每学期毎に授業時数の4/5以上であることが望ましいが、少くとも2/3以下であつてはならない。
- (3) 学生が真にやむを得ない事情のために試験を欠いた場合には、出席状況良好な者に限つて追試験を課することができる。但し、その期日は欠席事故解消後より次の学期開始後1ヶ月以内とする。
- (4) 試験の際の認定が、合格と認め得ない場合でも、更に若干の日数をかけて、指導を加えれば、合格の域に達し得ると認められるものに限つて、合否の認定を保留することができる。
- 但し、保留の期間は、次学期間以上に延引する事はできない。
- (5) 論文の評価についての規定は、別に之を定める。

免許状に関する規定

- (1) 一部
- 初等教育学科に於ては、小学校教諭1級免許状（小免1級と略称する。以下同様）の外、中免1級又は幼免2級が取れるように、授業科目を用意する。
- 中等教育学科に於ては、中免1級の外、小免2級又は他教科の中免2級或は幼免2級が取れるように、授業科目を用意する。
- 専攻教科についての高等学校教諭2級免許状も取れるように、授業科目を用意する。特に書道・図画・工作・農学・工学・商学・保健に関する高免2級が取れるように、該当教科の選択必修科目の中に、夫々の教科教育法2乃至3単位を用意する。
- (2) 二部
- 初等教育学科に於ては、小免2級の外、選修教科の中免2級が取れるように授

第1章 学部のあゆみ

業科目を用意する。なお、幼児2級も取れるよう保育科目4単位を用意する。
(但し、竹早分校に限る。)

中等教育学科(職業科のみ)に於ては、中免2級の外、小免2級が取れるように授業科目を用意する。

幼稚園教育学科に於ては、幼稚園教諭2級免許状の外、小免2級が取れるように、授業科目を用意する。

履修科目に対する制限

- (1) 一部・二部夫々の科目は、他部の学生は履修する事ができない。
- (2) 初等教育学科の教職科目・専攻必修科目・選択必修科目は、他学科及び他選修の学生は履修する事ができない。但し、中等教育学科と初等教育学科との合併授業を行う場合は、この限りでない。
- (3) 中等教育学科の教職科目・専攻必修科目は、他学科・他専攻の学生は、履修する事ができない。但し、初等教育学科と中等教育学科との合併授業を行う場合は、この限りでない。
中等教育学科の選択必修科目は、設備その他の関係で不都合を生じない限り、担当教官の許可を得れば、他学科・他専攻・他選修の学生も履修することができる。
- (4) 幼稚園教育学科の保育科目のうち4単位だけは、他選修の学生も履修することができる。
- (5) 或る学年、或る組の為に開設される科目は、不合格の場合を除き、他学年・他組の学生は履修する事ができない。但し、自由選択科目はこの限りでない。
- (6) 編入課程の初等教育学科の学生が、中等教育学科の専攻必修科目の履修を希望した場合には、之を許可するものとする。
- (7) 前各項の規定に拘らず、担当教官の許可を得た場合には、学生は希望の科目の授業に参加する事ができる。但し、この場合に単位は与えられない。

組編成に関する規定

一部3・4年は、各学科課程毎に80名までは1組として授業を行うのを原則とする。

一・二部とも1・2年は、40名乃至50名の組編成にて授業を行うのを原則とするが、一般教育・一般体育の選択科目、一般体育の実技、教材研究科目(演習を除く)、二部2年の教職科目、二部の一般体育は80名までは1組として授業を行う。

総て自由選択科目は1組の編成を原則とする。但し、1組の人数が100名を越える場合には、80名乃至100名の組を編成して授業を行うものとする。

実験・実習の場合、必要があれば40人以下に組を細分することはできるが、所属学生のいない場合を除き、20人以下の組は作らないのを原則とする。但し、音楽・

図画工作については別に之を定める。

組編成に関する細部の規定は各関係科目毎に之を示す。

選択科目の選択に関する規定

入学の際に選択の決定する場合は除く。中等教育学科の選択必修科目に関しては、各講座で受け入れ得る人数に希望学生の数を満たない時は、希望通り採用するが、受け入れ得る人数を希望学生が超過した場合には、前学期までの成績により、関係講座で打合せの上、学生の第1・第2……希望に応ずるものとする。

ドイツ語及びフランス語の選択に関しては、入学試験の成績により学生の希望に応ずるものとする。(1講座の受け入れ得る人数と組編成とを考慮して配分を行う。)

一般教養科目の選択に関しては、学生の希望に応ずるのを原則とする。但し、1科目に希望者が集中し、組編成に困難を来す場合、適当な指導を行うものとする。教職科目の選択に関しては予め適当なる指導を行うものとする。

(以下略)

39 『東京学芸大学カリキュラム』(1952.4.1制定) 附録1から

39-1 「学芸学部基準案」(第7回分科会にて修正を加えたもの)

(1951.5.21)

1. 適用範囲

本基準は学芸学部及び同じ趣旨によつて設けられた各学部、教員養成を主とする学芸学部、その他名称は異つてもその目的に於て異なる学部にも適用される。

2. 目的

学芸学部は人文科学、社会科学、自然科学の各分野に亘る総合的研究に重きを置き、一定の領域に於て統一された高い教養を与える事を目的とする。

3. 組織

学芸学部は人文科学、社会科学、自然科学の3系列にわたつて組織するものとする。

4. 課程

1. 一般教養科目に関しては大学基準による。

2. 専門科目に関しては専攻の領域を構成するが如き科目を各系列にわたつて総合的に履修させる。

或いは、専攻の領域を構成するため、専攻科目の外に、其の専攻の属しない他の系列から関連科目を選んで、総合的に履修させることもできる。

第1章 学部のあゆみ

3. 教員を志望する者には専門科目84単位の中その一部を教職課程にあてることができる。

5. 単 位

1. 一般教養科目に関しては大学基準による。
2. 専門科目については84単位以上履修することを必要とする。

覚 書

1. 学芸学部基準案中に「課程3」の項を加えることにより、学芸学部中に所謂純粋な学芸学部と教員養成を主とする学芸学部の区別をおくことは不必要になった。
2. 外国語学部は学芸学部に所属することに意見が一致したが、尙特殊性を生かすための特例を設ける必要がある場合は、委員会に適当なメンバーを加えて審議し、基準案中に追加することとした。

決 議 事 項

1. 学芸学部は4年制を建前とする故、本基準案は2年コースの問題には触れぬことにした。
2. 教員免許法に規定された最低履修単位に関する要求は、高等学校をもふくむ専門科目担当教員として十分な教養をもつ者に適当であるとは考えられない。

これにつき教員免許法に修正を加えることが望ましい。

39 - 2 カリキュラム再構成委員会における学長の挨拶及び質疑応答

(1951.5.27)

入学式の時も話をしたが、教員養成の大学ができるまでの経緯につきお話しする。新しい教員養成の大学ができるまでに、旧制師範の教育は完膚なきまでに批判された。

第一に之までの教員は教養が低くかつた。教員の話の種は決っている、広い教養で話ができない、交友の範囲も非常に狭い、之は予科を経て制約された環境の下に育て来たし、卒業後の社会も狭かつたからである。

第二に学力が足りない。専門の知識が不十分である故、核心に触れ、中心をはずさない芯のある教育ができない。

他にも多くあるが、この2点は特に問題にされた。新しい教員養成をどうしたらよいかという事になったが、右の2点その他の欠陥をなくす爲には、どうしても大学で教育しなければならないという事に決つた。その当時は大学といえは4年だけであつて、2年の大学は全然念頭になかつた。

一方日本の大学の教育のあり方が問題になった。日本の大学では教養という事が専門学術とならんで必要であるという事が強調された。特に教育者養成の大学では教養

を重んじなければならぬと言われた。

学芸大学という名称は明治の初年菊池大麓がイギリスから帰朝して必要を唱えた、教養を基礎とする大学という事である。教育者養成の大学は一般教育を基盤とし、主専攻が自由で広い範囲に亘り得ることを特色とする。然し専攻を持たない事は小学校でも考えられない。

大学の学士号は文科系統の主専攻をした者には文学士、理科系統の主専攻をした者には理学士、教育学なら教育学士となつて来ると思う。

東大の教養学部も学芸学部と名称を変える事を要望されたのであつて、教育のあり方は本学と全く同じ精神である。ただ教職課程がないだけである。この見地から一般・専攻・教職の課程が組合わさるべきである。

出発当時、学芸学部を2通り考えた、一つは純粋な教養大学であり、他は教育者を主として養成するという職能を持った教養大学である。前者が今日の東大の教養学科で後者が本学のような形となつているのである。

又、高等学校と師範学校とが一緒になつてできた地方の大学に文理学部というのがあつたが、文理学部で教員を志望する者が非常に多くなつて来た。そこで教育学部と文理学部の関係が問題となり、最近文理学部の基準ができたが、之をみると、数年前作られた学芸学部の基準申合せと殆ど同じになつている。この教育学部と文理学部の関係という事が教育者養成のあり方と連らなつている。

之と共に、2年課程が問題になつて来た。改めて教員養成は2年程度でよいのではないかという意見の人もあるようである。然し、この大学では2年は暫定措置であつて、2年間で之までの批判の対象とならないようなものを作る事はどうしても難しい。

教員養成は国公立の如何を問わず、どこの大学でもやれるという原則が今一つある。今は短期大学も大学なりという解釈が出て来て、私立の短期大学でも必要な教職課程を設け免許状を出し得ることになつている。然し、之等の大学で考えているカリキュラム及び之に配当されたスタッフを考えると、将来養成されようとする教員に対して非常に懸念されるものもある。

まだ申上げる事もあるが、後は質疑にお答えしよう。

質 疑 応 答

望月「2年課程を完成教育とし、後期は大学院のようなものにするとの新聞報道は如何に考えるか。」

学長「新聞報道は公式機関で論議された事でも決つた事でもなく、個人的な意見である。私達は、それにわずらわされず、よいものを示せばよい。」

堀「小・中の教員を養成するが、中は小の延長か。それとも昔の中学校のようなものか。」

第1章 学部のあゆみ

学長「私になるかと思うが、9年の6・3の義務教育と考えたらよいと思う。」

月野「小・中の教育を行っているが、実際には中学への就職は困難である。之に対して中央の持つている考え如何。」

学長「社会に束縛されないで、此处だけでの最良の案を考えたらよいと思う。」

大橋「教員養成の大学を作る事は、最初大学設置の時には不賛成の意見が多かつたと聞いている。一般大学から好きなものが教員になる事が主張されたというが、この点はどうか。」

学長「初めには、このような意見が圧倒的に強かつた。然し、教員養成学校の代表から教員養成大学設置の意見が出て、結論としては意見が一致して今日のようになつた。

元來新制大学は職能大学で、工業や農業などをやる。6・3・3までは一つで来て後は職能となる。教員養成大学を作る事に臆病になつたりする必要はないではないか、狭い袋小路から入る師範教育はいけなが、広い6・3・3の基礎に立つて人間を作る職能大学があつてよいという事に意見が一致したのである。」

結城「小・中を6・3の義務教育として考えるにしても、前の6年間と後の3年間を担当する者が異り、6と3の児童の発達の違いもある。之を1本の義務教育と考えてよいか。」

学長「日本の之までの教育には無駄が多かつた。例えば幼稚園と小学校1年の間に無駄があつたと考える。同じように、之までの小学6年と中学1年の間に無駄があつたと考える。それで6年3年とせず、9年の一貫した段階を考えた方がよいと思う。一応免許法にとらわれず9年の教育によつて案をたてたカリキュラムによつて学生を育てるとよいと思う。」

結城「免許法によらず、ある描かれた教師像の中に免許法は含まれねばならぬ。然し、教師としては小学・中学に別れる。それに対するカリキュラムは異なるべきではないか。」

学長「そういう事もあるが、中学校で小学校を理解し、小学校で中学校を理解した教師がよいと思う。9年の教育のカリキュラムで育てられた者が貰う免許状なら、二つ免状を貰つても意味がある。」

大島「専門教育・一般教育が足りないからといって、単に色々な科目を附加して行くという考え方はおかしい。足りないから足すだけではただ横に広がるだけであり、各コースは単に並列されるだけである。一般・専門・教職が単に並列されまとまつていないのではいけない。教師とは如何なるものかを考えて、まとまつたカリキュラムを構成すべきだと考える。」

学長「全く同感である。」

一般教育のあり方にしても、今アメリカでは古典を純粹にやるという古典ヒューマニズムの教育思想が経験主義教育思想と正面衝突をしている。どういうプリンシプルで教育して行くかという事を考えなければならない。」

(久富氏との間に古典ヒューマニズムについての応答あり)

清水「学長の話は哲学的である。之もよいが、免許法も学校のシステムも外部の抵抗も考えずにカリキュラムを作ることになると、後ですぐ修正しなければならぬと思う。も少しリアルな面から考えなければならぬと思う。」

学長「その点皆で元気のあるものを作つて貰いたいと思う。色々な制約があつても余り四方八方に気を配りすぎると段々勢力のないものになつてしまう。然し、全く運営出来ないのも困る。」

堀 「2年課程を完成したものと考えるか。」

学長「4年コース1本を作つておいて、2年コースの者は4年コースの一部をとり、一部2年在学者の爲の便宜をはかつてやるというようにすればよい。」

日下部「今までの事を聞いていると、学芸というアイディアは教養というアイディアであり、学科は單に並べられるのでなく、互に関連しながら深め合つて行く事が大切だという事になると思う。

学長は入学式の時に、師範教育の批判の中に教育的情熱が足りないという事を話されたが、この批判にカリキュラムの上で答える事は困難だと思うが。」

学長「教育的情熱の欠除という批判を排除する事は新制大学としての学芸大学として、之を何とかしなければならぬ。

我田引水になるが、之には道德教育が必要だと思う。」

扇谷「教育映画で学生に教育の実情を知らせたところ大変情熱を起した。」

清水「この学校に必ずしも教育者としての情熱を持ったものが入つて来るのではない。それが起るのはもつと後の段階である。ここに入る前にそういう人を選ぶ必要はないか。」

日下部「卒業した後ずつと後でもよい、情熱を点火し得る素地を作ればよいと思う。」

小山田「高校における職業指導に於て、教員養成を公正にあつかう必要があると思う。」

芦田「教育実習をやると教育者としての情熱が高まる。」

大島「教育実習で養える程度の情熱では2・3年でさめる。もつと多方面をみる必要がある。」

日下部「根源的な情熱、本來的な価値判断の顛頭というようなものを与えるのが学長のいわれる道德教育だと思う。カリキュラムは單なる数字と考ふべきでなく、このような要望に答える爲のものであるという中味を明らかにする必要がある。」

第1章 学部のあゆみ

あると思う。」

大島「本学では小学と中学だけを考えればよいか。」

学長「当分はそうあるべきである。誰も本学に附属高校を作る事を考えている。又本学に大学院コースを設ける事は全然將來性のない事ではない。」

大島「保母，青年指導主事等のカリキュラムを考える必要はないか。」

学長「社会指導主事のことは本年度から教育大，お茶水大等に設けられるだろう。」

望月「理念は検討されたが，現場で如何なる教師像を描いているかを考える必要はないか。」

青木「現行カリキュラムでは，2年で十分な教育が出来ず，又4年が2年コースに引きずられている。」

学長「両者を全く別箇に教育すると，4年コースの者と2年コースの者どで気持ちが一致しなくなると思う。」

青木「家政は何学士になるか。」

学長「家政，体育は別になると思う。」

今日はこれで失礼する，今後いつでも出席してお話を承りたいと思う。」

39 - 3 カリキュラム再構成委員会における学長の挨拶

(1951.6.25)

6月18日に文部省で開かれた国立大学長会議及びそれに引き続いて2日間開かれた国立大学長協会の会議に於て，大きく取り上げられた問題に「124単位では到底大学の完全な教育はできない」という問題があつた。4年の約半分は一般教育や語学で費すのだから，どうしても専門教育は不十分になる。124単位では困るという事が主として自然科学・工学関係の大学から強く主張された。

ところで，124単位という枠は大学基準協会で長いこと検討して決めたものであるが，この会長は，工学関係の東京工大の和田学長である。それで和田学長の意見を聞く事になつたが，和田学長はやはり，124単位でよいという結論である。この論議は新制大学の一つである学芸大のカリキュラムを構成する上にも大いに参考になる。

先ず何故に124単位でよいかという論拠をみる必要がある。入学式の時に新制大学の性格について話した事もあるが，6・3・3・4の今度の制度の根本は，日本の教育はデモクラシーを基盤とするという事なのである。6・3を義務教育とし各地に高校を設け，6・3・3までは津々浦々でやり，各県に大学を設けてなるべく多くの人に大学教育を受けさせたいというのが趣旨である。されば今日の大学は内部の学生の指導と共に，大学に入れないものにも大学教育を受けさせようとする。即ち，ユニバ

シティー・エクステンションをやつて大学教育を普及する立場にある。内部の学生の教育とユニバシティー・エクステンションとを合せた教育が新制大学の使命である。教育の機会均等のデモクラシーの教育の根柢がここに存している。

このような立場に立つ新制大学はスペシャル・エジュケーションだけでは成り立ち得ない事は明らかである。学問が専門化し特殊化する程また一面に人間としての一般教養が大切になつてくる。すでにアメリカでは大学教育と云わないで、ハイヤー・ラーニングといつている。之は、スペシャル・エジュケーションだけではなく、人間教育乃至は市民教育を専門と同時に進行全般的高等教育を意味する。

日本の大学も單にアメリカの真似をするという意味でなく、新しい教育の制度の立場から、都道府県の各大学でハイヤー・ラーニングをやるのがよいので、ただスペシャル・エジュケーションをやるだけでは偏頗な教育をしている事になる。

アメリカの大学でもかつてスペシャル・エジュケーション反省の時代もあつたが、今では市民の一人一人を選挙権を持つ資格ある人間に育成するという事になつて來たのである。アメリカの凡ての人にハイヤー・ラーニングをほどこさねばならぬというのが、アメリカ大学の使命になつているのである。一方的にスペシャリゼーションが進むと、知らないところに欠陥があらわれる。例えば原爆だが、アメリカ人はこのことを余程深刻に考へている。原子力は今後も作られて行くであろう。之を戦争に使うという事があるに徴しても、人間教育の基礎を作る必要がある。スペシャル・エジュケーションだけでは教育に欠陥があらわれてくる。原子力を包むひろいハイヤー・ラーニングがなければならぬ。かように一般教育と専門教育とは深く相まつて行かなければならないという事を深刻に考へている。

我が国の新しい大学制度の出発にあたり、われわれはスペシャル・エジュケーションと相まつて人間の教育のためのハイヤー・ラーニングを考へ、あまりにも専門化に陥入らないようにしなければならない。我が国の大学に於ての新しい大学教育はすでに教養が主とされていて、そこに専攻が入つている。特に小・中学の教師の養成の教育では教養が眼目になつている。もちろんスペシャル・エジュケーションのあり方はそれ自身大学教育として非常に重要である。しかし、それはどこまでも孤高ではいけないのである。

新制大学で124単位で足りないというのは、今までの大学の課目のあり方を考へ、このスペシャル・エジュケーションをそのまま大学のあり方だと考へているところからおこるのである。我々は新制大学の理念の不消化をしないように注意しなければならない。専攻の中を又選修で細分していたが、之ではいくら単位があつても不足である。選修で徒らにスペシャライズすると、他の大学の誤つた点を追ふことになる。之は大いに反省されなければならない。單なる学力の問題ではなく、スペシャル・エジュケーションの基盤となるものを与えなければならないのである。

第1章 学部のあゆみ

スペシャル・エジュケーションとゼネラル・エジュケーションが何故一体となつて
いるかということを考えなければならない。一般教育は専門教育の準備ではない。ア
メリカのシカゴ大学のハッチソン教授はゼネラル・エジュケーションに対してこうい
つた。我々は社会環境・経験社会から手を引き、人間としての理性の教育をなすべき
だと。之はスペシャル・エジュケーションの基盤となる人間教育をするハイヤー・ラ
ーニングという事からみて大変参考になる。ゼネラル・エジュケーションを一教室に
100人以上も入れて教育することは趣旨に合わない。

単に技術を与えるという事でなく、大きな新制大学の教育方針に従つて、一般教育・
専門教育のあり方を考うべきである。

39 - 4 大学祭における学長の式辞

(1951.11.24)

(大学祭における学長の式辞の中から、特にカリキュラムに関係深い事柄を筆記した
ものである。)

この大学の使命、あり方に関係のある事について述べてみたい。先般政令改正諮問
委員会は、現行の日本の教育制度について答申案を出している。この答申は日本の教
育の基本方針につき左のように述べている。

1. 従來の普通教育の偏重は改めなければならない。
2. 6・3・3・4の劃一教育を改め、職業教育を重視しなければならない。

この第1項では初め普通教育といわないで、一般教育といつていたのであるが、そ
のいずれの場合でも私は「偏重を改める」という趣旨には見解を異にする。若し今
の大学教育で一般教育がもう少し実績を挙げていたら、或は今日の学生運動の動きの如
きも、もう少しあり方が他にあつたであろうし、またこの頃大臣が道徳要領を出そう
とする意図にも及ばなかつたかもしれない。6・3・3・4制を劃一的であるとい
うのも、未だでき上つていないのであつて、むしろそれは運営の上から考うべきで
ある。職業教育を重視することは結構であるが、大学の教育の立場においてはプロフェ
ッショナル・エジュケーションであつて、これをもボケーショナル・エジュケーシ
ョンにすることは妥当でない。教育刷新委員会の第141回の総会では、右の伝えられる
答申には直ちに賛意を表し得ない旨の決議をした。

新制大学の一般教育の役目は非常に大きい。一般教育は学生にフィロソフィーを与
えるのである。一般教育は大学の専門科目と一体となつて大学教育の根本的基盤をな
すものである。これは専門科目の予備学習ではもちろんないのである。

次にわれわれの大学のプロフェッショナルな面のあり方を考えなければならない、
私は先日岐阜・名古屋の医科大学を見学したが、岐阜の大学では学生の解剖実習や手

術の実際の場面をみて来た。そして、これらを担当する教授や指導される実習学生の真剣さに打たれたのであるが、どの大学でもおよそ人間を対象とするプロフェッショナルな研究をするところは、このようにあるのが自然だと考えた。医学部というところは17の講座を持つのが普通であるが、人間の生命全体というものを対象として研究し、大学の4年間では一つの専門、内科なら内科という専門を持つという事はない。生理学とか解剖学とか薬理学とかいうグルンドと、内科・外科・眼科・耳鼻科……というようなすべての専門科目を併行的に研究し、卒業して後に内科なら内科という一つの専門を選ぶのである。

これを学芸大学に移して考えると、学芸大学は何を対象としているか、小学校課程を例にとれば、小学校の生徒の全生活というものが対象でなければならない。うちに講座が假りに10あるとすると、音楽も図工も研究しなければならぬ。児童の生活に於て、例えば音楽の占める位置が如何に大きいかという事を考えなければならない。教育や心理はグルンドに当る。社会とか理科とかは、内科と云うものに相当する。ブロードであるというが、子供の全体の生活に合うかどうかという事が、立派な小学校の教師であるか否かという事であつて、医学部の如く子供の全生活を対象として研究しなければならない。こうした上で、卒業した後に内科なら内科に進むという事にならねばならない。物理学なら物理学一つを何十単位かやつておれば、後は弱くてもよいというのは東京学芸大学の教育としては当らない。新カリキュラムの大学におけるプロフェッショナル・エジュケーションの精神はかくして児童の全生活を理解し、指導し得る優れた教師をつくらんと存する。そしてこの領域から発展した専門研究をなすところにマスターコース・ドクターコースの道が拓けてくるのである。

最後にわれわれの大学の学生は何をこの世界にクリエートすべきであるかを考えなければならない。児童生徒の教育を通じて、新しい理想の社会をクリエートすることが第1に考えられるであろう。教員養成は今までもあつた。然し、児童の全生活を対象とし、児童の社会を対象とする時、児童の社会にクリエートすべきものは、現在の学問の程度ではまだ未開の分野だと思う。児童の全生活を対象とし、子供を如何に育て児童及び社会一般を導くかという点には、クリエートすべき大きな問題がある。青年教育者として大いに活躍すべき大きな分野が此処にある。

39 - 5 「カリキュラム研究全国集会報告書」(日本教育大学協会第二部)

(1950.3)

(1) 講座組織

1. まず、学芸部を文部省試案のように、学芸部と教育部とに分ける必要があるかどうか、ということが問題とされた。その趣旨は学芸部で担当する専門科目も、教員養成の立場からするならば、一般の大学におけるそれとは異つて、教育という面を

第1章 学部のあゆみ

考慮して実施さるべきであり、特に教育部と区別する必要はなからうというのであった。これに対して、このような区別をするに至った経緯の説明はあつたが、その可否をはつきりさせるまでには至らなかつた。

2. 教育学部の場合においても、専門科目を文理学部で受持つ際における連絡の困難が指摘され、教育学部でも、できるだけ専門科目を受持つべきだという論がかわされた。最近千葉大学では、学芸学部を教育学部と文理学部とに分けたが、それは学芸学部の本意ではないとのことであつた。一般の意見として、学芸学部の方がやり易いという結論であつた。
3. 要するに、教員養成を主とする大学においては、専門科目の性格を規定することが、最初にして最後の問題であるとの印象を受けた。
4. 講座制か学科制かの問題については、十分に論議がつくされなかつたが、肝心な点は、予算にあるのであつて、その形はともかく実質上において、他の大学と同じに扱つてほしいということが、すべての者の望むところであり、それにはやはり講座制をとる方がよくはないかとの空気であつた。
5. 各大学における、おのおのの講座の教育定員を調べてほしいという希望があつた。

(2) 課程と名称

1. 4年課程と2年課程については、両課程の学生を最初から区別してとるか否か、区別してとらないとすれば4年課程に進む学生の選抜をどうするかという問題から、さらに夫々の課程のあり方についての論議が交わされた。(5)2年課程のあり方参照)
2. 小中兼修を立前とする場合にも一応課程としては、中学課程・小学課程に区分しておく方が適当である。
3. 課程の名称は各大学によつて区々であるが、名称については本協会第一部の研究課題として討議してほしい。

(3) 施設と課程との関係

1. 2年課程と4年課程が共に一つの施設におかれる場合、4年課程の学生の履修方式が2年課程のカリキュラムに引きずられ易い欠点がある。
2. 2年課程と4年課程とが夫々別の施設におかれる場合には、2年課程は短期大学視される傾向がある。
3. 教育学部のおかれる大学と学芸学部のおかれる大学とでは、施設と課程との関係は当然異つた形をとるようにならざるを得ない。

(4) 各課程履修基準

1. 履修基準の総単位数において余り多くを要求する場合、1単位3時間の基準からすれば、学生の負担について若干考慮する必要がある。

2. 一般・専門・教職の各科目の履修時期については、夫々全学年を通じて履修させる形が最も望ましい。但し一般科目は最初は厚く、学期の進むにつれて次第に薄くなり、専門科目等その逆の形になることはいうまでもない。
3. 外国語を枠外に出して別に履修基準を定めている大学が相当ある。
4. 教職科目の必修を卒業又は修了の条件とするか否かは、夫々の大学の自主性によつて定められる問題である。
5. 一般体育の履修は全期間を通じて行われる方式が最も望ましい。

(5) 2年課程のあり方

1. 2年課程のあり方については、4年の前半として取扱うのを可とするもの、2年課程を4年課程とは全然別個に考え、免許状取得の爲のコースと考えるのを可とするもの等論議はまちまちであつて結論は見出されなかつた。
2. 問題として提出された、「2年課程を特別コースと考えず4年の前半と考える場合に於て学生募集を如何にするか、2年修了の際に一定数の2年修了教員を確保し得るか、」という事項についても、地方の実情により必ずしも一概に論じ得ない事情が見出され、このように全然両者を区別しないやり方でも毫も支障を生じないという意見もあつた。又両者を区別しない場合は勿論、区別する場合でも両者が、一体的に運営される場合、4年に進むものが、2年で修了する者に引きずられて不当に多くの単位を前期2年間に履修する傾向が生じはしないかという問題についても、そのような弊害があるとするもの、なしとするもの等あり、又積極的にそのような多くの単位をとるとしても少しも弊害ではなく、むしろ望ましい事であるという主張もあつて、この場合でも意見の一致は見出されなかつた。
3. 更に両者を全然別個のものとする場合、特に志望者の少い専攻科目（例えば、職業・音楽・体育等）に於て教授負担の不経済を來たし、困難を生ずるという意見が1・2の人々によつてのべられた。

(6) 小中兼修・中免2教科主義

1. 小中兼修・中免2教科主義を認めないとする方針は、僅かの大学に於てとられているにすぎないということが明らかになされた。併し小中兼修・中免2教科主義を積極的根拠に立つて支持する主張は殆んどなく、大体が実情上止むを得ないとする立場をとるもののように聴取された。但し中には、なるべく広い範囲に亘つて履修させ、それに従つて免許状が自然に取得できるように指導すればよいという意見もあつた。
2. 小中兼修については、奈良大学のみが、中学校以上の如何なる教員も小学校教員になる実力をそなえないでは教員となる資格がないから、凡てのものに必ず小学校教員の免許状をとらせる必要があるという頗る積極的な意見を提出したが、この意見は必ずしも他の参加者によつて肯定されはしなかつた。

第1章 学部のあゆみ

(7) 一般教養科目

1. 或る大学では、一般教養科目の任務は広い教養を与えることにありと主張する教官と、反対に専門的研究の基礎科目だと主張する教官との間に見解の対立があつて、よい課程を編成することができないと言われた。殊に、医学部進学 of 学生のためには特殊な科目 自然科学系列と外国語 を特別に設けなければならない大学があつて、この場合均衡のとれた課程の編成が不可能となるという意見も出た。討議の大体の傾向としては、偏らない広い教養を与えるべきで、或る専門的研究の基礎として、手段視すべきではない、という意見が支配的であつた。
2. どのような科目を必修とするかについては、免許法の要求以外に、医学部進学 of 学生のための要求をも参酌しなければならない大学があるという意見が出た。どのような科目を選択又は自由科目とすべきかについては、あまり論ぜられなかつた。
3. 免許法では、2年課程にあつては、人文6、社会6、自然6単位を要求しているが、「大学基準」では1科目は1年間を通じて4単位とする考え方（大学基準の解説15ページ参照）に立っている。いまもし人文・社会・自然を夫々3科目以上提出することが適当とするならば、1科目2単位程度のおくことになつて、効果的な教育が行われなくなりほしくないかという意見があつた。これに対し、出席していた文部省の上野事務官から、免許法では2年課程にあつては1科目2単位とすることを要求しておらず、4単位でも2単位でもその他でもよいのであつて、要は、教授方法の刷新によつて、教育の効果が上るように取計つてもらいたいという意見があつた。

(8) 教職科目

1. 履修基準において免許法の規定以上の単位数を要求する大学がかなりあるが、その主要な理由は、(イ)教員養成という主目的から教職教養を強調する。口小中兼修または中免2教科の立前を必須とする、という二つの点にあるものようである。
2. 選択科目として、必修科目の発展したものよりは、校長・教育行政官等の免許法の要求を充たす科目が稍多く準備されているが、之に関しては次の二つの点が問題とされた。
 - (イ) 大学在学中に履修した校長免許法の要求を充たす科目は、免許法施行法第8条の単位となるものと解釈されるが、この点については文部省当局の明確な解釈が望ましい。
 - (ロ) 但し原則的には選択科目に校長・教育行政官等の免許科目が余り強調されることは望ましくないであろう。
3. 教育実習の要求単位数・実習期間等に関しては様々な実際があるが、基準的な線として実習単位数5単位、実習期間8週、1単位の週数5週という案が提案された。

定時制の実習方式は、理論的には実習の継続性という点から、実際的には、附属学校や協力学校に受け入れられないであろうという点から賛成されなかつた。尙この方式を実施して見た結果望ましい効果をあげられなかつたという報告があった。

4. 観察参加を教育実習の前提として、または教職科目において実施する大学は少く、これに対する意見も僅かしかなかつた。
5. 小中兼修のための教職科目の流用は、免許法の要求を充たす便宜としては認められるが、原則としては望ましくないであろうという意見があつた。
6. 中学校教員と高等学校教員となるための教育実習、教科教育法は、中等教育として共通なものと解釈された。

(9) 専門科目

1. 極めて重要な問題であるにもかかわらず、時間がなかつたので、つつこんだ討議のできなかつたのは遺憾である。
2. 総じて資料整理の結果と問題に示された整理の結果が確認された程度であつた。すなわち、中学校教諭養成課程の専攻は教科別によるべきであろうということ。小学校教諭養成課程の専門科目をどうすべきかについては、また一般に考えが熟していないということ、結局、専門科目のあり方については、どの大学でもなやんでいるように感ぜられた。
3. どの程度の単位を用意するかということも、教官の数によつて規定されて來ることで、完成年度における適確な教員数の分らないことが、この問題の解決を一層困難ならしめているように思われた。

(10) 各科教育

1. 小学校課程の専門科目としての教材研究と、中学校課程の教職教養としての教科教育法は、單に教材の解説的研究のみや教育法のみに限定されることなく、内容と方法は分離しうるものではないという観じ方から、両者とも広い視野に亘つて取扱う必要がある。
2. 各科教育の担当責任者をきめてその研究を盛んにし、また研究者同志が協力できるような組織を作ることが望ましい。

(11) 職業科

与えられた時間が僅少のために、次のような断片的な事項を討議する程度で終つたが、しかし今後早急に究明解決を必要とする多くの問題があるものようである。

1. 高等学校教員免許状を取得させる場合に、教育実習を中学校の実習によつて代えることは差支えないであろう。(8)(教職科目参照)
2. 右に関連して高等学校の協力学校をもつ大学、または附属高等学校設置予定のある大学が1・2あつた。

(12) 教員1人当りの負担

第1章 学部のあゆみ

この問題については各大学の報告の程度に終り、討議する時間が余りなかつた。

39 - 6 旧カリキュラムの概要

昭和25年5月より施行されていた旧カリキュラムの概要は次の通りである。課程を一部・二部に分ける事、各部を初等教育学科・中等教育学科に分ける事は本カリキュラムと同じであるが、初・中の両学科共小・中学校の教科によつて専攻課程に分類してあつた。この上に更に一部・二部、初中の別なく、各教科毎の専攻課程を、教科を構成する専門科目により選修課程に細分し、入学に際し選修課程まで選ばせるようになっていた。実際の運営に当つては、各分校に所属する選修課程の学生は、一部・二部、初中の別なく同一選修科目を履修する事になつていた。選修学生は各分校に分割されていた為、選修の授業は少きは2・3名、多くも20~30名単位で行われていた。之に対して、一般教育・教職教育・教材研究等は、学生を20~30名から200~300名を一堂に集めて教育していた。教科の専攻課程といつても、社会・理科・職業・国語等に於ては殆ど名目的であつた。即ち、例えば理科専攻で化学を選修する学生は、一部についていえば、化学だけを必修36単位（論文4単位を含む）、選択必修24単位、計60単位履修するに対し、物理学・生物学・地学は、免許法に規定してある最少単位数たる2単位ずつを履修すればよい事になつていたし、大部分の学生の履修状態はこの通りであつた。次に、学生は開設されている講義は、他選修の必修科目を除き、総て自由に履修し得る組織であつた。この為もあつて、学生の中には多きは1学期間に30単位以上を履修し2ヶ年間に124単位以上を履修した者もあつたし、平均に於ても92単位を履修していた。

旧カリキュラムは暫定案であつて、その冒頭に次の如く述べられていた。『本学のカリキュラムは、大学基準・教育職員免許法・本学の分校組織・教官数・東京都の実情その他さまざまな要素を考え合せて作成されなければならないので、その作成には相当の困難があり未だ確定を見るに至つておらないが、昭和25年度から実施されている暫定案は次のとおりであり、昭和26年度も大体この案によつておる。いずれ、カリキュラム再構成委員会によつて十分の検討が加えられ、改正が行われると思うが、ことに、学生が国語・社会・理科を専攻として選んだ場合、学則では乙類に限つて更に之をいくつかの選修に分けるように規定しておりながら、この案では甲類・丙類も同じように選修まで選ばせることになつており、甲類・丙類としての特色が現れていない点などは、大いに検討の余地がある。』

39 - 7 「大泉分校カリキュラム再検討委員会報告（第一）」

(1949.11.7)

序

本学の教育課程は、種々の理由によつて十分に検討されないまま、実施に入つたのである。大泉分校においては一刻もすておけない問題だというので、10月初から学科課程再検討委員会を設けて研究を始めたが、次いで本部にも学科課程再編成委員会が出来て全学的な問題となつたので、大泉分校においては一応独自の立場をとりながらも、再編成委員会に呼応する協力委員会のつもりで、毎週1回討議をつゞけて今日に至つた。

右の様な経過からして、本委員会の報告は、再編成委員会に反映し、吸収せられることを望むもので、対外的な意味は持ちたくないと考えている。

尙、本委員会がこの問題を取りあげた動機は、一つには学生が履修方法について混乱を來している様に見えたからであるが、一つにはその大学の性格を最も端的に示す学科課程が、このまゝでは果して大学の理念が達成せられ且つ大学らしく具体化されているといえるか否か、ひいては25年度末までに行われる大学設置審議会の再審議に際して果して合格しうるか否か、危惧の念なきを得なかつたからである。

問題の所在

学芸大学における所謂2年課程とは、本来4年課程の2年課程を修了した者の謂いである筈であつたが、本学の学科課程においては、4年課程のものと2年課程のものが、一応区別されていたのである。ところが実際には、2年課程において学生は取ろうと思えば3種の教員免許状を得ることが出来て、一応完結する様になつていたので、多くの学生は、二部の者は勿論一部の者も、最初の2年は殆ど区別のない同様の履修方法を取ろうとしたのであつて、後期2年は、短期大学としての性格を持つ二部のアドバンスコースの觀を呈し、4年制大学としての前期2年の姿は著しく稀薄となり、一貫した4年制大学の本来の姿は殆ど埋没しようとするに至つたのである。

此の結果は、後期2年の履修に際しても、恐らく指導主事となる爲の、校長になる爲の、或は高等学校の教員となる爲の単位取得を志す者が多くなる事を予想させるので、かくては本学が小中学校の優秀な教員を輩出しようとする本来の目的を失うことになりそうである。

本学は真に4年制大学たる事を、明確に具体的に表示しなければならない。本学は、優秀なる小中学校教員を養成することを目的とすることが、同様に示されなければならない。

尙是等の弊害は、ガイダンスによつて、ある程度是正することは可能であらう。しかしながら以上のような問題点は、大学本来の目的に基づく明確な教育課程と履修基

第1章 学部のあゆみ

準が用意されていなければ、これを克服することはできるものでない。

現在の学科課程においては、学生は2ヶ年間に3種の免許状を自由に取得することが出来るように組まれている。従つて乏しい時間の中から、主専攻とは全く独立した所謂副専攻に、相当数の時間を割いているものも少くないのであつて、到底学力の充実を期待することを得ない。

免許状はよき教育者にならうと努力した者に対して、その結果として授与される様にあるべきで、本学は徒らに教員免許法に準拠する免許状授与と学校であつてはならない。

是等の矛盾が現在学生の履修方法に如何にあらわれているか。極端なものは、週に30数時間の講義をきき、20数単位を1学期間に得ようとしている。勿論その後のガイダンスや学生自身の経験からこの不自然は多少補正されてはいるが、尙学生の教室における時間は甚だ多く、大学生活として極めて重要な意義を持つ教室外活動に時間を割く余裕は全くといつていい程ない。是では学力の充実も、自由にして公正な判断力の養成も、自主的活動能力の涵養も期待することは殆ど不可能ではないか。

一 応の結論

1. 「本学が4年制大学である事の再確認について」これを学科課程の上に具体化するにはいくつかの方法が考えられる。

その一つは2年課程を正規の課程から除いて、4年課程による学科課程のみを組んで、一部二部などの区別なく学生を募集し、後期に進学する場合には、施設に収容力がなければ選抜試験を行うことにする。2年修了を予想せられる者には、別に述べる最小限の時間を以て、1科目又は2科目の免許状の最低要求を充すだけの用意をさせる。

その2は、2年課程と4年課程とは全く別個の課程として設けることである。そしてそのうち2年課程は将来短期大学を併設した形にして、それぞれの課程の目的・教育課程・履修基準を明確に区別する方がよいのではないかと考えられる。

いずれにしても4年制大学たることの再確認がされれば、現在の様な混迷を救う方法は如何様にも考えられる。

2. 「多数の免許状を与えることについて」

教員免許法の規定によると、免許状を持たない科目については授業をする事ができない。然るに多くの小・中学においては、教員に専攻の1科目だけでなく他の科目を持たせなければならぬ実情であり、従つて就職の要件としても数種の免許状を持つてゐる事が有利となる場合が多い。是が免許法において二つ以上の免許状を持つことが望ましいとされる理由である。この様な状態は勿論当分続くことであろう。然し是は明らかに過渡的な現象であり、然も免許法は時々々の要求に応じて何時でも改正される性質のものであつて、これは決して望ましい教育者のあり方を示す

ものではない。主専攻らしい主専攻を持たないで高さの半分のを二つ持つとして、果して将来二つを同時に研究のばして行くことが出来るのであろうか。差当つて便利に教員を養成することは、この大学の主旨ではなく、我々はよき教育者養成のための見識を堅持して行かなければならない。しかし、免許法には2科目の免許状を持つことが望ましいとはされているが、別表第4備考に示す様に、是は全く便宜的・経過的な措置に基づくものであつて、主免許状以外の免許状は最低要求を満せば即ち足りるのである。

本委員会では、後述する様に、大学基準による124単位を以て1専攻学科を履修することを根本とし、この枠外に於て2ケ年に約12単位、4ケ年に24単位程度で他の科目の免許状を取得することを認めたい。

3. 「単位取得について大学基準を重視すること。」学生が現在多数の単位を取得しようとしているのは、全く本学における単位が大学基準を軽視しているからであつて、万一之をこのままに進めるならば、26年度から後期を開設する事に関しても重大なる結果を招く事は殆ど疑う余地がないであろう。日本の現状において本学が1単位3時間制を実施するには、学習設備の不足からも助手陣容の不足からも、種々の困難が予想せられることは明らかである。然しながら、この困難があらゆる工夫と努力とによつても克服して行くことが出来ないというのならば、それはこの大学は大学たることに困難があるということの意味するものであつて、自ら大学たることを放棄することである。

単位を権威あらしめることは本学を大学たらしめる必須要件であると考えられる。

もしこれが厳格に守られるならば、1学期に20数単位をとる様な事は自ら不可能になるが、具体的には、大学基準による最小単位数1期15単位を最低とし、多くとも、高々1期18単位（4年間に体育を含めて148単位）程度に押し、之を本学における履修最高基準としては如何であろうか。

勿論1期18単位を完全に履修しようとするれば、学生は時間に多くの余裕を得ないかも知れないが、それにしても多くの学生は自発的研究や教室外活動に必要な時間を得られるであろう。

但し、この1単位3時間制を本学においては如何にして実施していくかは今後本学に課せられた極めて困難な課題であつて、万一講義の外の2時間が無爲に過されることになるならば、大学基準とは名のみであつて大学たるの実を備えない事は勿論、その弊害は單にそれのみには止まらないであろう。

4. 「本学の専門教育について」

(イ) 主専攻を設けること。

6・3・3・4の新学制における最大の卓見は、小中学校の教員養成機関を4

第1章 学部のあゆみ

年制の大学とした事だといつても過言ではない。このことは教育者が広い教養と高い教育的識見と技術を身につけると共に、深い学問的教養を持つことを期待させる。

深い学問的教養を与える爲には第1に大学の持つ雰囲気学問的香気の高いことを要するが、学生自らが一つの専攻する所を選んで自ら研究する態度を自得させなければ、到底得られるものではない。免許状に対する措置を前記の様にすれば、本学の学生は相当数の主専攻の時間を得られる筈である。

専攻については専攻科目を如何に設定するか、各専攻科目毎にその科目の必修単位数を如何に定めるか、関係科目を如何に定めるか、小学校教員たる者の専攻を如何に設定するか、その他の問題が考えられるが、是等については別に委員会を設けて研究する必要がある。本委員会としては主専攻らしい主専攻を設け、その所要単位数を得ることを卒業の必須条件とすることが望ましいと考えるのである。

ロ) 所謂アカデミズムについて。

本学が單なる免許状授与学校であつてはならない事は前述の通りであるが、本学はどこまでもよき小・中学校の教員養成を目的とする大学である。これこそ本学の存在意義であり高い使命であつてこの点が他の旧制総合大学と異なるのである。本学における総ての教科はこの設立目的に集約されなければならない筈である。

専門教養においても決して他の大学に負けない様なものでなければならぬということが強調される。本学の教官が学者でありその研究がアカデミックである事はむしろ望ましい事である。大学が高い学問的な雰囲気を持つ爲めには、教官がよき研究者であることは極めて必要な事である。然しながらも是が、学生に与えられる専門教養も亦「学者」「学問の専門研究家」たらしめる様なアカデミックなものたることを要するというのならば、我々のとらないものである。本学は学生は小中学校の教育に従事しようとするものであつて、甚しく分化した学問の末端的問題を口にする事を以て学問と考える様な専門教育を受けるのではなく、事物の根底を深く把握し、その教える児童生徒をして自ら思考し解決する力を啓発する事の出来る様な、専門教養の所有者でなければならぬと考える。その爲には、学生の心魂に触れることのない専門の末端事項に眼を奪われる事なく、その専門の領域に関する根底的事項を十分に鍛錬し、その領域の課題を自ら考え自ら解決する力を学生に与える事こそ本学の専門教育のあるべき姿と考える。

或は云うかも知れない。各教官の講義はそれぞれアカデミックなものであるべきで、之を自己の中に統一するのは学生の働きであると。我々はこの主張に対し

ては現段階における一方法としてのみ是認することができる。

従來の師範学校においては、ややもすれば学問的香氣に乏しい差当つて役に立つ講義が行われていた。所謂アカデミズムが強調せられたのは、いわばこの弊害に対する反動である。アカデミズムを主張する人々の中には、教育学の進歩に疎い人を屢々見かける。更にまた一部にはアカデミズムを主張することによつて、自己の学問的水準を擬装する人々さえあることを知つている。今我々が提唱しようとする専門教養のあり方は、我々ではアカデミズムの止揚された姿だと考へている。従つて我々はこの様なあり方を目標としたいと考へる。然しまたこのあり方を強調することは「差当つて役に立つ」事と、次元を異にしながらも共有している爲に、学問的香氣の乏しい第一段階に墮する危険を十分に孕んでいる。

我々は決してこの目標を失いたくはないが、現段階において、我々が俄かにここに到ろうとする事が危険極まりないとすれば、アンチテーゼを高く掲げる意味で、本学の専門教養が十分にアカデミックである事を認める事も一つの段階であるとするのである。

39 - 8 各大学履修基準の例

本学旧暫定履修基準 (1950 . 5)

一部・初等教育学科			一部・中等教育学科			二部・初等教育学科		
科 目	單位数	單位数小計	科 目	單位数	單位数小計	科 目	單位数	單位数小計
一般教養	36	44	一般教養	36	44	一般教養	18	22
一般外国語	4		一般外国語	4		一般外国語	2	
一般体育	4		一般体育	4		一般体育	2	
専攻必修	30	55	専攻必修	32	60	専攻必修	10	20
選択必修	0		選択必修	8		選択必修	0	
論文	4		論文	4		論文	0	
教材研究	12		教材研究	0		教材研究	6	
専攻以外の科	4		専攻以外の科	6		専攻以外の科	4	
自由	5	21	自由	10	16	自由	0	10
教職	25		25	教職		20	20	
計	124		計	124		計	62	

第1章 学部のおゆみ

教育学部運営要領(案)(1951.4.26)

課程 科目	中学(甲教科)	中学(乙教科)	小 学	(小計)
一般教養	36	36	36	} 48
一般外国語	8	8	8	
一般体育	4	4	4	
(教科)専門	38	24	33 ^{教材7×3=21} _{教科3×4=12}	} 74
教 職	22	22	25	
自 由	16	30	18	
計	124	124	124	124

教育大学履修基準(1951)

科 目	単位数	単位数小計
一般教養	36	} 52
一般外国語	12	
一般体育	4	
専 攻	40~44	} 76~80
関連科目	16	
自 由	20	
計	128~132	

東大教養学科履修基準(1951)

工業大学履修基準(1951)

都立大学履修基準(1951)

科 目	単位数	(小計)
一般教養	36	} 56
一般外国語	16	
一般体育	4	
基礎科目	26	} 84
外国語	17	
分科課程	22	
選 択	9	
論 文	10	
計	140	

科 目	単位数	小計
一般教養	36	} 48
一般外国語	8 ^(16要望)	
一般体育	4	
基礎専門	8~16 ^(数Ⅰ電)	} 38~62
コース専門	20~40	
論 文	10~6	
計	86~110 ^(最低124)	

科 目	単位数	小計
一般教養	36	} 56~64
一般外国語	16~24	
一般体育	4	
専 攻	57	} 84
自 由	27	
計	140~148	

40 カリキュラム委員会における学長の挨拶(要旨)

(1952.7.3)

大学の使命目的を如何に具現し、如何にして実証するかという根柢を与えるものはカリキュラムより外はなく、大学教育の存在意義を与えるものとして大切なものである。昨年1年かかって新カリキュラムができたが、このカリキュラムによつて東京学芸大学の魂、われわれの教育目標を如実に実現し得る道ができたと思つており、われわれの大学の歴史に大きな紀元を作つたものと考えておる。

新学年にこのカリキュラムによつて教育を行う事を宣言し本年度の入学式の際にも、3学年の学生が世田谷分校に入校する時にも、全学生に大学のカリキュラムの根本理念について説明した。カリキュラムの理念は大学の精神であると信ずる。

この委員会が設けられたのは、第1に、この大学の理念であるところのカリキュラムの理念が十分に徹底するにいたつていないと思われるので、十分にこの理念を普及・

徹底せしめる為である。第2には、正しく理念を実現する方法を講じなければならない。教育精神を適切に履修に当つて徹底する必要がある。即ち運営を研究する必要がある。運営面からカリキュラムの精神も解つて来る。この二つが、この委員会の設けられた大きな理由である。本学のカリキュラムの根本理念と方針とは何の変化もない。之はハッキリしている。このハッキリした根本理念と方針とを十分に理解させる事がなければならない。この面から運営の面等改むべき点は改める事を考える。之はカリキュラムを徹底し更によりよきものにする為であつて逆もどりするのではない。カリキュラムをもう一ぺん考え直してやり直すのではなくより一層精神を徹底するにある。カリキュラム委員におかれてはこういう意味で改正すべき点を考えておられようし、私は皆様と共に色々と審議して改むべき点は改めたいと思う。カリキュラムの根本理念と方針については皆一致しておられると思う。

自分が考えておる事を断片的に述べると、

1. 時間割編成は研究を要する。
2. 移行カリキュラムについて検討を要する。
3. 100人以上もの学生を一堂に集めて教育しているような事は改めなければならない。
4. 免許法の為カリキュラムが拘束される点を検討する必要があるであらう。
5. 大学基準協会の基準についてはこれに準拠する必要がある。

学生の意見を聴く事はよい事であるがもつと積極的な意味で実施面において一層の教育効果をあげるようにする事が必要である。カリキュラムの根本理念と方針とを堅持して貰いたい。この委員会で議論のあるところは評論し大学の教育方針に学生が信頼して行ける様にする事が大切である。

東京学芸大学カリキュラム改訂の動き

41 「昭和34年度カリキュラム委員会報告書」

(1960.3)

目次

序言

- 1 本学カリキュラム構成の基本的な立場
- 2 本学の課程
- 3 各課程の専攻・選修

第1章 学部のあゆみ

- 4 カリキュラムの諸分野
 - 5 授業科目のうち自由選択について
 - 6 カリキュラム諸分野の関連
 - 7 初等・中等両課程の関係
 - 8 単位の質と量
 - 9 卒業基準履修単位
 - 10 履修の方式
- 結 語

序 言

審議の経過

- (1) 本委員会は、昭和34年6月11日以降21回の通常委員会と2回の集中委員会を開催し、昭和35年3月8日、本報告書を作成した。
- (2) 上記委員会の中には、「道徳教育研究の問題」、「技術・家庭科の問題」に関する関係諸講座との合同委員会がそれぞれ1回含まれる。なお、本委員会は、本学における新課程の設置ならびに現行カリキュラム実施上の改正または臨時措置に関する教務補導部長の諮問に対しても答申を行なった。
- (3) 本委員会は、本学の理想的なカリキュラムの構成に必要な問題領域と作業手順を構想したが、本年度の作業は、主としてカリキュラム構成上の基本原則に限ることとした。

審議の立場

- (1) 教員養成問題に関しては、中央教育審議会の「教員養成制度改善要綱」、日本教育大学協会の「教員養成カリキュラムの基本構成案」学会その他諸団体の批判または提案が提出されているが、本委員会は、これらの諸資料を十分参照しながらも、教員養成を目的とする本学のカリキュラムを自主的に構成することにした。
- (2) 本学においては、開学以来カリキュラム委員会が設置され、幾多の討議がなされ、原案が提出され、それらに基づいて現行カリキュラムが実施されているが、本委員会はそれらの諸成果を参照するとともに、また、その問題点をも抽出するようにした。
- (3) 義務教育人口の変動に伴って、本学カリキュラム実施上の臨時措置が行なわれているが、これらの状況に対応する基本的な態度を明らかにするようにつとめた。

1 本学カリキュラム構成の基本的な立場

- (1) 教育養成諸機関の刷新改善は、わが国における大学制度全般の刷新改善との関連でなされることが望ましい。

- (2) 本学のカリキュラムは、戦前、戦後における教員養成制度に内在する諸問題、教職活動の実態、教職の専門的・社会的な課題を明らかにした上で構成されることが望ましい。
- (3) 本学のカリキュラムは、教職の専門性を確立し、教職活動の近代的な拡張と分化に対応するように構成されることが望ましい。
- (4) 義務教育人口の急激な変動に対応する教員養成制度のあり方が問題となつているが、これに対しては、次のような態度をとることが望ましい。
 - ア 教科以外の教職活動を専門的・方式的に担任できる教師の養成、社会教育従事者の養成、現職教育の確立などの新たな分野を開拓すべきである。
 - イ このような施策によつて教員養成の側から、小学校における音図体の専科教員制度の確立、小、中学校における特殊教員、curriculum maker, guidance counselorの設置などを含む新たな教職制度を確立するための努力を払わなくてはならない。

2 本学の課程

- (1) under graduate course
 - ア 本学が教員養成を目的とする大学であるに鑑み、下記課程を設置することが望ましい。

初等教育課程、中等教育課程（中学校教員養成課程、高等学校教員養成課程）、幼児教育課程、特殊教育課程（ろう学校教員養成課程・養護学校教員養成課程）
 - イ 「課程」の呼称については、「学科」、「科」、「専攻課程」などが提案されたが、「大学設置基準」などの趣旨にしたがって、本報告のようにすることが望ましい。
 - ウ 履修の専門的な分化の呼称については、その順序にしたがって、専攻、選修、特修とすることとする。
 - エ 履修の専門的な分化については、初等、中等両課程による差別を設けないこととする。しかし、小学校は課程そのものが専攻となるに対して、中学校は1乃至2教科が専攻となるものとして、両者は区別されることが望ましいという意見も出された。
 - オ 高等学校教員養成課程については、義務教育諸学校の教員養成を主とする本学の目的を、阻害しない限りにおいて開設することが望ましい。
 - カ 特殊教育課程においては、盲学校教員養成課程は設けないこととし、とくに養護学校教員養成課程の重要性が強調された。
- (2) graduate course
 - 専攻科設置の必要が十分に認められ、それは、教員養成大学の性格と機能に相

第1章 学部のあゆみ

応する専攻からなり、学校教育に関する専門的な理論および技術を授けるものとされた。なお、本課程は、前項第1号に掲げる課程と十分な連携を保ち、教官配当その他について、それと区別すべきでないと言われた。

(3) extention course

現職教育課程を設置することが望ましい。なお、本課程については、教員養成制度改善の方策、教育界の要求などの諸条件が明らかにされてから、その目的、機能・課程の内部編成がなさるべきであるとされた。

(4) 義務教育の充実に対応する科目の開設について

ア 現代における社会病理的な諸現象の発生、中学校教育の義務制化などに伴って、いつそう義務教育を充実することが要求されるが、教員養成大学として、このような要求に応ずる措置を講ずることが強調された。

イ そのために、このような要求に応ずる児童生徒の福祉・補導等に関する科目を開設し、全学生が履修できるような方途を講ずることが望ましい。

(5) 上記新課程または新科目の開設については、それらを運営するに十分な教官・施設・教授資料等が整備されるべきである。

3 各課程の専攻・選修

(1) 本学の各課程においては、学問的・教育的・社会的必要に基づいてそれぞれの専攻および選修領域が設置されるものとする。

(2) 各課程の専門性の性格・機能および専攻・選修の分化に関しては、基本的な検討を必要とするものがあるが、さしあたり下記によるものとする。

(3) 初等教育課程

ア 教科に関する専攻

(ア) 小学校教員の教職活動は、全科担任制を建て前とするが、個人の研究の伸長ならびに学校経営における実際の必要に鑑み、下記専攻を設けるものとする。

社会、理科、家庭、国語、数学、美術、音楽、保健体育

(イ) 上記専攻領域中、社会、理科、家庭などのブロードな教科にあつては、更に特定科目についてわざわざしても選択必修を課することが望ましい。

(ウ) 上記専攻領域に関しては、たとえば国語と数学を含むようなブロードな方式によるとの意見が出された。

イ 特定の教科以外の教職活動に関する専攻

(ア) 現在の教育・心理選修を、特定の教科以外の教職活動を対象とする専攻に改めることが望ましい。

(イ) 本専攻においては、たとえば下記のごときものに必要な諸科目が開設されるものとする。

カリキュラム構成，生活指導，視聴覚教育，図書館学，児童生徒の保護および福祉青少年補導等

- (ウ) なお，本専攻に関しては，さしあたり初等教育課程のみに設置し，中等教育課程には設置しないこととするが，理想的には，本専攻のような領域は初等，中等を通ずるものとするかあるいは養護課程のような特殊課程とすることが望ましいという意見が出された。
- (エ) 青少年の福祉・保護・補導に関する諸科目を他専攻にも開放するため，これらを自由選択科目として開設することとする。

(4) 中等教育課程

- ア 専攻領域および選修を設けることは，現行通りとすることが望ましい。但し，各教科，特にブロードな教科に関する専攻の選修編成については，別途に考慮するものとする。
- イ 中等校段階における青少年の福祉・保護・補導に関する重要性が強調され，これらに関する科目を自由選択科目として開設し，全学生に解放することとする。

- (5) 初，中両課程以外の課程の専攻もしくは選修の編成については，今後考えることとする。

4 カリキュラムの諸分野

- (1) 本学のカリキュラムは，一般教育及び一般体育と専門教育の2分野より成り，専門教育は，一般外国語，教科に関する諸科学，教科教育学，教育科学教育実地研究の五分野より成るものとする。

(2) 一般教育及び一般体育

ア 本学における一般教育及び一般体育は，大学に共通に要求されている理念に支えられ，人文・自然・社会の見方・考え方を養い，主体のあり方を培かうことに寄与するものとする。

イ 一般教育及び一般体育の内容領域または問題領域は，上記性格に基づいて選択され，その方法は，専門諸領域における研究の問題，方法，素材を媒介として構成されるものとする。

ウ 一般教育及び一般体育は，教師としての人間形成に寄与し，かつ児童生徒の陶冶財の資源ともなるものとする。

- (3) 外国語については，現行通りとするが，さらに自由の枠の中に英・独・仏のほかに，ロシア語・中国語・西洋古典語を新たに開設することが望ましい。

(4) 教科に関する諸科学

ア 教科に関する諸科学は，教育内容に関する科学的・芸術的な教養を与えようとするもので professional な性格と機能をもっているものとする。

第1章 学部のあゆみ

イ ここで professional な性格や機能とは、方法的にはその領域や問題の選択が学校教育における指導内容と関連においてなされることを意味する。

(5) 教科教育学

ア 本学の目的からみて、従来の教材研究及び教科教育学の重要性と課題性が確認され、両者を合わせて教科教育学とし、これに教職科目より分離した位置をもたせることとする。

イ 教科教育学は、教科に関する諸科学及び教育科学を基礎にし、教育内容及び方法の選択と構成に必要な理論と技術を与えようとするものである。

ウ 上記の趣旨と機能からみて、教科教育学の内容構成及び指導方法については、いっそうの改善がなされることが望ましい。

(6) 教育科学

ア 教育科学は、教育学及び教育心理学の2分野より成るものとする。

イ 教育科学は、教職に関する教育的、心理学的な基礎を明らかにし、教職に必要な理論と技術を与えるものとする。

(7) 教育実地研究

ア 教育実習の重要性が確認され、これを教育実地研究と改める。

イ 教育実地研究は、学校教育を成立させる諸条件の分析、それを価値的に改造しようとする計画と方法の構成、それを実践化する諸技術の考案と遂行の一連の過程を教育現場において経験させるものとする。

この過程においては、大学におけるカリキュラム諸分野の学習及び研究が有機的に統合され、かつ実証され、そこで抽出された問題は大学における学習及び研究において理論的に再構成されるものとする。

ウ 教育実地研究は、観察、参加による継続的方法と、教育実習による集中的方法によって行なわれ、前者は第1年次より漸次開始されるものとする。

エ 教育実地研究の具体的な方法・組織・運営については、別途考慮するものとする。

オ 教育実地研究の企画、運営については、特別な組織を設けるものとする。

5 授業科目のうち自由選択について

(1) 自由選択の性格や機能については、理論上、実際上次の如きタイプがある。

ア 専攻及び選修以外の領域の興味や関心を発展させようとする。

イ 専攻及び選修に関する領域の興味や関心を発展させようとする。

ウ 副免取得の必要を充たそうとする。

(2) もちろん自由選択の本来の性格や機能はイロのタイプであるが、諸種の事情を勘案して、自由選択を次の2種とすることとする。

ア 選修自由 仮称（選修に関する領域の興味や関心を発展させる。）

イ 自由選択 仮称（ひろく各領域の興味や関心を発展させる。）

自由選択のためには、一般教育、外国語、教科に関する諸科学、教科教育学、教育科学の諸領域の科目が用意される。

付 記

- ・自由選択の組織及び方法については、初等・中等両課程の差別をつけない。
- ・副免は取得できるように編成する。

6 カリキュラム諸分野の関連

(1) 関連と統合について

ア 一般教育・教科に関する諸科学・教科教育学・教育科学の諸分野の関係を関連という概念で規定することができる。

イ 教育実地研究においては、上記諸領域が有機的に統合されるものとする。

(2) 初等教育課程における関連

初等教育課程においては、一般教育・教科に関する諸科学・教科教育学の3分野を密接に関連させ、しかもその分化をたとえば人文系、自然系、芸能系のように、ブロードにしようとする考え方もあるが、さしあたり次の要領によりカリキュラム諸分野の関連をはかるものとする。

ア 一般教育と専門教育

ア 一般教育は、その方法上専門諸領域の問題、方法、素材を媒介とするものとして、また、専門教育は、一般教育の理念を基礎的な支柱とするものとして、両者は密接な関連をもつものとする。

イ 一般教育は、その性格をかえない範囲内において履修または専攻の専門教育に対応する内容構成を行なうものとする。

ウ しかし、一般教育の一部を教科に関する諸科学の基礎科目とする方法などによって、その本質を軽視するようなことがあってはならない。

イ 教科に関する諸科学と教科教育学

教科に関する諸科学と教科教育学は、初等教育課程の機能からみて、とくに密接な関連をはかるものとする。

ウ 教育科学と他の諸分野

ア 初等教育課程の機能からみて、教育科学は比較的に強調さるべきものとする。

イ 教科に関する諸科学のうちには、教育科学の基礎科学となるものもあるもので、これらの間の密接な関連をはかるものとする。

ウ 教育科学と、それによつて基礎を提供される教科教育学との密接な関連をはかるものとする。

(3) 中等教育課程における関連

第1章 学部のあゆみ

ア 一般教育と専門教育

(初等教育課程に同じ)

イ 教科に関する諸科学と教科教育学

教科教育学は教科に関する諸科学と密接な関連をもつが、ことに、従来教科科目に包括されていた教科教育学が、それより分離した位置を占めることからみていつそう両者の密接な関連をはかるものとする。

ウ 教科教育学と教育科学

(初等教育課程のウのウに同じ)

7 初等・中等両課程の関係

(1) 初等・中等両課程の関係については、次のような方式が考えられる。

ア 両課程を解体して一本とし、義務教育を一貫して担任できる養成方式をとる。

イ 両課程を解体して一本とし、選択によって初等・中等のいずれかを選修させる。

ウ 第1・2年次を共通とし、第3年次において両課程に分ける。

エ 第1年次より両課程に分ける。

(2) 上記の諸方式のうち、下記のような条件のもとに(エ)によることとする。

ア 両課程を第1年次より区別して編成するが、義務教育一貫という原則を基本とする。ここで義務教育一貫の原則とは次のような意味をもっている。

(ア) 初等教育課程においては、小学校に継続する中学校の教育を、中等教育課程においては、中学校の前段階としての小学校教育を理解する必要がある。

(イ) あるいは初等、中等両課程に共通の基礎をもたせる。

イ とくに、カリキュラム諸分野の内容及び方法の構成において、義務教育一貫の原則を生かすようにする。

ウ 現行の甲の選択必修、乙の専攻必修の一部を選修自由選択におきかえ、学生の選択の幅を大きくする。

エ 指導上の施設、組織、方法等につき、初等、中等両課程の差別を除去するようにする。

(3) 両課程におけるカリキュラム各分野の関係

ア 一般教育は、初等・中等両課程によって本質的な差別を設けないこととする。(中間報告参照)

イ 外国語履修については、初等・中等両課程の差別を設けないこととする。

ウ 教科教育学は、初等・中等両課程の密接な関連をはかることとし、とくに専攻、選修に関する教科教育学にあつては、初等・中等両課程を通じた内容構成がなされるものとし、その履修時数を増加することが望ましい。

エ 教育科学は、初等・中等両課程を通じた共通の基礎と、それぞれの課程の対応する領域を強調する部分とによって構成するものとする。

オ 教育実地研究も、上記「エ」の方針によるものとする。

8 単位の質と量

(1) 単位の質と量の問題については、次のことが原則的に重要であることが強調され、また確認された。

ア 毎週3時、15週または16週に相当する指定された学習をもって、1単位とすることを原則とすることが強調された。

イ 個々の科目の履修に必要な実質的な要求、すなわち、授業内容の質と量を履修時数で表わし、これに適正な単位量を与えることが望ましいことが確認された。

ウ 学生が1週間に履修することができる時間数を算出し、(最低基準としては、毎週24時間くらい) これをもとにして、卒業基準単位数を定めることが望ましいことが確認された。

エ 講義・演習・実験実習を平均して、1時間半を1単位時間とすることが、適当であろうということが確認された。

(2) また、本項に関する現実の困難点が次のように明らかにされた。

ア 要求や組織の異なる諸専攻領域が一つの大学を構成している。

イ 講座、専攻、選修等によって講義・演習・実験・実習についての考え方に相違がある。

ウ それにも拘らず、大学としての共通の枠組を作らなくてはならない。

(3) 本項については、結論を出すに至らず、次のような案が提出されるにとどまった。

ア たとえば、人文・自然・芸能体育の3本建の組織及び方法をとったらどうか。

イ 3本建にしないで、一つの枠組とするばあいに、1単位の時間について、およそ次のような考え方がだされた。

	講 義	演 習	実験実習
ア)	70分	70分または140分	140分
イ)	60分	60分または120分	120分
ウ)	50分	50分または100分	100分

9 卒業基準履修単位

(1) 「大学設置基準」の卒業基準履修単位数は124単位とされている。

(2) しかしながら、個々の大学における卒業基準履修単位は、当該大学の専門の性格と構造、自由な履修の範囲と程度、学生の可能な履修時数等の諸条件によって

第1章 学部のあゆみ

決定される。

- (3) 本学における専門は、多様な専門領域と専門科目からなりたっているために、人文科学系の単一の領域を専門とする学部や大学とは異なり、当然「大学設置基準」以上の履修単位が要求されよう。

10 履修の方法

- (1) 一般に演習または実験実習が従来以上に強調されることが望ましい。ことに文科系の専攻または選修においてその必要が認められる。
- (2) 上記のような履修の方式を可能にするような学級編成を行うことが望ましい。
- (3) 講義・演習・実験実習の割合については、本学のように多様な専門領域から成る大学においては、それを画一的に規定することにはかなりの困難がある。
- (4) そこで演習または実験実習が強調される程度にしたがって、専門領域を段階的に分け、その割合を考えることも必要であろう。

結 語

本委員会がはじめに審議を予定していたが、ついに取扱かうことのできなかつた問題としては、履修の系統的方式、カリキュラムの全体構造（総単位数ならびに各専門領域に対する単位配当）、課外活動、カリキュラムの管理・運営に関するものなどがある。

次年度の委員会において、本報告書に盛られたカリキュラム構成の諸原則を有効に利用されるとともに、残された問題について審議を継続されることを期待したい。

42 昭和37年度カリキュラム委員会報告書「教育課程の基本構成案」

(1962 .11)

目 次

序 言

本学教育課程編成の基本的立場

本学の目的

本学の課程

課程の分化及び義務教育教員養成の一貫性（教育課程編成の原則1）

教育課程の構造と各分野の関連（教育課程編成の原則2）

各課程の専門及び専攻・選修

各課程の履修単位

その他の提案

序 言

1. 本学教育課程の基本構成案作成の経過

- (1) 本学の現行教育課程は、昭和27年度に制定実施され30年度の教育職員免許法の一部改訂に照応して、部分的な修正を行なったものである。
- (2) 現行教育課程を基本的に改訂するためのカリキュラム委員会が昭和32、33両年度に構成された。
- (3) 昭和34年にカリキュラム委員会が再構成され、以後委員の多少の交代はあつたが、現在に至るまで改訂作業を継続してきた。
- (4) この間、昭和35年度にそれまでの審議に基づく成案をまとめて報告し、さらに36、37両年度には本成案の検討と残余の問題の審議を継続し、ここに本学の教育課程に関する一応の基本構成案の作成を完了した。
- (5) 本報告書においては、各問題領域ごとに、はじめに提案事項を記載し、つぎに提案事項に関する解説を加えている。

2. 本委員会の審議の過程において公表したおもな報告書及び資料

昭和34年度カリキュラム委員会報告(35.3)

昭和35年度カリキュラム委員会中間報告(35.10)

上記中間報告に関する講座主任会記録(35.11)

昭和35年度カリキュラム委員会報告(36.3)

教育課程の基本構成案(37.9)

昭和37年度カリキュラム委員会

委員長 大島 三男(依嘱)

森 清(教務補導部長)

委員 越智 元治(代議員会)

” 金子 敏(小金井分校)

” 神蔵 重紀(小金井分校)

” 日下部 智(依嘱)

” 黒田 芳夫(小金井分校)

” 中川 良一(依嘱)

” 中林 久二(小金井分校)

” 藤原 正武(代議員会)

” 堀 繁雄(依嘱)

” 堀内 敏夫(世田谷分校)

” 結城 隆郎(世田谷分校)

五十音順

本学教育課程編成の基本的立場

1. 教員養成制度の刷新改善は、高等教育機関として、大学制度全般の刷新改善との関連においてなされるべきである。
2. 本学の教育課程は、わが国における戦前・戦後の教員養成制度に内在する諸問

第1章 学部のあゆみ

題，教職の制度及び活動に関する問題，教職の専門的，社会的な課題の検討と海外諸国における教員養成制度の比較的な考察とに基づいて編成さるべきである。

- 3．本学の教育課程は，教職に対する社会的，教育的な信頼にこたえ，教職の専門性の確立と向上を目標として編成さるべきである。
- 4．本学の教育課程は，わが国における教員養成制度及び教員養成諸機関のうちにおいて果すべき独自の使命に基づいて編成さるべきである。
- 5．本学の教育課程は，上記の諸課題や諸要求に基づくものではあるが，しかし常に社会的，教育的，学問的な要求に応ずる力動的なものであるべきである。
- 6．本学の教育課程は，実際教育ならびに教職の行政制度に寄与し，それを方向づけるものとして編成さるべきである。

本学の目的

1．目的規定に関する提案

- (1) 本学は原則として学校教育者の養成を目的とする。
- (2) ここで学校教育者というのは，学級担任，教科担任及び特定の教科以外の教職活動担任の教員を中心としあわせて校長及び指導主事のような教育行政及び指導助言担当者などの教育職員をも含む。
- (3) 養成の対象とする学校段階は，義務教育機関である小学校及び中学校もしくはこれに準ずる学校を中心とし，あわせて幼稚園及び高等学校をも含む。

2．本提案に関する解説

(1) 審議の経過

ア 本項の審議においては，「学校教育者の養成を主たる目的とする」か「学校教育者の養成を目的とする」かの二つの意見が出された。

イ 前者の立場からは，必ずしも免許資格の取得を必要としないとか，あるいは，教員の需給問題や学生の希望に対応して，教員養成課程のほかに，たとえば，社会教育，ソーシャル・ケース・ワーク，教育ジャーナリズムなどに関する課程を開設すべきであるとの主張がなされた。

ウ しかし委員会としては，本学が「原則として学校教育者の養成を目的とする」こと，ことに本学の使命が義務教育諸学校の教員養成を中心とするものであることを確認した。

エ ただし，義務教育諸学校の教員養成の整備充実をまち，あるいはこれを阻害しない限りにおいて，それらに関連し，かつ必要と認められる課程を開設する幅を認めることとした。

(2) 問題の検討及び資料

ア 目的規定に関する問題は，基本的には，いわゆる教員養成の開放性と閉鎖性にかかわり合いをもつものである。

イ 戦後の教員養成制度における「教員養成を主たる目的とする」という考え方が支持される一方には、それを批判して教員養成の目的や性格を明確にしようとする動向もある。

ウ 「教員養成を主たる目的とする」こととし、教員養成以外の他の課程をおくことによつて、教員養成課程に適應しない学生の選択及び他の課程への転科を可能ならしめて、積極的にその資質向上を図ろうとする考え方もある。

本学の課程

1. 本学の課程及び新設科目に関する提案

(1) 学部水準の課程

本学に学部水準の下記課程を開設する。

初等教育課程

中等教育課程（中学校教員養成課程，高等学校教員養成課程 当分の間特別教科教員養成課程）

教育経営課程

幼児教育課程

特殊教育課程（ろう学校教員養成課程，養護学校教員養成課程 盲学校教員養成課程は当分の間設けない）

ア 課程の略称

従来甲類，乙類などの略称を廃し，新たに第一類（初等教育課程），第二類（中等教育課程），第三類（特別教科教員養成課程），第四類（教育経営課程），第五類（幼児教育課程），第六類（特殊教育課程）とする。

イ 履修の専門的な分化に関する名称

履修の専門的な分化に関する名称については，従来甲類（初等教育課程）と乙類（中等教育課程）との間に区別があつた。

しかし課程の如何にかかわらず，その段階にしたがつて専攻，選修などとする。

ウ 高等学校教員養成課程

本学の目的規定にしたがつて，高等学校教員養成課程は，義務教育諸学校の教員養成を阻害しない限りにおいて開設する。

エ 特別教科教員養成課程

ア) 上記の趣旨は特別教科教員養成課程にも適用される。

イ) 如何なる専攻分野の特別教科教員養成課程も，その固有な機能をもたなくてはならないが，同時に教育課程の編成及び運営上，本課程が中心となり，初等教育課程及び中等教育課程が従となることがあつてはならない。

ウ) 本項に関連して，本学の課程開設に関する方針について言及すれば，原則

第1章 学部のおゆみ

として、本学のすべての専攻分野にわたる専攻科の整備充実及び修士課程または博士課程などの大学院水準の課程を開設することが望ましい。

(2) 大学院水準の課程

ア 専攻科

本学に専攻科の課程を開設する。

- (ア) 専攻科は、学部水準の課程または専攻分野に対応して設置する。
- (イ) 本課程は学部水準の諸課程と密接な連絡を保ち、教官配当、施設、その他について、それと差別があつてはならない。

イ 修士課程及び博士課程

本学に修士課程及び博士課程を開設することが望ましい。

修士課程及び博士課程は、学校教育及びそれに関連する研究科をもつものとし、教科教育、児童生徒の福祉・補導・学校経営・指導助言・教育行政などの専攻分野を設けるものとする。

(3) 現職教育課程

常設的な現職教育課程を開設することが望ましい。

- ア 本課程については、教員養成制度改善の方策・教育界の要求などの諸条件が明らかにされてから、その目的・性格・組織・編成などが考究さるべきである。
- イ 本課程は大学院水準の諸課程と密接な関連を保ち、その一部または全部を、大学院水準の諸課程をもつてあてることができるものとする。

(4) その他の課程

本学の目的に関する提案からみて、初等教育課程及び中等教育課程に重点がおかれ、たとえば社会教育などの課程が必要とされる場合は、それらの整備充実をまつて開設されることが望ましい。

(5) 社会的・教育的要求に応ずる新科目の導入

ア 児童生徒の福祉・保護・補導に関する科目

社会病的な諸現象の発生、社会保障制度の拡充強化、産業構造の文化と経済の拡大などの社会的要求、前期中等教育の義務制化などの教育的必要などに対応し、児童生徒の福祉・保護・補導等に関する科目を開設し、自由科目として全学生が履修できるような方途を講ずる。

イ 学校教育以外の教育分野に関する科目

本学の目的からみて、社会教育、ソーシャル・ケース・ワーク、教育ジャーナリズムなどに関する課程は開設しないが、これらの分野に関する科目を新科目として導入し、自由科目として全学生が履修できるような方途を講ずる。

(6) 上記の新課程の開設または新科目の導入に当たっては、それらを編成・運営す

るに必要なじゅうぶんな教官・施設・資料などが整備さるべきである。

2. 本提案に関する解説

(1) 審議の経過

ア 課程に関する事項は目的規定に関する事項と密接な関連をもち、審議の過程において、教員養成の目的を広義に把握するか、あるいは開放性を主張する立場からは、限定された教員養成課程以外に、いくつかの課程の開設が提案されたことは、「本学の目的」の項において指摘したとおりである。

しかしこうした審議を通じて、本学が学校教育者の養成に中心をおくということをごえて、他の課程を設置することになれば、本学の存立の意義が失われるおそれがあることが確認されるようになった。

イ 教育経営課程、幼児教育課程、特殊教育課程については、これらをくくつて一つの課程とする案も提出された。

(2) 補足説明

ア 大学院水準の課程

大学院水準の課程の開設に関する要望の趣旨は単なる高等教育の上方への拡張を意図するものではなく、あくまで義務教育諸学校教員養成の質的な向上を図ることにあり、あわせて現職教育課程と関連させて、学校長・指導主事などの研修または養成の必要に応えようとするものである。

イ 新科目の導入

新たな社会的・教育的・学問的要求によつて、新科目の導入や教育課程の改造が期待されるが、しかしそれに対して、特定の課程または専攻の設置や共通科目への導入が可能でない場合には、自由科目として全学生に選択履修させる方途を講じた。

課程の分化及び義務教育教員養成の一貫性（教育課程編成の原則）

1. 課程の分化に関する提案

- (1) 学生が履修すべき課程及び専攻分野は入学に際して決定される。
- (2) しかし学生の履修は、各課程及び専攻分野とも、原則的として、第1及び第2年次においては共通とし、その分化は第3年次に開始される。

2. 義務教育諸学校教員養成の一貫性に関する提案

(1) 本原則の趣旨

本項は、義務教育諸学校教員養成を中心とする本学の使命と目的に鑑み、本学の教育課程編成上の基本的な原則の一つとして提案されるものである。

(2) 本原則の課題性

ア 義務教育制度の拡張と充実への対応

ア) 近代学校制度の主要な課題の一つは、初等教育と中等教育の両者を義務教

第1章 学部のあゆみ

育制度の対象としようとするにある。

- (イ) この課題を実現するために、歴史的、社会的なその成立の背景と、教育の機能や内容の性格と構造を異にする初等教育と中等教育とを、単線型の学校系統に再編成しようとする傾向にある。
- (ウ) 単線型の学校系統の実質的な内容を保証するためには、各段階の学校における被教育者の成長発達、これに照応する教育の原理・計画・方法技術などには、それぞれの固有性を認めながら、相互の教育組織と教育内容には一貫性をもたせなくてはならない。
- (エ) 本原則は、上記の義務教育制度の拡張及び単線型の学校系統の実現と制度の実質内容の確保を、教員養成制度の側から保証しようとするものである。

イ 教員養成制度の複線型の克服

- (ア) 教員養成機関自体も、歴史的には、上記のような複線型の学校系統に対応して、初等教員養成と中等教員養成とはその機関を異にしていた。
- (イ) 本原則は、教員養成機関自体がもっている上記のような複線型の性格を克服し、単線型の教員養成機関の実現を期待しようとするものである。

(3) 本原則の意味

ア 上記のような課題性を達成するために、学部水準の課程においては、課程及び専攻の如何にかかわらず、原則として、小学校及び中学校の教職に共通な資質の基礎を与える。

イ ここで共通な資質の基礎というのは、

- (ア) 義務教育機関としての小・中学校の教育がなっている社会的機能、両者の教育内容及び教育活動の基本的な性格と構造には、原則的には相違がない。
- (イ) 方法技術的には、その所属する学校段階の如何を問わず、他の学校段階の教育に関する理解や能力をもつことが必要である。
- (ウ) 小・中両学校の教育実践ならびに研究上の協力体制を確立することなどを基本として構成されるものである。

(4) 本原則の各課程への適用

ア 初等教育課程・中等教育課程（中学校教員養成課程）においては、原則として、専攻・選修領域の如何を問わず本原則が適用される。

イ 小学校教科に対応する教科をもたない中学校教員養成課程の技術・英語・書道の各専攻にも本原則を適用する。

ウ 特別教科教員養成課程にも本原則を適用する。

エ 教育経営課程及び特殊教育課程においては、積極的に本原則が適用される。

オ 幼児教育課程のみは、本原則適用外として、幼・小一貫の原則に基づく。

(5) 本原則に基づく教育課程編成及び運営上の方針

ア 共通履修の分野（一般教育，一般外国語，教育科学，教育実地研究）については，課程の如何にかかわらず，原則として，同一の単位量を配当する。

イ 教育科学及び教科教育学の内容は，基礎的な共通の部分と各課程固有な部分とによつて構成する。

ウ 教育実地研究は，原則として，課程の如何にかかわらず小・中双方において履修する。

エ 課程による履修上または学習上の差別を設けない。

3．課程の分化に関する提案の解説

(1) 審議の経過

課程の分化に関しては，

ア 初等・中等の両課程を解体し，義務教育を一貫して担任できる養成方式をとる。

イ 初等・中等の両課程を解体し，学生の選択によつて初等・中等のいずれかを履修させる。

ウ 入学に際して履修すべき課程及び専攻分野を決定するが，第1，2年次の履修を共通とし，第3年次において初等・中等の各課程に分化する。

エ 第1年次より両課程に分化する。

などの諸提案がなされたが，義務教育諸学校教員養成の一貫性の原則との関連において，本提案のように決定した。

(2) 問題の検討

第1，2年次を共通とする場合に，第3，4年次において，それぞれの課程または専攻に必要な専門科目を配列することができるか否かは，履修科目の系列や履修の形態に関する具体的なプランによつて検討されなくてはならない。

4．義務教育諸学校教員養成の一貫性に関する提案の解説

(1) 審議の経過及び補足説明

ア 本原則は，委員会の長期にわたる審議の過程を通じて発想され，一つの原則としての形態にまとめられ，最後に委員会の提案として確認されたものである。

イ 本原則は，教員需給上の必要に対応するいわゆる小・中2免許主義とは異なり，義務教育諸学校教員養成の一貫性に基づく新たな養成方式をうちだそうとするものである。したがつて，各課程に期待される免許資格は，それぞれの課程に関するものであることを原則とする。

(2) 問題の検討

ア 本原則に基づく養成方式では，中等教育課程が初等教育課程にひきよせられ

第1章 学部のおゆみ

るおそれがあることが指摘されるが、むしろその本来の意図は、後者を前者にひきよせることによって、両者に同一の水準を維持させようとするものである。

イ ただし、本原則の適用は、比較的な意味で、初等、中等両課程の専攻に関する履修の強調の度合いに、多少の影響があることはやむをえないであろう。

ウ また、初等・中等各課程の専門や専攻の固有の性格や機能、これに照応するそれぞれの教育課程の内部構造については、じゅうぶんな検討を必要とする。

教育課程の構造と各分野の関連（教育課程編成の原則）

1. 教育課程の構造に関する提案

(1) 教育課程の全体構造

ア 本学の教育課程は、科目履修による分野と教育実地研究履修による分野から成る。

イ 科目履修による分野は、一般教育、一般外国語、専門教育から成る。

ウ 一般教育は保健体育を含み、専門教育は教育科学、教科教育学、教科に関する基礎科学の3分野より成る。

エ 各分野に属する科目は、履修上、卒業基準として要求される必修科目及び選択必修科目、卒業基準外の自由科目の2者に分たれる。

(2) 一般教育

ア 一般教育の性格

(ア) 本学における一般教育は、高等教育機関における一般教育に共通に要求されている理念に支えられ、人文・自然・社会の見方・考え方を養い、主体のあり方を培かうことに寄与するものとする。

(イ) 一般教育の教授上の内容または問題は、上記性格に基づいて選択され、その方法は、専門諸領域における研究の問題、方法、素材を媒介として構成されるものとする。

(ウ) 一般教育は、教師としての人間形成に寄与するものであり、かつ義務教育の内容の基礎や資源となるものであることを認める。

イ 一般教育

(ア) 一般教育の単位数は、従来よりへらさない。

(イ) 一般教育の分野は、人文、社会、自然、保健体育の4系列より成る。

(ウ) 一般教育の内容構成については、その本質および他領域との関連からみて、十分な検討を加え慎重な考慮を必要とする。

(エ) したがって、一般教育の管理運営の組織・方法などについても十分な考慮をはらうべきである。

(オ) 上記事項に関連して、従来の一般教育の内容構成等につき批判が加えら

れ、次のような三つの方式が提案された。

- ① 文科系，理科系によつて，または専攻によつて内容構成の方式を変えるもので，一例をあげれば次のようになる。

社会科学系列の一般教育科目

- (A) 社会科学系統の専攻学生に対しては，必修的な性格をもたせる。
 (B) 自然科学系統の専攻学生に対しては，選択的な性格をもたせる。
- ② 総合的主題を設定し，その内容構成と指導は，その主題に必要な専門の教官の協力によつて行なわれる。(team teaching)
- ③ 一般教育に補導的な性格をもたせる。

指導教官が指導学生を担当し，指導教官の専門科目をテーマとして指導するが，内容を固定的なものせず，現実の時事問題なども素材として学生との話し合いをするなど，指導教官と学生との話し合いの場とする。

各専攻の一般教育は，専攻所属の講座または教室の教官，指導教官が担任し，問題的，演習的に行なう。

ウ 保健体育

- (ア) 一般体育の名称を保健体育に改める。
 (イ) 保健体育に与えられる単位数は，従来より軽くしない。
- (3) 一般外国語
- ア 一般外国語は，専門教育および国際交流のための用具としての科目であるとともに，外国の文化，教養を吸収する科目である。
 イ 外国語に与えられる単位数は現行のように第一外国語(英)8単位，第二外国語(独・仏)4単位とするが時間の量は現行より減らさない。
 ウ 自由科目の枠の中には，英・独・仏を現行通り置く。そのほかに，ロシア語，中国語，西洋古典語も開設することが望ましい。

(4) 教育科学

- ア 教育科学は，教育学及び教育心理学の2分野より成る。
 イ 教育科学は，教職に関する教育的，心理学的な基礎をとり扱い，教職に必要な理論と技術を与える。
 ウ 教育科学は，教科教育学の基礎として重要な役割をもつ。

(5) 教科教育学

ア 名称及び位置

- (ア) 従来の教材研究及び教科教育学の名称の区分は，学校段階による差を示す以外に積極的な意味がない。むしろこれらの科目は，下記に示すような教員養成における重要性と課題性をになうものとして，両者を統合して教科教

第1章 学部のあゆみ

育学とする。

- (イ) 教科教育学の学問体系において占める位置は、従来、教育学における教授学または教育内容、方法学の個別領域とみなされているが、その独自性と課題性を積極的に攻究すべき役割をになうものとして、教育課程の全体構造において、免許法のいわゆる教職科目から独立した位置をもたせる。
- (ウ) 教科教育学は、教員養成大学の教育課程においては、少なくともそのレーゾン・デートルにかかわる役割をもつものと考えられる。

イ 性格及び構造

教科教育学の性格及び構造を問題提起として、仮説的に示せばつぎのようになるであろう。

(ア) 教科教育学は、教科に関する基礎科学および教育科学を基礎とし、学校教育に関する本質の考究と教授、学習過程の分析及び構成に必要な理論と技術を与える総合的な技術学とする。

(イ) 教科教育学の対象及び方法

① 対象からみた問題領域

教科の本質（教科の文化的・社会的価値・教育的意義など）

教科の構造と教材の特性（教科の全体構造・教材の内的関連性・教材の教授・学習場面における機能など）

教科に関する児童・生徒の認識及び技能の構造と過程

教授・学習の構造と過程（分析・立案・実施）

教授・学習上の諸条件

② 方法からみた研究領域

歴史的・比較的研究

哲学的・原理的研究

実証的研究

技術的研究

③ 学校段階による区分

教科教育学においては、たとえば教科の本質というような問題領域では共通な面が多いであろう。また、教科に関する児童・生徒の認識及び技能の構造と過程というような問題領域では被教育者の成長発達の段階に対応して、異なつたものとなるであろう。しかし、個々の段階の認識や技能の問題は、その基礎としての前段階またはその発展としての後段階との関連において、つまり成長発達の全段階において文脈的に把えることが必要である。したがつて教科教育学は学校段階を通ずる共通な基礎的部分と学校段階に照応する部分から成る。

(6) 教科に関する基礎科学

- ア 従来の教科に関する専門科目を教科に関する基礎科学（基礎科学と略称）と改める。
- イ 教科に関する基礎科学は、教育内容の基礎となる科学的・芸術的・技術的教養を与え、併せて教科以外の教育活動並びに教職活動に関する科学的な基礎を与えるものとする。
- ウ 教科に関する基礎科学は、専門的な（Professional）性格や機能をもつものである。ここで専門的な性格や機能とは、教授内容の構成上、その領域や問題の選択が、学校教育における指導内容や教育活動との関連においてなされるべきであることを意味する。
- エ 教科に関する基礎科学は、教科教育学の基礎をなすものとして重要な役割をもつものとする。

(7) 教育実地研究

ア 教育実地研究の性格と方法

- ア) 教育実習の重要性が確認され、これを教育実地研究と改める。
- イ) 教育実地研究は、学校教育を成立させる諸条件及びそれ等の諸条件によって成り立つ教授、学習課程の分析と診断、それを価値的に改造しようとする計画と方法の構成、それを実践化する諸技術の考案と遂行の一連の過程を教育現場において経験させるものとする。

この課程においては、大学における教育課程諸分野の学習及び研究が有機的に統合され、かつ実証され、そこで抽出された問題は大学における学習及び研究において理論的に再構成されるものとする。

- ウ) 教育実地研究は、観察及び参加による継続的方法と教育実習による集中的方法によつて行なわれるものとする。
- エ) 教育実地研究は、課程の如何を問わず、原則として小・中学校の双方において履修させる。

イ 集中方式による教育実地研究

- ア) 集中方式による教育実地研究は、第7学期に行ない、その3分の2をこれにあてる。
- イ) 教育実地研究期間の第7学期の3分の1は、大学における授業にあてる。
- ウ) 第7学期、第8学期及び両学期を通ずる授業科目の提出及び内容編成については、教育実地研究との関連においてじゅうぶんな考慮をほらう。
- エ) 集中方式による教育実地研究に与えられる単位数は、1週間の教育実習を1単位とし、合計10単位とする。
- オ) 集中方式による教育実地研究期間中の大学の授業については、次のことが

第1章 学部のあゆみ

了解された。

- ① 授業を週2回ずつとるか、集中講義方式によるかの2案があるが、前者の方が望ましい。(この場合には、継続方式の考え方もとりいれられていることになる)
- ② 教科教育学、教育科学などの授業科目は、教育実地研究とじゆうぶんな関連をもたせる。

大学の授業で課題を提出し、これを実習学校で研究する場合と、実習学校での問題が大学の授業で研究される場合もある。

このような方法によつて大学と実習学校との連関も保たれることになる。

ウ 継続方式による教育実地研究

- ア 継続方式による教育実地研究は、第2年次、第3年次に行なう。
- イ その期間としては、毎年次およそ1週間をあて、これにそれぞれ1単位を与える。
- ウ 指導の方法としては、所定の課題を与え、観察及び参加を行なわせる。
- エ 本項による教育実地研究は、集中方式による教育実地研究履修の資格条件とする。

エ 教育実地研究と教科教育学

- ア 教育実地研究の単位は、継続方式によるもの2単位と集中方式によるもの10単位を合せ合計12単位とする。
- イ 特に規定する教育実地研究の単位の一定の部分は、教科教育学の単位の一部とする。

オ 教育実地研究の実施については下記事項に留意する。

- ア 教育実地研究の具体的な方法・組織・運営については、その詳細なプランを作成することが必要である。
- イ 教育実地研究の企画、実施については、特別な組織を設けるものとする。

(8) 自由科目

ア 自由科目はつぎのような性格及び機能をもつ。

- ア 専攻及び選修に関する領域の興味や関心を発達させる。
- イ 専攻及び選修に関する領域以外の興味や関心を発達させる。
- ウ 副免取得の要求をみたす。

イ 履修方式からみた自由科目は、卒業基準内の自由科目と卒業基準外の自由科目とに分たれる。卒業基準内の自由科目を設けることは、履修上望ましいことであるが、教員養成の教育課程が多様な専門分野から成り立つという特殊性に鑑み、自由科目は原則上卒業基準外におく。

ウ 自由科目の内容は、一般教育・外国語・基礎科学・教科教育学・教育科学の全分野にわたるものとする。

上記のほか、図書館学・社会教育・教育ジャーナリズム・児童生徒の福祉・補導・保護に関するもの、ソーシャル・ケース・ワークに関するものなどを開設する。（「 本学の課程」の1の5参照）

エ 自由科目は、各課程の学生が最少限10乃至20単位を履修できるように開設する。

オ 自由科目の履修については、課程及び専攻による差別をつけないような方途を講ずる。

(9) 各科目の授業編成

必修科目であると自由科目であるとを問わず、科目の授業編成については、次のような原則をとることとする。

ア 基本的、ドリル的なものは、組編成による授業を行なう。

イ 一般教育は学生の選択が可能であるような授業編成を行なう。

ウ 専門教育においては、選択科目を増加し（たとえば3本立、4本立）、学生の選択が可能であるような授業編成を行なう。

2. 教育課程各分野の関連に関する提案

(1) 教員養成教育課程における関連

大学における教育課程の各分野は固有な性格と機能をもち、また分野内の各授業科目は、それぞれ固有な対象と方法をもつ学問を基礎として構成される。しかし下記のような理由から、教員養成大学の教育課程においては、各分野または各授業科目の関連をはかることが必要である。

ア 最近、従来分類では位置づけることの困難な学問分野が成立し、発展しつつある。

イ 教育という専門分野に関する研究や教授には、総合科学的な性格をもつ側面が多い。

ウ 教員養成大学の教育課程は、多様な専門領域から成り立つため、その構成及び実施、ことに学生の履修という点から関連的な取り扱いを必要とする。

(2) 教育課程各分野の関連

ア 一般教育と専門教育

ア) 一般教育は、教授内容の構成上、専門教育諸領域の問題及び方法などを素材とするものとして、また専門教育は、一般教育の理念を基礎的な支柱とするものとして、両者は密接な関連をもつものとする。

イ) 一般教育は、その一部について、専門教育に対応する内容構成を行なうことができる。

第1章 学部のあゆみ

(ウ) しかし、一般教育の本質を軽視するようなことがあつてはならない。

イ 教科に関する基礎科学と教科教育学

教科教育学は、教科に関する基礎科学をその基礎として成立するものとして、両者の関連をはかるものとする。

ウ 教育科学と教科教育学

教科教育学は、教育科学をその一つの基礎として成立するものとして、両者の関連をはかるものとする。

エ 教育科学と教科に関する基礎科学

教科に関する基礎科学のうちには、教育科学の基礎科学となるものもあるもので、両者の関連をはかるものとする。

オ 教科教育学と教育実地研究

(ア) 教育実地研究は、原則的には大学において提供されるすべての分野及び科目を基礎として履修され、それらは教育実地研究において統合されるものである。

(イ) とくに教科教育学と教育実地研究は、有機的な関連をはかるものとする。

(ウ) 両者の関連を保証するような履修方法をかりに示してみれば、つぎのようになるであろう。

① 「教科の本質」、「教科の構造と教材の特性」などに関する歴史的、比較的、原理的研究は、大学における授業によつて履修され、「教授・学習の構造と過程 分析・立案・実施」などの実証的、技術的研究は教育実地研究において履修される。

② 上記のような履修方法が、じゆうぶんに可能であるのは、比較的な意味で単位数の多い自己の専攻にかかわる教科教育学であろう。最少限2単位の初等教育の教科教育学などのばあいは、入門的、序説的な性格をもち、教科教育に対する基本的な方法的態度を形成するものとならざるをえないが、かりにつぎのような履修方法が考えられる。

(A) 教科の本質や教授・学習過程などの基本問題の概説と教科に関する実践上の重要問題の提起に関する講義1単位、講義によつて提起された問題の教育実地研究における実証的研究1単位。

(B) 望ましいかたちではないが、教科教育関係教官と附属学校教官の協力による、上記の内容を含むような講義2単位。

(エ) 上記のような教科教育学と教育実地研究の関連を、単位数によつて表現すれば、教育実地研究12単位のうちで、教科教育学は3乃至8単位を占めることになると思われる。

(オ) 大学と附属学校の関係

- ① 教科教育学と教育実地研究の有機的な関連がはかれるためには、大学教官の指導のもとに附属教官が履修の一部に参加協力することが必要になる。
 - ② そのためには附属学校の機能，組織，定員，施設設備などの改善がはかれ、大学と附属学校の関係を組織化することが必要である。
 - ③ 上記諸事項は、協力学校にも準用されることが望ましく、そのためには協力学校の選択，組織などについて、しゅうぶんな考慮をはらう必要がある。
- (3) 初等教育課程における各分野の関連
教科に関する基礎科学と教科教育学を関連的にあつかい、これを合せて初等教育の教科教育学とする。
- (4) 各課程相互間の各分野の関係
- ア 一般教育及び一般外国語は、原則として課程による差別を設けない。
- イ 教育科学は、初等・中等両課程を通ずる共通の基礎と、それぞれの課程に対応する固有な部分より成る。
- ウ 教科教育学は、初等・中等の両課程を通ずる共通な部分を基礎として含む。
ことに専攻にかかわる教科教育学にあつては、両課程を通ずる内容構成を行なう。
- エ 教育実地研究は小・中双方において履修することを原則とする。

3. 本提案に関する解説

(1) 一般教育

ア 一般教育については、その本来の理念を主張する立場、その一部を専門の基礎科目とする立場、とくに教員養成大学においては、一般教育は義務教育内容の基礎的な素材をなすものとして、専門科目的な性格をもつものとする立場などがあつた。一般教育の性格・規定や、一般教育と専門教育との関連に関する提案は、いわばこのようないくつかの立場を総合したものといえよう。

イ 一般教育の教授の内容・方法については、改善を必要とする意見が強く出された。

ウ 一般体育を保健体育としたことは、一般体育における保健の位置を明確にしようとしたものである。

(2) 初等教育の教科教育学

現行免許法でいう8教科に関する専門科目と教材研究を統合したことは、初等教育課程におけるこまぎれ的な履修の仕方を改善しようとしたものである。しかしその内容構成については、今後に大きな課題を残している。

(3) 教科教育学と教育実地研究

第1章 学部のあゆみ

ア 教科教育学と教育実地研究は、本教育課程案のうちで最も重要な提案をなしている。

イ 教科教育学の名称については、「学」としての名称を用いることは適当でないとして、「教科教育」、「教科教育論」、「教科教育法」などが提案された。しかし教科に関する科学を樹立すべき課題をもつものとして、あえて教科教育学という名称を用い、そのおおよその輪かくを仮説的に示してみた。

ウ 教育実地研究の期間、時期、方法などについては、多くの論議がかわされた。委員会としては、各国の教育実習に関する比較資料を検討して、期間を長くする必要があること、方法上は、徒弟的な教育実習から、方法的、専門的な教育実習に改善する必要があることを確認した。

エ しかし教育実地研究の期間については、かりに3乃至8単位の教科教育学が教育実地研究で履修されるとしても、とくに中等教育課程において、専攻にかかわる専門科目の履修に多少の影響があることはやむをえないであろう。

オ 教育実地研究の時期については、第7学期が適当であるか否か、さらに専門科目の履修を確保するため、教育実地研究を4年課程の枠外におくことが必要ではないか、教育実地研究を試補期間制度におきかえることによつて、事実上の年限延長を図ることも考えられるなど、いくつかの問題提起がなされる。

カ 教科教育学と教育実地研究の関連については、ことに教科教育関係講座からは、大学の科目履修の建前からいつて、教科教育学が教育実地研究で履修されることには疑問があり、方法上はスタッフの数及びその他の理由で相当な困難性があり、また、附属学校や協力学校の整備充実が前提になるなどの意見が提出された。

しかし委員会としては、教科教育の科学化と教育実習の方法化や専門化という二つの要求をみたまのとして、このような方式をたててみた。もちろん理論的な構想や提案はともかくとして、その計画、組織、方法などに関して、今後の課題を残していることはいうまでもない。

各課程の専門及び専攻・選修

1. 各課程の専門及び専攻・選修に関する提案

(1) 専門の性格と専攻・選修の分化

ア 学問的、教育的、社会的必要に基づいて本学の各課程は固有な専門をもち、さらにそれらの専門は、原則としていくつかの専攻または選修領域に分たれる。

イ 各課程の専門の性格及び専攻・選修の分化に関しては、教員養成の専門性が複雑な構造をもち、それに関するいくつかの見解があるため、基本的な検討を必要とするが、本提案においては、下記によることとする。

(2) 初等教育課程

ア 初等教育課程の専門は、学問的要求と小学校における教職活動の理論的・実際の必要からみて、8教科に関する包括的な領域（教科教育学）と1教科に関する深められた領域から成るものとする。

イ 8教科に関する領域は、教職上の全科担任制に対応するものであり、1教科に関する領域は、高学年における教科担任制・学校経営上の研究体制、個人の研究分野の伸長などの諸必要に対応するものである。

ウ 8教科に関する包括的な領域は、初等教育課程の共通な基礎とするが、その履修は、原則的に全領域にわたるとともに、下記のような専攻領域を中心として、多少の傾斜をもたせる。

エ 1教科に関する深められた領域は、小学校における教科に対応または関連させて設け、これによつて下記のような専攻を開設する。

社会、理科、家庭、国語、数学、美術、音楽、保健体育

オ 上記専攻領域中、社会、理科、家庭などのブロードな専攻にあつては、さらにそのうちの特定科目について、多少の選択必修を課することとし、これを選択修とする。上記教科以外の教科については、専攻教科に関する選択を課することとする。

(3) 中等教育課程

ア 中学校教員養成課程

ア) 中学校教員養成課程の専門は、1教科に関する領域とし、中学校における教科に対応または関連させて、下記のような専攻を開設する。

社会、理科、家庭、産業技術、国語、書道、数学、音楽、美術、保健体育、英語

イ) 上記専攻領域中、社会、理科、家庭、産業技術などのブロードな専攻においては、さらにこれを特定科目を中心とする選択に分ける。上記教科以外の教科については、専攻教科に関する選択必修を課することとする。

イ 高等学校教員養成課程（特別教科教員養成課程）

ア) 特別教科教員養成課程は、特定教科に関する高等学校教員養成の必要を充たすとともに、併せて小学校及び中学校における当該教科の教育の充実と向上の必要を充たすものとする。

イ) 当分の間、音楽、美術（美術・工芸）書道の専攻を開設する。

ウ) 教育課程の編成、授業組織、履修方法などについては、原則として他の課程と同一とする。

(4) 教育経営課程

ア 現在の社会的、教育的必要に対応し、現行の初等教育課程の教育・心理選修

第1章 学部のあゆみ

を中心として、特定の教科以外の教職活動を専門的な対象とする課程を開設し、これを教育経営課程とする。

イ 本課程の専攻は、初等教育、中等教育の両者にわたるものである。

ウ 本課程においては、最少限の初等教育または中等教育の教科に関する履修を基礎として、たとえば、下記のような分野に関する専門を履修させる。

教育計画の構成、視聴覚教育、学校図書館、生活指導、進路指導、心理テスト、精神治療、児童生徒の福祉及び保護、学校経営及び学級経営

(5) 幼児教育課程

本課程は、就学前教育及び幼稚園教育を専門的な対象とし、併せてその関連としての初等教育に関する専門を履修させる。

(6) 特殊教育課程

ア ろう学校教員養成、養護学校教員養成の2課程を設ける。

イ いずれも初等教育または中等教育の教科に関する履修を基礎として、ろう教育または養護教育に関する専門を履修させる。

(7) 大学院水準の課程（略）

(8) 現職教育課程（略）

2. 本提案に関する解説

(1) 初等教育課程

ア 初等教育課程の専門性

初等教育課程の専門がどのような性格や構造をもつかは、教員養成教育課程における最も困難な問題の一つであり、委員会の審議においても多くの提案がなされ、その比較吟味が行なわれた。

いまそれらを典型的に示してみれば、次のようになる。

(ア) 機能的なタイプ

初等教育の専門を機能的におさえ、たとえば、低・中・高の学年段階、または教科指導、生活指導、学級経営などによる専攻領域をたてる。

(イ) 教科的なタイプ

初等教育の専門教科を中心としておさえるもので、それにはさらにつぎのようないくつかのタイプがある。

① 初等教育課程の専門の中心は、8教科に関する専門であるとする意見

② 初等教育課程の専門は小学校教科の全領域をおおう。

③ そのためには、8教科に関する基礎科学や教科教育を網羅的に履修させる。

④ これらの教育が、高校で完了しているとか、一般教育であたえられるというのでは、大学の存立の意義がなくなる。

- ② 1教科の専攻によつてピークを完成させる立場
 - ① 8教科に関する教育は、すでに高校の段階で与えられている。
 - ② 一般教育は、それ自体としての性格や機能のほかに、8教科に関する基礎としての役割を期待される。
 - ③ 現行の初等教育課程には専門の中心がないとの批判があり、教職上も特定領域に関するピークをもたないことは欠陥になる。
 - ④ 学生の大学における学習に関する意識や履修方法からいつても、初等と中等の差別をなくすることが必要である。
- ③ 両者の折衷として、8教科に関する包括的な領域と1教科に関する深められた領域から成るといふ、いわば専門の二重構造方式があり、委員会の決定としては、このタイプにおちついている。

イ 8教科領域に関する専門

8教科領域に関する専門の構造と分化も、教育課程の編成及び履修上の困難な問題の一つであり、それに関するつぎのようないくつかの提案がなされた。

- ① 8教科に関する専門は、一般教育、教科に関する基礎科学、教科教育学を統合したものとすべきである。
- ② 一般教育はそのままにして、教科に関する基礎科学と教科教育学を統合するという考え方があり委員会の決定も、この方式にしたがつている。
- ③ 8教科領域の履修方法に関しては、網羅的に履修させる意見と、専攻を中心として傾斜をもたせて履修させる意見とが出されたが、委員会の決定としては後者の意見を採用した。

ウ 問題の検討

- ① 委員会が決定した提案は、一言でいつて教科的なタイプに立つものであるが、しかし、機能的なタイプの要求は、このような立場からの授業科目を自由科目として開設し、またはそれを専門とする教育経営課程を開設することによつて充たそうとしている。
- ② かりに初等教育課程の専門が、8教科に関する領域と1教科に関する深められた領域から成るとしても、両者に配当される単位量のバランスが問題になる。タイプとしては、8教科を強調するものと1教科を強調するものとの二つになるであろうが、委員会の決定は後者のタイプに立つているといえよう。

(2) 中等教育課程

① 中等教育課程の専門については、教育実地研究を含めた教職的な分野と教科に関する基礎科学の分野とのバランスの問題がある。この点に関しては、義務教育諸学校教員養成の一貫性の原則に従う限りにおいて、比較的な意味で前者

第1章 学部のおゆみ

の分野に強調点がおかれることになる。

イ ブロードな教科教育に関する専攻の内部編成については、今後の課題となる。

(3) 教育経営課程

ア 現行の甲類の教育・心理選修が、このようなかたちで改組提案されるまでには、委員会内部で多くの論議がかわされた。

イ 委員会の提案の背景には、教科以外の教育活動の組織化、教職活動の機能的な分化、青少年補導及び進路指導などの社会的、教育的要求に対応しようとする意図がある。

ウ はじめは初等教育課程の1選修領域として出発した本課程が、中等教育をもおおうことになったのは上記のような社会的、教育的必要が、ことに中等教育に関連して提出されていることによる。

各課程の履修単位

1. 単位算定の基準等に関する提案

(1) 単位算定の基準及び可能履修単位

ア 1日平均5時間の授業（Schooling）を適当と認める。

イ 平均1.5時間15週の授業をもつて1単位とする。

ウ 4年間に履修可能な単位をおよそ160単位とする。

（注） 5時間×6日×8学期=240時間

240時間÷1.5時間=160単位

上記提案の基礎とされた考え方は、つぎのようなものである。

(ア) 大学設置基準における単位算定の基準に関する原則および規定は、形式化して実効をあげていないため修正されなくてはならない。

(イ) 単位の実質時間は、大学における実質的な履修時間によつておさえる。

(ウ) したがって大学設置基準の基礎とされている家庭学習（Home Task）の時間は、単位算定の基準には含めない。

(エ) 家庭学習の時間の運用は、各科目の指導および学生の自主的な勉学に期待される。

(オ) 提案は、形式化して実質的な効果を失っている大学基準を、最少限下廻らないで、かつそれ以上の教育効果を期待しようとするものである。

(2) 1単位の時間量（講義・演習・実験実習に対する時間配当）

ア 時間割の1枠は、現行の70分を改めて60分とする。

イ 講義は1枠（60分）をもつて1単位とする。

ウ 演習は1枠または2枠（60分または120分）を以て1単位とする。

人文科学、社会科学系列の演習は2枠、自然科学系列のドリル的なものに関

する演習は1枠とする。

エ 実験実習は、原則として2枠(120分)を以て1単位とする。

ア 2枠の実験実習を2回に分けることを認める。

イ 特別な必要のある実験実習は3枠(180分)を以て1単位とすることもあ
る。

(3) 履修の形態(講義・演習・実験実習の割合)

ア 一般に演習または実験実習が従来以上に強化されることが望ましい。ことに
人文・社会・教職関係の専攻または選修においてその必要が認められる。

イ 上記のような履修形態を可能にする授業編成を行なうことが望ましい。

ウ 多様な専門領域から成る本学においては、講義・演習・実験実習の性格およ
び機能・その配分の割合については画一的に規定することにはかなりの困難が
ある。そこで、専攻または選修領域によつて、講義、演習または実験実習の配
分の割合を規定することが必要である。

エ 上記履修の方式については、原則として初等・中等両課程による差別を設け
ない。

(4) 本提案に関する解説

ア 単位算定の基準

単位算定の基準に関しては、大学設置基準の立場をとるものと、本案のよう
な立場をとるものと二つの考え方があるが、委員会においては、審議の初期の
ころから後者の考え方がとられていた。

イ 可能履修単位

ア 可能履修単位とは、大学4年在学中に、学生が妥当とされる Schooling に
よつて、履修することのできる平均的な履修単位の量を意味する。

イ 可能履修単位160単位は、現行の1単位70分、136単位の卒業基準総単位数
とくらべて、実質的な時間量はほぼ同一となる。

$$(注) 136 \times \frac{7}{6} = 158.66$$

ウ 可能履修単位160単位は、1単位50乃至60分授業の多い全国教員養成大学
学部学生の平均履修単位158.5単位ともほぼ同一となる。(国立教育研究所：
教員養成制度の実態調査)

ウ 1単位の時間量

本提案を導きだす審議の過程において行なわれた50分案、60分案の検討はつ
ぎの如くである。

ア 50分案の吟味

① 50分案では、1枠の通年講義の科目が弱くなるおそれがある。そこで講

第1章 学部のおゆみ

義は2枠実験・実習は3枠を以て1単位とすれば、全体の枠編成、殊に自由科目の枠を編成することが困難になる。1枠通年講義も、2枠連続講義（1学期打ち切り）も、余り支障のない方式を考うべきである。

② 他大学では、50分、45分で行っているところもあるが、教員養成大学においてはいじゅうぶんな力をつけなくてはならない。

イ 60分案の吟味

① 60分案なら1枠の講義でも必要な要求は充たされるし、2枠連続講義1学期打ち切りも余り無理がなく、2枠の実験実習もこれでやれる。

② 枠数が増加するという利点もある。

エ 履修の形態

本案の審議過程において、これに関するつぎのような現実の困難性が指摘された。

ア 性格や要求を異にする諸課程や諸専攻領域をもつ実質的な総合大学が、一つの単科大学をなしている。

イ 講座または教室、専攻や選修によつて、講義、演習、実験実習についての考え方に相違がある。

ウ そこで理想的には、たとえば人文・社会・自然・芸能・体育のような領域ごとに、それに応ずる案をたてることになる。

2. 卒業基準履修単位に関する提案

(1) 各課程の卒業基準履修単位

ア 本学の卒業基準履修単位は、科目履修、教育実地研究履修の2分野より成り、両者の履修を以て卒業基準とする。

ア 科目履修 130～140単位

イ 教育実地研究履修 12単位

教科群 課程別	甲教科	乙教科
初等教育課程	140	136
中等教育課程	138	130
特別教科教員 養成課程	138	
教育経営課程	136	132
幼児教育課程	132	
特殊教育課程	136	132

(但しこの中には、初等教育課程にあつては8単位、中等教育課程にあつては3単位の教科教育学の科目履修が含まれる)

イ 本提案の基礎

教員養成教育課程のつぎのような特殊性が、本案の基礎とされた。

- (ア) 教員養成の教育課程は多様な専門領域から成るため、卒業基準履修単位数が必然的に多くならざるをえないが、同時に自由な学習を期待するためには、その軽減を図らなくてはならない。
- (イ) 教員養成においては、その性格を異にする多様な専攻領域が設置されるため、それらに共通な卒業基準履修単位数を要求することには多くの困難がある。

(2) 本提案に関する解説

ア 卒業履修基準の2分野

- (ア) 卒業履修基準を科目履修と教育実地研究履修の2分野に分けたのは、両者が履修の方法や単位算定の基準を異にするからである。
- (イ) しかし教科教育学の例が示すように、両者が密接に関連するものであることをとくに指摘しておく必要がある。

イ 卒業履修基準単位

- (ア) 可能履修単位160単位のうち、科目履修と教育実地研究履修を合わせて142～152単位を卒業基準単位でおさえたい。
- (イ) 教員養成の教育課程は、専門分野が多くなるが、しかし一方学生の負担軽減を図らなくてはならないという矛盾的な要求のもとで、課程及び専攻によつて異なるこのような卒業基準単位案が提案された。
- (ウ) また本案では、現行の卒業基準内の自由科目が、卒業基準の枠外に出されている。
- (エ) 本基準案でもなお単位数は多くはないが、課程によつて単位数を異にすることが妥当であるか、自由科目を卒業基準外に出すことが妥当であるか等の問題が提起されよう。

3. 各課程の卒業基準履修単位の配分に関する提案

(1) 各課程の単位配分

ア 科目履修の単位配分

各課程ごとの卒業基準内の科目履修の単位配分は、次の表の如くである。

第1章 学部のあゆみ

(ア) 初等教育課程及び中等教育課程

課 程 分 野		初等教育課程	中等教育課程	
		一 般 教 育 (保健体育 を含む)	40	40
一 般 外 国 語		12	12	
専 門 教 育	教 育 科 学	20 (教育実地研究を 含まず)	20 (教科教育学・教育 実地研究を含ま ず)	
	教科教育学	22 (このほか8単位 が教育実地研究 に含まれる)	6 (専攻に関する教科 の初等教科教育学 2単位・中等教科 教育学4単位)	
	基 礎 科 学	必 修 科 目	甲教科 乙教科 40～36	甲教科 乙教科 48～40
		選 択 科 目	6	12
計		140～136	138～130	

(イ) 初等教育課程における教科教育学の履修方法

初等教育課程における教科教育学30単位は、8教科に関する基礎科学と教科教育学(専攻に関する教科教育学では、初等、中等が統合される)が統合されたものであり、22単位の科目履修と8単位の教育実地研究履修から成る。

次の表は上記教科教育学30単位の現行免許法による配分を示したものである。

① 教科教育学の単位配分

合 計	単 位 配 分			
	初等教育の 教科教育学	基礎科学 (8 教科)	中等教育の 教科教育学	教育実地研究
教科 単位 5 × 4 = 20	教科 単位 5 × 1 = 5	教科 単位 5 × 2 = 10	/	教科 単位 5 × 1 = 5
2 × 2 = 4	2 × 1 = 2	/	/	2 × 1 = 2
1 × 6 = 6 (専攻教科)	1 × 2 = 2	(1 教科は専 攻により充 足)	教科 単位 1 × 3 = 3	1 × 1 = 1
30	9	10	3	8

② 5 教科選択履修の方法

上記一覧表のうち、専攻教科及びその他の 2 教科を除く 5 教科の選択履修はつぎの方法による。

8 教科を A 群（音楽，美術，保健体育，理科の技能実習を必要とする教科群），B 群（国語，数学，社会，家庭）に分ち，A 群教科所属の専攻にあつては，自己の専攻科目を除き A 群教科から 2 科目各 2 単位，B 群教科 3 科目各 2 単位，B 群教科所属の専攻にあつては，自己の専攻科目を除き B 群教科から 2 科目各 2 単位，A 群教科から 3 科目 2 単位を選択履修する。すなわち次の表のとおりである。

第1章 学部のあゆみ

5 教科選択履修の方法

		A 群 (技能実習 各2単位)				B 群 (各2単位)			
科目 所属		音	美	体	理	国	社	数	家
	音		うち2科目				うち3科目		
美						"			
体						"			
理						"			
国		うち3科目				うち2科目			
社		"				"			
数		"				"			
家		"				"			

(ウ) 特別教科教員養成課程

分野		単位数	
一般教育		40	
一般外国語		12	
専門教育	教育科学	20	
	教科教育学	6 (中学校・高等学校に関するもの)	
	基礎科学	必修科目	50
		選択科目	10
計		138	

(工) 教育経営課程・幼児教育課程・特殊教育課程

分野		課程		教育経営	幼児教育	特殊教育
		教育経営	幼児教育			
一般教育				40	40	40
一般外国語				12	12	12
専門教育	教育科学			20	20	20
	教科教育学			14	26	14
	専攻科目			30	34	30
	中免2級取得に必要な基礎科学	甲教科	乙教科	20～16		甲教科 乙教科 20～16
計				136～132	132	136～132

イ 教育実地研究の単位配分

各課程ごとの卒業履修基準内の教育実地研究履修の学校段階による単位配分は下表のとおりである。

課程	幼稚園		小学校		中学校		高等学校		計	
	観察参加	実習	観察参加	実習	観察参加	実習	観察参加	実習	観察参加	実習
初等教育課程			1	8	1	2			2	10
中等教育課程			1	4	1	6			2	10
特別教科教員養成課程				2	1	2	1	6	2	10
教育経営課程			1	8	1	2			2	10
幼児教育課程	1	6	1	4					2	10
特殊教育課程			1	8	1	2			2	10

第1章 学部のあゆみ

(2) 卒業履修基準内において取得可能な免許資格

ア 卒業履修基準の充足によつて、現行免許法のもとで取得可能な各課程ごとの免許資格は下表のとおりである。

課 程	教科別	免 許 資 格
初等教育課程	甲教科 乙教科	小1級・中1級・高2級 小1級・中1級・高2級
中等教育課程	甲教科 乙教科	中1級・高2級 中1級・高2級
特別教科教員 養成課程		高2級・中1級
教育経営課程		小2級・中2級
幼児教育課程		幼1級・小1級
特殊教育課程		特殊1級・小2級・中2級

イ 中学校教員養成課程の美術工芸にあつては、高等教科教育法2単位を選択必修で履修する必要がある。

ウ 中等教育課程においては小免を取得するためには、本履修基準の枠外で、1級の場合は21単位、2級の場合は13単位の教科教育学を履修する必要がある。

(3) 本提案に関する解説

ア 卒業基準履修単位の配分案に関する資料

卒業基準、履修単位の配分に関しては、委員会は学内の意見を徴しながら作業を進めてきた。その過程を明らかにするために、「昭和35年度カリキュラム委員会報告書」のうちに収められた第一次試案及び第二次試案ならびにその解説を資料としてつぎに示すことにする。

(報告書p. 17~21)

(4) 総単位数配分試案

ア 昭和35年10月につぎのような「総単位数配分試案」を提案した。

総単位数配分試案（第一次）

科目	甲 類	乙 類
一般教育 (保健体育を含む)	40 単位	40 単位
外国語	12	12
教職専門	20(実習を除く)	20(実習を除く)
教材研究	16	12
教科専門	14	6
専攻科目	(甲教科) (乙教科) 40 ~ 36	(甲教科) (乙教科) 40 ~ 36
選択必修		(甲教科) (乙教科) 10 ~ 8
自由科目	(甲教科) (乙教科) 10 ~ 14	(甲教科) (乙教科) 10 ~ 16
教育実地研究	10	10
計	162	160

註

- ① 本試案によれば、特定の課程または専攻、専修を除いて、すべての学生が少くとも小免1級・中免2級、または中免1級・小免2級をとることができる。
- ② 従来、甲類の中等教育関係科目の履修にくらべて乙類の初等教育関係科目の履修が困難であつたのに対して、本試案によれば、両課程の履修上の難易の差を除くことができる。
- ③ 従来、乙類の大部分の学生は、指導によつて初等教育関係科目の履修をしていた。
- ④ 本試案で、乙類の学生が、他の乙教科の中免2級をとることは枠内でもほぼ可能である。
- ⑤ 教育実地研究においては、小・中の実習を行なう。
- ⑥ 本試案では、現行8.5学期(8学期+実習0.5学期)が8学期となる。

第1章 学部のあゆみ

る。

⑦ 本試案は、現行とくらべ学生ならびに教師にとつての時間の量は、ほぼ同一ではあるが、科目数は増加することになる。

⑧ 本試案では、実地研究を枠内にとるため、従来の秋季における枠外の1か月の実習期間がなくなり、学校スケジュール編成は、他大学とほぼ同様とすることができる。

(例えば夏休みは2か月を取ることも可能となる。)

イ 総単位配分試案に関する意見

本試案に関して、各講座から提出された意見書講座主任会における「昭和35年度カリキュラム委員会中間報告」の説明会などによつて、次のような意見が提出された。

ア) 専攻科目

教職科目の増加が著しく、専攻科目は増加していない。

このような意見は乙類理科関係講座に多い。

イ) 教科に関する専門科目

総単位数の増加分が教職科目に配当されているが、この際教科に関する専門科目2単位を4単位とする。

ウ) 共通教職科目

初等30単位、中等25単位を希望する。

エ) 選択科目

選択科目の余地を多くする。この意見は履修基準総単位数が多いという意見に対応している。

(3) 総単位数配分試案の改訂

ア 各講座から提出された意見を考慮し、さらに全体的な再吟味を行なつて、次のような第二次試案を構成した。本試案は、今後におけるカリキュラム構成の仮説的な枠とすることが望ましい。

イ 初等教育課程に関する説明

ア) 教科教育学は免許法に規定する教材研究、教科教育法、8教科に関する専門科目が統合され、本科目に配当された22単位の内訳は次のようになる。

① 5教科×3単位=15単位

2教科×1単位=2単位

専攻に関する教科=5単位

(小学校教材研究2単位、中学校教科教育法3単位)

② 教育実地研究12単位のうちには教科教育学8単位が含まれる。

イ) 第一次試案と第二次試案の比較においては、次の点に変化がある。

総単位数配分試案（第二次）

課程 教科		初等教育課程	中等教育課程
		単位	単位
一般教育 (保健体育を含む)		40	40
一般外国語		12	12
教育科学		20 (教育実地研究を除く)	20 (教科教育法・教育実地研究を除く)
教科教育学		22 (8単位は教育実地研究で行なう)	6 (専攻に関する教科教育学)
専攻科目	専攻	甲教科 乙教科 40 ~ 36	甲教科 乙教科 48 ~ 40
	選修	6	12 ~ 10
教育実地研究		12 (教科教育学8単位を含む)	12 (教科教育学若干単位を含む)
自由科目		10 ~ 14	12 ~ 22
計		162	162

(注) (1) 各科目の名称は昭和34年度カリキュラム委員会報告による。

(2) 教科教育学は教材研究と教科教育法の統合されたものであり、さらに初等教育課程については、これも8教科に関する専門科目が統合されている。

- ① 第一次試案の教材研究16単位，教科に関する専門科目14単位，計30単位が，第二次試案では，教科教育学22単位と教育実地研究のうちに含まれる教科教育学8単位を合せて30単位となる。
- ② 第二次試案では新たに選択必修として6単位が配当されて，専攻科目強化の要望にこたえようとしている。
- (ウ) 教科教育学については，委員会の審議において，その単位数，その内部構成等について多くの意見が出されたが，上記のように決定した。

第1章 学部のあゆみ

ウ 中等教育課程に関する説明

- (ア) 従来教育科学（共通教職）のうちに含まれていた教科教育法3単位，教育実習4単位をこれから除く。
- (イ) 教科教育学は専攻に関する教科教育法及び教材研究を合せて6単位とする。
- (ウ) 教育実地研究^㉔12単位とし，その中，専攻に関する教科教育法1単位，教材研究1単位を振替できるものとする。^㉕小免を取ろうとする者については，教育実地研究中専攻以外の特に履修した科目については，3単位（1科目1単位）まで教材研究に振替できるものとする。^㉖振替単位の最大限は5単位までであろう。

（注）本項に関してはなお検討を必要とする。

- (エ) 乙教科は枠内で小免1級に必要な単位数を履修できるが，甲教科は小免1級に必要な単位の履修は枠外の自由科目によることとする。
- (オ) 第一次試案と第二次試案を比較すれば，次の点に変化がある。
 - ① 第一次試案の専攻科目に配当される単位（甲40～乙36）は，初等教育課程の専攻科目が現行より増加しているのに対して，現行通りで，実質時間は減少しているという意見があつた。
 - ② この要望にこたえるために
 - 専攻 40～36単位を 48～40単位
 - 選修 10～8単位を 12～10単位とした。

エ 義務教育教員養成の一貫性の原則について

単位数からみて，第一次試案では，ほぼ各科目とも義務教育教員養成の一貫性の原則を実現しようとするかたちをとつていたが，第二次試案では，この原則を最も忠実に表現しているのは，一般教育，一般外国語，教育科学の3科目である。

オ 専攻科目の内容について

初等・中等両課程の専攻科目の内容については，次のような考え方が提出されているが，結論を出すに至っていない。

- (ア) 小・中両課程とも全く同一なものとする。
（ピークに関しては同一にする）
- (イ) 両者それぞれの専門性に対応して異なつたものとする。
- (ウ) A・B両者の折衷方式をとる。

イ 第二次試案（昭和35年度報告書）と本報告における卒業基準履修単位の比較

- ア) 科目履修と教育実地研究履修とが分けられている。
- イ) 課程により科目履修の単位数が異なる。
- ウ) 第二次試案の中等教育課程選択科目12～10単位が12単位とされている。
- エ) 第二次試案において卒業基準の枠内におかれていた自由科目（初等教育課程については10～14単位，中等教育課程については12～22単位）が枠外に出されている。
- オ) 第二次試案と比較して，履修基準として要求される負担が軽減されている。
- カ) 授業時間の実質という点で，現行の1枠70分制，136単位案と第二次試案とを比較すれば，両者は等しかつた。しかし，現行案と本提案とを比較すると，本提案は現行より負担が軽減されている。

$$(\text{注}) (140 + 12) \text{ 単位} \times \frac{6}{7} = 130 \text{ 3単位}$$

$$(130 + 12) \text{ 単位} \times \frac{6}{7} = 120 \text{ 3単位}$$

ウ 本提案では上記のように負担の軽減がはかられているが，たとえば，初等・中等両課程ともにブロードな教科に関する選修では，基準の枠内での自由な履修の余地のないことは一つの問題点となろう。

エ 初等教育の教科教育学

初等教育の教科教育学の履修に関しては，自己の専攻に関する教科に重みをもたせ，残余の教科に関しては，技能実習的なものと然らざるものとを平均に履修させる方法をとっている。

しかし，このような方式に対して，8教科を文科系（国語・社会），理科系（数学・理科・家庭），技能系（音楽・美術・保健体育）の3群に分け，これらの広領域の一つに重みをもたせる履修方法もある。

その他の提案

1. 科目履修の学年系列及び分野の関連に関する提案

- (1) 厳密な単位制（学年・領域を問わず全く自由な履修方法）ではなく，履修上，科目の学年系列または分野による科目の関連を維持することが必要である。
- (2) そのためには，提供されるカリキュラムの配列，ガイダンスなどによる方法も考えられなくてはならないが，とくに同一専門分野の科目の学年系列ならびに関係専門分野の関連について，その履修方法を規定する。

2. 卒業論文に関する提案

- (1) 大学の課程履修において，学習および研究の総括を示す卒業論文，課題制作またはこれに当るものを課することができる。

第1章 学部のあゆみ

- (2) しかし、多様な学習領域から成る本学においては、その時期、方法、単位数等に関して一律に規定することは困難である。

43 「押しつけカリに反対 社会調査ゼミ中間報告」

『東京学芸大学新聞』第96号（1963.4.25）

「改革案に批判集まる」

数年前からの教員養成制度に対する種々の改悪案が就中、全国教育系大学協会のカリキュラム試案を現実化したものといわれている本学のカリキュラム改革案がその成否が本年にかけられる公算が多い。このような改革案については当然学生もそれに関与する権利と義務があるのであるが、その立場から種々の立場から学生の意見が集められ発表されているが昨年暮に社会学社会調査ゼミの調査のうちカリキュラムの部分がまとまり、先に発表された。われわれはこれを客観的資料として掲載し、全学的に研究してもらいたいと思う。（本紙）

我々世田谷の社会調査ゼミナールと小金井社会学研究部では合同で学芸大学の学生調査を行った。現在集計を急いでいるがカリキュラム問題がうんぬんされている折から学生の意志を集約したものと今までにまとめた調査結果を中間報告として報告したいと思う。なおこれはあくまでも中間報告であり全体の結果はいずれ出す予定である。また中間報告という性質上ここでは集計結果を表として出すことによって数字にかたらせることにしそれに若干の解説を加えるにとどめる。

調査の概要

調査の目的

本調査は学芸大学学生のもつ種々の問題点をその全体において明白にとらえ、それをもって今後のあり方、進むべき方向を一つの要求として出してゆく要求として集約して打ち出してゆくという目的の下に企画されたすなわち一般的には教員養成大学とされている本学はまさにその故に、教員養成大学であるという条件の故に種々の問題点をもっている。しかしながらそれらの問題点は個人の次元でのみとらえられ全体から切り離されたバラバラのものとしてしか意識されていない。

個々人がその中において自己の生活にのみ埋没してしまっていたならばそうした問題点はますますいじけた形において深められ学大生一般の疎外状況は増々拡大されてゆくのではないだろうか。それをくい止め何らかの形において解決してゆくためには何らかの形において問題点が組織化され全体的問題点として明白に提示されそれをもとにして全体的解決の方策を探求してゆかなければならないのではないだろうか。そ

のために先ず問題点を明白に打ち出そうというのがわれわれの問題意識である。

以上の目的にそってわれわれは学大生の全生活分野を

- (1) 経済生活
- (2) 学生生活 カリキュラム 学大のあり方 学大への満足度等
- (3) 教職について 志望就職見込み，教師像，教育観等
- (4) 政治意識

の四つに分け相互の連関を考慮しつつ企画を行なった。

本報告は(2)のカリキュラム問題を中心とした中間報告です。次に報告を始めるにあたって調査の概要を述べておきたい。

調査の企画

以上述べた目的を達成するために本調査は以下の原則の下に企画された。

- (1) 科学的，客観的な態度で行うこと。
- (2) 被調査者の迷惑にならぬよう考慮すること。
- (3) 全過程を学生の手によって行うこと。

調査の対象および抽出率

調査の対象.....休学中の学生，臨時養護および専攻科をぬく全学生。

抽出率.....3,023名中500名抽出。抽出率16.5%。抽出数は表1の通りである。

調査の方法および回収成績集計

- (1) 調査の企画.....昨年6月世田谷分校社会調査ゼミナールと小金井社会学研究部が合同で会合を持ち方針を決定し以後夏休みを使って全体の企画を行った。
- (2) 調査の方法.....面接被調査者の記入
- (3) 調査の実施日.....昭和37年10月29日から11月2日まで
- (4) 回収成績.....回収率500票中464票92.8%

464票の内訳は以下の通り。

1年	129名
2年	112名
3年	98名
4年	125名
男子	197名
女子	267名

- (5) 集計.....調査終了後直ちにコードし東大社研のLEMINTON集計機を使用して集計を行い現在百分率の計算，有意差の検定資料の分析を行っている。近く全体的な報告書を作成する予定である。

調査および解説

先ず学大生は現在どのような職業につきたいと考えているだろうか。

第1章 学部のおゆみ

(表2)

予想通り教師志望が多い。学年があがるに従って態度未定であったものが教師志望に吸収され教師志望はふえてゆく。それが何故にであるか。何故に教師志望がふえてゆくのかはカリキュラムその他との関連の下に考えていかななくてはならないだろう。また一般会社希望者が20%あるということも十分に考えなくてはならないことであろう。

カリキュラムについて

カリキュラムについてはその制度上の問題内容上の問題，単位配分の問題等について調査を行った。先ずカリキュラムの制度上の問題についての結果をみてみよう。

(表3)

表を一見して分るように大多数の者が選択の余地のあるカリキュラムを望んでいる。現行カリキュラムの非難は押し付け制に対する痛烈な批判である。

(表4，表5)

この表はいわゆる一般大学的な専門科目，専攻科目の単位数をどうすべきかという調査の結果の表である。もっと多くしろというのが圧倒的に多い。その理由をみても現行では自由な研究が出来ぬというのがトップを占めている。35%以上の学生が教員になるにしても専門的知識が必要という点から専攻課目を多くと答えている。このことはカリキュラムを考える上に十分に考えなくてはならない問題であろう。

(表6，表7)

教材研究についても4割近くがもっと少なくと答えている。その理由をみると大学に在る間にもっと教育に関する原理的，根本的なものを研究すべきだからという意見が圧倒的に多い。このことについては後記する。

(表8，表9)

外国語に関しては35%弱がもっと多くと答えている。教員志望以外の者が他に就職するためには外国語が重視されるということを見るとこの数字は妥当なところであろう。

(表10・表11)

教育的職業人の養成をすべきだという意見が一番多く50%をしめ一般大学と同様さらに広く職業人が40%でそれにつづいている。

(表12)

予想通り現行の開放的な養成制度の存続発展が圧倒的な賛意を得ている。教員養成制度の改定が問題になっている折からこの数字は注目をひく。

以上みてきたように学大生はカリキュラムについて

- ① もっと選択の自由を
- ② 専攻科目をもっとふやすべきだ。

③ 内容的にもっと充実した科目を設置すべきだ。

という三つの大きな要求をもっているということができる。

現在のカリキュラムには選択の自由はほとんどといってよいほどなくそしてまた専攻科目もあまりない。そうした中であって学大生は自由な学問研究の場としての大学を夢みているようである。そしてまた教材研究をもっと少なくという理由をみても分るように旧師範学校的な教育の技術学のみを学ぶのではなく教師につくにあたって必要な教育についての原理的、根本的な問題についての研究をもっとすべきだという主張を強く打ち出しているのである。教師が単なる教育の技術屋、職人に墮してしまつたら現在苦況に直面している教育はどうなるのであろうか、教育とは単にそれだけのものなのかという学大生の最大の苦悩がこの結果にはにじみでているようである。

とくに学年が上るにしたがって教育の原理的、根本的問題を研究すべきだという要求が増してくる。教職につくにあたっていままでの教育についてなにを勉強してきたのか、どういう気持あるいは信念でやるのかということを考えての解答であろう。こうしたカリキュラムが続くかぎりわれわれはいつまでもこうした不安に直面することであろう。教職を良心的に考えれば考えるほど学大のカリキュラムはわれわれを不安に陥し入れてゆくことになるだろう。選択の自由が欲しい。教職につくにしても専門的知識が必要だから専攻科目をもっとふやしてほしいという圧倒的多数の学生の声をふまえた上でカリキュラム改変というようなことも考えなくてはならないのではないだろうか。

以上4点からみたように学大生は種々の問題について様々な不満そしてまたそこから導き出される要求を持っている。そしてまたそのような問題点は学大生全体にかかっている問題であるということが明白にされた。こうした問題点をいかに解決していったらよいだろうか。調査はそれ自体として力をもたず無力なものである。われわれはこの調査のなかに明白にされた要求を学大生全体を真に代表し、表現する要求として出すべく努力してゆきたいと思う。以上の結果は客観的にかつ科学的に調査した結果の資料であり学大生全体の真実の声を表しているものである。何人たりともこの事実から目をそらすことは許されない。以上で報告を終る。前記したようにこれはあくまでも中間報告で全体の報告は後ほど出したいと思っている。

第1章 学部のおゆみ

表1 解答者数

学 年	1 年		2 年		3 年		4 年	
性 別	男	女	男	女	男	女	男	女
	57	78	49	68	47	65	65	71
男 女 計	135		117		112		136	

合計 500名 男子218名 女子282名

表2 どんな職業につきたいか

	1年	2年	3年	4年	全体	例数
教 師	50.4	62.6	61.2	79.2	62.5	294
教 育 関 係	9.3	8.0	12.2	2.4	7.8	34
企 業 , 会 社	8.5	8.0	7.1	11.2	9.0	42
そ の 他	11.6	5.4	9.2	5.6	8.0	37
未 定	19.4	16.1	10.1	0	13.8	53
無 回 答	0.8	0	0	0.8	0.4	2
例 数	129	112	98	125		464

表3 もっと選択の余地のあるカリキュラムを作ってほしいという意見に対して

	1年	2年	3年	4年	全体	例数
賛 成	83.0	78.5	80.6	83.2	81.5	378
中 間	15.5	17.9	16.3	16.0	16.4	76
反 対	1.5	3.6	3.1	0.8	2.1	10
例 数	129	112	98	125		464

表4 専攻, 選修科目について

	1年	2年	3年	4年	全体	例数
も っ と 多 く	68.2	78.6	85.7	85.6	79.1	367
現 行 の ま ま	19.4	11.6	7.1	9.6	12.3	57
も っ と 少 く	3.1	0.9	2.1	8.8	1.7	8
な ん と も い え ぬ	9.3	0.9	5.1	4.0	6.9	32
例 数	129	112	98	125		464

表5 選択科目をもっと多くと答えた理由

	1年	2年	3年	4年	全体	例数
教員になるために不可欠である	2.3	2.3	4.8	8.4	4.6	17
教員になるにしても専門的知識が必要である	32.9	42.0	41.7	28.0	35.7	131
教員以外の職場に行くため	18.2	14.8	11.9	14.1	14.7	54
現行では十分な研究ができぬ	46.6	40.9	40.4	49.6	44.7	164
その他の	0	0	1.2	0	0.3	1
例数	88	88	84	107		367

表6 教材研究、各科教育法

	3年	4年	全体	例数
もっと多く	12.2	10.4	11.2	25
現行のまま	35.7	32.8	34.1	76
もっと少なく	31.6	43.2	38.1	85
なんともいえぬ	20.5	13.6	16.6	37
例数	98	125		223

表7 前問でもっと少くという理由

	3年	4年	全体	例数
教員になるために不必要	6.5	1.9	3.5	3
教育に関する原理的根的研究をすべきだ	58.0	64.8	62.5	53
教員以外の職場に行くために	35.5	29.6	31.8	27
その他の	0	3.7	2.3	2
例数	31	54		85

表8 教職教養科目について

	1年	2年	3年	4年	全体	例数
もっと多く	14.7	14.3	22.4	22.4	18.3	85
現行のまま	41.1	34.8	40.8	43.2	40.1	186
もっと少なく	14.0	18.8	18.4	20.8	17.9	83
なんともいえぬ	29.5	32.1	18.4	13.6	23.7	110
例数	129	112	98	125		464

第1章 学部のあゆみ

表9 一般外国語について

	1年	2年	3年	4年	全体	例数
も っ と 多 く	34.1	26.8	35.7	40.0	34.3	159
現 行 の ま ま	47.3	50.9	54.1	44.8	48.9	227
も っ と 少 く	7.8	10.7	3.1	8.0	7.5	35
な ん と も い え ぬ	10.9	11.6	7.1	7.2	9.3	43
例 数	129	112	98	125		464

表10 カリキュラムについて

	1年	2年	3年	4年	全体	例数
一般大学と同じカリキュラムに	7.8	12.5	13.3	13.6	11.6	54
専門科目の充実を	46.5	41.1	33.7	34.4	39.2	182
教職科目の多いのは当然、し かしもっとゆるやかに	31.0	37.5	40.8	42.4	37.7	175
現在のカリが妥当的	10.8	6.2	5.1	4.8	6.9	32
教職科目をもっとふやせ	3.9	2.7	4.1	4.8	3.9	18
そ の 他	0	0	3.0	0	0.6	3
例 数	129	112	98	125		464

表11 学芸大のあり方

	1年	2年	3年	4年	全体	例数
学校の教師のみ養成	10.9	8.9	7.2	8.0	8.8	41
教育的職業人の養成	48.8	49.1	47.9	49.6	48.9	227
一般大学と同様更に広く	39.5	39.3	43.9	40.0	40.5	188
そ の 他	0.8	2.7	1.0	2.4	1.8	8
例 数	129	112	98	125		464

表12 教員養成制度改定の方

	1年	2年	3年	4年	全体	例数
教員養成大学を特に設置	16.3	18.8	21.4	25.6	20.5	95
一般大学内に教職課程を置く	68.2	67.0	59.2	52.8	61.9	287
わ か ら な い	10.9	9.8	10.2	8.8	9.9	46
そ の 他	4.6	4.5	9.2	12.8	7.8	36
例 数	129	112	98	125		464

東京学芸大学カリキュラムの改訂

44 『東京学芸大学カリキュラム』(1955.4.1改訂)序(学長 木下一雄)

カリキュラムの改訂について

現行の本学カリキュラムは昭和27年4月1日から実施され、ここに3年を経過した。その間、本学は教育の運営の上にたえず検討を加えてきた。そして昭和30年度から、つぎの点で教育の整備をはかることにした。

1. 2年課程を廃止する。
2. 外国語は必修単位のほかに、自由選択の単位を各組毎に用意し、前期2年の間に18単位まで履修することができるようにする。
3. 初等教育学科の教科選修の外に、あらたに教育・心理選修を加設する。
4. 教育実習は6週間を付属学校と協力学校とで行うことに変りはないが、3年次に3週間、4年次に3週間を、2年にわたつて実施するようにする。
5. 以上4件を実施するとともに、さらに教育課程全体にわたつて科目の配置を整備し、とくに自由選択科目については、その履修目的を考慮し、成果をおさめるよう配置する。

2年課程をやめたのは、教員需給の上で、もはやその要を認めなくなつたからである。外国語を重視したのは、将来深く教育・学術の研究をすすめる素地をなすためである。教壇上の便益をはかるものではない。初等教育学科に教育・心理選修を設けたのは、小学校の教科ならびに教科外活動を通じて、適切な教育者を養成しようとする意図によるのである。教育実習の方法をあらためたのは、さらに高い成果をおさめるためである。

以上の趣旨により、本学のカリキュラムはここに必要の改正を行い、版をあらたにすることになつた。

本学は義務教育を担当する教育者を養成することを目的とする。本学のカリキュラムがこの目的を達成するために編成されたものであることはいうまでもない。教育学士の称号は、このカリキュラムを履修することによつて取得される特質をもつものである。

先般教員免許法の改正が行われたが、それらの改正は教員としての最低限度の基準を示したものであるから、教員養成を目的とする本学のカリキュラムには、ほとんど影響するものでないことを付言しておく。

1955年4月1日

45 『東京学芸大学カリキュラム』(1955 .4 .1 改訂) 附録から

45-1 「附録1」 10 免許法改正についての学長の説明

(カリキュラム委員会において 1954 .6 .30)

免許法を解釈するに当つてまず考えておかなければならぬことは、一般の大学において教員免許状を受けようとする場合と、教員養成の大学にあつて免許状を受ける場合との間に、大きな立場の相違があることである。水産大学や獣医畜産大学の学生が免許状をうけるのと、教員を専門職とするものの受ける条件とは大差があることが当然である。免許法は前者の場合のようなものに対する一般的な規定であつて、教育専門職課程では免許法がいかように改正されても、何等その理想条件において改正さるべきものではない。

したがつて第1に教職科目につき、今回の免許法の改正があつても、本学にあつてはその故にカリキュラムを更正する必要はなく、もつと高度の立場から理想に近づくことが考えられる。

第2に本学の一般教育ならびに体育、外国語は本学の教育方針を根拠としてそのカリキュラムを編成したものである。この度免許法の改正があつたからとて、少しも変更する理由をもたない。

第3に教科専門科目はその内容を整備しようという事になつている。今までは、国語国文学をやつた者が教員になる場合、国文学、「国語学、言語学」漢文学、書道のうち3分の2以上の科目につき2単位以上を取ればよい規定になつていたが、今度は国文学は何単位、国語学は何単位と各科目の最低限の単位数までも決める事になつている。音楽の免許状を殆ど凡ての単位を音楽史だけをやつて取つたという例がある。今までは国文学だけをやつて国語学をやらないものがあつた。之では困るので、教員になるためには、国文学最低何単位、国語法最低何単位と限定する事になつたのである。

一般の大学の国文の学生が教員にならない場合、国文学史ばかりやつてもよい。一般大学でも教師になろうというものは、これではいけないので、その最低を規定しようとするものである。本学は教員養成を目的とするのであるから、免許法で左右される必要はない。免許法はミニマムを示している、他の大学では参考になるが、うちでは、ミニマムのままでよいという事ではいけない。一応ミニマムは何かを参考にするくらいの事はよいと思うが、免許法によつてカリキュラムを変更する必要があるなどという事はあるべき事ではない。本学のカリキュラムは教員養成の目的に従つて構成されているので、ミニマムを規定した免許法など問題にならない筈である。免許法はどこまでもミニマムで、他の大学のためのもので、免許法にひきずられるなど是不見

識も極まる事である。

本学のカリキュラムで語学はまだ足りない位だと思う。普通の授業の際にも外国語の力を増す必要がある。語学はもつともつとましてもよいという風に、積極的に考うべきものであると思う。免許法に一応目を通す必要はあるが免許法に動かされる必要はない。免許法により教職は何単位、何は何単位という事はいけない。くれぐれも之を言っておく。免許法が出たからといって、軽々しくカリキュラムを動かさないようにして貰いたい。

45 - 2 「附録 1」 11 「教育・心理」選修設置趣意書（教育学講座，教育心理学講座）
（1954.11.24）

1．初等教育の目的（小学校というものの本質）

小学校は日常生活に必須な知識技能及びその後の学習に必要な知識技能の基礎を得させるため、国語・算数・社会・理科・図工・音楽・体育・家庭の8教科を皆得させると同時にガイダンス計画，問題児の診断治療，遅進児の特別指導，校外生活の指導，全校カリキュラムの構成，全校児童のテスト計画，児童文化の推進など，広汎多彩な教科外教育活動によつて，全体としてのパーソナリティを伸ばし，一人一人の児童が身体的・知的社会的・情緒的に正常な発達を全うするように助成することを目的とする。

2．初等教育の進歩

このような目的を全うするため，8教科の内容及び方法に劃期的な改善が加えられると同時に，ガイダンス技術，全校カリキュラム構成技術，適応障害の診断治療技術・遅進児の特別指導技術・全校児童のテスト技術などが著しい進歩を遂げ，人間形成の手段体系は高度に技術化されようとしている。

3．現場の実情

ところが本学は従来専ら教科中心の教員養成方式を探つて来たし，師範学校当時においてはこの方面の教養は殆んど考えられていなかったため，現場の小学校では教科外の教育活動を立案運営する人材を切実に要求し，止むなく他大学の卒業者を採用して急場の間に合せているが，これらも理論に偏して実際に疎という不満を持たされているようである。この際本学が教科中心の優秀な人材を養成すると同時に，教科外教育活動の立案運営に当れる人材をも養成し，しかも理論に偏せず実際に明るい人材を送り出すならば，この部門においても本学出身者はリーダーシップを確保することができると思われる。

4．教育・心理選修の性格

教育・心理選修を設置したいというのはこのような現場の要求に応じ，本学本来

第1章 学部のあゆみ

の使命を全うしようとするに他ならず、教育学・教育心理学を専攻させて学者の卵を作るといふものでもなければ、ガイダンスのエキスパートとしてのカウンセラー（指導助言教諭）を作ろうとするのでもない。あくまで本学初等教育学科の使命とする小学校の教師を養成するのであるが、ただ他の教科選修がその教科にやや重点をおくのに対して、教育・心理選修は教科外の教育活動にやや重点をおくというに止まる。これによつて本学卒業者は教科の教育においてリーダーシップを取ると同時に、教科外の教育活動においてもリーダーシップを取れるようにし、本学の使命を一層包括的に全うしたい念願である。

5. 実施計画の要領

- (A) 本選修においては、教科に関しては、8教科に偏らない履修をさせて、他の教科選修とは異なる特色を持たせるので、本選修に独自の単位はせいぜい12単位に止めざるを得ない。
- (B) 独自の単位は極めて少いが、共通教職25単位と合せて一貫的に計画し、自信のもてるこの方面の人材を育成する考えである。
- (C) 既に数年前から本選修に相当する課程を置いている京都学芸・愛知学芸・横浜国立大学・北海道学芸などの実施状況を参照し最善のカリキュラムを構成する予定である。

45-3 「附録2」『学芸学部基準』と本学の性格

(1) 学芸学部基準（大学基準協会）

（1953.4.21決定）

注意 (1) この分科教育基準は、特に必要のない限り、「大学基準」で制定している部分を省いているから、必ず「大学基準」を参照すること。

(2) この分科教育基準は、一般的標準を表わしたものである。

一 目 的

学芸学部は、人文科学、社会科学、自然科学の各分野にわたる総合教授研究に重きを置き、一定の領域において統一された高い教養を与えることを目的とする。

二 組 織

学芸学部は人文科学、社会科学、自然科学の3系列にわたつて組織するものとする。

三 授業及びその単位数

- 1. 専門科目に関しては、専攻の領域を構成するが如き科目を各系列にわたつて総合的に履修させる。

あるいは、専攻の領域を構成するため、専攻科目の外にその専攻の属しない他の系列から関連科目を選んで総合的に履修させることもできる。

2. 教員を志望する者には専門科目の単位の中その一部を教職課程にあてることができる。

四 適用範囲

本基準は学芸学部及び同じ趣旨によつて設けられた各学部、教員養成を主とする学芸学部、その他名称は異つてもその目的において異なる学部にも適用される。

(2) 学芸学部基準と大学の性格（学長 木下一雄）

（1955.4）

一 目的

学芸大学は教養の大学である。基準に示されているように、人文科学、社会科学、自然科学の各分野にわたる総合的教授研究に重きをおき、一定の領域において統一された高い教養を与えることを目的とする。

ここに一定の領域において統一された高い教養ということの具体的な形は、既存のプロフェッショナル・スクールの法学部、工学部、理学部というような学部別とはちがつた形の、教養大学としての特色をもつ学部を創りだしている。すでにわが国にも社会事業大学、新聞学科、図書館学科、家政学部、音楽学部などができている。東大教養学部、国際基督教大学は、人文、社会、自然の各分野にわたる総合的教授研究にもとづいて、一定の領域に統一された高い教養をえさせようとする基準通りの教養大学である。

東京学芸大学は教員養成を使命として開設されたのであるが、大学基準については学芸学部基準に拠つたものであるので、その性格は明らかに教養大学である。したがつてわれわれの大学の教授研究を考えるに当つては、在来のプロフェッショナル・スクールの学部学科組織を、そのまま流用することはできない。総合的教授研究が基盤であり、その上に一定の領域において統一された学問、教養をもつことが計画されなければならない。プロフェッショナル・スクールで行われている学問分野だけが現在の専門学であると早合点すべきではない。現に教養大学として設立された社会事業大学、新聞学科、図書館学科などでも一応大学基準に準拠したものであるが、さらにどのようにして新しい専門の学問体系を形成するかについて努力している。東京学芸大学もまたみずからにおいて教員養成を使命とする教養大学としての新しい学問体系を建てなければならない。東京大学では教養学部すでに大学院コースを設けている。教養学部自体が新しい学問分野をもっていることを証明するものである。

第1章 学部のおゆみ

二 組 織

学芸学部（教養学部）は人文科学，社会科学，自然科学の3系列にわたつて組織することに定められてあるが，これは基準において最低限度を示したものである。教員養成を使命とするわれわれの大学にあつては，それらの系列と総合的に教授研究されるために，広い意味での芸術科学，保健体育学，教育科学が3系列にさらに加えられることを適切とするであろう。

三 授 業 科 目

学芸大学の専門科目については，教員養成を使命とする立場を明確にして専攻の領域を構成するような科目を，各系列にわたつて総合的に履修しえられるよう，教育課程を編成しなければならない。総合的教授研究を基盤として，一定の領域において統一された高い教養を体得する上からいえば，理論的には本学においては小学校教員養成が，もつとも教養大学の趣旨に適うものである。

ただここで常識的に問題となるのは，依然としてそれが専門の学問でありえるかという疑問であろう。医学では内科学の中に小児科が専門の学問としてりっぱに成立している。小児と大人との相違は，分量によるのではなく，質によるのである。小児の質と大人の質とが異なるので，小児質を対象として小児科が専門医学として独立したのである。同じように，小学校の小児，ないし就学前の幼児の質を対象とする総合的教授研究が，現在の東京学芸大学の専攻科目に編成されなければならないはずである。それはしかし高等学校の教育には，かんたんに通用しないであろう。

現在は，われわれの大学にも専門科目の柱が1本立っている。教職科目の柱も1本立っている。しかしこの2本の柱を，1本の太黒柱とするように，専門科目と教職科目とを総合したひとつの教科教育の学問体系ができなければならないのである。そしてさらに統一された教養の核心をもたせることが必要である。教師としての教育上の知見，ひいては教師の信念の問題も，このような新しい学問体系が成立して，はじめて生まれるものであり，また本大学の存在の意義も，ここにはっきりするのである。

46 『東京学芸大学カリキュラム』（1966.4.1改訂）序（学長 鎌田正宣）

本学のカリキュラムをよりよいものにするために，昭和32年以来教育課程の基本構成について再検討が行なわれ，昭和37年末に至って基本構成案の作成を完了した。引き続き委員会が再構成され，本学の目的に沿う教育課程編成の原則を確立し，かつ，諸々の問題点の所在についても検討がなされたのである。この間，審議結果や資料等を全学に提示しながら意見を求めるなど周到な注意を払って作業が続けられた。およ

そ大学の教育課程はその大学の目標を達成するために編成せられるものであるが、本学がその編成態度として、研究と教育は不可分のものであるとの認識に立ち、かつ、あらゆる可能な条件をも十分に考慮すべきであるとして、審議が進められたことは当を得たものであった。

特に、一般教育と専門教育との関連に強い関心を示し、また総合された学問としての教科教育学の提起をも含めていることは教員養成大学の教育課程として特筆すべきものとする。

最後に、部組織に対応する教育課程の運用も考慮に入れてあること、また学科制移行に際しても変更の要はないであろうことを付記し、約9か年にわたる数多くの委員諸氏のご労苦をしのび全学教官の賛同に対して深甚の謝意を表したい。

1968年4月

47 『東京学芸大学カリキュラム』(1979.4.1改訂)序(学長 太田善磨)

大学は、教育研究の自治の大きな柱として、絶えずみずからの意思にもとづいてカリキュラムの改善を追求する。それは、大学がつねにその理念と現実とをつけ合わせながら、主体的な教育研究活動を社会的緊張のもとに更新拡充してゆく営みなのであり、従って、不断に継続しているものだとと言える。

昭和48年5月に、本学教授会にカリキュラム改訂のための委員会が設置されたのは、一面には高等学校の教育課程の改訂にかかわっての見直しという配慮もあったけれども、基本的には現段階の本学の教育研究の態勢により即した、より望ましいカリキュラムの実現をはかろうという要求にもとづくものであった。

委員会が教授会の意思を尊重してたてた方針は、根本理念や基本構造においては従来のカリキュラムをふまえながら、拘束性や硬直性をできるだけときほぐして、学生の自主的な学習研究活動の充実をはかろうというものであった。それを具現するためにカリキュラムの体要をどう構成すべきか、同委員会は、細心の用意と入念な手続きとをもって、教授会構成員の意見を十分に聴きながら検討を重ね、昭和50年6月に至り、教授会に「カリキュラム改訂の大枠(案)」を提出、全面的な賛成を得たのであった。かくして同年7月、それを実施に結びつけるための措置を検討する新しい委員会に業が引き継がれたが、ここでもまた、本学が志向しつつある教育研究のありかたに根著するよう深い配慮を用いながら慎重な調整が加えられ、案が練られたのであった。そして昭和53年12月の代議員会・教授会において「カリキュラム実施細則」の改正が認められたのである。

この両委員会の長期にわたる容易ならぬ尽力は、まことに特記すべきものがあり、われわれはその労に深く謝すものであるが、同時に、この新カリキュラムによって所

第1章 学部のあゆみ

期の成果を収めるよりどころとしての教育研究態勢をいよいよ充実しようという強い意思を表明してそれにこたえたい。

1979年4月

48 『東京学芸大学カリキュラム』(1995.4.1改訂)序(学長 蓮見音彦)

今日わが国の大学において広く進められている大学改革は、大学の果たすべき教育・研究の在り方から管理運営の在り方まで、広範な内容にわたって取り組まれているが、大学の行う教育・研究の充実をいかに実現するかがそのもっとも重要な内容をなすことは当然のことである。したがって各大学は、それぞれに教育課程の改革に取り組み、新たな方向を示しているところである。

本学においては、すでに創立以来数次にわたり、教育課程の検討を重ね、逐次改訂を加えてきた。それは、それぞれの時期における、本学の教育理念の具体化にかかわる本学構成員の絶えざる自主的な検討の成果に基づくものであり、わが国教員養成における一つの規範としての位置を占めるものであった。このたび、今日の大学改革と本学をとりまく諸条件の変化に対応しつつ、本学構成員の自主的な営為によって、新たな教育課程の編成を行い、教育の一層の充実を期することとした。

今回の新しい教育課程の編成にあたっては、直接には1991(平成3)年の大学設置基準の改正にとまなうものとして、92年度に常置教務委員会においてその編成の方針の討議が行われ、93年3月に開催された教授会においてその結論が承認された。引き続き同年4月から新たに教育課程実施検討委員会を設置して具体的な教育課程の編成について審議が進められ、94年9月の代議員会においてその結論が承認された。

このようにして本学における従来の教育課程の改訂審議に比して驚くべく短い時間において、しかも新しい大学設置基準の下での大学教育の理念にまで立ち戻った論議を必要とする、教育課程の新たな編成が実現されたところである。これは両委員会の委員をはじめ、この仕事に関係された多数の教官・事務官の真摯な努力に負うものであるとともに、全大学構成員の教育の改革に向ける熱意によるものと、あらためて敬意を表したい。

本学においては1979年から実施された教育課程の制定以降、84年、88年、90年に、教養系の設置にとまなう新たな教育課程の編成や、これにかかわる教育系の教育課程の改訂など、教育課程の改訂を重ねてきたところであるが、今回の新たな教育課程の編成によって、教育系・教養系を含む教育学部としての教育課程をまとめることができた。この間の改訂に携わられた関係者の努力にあらためて感謝するとともに、それらの蓄積が今回の新たな教育課程に受けとめられていることを想起しておかねばならない。

第3節 教育課程

教育課程はいわば大学の理念に基づく教育活動の設計図であるが、ここに盛られた個々の授業が実施されるとき、担当する教員や参加する学生の実践を通じて、この図面は輝かしい殿堂として具現されるであろう。このことを期待し、確信するものである。

1995年4月

第4節 学生生活

〔資料解説〕

資料49～50は『東京学芸大学新聞』（現在は廃刊）から採った。この他、『教務補導部だより』（1968.5～1977.7）及び『キャンパス通信』（1977.9～現在）に就職問題はじめ学生生活全般についての多くの記事がある。

（小林 志郎）

『東京学芸大学新聞』の記事から

49 「憂慮される就職問題 周辺地域への進出を」

『東京学芸大学新聞』（1958.2.1）

「配当制は例年通り」

「第2回適性検査は2月下旬」

33年度都教員適性検査第1回一次試験の結果が明らかになったが、これによると本年は本学の受験者584名中、合格者356名で合格率63%となっている。これは例年の80%前後に比して余りよい成績ではない。

高校は13名合格であるがこの方は学校も協力はするが自分で空席を探すのが一応例となっている。

適性検査第2回第一次試験は2月23日、第二次試験は3月中旬に行われることになった。検査対象は小学校が全科、中学校では英語、数学、理科、職業（工業）、図画工作、音楽、保健体育である。

学校側＝毎年配当制が他大学や都で問題になるが、今年も配当にしてもらえるようにたのんでいる。そしてこれはほぼ実現するものと思う。ところで配当する段になって何時も困らされるのは配当を受けていながら希望とのくい違いで文句をいう人の出て来ることである。特に周辺地域を避けたがるがどこにでも子供がおり学級があるのだから就職本来の意義をよく考えてほしい。全教ゼミでの教育に対する情熱を考え起してほしいと思う。3年生への準備のために言いたいことはまず試験にうかること。全く当り前のことだがそれではなければ配当も何ら役にたたない。私立を希望する人も受けてほしい。それには専門以外のことでわかりきったことについても日ごろから着実な勉強をしてほしい。

解説 合格率が例年の80%から63%に下ったことについては現在第1回のみである

この他に色々とその原因が憶測されているが、今年は相当に問題がむずかしかったとの声があり、又人員の点でもしぼられているようである。これは今年の児童増加は約500学級分で1学級当たり13人とみて約650名が新規採用となる筈だが中学校では約600学級が減り、1,000人近くの教員が余ようになる。これを出来れば小学校に吸収し、不足を新卒で補いたい意向のようである。そのために配当制をきらう傾向にあるが、試験合格になったことは就職を確保させる責任があるとみなして学校側では配当を申し入れている。

今後の見通しとしては児童数が減少しているので小学校は悪くなる傾向にあるが、中学校では今年よりは好転すると思われる。勿論、4月のみで終るのではなく、移動が行われる時は4月以後も9月位まで求人が来るとされるし、事実去年は就職のため後から来た求人に応じきれなかったそうである。また都の計画通りに「すしずめ学級」が緩和されればここでも採用が行われる。

現在、都区内より周辺地区の方が欠員が多いのは一般に周辺をきらって都心地希望が多いためとみられるが新人は希望してでも周辺に行つてのびのびと理想を実現することが望まれている。希望区を動けない人はあらかじめ配当を辞退するという方法もある。実際問題として、配当の場合、都から定められた人員数に充たないということは今後に対してもよくない影響を残すであろう。

50 「都教員採用予定数発表される 小学校50, 中学校550名」

『東京学芸大学新聞』(1961.10.25)

「適性検査は11月19日」

都教育庁は、来春の大学卒業見込者を対象に、小学校、中学校、高校、養護、幼稚園教諭適性検査を11月19日に行なうと発表した。それによると募集人員は小学校50名、中学校550名、高等学校150名で、本学の現状は、あいかわらず暗い。

検査の対象となる教科と、その募集予定人員は第1表のとおりである。

解説 今年は小学校の募集人員が50名である。これは昨年度の募集人員なしよりはましだとはいっても、50名では「なし」にひとしい。都教育庁では、この募集について「文部省ではまだ来年度のクラスの編成人員を発表していないので、今年度の1クラス56名編成を規準としてわり出したもの」といつている。中学校教員の募集は大幅に減少した。昨年度の3分の1に満たない、わずか550名。昨年は小学校教員の採用は0名だったが、中学校教員の募集が比較的多かったため救われたが今年はいったいどうなるのだろうか。高校に求めるといっても、その募集人員は昨年より100名も減って、150名。特にきびしいのは、国語・社会科で、募集はともにたった20名。数学

第1章 学部のあゆみ

・理科なども決して楽とはいえなくなっている。

とにかく本年も昨年，一昨年の状況から推して，かなりの未就職者を出すことになるのは必至の情勢にあり，それも，昨年より相当多数にのぼるのではないかと予測される。

一般会社，官公庁などへの就職も思わしくない。

このようなことから，学生間に昨年以上に不満が出ている。教員養成大学の学生として，このような募集状況では立つ瀬があるまい，ということで，何か根本的な解決策ないし改革が強く要望されよう。それと同時に本学のあり方についても，再検討する必要があるのではないかという声が，かなり強くなってきているようだ。

学生及び学生生活に関する年度別データ

51 学部学生募集人員，志願者数，入学者数

区分	初等教育教員養成課程			中等教育教員養成課程			特殊教育教員養成課程			特別教科教員養成課程			幼稚園教育教員養成課程			合計		
	募集人員	志願者数	入学者数	募集人員	志願者数	入学者数	募集人員	志願者数	入学者数	募集人員	志願者数	入学者数	募集人員	志願者数	入学者数	募集人員	志願者数	入学者数
1950	300	296	229	340	585	335									640	883	564	
1951	320	271	269	320	1,131	337									640	1,402	606	
1952	330	303	255	340	1,376	319									670	1,679	574	
1953	525	946	451	345	1,782	295									870	2,728	756	
1954	540	1,154	494	370	1,877	341									910	3,031	835	
1955	640	2,448	559	370	3,266	333									1,010	5,714	892	
1956	675	3,203	587	370	3,449	317									1,045	6,652	904	
1957	600	2,599	605	320	2,038	271									920	4,845	876	
1958	600	1,786	585	320	1,436	313									920	3,309	898	
1959	580	1,405	557	325	1,403	315									905	2,808	722	
1960	580	1,071	493	295	1,383	268	35	60	30						910	2,514	793	
1961	550	901	409	295	1,404	294	35	86	35	30	67	28			910	2,391	738	
1962	525	1,224	428	290	1,569	265	35	109	36	90	161	68			940	3,063	797	
1963	525	1,214	385	290	1,831	265	35	119	36	90	297	73			940	3,461	759	
1964	525	1,159	424	290	1,799	253	35	152	32	90	277	73			940	3,387	782	
1965	620	1,299	474	170	1,964	229	35	143	35	120	395	112			945	3,801	850	
1966	680	2,199	575	170	2,274	213	35	194	32	150	1,123	156			1,035	5,790	976	
1967	680	1,913	589	170	2,211	209	35	171	33	150	1,158	151	30	97	30	1,065	5,550	1,012
1968	600	1,842	598	170	1,705	208	55	182	45	150	1,229	154	30	90	30	1,085	5,048	1,035
1969	680	1,752	657	170	1,520	208	55	277	53	180	1,248	179	30	98	30	1,115	4,895	1,127
1970	780	1,932	725	170	1,148	183	55	133	41	180	1,139	175	30	100	29	1,215	4,452	1,153
1971	780	1,767	738	170	1,084	175	55	128	50	180	982	168	30	88	24	1,215	4,049	1,155
1972	780	2,181	769	170	1,205	198	55	172	49	180	1,248	169	30	98	29	1,215	4,912	1,214
1973	780	2,374	766	170	1,422	176	55	142	47	180	1,090	171	30	128	28	1,215	5,156	1,188
1974	780	2,305	794	170	1,367	182	55	190	52	80	1,139	179	30	140	29	1,215	5,141	1,236
1975	780	2,683	760	170	1,591	179	55	188	56	180	1,271	177	30	121	29	1,215	5,854	1,201
1976	780	3,653	784	170	2,345	176	55	390	52	180	1,648	178	30	163	31	1,215	8,197	1,221

第1章 学部のあゆみ

区分 年度	初等教育教員 養成課程			中等教育教員 養成課程			特殊教育教員 養成課程			特別教科教員 養成課程			幼稚園教育 教員養成課程			合 計		
	募集 人員	志願 者数	入学 者数	募集 人員	志願 者数	入学 者数	募集 人員	志願 者数	入学 者数	募集 人員	志願 者数	入学 者数	募集 人員	志願 者数	入学 者数	募集 人員	志願 者数	入学 者数
1977	780	4,049	777	170	2,422	170	55	405	53	180	1,742	176	30	165	28	1,215	8,783	1,204
1978	780	4,184	772	170	2,533	173	55	390	56	180	1,522	178	30	149	31	1,215	8,798	1,210
1979	780	2,975	781	170	1,355	174	55	281	53	180	608	179	30	170	31	1,215	5,389	1,218
1980	780	2,967	791	170	993	166	55	196	55	180	659	180	30	149	30	1,215	4,964	1,222
1981	780	2,467	793	170	775	172	55	203	55	180	643	180	30	112	31	1,215	4,200	1,231
1982	780	2,189	785	170	807	171	55	160	54	180	850	172	30	101	33	1,215	4,107	1,215
1983	780	2,105	784	170	678	168	55	156	56	180	663	185	30	85	30	1,215	3,687	1,223
1984	780	2,126	787	170	652	170	55	153	55	180	737	176	30	49	31	1,215	3,717	1,219
1985	780	2,231	772	170	655	177	55	119	51	180	814	192	30	198	31	1,215	4,012	1,223
1986	780	2,124	785	170	581	167	55	135	53	180	721	184	30	76	30	1,215	3,637	1,219
1987	780	5,068	811	170	1,753	194	55	227	60	180	1,490	189	30	242	33	1,215	8,780	1,287
1988	510	3,032	520	145	775	149	40	233	40	120	557	129	20	109	25	835	4,711	863
1989	510	2,693	525	145	702	145	40	168	43	120	688	126	20	127	20	835	4,378	859

区分 年度	教 育 系															小 計		
	初等教育教員 養成課程			中等教育教員 養成課程			特殊教育教員 養成課程			特別教科教員 養成課程			幼稚園教育 教員養成課程			募集 人員	志願 者数	入学 者数
1990	510	2,003	522	145	1,148	198	40	135	56	120	627	138	20	75	21	835	3,988	935
	小学校教員 養成課程			中学校教員 養成課程			障害児教育 教員養成課程			特別教科教員 養成課程			幼稚園教員 養成課程			小 計		
1991	510	1,536	517	145	1,044	153	40	144	39	120	522	126	20	73	22	835	3,319	857
1992	510	1,737	521	145	1,046	154	40	139	41	120	546	130	20	83	20	835	3,601	866
1993	510	1,657	532	145	1,046	165	40	117	46	120	588	131	20	64	23	835	3,472	897
1994	510	2,056	528	145	1,052	175	40	503	42	120	729	129	20	79	21	835	4,419	895
1995	510	2,646	546	145	1,607	156	40	260	42	120	658	132	20	190	25	835	5,361	901
1996	510	2,567	538	145	1,468	172	40	224	42	120	682	132	20	245	23	835	5,186	907
1997	510	2,593	539	145	1,282	168	40	232	41	120	727	129	20	143	24	835	4,977	901
1998	510	2,001	548	145	1,140	159	40	156	40	120	548	131	20	164	21	835	4,009	899

第4節 学生生活

区分 年度	教 養 系															合 計		
	国際文化 教育課程			人間科学 課程			情報環境 科学課程			芸術課程			小 計					
	募集 人員	志願 者数	入学 者数	募集 人員	志願 者数	入学 者数	募集 人員	志願 者数	入学 者数	募集 人員	志願 者数	入学 者数	募集 人員	志願 者数	入学 者数	募集 人員	志願 者数	入学 者数
1988	90	669	93	140	1,155	147	100	859	99	50	342	53	380	3,025	392	1,215	7,736	1,255
1989	90	523	97	140	1,005	146	100	679	96	50	367	53	380	2,574	392	1,215	6,952	1,251
1990	90	1,656	98	140	1,574	170	100	443	121	50	563	54	380	4,236	443	1,215	8,224	1,378
1991	90	1,054	92	140	1,552	144	100	481	105	50	575	56	380	3,662	397	1,215	6,981	1,254
1992	90	932	104	140	1,577	164	100	437	105	50	554	60	380	3,500	433	1,215	7,101	1,299
1993	90	821	100	140	1,335	147	100	447	107	50	555	56	380	3,158	410	1,215	6,630	1,307
1994	90	993	108	140	1,297	164	100	778	105	50	485	55	380	3,553	433	1,215	7,972	1,328
1995	90	996	102	140	1,153	160	100	721	109	50	466	54	380	3,336	425	1,215	8,697	1,326
1996	90	1,042	100	140	1,298	151	100	715	106	50	515	52	380	3,570	409	1,215	8,756	1,316
1997	90	1,104	108	140	1,173	157	100	539	107	50	569	55	380	3,385	427	1,215	8,362	1,328
1998	90	688	100	140	1,033	171	100	389	104	50	458	54	380	2,568	429	1,215	6,577	1,328

52 学部学生卒業者数

学生サービス課調査

10月期卒業者数を除く

卒業 年度	初等教育教 員養成課程	中等教育教 員養成課程	特殊教育教 員養成課程	特別教科教 員養成課程	幼稚園教育教 員養成課程	計
1952	107	289				396
1953	175	229				404
1954	266	197				463
1955	194	200				394
1956	407	231				638
1957	445	261				706
1958	505	268				773
1959	514	257				771
1960	555	212				767
1961	519	235				776
1962	491	224	14	30	22	759
1963	410	186	26	23		645
1964	374	217	24	40		655
1965	382	220	31	59		692
1966	351	231	36	67		685

第1章 学部のあゆみ

卒業年度	初等教育教員養成課程	中等教育教員養成課程	特殊教育教員養成課程	特別教科教員養成課程	幼稚園教育教員養成課程	計
1967	393	237	23	72		725
1968	441	207	25	103		776
1969	532	185	24	138		879
1970	528	187	28	134	29	906
1971	544	192	39	132	28	935
1972	614	174	41	158	31	1,018
1973	661	177	37	170	23	1,068
1974	658	161	39	147	26	1,031
1975	708	171	43	154	30	1,106
1976	701	167	45	166	22	1,101
1977	767	164	38	162	26	1,157
1978	732	166	55	168	32	1,153
1979	752	165	44	161	31	1,153
1980	745	167	49	172	30	1,163
1981	740	148	50	157	28	1,123
1982	755	158	47	158	30	1,148
1983	755	164	55	159	27	1,160
1984	755	164	47	176	31	1,173
1985	742	162	51	163	31	1,149
1986	743	160	49	171	27	1,150
1987	741	159	51	168	33	1,152
1988	734	158	49	169	29	1,139
1989	710	140	45	170	30	1,095
1990	741	189	57	156	31	1,174

卒業年度	小学校教員養成課程	中学校教員養成課程	障害児教育教員養成課程	特別教科教員養成課程	幼稚園教育教員養成課程	国際文化教育課程	人間科学課程	情報環境科学課程	芸術課程	計
1991	519	147	38	126	25	75	126	80	37	1,173
1992	514	138	43	116	18	67	130	79	47	1,152
1993	484	164	51	121	20	91	136	99	43	1,209
1994	493	155	38	114	22	90	140	92	41	1,185
1995	483	144	41	126	18	94	144	98	59	1,207
1996	510	158	45	107	21	82	144	104	31	1,202
1997	475	167	34	116	19	93	148	101	47	1,200

53 留学生数

53 - 1 身分別留学生数

各年5月1日現在(単位:人)

年 度	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989
大学院博士課程									
大学院修士課程	3	5	14	23	36	52	77	92	98
研 究 生	7	8	10	22	27	56	49	86	145
教員研修留学生					5	7	8	10	7
学 部 生							1	3	5
日本語・日本文化 研 修 留 学 生									1
特別聴講学生 科目等履修生							1	5	17
合 計	10	13	24	45	68	115	136	196	273

年 度	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998
大学院博士課程							2	4	6
大学院修士課程	114	151	154	165	165	140	153	147	139
研 究 生	242	187	109	79	79	86	73	95	94
教員研修留学生	9	13	12	10	9	9	7	6	4
学 部 生	10	13	17	21	24	24	19	22	24
日本語・日本文化 研 修 留 学 生	3		5	5	5	5	5	9	12
特別聴講学生 科目等履修生	26	7	6	9	16	8	20	10	20
合 計	404	371	303	289	298	272	279	293	299

第1章 学部のあゆみ

53 - 2 出身国別留学生数

各年5月1日現在(単位:人)

国名・年度	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998
中華人民共和国	44	98	188	294	268	210	188	204	175	158	165	159
大韓民国	37	34	29	49	50	49	46	46	42	64	69	78
台湾	39	47	37	34	34	27	36	28	31	29	31	28
タイ	4	5	5	5	4	6	5	6	7	8	5	4
ブラジル	2	1	2	1	1	2	1	2			2	2
フィリピン	2	3	2	4	2	2		1			2	
マレーシア	2	3	4	3	1		1	1	1	1		
フランス	1	1	1	2	1				1	2	1	2
トルコ	1	1	1									
アルゼンチン	1	1			1		1					
香港	1						1					
ミャンマー	1						1	1	1	3	1	2
パプアニューギニア	1											
オーストラリア		1	1	1	1	1		1	1	2	2	3
メキシコ		1		3	1	2	2	2	1			
スペイン			1	1	1							
インド			1								1	
ペルー			1							1	1	1
アメリカ合衆国				3					1	1	3	1
インドネシア				1	3		3	1	3	3	1	2
カナダ				1			1					
エジプト			1									1
イタリア				1							1	
ヴェトナム					1	1	1			1	1	
シンガポール					1	1						
チェコスロバキア					1							
ポーランド						2			1		1	
マルタ							1	1	1			
パラグアイ							1					
モンゴル								1	1	1	1	
ロシア								1				3
オーストリア								1				
ラオス								1				
スウェーデン									1			
オランダ									1		1	
ルーマニア									1			1
ドイツ										2	1	3
ベルギー										1		
チェコ										1		1
エストニア										1		
ブルガリア											1	
マカオ											1	1
イラク											1	1
スリランカ												1
カンボジア												1
ラトビア												1
ウクライナ												1
シンガポール												1
計	136	196	273	404	371	303	289	298	272	279	293	299

54 学生出身地別入学者数

年度	北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川
1980	6	6	14	6	10	14	16	13	14	20	81	52	535	114	23	15	17
1981	9	6	12	8	11	10	13	17	20	16	93	57	520	90	21	12	6
1982	38	21	14	25	13	17	24	46	32	36	95	59	315	108	34	16	17
1983	33	33	19	15	29	23	24	44	25	36	102	67	295	100	35	17	14
1984	19	21	18	16	26	25	36	55	29	45	96	64	271	100	40	23	12
1985	30	20	22	19	22	24	31	59	32	32	82	81	264	117	35	23	20
1986	29	25	21	11	16	17	23	46	22	37	95	86	320	122	22	18	7
1987	13	25	15	11	24	31	18	47	27	28	91	61	331	134	32	18	10
1988	22	24	27	11	17	24	29	37	23	26	76	79	282	114	26	25	17
1989	11	19	8	9	18	22	26	30	22	21	93	57	440	86	25	13	7
1990	23	30	26	12	27	16	32	46	21	21	72	57	275	135	29	23	17
1991	21	17	26	20	19	18	6	45	26	11	64	75	305	140	40	17	14
1992	29	9	15	7	21	9	18	53	20	17	47	91	330	146	36	25	7
1993	30	18	14	10	16	11	16	50	24	15	57	90	391	121	41	24	10
1994	16	19	20	9	10	8	26	19	25	17	62	65	433	90	15	23	8
1995	14	18	7	18	7	23	14	23	17	26	81	55	407	90	26	15	11
1996	14	20	11	16	7	15	20	25	16	18	75	91	474	63	21	18	10
1997	14	18	7	18	7	23	14	23	17	26	81	55	407	90	26	15	11
1998	17	14	19	14	22	24	20	46	17	22	73	52	253	134	28	23	10

年度	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	広島
1980	9	9	29	5	48	10	5	0	7	8	6	0	0	10	8	9	13
1981	11	11	28	8	48	19	5	0	3	6	3	3	1	7	7	12	20
1982	15	18	47	5	47	23	4	2	1	6	14	4	5	11	9	18	23
1983	12	10	50	13	44	23	8	0	3	7	19	2	3	11	8	16	17
1984	8	30	46	9	45	28	13	5	3	5	13	1	3	8	17	15	11
1985	14	18	37	14	63	21	9	2	4	8	12	1	0	7	9	8	6
1986	10	18	36	12	51	20	8	2	4	16	12	2	3	10	12	14	16
1987	2	19	32	9	52	29	7	4	5	11	14	1	1	11	4	11	12
1988	12	14	36	6	49	37	11	3	3	12	27	6	4	14	13	12	10
1989	5	14	27	3	48	24	10	2	2	2	12	1	0	13	5	6	31
1990	12	20	32	11	66	36	9	5	8	6	17	3	3	22	15	18	20
1991	13	8	33	9	44	23	6	3	3	9	6	2	2	15	7	6	13
1992	11	12	19	9	63	15	7	1	2	13	10	2	3	8	3	14	15
1993	6	6	25	9	59	15	6	1	2	4	5	3	2	10	9	11	9
1994	15	13	28	8	35	29	5	3	1	6	6	2	4	14	9	21	17
1995	7	8	51	7	43	23	9	0	2	5	14	0	1	7	10	12	18
1996	14	7	29	3	28	20	5	1	3	6	8	0	3	11	3	12	20
1997	7	8	51	7	43	23	9	0	2	5	14	0	1	7	10	12	18
1998	15	19	30	14	72	42	9	5	6	16	15	2	2	13	9	17	16

年度	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	その他	計
1980	13	3	5	10	3	9	4	10	5	6	10	9	2	1	1,222
1981	18	2	8	13	8	8	7	16	6	6	12	14	0	0	1,231
1982	13	3	13	9	6	11	11	20	13	7	16	20	6	17	1,327
1983	12	9	10	12	8	15	10	12	14	4	12	21	7	28	1,331
1984	9	7	7	8	4	28	2	19	16	8	13	23	2	14	1,316
1985	9	5	13	19	2	15	6	24	16	5	14	22	6	22	1,324
1986	12	5	11	14	4	19	7	13	13	10	17	17	1	21	1,327
1987	8	9	16	15	5	11	6	25	12	5	12	24	3	16	1,307
1988	11	7	12	19	10	11	6	19	11	6	16	28	2	12	1,298
1989	6	6	6	11	5	22	0	14	10	7	14	9	1	0	1,223
1990	20	6	11	22	2	22	8	21	18	15	20	27	4	16	1,377
1991	10	7	10	22	9	11	3	21	16	9	24	36	1	6	1,251
1992	12	2	8	25	6	17	7	16	17	13	17	19	1	7	1,254
1993	12	4	11	14	2	14	11	18	15	13	19	25	0	7	1,285
1994	12	5	7	11	6	19	3	17	5	12	17	22	0	2	1,219
1995	15	5	5	12	12	20	3	12	12	10	21	19	4	0	1,219
1996	21	3	9	7	12	27	3	11	10	8	14	11	0	0	1,223
1997	15	5	5	12	12	20	3	12	12	10	21	19	4	0	1,219
1998	13	5	16	16	7	14	4	19	10	9	19	18	1	13	1,254

55 国立大学学生授業料の推移

単位：円

年 度	授 業 料	年 度	授 業 料
1949	3,600	1974	36,000
1950	3,600	1975	36,000
1951	3,600	1976	96,000
1952	6,000	1977	96,000
1953	6,000	1978	144,000
1954	6,000	1979	144,000
1955	6,000	1980	180,000
1956	9,000	1981	180,000
1957	9,000	1982	216,000
1958	9,000	1983	216,000
1959	9,000	1984	252,000
1960	9,000	1985	252,000
1961	9,000	1986	252,000
1962	9,000	1987	300,000
1963	12,000	1988	300,000
1964	12,000	1989	339,600
1965	12,000	1990	339,600
1966	12,000	1991	375,600
1967	12,000	1992	375,600
1968	12,000	1993	411,600
1969	12,000	1994	411,600
1970	12,000	1995	447,600
1971	12,000	1996	447,600
1972	36,000	1997	469,200
1973	36,000	1998	469,200

56 育英奨学金貸与月額推移

単位：円

区 分		1949	1950	1951	1952	1953
大 学	一般貸与	1,800 2,100	----- -----	----- -----	----- -----	2,000 2,500
	特別貸与					
大 学 院		特別研究 奨学生 5,800	1月より 7,500	大学院研究奨 学生と改称 前期 9,000 後期 10,800 (10月)	前期 10,700 後期 13,100 (11月)	前期12,200 後期15,300 (1月)

区 分		1954	1955	1956	1957	1958	1959
大 学	一般貸与	----- -----	----- 3,000	----- -----	----- -----	----- -----	----- -----
	特別貸与						
大 学 院		大学院奨学生 (一種) 6,000 (二種) 10,000	----- -----	----- -----	----- -----	----- -----	----- -----

区 分		1960	1961	1962	1963	1964
大 学	一般貸与	----- -----	----- -----	----- -----	2,500 -----	----- -----
	特別貸与		自 宅 4,500 自 宅 外 7,500	----- -----	5,000 8,000	----- -----
大 学 院		----- -----	8,000	----- -----	修士 10,000	----- -----
			修士 10,000 博士 12,000	----- ----- 博士 15,000	博士 15,000	----- -----

第1章 学部のあゆみ

区 分		1965	1966	1967	1968	1969
大 学	一般貸与	----- ----- -----	----- ----- -----	3,000	-----	-----
	特別貸与	----- -----	----- -----	(国公立, 私立短大) 自 宅 5,000 自宅外 8,000 (私立大) 自 宅 7,500 自宅外 12,000	----- ----- ----- ----- -----	----- ----- ----- ----- -----
大 学 院	修 士	-----	-----	13,000	-----	-----
	博 士	-----	-----	18,000	-----	-----

区 分		1970	1971	1972	1973	1974
大 学	一般貸与	-----	国公立 3,000 私立大 5,000 私立短大 4,000	6,000 8,000 7,000	----- ----- -----	----- ----- -----
	特別貸与	----- ----- -----	(国公立) 自 宅 6,000 自宅外 10,000 (私立大) 自 宅 9,000 自宅外 15,000 (私立短大) 自 宅 7,500 自宅外 12,500	8,000 12,000 11,000 17,000 9,500 14,500	----- ----- ----- ----- ----- -----	----- ----- ----- ----- ----- -----
大 学 院	修 士	15,000		17,000	23,000	25,500
	博 士	20,000		22,000	30,000	33,000

第4節 学生生活

区 分		1975	1976	1977	1978	1979	1980
大 学	一般貸与	----- 11,000 繼9,000 9,000 繼8,000	11,000 12,000 11,500	----- 14,000 13,000	15,000 17,000 16,000	----- 27,000 26,000	18,000 ----- -----
	特別貸与	----- 15,000 繼13,000 23,000 繼19,000 13,000 繼11,000 19,000 繼16,000	13,000 18,000	----- 17,000 26,000 15,000 22,000	17,000 23,000 19,000 29,000 18,000 25,000	----- 29,000 39,000 28,000 35,000	20,000 26,000 ----- ----- ----- -----
大 学 院	修 士	32,000	38,000	39,000	43,000	60,000	-----
	博 士	42,000	48,000	50,000	54,000	70,000	-----

区 分		1981	1982	1983
大 学	一般貸与	----- ----- -----	----- ----- -----	----- ----- -----
	特別貸与	----- ----- ----- ----- -----	----- ----- ----- ----- -----	----- ----- ----- ----- -----
大 学 院	修 士	-----	-----	-----
	博 士	-----	-----	-----

第1章 学部のあゆみ

区 分		1984	1985	1986	1987	1988
大 学	無 貸 利 子 与	国公立 { 自 宅 22,000 自 宅 外 28,000 私立大 { 自 宅 31,000 自 宅 外 41,000 私 立 { 自 宅 30,000 短 大 { 自 宅 外 37,000	-----	-----	26,000	-----
	有 貸 利 子 与	国公立 { 自 宅 22,000 自 宅 外 28,000 私立大 { 自 宅 31,000 自 宅 外 41,000 私 立 { 自 宅 30,000 短 大 { 自 宅 外 37,000 (私立大学増額貸与) 医歯系 { 月 額 30,000 月 額 60,000 薬学系 月 額 15,000	-----	-----	26,000	-----
大 学 院	修 士	65,000	-----	-----	69,000	-----
	博 士	75,000	-----	-----	80,000	-----

区 分		1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995
大 学	無 貸 利 子 与	29,000 35,000 38,000 48,000 37,000 44,000	----- ----- ----- ----- ----- -----	32,000 38,000 41,000 51,000 40,000 47,000	----- ----- ----- ----- ----- -----	35,000 41,000 44,000 54,000 43,000 50,000	----- ----- ----- ----- ----- -----	38,000 43,000
	有 貸 利 子 与	29,000 35,000 38,000 48,000 37,000 44,000	----- ----- ----- ----- ----- -----	32,000 38,000 41,000 51,000 40,000 47,000	----- ----- ----- ----- ----- -----	35,000 41,000 44,000 54,000 43,000 50,000	----- ----- ----- ----- ----- -----	38,000 43,000
大 学 院	修 士	72,000	-----	75,000	-----	78,000	-----	81,000
	博 士	83,000	-----	86,000	106,000	109,000	-----	112,000

区 分		1996	1997	1998
大 学	無 貸 利 子 与	----- -----	40,000 46,000	----- -----
	有 貸 利 子 与	----- -----	40,000 46,000	----- -----
大 学 院	修 士	-----	83,000	-----
	博 士	-----	115,000	-----

- 注 1 貸与月額は、各年度の入学者に適用される額である。
 2 1975年度の継は、継続貸与者に係る改定額である。
 3 1979年度改定額は大学通信教育を除き、79年10月から適用

第1章 学部のあゆみ

57 奨学生数の推移（日本育英会関係分）

年度	全学の奨学生			学 部			専 攻 科			大 学 院 修 士			大 学 院 博 士		
	学生数	合 計	奨学生 比 率	学生数	奨生 学 数	奨学生 率	学生数	奨生 学 数	奨学生 率	学生数	奨生 学 数	奨学生 率	学生数	奨生 学 数	奨学生 率
	人	人	%	人	人	%	人	人	%	人	人	%	人	人	%
1978	5,251	1,847	35.2	4,925	1,747	35.5	17	6	35.3	309	94	30.4			
1979	5,266	1,851	35.2	4,946	1,749	35.4	19	3	15.8	301	99	32.9			
1980	5,256	1,884	35.8	4,957	1,782	35.9	16	2	12.5	283	100	35.3			
1981	5,240	1,884	36.0	4,942	1,778	36.0	15	4	26.7	283	102	36.0			
1982	5,256	1,830	34.8	4,976	1,725	34.7	24	6	25.0	256	99	38.7			
1983	5,273	1,737	32.9	4,992	1,631	32.7	34	5	14.7	247	101	40.9			
1984	5,299	1,632	30.8	4,984	1,519	30.5	34	1	2.9	281	112	39.9			
1985	5,360	1,587	29.6	4,987	1,472	29.5	38	8	21.1	335	107	31.9			
1986	5,362	1,504	28.0	5,003	1,398	27.9	24	7	29.1	335	99	29.5			
1987	5,523	1,447	26.1	5,072	1,344	26.4	32	6	18.7	419	97	23.1			
1988	5,563	1,402	25.2	5,114	1,277	24.9	28	9	32.1	421	116	27.5			
1989	5,549	1,356	24.4	5,140	1,218	23.7	16	4	25.0	393	134	34.1			
1990	5,620	1,334	23.7	5,306	1,205	22.7	29	0	0	285	129	45.3			
1991	5,629	1,331	23.6	5,300	1,207	22.8	22	1	4.5	307	123	40.1			
1992	5,725	1,410	24.6	5,338	1,260	23.6	20	5	25.0	367	145	39.5			
1993	5,835	1,358	23.3	5,379	1,201	22.3	24	3	12.5	432	154	35.6			
1994	5,948	1,271	21.4	5,434	1,084	19.9	28	2	7.1	486	185	38.1			
1995	6,158	1,281	20.8	5,485	1,093	19.9	19	3	15.8	654	185	28.3			
1996	6,243	1,230	19.7	5,515	1,036	18.8	23	4	17.4	685	183	26.7	20	7	35.0
1997	6,317	1,301	20.6	5,525	1,078	20.6	30	10	33.3	717	192	26.8	45	21	46.7

58 学部卒業生就職・進学状況

学生サービス課調査
10月期卒業生を除く。

卒業年度	卒業生数	教職関係	企業関係	進 学	そ の 他
1957	706	580	17	11	98
1958	773	503	57	10	203
1959	771	564	89	33	85
1960	767	581	88	32	66
1961	776	577	124	24	51
1962	759	623	74	28	34
1963	645	491	102	13	39
1964	655	531	71	15	38
1965	692	518	53	23	98
1966	685	545	72	43	25
1967	725	573	63	38	51
1968	776	563	86	54	73
1969	879	622	139	52	66
1970	906	619	148	50	89
1971	935	628	140	49	118
1972	1,018	605	155	82	176
1973	1,068	700	152	66	150
1974	1,031	653		48	330
1975	1,106	768	75	72	191
1976	1,101	768	74	92	167
1977	1,157	736	74	81	266
1978	1,153	707	79	78	289
1979	1,153	710	78	76	289
1980	1,163	612	97	68	386

第1章 学部のおゆみ

卒業年度	卒業生数	教職関係	企業関係	進 学	そ の 他
1981	1,123	633	117	77	296
1982	1,148	708	173	77	190
1983	1,160	629	168	91	272
1984	1,173	558	188	93	334
1985	1,149	518	192	89	350
1986	1,150	573	236	99	242
1987	1,152	546	265	94	247
1988	1,139	369	279	81	410
1989	1,095	317	319	112	347
1990	1,174	502	422	129	121
1991	1,173	356	492	156	169
1992	1,152	296	482	178	196
1993	1,209	356	381	183	289
1994	1,185	354	310	150	371
1995	1,207	290	365	149	403
1996	1,202	256	372	151	423
1997	1,200	180	356	149	515

59 卒業生の教職関係就職率

学生サービス課調査

10月期卒業生を除く。

卒業年度	卒業生数	教職関係 就職者数	教職関係 就職率
1957	706人	580人	82.2%
1958	773	503	65.1
1959	771	564	73.2
1960	767	581	75.7
1961	776	577	74.4
1962	759	623	82.1

卒業年度	卒業生数	教職関係 就職者数	教職関係 就職率
1963	645人	491人	76.1%
1964	655	531	81.1
1965	692	518	74.9
1966	685	545	79.6
1967	725	573	79.0
1968	776	563	72.6
1969	879	622	70.8
1970	906	619	68.3
1971	935	628	67.2
1972	1,018	605	59.4
1973	1,068	700	65.5
1974	1,031		
1975	1,106	768	69.4
1976	1,101	768	69.8
1977	1,157	736	63.6
1978	1,153	707	61.3
1979	1,153	710	61.6
1980	1,163	612	52.6
1981	1,123	633	56.4
1982	1,148	708	61.7
1983	1,160	629	54.2
1984	1,173	558	47.6
1985	1,149	518	45.1
1986	1,150	573	49.8
1987	1,152	546	47.4
1988	1,139	369	32.4
1989	1,095	317	28.9
1990	1,174	502	42.8

第1章 学部のあゆみ

卒業年度	卒業生数	教育系 卒業生数	教職関係 就職者数	教職関係 就職率
1991	1,173人	855人	356人	41.6%
1992	1,152	829	296	35.7
1993	1,209	840	356	42.4
1994	1,185	845	354	41.9
1995	1,207	812	290	35.7
1996	1,202	841	256	30.4
1997	1,200	811	180	22.2

1974年度の教職関係就職者数は確定できず。

1991年度以降は、教育系卒業生数により就職率を算定。

年度 学寮名	1965	1966 (6 月)	1967	1968 (1 月)	1969	1970 (1 月)	1971	1972 (9 月)	1973 (9 月)	1974 (5 月)	1975 (9 月)	1976	1977
大泉寮													
雄込寮		133		92		84		94	106	100	106	96	
小平寮													

年度 学寮名	1978 (5 月)	1979 (4 月)	1980 (6 月)	1981 (5 月)	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988 (5 月)	1989	1990
大泉寮	118	119	118	124	120	118	114	99	125	109	105	110	124
雄込寮	100	114	111	106	123	109	108	100	111	75	97	78	91
小平寮				152	149	149	150	147	152	140	153	153	151

年度 学寮名	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998
大泉寮	124	118	117	128	112	124	121	127
雄込寮	66	38	31	18	0			
小平寮	153	149	156	155	152	152	156	159

- 注 1 4 / 1 現在寮生数
 2 大泉寮 / 1978 . 4 ~
 3 小平寮 / 1981 . 4 ~
 4 雄込寮 / 1995 . 3 廃寮

第1章 学部のあゆみ

付：学生寮・学生宿舎の現状

大泉寮（男子）

所 在	練馬区東大泉5 22 1
建 物	鉄筋4階建（1977年度建築）個室（約6畳）
定 員	130名
寄 宿 料	月額3,000円
入寮期間	4年以内（最短終了年限終了日まで）

小平寮（女子）

所 在	小平市鈴木町1 102
建 物	鉄筋5階建（1980年度建築）個室（約6畳）
定 員	160名
寄 宿 料	月額3,000円
入寮期間	4年以内

国際学生宿舎（外国人留学生を含む）

所 在	東久留米市氷川台1 22 2
建 物	鉄筋3階建（1997年度建築）個室（約7畳）
定 員	110名
寄 宿 料	月額3,300円
入寮期間	2年以内

第5節 教職員の研究と生活

〔資料解説〕

「教員の研究活動」における資料61～67はいずれも、通史編の「教員の研究活動」で示した図もしくは本文中に記載した数値をより詳細に示したものである。

資料61～63は教官研究費の推移の詳細を示すためのものである。このうち、62と63は教員の研究活動の躍進を示す資料でもある。資料64も教官研究活動の推移を示す資料である。

資料65、66は本学が新制大学として、その構成教員の数、質、ともに充実してきたことを示し、また本学が教員養成のみならず、研究者養成機関としての役割も担っていることを示している。資料67は外国での研修機会の推移について示している。

「教職員の生活」における資料68、69はいずれも通史編の記述の基礎にしたもので、資料68は本学教職員組合機関紙『あしなみ』の記事の抜粋を、また資料69は本学事務局から得た調査資料である。

資料68は、助手の任期制の廃止、宿直・日直の廃止、女性教職員の待遇改善と権利擁護、事務組織の再編と勤務環境、学長選挙についての記事である。資料69は本学事務系職員における男女職員の役職者数を示しており、上記の女性職員の待遇に関するものである。

(岡崎 恵視)

教員の研究活動

61 教官研究費単価の推移

単位：円

年度		1955	1960	1965	1970	1975	1980	1985	1991	1997
非実験	教授	10,068	20,858	61,026	132,800	202,000	247,400	236,600	375,200	505,000
	助教授	10,068	20,858	61,026	132,800	202,000	247,400	236,600	375,200	505,000
	講師	10,068	20,858	61,026	132,800	202,000	247,400	236,600	375,200	505,000
	助手	10,068	20,858	61,026	132,800	202,000	247,400	236,600	375,200	505,000
準実験	教授	14,361	31,390	78,443	166,000		371,100	354,900	513,150	
	助教授	14,361	31,390	78,443	166,000		371,100	354,900	513,150	
	講師	14,361	31,390	78,443	166,000		371,100	354,900	513,150	
	助手	14,361	31,390	78,443	166,000		371,100	354,900	513,150	
実験	教授	25,800	53,427	171,733	398,400	606,000	742,200	709,800	927,000	100,500
	助教授	25,800	53,427	171,733	398,400	606,000	742,200	709,800	927,000	100,500
	講師	25,800	53,427	171,733	398,400	606,000	742,200	709,800	927,000	100,500
	助手	25,800	53,427	171,733	398,400	606,000	742,200	709,800	927,000	100,500

62 科学研究費補助金申請・採択状況表

年度	1971	1975	1980	1985	1990	1995	1996	1997
申請件数	49	63	89	126	133	164	154	157
採択件数	11	15	34	43	44	67	71	56
金額(千円)	9,140	31,180	53,450	53,200	67,000	78,900	106,800	89,150

(注) 申請・採択件数には、継続課題分を含む。年度途中の転入・転出及び追加で採択された件数を含まない。

63 奨学寄附金受入一覧表

受入年度	受入件数 (件)	受入金額 (円)
1981	2	4,100,000
1982	2	1,400,000
1983	1	700,000
1984	1	1,000,000
1985	5	8,100,000
1986	7	5,300,000
1987	10	16,500,000
1988	13	12,220,000
1989	12	14,200,000
1990	16	29,075,000
1991	25	20,700,000
1992	18	14,850,000
1993	9	7,050,000
1994	19	43,206,000
1995	24	30,971,100
1996	19	30,260,000

64 東京学芸大学紀要掲載論文総頁数の推移

年度	学芸大紀要	学芸大紀要外
1950	212	
1955	586	
1960	450	
1965	483	
1970	1,052	
1975	1,215	
1980	1,165	
1985	1,383	
1990	1,239	4,473
1994		5,776
1995	1,692	

65 本学教員の出身大学及び博士号・修士号取得者数の推移

()内の数字は%を表わす

1955年度

区 分	現員数	最 終 学 歴 別 人 数								学位(称号) 取得者数(内数)	
		学芸大	東高師	東女 高師	文理大	東大	京大	広島 高師	その他	博士	修士
教 授	68	0	3	0	11	27	5	1	21	5	0
助教授	157	0	10	4	42	33	3	1	64	2	0
講 師	69	0	3	4	13	12	2	0	35	0	0
助 手	19	0	0	0	0	0	0	0	19	0	0
計	313 (100)	0 (0)	16 (5.1)	8 (2.6)	66 (21.1)	72 (23.0)	10 (3.2)	2 (0.64)	139 (44.4)	7 (2.2)	0 (0)

1965年度

区 分	現員数	最 終 学 歴 別 人 数								学位(称号) 取得者数(内数)	
		学芸大	東高師	東女 高師	文理大	東大	京大	広島 高師	その他	博士	修士
教 授	87	0	6	3	23	23	2	0	30	21	0
助教授	155	0	15	6	46	33	3	0	52	25	1
講 師	37	1	0	1	4	9	1	0	21	4	7
助 手	34	27	0	0	1	1	0	0	5	2	1
計	313 (100)	28 (8.9)	21 (6.7)	10 (3.2)	74 (23.6)	66 (21.1)	6 (1.9)	0 (0)	108 (34.5)	52 (16.6)	9 (2.9)

第5節 教職員の研究と生活

1976年度

区分	現員数	最終学歴別人数								学位(称号) 取得者数(内数)	
		学芸大	東高師	東女高師	文理大	東大	京大	東京教育大	その他	博士	修士
教授	137	1	8	2	50	8	2	0	66	44	2
助教授	134	7	1	4	4	26	1	51	40	24	66
講師	38	7	0	0	0	7	1	10	13	1	25
助手	33	22	0	0	0	0	0	6	5	5	23
計	342 (100)	37 (10.8)	9 (2.6)	6 (1.8)	54 (15.8)	41 (12.0)	4 (1.2)	67 (20.0)	124 (36.3)	74 (21.6)	116 (33.9)

1985年度

区分	現員数	最終学歴別人数								学位(称号) 取得者数(内数)	
		学芸大	東高師	東女高師	文理大	東大	京大	東京教育大	その他	博士	修士
教授	140	5	4	4	16	25	0	40	46	47	37
助教授	167	27	0	0	0	25	1	48	66	37	107
講師	27	9	0	0	0	4	0	0	14	0	19
助手	34	15	0	0	0	4	0	2	13	5	26
計	368 (100)	56 (15.2)	4 (1.1)	4 (1.1)	16 (4.3)	58 (15.8)	1 (0.3)	90 (24.5)	139 (37.8)	89 (24.2)	189 (51.4)

1994年度

区分	現員数	最終学歴別人数								学位(称号) 取得者数(内数)	
		学芸大	東高師 つくば大	東女高師 お茶の水	文理大	東大	京大	東京教育大	その他	博士	修士
教授	162	21	0	2	0	26	3	52	58	66	73
助教授	138	30	12	1	0	25	2	17	51	39	88
講師	39	10	3	0	0	7	0	0	19	10	26
助手	33	9	4	0	0	6	1	0	13	11	21
計	372 (100)	70 (18.8)	19 (5.1)	3 (0.08)	0 (0)	64 (17.2)	6 (1.6)	69 (18.5)	141 (37.9)	126 (33.9)	208 (55.9)

(『教員調査』1955～85年, 『研究活動一覧』1994年)

66 職員定員の変遷

『東京学芸大学要覧 平成10年度』

年 度	学 長	教 授	助教授	講 師	助 手	教 諭	その他の職員	計
1949	1	169	111	41	12	132	460	926
1950	1	143	125	41	24	132	460	926
1951	1	92	155	41	39	151	438	917
1952	1	98	155	35	39	153	403	884
1953	1	99	155	35	39	173	403	905
1954	1	101	154	33	39	177	391	896
1955	1	101	153	32	39	181	385	892
1956	1	101	152	32	38	183	377	884
1957	1	101	149	29	38	185	374	877
1958	1	101	149	28	38	185	376	878
1959	1	101	149	28	38	186	376	879
1960	1	102	150	28	38	187	378	884
1961	1	103	151	28	38	193	399	913
1962	1	106	151	28	37	199	414	936
1963	1	109	153	26	38	204	416	947
1964	1	110	153	25	38	212	416	955
1965	1	111	153	25	38	231	416	975
1966	1	119	145	20	39	243	416	983
1967	1	127	148	14	41	257	416	1,004
1968	1	132	150	13	41	259	416	1,012
1969	1	138	151	11	38	263	410	1,012
1970	1	143	154	10	38	267	404	1,017
1971	1	151	157	10	38	271	398	1,026
1972	1	155	161	8	39	273	397	1,034
1973	1	160	166	7	38	273	392	1,037
1974	1	161	166	7	36	281	383	1,035

第5節 教職員の研究と生活

年 度	学 長	教 授	助教授	講 師	助 手	教 諭	その他の職員	計
1975	1	162	166	7	35	290	377	1,038
1976	1	163	167	7	35	301	372	1,046
1977	1	163	168	6	35	306	371	1,050
1978	1	164	171	6	34	318	367	1,061
1979	1	164	171	6	34	324	361	1,061
1980	1	166	171	7	32	335	355	1,067
1981	1	166	171	7	32	339	351	1,067
1982	1	166	171	7	32	343	346	1,066
1983	1	166	171	7	31	346	340	1,062
1984	1	166	171	7	31	346	334	1,056
1985	1	167	171	6	31	347	323	1,046
1986	1	168	172	6	30	347	318	1,042
1987	1	168	172	6	30	347	315	1,039
1988	1	168	172	7	29	347	310	1,034
1989	1	171	174	8	28	348	305	1,035
1990	1	175	174	8	28	346	300	1,032
1991	1	178	175	8	27	347	296	1,032
1992	1	178	175	8	27	347	291	1,027
1993	1	180	177	8	23	347	286	1,022
1994	1	181	177	8	23	347	281	1,018
1995	1	181	177	8	23	347	276	1,013
1996	1	182	177	8	21	347	271	1,007
1997	1	192	173	5	19	347	267	1,004

67 在外研究員派遣者数

年 度	長期甲種	若手教官別枠推薦	若手教官別枠推薦(追加分)5才以下	短 期
1964				2
1965				1
1966				1
1967				2
1968	1			1
1969	1			1
1970	1			0
1971	1			1
1972	1			2
1973	2			2
1974	2			2
1975	2			2
1976	2			3
1977	3			2
1978	3			2
1979	3			2
1980	3			2
1981	3			2
1982	3			2
1983	3			2
1984	3	1		2
1985	3	0		2
1986	3	1		2
1987	3	1		2
1988	3	1		2
1989	3	1		2
1990	3	1		2
1991	3	0	1	2

年 度	長期甲種	若手教官別枠推薦	若手教官別枠推薦(追加分)35才以下	短 期
1992	3	0	1	2
1993	3	1	0	2
1994	2	1	1	2
1995	2	1	1	1
1996	2	1	1	1
1997	2	0	0	1

教職員の生活

68 東京学芸大学教職員組合機関紙『あしなみ』の記事から

68 - 1 助手の3年任期制の廃止について

投書 「助手の問題もとりあげてほしい」(一助手)

『あしなみ』第1号(1969.9.20)

本学の助手は総数約30名で、全教官中で占めるわりあいは小さく、影響力もほとんどありません。本学では内規として助手に対して「3年定年制」がしかれています。実績のあった助手だけを任期延長して、有能な人材を確保することが目的とされています。しかしながら、本学の研究条件はわるく、学部新卒の助手が本学において独立研究教育者として成長することはきわめて困難です。その上、この内規を逆用して、最初から3年でやめさせる雑用係として採用された例もあるといえます。また研究費や旅費などが平等に分配されているところもあるが、不当な差別がなされているところもあります。

こういう問題も、組合としてとりあげてほしいと思います。

「第1回教研集会成功裏に終る」(東京学芸大学教職員組合書記局)(抜粋)

『あしなみ』第11号(1978.12.15)

助手問題に関しては、助手会の横山節雄氏から報告があり、現在までの助手の待遇条件をめぐるさまざまな問題点が指摘され、50年の助手会結成以来、次第に改善され

第1章 学部のあゆみ

てはいるが、なお今後検討を加え改善されねばならない問題点があるとして、教官選考規程の問題、教授会参加資格取得の課題などが指摘され、意見一致を見ました。

68 - 2 宿直・日直の廃止について

宿日直問題特集版 「年末年始の宿日直を本年度から廃止させよう！ 宿日直の全面廃止を早急に実現させよう！」

『あしなみ』第5号(1977.12.12)

「宿日直廃止運動の到達点と問題点」(執行委員会)

7月に組合員の投書で開始された宿日直問題を考える運動も、暑い夏場を過ぎ、すでに4ヶ月が過ぎようとしている。

「組合だけが職場の悪条件を持ち寄り、解決の方法を話し合える場であり、職場の悪条件を取り除くことは個人の思惑だけでできるものではなく、また個人的な思惑を持ちながら付き合いの上の挨拶を交すサロンからできるものではない」という本年度の運動方針の中でうたわれた一節が、より鮮明に浮かびあがる思いがする。

現時点で運動の総合的な評価をくださことは時期尚早であるが、この運動がもたらしたあらゆる意味においての発見、組合活動の指針に対する影響は、大きく意味を持つといえる。一つに組合の運動とは身近な問題に始まるということである。たとえ教官、職員という職種の異なった人の集合であれ、考え方の基準は統一がはかれるべきであろうし、現に基本的には差異はないと信ずるからである。今回の宿日直問題にしても直接には事務官層の要求ではあるが、教官の方々も事務官側の立場を理解して運動に協力してくれている。それは共通した理念の上に立って下された判断の結果であり、問題それ自体が基本的に事務官に不利であるとか教官に不利であるとかという客観的要素を超えた次元で話し合われ、訴えられてきたからであろう。その共通した理念とは、実情に適合した規則ということではなからうか。

具体的なことに話を戻すと、11月1日、22日の2回の管理者側との交渉では、組合と当局の問題に対するとらえ方がかなりくい違っている。過去数年来、各部局の宿日直個所、要員を減らし、昨年暮れ事務局一ヶ所に統合したという努力は高く評価されるであろう。しかし各部局の宿日直を廃止してくる過程で当該部局における管理体制を状況判断によって軽減したのか、そうではなく管理責任を中央部局にゆだねてしまったのかという二つの見方のくい違いである。組合では前者の判断に立っている。なお強く主張すれば次のような理由からである。

- (1)職員の勤務時間、及び福利厚生面を最重視する。
- (2)(51.11.18日付東学芸庶第157号、各部宿日直の統合について)の通知文書で示

された、「(部における)文書電話の取扱いは皆無に近く、所管区域の巡視も1～4部の統合以降は広範囲であること、及び鍵の保管にタッチしていないため実際には不可能な状態にあり、宿日直を置く目的・理由の大半は失なわれていると見られるので各部の宿日直は本部に統合吸収する」という内容で、各部における宿日直を置く目的、理由の大半の喪失を認めていること。本部宿日直についてもこれとほぼ同等なことがいえるし、近い状況に早急にもっていける見込みがあること。停電等の事態は51年度の基幹整備工事で予告なしでは起こり得ないこと。以上2点の大きな判断に立って通常宿日直は近い将来廃止されるべきであるし、年末年始廃止については、各部ですでに実施されているし、組合が提示した管理処置を講ずれば事務局についても廃止できると考えたのである。それ以上に何にも増して第二次アンケートでは、87%の廃止可能という声、事務官の署名では89%の廃止要求、教官の支援署名等は大きな重みを持つものである。本来の大学の自治というものが守られていけば当然重要課題として取り上げられる問題である。交渉の中で当局の見解としていわれた「3名を1名にしようとも考えたが(年末年始)1名ではなんだから2名にした」とか、「管理職は慣習によって勤務せずともよい」、などという認識の甘さ、一貫性にとぼしい主張ははなはだ残念であるとしかしいようがない。このような状況の中で組合としてどう運動を進めていくか……本当の猛暑はこれからである。

最後に宿日直に関する文部省、人事院の見解を附記しておきたい。

①文部省 72. 2. 23 宿日直廃止について(宿日直については文部省も廃止している。大学にはそれぞれの管理者にゆだねている。「宝物」のあるところとないところとではちがうだろう。宿日直の廃止、軽減という合理化にストップをかけることはしない。)

附属学校の宿日直を廃止することについて(必要がなければやめてもよい。県庁所在地の公立学校の動向と合わせて考えることになる。)

77. 8. 18 (動物飼育(農場)や観測関係の「業務当直」料の新設要求をしたい。)

②人事院 74. 7. 11 (宿日直は全体的に減らすようにしている。実際にここ数年、毎年3000ヶ所ほど廃止している。)

「宿日直に関する要求書」

当執行委員会は、組合員の間から当執行委員会に寄せられた強い要望に基づき以下の諸事項を検討し、早急に実施されるよう要求致します。

1. 現在の宿日直においては、当直者が当直勤務を履行していても広い敷地内の盗難防止等についてはほとんど効果がなく、当直者自身現実的な必要性和意義が実感と

第1章 学部のあゆみ

して感じ取れなくなっている。

このような実情について詳細に検討を加え、宿日直の全廃にむけ努力されるよう
要求致します。

2. 特に年末年始の宿日直に関しては先のような事情の上に年末年始という特殊な時
期的な条件が加わって教職員の間には廃止を望む声強い。

当執行委員会としては、他の勤務条件に先立って、まずこれを廃止することを要
求致します。

東京学芸大学長殿

同事務局長殿

1977年11月22日

東京学芸大学教職員組合執行委員会 ㊦

「当面のスローガン」

1. 現在行なわれている「宿日直廃止要求」の教官署名を早急にあつめ、当局につ
きつけよう！
2. 宿日直経験者は、それによる被害や犠牲の具体的な事実を出し合い、職場のいた
る所で昼休み集会をもとう！
3. 管理職の理由なき一方的宿日直拒否を糾弾しよう！
4. 年末年始の研究室、グラウンド使用について教官と話し合い、それが宿日直の必要
な理由とならないことを確認しよう。
5. 具体的な教職員の要求と宿日直の実態をもって、早急に団交を開くよう要求し
よう！

「宿日直問題について団交おこなわれる」

『あしなみ』第11号（1978.12.15）

去る12月5日12時半～1時半に、宿日直問題について管理職側との団交がもたれ
た。組合側より太田委員長他6名の執行委員、当局側からは友崎庶務部長他10名が
出席した。本年度第1回目として、昨年末に組合側の要求にもとづいて行なわれた団交
の継続という形で、組合側の質問に当局側が答えるという形ですすめられた。

第1に、昨年からの団交から1年を経た今日、双方が宿日直、特に年末年始のそれにつ
いて、どういう研究をして来たかを出し合おう、と組合側から提起し、組合側は、本
年度の大学部合同職懇での茨城大学作製の資料にもとづいて、北見工業大学、福島
大学等10大学以上で年末年始の宿日直廃止が実行されており、部分的廃止も含めるとさ
らに多いこと、日直の年末年始の廃止も5大学以上であること等を述べた。当局側は、
研究結果として、昨年の年末年始6日間の、大学構内出入者が1日平均400人位、車

の出入が同百数十台あることが守衛さんに調査依頼して判明したことを述べ、すぐには廃止出来ないことの理由とした。しかし、現状の平常宿直3人を2人にすべく鋭意努力中である、と述べた。組合側は、後者の努力は認めはするが、年末年始の宿日直に関する他大学の実情の研究が不十分であると指摘し、現在廃止している大学・部局が、どういう代替措置をとっているか、等について今後十分研究し、学芸大でもそれをあてはめるかどうかを検討すべきではないか、と主張して、組合側のもっている資料を貸与した。当局側は、宿日直問題についてもっと真剣に勉強すべきであり、管理職としての責任感、部下の勤務に対する配慮が欠けているのではないかと思われる。

第2に、組合側から、附属学校の宿日直について、現在試験的に全廃されている箇所はどのような措置によるものか、それを全附属校に及ぼす見通し、および小金井小・中学でまだ宿日直が継続しているが、大学構内にあり、大学の宿日直がいるのに、何故附属独自の宿日直が必要なのか、について質問した。これに対し、附属学校部事務長より次のような返答があった。附属校は各独立した学校という色彩が強いが、職員数が少なく、さらに定員削減で今後も減少する傾向にあり、宿日直が過度になるため、2年程前より廃止にむけて研究を進めて来たが、今春より試験的に養護学校と世田谷中学で警備保障会社に依託して全廃し、来春より世田谷小学校でも全廃の予定である。現在までの所、この措置にさしたる支障は出ていないが、全附属で実施するためには1,000万円位の予算が必要なので、すぐにはふみ切れない。そのための特別予算をつけてほしいと望んでいる。なお小金井地区の2附属校は、たしかに廃止出来る条件はあり、早い機会に廃止すべく検討しているが、権限は校長にあり、附属学校部の意向だけでは何とも出来ないので校長の方に云ってもらいたい。組合側はこれに対し、小金井地区の2校の宿日直廃止にむけ、さらに努力するよう要請するとともに、宿日直の理由が皆無に近いにもかかわらず形式だけ職員を使って継続していることの無意味さがここで明確になったと判断し、今後は独自に校長とも交渉する意向であると述べた。

第3に、作業員さんの年末年始の宿日直が昨年度は過重であり、組合は昨年の団交で改善するよう要求していたが、本年度は他の職員並みになっているが、これは前年度までのローテーションを組替えた結果なのかどうかを質問した。これに対して庶務課より、作業員さんの宿直は8日に1回位の割合でまわって来るよう今年度から改め、年末年始については、他の職員と同じ条件に改めたと返答があった。この点では昨年の組合側の要求が通ったことが確認されたと云えよう。

最後に、本年度より実施される統一一次試験の入試問題の管理責任について、もし夜間や休日に事故が発生した場合、その責任が宿日直者にかかるようなことになれば、全国的な影響のあることなので過重な負担といわねばならないが、その点はどうかについて組合側より質問した。当局側は、入試問題の搬入時期や保管場所は秘密事

第1章 学部のあゆみ

項で明らかにし得ないが、これらについては一切、教務補導部が責任をもつことであって、事故の場合も責任は決して宿日直者にかかることはない、ただ事故発生の場合は、連絡、事後処理等で宿日直者も何らかの形で協力は必要だろう、と返答し、この点は組合側も諒承した。

最後に委員長より、年末年始の宿日直は、誰もが好んでやることではない。特に地方出身の青年は、宿日直のために正月休みに帰郷も出来ないし、家庭のある婦人は、正月早々1日中家をあけて勤務しなくてはならない結果となり、負担はきわめて大きい。したがって、何とかして、少しでも負担が軽減出来るよう努力し、可能ならば廃止するように努力することが必要である。年々改善して行って、廃止にむけて前進するようにすべきで、「まず今の所不可能でしょう」「予算がないから無理です」という返答をくり返してすましているようなことがあってはならない、組合側も必要な調査、研究のための努力はおしまないつもりであるから、当局側もしかるべき努力はすべきである、と発言し、当局側もこの点は諒承した。執行委員会は、昨年度から一定の前進はあったことを評価しながらも、なお要求すべき点を明らかにし、再度交渉をもつべきかどうか、現在検討中である。

「本年度年末年始3日間の宿日直停止、来年度より廃止方向」 団交で事務局長言明組合の永年の要求一部実る

『あしなみ』第20号(1980.12.23)

去る11月13日正午より当局交渉がおこなわれ、組合側からは委員長他約10名、当局側からは事務局長、庶務部長他数名が出席した。

この席上、事務局長より、組合側の年末年始宿日直廃止要求に対して次のような回答があった。

- ①本年度、12月31日より1月2日までの3日間、試行として宿日直を行なわない。
- ②来年度よりは、本年度の試行によって特別な支障が生じない限り、この3日間の宿日直廃止を予定している。
- ③研究上必要な教官、院生、学生等の入構は従来どおり自由である。しかし、さしたる必要のない入構はなるべく遠慮してもらうよう教団会議で伝える。
- ④入構者は正門で記名することを原則とする。
- ⑤学外者の入構は原則として断る。
- ⑥以上のことは、守衛さんの協力の確認をとり、学長も承認した上で決めたことである。

この内容は、組合側がここ数年間要求し続けて来たこと、つまり①宿日直の全廃にむけて具体的な対策を講ぜよ。②さしあたり年末年始6日間の宿日直を廃止せよ、の

一部が実現したことである。組合としては、当局側の前向きの姿勢を一定評価するとともに、組合側の要求が決して無理なものではなく、実現可能な事がらであったことが証明されたことを主張したい。

今後はさらに、さしあたってこの廃止の方針を拡大し、6日間とすることを要求してゆくとともに、全廃にむけて具体的措置が講ぜられるよう要求してゆきたい。

なお同時に、すべての附属校での宿日直廃止にむけて努力すること、宿直室に、高齢者、病弱者のために電気毛布を用意することを要求し、努力が約束された。

「宿日直の廃止実現」

『あしなみ』第56号（1991.3 31）

3月12日14時から20周年記念館第四会議室にて、局長面談（交渉）を行いました。組合側からは佐藤委員長、水野副委員長、加賀美書記長、渡辺、小菅、横山の各執行委員が、また当局側は阿部局長、三浦庶務部長、深谷人事課長、山下人事課職員係長が出席しました。

自己紹介の後、横山委員の進行により、まず副委員長から以下のような宿日直の実状と問題点が説明されました。

1. 規則に定められている任務を現実に遂行できる状況ではない。
2. 労働時間短縮の社会的趨勢のなかで、事実上の長時間労働の状況になってしまう。
3. 本来の勤務以外の労働であり、またそのためにわざわざ出勤することもあり、心身に与える疲労感も小さない。
4. 広大なキャンパスを2名で勤務する際の安全性に疑問あり。実際に窃盗の侵入や、不審人物の出入りもあったが宿直者で十分な対応は難しい。身の危険性も多いにある。
5. 命ぜられる者と命ぜられない者がいることは不公平。命ぜられている者にとっては人権問題である。

さらに小菅委員から実際に直面した問題が紹介されました。夜間12時に外線があり、教官への伝言を依頼されたり、学生保護のために警察に走るなど不条理な勤務内容が提示されました。つづいて書記長より、全国各大学が宿日直廃止の方向で前進していること、廃止の是非が各大学の判断に任されていることなどが指摘されました。

これに対して局長からは、まず、「宿日直は本来の勤務ではないものの、国有財産を管理するため職員がこれに当たるもの」という従来からの見解が出されました。そして、「しかしながら勤務時間の短縮という昨今の方向に沿って、とりあえず今春4月1日より、土曜、日曜、祝休日の宿日直を試行的に廃止する」との回答が出されま

第1章 学部のあゆみ

した。

この回答は当方の要求のすべてを満たすものではありませんが、試行的とはいえ、週末、休日の宿日直を廃止することにした当局の英断は、ひとまず評価されるものだと思います。

また、渡辺委員より、試行期間についての問い合わせがあり、おおむねこれが1年間であるとの回答も出されました。

副委員長から、宿日直問題の4.安全性の確保と5.不公平是正についての要求が出されたのに対して、「適応な対応が必要」との曖昧な表現がとられ、宿日直を命ずる側に具体的なノウハウが欠如していることが露呈されました。また、全員が宿日直にあたり、不公平是正となれば新たな宿日直担当者を増やすことになり、労働時間短縮という昨今の方向にそぐわないとの回答がなされました。

最後に委員長より、「今後ともこうした面談（交渉）の場を定期的に設けたい」と提案があり、これに対し局長より「恒例であるから」ということで合意を得ることができました。執行委員一同、ひきつづき宿日直問題全般にむけて活動する意識が高まったところで、予定より早く14時40分に閉会しました。

68-3 女性教職員の待遇改善と権利擁護について

「学芸大学婦人職員実態調査」

『あしなみ』第9号（1964.2.10）

一

この調査は本年3月25日、日教組大学部婦人職員懇談会の決議に基づき、全国の国立大学の婦人職員の実態を把握し、婦人職員の地位の向上、勤務条件の改善、男女差別の撤廃などを目指す運動の一つの資料として38年9月に婦人部準備会とて調査したものである。10月に北海道大学で全国婦人集會が開催され、それに合わせるためにかなり時間的に無理をしたので正確さにおいて充分とはいええないかも知れないが、可能なかぎり努力した積りである。

二

婦人総数235名のうち、教官82、事務官48、事務官以外のものが105名となり、3分の1が教官、3分の2が事務関係となる。全職員総数約950名であるから婦人職員は全体の約25%になる。（表1）

男女同一労働同一賃金の原則から公務員については採用時は少なくともこれが適用されているが、何年か経過するとだんだんあやしくなってくる。その1つに任官問題がある。10年以上勤続で任官していないものが24名、5年以上になると32名もいる。

これまでに任官したものについてみると最高15年、最低1年（これは例外）平均所要年数は11年となる。男性の場合の資料が手元がないので明らかでないが推定所要年数は婦人の半分とみてさしつかえないであろう。さらに、特別昇給、昇格については、単に婦人であるという理由でその推せん名簿からさえも外されたという例がある。特別昇給がひかれた初期においては、給与の凸凹調整に使用されていたものが、現在は勤務評定（必ずしも客観的ではない）をその基準にしているといわれるが、本学においてはこれがしごくあいまいであり、常に底辺にいる婦人を不利にしている。（表9）教官の場合には、教授は家庭科（3名）を除いて音楽に1名いるだけである。助教授が15名いるのは旧師範当時から籍を置いている人ではないだろうか。付属学校においては給与上には何ら差別はみられないが、教務分掌上で主任ポストを与えないとか高学年担任をさせないとかの差別が行われている。又、大学の助手、教務員でありながら付属校の教諭として勤務しているものが5名もいるのである。

勤務の場において、その職員、勤務状態は常に同等を要求される。しかし、その裏付となる給与、身分に関しては封建的遺制が強いのである。大学の管理、運営の責にたずさわる大学側に婦人にたいする見方が未だ家計補助的なもの、結婚前の腰かけ勤務という考えが何事においても男性優先として現われるのであろうか。しかし、ここで勤務年数をみていただきたい。（表4）15年 25年が最高の57名をしめており、10年以上勤続者数は29名、これは全体の半数以上をしめることになる。従って既婚者数も137名の多数になっている。これに関連して、こどもをもつ母親の数は100名に達するが、その内訳は終戦直前又は直後に男性に代って採用された人や、夫をなくした戦争犠牲者、それ以後就職し結婚した共稼ぎの婦人などになるだろう。（表6）

次に産休についてみると、（表7）産前産後の6週間の休暇は特殊な職種を除いてほとんどがとっているようである。小中高の教官については産休特別法に基づいて公費の産休補助員がとれるので問題はないが、事務職員の場合はそれが適用されないために多くは周囲の人たちに仕事が加担されることになり、第一子は出産できても、第二子以上になると実際には非常な決心がいるらしい。周囲への気がねや公務員の給与が低いために経済的に許さないこと、それに加えて子どもの保育をどうするかが新たに困難な問題を提起するのである。保育状態については今回は調査しなかったので次回に廻したいと思うが、学内に保育施設がない現在、個人的に解決していることになる。まだ祖父母など家族に依存している人が一番多いのではないだろうか。保育所設置運動が全国的に婦人団体や組合婦人部などの手で進められている。費用も安く安心して預けられる公立の保育施設が地域に職場にふえない限り働く婦人だけでなくその家族の悩みも消えないのである。のみならず婦人がそれぞれの能力を十分に発揮し、家庭というわくの外で社会的生産に参加するには絶対的に必要であろう。働く婦人はどこの職場においても縁の下の力もち的存在を提しているように見える。大学におい

第1章 学部のあゆみ

学芸大学婦人職員実態調査表

1. 職 種 調査月日 63年9月現在 対象 大学に働く婦人総数

職 種	内 容	職 名	定員内 (は任官数)	P T A等の私 費による職員	備 考	
行政職(一)	事務職員	一般事務に従事し ている者	事 務 官 事 務 員	(37) 31	5	
		図書事務に従事し ている者	司 書 それ以外	(3) 10	2	
	技術職員		タイピスト 看 護 婦	7 (5) 1 (1)		
行政職(二)	技能職員	一般事務に従事し ている者	用 務 員	8		実際は事務的業 務に従事
		機械書記的業務に 従事している者	電話交換手	7 (2)		
		家政的業務に従事 している者	調 理 士 調理作業員	2 3	5	
	労務職員		作 業 員 雑 役 婦 炊 事 婦	14 2 4	2	
教育職(一)	国立大学に勤務し ている者	教 授	4		うち4名は附属 校勤務 附属校勤務	
助 教 授		15				
講 師		4				
助 手		9				
教育職(二)	附属高校に勤務し ている者	教 諭	3			
		教 助 手	4	2		
教育職(三)	附属の中学校小学 校幼稚園に勤務し ている者	教 諭	28			
		養 護 教 諭	6			
		講 師 助 手		4 2		
医療職(二)		栄 養 士	6			
医療職(三)		看 護 婦	4			
計		235		213 (48)	22	

2. 学 歴

基準学歴区分	内 容	人 員
大 学 卒	大学院修了, 新大卒, 旧大卒	41
短 大 卒	短大3卒, 2卒, 旧専5卒, 4卒, 3卒, 準専2卒	63
高 校 卒	新高4卒, 3卒, 旧中5卒, 4卒	79
中 学 卒	新高1卒, 新中卒, 旧高等小学校卒	39
そ の 他	旧小学校卒	12
不 明		1

3. 給 与

職 種	等 級	人 員	職 種	等 級	人 員
行政職(一)	8	16	医療職(二)	6	0
	7	65		5	4
	6以上	7		4	2
		3以上			
行政職(二)	5	22	医療職(三)	4	0
	4	12		3	4
	3以上	7		2以上	0
教育職(一)	6	1	臨時職員	5,000円以下	0
	5	9		5,001～10,000円	6
	4	4		10,001～15,000円	14
	3	15		15,001～20,000円	2
2	4	20,000円以上			
教育職(二)	3	0	そ の 他		
	2	7	備考・臨時職員給与は1カ月平均とする		
	1	0			
教育職(三)	3	0			
	2	33			
	1	1			

(旧俸給表による)

第1章 学部のおゆみ

4. 勤続年数

年 数		1年未満	1～5年	5～10年	10～15年	15～20年	20年以上	不 明
人員数	定員内	15	40	29	44	57	26	2
	定員外	6	14	0	2	0	0	0

5. 年 令

年 代	10 代	20 代	30 代	40 代	50 代	60代以上	不 明
人員数	6	61	67	51	37	11	2

6. 未既婚別およびこどもの有無

未 既 婚		人 員 数	こ だ も の 有 無		人 員 数
既 婚	有 夫	99	こ だ も	有	100
	亡 夫	38		無	37
未 婚		98	備 考		

7. 休 暇

年次休暇	17日以上とった者	13%	産休過去5年間に産休をとった延人数 31名	出雇後引続き勤務している者	26名
	16～4日とった者	56%			退職した者
	3日以内とった者	31%		備考 産前産後6週間の休暇はほぼとっているようだが、生理休暇、出産後1年間の育児時間はほとんどとっていないのではないだろうか。	

8. 休 職

過去5年間に休職した者の延人数	3名	結核による者	1名
		それ以外の傷病による者	2名

9. 差 別

	差別有	無	過去5年間内の人員数	備 考
特 別 昇 給			23名	
研 修			1名	文部研修
管 外 出 張			15名	
臨時から定員内へ			11名	
任 官			ほぼ25名	所要年数 最高15年 最低1年
役 付			現在数 2名	附属教頭, 保健係長
採 用				
差 別 的 配 転				
そ の 他				

ても、特に事務局から離れた現場にいる人は一つの職場を一人で受け持っていることが多くその職務内容も雑多である。また、採用時において定員のわくがない、試験を受けていないという理由でP雇用の講師や臨時職員(22名)、辞令と実際の仕事が全然違っているという現象が存在している。P雇用者については直接の雇用主であるPTA理事会と大学とは管理上無関係であるために長期間不安定な地位のままで放置されているのである。健康保健も退職金も昇給もほとんどないのであるが、職場においては一般の職員と同様な職務を要求されている。

三

この類の調査をはじめてやってみた結果、大学機構の中に婦人がどのような地位におかれているかはほぼつかむことができた。勤続年数も能力も決して男性に劣ってはいない。単に婦人であるという理由から“長”のつくポストを与えない。昇格、任官、研修、管外出張、公務員宿舎入居等の対象にしないということが公然と行われているのである。現在の大学機構が事務局中心主義をとっていることから、これによって婦人は二重の差別を受けていることになる。長い間の慣習から婦人自身の中にそれを当然のこととして受けとるか、又はあきらめてしまう思想が残っているならば自らを卑下しているものと受けとられるに違いない。このような考えに反発し権利を主張し義務を負う婦人労働者としての誇りが生れた時、職場の封建的な空気を変革する力になれるだろう。10月2～3日に開催された全国大学婦人集会(17大学参加)においても各大学の実態が話し合われ、いずれも以上のような問題を共通してかかえている

第1章 学部のあゆみ

ようであった。そしてこの状態を変革していくために婦人の組織が必要だということも一致した意見だった。婦人部または婦人の組織のあるところでは相互の親睦を深め、各自の要求をとり上げて活動している。このように考えると学芸大学の組合にも婦人部が必要であることを痛感する。しかも活動力のある積極的なものにしなければならない。

今回は、大学に働く婦人の生活実態までは明らかにすることができなかったが、今後の活動の資料には大いに役立てうらと思うのである。組合員のみなさんの御意見をお聞かせください。

「局長交渉開かれる」(抜粋)

『あしなみ』第36号(1985.5.1)

二 昇格問題

昇格問題は、特に婦人職員の問題との関連からとりあげた。

人事課長より、主任への昇任、6等級から5等級への昇格について、過去3年間のデータが示された(表2、表3)。

数値だけから見れば、いずれも女性の昇任の率は高いが、主任へ昇任しても6等級に据えおかれている者が多いことが大きな問題である。この点への指摘に対し、文部省からの定数配分が変化したことによるとの回答がなされた。すなわち従来は、6等級10号俸の主任は、1年後の11号俸でほぼ自動的に5等級へ昇格できたが、昨年4月より、5等級16名の枠内で退職した分を使って昇格にあてることになり、昨年は退職者の中に5等級の主任がいなかったため、結果的に昇格した者がいなかったというのである。

さらに6等級頭打ちの人についての解決策を問いただしたところ、現在5等級の高齢者が多く、この人たちがやめると余裕がでてくるので、これを待つしかない。機会ある毎に定数増を要求しているが、昔に比べ現在はきびしい状況下にあるとのことだった。定数増はどこに要求するのか質問したが、明確な回答は得られなかった。

以上のように、昇格問題に対する当局側の姿勢は退職者待ちという極めて消極的な

表2. 過去3年の主任昇任数

	男性	女性
57年	1	5
58年	5	1
59年	2	14

表3. 過去3年の5等級昇格数

	男性	女性
57年	0	3
58年	1	3
59年	0	2

ものであった。

三 婦人問題について

現在東京都の教職員の産休が16週（産前産後の合計）になっているのに、国立の教職員はいまだに12週であることについてとりあげた。

人事課長より、人事院規則10の7による規定、及び東京都条例による学校職員に関する規定の説明があり、現在人事院が休暇について見直し中なのでこれを見守りたい、との回答があった。

この問題は全国的レベルのとりくみを必要とする性格のものであるが、女子職員を多数もつ学芸大学が、制度改革の上で果す役割が大きいことを指摘した。

「婦人の会の1年間」

『あしなみ』第39号（1986.5.31）

婦人の場合、夕刻の会合は集まりにくいということから、昼休みに婦人の会を開催し、参加の困難な附属学校からは、書面で問題点、意見、要望等を出していただきました。参加できなかった人にも話し合われた内容が伝わるように、婦人の会開催後には毎回、「ふじん だより」を発行してきました。婦人の会には常に20名以上が参加しましたので、自分では気付かなかった問題点を把握できた人が多かったのではないかと思います。既刊の「ふじん だより」と重複しますが、婦人の会で出された主な問題点と、その後の取り扱いについて報告します。

一 婦人主任の問題

男性に比べて主任になる時期が遅く、昇格までに要する期間が長いという問題は、執行部で実施した調査からも明らかになりました。男性は30代前半で主任になる人がいますが、女性の場合は、30代後半で発令された人が2名、あとは全員40歳以降でした。大半は昭和59年以降の発令であり、それ以前は、いかに性差別をされていたかという実態が明白でした。また、50歳以上で、未だ俸給が3級という人が、把握できた範囲でも5名あり、その人達に共通していたのは、教室・附属学校勤務が長いということでした。採用条件は同じでありながら、配転先によって待遇に差があったわけです。先日発行の学大職組ニュース・13号でも報告しましたように、局長交渉の時に、この婦人主任問題を取り上げました。大学当局が示した昇格の条件は、俸給が3級10号以上で主任経験2年以上でした。現在、婦人主任の俸給は全員、条件に合っていますので、昭和59年以降に発令のあった人達について、昇格の追跡調査が必要になります。また、発令時期の問題については、男性の係長クラスとの比較も望めます。

二 婦人研究者の産休代替

11月に開催された婦人職員全国集会でも、婦人研究者増加のための条件整備とし

第1章 学部のあゆみ

て、産休代替の制度化が議論され、本学では、某学科において産休になる教官の代替として、非常勤講師の採用が認められました。

三 附属学校における給食関係の問題

給食関係の定員が少ない上、定員外職員は俸給・労働条件・保障が悪いため短期間で辞める人が多く、補充がきかないとか、「給食だより」等の発行も許可しない学校がある等、問題点として挙げられました。この問題も先日の局長交渉で取り上げました。

上記の3点以外にも、婦人の会で議論された、機械的な定員削減、事務研修の情報伝達・人選についての問題も局長交渉で取り上げました。これらの問題に加えて、婦人の会で話し合われた内容には、労働条件の改善と共に労働内容の見直し、電算化への取り組み方、定員外職員の問題、高齢化社会に対応した看護休暇の制度化、建物の新築・改修前に利用者の意見・要望を聴く場を設定する必要性、附属学校における会議・研究会による超勤、育休や諸行事の代休・振替時間休をとることの困難性等がありました。

本年度の婦人の会は学内の諸問題を明らかにすることを重点にしましたので、対外的活動が不活発であったことは認めざるを得ません。しかし、婦人職員全国集會に8名参加し、学内で参加報告会を開催したことは画期的だと思います。参加者の大部分は、初めて全国集會に参加したわけですが、他大学の事情も分かり、他大学の職員と交流することにより、視野が広がったのではないかと推察します。学内の問題を解決する上でも、他大学での組合活動を知ることは重要です。全国集會への参加以外には、国際婦人年10年目と関連して、日教組大学部から要請のあった本学における婦人研究者の地位に関する調査に回答し、婦人研究者の地位向上を求める署名運動をしました。男性教官からも多数の署名をいただき、心強く思った次第です。

あっという間の1年でしたが、婦人の会で問題点を出し合い、それについて話し合うことの大切さを改めて感じた1年でした。諸問題の中にはすぐ解決できないものが多くありますが、解決が困難と思われることであっても、解決にむけて一步一步進んでいくことは可能です。そのためにも、婦人の会を継続し、解決への具体策まで議論できるように発展することを願っています。

婦人の会の構成員である女性組合員のみならず、男性組合員の協力と支援がなければ、婦人の会は存続できません。幸い、この1年間、多数の方から御協力・御支援をいただきました。末筆になりましたが、感謝申し上げます。

68 - 4 事務組織の再編と勤務環境について

「根本問題としての事務機構のあり方 当局交渉をふりかえって ①」
『あしなみ』第45号(1988.3.31)

2月16日(火)事務局長交渉, 2月23日(火)学長「対話集会」が, とともに20周年記念館において5時30分から2時間余りずつ開かれました。すでに「職組ニュース」

16(2月25日付)で交渉内容の概要はお知らせしてありますので, ここでは「新課程及び定削に伴う事務機構ならびにその運用について」の問題に関し, 「職組ニュース」の内容を肉付けするという意図で, 若干の解説を試みたいと思います。なお, 他の交渉題目については, 今後の課題を含めて別途とりあげる予定ですのでご了承下さい。

執行委員会の立場

1965年度(S・40年度)と今年度の事務職員定員を比較すると, 416名が315名へと101名がすでに削減されており, しかも第7次定削(今年度から1991年度)分として, さらに27名の削減計画が押しつけられ, 実施されつつあります。実に定員数にして約130名, 率にして全職員定数の約3分の1が削減されようとしている訳です。皆さんのまわりから3分の1の人員がいなくなった状況を想像してみてください。大変な事態に今あるわけです。そして, 学生定員の約3分の1を振りかえる今回の「新課程」は, こうした状況の中で出発しようとしているのです。したがって, 新課程発足に伴う事務機構問題は, 新課程の行方を左右する程の根本問題であるはずにもかかわらず, 何ら有効な手立がとられていないと言わざるをえない現状にあります。今期執行委員会は, こうした認識に立って, 事務機構問題を重点課題の一つと位置づけ, 4回の事務系職場懇談会開催をはじめ, 検討を続けてきました。

執行委員会のこの問題に対する立場は, 次の3点にまとめられます。

①今回のような大規模な学部改組に相応した事務機構を編成するためには, 小手先の対応で済むはずはない。しかも1965年以降だけでも130名にものぼる 1949年度(S・24年度)比では実に172名に達する 不当な定削の中で, 現状においてさえ, 様々なゆがみが生じている状況にある。したがって, 事務機構の全学的な見直しが求められており, これを民主的にすすめる中で具体策を練り, 合意形成をはかっていくことが大切である。そしてその際, 少なくとも新課程在籍学生に関する事務をまとめて取扱う機構をつくるという方向性をもったのぞむべきである。

②新課程発足に伴い, カリキュラム類型が現行の58コースが93コースへと160%になるとともに, 新課程の学生は従来よりも小さなまとまりで動くようになる等々, とりわけ学務・教務関係の作業が量的に大幅増になるばかりでなく, 質的にも複雑化す

第1章 学部のあゆみ

ることは明白である。したがって学務・教務関係の事務組織の充実・強化は、緊急の課題である。

③現在、新課程を専攻別に四つの部に分けて事務分担することになっているが、これは著しく合理性を欠く面をもっており、固定化するようであれば反対である。また、4月発足を目前にして、たとえこれを当面の、その意味では臨時的な措置として前提にしたとしても、この方式では、教員組織、学生組織、事務組織が複雑に入りくむことになり、相互に齟齬が生じないよう実行可能で、かつ大学教育の条理にかなった事務の具体的運用のあり方を細部にわたってにつめ、相互に確認しあっていくことが大切である。それにもかかわらず、この面での対策も、はなはだ遅れている。早急に改善すべきである。

交渉の結果

①について、学長は「私自身はそう思っているが、どういう教育研究体制を作るか、皆さんに決めていただかねばならない。それに従って事務組織を作らねばならない。」と回答し、事務局長は「執行部から長期的な見取図が出てこないの、対応に困っている。他大学の例をみても事務職員の増員は望めそうにないので、事務の合理化によって対処していくことになる。」と回答しました。また交渉において、早急に事務機構の全体的な見直しに着手することを確認しました。

②について、学務・教務関係の仕事が増えることについては、学長・事務局長とも認めました。その上で、学長は「重点施行」で対応すると回答しました。また事務局交渉では、定削においては学務・教務の仕事量の増加を考慮することや、人事移動・非常勤配置は仕事の内容等を充分考えて行うなどを確認しました。

③について、学長は「提言する」、「考えてみる」と回答し、事務局長は「個々のことについてはまだ詰めていない」と認めました。

問題点と課題

問題点は多々あると思いますが、紙幅との関係で、ごく基本的な点の指摘にとどめさせていただきます。

第1は、学長の指導性の問題です。新課程に関する基本方針案を積極的に提示することや、あるいは事務局を指揮すること等々の点において、学長の指導性の弱さは否めません。大学人の長としての見識と責任をもって学長が指導性を発揮することと、学長の独断専行とは全く別ものです。「皆さんに決めていただかねばならない。」「協力体制でやるしかない。」など、耳ざわりのよい言葉だけが行き通い、問題を次々に先送りにすることは、結局は、タイムリミットでもって押し切るという最悪の事態に至らないとも限りません。

第2は、事務組織に対する見方の問題です。事務組織は当然ながら、大学の教育研究体制を構成する重要な内的要素です。事務組織が教育研究体制の外側にあるわけで

はありません。したがって、事務組織のあり方は一旦おき、「教育研究体制」に合わせて事務組織を改組するといったやり方は、本来おかしいと言わざるをえません。しかも、たとえこうしたことが抽象的には成り立ったとしても1965年度比でも全体の3分の1が削減されつつある事務の現状は、「教育研究体制」に後から合わせて組織できる程、そんな悠長なものではなく、事務組織の諸条件を十分に組み込まない教育研究体制の構想が、大学の発展につながるとは考えられません。この点で学長の見方は「甘い」ように思われ、また事務局長は事務組織を教育研究体制の内的要素と考えているのかさえ疑いたくなるように思われます。

それが第3の問題です。交渉の中で事務局長は、学生に対する事務の仕事に対して「ある部分は、言葉は悪いが、切り捨てるしかないだろう。」という態度を明らかにしました。全く無責任だと言わざるをえません。

今後の課題としては、交渉の中で確認した事項を確実に実施させることです。年度がわりの時期をむかえ、正念場です。共にごんばりましょう。また最後になってしまいましたが、組合員の方々から、もっと新課程担当の方との意思疎通をよくしろとのご批判をいただきました。反省しなければならぬ点だと思います。今後ともご協力を宜しくお願い致します。

「学務系事務組織会改革の経緯と問題点」

『あしなみ』第63号（1994.12.27）

学務系事務組織の見直しは、教養系の発足当時すでに学長・局長ともその必要を認めていました。その後、教養系の課程認定にともなう混乱、教育系カリキュラム改訂、教員免許法の改正にともなうカリキュラムの手直し等々と、各部の学務系を中心に仕事の複雑化は人間の能力をはるかに越えるようになっていました。

そのような中で組合は、少しでも早く学務系事務の見直しを行い、仕事をスリムにし、組織をスッキリさせてほしいと大学当局に要求してきました。そして、事務職員の実定員削減が進んでいる現実の中では、「学生部」と「各部の学務係」とに二元化されている組織を一元化することで改善できるのではないかと提案をしてきました。

大学当局はそれを受けて、事務協議会（補佐以上の事務系職員の組織）の中で数年間にわたり検討され、仕事ごとに一元化の方法を模索していたようです。しかし今年度に入り「学務統合プロジェクト」において、急に今までの検討を無視した「サービスセンター構想」という、一見バラ色の構想が話し合われました。

この構想をよく見ると、ひとつひとつの仕事の一元化はなされず、管理的部門と現場的部門とに区別し、現場的部門のみを一か所に集めることにより、教官から学生までのすべての問題がそこにに行けば解決されるはずだというものでありました。

第1章 学部のあゆみ

しかしこれでは、一部から四部までの学務係だけを集め、そこにすべての学生を集ませるだけのことで、仕事のスリム化や組織の単純化にはなっていません。しかもその場所は、第二生協の3階を想定しているらしいということでした。

そのような動きの中で、学務係の有志を中心に「真の学生サービスとは何か？」をテーマにした真摯な話し合いが重ねられてきました。

例えば、学生があちこち歩かず、1か所で用が足りることは大切なサービスであるが、そのことだけがサービスではないこと。学生や教官の疑問や質問・懸案事項に対して、できるだけ速やかに責任ある回答をすることも非常に重要なサービスであること。しかも、決められたスペースしかない場合、どちらかを優先させなければならないとしたら、それは後者の方であること等。有志による話し合いの中ではこれらの事が確認され、さらに「学務統合プロジェクト」のメンバーに、現在検討していることを現場の人間にも知らせてほしいと要望しました。

そして94年の8月31日、学務事務に携わる職員に、

(A案) 学生部を現場の部門と総括的部門に分けた事務分掌規則

(B案) 学生部を現場の部門と総括的部門に分けながらも、現場の部門を学生サービス室という形で組織的に分離した事務分掌規則

という二つの学生部による案が示されました。

これらの案に対して有志は、

(A案) 各部学務係を1か所に集めたに過ぎず、現在の学生部と各部学務係の関係と何ら変わらない。現場は混雑が予想される。

(B案) 現在四つの独立した組織である各部学務係が、学生サービス室という形で組織的に吸収されると、現場を考えない業務指導が行われる可能性がある。

として「有志案」を作成し、それを検討してほしい旨、「学務統合プロジェクト」を提出しました。

その後、9月30日「学生部案」が出され、10月13日には「学生部案」について事務に説明がありました。しかし、この中で学生部案についてかなり多くの人から問題点、疑問点が出されていました。組合では、教官にも非常に関係がある問題を、教官が知らないところで変えられることのないよう、現在の正しい状況を伝えたいと考え、合同教工会にむけて「ニュース」を出し、問題を全組合員の前に明らかにしました。そして11月17日、2回目の事務の話し合いがあり、その中で学生センターを第二生協3階から1階に移す案が検討されている旨の報告がありましたが、基本的な考え方は依然として一元化からは離れたものでした。有志は、仕事ごとに一元化していく課ごとのまとまりの方が学生・教職員に対して、責任を持った真のサービスにつながることで、「学生部案」の再度検討を要望しました。

組合は、人間の能力を越えた学務系事務の労働条件の改善を願って、仕事のスリム化につながる組織の一元化を求めてきました。それに対し「学生部案」では、一人当たりの事務官の受け持つ学生数は320人も増え、学生のスペースは130㎡も少なくなっています。今まで以上の数の学生を、今までより狭いスペースで対応する事務官の疲労度は急増するでしょう。さらに、同じ課の内部が、本部事務棟と「学生センター」とに空間的に分離されてしまうことにより、人事評価上の不平等・不均衡が生じやすくなるという点も重視すべき問題です。

「教官と事務官は車の両輪である」とよく言われます。しかし、「事務の改組について教官の関与は困る」と責任ある立場の事務官が、ある会議で発言したとも伝えられています。それを受けて事務組織は、教官には関係ないとする一部事務官が、「学生部案」の実施を強行しようとしています。

学務系事務が特に教官とも深く関わっていることは、大学に働く者であるならば誰でも知っていることです。組合では、今後とも注意深くこの問題を見ていきたいと思えます。

「学務事務統合に関する諸問題」

『あしなみ』第64号（1995.6.1）

学務事務に携わる職員の大多数が、「学生センター（仮称）」設置については、将来につながるような、できる限り理想に近い形でと願っていたにも拘わらず、とりあえずはアドバルーンを上げるらしい。しかも文部省に特別な予算措置をお願いし、確保できればとしている（営繕費2,500万円を充当するらしい）。学生サービスを一元的に（1カ所で）取り扱うことによってサービスの向上が得られるとしているが、むしろ混雑のみが予想される。とくに4、5月は学生へ配付する書類、学生が提出しなければならない書類が多く、その対応に時間を要する。5,000人もの学生が狭い階段を登って1カ所に集中することを考えると、学務等窓口を1カ所にまとめることは、混雑・混乱を招き、むしろサービスの低下となる。

学生センター職員は、一～四部学務係19名、厚生課就職学寮係4名、学生課課外教育係3名、の計26名が配置される予定だったが、5月10日合同教会配付資料では1名減の25名となっている。学生部学務係の業務内容を見直し、事務の合理的改善を求める事が優先されるべきなのに、1カ所集中＝事務量の軽減と考えているようだ。場所が離れることから、今までより教官と密な連絡は取りにくくなるが、教官との連携がより深くなるとしている。「指導カード」の作成とか、履修相談会を年30回開催するとか、指導教官の任務や事務官の仕事を加重にする計画は、机上の夢に終わってしまう危惧を抱く。さらに、管理的業務と現場的業務に分かれ、課としてまとまらない

第1章 学部のあゆみ

学生センター構想案は、現場課員の精神的肉体的疲労を無視した業務命令が下ることとなる。つまり業務内容が専門的、詳細になるため、課を越えた協力は求めにくく、繁忙の仕事リズムは、課によって違うため仕事効率が悪くなる恐れがある。学生部内の意志疎通の渋滞、文書決裁の不便、勤務管理の不公平などが生じやすい。

各部の庶務係や会計係が係わっている教官会、教官や非常勤講師の任用や手当、授業料納付状況の把握、合宿研修の予算的措置、教官の管理（施錠、修理）等は、事務局が係わるようになるのか、仕事の流れが明確でない。学務係や課外教育係は、印刷物や貸出し用具を収納する倉庫を持っている。廊下も学生対応や配付物・展示の書類を置き、活用している。果たして、今までより広い職場環境が得られるだろうか。音出しサークル室や学生ロビーの代替えはどこに設置されるのか。学生のプライバシーを配慮した、相談しやすい学生相談室の設置は可能か、身の不自由な人が訪れることのできる場か、常時火を使用する生協の上に設置するについて、地震や火災対策は万全か等々、第2むさしのホール3階は、当面と言えども事務室としては不適當と思われる。

むしろ庶務・会計の業務内容を見直し、大学全体の改組を待って、「学生センター」を設置しても良いのではないだろうか。将来計画委員会の報告を受けて、「学生センター（仮称）」を設置しなければならないとしているが、報告に拘束されることなく、大学全体の将来構想計画の中の一歩につながる「学生センター」の設置であって欲しい。布石として、課ごとにまとまる「学生センター」を提案したいが、無理ならば、一元化できる業務内容から徐々に改善していく余裕があっても良いのではなかろうか。

68 - 5 学長選挙について

「学長選挙規定の「改正」に思うこと」（投書箱より）

『あしなみ』第5号（1977.12.12）

9月7日の教授会において、本学の学長選考規程の一部が「改正」された。

本学の一番大切な学長を選ぶという規定から文部事務官・文部技官をすべて排除してしまったこの「改正」に対し、意欲的な大多数の事務官・技官は少なからぬ衝撃を受けた。さらに衝撃がムラムラとした怒りのようなものになったのは、当日の教授会の席でほとんど反対意見らしい意見が教官から発言されないまま、「あっ！」と言う間に裁決されてしまったという事実を知った時である。

大学は教官と事務官・学生が三身一体となっているといわれながら、一般の事務官が大学の運営に何らかの形で参加していると思われることは皆無に等しく、唯一と言

える学長の選挙権も剝奪されてしまった。

事前に部局長会や代議員会で討議されたと思うが、ほとんどの事務官・技官には全く知らされないままに置捨てられている。教授会で発言できる立場にいる教官諸氏がもっともっと事務官・技官の立場に立って発言してもらいたかった。

「学長がいい人だから発言しにくかった。」「学長が提案者だったから」「いい学長だから困らせたくなかった」と言う少なからぬ教官が意見を耳にしたが、「いい学長」とは何なのだろう？「いい学長」だったらなおさら事の重大さを説明したらわかってくれるのではないだろうか。あまりにも教官諸氏が自主規制しすぎてしまったのではないだろうか。「いい学長」とは、いざと言う時にこそ主張を聞いてくれる人であるうし、いざという時にこそ皆んなの立場に立つ人であろう。そうでなければ、学長を選挙する意味もなくなるし、選挙権を奪われて怒る意味もなくなってしまふ。

「いい学長」の下でこそ、民主的な教育の場、民主的な職場とするための多くの働きかけ、発言、行動があらゆる方面で展開してゆくのであろう。

これからも、本学をよりよい研究・勉学の場として教官・学生とともに一体となり努力してゆきたいと思い、もう3ヶ月もすぎてだいぶ色あせてしまったこの問題に、どうしても一言いっておきたいと思い、つたないペンをとりました。参考までに、規定「改正」箇所の新旧対照を付します。

旧第4条 選挙管理委員会は、次の各号にかかげる13人の委員をもって組織する。

- (1)教授会構成員が互選した者... 8人
- (2)代議員が互選した者..... 4人
- (3)代議員が委嘱する事務職員... 1人

新第4条 選挙管理委員会は、次の各号にかかげる12人の委員をもって組織する。

(以下旧4条の(1)(2)のみ)

旧第7条 推薦委員会は、次にかかげる18人の委員をもって組織する。

- (1)教授会構成員が互選した者...14人
- (2)附属学校の教官..... 2人
- (3)文部事務官及び文部技官..... 2人

新第7条 推薦委員会は次にかかげる16人の委員をもって組織する。

(以下旧7条の(1)(2)のみ)

旧第8条 推薦委員会は、次の各号に定める方法により学長適任者を選定する。(1)は略)

- (2)本学における専任の本官者(教授会構成員及び推薦委員会の委員を除く) 20人以上により推薦された者若干人

新第8条(前略)

- (2)本学における専任の助手及び附属学校教官(推薦委員会の委員を除く) 20人以上

第1章 学部のおゆみ

により推薦された者若干人

旧第11条 学長候補者の選挙有資格者は、第一次選挙においては、選挙公示日に、現に在任する本学専任の教授、助教授、講師、附属学校教官、文部事務官及び文部技官とし、第二次選挙においては、選挙公示日に現に在任する教授会の構成員、附属学校（校長を除く。）代表各校1名及び事務長以上の文部事務官又は文部技官とする。

新第11条 学長候補者の選挙有資格者は、第一次選挙においては、選挙公示日に現に在任する本学専任の教授、助教授、講師、助手及び附属学校教官とし、第二次選挙においては、選挙公示日に現に在任する教授会の構成員及び附属学校代表（校長を除く。）各校1名とする。（1組員より）

投書に対して 執行委員会から

投書者の言われることについては、執行委員会においても、当該の教授会終了後すぐに討論された。今回の規程「改正」は、文部省から再三にわたって、事務官が選挙権をもつ旧規程に関して、変更するよう指示があったこと、制度委員会が学長から諮問をうけてこの規程改訂の検討にあたったが結論を得ず、学長の個人提案として教授会に出されたことは、すでに衆知のことである。しかし、投書者の言われるごとく、この「改正」によって、差別と限定がありながらも従来まではあった職員の学長選挙権がまったく失われたことは、疑いもない事実であり、これは教職員組合としてはきわめて遺憾なことであると言わざるを得ないことが執行委員会で確認された。又、突然教授会に持出されてどう発言してよいかわからぬうちに裁決されてしまったという条件があったにせよ、ほとんど疑義が出されなかったという事態も又遺憾であり、特に教官の執行委員は反省すべきであるという意見が多く出され、その点でもほぼ同意が得られた。又文部省側の指示については、最終投票段階で職員が投票権をもつことについては、かなりの決意が必要であろうが、旧規定の第11条にある第一次選挙の規定は残しておいてもさしつかえなかったはずであり、たとえ一部分でも職員の権利は保持さるべきであるということが具体的に指摘され、ほぼ確認された。しかし、二次投票についての、事務長以上の管理職のみ投票権をもつことは、職員を階層によって差別することになり、改正さるべきであることも確認された。今後、組合としては制度委員会に働きかけて、再改正を要求するなど、具体的に職員の学長選挙権が復活するよう運動してゆくつもりである。組員諸氏の御意見を期待する。

「学長選挙にあたって」

『あしなみ』第15号（1979.7.17）

学長は大学を代表する人であり、その立場・姿勢・能力・人格は学内における職場の民主化・教育の民主化にとって重大な影響をもつだけでなく、日本の教育全体に影響をおよぼす存在である。

本年秋に学長選挙が実施されるにあたり組合として次のようなことを行いたい。

- ① 一昨年、事務官の選挙権がすべて奪われ、付属校教官のそれも大幅に減らされた。これは民主主義を逆行する暴挙であり、これらの復権をめざして学長・制度委員会等に学長選挙規定の再改訂を要求してゆく。
- ② 太田学長の6年間の評価を、組合の立場で総括する。
- ③ 学長選挙にあたって、その選出の規準を組合として公表し、識見をもった投票がなされるよう全学に働きかけてゆく。

「1979年度活動総括（案）」（抜粋）

『あしなみ』第18号（1980.7.25）

1979年度は、前年度の活動を受けつぎ、大会での活動方針にもとづいて、次のような諸活動を行った。執行委員会での評価点、反省点をふくめて報告する。

1. 学長選挙に関して

1979年秋に学長選挙規定が改悪され、すべての事務官が選挙権を失ったことに対して提案者である前学長に抗議し、かつ規定の再検討を要求し、また制度委員会に規定の再検討を要望して、それぞれに7月中旬、文書を送った。9月に入って、「学長選を考える」と題する討論集会を組合主催で開き、20名近くが集った。太田前学長6年間の総括、(蓮見音彦氏)、教官、事務官それぞれの立場からの新学長への要望(高橋稔氏、福田高嶺氏)についてレポートがあり、討論を行った。この討論の中で、従来の学長選挙が候補者の方針が公表されないままに行なわれてきたために、判断基準がなく、主として部、学科、出身校等の個人的つながりによって投票されて来たことが指摘された。そして組合として学長候補者へのアンケートを発すべきであるという意見が多く出された。これを受けて、第二次投票前の6候補者に対して組合からアンケートを送り、うち3氏から回答を得たので、この内容を全学の教職員に郵送した。これには「学長選にあたって全教職員の皆さんに訴えます」という組合の文書を同封した。この「訴え」はさきの討論で出された諸点をふまえて、太田前学長6年間の総括と新学長への要望をまとめたものである。この二つの文書は、全学的にきわめて好評であり、今後も組合の立場からの学長候補者に対するアンケートは行なわれるべきと

第1章 学部のあゆみ

思われる。また、本来選挙管理委員会が行うべき仕事を組合が行った面もあることから、選挙そのものの方法についても各方面に再考をうながす、という効果があったといえよう。

また、阿部新学長の回答内容にもとづき、年2回（組合新執行部成立直後と12月）組合主催で学長との対話集会が行なわれることが決定したことも、学内の総意結集のための一つのパイプとして、重要なことであろう。

今後、阿部新学長が回答で約束した内容の実行について組合として十分監視するとともに、時に応じた諸要求をどんどん学長に提出して行く必要がある。

69 事務系職員（行政職^(一)）の構成調査

（1997年は10月1日現在、その他は7月1日現在）

		事務長	補 佐	専門員	専門職員	係 長	計
1974	男	5	8			55	68
	女	0	0			0	0
1979	男	5	10			62	77
	女	0	0			1	1
1984	男	5	9	1		61	76
	女	0	0	0		2	2
1989	男	5	9	1	1	54	70
	女	0	0	0	0	11	11
1995	男	5	9	0	11	53	78
	女	0	0	1	1	9	11
1997	男	5	9	4	10	51	79
	女	0	0	0	2	11	13
1998	男	5	10	5	10	55	85
	女	0	0	1	5	5	11

1974～1989年は、資料がないため職員録で調べたものである。

1997年10月現在の本学の女性の割合は30.5%で係長以上に占める割合は、14.1%である。（国立大学の女性の割合は、25.5%で係長以上に占める割合は、6.2%）

1998年事務長5の内3は室長

第2章 大学院・専攻科のあゆみ

第1節 専攻科

〔資料解説〕

資料70は、文部省に提出した設置申請書類に付けられた専攻科設置計画の要項である。実際の設置は、構成領域や名称などに若干の変更があった。また、設置場所を本校（世田谷）としているが、学則上は世田谷分校となっていた。

資料71は、教育専攻科の規程で、設定時（1954年）ではなく、保健体育専攻が置かれた時（1960年）に制定された。ここに掲げたものは、後に改正されたもので、1966年4月に行われた学芸専攻科から教育専攻科への名称変更を含んでいる。1988年3月に廃止された。

資料72は、1988年に廃止されるまで34年間の専攻科の入学者数及び修了者数の経過である。途中、名称及び構成領域の変更があった。

資料73～74は、特殊教育特別専攻科の現行規程及び入学修了者数の経過である。

（原 聡介）

70 「東京学芸大学専攻科設置要項」

（1954）

一 名 稱 東京学芸大学専攻科

二 目的及び使命

本学は、教養の高い専門的学芸に秀でた教員の養成を目的とする大学である。すでに4年課程が完成し、昭和28年3月に第1回の卒業生を教育界に送ったが、本学の使命から特に教育課程及び芸能体育課程の科目については、精深な程度において、特別の専門技能を教授し、一層有為なる教育者の養成を期したい。

三 位 置 東京都世田谷区下馬3丁目（別図参照）

四 校 地 總坪数 177,402坪

内 訳 追 分 分 校 1,875坪

竹 早 分 校 8,870坪

大 泉 分 校 21,178坪

小 金 井 分 校 106,498坪

第2章 大学院・専攻科のあゆみ

本校(世田谷) 38,981坪

- | | | |
|---|--------|---------|
| { | 1. 下馬 | 20,000坪 |
| | 2. 深沢 | 14,500坪 |
| | 3. その他 | 4,481坪 |

五 校舎等建物

1. 総建坪数 13,868坪

内訳 追分分校 674坪(鉄筋)
竹早分校 2,383坪(鉄筋)
大泉分校 3,084坪(木造)
小金井分校 4,247坪(木造)
本校(世田谷) 3,480坪(鉄筋 木造)

- | | | |
|---|--------|------------|
| { | 1. 本校舎 | 1,245坪(鉄筋) |
| | 2. 北校舎 | 112坪(木造) |
| | 3. 西校舎 | 648坪(鉄筋) |
| | 4. その他 | 坪(木造) |

2. 総延坪数 24,231坪

内訳 追分分校 1,794坪
竹早分校 5,375坪
大泉分校 5,012坪
小金井分校 5,400坪
本校(世田谷) 6,650坪

- | | | |
|---|--------|--------|
| { | 1. 本校舎 | 2,600坪 |
| | 2. 北校舎 | 224坪 |
| | 3. 西校舎 | 1,625坪 |
| | 4. その他 | 2,201坪 |

備考

1. 専攻科は本校をあてる。(別図参照)(略)
2. 西校舎は、現在附属小学校で使用しているが、附属小学校は、世田谷区深沢町に移転実施中であり、おそくとも1、2年後には本校で使用できる見込みである。

六 図書、標本、機械・器具等施設概要

1. 図書

区 分		蔵書冊数	内 訳		總 計	
			一般教養図書	専 門 図 書		
本 館	和	64,111	54,494	9,617	73,022	
	洋	8,911	3,564	5,347		
分 館	小 金 井	和	17,981	15,284	2,697	20,548
		洋	2,567	1,027	1,540	
	竹 早	和	16,581	14,040	2,478	18,361
		洋	1,843	737	1,106	
大 泉	和	9,579	8,142	1,437	11,103	
	洋	1,524	610	914		
計		和	108,189	91,961	16,228	123,034
		洋	14,845	5,938	8,907	

2. 標 本 1,854点 (307,325円)

内 訳 (分校 953点
本校 901点)

3. 機 械 91点 (4,782,387円)

内 訳 (分校 68点
本校 33点)

4. 器 具 9,139点 (10,998,094円)

内 訳 (分校 4,999点
本校 4,440点)

備 考 標本・機械・器具等の価格は購入当時の価格である。

七 専攻科設置科目

教 職 課 程	教 育 心 理 学
芸 能 ・ 体 育 課 程	音 美 書 保 健 体 楽 術 道 育

八 履修方法

1. 修業年限 1ヶ年 (30単位以上履修する)

第2章 大学院・専攻科のあゆみ

2. 昼 間

3. 学科別履修単位

一 教職課程（（ ）内数字は単位数を示す）

学 科	専 門 科 目 (18単位)	共 通 科 目 (12単位)	随 意 科 目 (4単位)
教 育 学	教育原理 (6) 教育行政 (4) 教育方法 (4) 教育社会学 (4) (含社会教育)	教育哲学 (2) 教科心理学 発達心理学 } (6) 児童文化 (4)	指導の任務 (2)
教育心理学	教育心理 (6) 特殊教育心理 (2) 発達心理 (6) 教育評価 (4) (含精神検査)		指導実習 (2)

二 芸能・体育課程

学科	専 門 科 目 (18単位)			共通科目 (12単位)	随意科目 (4単位)
	実 技 (10単位)	第1理論 (4単位)	第2理論 (4単位)		
音楽	独 唱 (2) 合 唱 (3) ピアノ (5)	作 曲 (2) 和 声 (2) 対位法 (2)	児童芸術学(2) 鑑 賞(2)	教育哲学 (2)	指導の任務(2) 指導実習(2)
美術	(絵画) (10) (彫刻) (10) (図案) (10) (工芸) (10)	絵画理論 (2) 彫刻理論 (2) 図案理論 (2) 工芸理論 (2)		教科心理学 } (6) 発達心理学 }	
書道	漢字書道 (5) かな書道 (5)	古碑帖解義(2) 書道教育法(2) 中国書道史(2) 古名蹟研究(2)	児童文化 (4)		
保健 体育	競 技 (4) 球 技 (4) 体 操 (4) 遊戯(ダンスを含む) (4) 水 泳 (2)	体育原理 (2) 体育研究 (2)	体育医学(2) 環境衛生学(2) 教育病理学(2)		

備考1. 美術は、絵画・彫刻・工芸・図案の何れかを選修するものとする。但し、図案を選修する者は、図案の実技を5単位に他の絵画・彫刻・工芸の何れかで5単位の実技を修得するものとする。

2. 体育は、競技・球技・体操・遊戯のうち二つを選修し、水泳は全員修得するものとする。

九 学生定員

専攻科学生定員 30名

教職課程	教育学	5名
	教育心理学	5名
芸能体育課程	音楽	5名
	美術	5名
	書道	5名
	保健体育	5名

十 教員組織概要

区分	大 学				専 攻 科				備 考
	専任	兼任	兼任	計	専任	兼任	兼任	計	
学 長	1			1			1	1	○専攻科の教員の発令は昭和29年3月末日付の予定である。 ○専攻科教員の専任は、現在大学の専任である。 ○講師(6)は非常勤である。
教 員	286		27	313	12	9	46	67	
教 授	63		0	63	6	5	16	27	
助教授	147		0	147	6	3	22	31	
講 師	76		27	103		1	8 内(6)	9 内(6)	

(以下 略)

71 教育専攻科規程

(昭和35年3月10日 規程第1号)

施行 昭和35.3.10

改正 昭和43.11.18

第1条 本学学則(以下学則という)第5条による本学専攻科(以下専攻科という)は、この規程の定めるところによる。

第2条 専攻科は、学校教育法第57条の規定に基づき、学部の基礎の上にさらに精深な程度において、専門の技能および理論を教授し、いっそう指導力に富む有為な教育者を養成することを目的とする。

第3条 専攻科の名称は教育専攻科とし、次の専攻課程を置く。

音 楽 専 攻

第2章 大学院・専攻科のあゆみ

美術・工芸専攻
書道専攻
保健体育専攻

第4条 専攻科学生定員は、次の通りとする。

音楽専攻	5名
美術・工芸専攻	5名
書道専攻	5名
保健体育専攻	5名
合計	20名

第5条 専攻科の入学資格は、次の各号の1に該当する者で幼稚園、小学校、中学校、高等学校のいずれかの教諭の普通免許状を有する者でなければならない。

1. 大学を卒業した者
2. 大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
3. 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

第6条 専攻科の入学志願者に対しては、学力検査、身体検査その他により選考のうえ、入学を許可する。

第7条 専攻科の入学出願手続および選考の方法等については、その都度これを公示する。

第8条 専攻科の修業年限は、1か年とする。

第9条 専攻科の課程を修了するには、1年以上在学し、専攻課程ごとに定める履修基準をみたさなければならない。

第10条 専攻課程別履修基準および履修方法に関する細則は別に定める。

第11条 専攻科に在学できる期間は、2か年とする。ただし、特別の事情がある場合は、教授会の議を経て引続きその年数をのばすことができる。

第12条 休学できる期間は1か年とする。休学の期間は、在学年数に算入しない。

第13条 専攻科の課程を修了した者に対しては、修了証書を授与する。

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、学則および学生諸手続等規程を適用する。

附 則

1. この規程は、昭和43年11月18日から施行する。
2. 学芸専攻科の教育専攻科への改称ならびに教育専攻およびその学生定員の削除については、昭和41年4月1日から適用する。
ただし、昭和41年度において教育専攻に入学を許可された者については、従前の例によるものとする。

3. 音楽専攻，美術工芸専攻，書道専攻および各専攻別学生定員については，昭和44年4月1日から適用する。

72 専攻科入学者数及び修了者数

教育専攻科入学者数

区分 年度	募 集 人 員	志 者 数	願 者 数	入 学 者 数	区分 年度	募 集 人 員	志 者 数	願 者 数	入 学 者 数
1954	20			9	1971	20	34		13
1955	20			16	1972	20	13		5
1956	20			12	1973	20	9		5
1957	20			14	1974	20	7		5
1958	20			16	1975	20	10		4
1959	20	43		12	1976	5	4		2
1960	30	49		29	1977	5	7		6
1961	30	26		16	1978	5	8		4
1962	30	35		16	1979	5	8		5
1963	30	32		14	1980	5	7		4
1964	30	24		14	1981	5	6		6
1965	30	31		11	1982	5	6		5
1966	30	33		13	1983	5	9		5
1967	20	17		12	1984	5	8		6
1968	20	15		9	1985	5	7		5
1969	20	26		14	1986	5	4		4
1970	20	31		6	1987	5	10		5

(1988年度廃止)

第2章 大学院・専攻科のあゆみ

教育専攻科修了者数

年度	教育専攻			芸術・書道専攻			保健体育専攻			書道専攻			音楽専攻			美術・工芸専攻			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1954	2	0	2	5	2	7												7	2	9	
1955	4	1	5	3	3	6	5	0	5									12	4	16	
1956	5	1	6	5	1	6												10	2	12	
1957	3	0	3	7	2	9												10	2	12	
1958	8	1	9	6	0	6												14	1	15	
1959	3	1	4	9	0	9												12	1	13	
1960	5	2	7	4	4	8	4	1	5									13	7	20	
1961	5	2	7	6	0	6	0	1	1									11	3	14	
1962	3	0	3	2	5	7	3	0	3									8	5	13	
1963	2	1	3	3	2	5	2	0	2									7	3	10	
1964	1	2	3	4	5	9												5	7	12	
1965	1	2	3	3	2	5	2	0	2									6	4	10	
1966	2	1	3	1	2	3	3	2	5									6	5	11	
1967				6	3	9	4	0	4									10	3	13	
1968				2	2	4	3	0	3									5	2	7	
1969							1	0	1	3	2	5	0	1	1	2	2	4	6	5	11
1970							1	0	1	3	1	4	2	2	4	1	1	2	7	4	11
1971							3	1	4	4	1	5	0	2	2	4	0	4	11	4	15
1972										5	1	6									
1973										3	1	4									
1974										4	1	5									
1975										2	1	3									
1976										3	1	4									
1977										4	2	6									
1978										4	0	4									
1979										2	2	4									
1980										2	2	4									
1981										4	2	6									
1982										4	1	5									
1983										5	0	5									
1984										4	2	6									
1985										1	4	5									
1986										2	2	4									
1987										3	2	5									

専攻科の名称は、1966年度に、学芸専攻科から教育専攻科に変更された。
音楽専攻、美術・工芸専攻、保健体育専攻については、1972年度から募集をとりやめた。
書道専攻については、1988年度から募集をとりやめた。

73 東京学芸大学特殊教育特別専攻科規程

(昭和48年4月19日)
規程第1号)

改正(施行)平3程14(3.12.5)

平5程17(5.12.2)

(目的)

第1条 本学特殊教育特別専攻科(以下「特別専攻科」という。)は、主として現職教員等を対象として、精深な程度において特殊教育に関する専門の事項を教授し、特殊教育の分野における資質の優れた教育者を養成することを目的とする。

(専攻)

第2条 特別専攻科に、次の専攻課程を置く。

精神薄弱教育専攻

(収容定員)

第3条 特別専攻科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

精神薄弱教育専攻 入学定員 30名 収容定員 30名

(入学資格)

第4条 特別専攻科に入学することができる者は、次の各号の1に該当する者で、小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) その他学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条第2項の規定により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学者の選考)

第5条 特別専攻科の入学志願者に対しては、学力検査、健康診断その他により選考のうえ、入学を許可する。

(入学出願手続等)

第6条 特別専攻科の入学出願手続及び選考の方法等については、その都度公示する。

(修業年限)

第7条 特別専攻科の修業年限は、1年とする。

(履修基準等)

第8条 特別専攻科の課程を修了するには、1年以上在学し、所定の履修基準をみたさなければならない。

2 履修基準及び履修方法等については、別に定める。

第2章 大学院・専攻科のあゆみ

(在学の期間)

第9条 特別専攻科に在学できる期間は、2年以内とする。

(休学の期間)

第10条 休学できる期間は、1年以内とする。

2 休学の期間は、在学年数に算入しない。

(修了証書)

第11条 特別専攻科の課程を修了した者に対しては、修了証書を授与する。

(授業料等)

第12条 特別専攻科の検定料、入学料及び授業料の額は、法令の定めるところによる。

(その他)

第13条 この規定に定めるもののほか、必要な事項については、東京学芸大学学則及び東京学芸大学学生諸手続等規程(昭和25年10月16日制定)の定めるところによる。

附 則

1 この規程は、昭和48年4月19日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

2 東京学芸大学臨時養護学校教員養成課程規程(昭和35年規程第2号)は、廃止する。

74 特殊教育特別専攻科入学者数及び修了者数

特殊教育特別専攻科入学者数

区分 年度	募集 人員	志願 者数	入学 者数
1973	30	13	12
1974	30	12	11
1975	30	10	8
1976	30	12	3
1977	30	16	10
1978	30	27	13
1979	30	25	14
1980	30	18	12
1981	30	22	9
1982	30	25	19
1983	30	37	26
1984	30	37	27
1985	30	59	32
1986	30	46	25
1987	30	56	31
1988	30	51	27
1989	30	28	16
1990	30	63	27
1991	30	37	22
1992	30	23	19
1993	30	33	23
1994	30	49	26
1995	30	28	19
1996	30	40	25
1997	30	44	30

特殊教育特別専攻科修了者数

区分 年度	精神薄弱教育専攻		
	男	女	計
1974	6	5	11
1975	3	5	8
1976	2	0	2
1977	2	7	9
1978	5	6	11
1979	2	11	13
1980	5	5	10
1981	6	2	8
1982	8	5	13
1983	15	11	26
1984	13	13	26
1985	14	17	31
1986	10	12	22
1987	13	18	31
1988	10	17	27
1989	4	9	13
1990	7	21	28
1991	8	12	20
1992	10	7	17
1993	3	18	21
1994	3	23	26
1995	1	18	19
1996	8	15	23
1997	4	25	29

第2節 大学院修士課程 教育学研究科

〔資料解説〕

資料75は、1965年度設置の概算要求が実現しなかったことにより、改めて組織された大学院検討委員会によって作成された報告書である。

資料76は、上記大学院設置委員会による構想以降、設置認可及びそれに伴う措置にいたる経過を整理したもの。『東京学芸大学二十年史』にも掲載されているが、そこでは一部省略されている。

資料77の入学者数のうち、現職教員を主対象として新設された昼夜開講コース及び夜間の総合教育開発専攻については別記した。

資料78は、大学院修士課程を構成する12専攻科の設置が終了し、大学院の授業担当者が全教官の過半数となったため、学部の学科目を基本的に修士課程に包括して、いわゆる大講座編成とした経緯を整理したものである。

なお、次節の連合学校教育学研究科（博士課程）の設置に伴って新しく制定された大学院学則は、第1章第2節の資料34 2に収載されている。

（原 聰介）

75 「大学院検討委員会経過報告」

（教授会報告及び承認 1964.12.16）

大学院検討委員会は10月発足以来回を重ねること5回、その結果を一応報告申します。

発足に当り次の点を了解し合った。

- 第1 今夏 明年度概算要求にともなつて検討された各部中心の考想を参考にはするが、必ずしもそれにとらわれないこと。
- 第2 学芸大学学部の上に置かれる大学院としての特色を生かしつつ全学的視野の下に検討を進めること。以上の了解の上に審議が進められた。

その結果として

目的・性格

- 第1 教育者の養成に関する基礎的研究を行い、それによつて教員養成の改善、向上に資する。従つて当然、小学校教員養成課程および中学校教員養成課程の面も無視しない。なお、その際、教育者とは必ずしもTeacher には限らず広く、優秀な教育者（Educator）を意味する。

第2 専門学力，研究能力の増進に努め，それによつて研究後継者の養成を行うとともに，他方，無理しなくても高等学校1級普通免許状を取得し得るならば取得できる道をひらく。

留意点と問題点

- 1．本学におかれる大学院の課程は，修士課程であつて，博士課程ではない。そのことは，その課程は，単なる研究者のみの養成ではなく同時に高度の職能人の養成を意図することを意味する。
- 2．本学が広義における教育者の養成を目的とすることにかんがみ，その基礎に立つ修士課程も高度の知識・技能をもつ教育者および教育研究者の養成を目的とすることとならう。従つて，本学の修士課程は教育修士課程とするのが妥当ではないか。
- 3．大学院修士課程は独自のものであり，従つて特別教科教員養成課程とは別個に考えるべきである。
- 4．専攻科目のたて方は，所謂講座の複合体の形をとることもあり，単独の場合もあり得るが，単独の場合には，その講座の人的・物的要因が十分であるか否かを講座において検討すること。
- 5．もし一講座のみで専攻科目となり得ず，また講座単位で他の講座と複合せしめられない場合には，適当な教官を個人としてある専攻科目の担当者の一人とすること。それによつて全学の力を発揮せしめ得るであろう。

組織・編成

学校教育研究課程および専門教科研究課程の二課程を考えることもできる。

しかしその際においても学校教育課程と，専門教科研究課程はおのおの単独に併立されるものではなく，履習上に相互関連をもたせるものとする。

かかる，組織・編成の面については今後の検討にゆだねる。

76 「東京学芸大学大学院教育学研究科(修士課程)設置経過書(庶務課)

(1966.8)

目次

- 1．大学院設置の構想について
- 2．大学院成立の経過について
- 3．大学院設置認可について
- 4．大学院設置認可前後の措置について
- 5．授業の実際について
- 6．今後の措置について

1. 大学院設置の構想について

東京学芸大学に大学院を設置することについては、学内に東京学芸大学大学院設置準備委員会が設置され、設置のための問題点が提出され、逐次検討が加えられ、大学設置審議会においては慎重審議が繰返えされ、次のように要約された。

大学院の性格その他

- (1) 本学に設けられる大学院研究科は、教員養成関係学部にはじめて設けられる研究科であって、義務教育諸学校の教育に関係する者の資質の向上を目的として設けられるものである。しかし、この目的にかなった研究後継者の養成を阻むものではない。
- (2) 設置審議会の審査に当たっても、以上のことから、教科の教育専攻の課程は、次の3種類の講座によって構成されることがその前提とされた。
 - (i) 教育を含む講座
例えば、数学第一、数学第二、物理学第一のように数式教育、図形教育、物理教育を含むもの。
 - (ii) 純粋に専門的な講座
例えば物理学第二のように物理学としてプロパーなもの。
 - (iii) 教科教育の講座
例えば理科教育第一、数学科教育第一のようにその教科としての教育を総合するもの。
即ち、以上の3種類の講座により専攻の課程が構成されていることが、その専攻課程の性格であって、これを変更することはできない。
- (3) 講座において開設する授業科目は、その講座の性格を規定するものであって、然るべきものとして設置申請し、それに基づいて認可されたものである。
- (4) 本研究科の修了者に対して与える学位の称号については、設置審議会において教育学修士とすべきか、教育修士とすべきかについて議論のあったところであるが、この件については結論がえられていない。ただし、41年度中に結論がえられることになると考えられる。

2. 大学院成立の経過について

本研究科の設置計画として本年1月文部省に提出されたものは下記のとおりであった。

学校教育専攻

教育学，教育史，教育心理学，学校経営，道德教育

社会科教育専攻

地理学，地誌学，日本史，外国史，社会科教育

数学教育専攻

代数学，幾何学，解析学，数学科教育

理科教育専攻

物理学第一，物理学第二，化学第一，化学第二，生物学第一，生物学第二，
地学第一，地学第二，理科教育

英語教育専攻

英語学，英米文学，英語科教育

以上，本学よりの設置計画書の提出をうけた大学設置審議会は，これが審査に当たって，本研究科が既設のものとの性格が異なること，また，設置基準も決定されていないところから，専門委員会，常任委員会，総会といった順序のみでおこなうことは不十分であるとし，特別委員会を設けて，専門委員会，特別委員会，常任委員会，総会の順序をとるとともに，特にその目的・性格については，特別委員会において十分な審議をおこなうこと，かつ教員の個人審査については専門委員会のそれぞれの部会と教育関係の部会の双方において審査することとした。

以上の，特別委員会の審議において，目的・性格等が議せられ，義務教育諸学校に関する方面の研究が第一義であること。またそのために，専攻内に教科教育講座以外にそのものの教育を含む講座（例えば理科教育に関する講座のほかにも，物理教育，生物教育といった内容を含む講座）を必要とすることなどが議せられた。本学においては以上のことを勸案して，必要授業科目を追加するとともに履修方法を一層明確にし，各専攻に含まれる講座名称を次のように改めた。

学校教育専攻

教育学，教育史，教育心理学，学校経営，道德教育

社会科教育専攻

地理学第一，地理学第二，歴史学第一，歴史学第二，社会科教育

数学教育専攻

数学第一，数学第二，数学第三，数学科教育

理科教育専攻

物理学第一，物理学第二，化学第一，化学第二，生物学第一，生物学第二，地学第一，地学第二，理科教育

英語教育専攻

英語第一，英語第二，英語科教育

以上の変更案により，特別委員会委員等による実地審査を迎え，また，個々の担当教官の資格審査がおこなわれた。専門委員会の部会での資格審査においては専門では合であり，教育を+して(合)というものもあり，また，専門のみで合であったものもある。

なお，社会科教育専攻については，当初より，地，歴の面のみで取りあえず構成さ

第2章 大学院・専攻科のあゆみ

れていることは、社会科教育専攻としては不備である点が問題とされ、逐次補充してゆくことで審査が進められてきたが、3月に入ってから特別委員会、常任委員会において再度問題となった結果、これについては一応保留とされ、政・経・社等の面を補うことによって来年度以降に改めて審査されることとなった。

また、審議会においては、今回成立を認められた4専攻のほか、社会科教育専攻はもちろん、国語教育専攻についても早急に専攻を立てるよう要望があった。

なお、本学における、大学設置審議会の実地調査の際に、委員の質問に対し本学学長が回答した要旨は、次のとおりである。

大学院修士課程と附属学校との関係について

本学における大学院修士課程は、学校教育専攻および各専攻における教科教育をそれぞれ何単位か必修するという方針に基き、本学と附属学校との協力関係を次のように定める。

イ 附属学校の教官若干名を教育実習（観察・参加を含む）関係の学部講師として取扱い、修士課程における大学院学生が学部学生の教育実習に参加できるようにする。

責任者は、修士課程におけるそれぞれの教科教育担当の教授とする。

ロ 附属学校部長および当該附属学校長の承認を得た上、修士課程における「教育に関する実験的・実証的研究」を、当該附属学校において行い得る途を開く。

教育学研究科（修士課程）の目的

設置申請書のなかにある「教育実践の場における教育研究の推進者となる人材を養成することを目的とする」という意味は、特に義務教育諸学校の教育に関係する者の資質の向上を目的とするという意味である。具体的には義務教育諸学校の管理職にあるもの、あるいはそれに準ずるもの（例えば教科主任）および指導主事等を意味する。

性 格

以上の目的に対応し、申請書にある一般教職、教科教育、教科専門の比4対6対20を次のように改める。

「4～6」対「8～14」対「18～10」

すなわち、教職（一般教職と教科教育）と教科専門の比は12～20対18～10とする。つまり本修士課程の性格は、教職と教科の比がほとんど1対1となるが、これは現行の小学校教員養成課程の場合が1対1、中学校教員養成課程の場合が1対3であるのに対し、本修士課程の性格をより明確にするものとする。

次年度以降における充実計画

次年度以降において次の講座および専攻を設ける。

イ 国語科教育専攻を新たに設ける。

ロ 社会科教育専攻については、講座として政治学、経済学、社会学等に関するものを補う。

ハ 学校教育専攻については、講座として「教育方法」を加え、その授業科目には、「視聴覚教育」、「ティーチング・マシンの研究」、「集団力学」等を含めしめる。

入学者について

イ 入学者の割合は、小学校教員養成課程卒業者と中学校教員養成課程卒業者を1対1の比で入学させるようにする。

ロ 現職教員（学士号を有する者）の入学についても十分考慮する。

研究題目および卒業論文について

イ 研究題目の決定に際しては、教育の実験的、実証的研究を含めしめる。

ロ 卒業論文には、上記研究の結果を主論文あるいは参考論文として提出させる。

3. 大学院設置認可について

本学における大学院の設置、構想、委員会における審議は、以上のような経過を経たものであるが、正式に文部省大学学術局長より、昭和41年4月18日学大第33の32号で設置について公式通知（別紙(1)参照）があった。なお、大学院設置要項は、別紙(2)のとおりである。

別紙(1)

学大第33の32号

昭和41年4月18日

東京学芸大学長殿

文部省大学学術局長

杉江 清

東京学芸大学大学院の設置について（通知）

このことについては、「国立学校設置法の一部を改正する法律（昭和41年法律第48号）」の施行に伴い、下記1から6により設置することになりましたので通知します。

なお、昭和41年1月22日付けで提出の標記のことについては、大学設置審議会において下記7の事項についてじゅうぶん配慮されたいとの意見がありましたのでお知らせします。

記

1. 名称 東京学芸大学大学院
2. 位置 東京都小金井市貫井北町4丁目780番地
3. 研究科、専攻および課程の名称ならびに学生定員

第2章 大学院・専攻科のあゆみ

教育学研究科		入学定員	収容定員
学校教育専攻	修士課程	8人	16人
数学教育専攻	修士課程	8人	16人
理科教育専攻	修士課程	18人	36人
英語教育専攻	修士課程	6人	12人

4. 修業年限 2年

5. 開設年次 第1年次

6. 開設時期 昭和41年4月1日

7. 留意事項

- (1) 義務教育諸学校に関する研究を主として行なうよう配慮すること。
- (2) 現職教員にも入学の機会が与えられるようじゅうぶん配慮すること。
- (3) 国語教育専攻および社会科教育専攻をなるべくすみやかに設置するよう努力すること。
- (4) 附属学校の効率的な活用についてじゅうぶん配慮すること。
- (5) 助手の充実をはかること。
- (6) 図書学術雑誌は、教科教育科目に関するものを重点的に充実させるとともに、効率的に活用できるよう図書館の管理運営の改善をはかること。
- (7) 機械、器具等については、教科教育科目に関するものの充実をはかること。
- (8) 教官研究室、演習室等を整備すること。
- (9) 授与する学位の種類については、別途、大学設置審議会の議を経て定めること。

別紙(2)

東京学芸大学大学院設置要項

事項	記入欄	備考
設置者	国	
目的または事由	近年におけるわが国の文化、産業、教育の急激な発展向上は、教育者の資質、能力の向上を特に必要とするに至った。これに対処するため、本学に教育学研究科修士課程を設け、学部における一般的ならびに専門的教育の基礎のうえに、広い視野に立って精深な学識を修め、専門分野における理論と応用の研究能力を養い、教育実践の場における教育研究の推進者となる人材を養成することを目的とする。	
名称	東京学芸大学大学院 教育学研究科	
位置	本部 東京都小金井市貫井北町4丁目780番地 大学院教育学研究科 東京都小金井市貫井北町4丁目780番地	

第2節 大学院修士課程 教育学研究科

	学部学科等の名称	修業年限	学士号等	入学定員	収容定員						
学部学科等の名称ならびに修業年限学士号等および学生定員	大学院（修士課程）	2年	教育学修士	52	104	学芸学部					
	教育学研究科										
	学校教育専攻										
	社会科教育専攻										
	数学教育専攻										
	理科教育専攻										
	英語教育専攻										
	（基礎となる学部）	4年	教育学士	945	3,780	中学校 教員養成課程					
	学芸学部										
	小学校教員養成課程										
	中学校教員養成課程										
	聾学校教員養成課程										
	養護学校教員養成課程										
	特別教科(音楽)教員養成課程										
	特別教科(美術工芸)教員養成課程										
	特別教科(書道)教員養成課程										
	特別教科(保健体育)教員養成課程										
	専攻科						1年				中学校 教員養成課程
	学芸専攻科										
	教育専攻										
芸術、書道研究											
保健体育専攻											

4. 大学院設置認可前後の措置について

- 3月17日 大学院準備委員会（仮称）開催……第1回
- 3月17日 日程決定，募集要項案審議
- 3月24日 大学院準備委員会（仮称）開催……第2回
- 3月29日 教育関係大学，学部あて募集要項送付……（募集要項 別紙）
- 4月1日 大学院設置認可
- “ 大学院規程制定……………（大学院規程 別紙）
- “ 大学院研究科委員会発足……………（委員会規程 別紙）
- 4月5日 大学院研究科入学試験委員会発足…（委員会規程 別紙）
- “ 募集要項文部省に送付
- 4月8日 入学願書受付開始
- 4月15日 “ 締切
- 4月18日 大学院入学試験
- 4月20日 大学院合格者発表……………（別紙）
- 4月25日 大学院入学式
- 4月27日 授業開始

昭和41年度（新設）東京学芸大学大学院教育学研究科（修士課程）学生募集要項

1 本学大学院の目的

学部における一般的なならびに専門的教養の基礎のうえに広い視野に立って精深な学識を修め、理論と応用の研究能力および教育実践の場における教育研究の推進者となる能力を養うことを目的とする。

2 専攻および募集人員

学校教育専攻	8名
数学教育専攻	8名
理科教育専攻	16名
英語教育専攻	6名
計	38名

（注）応募者は、志望する専攻および講座一つに限り出願することができる。
なお、各講座（別紙「概要」を参照のこと）の入学定員は各2名である。

3 修業年限

2年

4 入学資格

大学院に入学することのできる者は、次の各号の1に該当する者であること。

- (1) 大学を卒業した者（昭和41年3月卒業見込みの者を含む。）
- (2) 大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

5 出願手続

(1) 出願書類等

- ① 検定料 1,500円
- ② 入学願書（所定の用紙ㄥ略）
- ③ 卒業（見込）証明書
- ④ 調査書（所定の用紙で、出身大学の学長または学部長が作成し厳封したもの。ㄥ略）
- ⑤ 健康診断書（所定の用紙で、3か月以内に受診したもの。ㄥ略）
- ⑥ 推薦書（指導教官または主任教官等により作成されたもの。ただし、止むを得ない事情により提出できない場合はこの限りではない。）
- ⑦ 現に他の大学院に在学中の者は学長の受験承諾書、官公署その他民間会社等に在職中の者は所属長の受験承諾書。

（備考）入学願書を郵送する場合は必ず書留とし、封筒の表に「大学院

入学願書」と朱書し，4月15日（金）までに必着のこと。検定料を為替にする場合は，受取人を「東京学芸大学主任収入官吏」と指定すること。なお，受験票は，4月18日（月）試験開始前に交付する。

- (2) 出 願 期 日 昭和41年4月8日（金）から4月15日（金）まで。
 受付は，午前10時から午後3時まで。ただし，土曜日は正午まで，日曜日は受け付けない。
- (3) 出 願 場 所 東京学芸大学 教務補導部 教務課
 （東京都小金井市貫井北町4丁目780番地）

6 選 抜 方 法

選抜は，学力検査，面接試問，健康診断および出身大学長（学部長）から提出される調査書の結果を総合して行なう。

- (1) 選 抜 期 日 昭和41年4月18日（月）
- (2) 選抜検査内容および時間

検査区分 試験科目 時間	学 力 検 査			面接試問 （健康診断）
	外国語科目	教職科目	専門科目	
専攻別	9.00～11.00	11.10～12.10	13.00～15.00	15.10～16.30
学校教育専攻	英 語（必須） ドイツ語 1か国語 フランス語 を選択 (ドイツ語，フランス語に限り辞書の使用を認める。)	教育学および教育心理学	教育学 } 教育心理学第一講座志望の者は教育心理学を，その他の講座志望の者は教育学を選択する。	健康診断は，とくに必要と認められた者についてのみ行なう。
数学教育専攻			数 学 } 数学教育	
理科教育専攻			物 理 学 } 自己の志望する講座の科目を含めて2～3科目	
英語教育専攻			英 語 } 英語教育	

- (3) 検 査 場 東京学芸大学(東京都小金井市貫井北町4丁目780番地)

7 合 格 者 発 表

- (1) 日 時 昭和41年4月20日（水） 午前10時
- (2) 場 所 東京学芸大学（学内掲示板）
- （注）合格者には，即日，入学手続書類および合格通知書を交付するから，必ず本人または代理の者が直接出向いて合否を確認すること。

注 意 事 項

- (1) 出願後の書類の変更や検定料の払いもどしは行なわない。
 - (2) 電話、電報等による可否の問い合わせには応じない。
 - (3) 出願書類の請求または受験に関する照会のあて先は、すべて速達とし「東京学芸大学教務補導部教務課」あて、返信用封筒（あて先を明記し、40円切手をはったもの）を同封すること。
- (備 考) 入学金は4,000円、授業料は年額18,000円である。

東京学芸大学大学院教育学研究科（修士課程）概要

本学教育学研究科（修士課程）の専攻、講座および履修方法は下記のとおりである。入学後は、特定の講座に所属し、指導教官の指導により授業科目を履修するとともに、研究をおこなうことになるから、あらかじめ下記の事項を了知のうえ、志望の専攻および講座を選定すること。なお各講座の入学定員は2名である。

1 専攻および講座その他

専攻	講 座	授業科目	単位数
学 校 教 育 専 攻	教 育 学 第一	教育哲学	8
		教育内容・方法論	8
	教 育 史 第一	日本教育史	8
		西洋教育史	8
	教 育 心 理 学 第一	教育心理学	4
		学習心理学	4
		発達心理学	8
		臨床心理学	8
	学 校 経 営 第一	学校経営	8
		教育制度	8
		道德教育	8
	数 学 教 育 専 攻	数 学 第一	数式教育論
関 数 論			4
微分方程式論			4
位相解析			4
数 学 第二		図形教育論	6
		幾何学の基礎	4
		微分幾何学	4
		位相幾何学	4
数 学 第三		整 数 論	4
		位相代数学	4
数 学 第三		抽象代数学	8
		数学科教育 第一	数学科教育特論
	数学科教育研究法		8

専攻	講 座	授業科目	単位数
理 科 教 育 専 攻	物 理 学 第一	数学科教育特別研究	6
		物理教育論	6
		流体物理学	4
		原子核物理学	4
	物 理 学 第二	量子物理学	4
		統計力学	4
		固体物理学	4
		固体物理学	4
	化 学 第一	化学教育論	6
		分析化学	4
		構造化学	4
		界面化学	4
	化 学 第二	触媒化学	4
		有機反応論	4
		生物化学	4
		有機合成化学	4
	生 物 学 第一	生物教育論	6
		植物生理学	4
		植物形態学	4
		細胞学	4
生 物 学 第二	生理化学	4	
	動物形態学	4	
	動物系統学	4	
	動物発生学	4	
		動物生理学	4

第2節 大学院修士課程 教育学研究科

専攻	講 座	授業科目	単位数
理科教育専攻	地 学 第一	地学教育論	6
		地 史 学	4
		古生物学	4
		構造地質学	4
	地 学 第二	結 晶 学	4
		摂 動 論	4
		天体物理学	4
		地 震 学	4
	理科教育 第一	気 象 学	4
		理科教育特論	8
		理科教育研究法	8
		理科教育特別研究	6

専攻	講 座	授業科目	単位数
英語教育専攻	英 語 第一	英語学と英語教育	6
		言 語 学	4
		英 語 学	8
	英 語 第二	英米文学研究	4
		英米文学特論	8
		英米文学演習	4
	英語科教育	英語科教育研究	4
		英語科教育特論	8
		英語科教育演習	4

(注) 授業科目とは演習、実験等を含む。

2 履 修 方 法

研究科の学生は、次の区分により授業科目を履修し、30単位以上を取得しなければならない。

(1) 学校教育専攻

教科教育専攻の課程において開設する授業科目8単位、自己の属する講座において開設する授業科目8単位を含めて、指導教官の指導により合計30単位以上を履修する。

この場合、教育哲学特論 2単位、教育心理学特論2単位を必修とし、日本教育史特論 2単位、学校経営特論 2単位、道徳教育特論 2単位のうちから2科目4単位を選択必修とする。

修士論文の内容は、教育の実験的・実証的研究の結果を含むものとする。

(2) 数学教育専攻

学校教育専攻の課程において開設する授業科目4～6単位。自己の属する講座において開設する授業科目8単位を含めて、指導教官の指導により合計30単位以上を履修する。

この場合、数学科教育特論4単位、数学科教育特論演習4単位、数学科教育特別研究6単位、計14単位を必修とする。

修士論文の内容は、教育の実験的・実証的研究の結果を含むものとする。

(3) 理科教育専攻

学校教育専攻の課程において開設する授業科目4～6単位、自己の属する講座において開設する授業科目8単位を含めて、指導教官の指導により合計30単位以上を履修する。

この場合、理科教育特論4単位、理科教育特論演習4単位、理科教育特別研究6単位、計14単位を必修とする。

第2章 大学院・専攻科のあゆみ

なお、関連科目として数学を指定することがある。

修士論文の内容は、教育の実験的・実証的研究の結果を含むものとする。

4) 英語教育専攻

学校教育専攻の課程において開設する授業科目4～6単位を含めて、指導教官の指導により合計30単位以上を履修する。

この場合、英語科教育研究4単位、英語科教育演習4単位、計8単位を必修とする。

修士論文の内容は、教育の実験的・実証的研究の結果を含むものとする。

3 修了の要件

大学院修士課程に2年以上在学し、所定の科目を30単位以上取得し、在学中に学位論文の審査および最終試験に合格しなければならない。

4 その他

本年度に限り、教育学第一、生物学第二の2講座は学生を募集しない。

東京学芸大学大学院規程

(昭和41年規程第3号)

第1章 総則

(目的)

第1条 東京学芸大学大学院(以下「大学院」という。)は、学部における一般的ならびに専門的教養の基礎のうえに広い視野に立って精深な学識を修め、理論と応用の研究能力および教育実践の場における教育研究の推進者となる能力を養うことを目的とする。

(課程)

第2条 大学院に修士課程をおく。

(研究科)

第3条 修士課程に、教育学研究科をおく。

(専攻)

第4条 教育学研究科に次の専攻をおく。

1. 学校教育専攻
2. 数学教育専攻
3. 理科教育専攻
4. 英語教育専攻

(学生定員)

第5条 大学院の学生入学定員は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------|-----|
| 1. 学校教育専攻 | 10名 |
| 2. 数学教育専攻 | 8名 |
| 3. 理科教育専攻 | 18名 |
| 4. 英語教育専攻 | 6名 |

第6条 大学院の修業年限は、2年とする。

- 2 大学院の在学年限は、休学期間を除き、4年以内とする。

第2章 管理・運営

(研究科長)

第7条 研究科に科長をおき学長をもってこれにあてる。

(研究科委員会)

第8条 本学大学院に、研究科委員会をおく。

- 2 研究科委員会に関する規程は別に定める。

第3章 授業科目、単位履修方法および学生等

(授業科目等)

第9条 教育学研究科における、各専攻課程の授業科目および単位数は、別表第1のとおりとする。

(履修方法)

第10条 学生は、その所属する専攻課程および関連する他の専攻課程の授業科目について、指導教官の指導により、30単位以上を修得しなければならない。

(指導教官)

第11条 研究科長は、学生の入学後、研究科委員会の議を経て、当該学生の指導教官を決定する。

(履修科目の届出)

第12条 学生は、指導教官の指導に基き、当該学年内に履修しようとする授業科目を、所定の様式により研究科長に届出なければならない。

(単位修得の認定)

第13条 単位修得の認定は、学期末または学年末に筆記試験または研究報告等に基きこれを行う。

(最終試験・単位等)

第14条 最終試験・学位論文および学位の授与については、東京学芸大学学位規程の定めるところによる。

第4章 入学、休学および退学

(入学時期)

第15条 大学院への入学は、毎年4月とする。

別表第1

1. 学校教育専攻			2. 数学教育専攻			3. 理科教育専攻						4. 英語教育専攻		
授業科目	単位数		授業科目	単位数		授業科目	単位数		授業科目	単位数		授業科目	単位数	
	必修	選択		必修	選択		必修	選択		必修	選択		必修	選択
教育哲学特論	2		関数論		2	流体物理学		2	動物生理学実験		2	言語学研究		4
同		2	同 演習		2	同 演習		2	動物系統学		2	英語学研究		4
教育哲学演習	4		微分方程式論		2	量子物理学		2	同 実験		2	英語学演習		4
教育内容方法論特論	4		同 演習		2	同 演習		2	動物発生学		2	英米文学研究		4
同 演習	4		位相解析		2	原子核物理学		2	同 実験		2	英米文学特論		4
日本教育史特論	2		同 演習		2	同 実験		2	古生物学		2	同		4
同		2	幾何学の基礎		2	統計力学		2	同 実習		2	英米文学演習		2
日本教育史演習	4		同 演習		2	同 演習		2	構造地質学		2	同		2
西洋教育史特論	4		微分幾何学		2	同 実験		2	同 実習		2	英語科教育研究	4	4
同 演習	4		同 演習		2	固体物理学		2	地史学		2	英語科教育特論		4
教育心理学特論	2		位相幾何学		2	同 実験		2	同 実習		2	同		4
同 演習		2	同 演習		2	構造化学		2	同 実験		2	英米文学演習		2
発達心理学特論	4		同 演習		2	同 演習		2	播動論		2	同		2
同 演習	4		整数論		2	同 演習		2	同 セミナール		2	英語科教育特論		4
学習心理学特論	2		同 演習		2	界面化学		2	同 セミナール		2	同		2
同 実験	2		抽象代数学		2	同 演習		2	天体物理学		2	英語科教育研究	4	4
臨床心理学特論	4		同 演習		2	触媒化学		2	同 セミナール		2	英語科教育特論		4
同 実習	4		同 演習		2	同 演習		2	地震学		2	同		4
学校経営特論	2		抽象代数学		2	分析化学		2	同 演習		2	英語学と英語教育		4
同		2	同 演習		2	同 実験		2	同 演習		2	同 演習		2
同 調査実習	4		数学科教育特論	4		有機反応論		2	理科教育特論	4		計	8	42
教育制度特論	4		同 演習	4		有機合成化学		2	同 演習	4				
同 演習	4		数学科教育研究法	4		同 実験		2	理科教育研究法		4			
道德教育特論	2		同 演習	4		生物化学		2	同 演習		4			
同		2	同 演習	4		同 実験		2	物理教育論		4			
道德教育演習	4		数式教育論		4	植物形態学		2	同 演習		2			
道德教育方法論特論	4		同 演習		2	同 実験		2	化学教育論		4			
同 演習	4		図形教育論		4	植物生理学		2	同 演習		2			
計	4	84	同 演習		2	同 実験		2	生物教育論		4			
			同 演習		2	同 実験		2	同 演習		2			
			数学科教育特別研究	6		細胞学		2	理科教育特別研究	6				
			同 実験	60		同 実験		2	計	14	148			
			計	14	60	動物形態学		2						
						同 実験		2						

(入学資格)

第16条 大学院に入学することのできる者は、次の各号の1に該当する者とする。

1. 大学を卒業した者
2. その他、学校教育法第67条の規定により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学志願手続)

第17条 大学院に入学を志願する者は、所定の願書に法令の定める検定料および必要書類を添えて願い出るものとする。

(選抜試験)

第18条 前条の入学志願者に対して、学力検査、その他の方法により、選抜試験を実施する。

(入学手続)

第19条 前条の試験に合格した者は、所定の誓約書に法令の定める入学金および必要書類を添えて入学手続をとらなければならない。

(休学)

第20条 学生が疾病その他止むを得ない事情により、引き続き2月以上にわたり修学することができないときは、所定の手続を経て休学することができる。

- 2 前項の休学期間は1年以内とする。ただし、特別の事情のあるときは、2年を限り更新することができる。
- 3 前2項の休学の事由が消滅したときは、当該学生は、すみやかに所定の手続をとり、復学しなければならない。

(退学)

第21条 退学を希望する学生は、理由を明記して願い出、許可を得なければならない。

- 2 学長は、疾病、学力劣等その他研究を継続することが適当でないと認められるときは、研究科委員会の議を経て当該学生に退学を命ずることができる。

第5章 懲戒

(懲戒)

第22条 学生が、本学の規程、規則等に違反し、または、学生の本分に反する行為があったときは、学長は、研究科委員会の議を経て当該学生を懲戒する。

- 2 懲戒の種類は、戒告および退学の2種とする。

第6章 授業料

第23条 学生は、法令の定めるところにより、授業料を次の2期に分けて、それぞれ同額ずつを納付しなければならない。

第2章 大学院・専攻科のあゆみ

1. 前期 4月30日まで
2. 後期 10月31日まで

附 則

この規程は昭和41年4月1日から施行する。

東京学芸大学研究科委員会規程

(昭和41年規程第5号)

(設置・目的)

第1条 本学大学院研究科の運営に関する必要事項を審議し、各専攻間の緊密な連絡に資するため、本学に東京学芸大学研究科委員会(以下「委員会」という。)をおく。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に定める委員をもって組織する。

1. 研究科長
2. 研究科所属の教授
- 2 委員会に委員長をおき、研究科長をもってこれにあてる。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の事項を審議する。

1. 研究科担当教官の人事に関すること
2. 研究科の教育および研究に関すること
3. 学位の授与および取消しもしくは撤回に関すること
4. 大学院学生の身分に関すること
5. その他、研究科に関する必要事項

(関係職員の出席)

第4条 委員会は必要に応じて、関係職員を出席させ、説明を求め、意見を述べさせることができる。

(定足数)

第5条 委員会は、総委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議決は、他に、特別の定めのある場合を除き、出席委員の過半数により、これを決する。

(庶務)

第6条 委員会に関する庶務は、庶務課がこれを処理する。

附 則

この規程は昭和41年4月1日から施行する。

東京学芸大学大学院研究科入学試験委員会規程

(設置)

第1条 本院大学院研究科入学者選抜試験の円滑なる運営をはかるため、本院に東京学芸大学大学院研究科入学試験委員会（以下「委員会」という。）をおく。

(構成)

第2条 委員会は、次の各号に定める委員をもって組織し学長が委嘱する。

1. 大学院研究科委員会委員長
2. 大学院担当の教授
- 2 委員会に委員長および副委員長をおき、委員の互選により選出する。

(取扱事項)

第3条 委員会は次の各号に定める事項をつかさどる。

1. 学力検査の実施計画に関する事
2. 学力検査問題の作成に関する事
3. 学力検査の採点に関する事
4. 面接および健康診断に関する事
5. その他、入学者選抜試験に関する事

(定足数)

第4条 委員会は、その構成員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

- 2 委員会における決定は、出席委員の3分の2以上の賛成がなければこれを行うことができない。

(臨時委員)

第5条 委員会には必要に応じ臨時委員をおくことができる。

- 2 前項の臨時委員は大学院担当教官のうちから委員長の申し出により学長が委嘱する。

(細則)

第6条 委員長は、委員会の議を経て、選抜試験を運営するにあたり、必要な細則を定めることができる。

(庶務)

第7条 委員会に関する庶務は、教務課がこれを処理する。

附 則

この規程は昭和41年4月1日から施行する。

大学院修士課程教育学研究科入学者選抜合格者概要

1. 学校教育専攻(4名)		(卒業年次)	
教育史	男	東京学芸大	41.3卒
"	男	"	41.3卒
学校経営	男	"	40.3卒
教育心理学	男	"	37.3卒 日大二中講師退職
2. 数学教育専攻(3名)			
数学第1	女	"	41.3卒
"	男	"	41.3卒
数学第2	男	"	41.3卒
3. 理科教育専攻(2名)			
物理学第1	男	"	41.3卒
生物学第1	女	"	41.3卒
4. 英語教育専攻(3名)			
英語学第1	男	"	41.3卒
英語学第2	男	"	41.3卒
"	男	成城大学	41.3卒 英語免 中1級, 高2級
(注) 応募者数	20名		
受験者数	19名		
合格者数	12名		

5. 授業の実際

大学院の入学式を4月25日に挙行し、研究科長(学長)は、研究科委員会の議を経て、当該学生の指導教官を決定し、学生は、指導教官の指導に基き、当該学年内に履修しようとする授業科目を研究科長に提出し(別紙「大学院学生研究題目一覧表」略)、現在円滑に大学院は運営されている。

6. 今後の措置について

本学の大学院は、4専攻(学校教育専攻、数学教育専攻、理科教育専攻、英語教育専攻)で足したためであるが、大学設置審議会において要望された7項目について、学内的に処理できるものは、逐次整備を行ないつつある。特に国語教育専攻、社会科教育専攻をなるべく、すみやかに設置する必要がある、更に大学院の整備、充実のために、他の専攻を如何に加えるかについて、「東京学芸大学大学院委員会」を設け、検討を加え、昭和42年度の概算要求では、国語教育専攻、社会科教育専攻、音楽教育専攻、保健体育専攻、家庭科教育専攻の5専攻の増設を要求している。

77 大学院（修士課程）入学者数及び修了者数

77-1 入学者数

区分 年度	学校教育専攻			国語教育専攻			社会科教育専攻			数学教育専攻			理科教育専攻		
	募集 人員	志願 者数	入学 者数	募集 人員	志願 者数	入学 者数	募集 人員	志願 者数	入学 者数	募集 人員	志願 者数	入学 者数	募集 人員	志願 者数	入学 者数
1966	8	8	4							8	4	3	18	4	2
1967	10	23	7	8	2	1	18	10	9	8	7	5	18	21	13
1968	10	18	7	8	2	1	18	15	9	8	8	3	18	20	10
1969	10	18	7	8	3	3	18	12	8	8	7	3	18	33	11
1970	10	34	6	8	3	2	18	20	4	8	11	3	18	29	13
1971	10	20	7	8	4	3	18	18	8	8	14	5	18	29	11
1972	16	26	11	8	6	4	18	15	6	8	12	5	18	33	13
1973	16	38	14	8	6	4	18	23	12	8	22	4	18	33	16
1974	16	30	13	8	15	5	18	14	8	8	21	5	18	41	12
1975	18	41	13	8	12	5	18	29	11	8	16	4	18	37	14
1976	27	38	13	12	23	10	27	34	12	8	26	5	27	61	21
1977	30	67	25	12	20	7	27	35	17	8	30	8	27	56	19
1978	30	68	23	12	20	12	27	41	17	8	17	5	27	47	21
1979	30	80	24	12	26	12	27	38	19	8	25	4	27	39	14
1980	30	70	23	12	30	13	27	39	19	12	17	5	27	35	13
1981	30	72	24	12	24	11	27	31	15	12	18	3	27	46	17
1982	30	44	15	12	23	11	27	32	16	12	17	3	27	34	21
1983	30	55	21	12	29	13	27	29	19	12	12	5	27	26	16
1984	30	64	25	12	55	18	27	38	15	12	14	6	27	42	18
1985	30	79	27	12	48	17	27	47	27	12	16	3	27	48	18
1986	30	100	37	12	60	22	27	34	20	12	16	6	27	44	22
1987	30	100	36	12	58	19	27	59	29	12	15	3	27	41	12
1988	30	99	37	12	49	14	27	62	22	12	14	3	27	50	20
1989	30	103	31	12	68	16	27	56	21	12	32	10	27	33	17
1990	30	65	20	12	62	22	27	38	26	12	16	7	27	39	21
1991	30	81	36	12	48	23	27	42	22	12	17	8	27	53	34
1992	30	106	41	12	69	29	27	82	40	12	18	6	27	61	38
1993	30	137	48	12	97	40	27	82	51	12	16	10	27	57	40
1994	30	132	44	12	78	31	27	84	49	12	26	8	27	62	45
1995	30	158	45	12	111	36	27	77	45	12	25	16	27	61	36
1996	30	137	44	12	79	32	27	85	52	12	25	12	27	65	40
1997	30	142	50	12	80	30	27	67	43	12	21	10	27	53	33

第2章 大学院・専攻科のあゆみ

区分 年度	音楽教育専攻			美術教育専攻			保健体育専攻			家政教育専攻			英語教育専攻		
	募集 人員	志願 者数	入学 者数	募集 人員	志願 者数	入学 者数	募集 人員	志願 者数	入学 者数	募集 人員	志願 者数	入学 者数	募集 人員	志願 者数	入学 者数
1966													6	4	3
1967	10	5	2										6	4	3
1968	10	6	3	12	4	4	8	3	1	10	1	0	6	10	5
1969	10	13	7	12	12	4	8	20	2	10	6	3	6	8	5
1970	10	10	1	12	11	3	8	8	0	10	9	3	6	7	2
1971	10	11	5	12	7	4	8	7	2	10	4	3	6	8	3
1972	10	22	5	12	6	3	8	15	4	10	1	0	6	11	3
1973	10	25	8	12	24	11	8	20	6	10	11	2	6	13	5
1974	10	23	7	12	18	7	8	36	7	10	11	4	6	12	6
1975	10	18	8	12	30	8	12	49	12	10	13	4	6	11	4
1976	15	31	11	18	23	13	18	72	14	15	8	6	9	14	5
1977	15	32	13	18	33	14	18	45	12	15	9	6	9	15	3
1978	15	37	6	18	31	9	18	39	14	15	10	8	9	14	5
1979	15	35	9	18	32	9	18	46	12	15	8	4	9	22	5
1980	15	25	8	18	29	12	18	32	14	15	7	2	9	19	4
1981	15	31	9	18	21	7	18	30	10	15	13	7	9	23	4
1982	15	39	11	18	14	8	18	29	14	15	4	3	9	16	6
1983	15	34	14	18	14	6	18	23	9	15	6	5	9	19	8
1984	15	36	15	18	29	14	18	29	12	15	10	4	9	21	7
1985	15	53	17	18	30	15	18	33	11	15	8	7	9	18	6
1986	15	42	14	18	22	10	18	29	17	15	8	7	9	24	8
1987	15	48	14	18	24	15	18	30	16	15	14	7	9	24	7
1988	15	43	14	18	35	17	18	43	19	15	16	6	9	31	6
1989	15	45	14	18	36	13	18	47	17	15	13	5	9	25	8
1990	15	38	16	18	30	14	18	34	20	15	4	4	9	15	9
1991	15	51	22	18	40	28	18	37	23	15	15	6	9	17	11
1992	15	37	12	18	53	27	18	32	9	15	10	9	9	16	9
1993	15	59	23	18	44	28	18	28	15	15	13	10	9	20	9
1994	15	55	14	18	45	25	18	40	18	15	10	4	9	12	6
1995	15	61	18	18	51	28	18	42	27	15	14	7	9	20	10
1996	15	59	19	18	63	35	18	46	26	15	16	10	9	26	10
1997	15	45	21	18	34	20	18	37	14	15	14	9	9	17	14

第 2 節 大学院修士課程 教育学研究科

区分 年度	障害児教育専攻			技術教育専攻			合 計		
	募集 人員	志願 者数	入学 者数	募集 人員	志願 者数	入学 者数	募集 人員	志願 者数	入学 者数
1966							40	20	12
1967							76	72	40
1968							106	87	43
1969							106	132	53
1970							106	142	37
1971							106	122	51
1972							112	147	54
1973							112	215	82
1974	8	10	7				120	231	81
1975	10	29	6	6	7	3	136	292	82
1976	15	52	11	9	22	6	204	404	127
1977	15	35	11	9	21	7	207	398	142
1978	15	36	12	9	11	5	207	371	137
1979	15	37	7	9	9	5	207	397	124
1980	15	29	10	9	12	5	207	344	128
1981	15	28	7	9	7	6	207	344	120
1982	15	16	8	9	4	2	207	272	118
1983	15	20	7	9	10	6	207	277	129
1984	15	26	14	9	5	4	207	369	152
1985	15	36	19	9	6	4	207	422	172
1986	15	43	14	9	9	1	207	431	178
1987	15	52	19	9	6	5	207	471	182
1988	15	31	14	9	6	3	207	479	175
1989	15	43	11	9	7	6	207	508	169
1990	15	21	14	9	9	6	207	371	179
1991	15	24	9	9	12	9	207	437	231
1992	15	20	10	9	11	10	207	515	240
1993	15	30	13	9	12	10	207	595	297
1994	15	31	14	9	14	11	207	589	269
1995	15	26	13	9	12	9	207	658	290
1996	15	28	14	9	5	5	207	634	299
1997	15	23	9	9	14	11	231	658	317

第2章 大学院・専攻科のあゆみ

大学院（修士課程）「昼夜開講コース及び総合教育開発専攻」

区分 年度	学校教育専攻			国語教育専攻			社会科教育専攻			数学教育専攻		
	募集 人員	志願 者数	入学 者数	募集 人員	志願 者数	入学 者数	募集 人員	志願 者数	入学 者数	募集 人員	志願 者数	入学 者数
1997	若干名	3	3				若干名	4	2	若干名	0	0
1998	"	10	2	若干名	2	2	"	0	0	"	3	1

区分 年度	理科教育専攻			音楽教育専攻			美術教育専攻			保健体育専攻		
	募集 人員	志願 者数	入学 者数	募集 人員	志願 者数	入学 者数	募集 人員	志願 者数	入学 者数	募集 人員	志願 者数	入学 者数
1997	若干名	7	6							若干名	1	1
1998	"	3	3	若干名	2	1	若干名	6	6	"	5	4

区分 年度	家政教育専攻			英語教育専攻			障害児教育専攻			技術教育専攻		
	募集 人員	志願 者数	入学 者数	募集 人員	志願 者数	入学 者数	募集 人員	志願 者数	入学 者数	募集 人員	志願 者数	入学 者数
1997	若干名	2	1	若干名	4	2	若干名	5	3	若干名	3	2
1998	"	1	1	"	4	3	"	2	2	"	3	0

区分 年度	総合教育開発専攻		
	募集 人員	志願 者数	入学 者数
1997	24	82	33
1998	"	81	31

77 - 2 修了者数

区分 年度	学校教育専攻			国語教育専攻			社会科教育専攻			数学教育専攻			理科教育専攻		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1967	3	0	3							2	1	3	1	1	2
1968	5	0	5				6	1	7	2	2	4	10	2	12
1969	8	1	9	1	0	1	10	0	10	1	1	2	8	2	10
1970	4	1	5	0	0	0	1	1	2	4	0	4	11	0	11
1971	6	0	6	2	2	4	6	0	6	2	1	3	10	2	12
1972	8	0	8	1	3	4	13	0	13	6	0	6	9	2	11
1973	7	2	9	1	3	4	6	1	7	5	1	6	13	1	14
1974	8	6	14	1	2	3	6	2	8	3	0	3	15	1	16
1975	7	5	12	2	4	6	5	2	7	4	3	7	8	2	10
1976	10	3	13	3	1	4	10	1	11	3	1	4	14	1	15
1977	12	1	13	4	3	7	7	2	9	3	0	3	16	4	20
1978	10	9	19	4	5	9	12	0	12	7	2	9	12	5	17
1979	13	8	21	6	6	12	13	4	17	5	0	5	16	5	21
1980	15	12	27	4	5	9	10	4	14	2	0	2	9	3	12
1981	7	12	19	5	8	13	18	5	23	2	1	3	12	3	15
1982	13	8	21	3	5	8	8	7	15	5	1	6	11	7	18
1983	9	7	16	4	8	12	11	4	15	1	1	2	13	1	14
1984	9	5	14	3	6	9	12	3	15	2	0	2	9	4	13
1985	16	6	22	7	9	16	11	3	14	5	2	7	19	3	22
1986	14	9	23	7	4	11	19	2	21	5	0	5	15	0	15
1987	23	12	35	16	5	21	18	3	21	3	0	3	16	3	19
1988	20	14	34	15	9	24	17	6	23	5	0	5	9	5	14
1989	13	15	28	11	2	13	4	3	7	1	1	2	17	3	20
1990	11	12	23	4	11	15	17	7	24	8	3	11	12	2	14
1991	8	15	23	6	9	15	18	7	25	5	0	5	15	3	18
1992	10	14	24	12	14	26	13	7	20	6	1	7	21	11	32
1993	8	24	32	4	15	19	13	12	25	5	0	5	25	9	34
1994	20	27	47	15	22	37	32	12	44	5	3	8	28	9	37
1995	9	28	37	9	13	22	27	13	40	4	2	6	36	10	46
1996	14	31	45	8	33	41	18	19	37	11	1	12	20	10	30
1997	11	27	38	9	27	36	28	20	48	6	5	11	25	11	36

第2章 大学院・専攻科のあゆみ

区分 年度	音楽教育専攻			美術教育専攻			保健体育専攻			家政教育専攻			英語教育専攻		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1967													1	0	1
1968	1	1	2										2	0	2
1969	0	2	2	1	0	1							2	1	3
1970	2	2	4	2	2	4	1	1	2	0	3	3	3	1	4
1971	0	3	3	4	1	5	1	0	1	0	3	3	1	3	4
1972	1	2	3	3	1	4	1	1	2	0	3	3	3	4	7
1973	2	5	7	2	1	3	3	1	4	0	0	0	1	1	2
1974	0	3	3	8	3	11	5	0	5	0	2	2	3	0	3
1975	2	5	7	3	2	5	4	3	7	0	4	4	5	2	7
1976	5	6	11	4	3	7	9	2	11	0	1	1	6	0	6
1977	2	9	11	6	6	12	9	3	12	0	1	1	3	0	3
1978	6	5	11	6	8	14	7	4	11	0	9	9	1	1	2
1979	1	6	7	5	2	7	10	2	12	0	9	9	3	2	5
1980	2	4	6	5	4	9	11	3	14	0	5	5	1	3	4
1981	1	7	8	6	8	14	11	5	16	0	0	0	3	1	4
1982	3	6	9	4	2	6	8	2	10	0	4	4	3	1	4
1983	2	7	9	4	2	6	8	3	11	0	3	3	3	2	5
1984	0	9	9	3	3	6	4	3	7	0	4	4	6	1	7
1985	6	14	20	9	3	12	8	5	13	0	3	3	9	0	9
1986	2	9	11	9	7	16	8	2	10	0	6	6	2	2	4
1987	2	6	8	7	1	8	12	1	13	0	6	6	4	3	7
1988	7	16	23	3	9	12	17	2	19	0	5	5	8	1	9
1989	5	7	12	9	4	13	13	3	16	1	9	10	3	1	4
1990	6	11	17	11	4	15	14	5	19	0	5	5	5	3	8
1991	5	9	14	8	5	13	13	2	15	0	2	2	7	4	11
1992	7	14	21	11	10	21	20	6	26	0	5	5	9	1	10
1993	3	5	8	17	12	29	6	4	10	1	6	7	2	5	7
1994	6	13	19	13	17	30	8	3	11	0	10	10	3	3	6
1995	4	8	12	9	9	18	16	7	23	1	3	4	4	3	7
1996	3	10	13	7	15	22	10	9	19	0	6	6	4	6	10
1997	2	16	18	11	23	34	17	8	25	0	11	11	4	4	8

第 2 節 大学院修士課程 教育学研究科

区分 年度	障害児教育専攻			技術教育専攻			合 計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1967							7	2	9
1968							26	6	32
1969							31	7	38
1970							28	11	39
1971							32	15	47
1972							45	16	61
1973							40	16	56
1974							49	19	68
1975	4	3	7				44	35	79
1976	4	2	6	3	0	3	71	21	92
1977	4	6	10	5	0	5	71	35	106
1978	5	2	7	7	0	7	77	50	127
1979	6	7	13	5	0	5	83	51	134
1980	5	2	7	4	0	4	68	45	113
1981	8	5	13	5	0	5	78	55	133
1982	4	2	6	6	0	6	68	45	113
1983	4	2	6	2	0	2	61	40	101
1984	1	5	6	6	0	6	55	43	98
1985	7	4	11	3	0	3	100	52	152
1986	8	7	15	2	0	2	91	48	139
1987	5	8	13	4	0	4	110	48	158
1988	6	6	12	4	0	4	96	73	184
1989	8	9	17	4	0	4	92	57	156
1990	1	9	10	3	1	4	96	73	165
1991	4	11	15	7	0	7	121	67	163
1992	3	3	6	9	0	9	121	86	207
1993	2	10	12	9	1	10	95	103	198
1994	5	3	8	5	0	5	140	122	262
1995	6	8	14	10	2	12	135	106	241
1996	2	9	11	10	2	12	107	151	258
1997	5	8	13	3	0	3	121	160	281

78 修士講座の整備に関する経過—大講座制について—(庶務課)

(1980.6.25)

昭和54年度予算で本学の教員組織に大巾の改正が行われ、54.4.1からいわゆる大講座制に移行したが、1年余を経過した現時点で、その概要と学内運営上の取扱いを整理し、周知徹底を図るものである。

(改正の趣旨)

本学の大学院修士課程は昭和41年度に設置以来、数次にわたり専攻、講座の増設整備を図った結果、ほとんどの専攻分野にわたり修士講座が置かれまた過半数の教官が大学院の授業を担当している。

このような実状から、大学院の教育研究組織である修士講座と学部、課程の教育組織としての学科目を修士講座に包括して、学部と大学院を通じて責任のもてる教育研究組織に改めると同時に、学問の進歩発展に即応した総合的研究や境界領域の研究が促進されるように可能な限り統合整備を行ったものである。

(改正の要点)

- ① 一般教育等及び職業科関係を除くすべての学科目を修士講座(講座)に統合した。

講座	70	}	63	}	86に統合
学 科 目	61	}	3 (職業科)	}	
一般教育等	20	}	20	}	

- ② 講座、学科目の統合のパターン

A. 2つの 講座を	1つの 講座に統合	1
B. 1つの 講座と1つの学科目を	"	26
C. 1つの 講座と2つの学科目を	"	4
D. 2つの 講座と1つの学科目を	"	4
E. 2つの 講座と2つの学科目を	"	5
F. 3つの 講座と3つの学科目を	"	1
G. 1つの学科目を	"	3
H. 2つの学科目を	"	2
① 統合せず現行のまま 1 講座として残したもの		17

計 63

- ⊕ いわゆる大講座制と称しているが、概算要求では「修士講座の整備」として取扱っており、その内容も全学一律に大講座に統合したものではない。

- ③ 統合した新しい 講座の名称は、従来の 学第一、 学第二……等のナンバーをとり、また一部分について、或程度内容を示す名称に改めた。

(大講座制移行に伴う学内運営上の措置)

- ① 今回の 講座の整備は教官研究費の増額を主たるメリットとした予算措置であること及び学内の教員組織の根本的再編成を行うには時間的にも無理があるということから、移行の前提として、学内運営面では大筋として従来の方式を変更しない。
- ② 大学院について、従来の 講座を「分野」として残し、「新 講座」と「分野」とで従来どおり、教官人事、単位履修、論文指導等を運用する。
(補 足)
 - (1) 一般教育等及び職業科関係を除き、すべて 講座の所属となるが、従来どおりの適格審査を経て「大学院授業担当」となることに変りはない。
 - (2) 大学院研究科委員会の構成についても、従来どおり 講座から④教授各1名とする。
 - (3) 大講座制移行に伴う関連諸規則の一部手直しを上記①②の趣旨に沿って行う。
 - (4) 単位履修方法は従来どおりとするが、移行に伴う表現上の手直しを行う。
 - (5) 学生募集定員も現行の一 講座(分野)ごとに3名とし専攻内で弾力的に運用する。
- ③ 大学院担当教官に支給される調整額は、一般教育等と 講座との教官定員上の関係は残るが原則として年間2単位以上担当すれば適用される。

(大講座制移行後、将来に向けて残された検討事項)

- ① 省令上の講座、学科目が変わっただけで、学内的には「分野」として旧講座を残すことで実態は変わっていない。しかし、本学の教育研究組織として最も望ましいものを検討し、省令と合致した組織をかためる必要がある。
- ② 将来の博士課程設置に備えて、大講座制の長所を生かす教育・研究体制の推進
- ③ 従来、大学院に参画していなかった学科目が 講座に整備された領域の取扱い

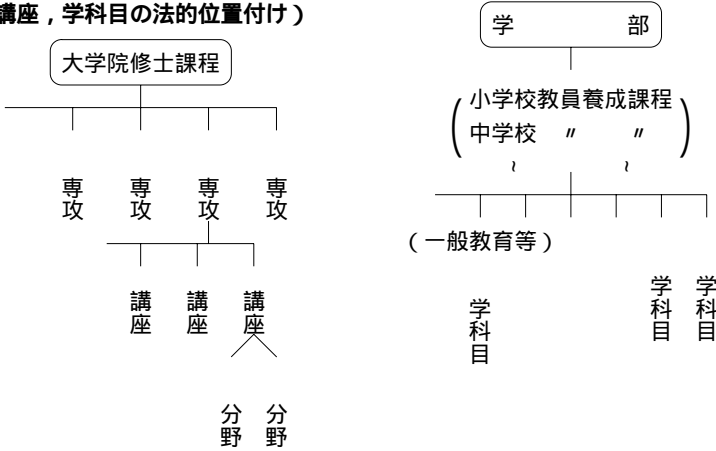
(1) 教育社会学 教育社会学 社会教育 社会教育	} 現在、	学校経営学の中で3科目10単位を開設している。
(2) 教育情報科学 + 学校図書館学	}	教育情報・図書館学
(3) 書道 + 書道史	}	書道
- ④ 1つの 講座内の「分野」において、隣接分野の授業を新たに担当する場合の教官選考の取扱い

大学には教育研究上の基本となる組織として通常学部が置かれその中に学科又は課程があり、更に教員組織の最小単位である講座又は学科目が置かれている。

講座 大学院の教育研究を分担することを前提とした教員組織で修士課程には修士講座(講座)、博士課程には博士講座(講座)ともいわれ教授、助教授及び助手が一応のセットとなっている。

第2章 大学院・専攻科のあゆみ

(講座, 学科目の法的位置付け)



学科目 大学院を置かない場合の教員組織であり教授又は助教授，場合によっては講師が担当し又は分担する。

いわゆる大講座制とは，近年講座制の硬直性，閉鎖性などが問題とされ，より柔軟な教員組織を目指して幾つかの大学で試みている数講座分の教員定員をプールする形態をいう。

修士講座の大講座制移行の経過

昭和55.4 23編

時期等	経過の概要	備考
53.5.22 各部部长会	・⊗から非公式に修士講座の整備について学長に打診があった経過と趣旨について，学長から説明があり意見交換の結果，「教官研究費の増という面だけで飛びつくのではなく，慎重に検討し統合する積極性を考えて対処することとし，54年度概算要求に出すことは見合わせる」とこととした。	・試案A，Bと学内運営上の問題点について資料を用意 ・左記の件を5/24の大学院関係会議に報告し，了解を得た。
53.5.25前後 ⊗との折衝	・5/22の大学の意向を⊗に連絡したところ，⊗から再度検討してほしい旨，学長に要請があった。	
53.5.29 臨時部局長会	・概算要求事項とりまとめのために開催されたが，学長から⊗との折衝の経過の報告があり，「学内の学科制組織とは関係なく省令の手直しで，予算上のメリットがある」という趣旨を各部で学科等に説明することにした。	・資料として，5/29付の「修士講座，学科目の統合整備について」を配布
53.6.5 臨時部局長会	・5/29の方針に従い各部の意見聴取について各部部长から報告があり，消極的賛成で部によっては試案A，Bの中味について希望意見が出された。	
53.6.7 部局長会	・各部部长から感触をきき，意見交換の結果，6/7の代議員会で趣旨と経緯を説明し，概算要求に出すか否かは部局長会一任を取付けることとした。	⊗では7月末まで資料提出を待つといている。

第2節 大学院修士課程 教育学研究科

時期等	経過の概要	備考
53.6.7 代議員会	・54年度概算要求事項に関連して、学長から「学内の要請、文部省では7月末日まで受付けるといっていることから、各部部长を通じ各学科、専攻等の意見を伺い、いかにすれば合理的かまた矛盾しないかを検討し、その経過によっては概算要求事項に加えることとなるので了承願いたい」旨発言があり承認された。	6/28大学院研究科委に学長から同趣旨について説明し承された。
53.6.15 臨時部局長会	・講座の整備について、6/14の各部教官会の意見の報告があり、学長から「一般教育の貼付けその他色々問題はあがるが、これを概算要求に出すこととしたい」旨提案がありこれを承認し次の手順で進めることとした。 ・7/15までに各学科から編成原案（庶務課で作成したB案）に対する希望意見を庶務課に提出する。 ・7/17部局長会で最終決定 ・㊦への概算要求は「修士講座の整備」という事項だけを掲げておき、説明資料は、間に合わないで、別冊で印刷する。 ・大講座制とは別に従来の型で要求している講座、学科目の整備は大講座編成の中にもとり込んで、別途要求している旨を示すこととした。	
53.7.17 臨時部局長会	・各部、学科から提出された修正意見をとり入れた最終原案を検討した結果、若干の未調整部分は、所属部長を通じてつめることとし要求を提出することにした。	
53.7.21	・「修士講座の整備」の概算要求書を別冊追加の形で㊦へ提出した。	庶務課長、補佐 庶務係長
54.1.12	・54年度予算内示があり、「修士講座の整備」が要求どおり認められた。	
54.1.24 研究科小委員会	・修士講座の整備に伴う学内運営上の考えられる問題について、資料を用意し検討した。	
54.4.18 臨時部局長会	・毎年㊦へ提出している「講座・学科目調」について、例年は主要授業科目は前年度と同様とし事務的に作成していたが、54年度は大講座制移行に伴い大巾に変わったので、各部部长のところで新しい講座に対応する授業科目を貼り付けて庶務課に提出してもらうこととした。 ・学長から、大講座制に関連して「一般教育担当教官の扱いは講座の省令定員からはみ出した部分は書類上、兼担として扱う必要があるので現在4単位担当している者はなるべく兼担の形で調整額を申請するようにしたい」旨各部部长に説明があった。	
54.5.9 研究科小委員会	・事務局で用意した資料により次の方針で進めることを確認した。 ①従来の講座をそのままの名称で「分野」として残し、教官人事、単位履修、論文指導等について従来の方式を大筋として変えない。 ②大講座制に伴い、現在各専攻、講座ごとに開設している授業科目の増設は原則として認めない。 ③大学院委員会は廃止の意見が学内で多く出ているが、学長の意向もあり、委員構成、審議事項を手直しして存続させ、必要に応じ開催する。 ④研究科委の構成は、従来どおりの形を残すこととし、従来の講座（分野）の㊦教授1名とする。 ⑤大講座制に伴う関連諸規則の手直しを行う。 ⑥単位履修方法の表現について分野の導入による手直しを行う。 ⑦学生募集定員も、現行の一講座3名をそのまま講座（分野）とし専攻内で弾力的に運用する。 ⑧「調整額」はGの問題はあるが、大学院の授業を原則として2単位以上担当することにより支給される。	「資料」 修士講座の整備に伴う学内運営上の検討事項 ・ただし、大講座制とは別個に大学院発足以来10数年を経ており授業科目の手直しの時期として検討する必要があるとの意見が出た。
54.6.27 研究科委員会	・学長から大学院の講座、授業科目の増設希望が、いくつかの学科で提示されているが、全学的に洗い直し、小委員会では原則を検討するよう指示がなされた。	所属 = 2単位 兼担 = 4単位
		6/6代議員会で講座（分野）新・旧対照表を配布

第2章 大学院・専攻科のあゆみ

時 期 等	経 過 の 概 要	備 考
54.7.9 研究科小委員会	・6/27の主旨に基づき、アンケート案を検討した結果、予算措置を伴わない範囲に限ること外の原則を定め7/26付で各専攻、講座にアンケートをとることとした。(9/8提出期限)	
54.10.24 研究科委員会	・大学院委員会規程11/7代議員会 ・研究科委員会規程 ・研究科小委員会規程 ・大学院担当教官の選考手順及び基準 ・大講座制に伴う関連諸規則の一部又は全部改正案を可決	講座(分野)新・旧対照表を配布
55.1.30 研究科委員会	・修士講座の授業科目増設等について各専攻講座の原案を審議し、承認し、55年度から実施することになった。	

(筆者注：年号は昭和)

第3節 大学院博士課程 連合学校教育学研究科

〔資料解説〕

資料79は、1974年度概算要求以降、20年余にわたる設置努力の経過を示したものの。

資料80は、博士課程設置のための概算要求の説明資料のひとつとして作成した需要調査である。

資料81は、設置構想は度々試みられたが、これは要求中断後に、「東学大博士課程の設置について」答申に基づいて検討され、昭和60年度概算要求として復活した時の構想である。「六十年構想」とよばれ、1996年設置に向けての最終的な設置構想に当たっても参考とされた。

資料82は、現行の連合学校教育学研究科規程であるが、改正1回（第4条関係）は横浜国立大学の学部名変更に係るものである。

資料83は、本学に措置された教員養成教育改善調査等経費によって設けられたプロジェクト（通称・博士課程問題研究会）の文書である。これは、これに先だつ日本教育大学協会の「大学院（博士課程）検討特別委員会」の報告を受けてその具体化を図ったものである。

（原 聡介）

79 博士課程調査の経過

（東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科
博士課程調査報告書から抜粋 1996 . 3 ）

凡例

は基本構想および関係委員会等
は日本教育大学協会関係
は連合大学院構成大学による設置構想
は概算要求関係

昭和41 . 4
昭和49～昭和55
昭和56～昭和59

大学院修士課程設置
博士課程設置の概算要求
概算要求中断

第2章 大学院・専攻科のあゆみ

昭和60 . 5	「東京学芸大学大学院博士課程構想」(いわゆる六十年構想)作成
昭和61～平成5	上記「東京学芸大学大学院博士課程構想」に基づく概算要求
平成元 . 2～	日本教育大学協会大学院博士課程検討特別委員会による検討が開始
平成3 . 2	上記,日本教育大学協会大学院博士課程検討特別委員会により「教員養成系大学・学部」に設置される大学院博士課程についての大綱(いわゆる「大綱」)を作成
平成3 . 4	教員養成教育改善調査等経費による「教員養成系大学・学部の充実・発展のための方策に関する研究」のプロジェクトチームとして「博士課程問題研究会」を設置
平成3 . 3～4 . 2	大学院委員会小委員会 本学に設置する博士課程について改めて構想するため,上記「教員養成系大学・学部」に設置される大学院博士課程についての大綱」と,いわゆる六十年構想の「東京学芸大学大学院博士課程構想」とのすり合わせを行う。
平成4 . 6	大学院委員会小委員会 「東京学芸大学博士課程構想」を作成
平成4 . 7	平成5年度概算要求を博士課程設置のための調査費要求とした。
平成4 . 9	大学院委員会 学長から,① 連合大学院構想であること ② 学校教育における実践的・専門的な研究等,既設の教育学部を基礎とする博士課程と異なる研究内容であること,及び③ 現職教員に対する何らかの配慮,等についての提案があった。
平成4 . 9	博士課程問題研究会においても,上記のとおり提案があった。
平成4 .10	上記「博士課程問題研究会」による「教員養成系大学・学部」に設置される大学院博士課程の在り方について中間報告」作成
平成4 .10	大学院委員会 設置方式について,最も早く設置の可能性のある方式を採用することとし単独方式及び連合方式を検討とすることとした。

第3節 大学院博士課程 連合学校教育学研究科

平成5 . 4	平成5年度大学改革等調査経費の配分あり。(教員養成系大学で兵庫教育大学と本学の2大学)
平成5 . 4	大学院委員会小委員会に代えて「博士課程調査委員会」を設置 (平成8年2月までに31回の審議を行った。)
平成5 . 7	平成6年度概算要求を平成5年度同様、博士課程設置のための調査費要求を行った。
平成5 . 7 .12	第1回大学院連合研究科設置に係る打合せ会
平成5 . 7 .21	大学院委員会 以下の学長提案を承認 ① 埼玉大学、千葉大学、横浜国立大学と本学で連合を組むこと ② これらの大学の意思決定が明らかになった段階で教授会に提案すること
平成5 . 9 . 8	学内に「博士課程担当の申込みについて」を配付し、申込希望者の募集を開始
平成5 .10 .13	教授会 「東京学芸大学に埼玉大学、千葉大学、横浜国立大学の協力を得て、東京学芸大学大学院連合教育学研究科(仮称)(博士課程)を設置することを図る。」ことを承認した。
平成5 .10 .18	大学院連合研究科設置に係る打合せ会 大学院連合研究科設置に係る打合せ会に代えて「東京学芸大学大学院連合教育学研究科(仮称)設置構想委員会」を設置 (平成7年12月までに21回の審議を行った。)
平成5 .10 .25	「博士課程問題研究会」において、「教員養成系大学・学部」に設置される大学院博士課程の在り方について「最終報告」を作成
平成5 .12 . 9	博士課程設置構想懇談会(於:竹橋会館) 本学、埼玉大学、横浜国立大学、上越教育大学、兵庫教育大学、鳴門教育大学による博士課程設置構想の情報交換を行った。
平成6 . 4 .19	文部省において教育大学室長等に対し、修正した「東京学芸大学連合大学院博士課程構想(案)」を基に本学学

	長，埼玉大学，千葉大学，横浜国立大学の各教育学部長が構想の内容を説明。
平成6 . 4 28	文部省に「東京学芸大学連合大学院博士課程構想に関する質問事項及び回答」を提出
平成6 . 5 .10	文部省に平成5年度の「東京学芸大学大学院連合教育学研究科博士課程調査書」を提出
平成6 . 5 .17	「東京学芸大学大学院連合教育学研究科（仮称）設置構想委員会」構成4大学間において，平成7年度設置の概算要求を行うことの意味決定があった。
平成6 . 6 .15	構成4大学学長・事務局長間において「東京学芸大学大学院連合教育学研究科（仮称）設置構想委員会」の進捗状況等の報告会を開催 (於：学士会館) 平成7年度に設置のための概算要求を行うことの確認，また，連合協定書作成についての合意（意思決定）があった。
平成6 . 6 20	文部省教育大学室と本構想の設置要求に関し，協議を行った。(於：教育会館)
平成6 . 6 30	平成7年度概算要求に博士課程設置の要求
平成6 . 9 . 9	平成6年度秋の国立学校等経理部課長会議において文部省から，平成7年度概算要求に關しての説明があった。 (結果，昨年に引き続き，調査経費を提示される。)
平成6 .11 25	平成8年度設置に向けて，文部省教育大学室と交渉を再開。
平成6 .12 . 1	平成6年度大学改革等調査経費の配分あり。(配分額は昨年度同様)
平成6 .12 .14	文部省教育大学室において，設置構想概要等の説明を行う。
平成7 . 1 . 6	「東京学芸大学大学院連合教育学博士課程構想（案）」の概要を文部省に提出（最終版）
平成7 . 1 20	大学設置・学校法人審議会（以下「設置審議会」という。）の教育学・保育専門委員会において，両大学の構想（案）をもとに審査基準を検討
平成7 . 2 .14	構成4大学による「博士課程に関する合同懇談会」の開催（於：東京学芸大学）

第3節 大学院博士課程 連合学校教育学研究科

平成7 . 2 28	文部省教育大学室に「平成6年度博士課程調査報告書(中間)」を提出及び細部についての打合せ
平成7 . 4 . 6	文部省教育大学室において「博士課程の設置規模」及び「教員養成の当面する課題と博士課程の意義」についての説明を行う。
平成7 . 5 . 9	文部省教育大学室において「教員養成大学に設置される大学院にかかわる若干の論点」についての説明を行う。
平成7 . 5 .15	設置審議会「総会」開催...「教員養成大学に設置される大学院に関する審査方針について」が一部改正される。
平成7 . 5 .19	文部省教育大学室において「連合教育学研究科博士課程設置計画案」等について、説明を行う。
平成7 . 6 . 1	構成4大学学長・事務局長間において「東京学芸大学大学院連合教育学研究科(仮称)設置構想委員会」の進捗状況等の報告会を開催(於:如水会館)...平成8年度に設置のための概算要求を行うことの合意を確認
平成7 . 6 28	構成4大学学長連名で高等教育局長に対し、博士課程設置に関する要望書を提出
平成7 . 7 . 4	平成8年度の概算要求に博士課程設置の要求
平成7 . 7 31	設置審議会に「東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科(博士課程)」に係る〔設置計画書〕を提出
平成7 . 8 . 8	設置審議会において、「教育課程」及び「教員組織」の審査が開始される。(～25日)
平成7 . 8 22	文部省教育大学室において、「連合教育学研究科博士課程設置審査」の中間報告を受ける。
平成7 . 9 . 1	平成7年度大学改革等調査経費の配分あり。(配分額は昨年度同様)
平成7 . 9 .12	構成4大学学長・事務局長間において「東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科(仮称)設置構想委員会」の進捗状況等の報告会を開催(於:東海大学校友会館)
平成7 .10 . 6	設置審議会の「大学設置分科会」が東京学芸大学において実地審査を実施
平成7 .10 31	設置審議会に「東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科(博士課程)」に係る補正の〔設置計画書〕を提出
平成7 .11 31	設置審議会において、「教育課程」及び「教員組織」(補正)の審査が開始(～22日)

第2章 大学院・専攻科のあゆみ

平成7 .12 .15	設置審議会「総会」開催...答申を行う。
平成7 .12 .23	平成8年度政府予算案において、本連合学校教育学研究所(博士課程)の設置が決定され、内示を受ける。
平成7 .12 .27	構成4大学学長・事務局長間において「東京学芸大学大学院連合学校教育学研究所(博士課程)」の構成4大学間協定書仮調印及び平成8年度開設に向けての話し合いを行う。(於:東海大学校友会館)
平成8 . 1 . 1	「東京学芸大学大学院連合教育学研究科(仮称)設置構想委員会」に代えて「東京学芸大学大学院連合学校教育学研究所設立準備委員会」を設置する。
平成8 . 1 . 5	連合学校教育学研究所所属予定教官(構成4大学)合同説明会及び懇談会を東京学芸大学において開催
平成8 . 1 . 23	第1回東京学芸大学大学院連合学校教育学研究所設立準備委員会において初代研究科長に本学教授 大井みさほを選出
平成8 . 2 . 2	「連合学校教育学研究所案内」を文部省及び国公立大学等へ送付
平成8 . 2 .13	第2回東京学芸大学大学院連合学校教育学研究所設立準備委員会において初代専任教官に本学教授 田中喜美を選出

80 博士課程の需要に係わる調査

(東京学芸大学大学院連合学校教育学研究所博士課程
調査報告書から抜粋 1995 .3)

1 修士課程在籍者及び修了者の入学希望

- (1) 東京学芸大学教育学研究所修士課程の在籍者に対して、教科教育学を中心とする博士課程が設置された場合の入学希望の有無を調査した。

調査時期 平成6年5月
回答者数 314人
入学希望 (進路希望)

第3節 大学院博士課程 連合学校教育学研究科

(単位：人)

質問事項	専攻分野	教育・ 心理	障害児 教育	言語系	社会系	自然系	芸術系	健康ス ポーツ	生活・ 技術系	計
ぜひ入学したい		20	2	27	12	12	2	5	5	85
都合がつけば入学したい			3	22	17	14	12	6	11	85
他大学の博士課程に入学したい			1	1	3	7		1	1	14
進路未定		8	8	15	8	18		7	4	68
就職する		5	5	14	6	12		5	6	53
その他				3	2		4			9
計		33	19	82	48	63	18	24	27	314

- (2) 横浜国立大学教育学研究科修士課程の修了者に対して、連合大学院博士課程の設置に関する調査を行った。入学希望に関する事項についての問答は以下のとおりである。

調査時期 平成6年12月

回答者数 220人

問 本学の修士課程の上に博士課程の設置は必要だと思うか

思う 86.3% 思わない 6.4%

個別意見

(思う)

- ・現場を経験した後、さらに高度な研究を行うことが必要
- ・現在の、学部や修士課程の充実がはかられる
- ・教科教育学の学問の中心的機関として
- ・教育関係の博士課程が全国的に少なすぎる

(思わない)

- ・なぜ「連合」であるのか意味がわからない
- ・教育学は現場経験年数の方がものを言う世界なので博士は不必要

問 本学に博士課程が設置されたら入学を希望するか

希望する 52.3% 希望しない 35.4% その他 12.3%

個別意見

(希望する)

- ・現場での実践経験を踏まえた上で、再度現場から離れた所で実践を見つめ直し、それを現場に生かしたい
- ・教師として自分を磨き、知的刺激を受けて広い視野を身につけたいから
- ・カリキュラム論、評価論の総合的な研究は必要だから

(希望しない)

第2章 大学院・専攻科のあゆみ

- ・入学したいが、現場での今の立場や年齢上、勤務しながらの入学は無理
 - ・本大学院では、教育以外の専門研究ができないから
- 問（修了者のうち、現職教員に対して）

教育委員会の了承あるいは夜間開講、勤務しながらの入学などの条件が整えば入学の意思があるか

ある 54.3% ない 16.1% その他 29.6%

2 教育委員会の意向

教員養成系大学・学部博士課程を設置する構想に関して、東京都の市区町村の教育委員会の意見を調査した。

調査時期 平成6年7月

回答数 22

a. 総括表

	質 問 事 項	回答数及び比率
総括的な意見	1. 教員養成系大学・学部博士課程を設置することは必要なことである	15 (68.3%)
	2. 現状では博士課程の設置の必要はない	1 (4.5%)
	3. 意見を保留したい	6 (27.2%)
教員養成系の大学・学部博士課程を設置する場合、どのような役割を期待しますか (複数回答可)	1. 教科教育学研究者の養成	12 (54.5%)
	2. カリキュラム開発、生徒指導、環境教育など、教育現場の実践的課題に係わる領域の教育研究の体制の整備	19 (86.3%)
	3. 教科内容に係わる専門科学の教育研究	14 (63.6%)
	4. 指導主事や校長・教頭等、教育に関する指導的立場にある高度な専門職業人の能力育成	12 (54.5%)
	5. 教育実践に関係する博士の学位の授与	9 (40.9%)
	6. 従来の教育学研究科の博士課程の役割の強化	3 (13.6%)

	7. その他	1 (4.5%)
--	--------	-------------

b. 個別的な参考意見

- ・教員養成系大学における教科教育学の充実は、極めて重要な課題である。
- ・博士課程の設置は意義あるが、現職教員として研究を進める時間の保障をすることが最も必要である。
- ・博士課程が理論研究に重点化されないよう配慮されたい。また、現任教諭、指導行政担当者、管理職のため門戸を十分開いていただけるよう配慮願いたい。
- ・教科教育学研究者の養成については、その特性から、教科学習指導の経験がない学生による研究には不安を覚える。現職者もしくは教職経験者を対象とした養成を重視していただきたい。
- ・現職教員の研究推進のためにも、是非とも東京学芸大学に博士課程の設置を望む。
- ・現職を離れて研修し、今の教育を見つめ直し、学校に戻って活性化を図ることや教育科学の向上、教員のモラル向上等で意義ある構想と考える。
- ・教員としての専門性・資質は教育実践の場で培われるという側面が大きい。高学歴者が必ずしも優秀な教員になるとは言えない。この点を考慮した入試制度・カリキュラムを検討願いたい。
- ・「教科教育学について」…専門的な広域科学として発展させることにより、カリキュラム開発や教科内容に関わる専門科学等としての教育研究は大切であり、今後、その重要性は増大するものと考え。
- ・夜間とか夏期休業中などに、教育研究の第一線におられる方による講座等を開設していただきたい。
- ・他府県ではなく、都内に設置されることに意義がある。
- ・教員養成系の大学に博士課程ができるということは、教育に携わるものにとっ
てたいへん良いことであり、期待している。

3 教科教育学関連学会の意向

教員養成系大学・学部にて教科教育学を中心とする博士課程を設置する構想に関して、教科教育学関連学会の意見を調査した。

調査時期 平成6年7月

回答数 26

第2章 大学院・専攻科のあゆみ

a. 総括表

	質 問 事 項	回答数及び比率
総括的な意見	1. 教員養成系大学・学部博士課程を設置することは必要なことである	15 (68.3%)
	2. 現状では博士課程の設置の必要はない	1 (4.5%)
	3. 意見を保留したい	6 (27.2%)

b. 個別的な参考意見

(必要意見)

- ・貴学の博士課程を「教科教育学」を中心とした研究・教育の場として創設する構想は、大変素晴らしいと思います。これは、わが国ではこれまでほとんど欠落していた広義の「カリキュラム」開発に関する研究機関となるからです。
- ・欧米の教員養成系大学の中心的研究テーマは、この広義のカリキュラム開発です。博士課程では従来、文部省の行ってきた「学習指導要領」の開発そのものを含めた研究機関となることが期待でき、この面で、ようやく欧米並みの研究システムが確立されることが期待できます。勿論、貴学のライバルとなる同系の博士課程が全国にいくつかできることが望まれます。
- ・日本体育学会としては、博士の学位を授与する機関が著しく不足しており、このことが大学における体育学研究者の立場を弱くしている一面がある。従って、貴大学で博士課程を設置されることについて大賛成である。
- ・人事の事情や教科研究科学の領域が新しい事情もあるかと思いますが、教科教育学の専門家がスタッフとして構想されるよう、教員養成大学としての独自性が主張できるユニークな博士課程の設置を切に望むものであります。
- ・全国の教員養成系大学・学部の教官の中には、教育現場の実態を知らなかったり、ほとんど関心がなかったりする者が存在することは否定できない。それでは、充実した教員養成は期待できない。教員養成系大学・学部の教官には、できれば教職経験があることが望ましいが、少なくとも教育現場の今日的な問題に対して鋭い感性を持っていることが最低限の条件である。そのためには教員養成系大学・学部設置される博士課程で大学教官の養成をするのが望ましい。しかも、修了後は一度小・中・高等学校、盲・聾・養護学校等の教職経験を積んでから、大学教官になるというようなシステム作りも必要となろう。それと同時に、若くて力量のある現職教員を積極的に入学させる体制を採ることも重要になってくる。

- ・教科専門の博士課程については、総合大学の文学部、理学部等亜流にならないよう、国語教育、数学教育、理科教育等、教育実践研究の方に重みを置いた研究指導をお願いしたい。
- ・特に、教科教育学の場合は、従来、専門の科学の面で十分な実力があれば、その関連の教科の指導は自ら円滑に首尾よく行われ得るものであるという手放しの楽観論と教科教育の研究は無用の学という偏見が横行し、このため、日本の学校教育の後進性、非効率性の大きな原因となっております。大学院博士課程、特に教科教育学研究の博士課程の設置は、今日非常に必要性の高いものと考えます。
- ・現在、教員養成系大学で教科教育学を担当する教員を養成する機関としては、筑波大学と広島大学の博士課程だけであり、大学の中には、基礎科学を教えることで、教職に関する科目（教科教育）に代えているところもあると聞く。教科教育学の専門家の養成は教員の資質向上のために資するところが大きいと考える。
- ・公立教育研究所の研究員、教育実践研究の指導者たる校長・指導主事等の再教育、資質向上の現職教員の場として、将来は全国各ブロック毎に博士課程を設置する必要がある。
- ・生涯教育（学習）も含めて高度教育社会に対応した制度として、不可欠な教育研究機関である。

（不必要意見）

- ・高度職業人養成としての博士課程の必要は、教科教育については、まだないのではないか。修士課程修了者に対する制度的優遇措置のような仕組みもないし、何ら経済的メリットがないので、今後も需要が期待できない。また、作っても学生集めに苦勞なのではないか。

（保留意見）

- ・博士課程を履修し、学位を修得した学生をどこにどのような待遇で就職させることができるのか、それがはっきりしていない。
- ・教科外領域、いや積極的には“生活指導学”のような臨床的で学際的な分野も取り込んだものであるべきではなからうか。
- ・本学会員の所属大学によっては、まだ修士課程（美術教育専修）が未整備のところもあり、大学や地区によって事情が甚だしく異なっていることから、本学会として共通性を持った課題として積極的に議論する機会をいまだ持っていません。
- ・日本の諸地域でブロックごとに（あるいは、機関の性格に基づき）、教育系大学が連合大学院のような大学院博士課程設置の動きを進めつつあるということ

で、本件もその一環と見ていいとすれば、全体の中で、または、全体の構想そのものを対象として、所見を述べなければならないであろう。

81 東学大博士課程構想に関する学長諮問委員会答申

(1982)

目次

はじめに

教員養成を主とする大学・学部における大学院博士課程設置の意義

- (1) 今後の我が国の発展に必要なより高度な教育とそれを担う高い資質の教員
- (2) 主体的能力をもつ教員の養成に必要とされる教科教育学の充実
- (3) 緊急の課題としての教科教育学研究者の専門的育成
- (4) 学校教育の現実にねざした教育科学研究者による教員養成の必要性
- (5) 教科外活動・生活指導等の専門的研究者の育成への期待
- (6) 教員養成における障害児教育の重要性の増大

本学における大学院博士課程の構想

1. 基本的な考え方
2. 博士課程に設置される講座とその趣旨
 - A 教育科学に関する講座
 - B 教科教育学に関する講座
 - C 臨床的教育科学に関する講座
 - D 障害児教育に関する講座
3. 講座別担当教官数
4. 学生の履修形態等

はじめに

学校教育を担う教員の資質の向上がかねてから強く求められているところである。

東京学芸大学は、教員養成を目的とする大学として、これらの要請にこたえるため、より高い資質を備えた学校教員の養成を十分担い得る専門的研究・教育者の養成を目的として大学院博士課程の設置について昭和49年度から昭和55年度まで概算要求を行ってきた。

しかし、その後、より高度の専門的研究教育者の養成を目的とした大学院教育の果たすべき役割に則して、大学院博士課程の内容及び組織の在り方について鋭意検討を重ねた結果、ここに成案を得るに至った。この構想は、過去に構想した大学院博士課程

とは異なり、独立3年の博士課程としての学校教育研究科学校教育専攻(単一専攻、8講座)の設置を目的とするものである。

昭和61年度概算要求においては、この新構想の下に大学院博士課程の設置を申請することとしている。

以下、この構想について簡単に説明する。

教員養成を主とする大学・学部における大学院博士課程設置の意義

教員養成を主たる目的とする教育系大学・学部においては、昭和41年に東京学芸大学に大学院修士課程の設置をみて以来、昭和60年4月までに18の大学に大学院が設置されてきた。この間、昭和53年には、大学院教育を主とするいわゆる新構想教育大学として兵庫教育大学が開設され、その後かかる形態の大学は上越・鳴門にも開設されるにいたった。このように教育系大学・学部における大学院は、次第にその数を増してきたが、これまでのところ修士課程のみの設置にとどまってきた。これらの修士課程の大学院が高度な職能人の養成に多くの成果をあげ、ことに初等中等教育に従事する教員の養成及び現職教員の機関としての役割を果たしてきたことはひろく評価されているところである。しかし、修士課程のみにとどまってきたことから、これらが大学教育における専門的研究・教育者の養成に果たす役割には、自ずから大きな制約があり、部分的にはかかる役割も果たしながらも、極めて不十分なものととどまらざるをえなかった。したがって、教員養成に携わる大学教員のうちで、この修士課程を修了したものは、ごく少数にすぎない状況にある。

しかしながら、これまでに大学院修士課程が拡充されてきた状況を含め、以下に6点にわたって指摘するような、今後の学校教育の果たすべき役割、それと深く関連するより高度な資質をそなえた教員の養成についての強い期待などを考慮するとき、いまや教育系大学・学部においても、大学院博士課程を設置し、教員養成の新たな発展を期すべき時期を迎えていることが痛感される。ここにまず、今日及び将来にむけての学校教育並びに教員養成に関連して、大学院博士課程の設置が必要と考えられるにいたった状況をふりかえり、教育系大学・学部におかれるべき大学院博士課程の輪郭を明らかにしていきたい。

(1) 今後の我が国の発展に必要なより高度な教育とそれを担う高い資質の教員

急速に発展する科学・科学技術は、今後一層その発展のテンポを早め、また、それが真に国民の福祉や人間としての生活の向上をもたらすものとなることが期待される。これまでのわが国の科学・科学技術の発展と急激な経済発展が、高い水準の教育の広範な普及にもとづく国民の広い層にわたる知識・技術の浸透によるところが大きいことは、ひろく指摘されているところである。それだけに、21世紀へむけての今後のわが国の一層の発展を可能ならしめるためには、一方において、広い視野をもち、高度な技術や専門的知識をそなえた技術者や専門家などの先端的部分を

担う層の一層の拡大を図ることが必要である。それと同時に国民の全般にわたって基礎的に共有される知識・技術の水準を高めていく努力が必要といわねばならない。したがって、科学技術及び経済社会の発展の基礎を確実にし、真に幸福な人間生活を実現していくためには、学校教育においてより高い水準の学問研究の成果を広く児童生徒に伝達していくことが目指されねばならない。そして、そのことはとりもなおさず、学校において教授される教科の内容に、従来にもまして高い水準が求められることになり、当然に学校教育に従事する教員にも、より高度な資質が要求されねばならないことになる。教育系大学・学部は、今後一層こうした要請にこたえうる教員養成を実現していかなばならない。

(2) 主体的能力をもつ教員の養成に必要とされる教科教育学の充実

今日における科学・科学技術の急速な発展とそれを背景とした高度化する国民生活は、社会・文化の多くの領域において、価値観の多様化など様々な形での多元化の傾向をしめしている。それだけに学校教育の場においても、従来にもまして多様な価値観に対応し、教授する教科の内容を教員自らが主体的に構成していく必要性が高まってきており、ますます高度化する学問研究の成果を教科に反映させ、教授学習過程に組み込んでいくことのできる主体的能力をそなえた教員が要求される。このような教員を養成していく上で重要な役割を期待されているものが、学問研究の成果を教授学習過程に組み込む手法について専門的研究を行う教科教育学である。かつて各科教育法とよばれていた段階とは異なり、今日の教科教育学はすでに活発な研究成果をあげつつある。今後さらに、児童生徒の発達段階に応じた教授学習過程を専門的に研究する教育科学と、人文・社会・自然などの諸科学との緊密な連繋の下で、一層その研究方法の整備を図り、新しい実践性と総合性をそなえた科学としての確立を図っていくことが強く期待される。今日の段階では、教科教育学が一定の発展を示したことによって、新しい研究教育態勢が整うことを通じて学問としての成熟に向かい得る条件を確保したところにあるとみられるのであり、大学院博士課程において教科教育学の専門的な研究教育の場が設けられるならば、この学問の急速な発展がみられ、教員養成に多大な貢献をなすことができるものと考えられる。

(3) 緊急の課題としての教科教育学研究者の専門的育成

大学における教員養成の課程では、教科教育学が重要な専門科目の一つとされているにもかかわらず、大学教員の育成に重要な役割を果たしている大学院博士課程において、教科教育学を専攻することができる大学は、極めて少ない。したがって教科教育学を担当している大学教員は、これまでのところ大学学部や大学院等において、一部は教科の基礎となるそれぞれの基礎科学を専攻したものによって、他は教育科学を専攻したものによって充足されてきており、教科教育学を専門的に履修

したものは、ほとんどないといってもよい。それぞれの教科の内容が高度化し、その教授方法等においても一層の充実が要請され、高度な資質をもった教員の養成が必要とされるだけに、大学における教科教育学担当教員が専門的履修を経て育成されるようになることは、極めて緊急の課題といわなければならない。そのためには、教育系大学・学部大学院に博士課程を設置することが強く望まれる。

(4) 学校教育の現実にねざした教育科学研究者による教員養成の必要性

今日の学校教育においては、児童生徒の身体的・精神的発達の様相が、自然的・社会的環境の変化にともなって、著しく変容してきており、従来の学校教育の在り方との間に不整合な部分を作り出してきている。こうした中で初中等教育段階の教員として活動していくためには、この段階の児童生徒についての深い理解と学校教育が果たすべき役割についての十分な把握が前提とされねばならない。大学における教員養成においては、教育学・心理学などの教育科学の履修を通じて、これらの点についての専門的知識を賦与することを目指している。しかし、この場合、教員養成における教育科学の教授に当たって重要なことは、その基礎的な学理にとどまらず、今日の児童・生徒の発達や学校教育の現実についての広い視野からの把握に裏うちされた現実的な内容が伝達されねばならない。したがって教員養成に当たって教育科学を担当する教員の中には、こうした現実的視点をもつものが含まれていることが強く期待される。その意味では、一般の大学・学部大学院に比して、学校教育の現実との結びつきの強い教育系大学・学部大学院博士課程が教員養成に携わる教育科学の研究者を育成することには、格別の意義があるものと考えられる。

(5) 教科外活動・生活指導等の専門的研究者の育成への期待

今日の学校においては、教科の指導においても、教科外活動においても、児童生徒の発達段階との関連において、様々な新しい問題が発生している。学校の教員には、これらに対処し得る能力が要求され、教員養成の過程でもかかる能力の養成が求められている。しかし、今日の大学における教員養成においては、こうした要請に十分にこたえているとはいいがたい。その理由の一つは、教育における臨床的課題や教科外活動の指導についての専門的研究がたちおかれており、それらにかかわる研究者が極めて少数にとどまっていることにある。大学において、こうした問題について教授することの可能な研究者を育成することは緊急の課題であり、教育系大学・学部大学院博士課程を置くことによって、この課題の解決が図られるべきであろう。

(6) 教員養成における障害児教育の重要性の増大

さらに障害児教育の分野においても、正確な量的把握には困難な面があるものの、一般に障害児の増加傾向が指摘され、同時に、障害の多様化・重度化が問題と

第2章 大学院・専攻科のあゆみ

される状況にあり、障害児教育の重要性が一層高まってきている。また、昭和54年以来障害児教育の制度的充実が図られ、その新しい段階をむかえているといえよう。これらのことは、教員養成においても障害児教育の重要性が著しく増大してきていることを示すものであり、教員養成の課程に専門的な障害児教育研究者が果たす役割が一層重要なものとなっている。ことに、統合教育や交流教育の機会が増大する傾向にあることからすれば、特殊教育の教員養成課程に限らず、いずれの課程においても障害児教育の意義が強調されねばならない。そして、この場合にも、学校教育についての広い視点からの把握と一体になった形での障害児教育の専門研究者の育成という意味で、教育系大学における大学院での障害児教育の意義が指摘されている。

これらの点はいずれも、今後のわが国の学校教育の発展にとって、より高度な資質をもった教員が求められるようになることを意味しているのであり、資質の高い教員を確保するためには、大学において教員養成に携わる大学教官が従来以上に、学校教育について、教科教育学について、教科外活動を含めた学校教育の臨床場面について、障害児教育について、それぞれ専門的体系的な研究と教育を通じて育成されるようになり、大学における教員養成がより質の高いものとなる必要があることを示している。

教育系大学において、大学院博士課程の設置が必要と考えられる所以である。

本学における大学院博士課程の構想

本学では、教員養成の長い伝統と20年におよぶ大学院修士課程における教育の実績を踏まえ、ここにわが国の教員養成の一層の充実発展を図るために大学院博士課程の設置を以下のように構想する。

1. 基本的な考え方

教育系大学・学部における博士課程設置の意義が上記のようにとらえられるとするならば、本学に置かれるべき博士課程は、今日及び将来の高度な資質の学校教員の養成を十分担い得る大学教員を育成するという役割を果たすものでなければならない。したがって、博士課程の設置の主要な目的は、教員の養成を担当する大学教員としての専門研究者の育成である。これらの研究者は、教育系大学・学部のみでなく、教員養成の課程をもつ多くの大学において教職科目を担当する教員として研究教育に当たることとなる。これらの専門的育成を行うことにより、大学における教員養成の飛躍的向上を期待しようとするものである。

学校教育の状況と大学における教員養成の教育課程を考えるならば、この博士課程においては、

A. 学校教育の現実に即した形での教育科学

B. 学問研究の発達に即応し、かつ教育科学を基底とする新しい科学としての教

科教育学

C．児童生徒の発達とそれをめぐる環境との関連の中で学校教育が担うべき教科外活動や教育現場における諸問題に対応する臨床的教育科学

D．多様化する障害児の教育について実践的に対応する障害児教育学

の四つの内容を含むものでなければならない。

また、それと同時にいま一つ極めて重要な点として、これら四つの内容が学校教育という一つの統一された場の中で相互に有機的に結びついたものとして生かされるように、この博士課程の中でも統合的に編成されねばならない。

教員養成を担当する大学教員に求められるのは、それぞれの専門分野における高度な専門的学識と同時に、学校教育の場においてそれぞれの専門領域が果たす役割についての十分な認識、すなわち、それぞれの領域が有機的に一体化することによって発揮される大きな成果についての高い視点からの見通しをもつことである。したがって上記の四つの内容について、博士課程において、高度な専門的な研究教育がなされることはいうまでもないが、それらが有機的に統一され、一体的なつながりをもつことができるように特に配慮する必要がある。

教育科学や障害児教育については、それ自体を専門的に研究教育する大学院を他に見出すことができる。しかし、本学において構想している大学院博士課程においては、教科を通じての教育や教科外活動などの学校教育における具体的教育活動に関する研究との一体的な研究教育を図ることによって、単に教育科学などの専門的な研究教育のみによってはあげることのできない成果を目指していく。同時に、教科教育学や教科外活動に関する研究においては、それぞれの教科や活動についての個々の専門的な学問的基盤があり、その学問的基盤についての知識が重要であることはいうまでもないが、これらが相互に、また教育科学や障害児教育と緊密に結びつきをもつことによって、それ自体新しい科学としての成熟が期待される。

したがって、本学における博士課程は、学校教育研究科学校教育専攻としての単一専攻の形をとり、その内部に教育研究組織としていわゆる大講座制をとる8講座を置くが、研究組織としてはもとより、学生の履修指導等においても、講座を越えた指導体制を築き、有機的一体性を追求する。いうまでもなく8講座が相互に他と補いあいながら、研究教育の成果をあげていこうとするからである。

なお、本学には修士課程が設置されているが、この博士課程は修士課程に直接結びつく形をとらず、後期3年のみの独立した博士課程として構想する。こうした設置形態をとる理由は大きくいって次の二つの点である。第1に、博士課程は、各講座の有機的統一を目指して単一専攻として構成することに重要な特質があるのに対して、現行の修士課程は、12専攻から構成されており、そのまま両者を接合することは適切でない。第2に、わが国における教育系大学の大学院の整備に当たって、

第2章 大学院・専攻科のあゆみ

修士課程は今後とも拡大されるであろう。しかし、博士課程の場合には設置される大学には限りがあり、修士課程を修了したもののうち、大学において教員養成を担当する希望をもつものには広く門戸を開放することが望ましいものと考えられる。

2. 博士課程に設置される講座とその趣旨

博士課程に含まれるべき上記の四つの内容について以下のように8講座を置く。

- | | |
|------------------|--------------|
| A. 教育科学に関する講座 | 学校教育論講座 |
| B. 教科教育学に関する講座 | 言語文化教育論講座 |
| | 社会科学教育論講座 |
| | 自然科学教育論講座 |
| | 芸術教育論講座 |
| | 生活・健康科学教育論講座 |
| C. 臨床的教育科学に関する講座 | 学校教育臨床論講座 |
| D. 障害児教育に関する講座 | 障害児教育論講座 |

それぞれの講座の趣旨及び予定される授業科目は以下のとおりである。

A. 教育科学に関する講座

学校教育論講座

あらためていうまでもなく、人間は一生涯を通じて学習をかさね、人間としての成長発達をとげていく。この過程で多様な社会組織が人間形成にかかわりをもっていくが、なかでも初等中等教育段階における学校教育は、もっとも組織的に人間形成における役割を演じ、文化の継承発展の機能を果たす。この学校教育について広い視野から研究を行うのが、この講座である。ここでは、第1に、心理学を中心とする人間諸科学の協力により、人間の発達段階における初等中等教育段階の児童生徒の特質と児童生徒の発達にかかわる自然的・社会的環境に関して実証的研究を行う。第2に、初等中等教育段階の学校について、その果たすべき役割を明らかにするとともに、そこでの教育方法について実験的研究を含めて研究し、その改善の方向について検討する。さらに、学校の組織・制度など学校経営の理念並びに現実について具体的な研究を行い、それらを基礎として学校教育にかかわる国や地方公共団体の教育制度や広く生涯教育の体系などについての視点を明らかにしようとする。

授業科目	学校教育論総合研究	児童生徒の発達過程を踏まえながら初等中等教育段階の学校教育の理念と制度について研究する
	学校教育論資料研究	児童生徒の発達過程及び学校教育についての歴史的国際的比較研究
	発達過程論特別研究	児童生徒の発達過程とその自然的・社会

	的環境に関する実証的・実験的研究
学校教育方法論特別研究	学校教育の方法について、その評価を含む実験的研究
学校経営論特別研究	学校経営及び学級経営についての実証的研究
学校教育論特別研究	学校教育の制度及び学校における教授学習過程にかかわる諸問題についての実証的研究（教育政策、生涯教育などを含む）

B．教科教育学に関する講座

学校教育における教育活動の重要な部分を構成するものは、教科を通じての教育である。したがって、教員養成においても、教科の教授学習過程について指導することが極めて重要な課題となり、教科教育学が教員養成の教育課程における重要な専門科目として位置付けられる。本大学院においても、教員養成の教育課程において教科教育学を担当する専門研究者の育成が重要な任務となる。教科教育学は、その名称の示す通り教育学即ち教育科学の一分科であるが、教授される教科内容は、芸術・体育を含む人文・社会・自然等の多様な諸科学の理念・体系・方法論・研究成果等であり、それらの学問の性質が異なるのに対応して、単純に一元的な内容となりにくいものとなり、教科に即した教育科学とならねばならない。したがって、教科教育学は、教育科学としての基礎と、教科内容を構成する諸科学としての基礎との上に構築され、独自の新しい科学として確立されなければならない。

今日なお、教科教育学は発展の過程にあり、その科学としての成熟を図っていくには教科教育学の担当者のみによってではなく、教科内容の基礎をなす諸科学の担当者と教育科学の担当者も協力した学際的な協同組織をその担い手とする必要がある。本構想においては、現代の学問体系にもとづき、統合的な広い領域の科学を基礎に教科教育学に関する講座を樹立することを意図している。教科ごとの講座組織を組むのに比して、現代の学問研究の進展の教育の場への鋭敏な反映や、学校教育における教科編成それ自体についての検討に有効と考えられるからである。また、従来教科教育の分野では、教育現場での経験が重視され、熟達した教師の職人芸的な技術が尊重される傾向があるが、それ自体の意味は評価されるべきものがあるにしても、教科教育学が真に新しい科学として確立されていくために、こうした段階を越えて実験的観察や各種の分析機器を活用した科学的な研究方法の整備を進めていく必要がある。このため、附属学校の活用を図るとともに、学内の様々な研究センター等との有機的な結びつきを図る。

なお、教科教育学に関する講座では、授業科目として教科教育学の理論的体系化

第2章 大学院・専攻科のあゆみ

を目標とする教科教育学特論，教科教育の歴史的・国際的比較研究を進める教科教育学資料研究，教科内容についてそれぞれの基礎となる人文・社会・自然諸科学にまでたかえって教材の開発研究を進める教科教育学教材特別研究を開設する。このうち，教科教育学特論においては，教科目標論・教育課程編成論・教育方法論・教材論・評価論等の教科教育学の体系の確立を目指して研究を進める。

言語文化教育論講座

本講座は，言語そのものと，言語を媒介として成立する生活文化の一切とを「言語文化」としてとらえ，これを多角的に研究することからはじめて，その統合的観点を追求し，もって，時代に適合した国語教育及び外国語教育すなわち言語文化教育の基盤と方法の確立を目的とする。

すなわち，それぞれの言語そのものが内蔵する体系性とその特徴に関する研究はもとより，言語能力の発達に関する研究，今日極度に発達した機械文明及びマス・コミュニケーションの領域において言語が果している役割の実態と諸相に関する研究，さらには文学作品の受容と創造に関する研究等々を基盤としつつ，同時に，それらの有機的連関をさぐって統合することに主眼を置き，現代の学校教育における言語能力の開発・育成と言語文化の活用・享受に関する教育の体系化とその具体的教授法を策定しようとするものである。

なお，本講座においては，従来は疎にすぎたとの反省にもとづき，国語教育と英語を中心とする外国語教育との連繫・協力関係を確立し，これによって，それぞれの教育のみならず，国際化時代における日本語教育の方法の確立をも目指すものである。

授業科目	言語文化教育学特論	言語文化教育について，統合的観点からの高度な理論的研究を組織的に行う
	言語文化教育学資料研究	言語文化教育学についての諸学説・諸資料の収集とその分析的研究を，国際的な視野から行う
	言語文化教育学教材特別研究	言語文化教育学の基礎となる諸科学の研究深化及びこれら諸科学に立脚した教材の分析と開発を行う

社会科学教育論講座

社会諸科学の研究成果を基礎として，児童生徒の社会認識の発達を通じて，社会諸現象に関する科学的判断ができるように育てていくことが，社会科学教育の目標である。しかし，現代の社会においては，児童生徒の社会認識の発達においても，高度情報化・国際化等の影響をうけて，従来とは異なった過程を歩むものと考えら

れる。また、科学技術とそれにもとづく経済社会の発展の結果、これまで人類の経験したことのない新しい社会生活をきづいていく主体的な人間の確立が強く求められるようになってきている。それだけに、社会科学教育は、諸科学の協力により一層の創造性と科学性を目指すことが要請される。

本講座では、このような現在及び将来の児童生徒に社会諸現象についての科学的認識を確立させていくためにはどのような教育をしていけばよいのか、を確定していくことを目標とし、社会科学教育の科学化・体系化を追求していく。

授業科目	社会科学教育学特論	社会科学教育学の体系について実証的・実験的研究を行う
	社会科学教育学資料研究	社会科学教育学の発展を目指して、各国社会科学教育の比較研究及び社会教育史の研究を行う
	社会科学教育学教材特別研究	社会科学教育学の基礎となる社会諸科学の内容について教材の開発研究という視点から研究を行う(歴史学・地理学・法学・政治学・経済学・社会学・哲学の諸領域を含む)

自然科学教育論講座

人間の生活と文化の向上・発展は、科学・科学技術に負うところが大きい。その意味で、現代及び未来社会に生きる人間には、科学の発展に貢献し、科学の進歩に対応することが要求される。自然科学教育論講座は、数学及び自然科学について創造性豊かな次世代を育成するために、現代の数学及び自然科学と教育科学を基礎に、理論的研究・実験的研究・実践的研究の三つを組織的・計画的に行い、体系的かつ合理的な自然科学教育を構築していくことを目的とする。

その理論的研究は、未来社会に生きる人間的資質の養成にこたえるため、自然科学の発展に強く影響される未来社会の特質を視野の中に据え、わが国の科学教育の歴史や社会的風土、及び諸外国の科学教育の動向を踏まえながら、児童生徒の十全な人間的成長・発達を図る教育的必然性にこたえる視点から行う。

実験的研究及び実践的研究は、自然諸科学(数学・物理学・化学・生物学・地学)やそれらの境界領域の諸学問の成果を取り入れ、児童生徒の発達の特性についての教育学的・心理学的な諸成果を踏まえ、実験・実践を通して自然科学教育のカリキュラムの本質となる科学の諸概念や科学の方法の構造解明、学習指導法の確立を図る。

授業科目	自然科学教育学特論	現代の自然科学及び教育学・心理学を基礎として数学教育及び自然科学
------	-----------	----------------------------------

	教育についての体系的な理論研究を行う
自然科学教育学資料研究	自然科学教育の構築の基礎的な資料整備を目指し、数学教育及び自然科学教育についての授業研究・情報処理・科学史・科学教育史等に関する諸資料の収集・分析研究を行う
自然科学教育学教材特別研究	数学及び自然科学（物理学・化学・生物学・地学）の本質を踏え、探究的自然認識とその教授に関する教材の研究と開発を行う

芸術教育論講座

芸術教育論講座は、主として音楽、美術の芸術領域で、人間形成の一環をなす感性の問題について研究し、学校教育における芸術教育の適切な在り方を明らかにすることを目的とする。

芸術教育は、人文・社会・自然の科学的教養に立脚した広い視野のなかで、美的感覚に関する領域を対象とし、情操の育成に努めるとともに、美にめざめた豊かな人間性を培うための教育である。基本的には創造性に発するものが芸術活動ではあるが、本講座は芸術家養成ではなく、芸術教育の指導者養成であるから、創造的活動を基本にしながらも感性の陶冶、技術の錬磨に結びつく体験的研究とその理論化を重視し、それによって得られた芸術に対する深い認識と旺盛な意欲及び諸種の研究成果を学校教育における芸術教育に還元する。

すなわち、芸術体験と理論の統合を目指した研究によって得られた総合的芸術概念は、芸術教育の基本構想確立とその体系化に資するものであり、演奏活動、制作活動等による技術的錬磨、博物館等における学外実習等の体験的研究は、芸術教育の技法問題の改善、鑑賞教育の充実、教材の開発等を促すものである。さらには教育科学、基礎諸科学との関連研究によって、人間形成の発達段階に適応させ、他教科との適切な関連を保った芸術教育の役割を明らかにし、教科教育学の一領域としての芸術教育の位置付けを行う。

授業科目	芸術教育学特論	音楽教育・美術教育の基本構想、体系に関する研究、芸術体験と理論の統合を目指すもの
	芸術教育学資料研究	音楽・美術を中心とした芸術教育に関する資料研究、博物館実習、学外実習等に

第3節 大学院博士課程 連合学校教育学研究科

	よる調査研究，鑑賞教育の資料研究をも含む
芸術教育学教材特別研究	音楽・美術の実技及び芸術関係の特殊講義・実技に関する教材研究とその方法論に関する講義

生活・健康科学教育論講座

現代及び未来社会に生きる人間には，生活と経験を通して身につけている事柄や事象の表面的把握としての生活概念を変革して，科学的概念にもとづいて高めていくことが要求される。

生活・健康科学教育論講座は，保健体育教育，家庭科教育，技術教育について，学校教育における児童生徒の健康で豊かな人間形成と文化的合理的な生活の確立を目指し，学校段階ごとに教育内容の編成とその指導法について高度な理論的，実践的研究を行うことを目的とする。

保健体育教育の分野からは，身体発達各時期に対応する発達課題を探究し，それに影響を及ぼす内容については，体系的に研究するとともに，健康生活に必要な諸条件を解明し指導法についての科学研究を行う。家庭科教育・技術教育の分野からは，児童生徒の生活の在り方とそれから派生する諸問題の解決と合理的な生活のための諸条件を解明する。

授業科目	生活・健康科学教育学特論	保健体育教育・家庭科教育・技術教育の理論と体系に関する研究
	生活・健康科学教育学資料研究	保健体育教育・家庭科教育・技術教育の発展に関する資料研究
	生活・健康科学教育学教材特別研究	生活・健康に関する諸科学の研究成果にもとづく教材とその開発に関する研究

C．臨床的教育科学に関する講座

学校教育臨床論講座

今日の学校では，単に教科の履修のみを通じて教育を行うにとどまらず，教科外の様々な活動が重要な役割を果たし，児童生徒の生活の重要な部分を構成して，その全人格的発達を促している。したがって教員養成に当たっても教科外の活動を含め児童生徒の生活の広い範囲におよぶ指導について必要な専門的な知識・技術が教授される必要がある。これらについて従来の教員養成においては十分な取組がなされてこなかったという批判が多いが，この講座においては，教員養成課程におい

第2章 大学院・専攻科のあゆみ

て、これらの問題についての専門的な指導を行い得る研究者を育成することを目指すものとする。児童生徒の生活の広い領域にわたる指導に当たっては、児童心理学・青年心理学を中心とする発達科学の研究成果が基礎となる。もちろん、今日の学校では生徒指導上の困難な問題が具体的に発生しており、それらに対して有効に対処し得る高度に実践的な応用的な研究が求められる。一方、教科外の教育活動としては、例えば道徳教育・環境教育・野外教育など、児童生徒の日常的な活動や学校行事等を通じて体得させる教育課題があり、これらについて、具体性のある研究が進められる。

授業科目	学校教育臨床総合研究	児童・生徒の発達をめぐる諸問題に対する臨床的指導の方法に関する理論的研究
	学校教育臨床特別研究	生活指導・カウンセリング等についての実験的・実践的研究及び児童生徒の社会的環境に関する研究
	教科外活動特別研究	教科外活動（道徳教育・環境教育・野外教育等を含む）の指導に関する実験的・実践的研究

D．障害児教育に関する講座

障害児教育論講座

本講座においては、各種障害児の特質に応じた最適の教育方法を理論的実践的に究明していくとともに、これらを原理的に踏えた障害児教育課程の体系化を学校教育の現実に即して模索する研究が主軸となる。本講座は、とりわけ次のような障害児教育の今日的課題を重視する。

第1に、近年実施された障害児教育の制度的充実にとともに、障害児教育の対象児は飛躍的に増大したのみならず、質的にも重度・多様化の様相を著しくしている。これまでの伝統的障害児教育をもってしては、この新たな現実に対する十分な対応は困難であり、その根本的再編成が今や焦眉の急となっている。

第2に、障害児教育学は、教育学・心理学・医学など、多様な諸科学の有機的連繋と学際的統合によって構築される。対象児の重度・多様化など、障害児教育を取り巻く諸情勢の新たな動きが、この連繋と統合の重要性を益々高めている。本講座は、このような学際的障害児教育学の確立を目指すものでもあり、かつそのための諸条件を豊富に具備している。

第3に、統合教育、交流教育の例をみるまでもなく、障害児教育は普通教育と別個に対立するものではなく、理論的にも実際的にも、両者は共通の基盤を多々有し、かつ相互連動的関係にある。このような視点に立脚する障害児教育学の発展は、学校教育そのものの原点に多くの啓発的刺激を提供するものと期待される。

第3節 大学院博士課程 連合学校教育学研究科

授業科目	障害児教育論総合研究	障害児教育の理論及び方法に関する実験的・実践的研究
	障害児教育論資料研究	障害児教育の発達に関する歴史的・国際的比較研究
	障害児教育論調査研究	障害児教育の実際の問題についての医学・心理学・教育学等からの臨床的研究

3. 講座別担当教官数

博士課程の講座別担当教官数は、次の表のとおりである。

講座名	教授	助教授	助手	計
学校教育論	7	2	2	11
言語文化教育論	7	2	2	11
社会科学教育論	7	2	2	11
自然科学教育論	7	2	2	11
芸術教育論	7	2	2	11
生活・健康科学教育論	7	2	2	11
学校教育臨床論	7	2	2	11
障害児教育論	7	2	2	11
計	56	16	16	88

4. 学生の履修形態等

学生定員は1学年16名、総定員48名とする。講座ごとには定員を定めない。なお、この定員はこの課程の修了者に対する当面の社会的需要を勘案して定めたものである。

学生の入学資格は、主として本学大学院を含む教育系大学院を修了した教育学修士とする。なお、修士課程修了後直ちに博士課程に進むものとともに、修士課程を修了したのち、教職経験等を経て博士課程に進むものも想定する。主たる目的は大学における教員養成を担当する専門的研究者の育成であるが、ある意味では、学部・修士課程から直ちにこの課程に進むものよりも、何年かの教職経験を経たものの方が、それをいかしてよりよく教員養成を担当することができるものと考えられるので、こうした過程をたどるものを積極的に受け入れる。

このほか、アジア諸国をはじめとする海外からの留学生についても入学をみとめ

る。アジア諸国等での教員養成の充実を求める要求が強いこと。本学修士課程に近年海外からの留学生が急激に増加してきていること等を考えるとき、本学の博士課程にも相当の留学希望者があるものと考えられる。

この課程の学生は、原則として3年以上在籍し、修了するまでには20単位以上を履修するとともに、学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。この課程を修了したのものには、教育学博士の学位を授与する。

単位の履修に当たっては、指導教官の指導の下に博士課程の科目として開設されている科目のうちから、所属講座の開設授業科目にかぎらず、研究課題にふさわしい科目を広い角度から選択して履修することとする。

学位論文の作成に当たり、学生は主任指導教官1名と副指導教官2名の指導を受ける。主任指導教官は、学生の所属する講座の教官があたる。副指導教官は、主任指導教官が学生の研究課題にふさわしい教官を研究科所属教官のうちから委嘱する。この場合、特に教科教育学に関する講座では、副指導教官の中の1名は、学校教育論講座・学校教育講座・学校教育臨床論講座・障害児教育論講座のいずれかに所属する教育科学専攻の教官のうちから委嘱する。

はじめに述べたように、この課程の主たる目的は、研究者の養成である。しかし、この課程で学んだものは、その研究の成果を大学教育以外の場においても活かすことは可能であろう。ことに初等中等教育の教員の場合にはこの課程において学校の在り方や教科の内容・指導方法等について高度な研究を行うことができるだけに、この課程で学んだ結果極めて資質の高い教員がうみだされることとなる。この課程では、現職教員のうち、課程の修了まで履修できるものはもちろん、1年ないし2年間の研修として研究を行うものも積極的に受け入れ、研究の機会を提供し、それを通じて、教員の資質向上の一翼を担うこととする。

我が国の大学等において、小学校教員の免許状を取得できる大学・短大等の数は157、中学校教員の免許状を取得できる大学・短大等の数は773(教科別課程数2556)、高等学校教員の免許状を取得できる大学・大学院の数は644(教科別課程3006)を数える(昭和59年10月現在)、これらの大学・短大等においては、教職科目として、教育科学・教科教育学等の講義が行われている。このうち、教育科学については、一定数の教官を置くことが定められており、極めて多くの教官が勤務している。この分野の教官の育成は、主として教員養成以外の教育学部及び文学部等に置かれた大学院において行われている。今後の教員養成の改善充実のためにはこのうちの一定の部分を教員養成を行う教育学部に置かれる大学院において育成していくことが望まれるのであり、本学に博士課程が設置されるならば、これらからの需要をみこむことができる。

教科教育学については、養成課程に置くべき教官数は特に規定されていない。そ

のため現在のところ、教育系以外の大学ことに私立大学等においては、教科教育学の担当者を十分に用意していない場合も少なくない。国立大学のうち教育系の大学・学部には、教科教育学を担当する教員として789名の定員が置かれている（昭和59年現在）。従来これらは、それぞれの基礎科学や教育科学を専攻したものによって担われてきたが、すでに述べたように今後は教科教育学の専門研究者として育成されていかねばならない。仮にこれらの担当者の30分の1ずつが年々補充されていくとすれば、毎年約26名が新たに育成されていかねばならないこととなる。現在のところ、教科教育学専攻の大学院博士課程をもつ広島大学の場合は定員7名にすぎない。また筑波大学の教育基礎学専攻（定員8名）、学校教育学専攻（定員6名）のうちのごく一部がこれに加わるものの本学に16名定員の博士課程を設置した場合十分の需要をみこむことができる。さらに、教科教育学の専門的養成が行なわれ、教員養成の飛躍的充実が図られるようになれば、国立教育系大学・学部以外の、現在教科教育学の担当者が十分に充足されていない膨大な数の教員養成課程もその水準を高め、専門的担当者を徐々に配置していくことになるのは自明のことといえよう。その場合に発生する需要は予測することもできないほど大きいものである。

82 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科規程

（平成8年3月28日）
（規程第7号）

最近改正（施行）平9.7.23（9.10.1）

（趣旨）

第1条 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科（以下「連合学校教育学研究科」という。）に関し必要な事項は、東京学芸大学学則、東京学芸大学大学院学則及び東京学芸大学学位規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（専攻及び講座）

第2条 連合学校教育学研究科に学校教育学専攻を置く。

- 2 学校教育学専攻に、教育科学講座群として教育構造論講座、教育方法論講座及び発達支援講座を置き、教科領域講座群として言語文化系教育講座、社会系教育講座、自然系教育講座、芸術系教育講座、健康・スポーツ系教育講座及び生活・技術系教育講座を置く。

- 3 前項の講座は、連合講座とする。

（学生定員）

第3条 学校教育学専攻の入学定員は20名とし、収容定員は60名とする。

（教員組織）

第4条 連合学校教育学研究科の教員組織は、次の各号に掲げる者をもつて構成する。

- (1) 連合学校教育学研究科の専任教官（以下「研究科専任教官」という。）
 - (2) 東京学芸大学、埼玉大学、千葉大学及び横浜国立大学（以下「構成大学」という。）の教育学部（横浜国立大学にあつては教育人間科学部）及びこれに関連を有する研究施設等の教授及び助教授のうち連合学校教育学研究科における研究指導及び講義・演習・実験等を担当する資格を有すると認められた教官
 - (3) 構成大学の教育学部（横浜国立大学にあつては教育人間科学部）及びこれに関連を有する研究施設等の教授、助教授及び講師のうち、連合学校教育学研究科における研究指導の補助及び講義・演習・実験等を担当する資格を有すると認められた教官
- 2 前項第2号及び第3号に掲げる教官（以下「研究科所属教官」という。）の選考は、連合学校教育学研究科の研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）において行う。
- 3 前項の選考に関し、必要な事項は別に定める。
（研究科専任教官）

第5条 研究科専任教官は東京学芸大学の教授として連合講座の一に所属し、研究指導等を担当するほか学生の教育上の問題に関する構成大学間の調整等を行う。

- 2 研究科専任教官の選考については別に定める。

（研究科長）

第6条 連合学校教育学研究科の研究科長（以下「研究科長」という。）は、研究科専任教官及び研究科所属教官である東京学芸大学教授のうちから研究科委員会において選考する。

- 2 研究科長の選考に関し、必要な事項は別に定める。

（連合講座主任）

第7条 連合講座に連合講座主任を置く。

- 2 連合講座主任は、必要に応じて連合講座会議を招集して、議長となる。

（入学資格）

第8条 連合学校教育学研究科に入学することができる者は、次の各号の1に該当するものとする。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (3) 文部大臣の指定した者
- (4) その他、研究科において、修士の学位を有するものと同様以上の学力があると認められた者

2 前項第4号に規定する学力の認定については別に定める。

(指導教官)

第9条 学生の研究指導のため、指導教官を置き、研究科所属教官をもつて充てる。

2 指導教官のうち、学生の研究及び実験・実習の指導(以下「研究指導等」という。)を総括的に担当する者を主指導教官、主指導教官と協力して研究指導等の補助を行う者を副指導教官とし、学生1人について主指導教官は1人、副指導教官は2人とする。

3 主指導教官は、主指導教官としての資格を認められた者をもつて充てることとする。

4 研究科長は、研究科委員会の議を経て、主指導教官及び副指導教官を決定する。

(学生の配置)

第10条 学生は主指導教官が専任として所属する構成大学に配置する。

(履修方法)

第11条 学生は、連合学校教育学研究科において開設される授業科目について、指導教官の指導により、20単位以上を修得しなければならない。

2 特に研究科委員会においてその必要を認めたものは、東京学芸大学大学院学則第13条に規定する方法により、所要の単位を修得することができる。

(休学期間)

第12条 休学の期間は、3年以内とする。

(修了要件)

第13条 研究科に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導等を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格した者については、研究科委員会の議を経て、学長が博士課程の修了を認定する。ただし、在学期間については、優れた研究業績を上げた者については、2年以上在学すれば足りるものとする。

附 則

1 この規程は、平成8年4月1日から施行する。

2 第3条の規定にかかわらず、平成8年度の収容定員は20名とし、平成9年度の収容定員は40名とする。

附 則

1 この規程は、平成9年10月1日から施行する。

83 「教員養成系大学・学部」に設置される大学院博士課程の在り方
について」(博士課程問題研究会)

(1994 .2)

目次

まえがき

設置の趣旨

- 1 現今の教育状況と教員養成系大学・学部の責務
- 2 教員養成系大学・学部及びその大学院修士課程の特性
- 3 教員養成系大学・学部」に大学院博士課程を設置することの意義と必要性
- 4 教員養成系大学・学部における博士課程の特性

設置の目的

- 1 目的の規定
- 2 本課程において育成すべき人材

本博士課程の基本的構成

- 1 研究科の名称
- 2 専攻の立て方
- 3 講座の組織
- 4 入学及び修了の要件

設置形態

- 1 単独大学院方式の長所と限界
- 2 連合大学院方式の利点・効用と問題点

設置規模

- 1 教科教育学関係
- 2 教育科学関係
- 3 教科専門諸科学関係
- 4 その他考慮すべき事項
 - 1) 専門的職業人の育成
 - 2) 留学生の受け入れ
 - 3) 修士号取得者に対する割合

学位

現職者の取り扱い

国際交流

担当教員の資格

博士課程問題研究会名簿

まえがき

本研究会は、日本教育大学協会が平成3年2月1日付けでまとめた「教員養成系大学・学部」に設置される大学院博士課程についての「大綱」(以下「大綱」という。)を受け、その基本方針に沿いつつ、「大綱」で今後更に十分な検討を必要とするとして挙げられた博士課程の内容構成、設置形態、設置規模等の項目について検討を深め、具体案を得るべく、「教員養成系大学・学部の充実・発展のための方策に関する研究」の一環として、教員養成教育改善調査等経費の交付を受けて3年度にわたり研究を行うことを目的として設けられたものである。

本研究会の構成は、「大綱」作成のために設けられた日本教育大学協会大学院(博士課程)検討特別委員会委員の選出大学・学部と同じ大学・学部から構成員を選出することとされた。ただし、「大綱」作成のための特別委員会は、選出大学・学部の責任者により構成されたが、本研究会は研究目的の具体性に鑑み、諸分野の専門家をもって構成することとなった。研究会の代表だけは、「大綱」と本研究会との関連性から、「大綱」作成時の特別委員会委員の中から選出された。研究会の構成員名簿は本報告書末尾に記載されている。

本研究会は、平成3年7月18日に第1回会議を開催し、以来平成5年9月2日に至るまでの期間に11回の会議を重ね、課題について研究・討議を行った。その結論を簡潔にとりまとめたのが本報告書である。この間、本研究会は、平成4年10月26日と平成5年10月25日の2回にわたり、日本教育大学協会学長・学部長等連絡協議会に対し、それぞれ中間報告と最終報告を行った。

現在、教員養成系大学・学部に待望の大学院博士課程の設置がようやく実現しかけていることは大きな福音であり、ご同慶の至りである。日本教育大学協会の会員大学・学部には、単科の教員養成大学及び総合大学の教育学部並びに新構想の教員養成大学の類別があり、それぞれに固有の状況がある。本研究会は、かかる類別を認識しながらも、各研究項目について中立的な立場で討議を進め、教員養成系大学・学部」に設置されるに最もふさわしい特色ある大学院博士課程の在り方を追求するよう努めた。今後博士課程が設置される場合、在り方の一つの指針として、本報告書が参考となり、活用されることを願う。

最後に、本研究会が研究・討議を進める過程で種々ご協力いただいた諸大学・学部・研究科の関係者各位に対し、厚く御礼を申し上げる。また、3年間にわたり教員養成教育改善調査等経費の交付を賜った文部省当局に対しても深く感謝する。

設置の趣旨

1 現今の教育状況と教員養成系大学・学部の責務

戦後50年近くが経過した現在、わが国は科学、技術をはじめとして、経済その他の諸分野で飛躍的發展を遂げ、それに伴い、わが国固有の課題に対する解決努力と

ともに、人類の福祉の向上と、世界の平和的共存の実現に向けて、積極的に貢献することが広く期待されるに至っている。この期待に応えるためには、わが国は、とりわけ、一方において高度で独創的な学問研究を推進するとともに、他方においてその基盤としての学校教育の一層の充実を図らなければならない。今日の学校教育には創造性に富み個性豊かな人間の形成と、現代の進歩を反映したより高い水準の教育内容が求められ、それを担うべき教員にも、より高度の資質と力量が求められることになる。

戦後のわが国の学校教育は、人格の完成と平和的な国家及び社会の形成者の育成という新たな基本的目標の下に、めざましい発展を遂げてきた。教育の機会の著しい拡大に伴って、制度や施設の整備と、教育水準の向上が図られてきたことは国際的にも評価されてきたところである。しかし、この間、社会的文化的環境が激変するに伴い、学校への教育機能の集中と裏腹に学習不適応、不登校、受験教育の激化がもたらす学習塾への過度の依存等をはじめ、子どもの学習と生活の両面で多くの問題が発生した。これらの問題をめぐって改めて学校教育の在り方が社会的に問われるに至っている。加えて、社会の情報化、国際化が進み、学校も直接それらの影響を受け、教育はこの種の問題にも積極的に対応していかなければならない。現代の学校教員はかかる多様で困難な状況の下にあって、現実的問題の処理能力を兼ね備えていることを要求されている。

教員養成系大学・学部は、教員の養成を主要な任務としており、学校教育の現実にも最も近接している教育・研究機関である。学問研究が飛躍的に発展し、教育をめぐる困難な現実的問題が取り巻く現代にあって、教員養成系大学・学部は従来にも増して実践的な資質と能力に優れた教員を養成するとともに、創造的な研究を推進し、その成果を活用するなかで今日の多様な教育問題に対しても有効かつ適切な解決策を見だし、それによって自らに課された社会的責務を遂行するよう努めなければならない。

2 教員養成系大学・学部及びその大学院修士課程の特性

教育は人間の成長・発達を助け、それを通して社会の進歩に寄与することを目標とする営みである。学校教育は、人類やそれぞれの国家・社会が築き上げた文化遺産に基づいて、子どもの身体・知能・情緒の発達を図り、またその過程で文化創造の力を育てようとするものであり、子どもが将来良識ある市民として育つための人格や諸能力を育てることを目標とする。

したがって、学校教育が実際に効果的に行われるためには、次の3要素が統合的に確保され、機能することが必要である。

- 1) 文化あるいは文化遺産についての研究
- 2) 教育の本質や組織及び人間の発達過程に関する理論的実践的研究

3) 文化あるいは文化遺産の教育的再構成及び教育方法に関する理論的実践的研究
 上記1)～3)に対応する学問分野は、1)人文、社会、自然の各系列の専門諸科学や体育学、芸術等(以下、「教科専門諸科学」)、2)教育学、心理学、障害児教育学等の教育関係諸科学(以下、「教育科学」)、3)教科教育学(以下では、説明の必要上「教育科学」と分けて「教科教育学」と記す)であろう。学校教員の養成を主要な任務とする教員養成系大学・学部は、その任務に係わる学問研究の性質のゆえに、当初より単一学部の機構内にこれら三つの領域すべてを教育・研究の対象として擁し、これらの領域についての総合的かつ有機的な教育・研究活動を展開してきた。これは、教員養成系大学・学部の教育・研究上の特性をなすものであり、この特性は、ことに教科教育学のように、教育科学と教科専門諸科学との両者にまたがる総合的、学際的な性格をもつ学問分野の教育・研究をより容易にするという点で、大きな利点ともなっている。この利点はまた、学校教育の現実を対象とする教育科学にも妥当するものであり、特に教授・学習過程の実験的研究をはじめ、学校や学級の経営及び生徒指導や特別活動等の具体的実践的事象を多く含む問題領域を対象とする研究分野にとって、教員養成系大学・学部は、必要とされる多くの現実的資料を提供する有利な特質を伴っている。教科専門諸科学にとっても同様であり、教科教育学や教育科学との交流を通して、学術や文化を教育的観点から構造化し、新たな研究を展開し得る点に大きな意義がある。

教員養成系大学・学部は、「大学における教員養成」を中心的に担うものとして、戦後、師範学校から大学へ昇格した。それに伴って人的・物的条件の整備が進み、とりわけ教官の質的充実が顕著である。研究面においても飛躍的向上が図られ、教科専門諸科学、教育科学、教科教育学の各分野で、学問の進歩に貢献する高水準の研究成果が少なからず挙げられている。

このような状況の下で、昭和41年にはじめて教員養成系大学・学部大学院修士課程が設置された。以来、設置は年次を追って計画的に進められ、大学院教育を主とする新構想教育大学3校を含めて、平成5年度までに39の大学・学部大学院修士課程が設置されるに至った。これらの修士課程は、設置の目的に則して、①初等・中等教育の実践の場において指導的立場に立ち得る教員の養成、②現職教員の高度の再教育、という点で多くの成果を挙げる一方で、③学校教育の内容・方法に関する科学的研究並びに教科の基礎となる学問・芸術の諸分野についての研究・研鑽を深め、その成果を蓄積することに努めてきた。既にその学問的基盤を確立し、さらに新たな展開をめざす段階にある。

3 教員養成系大学・学部大学院博士課程を設置することの意義と必要性

教員養成系大学・学部が自らに課された責務を全うするためには、資質と能力に優れた教員を養成することに加えて、学校教育を中心とする、人間の成長・発達一

第2章 大学院・専攻科のあゆみ

般に関する学問をさらに進展させ、あわせて創造性豊かな研究者を独自に養成することができる機構が制度的に保証されていることが必要である。戦後に創設された教員養成系大学・学部は他の分野の新制大学・学部と事情を異にするところがあり、国立大学協会の諸報告（最近のものでは教員養成制度特別委員会の「大学における教員養成 教員養成の現状と将来（中間まとめ、平成3年6月）」）にもあるように、講座制に対する学科目制や、学科制に対する課程制などの設置条件の違いから、組織的にも財政的にも教育・研究上の実質的困難を経験してきた。大学院制度の立ち遅れもそのひとつであると言える。大学が自らに課せられた責務を全うするためには、大学の基本的機能として、自らにふさわしい教育・研究の能力をもつ者の育成を必要とすることは言うまでもない。その意味で、大学院の整備が求められてきたところであるが、ことに教育の現実的問題が多様で複雑になり、これに対する高度な科学的能力が必要になっている状況の下で、それは緊急の課題となっている。

修士課程の段階とはいえ、今日その整備が進みつつあることは新しい展開としておおいに喜ばしいことである。しかしながら、教員養成系大学・学部における修士課程は、教員の資質の向上を主な目的とするものであり、かつ、修業年限が2年であること、教育・研究の内容が広い領域にわたるため、高度の専門的な研究を集中的に進めることは組織上極めて困難であること、などのため、研究者の養成には大きな限界がある。この限界を越えて、教員養成系大学・学部の大学院が学術研究の発展に寄与し、その多様な応用を展開する研究者を計画的に養成するためには、そこに博士課程が設置されることが緊要である。そしてこのことが学部及び修士課程における教育・研究にも反映し、教員養成系大学・学部の一層の充実と発展に資することになるであろうことが期待される。

なお、博士課程をもつ旧設の教育学研究科が果たしてきた役割は大きく、特に教育科学の基礎的分野に関する教育・研究を著しく進展させていることは、高く評価しなければならない。また、教員養成系大学・学部において教育科学の教育・研究を担当する者の多くを供給してきた功績も大きい。しかしながら、他方において、教科教育に関する教育・研究をはじめ、学校教育の現実において発生する諸問題への対応においては十全とは言えなかったことも事実である。したがって、教員養成系大学・学部における教育科学研究者は独自の視点と方法を用意せざるを得なかった。教員養成系大学・学部に新設されるべき博士課程における教育科学の教育・研究は、この意味で旧設の博士課程と特徴を異にし、学校教育とりわけ初等・中等教育の現実と実践に密接な関係をもって行われることとなる。

4 教員養成系大学・学部における博士課程の特性

学校教育並びに教員養成に係わる研究領域は、教育科学、教科教育学、教科専門

諸科学よりなる。教育科学には学校教育の在り方を対象とする実践的視点と方法が求められ、教科専門諸科学にはそれぞれの領域の基礎的学理をふまえて教科教育学を構成する内容的視点と方法が求められる。

学校教育並びに教員養成との結びつきが最もよく、したがってこの博士課程の教育・研究の最大の特徴となるのは教科教育学であろう。教科教育学は、各教科の本質、目標、内容、方法などについて理論的実践的に研究する学問分野である。教科教育学は、一面において教育学や心理学などの教育科学と通底する一方、教科内容面では教科専門諸科学と構造的に重なる。このことを改めて確認することは、極めて重要なことである。従来ややもすれば単に教科教授法として理解されがちであった教科教育学についてしばしば反省されてきたように、科学や文化の体系や方法に立ち入り、これを教育的視点から再構成していく作業が今日ますます要請されていると言わなければならない。今日、教育や学校の在り方と人間存在との係わりが改めて問い直される状況にあるからである。

したがって、教員養成系大学・学部設置される大学院博士課程は、次の特性をもつことが適当である。

- 1) 教科教育学を主たる教育・研究の領域としていること
- 2) 教育科学の教育・研究には学校教育の在り方を対象とする実践的視点と方法が求められるが、あわせて教科教育学を基礎づける役割が期待されること
- 3) 教科教育学を基礎づける教科専門諸科学の教育・研究は学校教育の課題に対応し、教科内容的視点と方法をもつこと

上述のように、教科教育学は、教育科学と教科専門諸科学との統合により補完される複合的・総合的領域の学際的研究分野であるが、それ自体一つの独立した学問分野である。したがって、教科教育学研究者は、教育科学や教科専門諸科学の研究者とは別に、独立に養成されなければならない。教育学や心理学等の研究者並びに教科専門諸科学研究者については、従来その多くは旧設の博士課程教育学研究科や、人文・社会・自然科学等の研究科で養成されてきた。ところが教科教育学を専攻することができる博士課程は現在極めて少数にとどまり、需要を満たすには程遠い。教員養成系大学・学部は、①教員養成を課題とする学校教育学についての理論的・実践的研究の蓄積を既に十分にもっていること、②単一学部の機構内に、教育科学、教科教育学、教科専門諸科学の3領域を固有のものとして擁し、教科教育学の統合的研究には機構上の大きな利点があることという主な理由のために、上記の特性をもつ博士課程を、どの機関にもまして教員養成系大学・学部設置するのが最も適当である。

第2章 大学院・専攻科のあゆみ

設置の目的

1 目的の規定

教員養成系大学・学部設置される大学院博士課程は、学校教育の諸分野の理論と実践について、自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識と広い視野をもつ人材を育成するとともに、これらの分野の学問の進歩に寄与することを目的とする。

2 本課程において育成すべき人材

本課程の修了者は、教員養成系大学・学部において教科教育学、教育科学、及び教科専門諸科学を担当する研究者のみならず、それ以外の多くの大学において教職関係の科目を担当する研究者として活躍することが期待されるほかに、将来にわたっては、初等・中等学校、教育研究機関、教育行政機関、社会教育関係機関等における研究・指導職等、教育に関する諸分野において高度の研究能力を有する専門職業人として活躍することも期待される。

本博士課程の基本的構成

1 研究科の名称

教員養成系大学・学部設置される大学院博士課程と既設の修士課程との関係、あるいは連合大学院の形態をとる場合等との関係があり、その名称を一様に定めることはできないが、いずれにしる、新しい課程の特徴を示し得るようにする。例えば、教育学研究科のほか、学校教育学研究科、総合教育学研究科、などが考えられる。

2 専攻の立て方

構想される研究科の特色に応じて、教育科学と教科教育学とをそれぞれ中心とする2専攻によって、又は両者を合わせた1専攻によって構成することが適当である。そのいずれにしても、両者の相対的独自性とともにもその相補的關係づけが図られるものとする。

2専攻による場合、教育科学専攻・教科教育学専攻、あるいは実践的内容を強調して学校教育実践学専攻・教科教育実践学専攻として構成することも考えられる。

1専攻による場合、同一専攻内を教育科学と教科教育学の二つの分野あるいは群に分ける方式と、各教科領域においてこの両者を関係づける方式がある。

さらに、教育科学と教科教育学の相補的関連を密接なものとすることは、上述のごとく、教員養成系大学・学部置かれるべき博士課程の基本的条件のひとつである。その方法としては、次の三つが考えられる。

- 1) 相互の科目履修方式、すなわち、専攻(1専攻による構成の場合には分野あるいは群)を越えて相互に一定の修得単位数を課するもの
- 2) 共通科目方式、すなわち、専攻・講座等にかかわらず共通に必修又は選択必修

の科目履修を課するもの

3) 複数指導教官方式，すなわち，専攻・講座等を越えて複数教官による論文指導及び審査の組織をもつもの

しかし，上記3方式のそれぞれに長所とともに困難点があるので，これらをどのように構成するかは，博士課程において予想される教育・研究の在り方，運用の可能性等に配慮しつつ，各研究科において独自に追求されなければならない。

3 講座の組織

教育科学に関する講座として，人間形成の基礎理論に関する講座及び学校教育の基礎的・実践的研究に関する講座を含むものとし，さらに当該研究科の実状に応じて発達適応の援助に関する講座及び生涯教育に関する講座又はそのいずれかを含むことができるようにすることが望ましい。

教科教育学に関する講座は，言語・社会・自然・芸術・健康・生活の各領域を含んで構成するものとするが，講座数や講座の区分に係わる具体的編成の在り方については当該研究科の実状による。その際，現行の教科区分にとらわれず，必要に応じて教科区分の在り方をも検討し得る組織をもつことが望ましい。

なお，それぞれの講座の編成に当たっては，以下の点に配慮するものとする。

- 1) 学習指導に関する研究能力とともに教科専門諸科学をふまえてカリキュラム研究能力の育成をめざすこと
 - 2) 授業科目は当該教科領域の教育原論，教育内容論，教育方法論を含むこと
 - 3) カリキュラム研究には教科専門諸科学を教育的に再検討・再構成する能力が必要とされるが，その育成に係わって，教科専門諸科学を教科内容論としてどのように組み入れるかは，領域の違いによって必ずしも一様ではなく，各領域の独自の事情によらざるを得ないことがあること
 - 4) 教科教育学の研究能力の要件としての教科専門諸科学は，学部や修士課程においてそれ自体が教員の資質形成の要件として置かれているものと異なり，できるだけ教科内容の基礎的研究としての性格をもつものがふさわしいこと
- 4 入学及び修了の要件

修士の学位をもつ者もしくはそれと同等以上の学力をもっていると当該研究科が認める者を受験資格者とする。入学者には，教科教育学の研究能力の育成のための資質要件として当該領域の教科教育に関する基本的知見をはじめ，教育科学及び教科専門科学についての高い素養，さらに外国語による資料処理の能力が求められる。

原則として3年以上在学し，20単位以上の科目を履修のうえ，学位論文の審査及び最終試験に合格することをもって修了の要件とする。

設置形態

設置形態としては、一大学が単独で設置する方式と、複数の大学が連合して設置する方式の二つがあり得る。それぞれに長所と問題点があるとおもわれるが、以下、それらの要点を指摘し、それに基づき、本博士課程問題研究会としては、教員養成系大学・学部 の現状下では、連合大学院方式がより望ましい選択であるとの見解に立つこと、及び連合大学院方式を採用した場合の留意点等を述べることとする。

1 単独大学院方式の長所と限界

- 1) 一大学が単独で設置する場合、当該大学の学部及び大学院修士課程での教育・研究の成果を基盤として、その上に独自の、特色ある博士課程を構想することができるという長所がある。加えて、単一大学の施設・機構内に留まってそれらを最大限に活用しつつ教育・研究に集中できる利点もある。さらに、管理・運営上からも迅速かつ効率的な運用が期待できる。これらの点を考慮すれば、単独大学院方式は、本来最も望ましい設置形態と言えるであろう。
- 2) 他方、一大学のみで博士課程を設置する場合、専攻内の各学問分野にわたって教育・研究を行うに必要なすべての講座数を揃えるためには、相当数の担当教員の確保が前提となる。この前提を充足させることができる大学・学部は、大規模な教員組織を持つことが要求されようが、かかる要求を満たしうる大学は比較的少数に限られよう。それ以外の多数を占める大学・学部は、仮に大規模大学・学部と同等以上の優れた教育・研究実績を持つ教員を擁していようと、規模上の限界のため、博士課程を設置したり、あるいは博士課程の担当教員となる途を閉ざされることになりかねない。これは決して望ましいことではない。
- 3) そもそも、教員養成系大学・学部は、前身の各師範学校時代以来の各固有の歴史と特色を有しながら、第二次世界大戦後のわが国の教育改革の一環として大学・学部として発足し、現在に至っている。この点、各教員養成系大学・学部は均質とすることができる。そして、各大学・学部はひとしくわが国における義務教育教員の養成を本来の主要目的としてきた。その後、規模や教員組織等の相違により、修士課程の設置に関しては、その有無や設置の時期に相違が生じたことは事実である。しかし、上述の如き均質性を有する教員養成系大学・学部は、宿願であった大学院博士課程の設置がいよいよ実現される運びとなった際には、優れた実績を持つ大学・学部はすべて、その規模等の別を問わず、広くこれに参加することが望ましい。
- 4) しかし一方、後述の「設置規模」の項目下でも述べられているように、本博士課程問題研究会が行った、教員養成系大学大学院博士課程修了者に対する需要に関する一定の試算によれば、当面、本課程で育成することが望ましい研究者の総数は、毎年、教育科学と教科教育学の分野で約70人、教科専門分野で約50人、合

計120人という数値が得られている。これは、かりに一大学単独で博士課程を設置する方式に拠った場合、一大学の博士課程の入学定員を20人とすれば、6大学程度に博士課程を設置することが必要となることを意味する。しかし、この程度の大学数では、多くの大学の有資格教員が博士課程担当教員となることが望ましいとする上述の見解を実現することからは程遠いと言わざるを得ない。そこで、この見解の実現を図る博士課程の設置形態として、数大学が提携し、補完し合う連合大学院方式が構想されることになる。

2 連合大学院方式の利点・効用と問題点

- 1) 本博士課程がその特性として主たる研究領域とする教科教育学の分野に、博士課程の教育・研究を担当する潜在的可能性を有する複数大学の教員が参加することにより、単一の大学のみでは期待し難い幅の広い高度な研究指導が可能となる。これは教科教育学以外の学問分野にも共通する利点である。とくに本課程が、教科教育学と教育科学との統合的分野や、教科内容を基礎づける教科専門諸科学について、高度の学問性と実践的課題への対応という両面を兼ね備えた研究指導を行うためには当然相当数の教員が必要となるが、連合大学院を設置することにより、このような教員組織を編成することが可能となると考えられる。
- 2) 上述のように、教員養成系大学・学部教育・研究は、その性格上、全国的にほぼ均質と見られてきている。また、これまで、教員養成系各大学・学部間の交流も活発であったとは言い難い。しかし、各大学・学部には独自の歴史と、その中で育まれてきた特色がある。歴史と特色を異にする複数の大学・学部が連携して博士課程を編成するならば、それぞれの歴史や特色を活かした重層的な共同研究や構造的な教育・研究が活性化されよう。このことは、教科教育学が教育実践上の広域的課題に取り組むことをより容易にし、また、教科教育学の多様で構造的な展開を可能にするものと期待される。
- 3) 他方、一大学のみでは期待し難い分野を相互に補いつつ、構成大学が緊密な連携と協力の下に総合的な教育・研究を行うことを目指す連合大学院方式では、複数指導教官制が採られた場合、一人の学生の指導教官は複数の構成大学間から選出される可能性が高い。このことは、連合大学院方式を選択することの必然的な帰結であるが、その際、学生が研究指導上の必要から所属大学以外の構成大学に所属する指導教官のところへ出張することや、指導教官が授業や学位論文の指導・審査等の用務で所属大学以外の構成大学へ出張することが必要となろう。そのため時間及び旅費上の負担は決して少なくないと思われる。諸種の会議等に伴う事務官の出張等についても同じことが言える。
- 4) 連合大学院方式が採択された場合、構成大学間に格差が生じる可能性のあることが問題点の一つとして指摘される。しかし、教員養成系大学・学部は本来すべ

第2章 大学院・専攻科のあゆみ

ていわば対等な立場にあるので、構成大学間に格差が生じることのないよう、あるいは格差を最小限に抑えるための、十分な相互協調がはからなければならない。例えば、連合大学院の名称に関し、特定の一大学のみでなく、他の構成大学名も何らかの形で表現ないし反映されるよう、また研究科長も構成大学間で選出できるものとする等の配慮がなされることが望ましい。

以上の所見に基づき、本博士課程問題研究会は、少なくとも現時点では、教員養成系大学・学部を設置される大学院博士課程の設置形態は、後期3年のみの独立した連合大学院方式がより現実的なものであると考える。

設置規模

教員養成系大学・学部を設置される大学院博士課程において養成されるべき人材の必要数は養成対象の種類分けに応じて、当面以下のように見込まれる。本博士課程が単科の教員養成系大学及び総合大学の教育学部において漸次計画的に拡大充実していくことを前提としつつ、この必要数が全国的視野から適正に配置されることが望ましい。

1 教科教育学関係

ここに構想される博士課程の緊急の課題は、繰り返す迄もなく、教科教育学を担当する研究者の養成であるが、その定員は日本教育大学協会加盟の49大学にあって約800人である。これに対して、旧設の教育学研究科博士課程において教科教育学の研究者として養成された者が占めている数は、約200人である。したがって、約600人を対象とするなら、研究者の平均勤務年数を30年として、本博士課程での1年当たりの養成数は20人となる。

2 教育科学関係

教育学、教育心理学等の教育科学関係の研究者については、特に緊急性のある生徒指導、教育相談等をはじめ臨床的実践的領域の担当者を主たる養成対象とするが、その数は同じく日本教育大学協会加盟大学でみるなら、教育学・教育心理学担当教員の現在数約900人のうち、約300人（1年当たり10人）と見込まれる。もちろんわれわれは、このような臨床部門に限らず、教員養成系大学・学部において教職基礎科目の教育研究を担当する者の少なくとも一部が、教員養成系大学・学部に置かれる博士課程の教育実践的環境の中で育成されることを強く願っている。

また、教員養成制度上別の区分けになっているが、幼児教育及び障害児教育の分野に携わる教育科学の研究者の育成を急がなければならない。

教員養成系大学・学部（国立）の幼児教育関係講座・学科目の担当者は約110人であり、そのうち教育科学領域（保育原理・心理）の研究者約60人（1年当たり2人）の殆どは幼児教育専門の養成機関の出身ではなく、旧設の博士課程の教育学等を専攻した者である。幼児教育に固有の課題と方法に対応する研究者の養成が求め

られているが、教員養成系大学・学部に置かれる博士課程にはその要求に応えうる条件が備わっており、従ってまた、応える責務がある。

障害児教育関係については、国立大学に置かれた教員養成課程及び研究施設・講座等の担当者数、約390人に対して現在の専門の養成機関による供給は約300人であり、90人（1年当たり3人）の不足がある。

以上のことから、教育科学関係を合わせて、1年当たりの養成数は少なくとも15人（10+2+3）となる。なお、以上の教科教育学及び教育科学に関する数値は差し当たって国立大学・研究所等の範囲に限られているが、さらに、公・私立の諸機関をも視野に入れて考える必要があるであろう。

3 教科専門諸科学関係

教科教育学を基礎づけるための教科専門諸科学の研究者の一部もここから供給されることになるであろう。この研究者の主たる供給源は元來教員養成系大学・学部以外の文学部や理学部等であるが、そこには尊重すべき理由があると考えられる。諸科学はそれぞれに独自の方法与成果を有し、当然のことながら、それ自体としては教育的意図から独立した営為である。それぞれに適合的な研究者の養成機関のあることは重要なことである。しかし同時に、教科教育学の視点からすれば、それらの諸科学は教科内容として再構成される対象であり、またその可能性を備えていることが求められる。この再構成の作業は常に困難であるが、とりわけ、初等教育の教科内容や就学前教育の保育内容についてはそうであろう。われわれは、いわば科学と教育とを繋ぐ役割を期待して、教科教育学的環境の中で教科専門諸科学の優れた研究者が育つことを願っている。教員養成系大学・学部で置かれる博士課程でこのような研究者をどの程度育成すべきかを特定することは難しいが、われわれは、現在、教科専門担当者のうち教員養成系大学・学部で置かれている修士課程修了者が占めている数がひとつの目安になるものと考えた。専門諸科学の教育研究能力を有するこれらの研究者に、その能力形成に寄与した養成機関においてさらに研究の場を提供し、能力の発展を期することは極めて有効であり、かつ当該機関の責務でもあるように考えられるからである。

上記の数については、その現況を教員養成系大学・学部で置かれているすべての修士課程について調査することは困難であるため、差し当たって本博士課程問題研究会の構成員が所属する9大学・学部に限って調査し、それを基礎とした。

9大学・学部の修士課程修了者（平成5年3月までに、11,280人）のうち研究者となった者は854人（年度毎の輩出数の平均は、1年当たり50人）であり、このうち、教科専門の研究者は480人である。さらに、この480人のこれら9大学の修士課程修了者総数に対する割合（4.3%）をすべての教員養成系大学・学部修士課程の入学定員（平成4年度 2,491人）に当てはめるなら、1年に約100人の者が教科専

第2章 大学院・専攻科のあゆみ

門の研究者の職に就くことになる。むろん、だからといって、この数値がそのまま規模計算の基礎になるわけではない。それは、ここに構想される博士課程の設置の趣旨及び目的が教科教育学及び実践的性質をもつ教育科学の研究者の養成を中心的かつ緊急的課題としているからであり、また、教員の資質の向上という修士課程の主たる課題に沿う教科内容の充実の意味がそのまま博士課程にもちこまれることは、この博士課程の特質を害なう恐れがあるからである。従って、ここでは1年当たり50人程度を見込んでおくのが適当であると考えられる。

以上のことから、1年当たりの養成必要数は、合計で85人(20+15+50)となる。ただし、これは教員養成系大学・学部において自給すべき最少の数値であって、他に、公・私立大学をはじめ、教育研究関係の諸機関において整備されるべき研究者数の需要に応えることも、われわれの課題の一つであると考えられる。本報告において述べてきた趣旨から言って、今日の教育状況に対応するために真に適合する必要数としては、とりあえず少なくとも上記1及び2についてさらに同数程度(35人)の上乗せが適当であると考えられる。このことを勘案して、当面の必要数を120人程度と見込んでおくべきであろう。

4 その他考慮すべき事項

設置規模を算定する上では、大学院の整備充実に関する政策的観点を加えて、さらに以下に述べる事項が十分に考慮されるべきであろう。

1) 専門的職業人の育成

将来的には、この課題に相応しい高度の専門的職業人を育成する責務が生じるであろう。初等・中等学校、教育研究機関、教育行政機関、社会教育関係機関等における研究・指導職にある者は約10万人を数えるが、仮にその内の1%が博士の学位を持つ状況を想定するならば、1年当たり30~40人を育成することになる。むろん、それは広く社会的要請及び制度的整備に基づいて実現されるものであろう。われわれはそのような状況が早晚到来することを予想し、また期待するが、そのことを促進する意味も含めて新しい構想を試みたいと考える。

2) 留学生の受け入れ

国際交流の観点から外国人留学生の需要に対応することが緊急な課題となっている。平成4年度に教員養成系大学・学部の修士課程に入学した留学生は191人を数えるが、これは、総定員に対して7.7%となっている。しかも、その殆どの者は博士課程に進学を希望している。既設の博士課程の受け入れに限度があることと、教員養成系大学・学部に設置される博士課程に相応しい研究内容があることを考慮するならば、相当数の留学生を収容することのできる規模が求められるであろう。

3) 修士号取得者に対する割合

近年、教員養成系大学・学部の修士課程の整備充実に伴って、教育学関係の修士号取得者の数が著しく増加した。学位の位階の意味において、この数は一定の博士号取得に対する社会的要請をもたらすことになると思われる。現在、教育学の修士号取得者に対する博士号取得者の割合（平成2年度末現在）は、3.3%であり、学位全体の平均38.7%を著しく下回るだけでなく、分野別に見ても最も低い数値となる。その授与者となる大学院の定員についても同様の状況にあり国立大学の修士課程（博士前期課程を含む）の入学定員に対する博士課程（後期）の定員の割合は全体で38.4%であるのに対し、教育学については4.3%と極端に低い。

学位

標準修業年限の3年以上（とくに優れた研究業績をあげた者にとっては修士課程を含めて3年以上）在籍し、20単位以上の科目を履修し、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者には博士（教育学）または研究内容により博士（学術）の学位を授与するものとする。

別に、上記に規定するもののほか、本研究科博士課程に学位論文を提出して、その審査に合格し、かつ、本研究科博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することが認定された者に対しても、同種の学位を授与するものとする。

現職者の取り扱い

教育実践に関する研究能力の育成を中軸とする本構想の特質を生かす上で、現職に就きながら研究を継続しようとする者に対しては、就学・受講形態等に関して弾力的に対応することが望まれる。そのため、例えば以下のような措置ができるものとする。

- 1 入学者の選考に当たっては、研究能力にとって基本的な要件とされるもの（語学等）は一般受験者と同様の扱いとするが、現職の教育活動等を通じて作成された研究業績を評価すること
- 2 在学期間を分割すること、または、研究上必要かつ有効な活動として認められる場合には学途中に現職の業務に就く期間を1年以内に限り在学期間に算入すること
- 3 夜間開講あるいは夏季・冬季の集中開講

国際交流

ここに構想される大学院博士課程は、国際的貢献という社会の要請に応えるものでなければならない。そのために、次の2点について具体的に検討される必要がある。

その第1は、研究者の交流である。現在、研究者の交流については、文部省や日本学術振興会、国際交流基金などによる派遣・招聘の制度があるが、教員養成系大学・学部においては研究者の交流は必ずしも十分であるとは言えない。博士課程の設置に

第2章 大学院・専攻科のあゆみ

より、このことを一層充実発展させる必要がある。

その第2は、留学生の受け入れである。上記 4 2)の項目下で述べたように、現在、教員養成系大学・学部の修士課程には多数の留学生が在籍している。これらの学生の中には、学校教育に係わる博士課程に進学することを希望する者も多々あると考えられる。したがって、博士課程においても、留学生の受け入れについての諸条件の整備を急がなければならない。

担当教員の資格

大学院担当教員の資格審査については、『大学院設置審査基準要項』（昭和49年9月27日、大学設置審議会大学設置分科会決定。昭和61年5月22日、最終改正）に規定されている。特に教員養成系大学・学部に設置される大学院については、その特色に基づいて『教員養成系大学に設置される大学院に関する審査方針について』（昭和41年3月11日、大学設置分科会総会了承。昭和53年12月18日、改正）が作成され、「学校教育専攻、特殊（障害児）教育専攻及び幼児教育専攻」を担当する教員については、教育学・保育専門委員会において従前の観点に照らして審査し、そして、教科に係わる専攻については、教科専門科目、教科教育科目とも文学、理学等の関係の専門委員会で従前の観点に照らして審査し、その結果を教育学・保育専門委員会に伝え、教育学・保育専門委員会で、その結果に教育に関する業績等を加味して判定する方式が取られてきた。

本課程の教員の資格審査に当たって、基本的には上記の方式の趣旨に準じて審査が行われることが望ましい。つまり、専攻の立て方等が異なることもあるが、教育関係に係わる領域と、教科専門に係わる領域の2領域に一応分けて審査した後に、教育学・保育専門委員会のような組織で、教育に関する業績等を加味して最終決定する方式で審査が行われることが必要である。

なお、本課程は、教育実践を中核として教育・研究を行う新しい特色を持つ博士課程であり、それを担当する教員の資格も新しい基準（観点）を設定して審査される必要がある。例えば授業に関する実践的研究や臨床の実績を含む業績など、本課程における教育・研究の特質に相応する能力がその指導分野に応じて適切に評価されることが望まれる。また、教育実践に関する共同研究・教育、あるいは教育課程の立案・政策決定に参画する活動等もこれまで以上に審査の際に考慮されるべきだと考える。

博士課程問題研究会名簿

宇賀治正朋	東京学芸大学	教授
原 聡介	東京学芸大学	教授
市川 博	横浜国立大学 教育学部	教授
田中 博	上越教育大学	教授

第3節 大学院博士課程 連合学校教育学研究科

岡本 光司	静岡大学	教育学部	教授
川上 昭吾	愛知教育大学		教授
中谷 彪	大阪教育大学		教授（第8回まで）
木立 英行	大阪教育大学		助教授（第9回以降）
辻野 昭	兵庫教育大学		教授（第8回まで）
清水 俊彦	兵庫教育大学		教授（第9回以降）
藤村亮一郎	奈良教育大学		教授
宮原 英種	福岡教育大学		教授（第5回まで）
秋山 俊夫	福岡教育大学		教授（第6回以降）

（ 代表， 副代表）

第3章 附属図書館 施設・センター 附属学校のあゆみ

第1節 附属図書館

〔資料解説〕

附属図書館では1975年に部課長制を導入し、事務組織が大きく変更されたため、資料84に事務組織の変遷を示した。

建物に関しては、統合前及び統合後の平面図・面積等を資料85、86に示し、現在の建物については省略した。

附属図書館では1956年以来独自の『年次報告』を作成して、年間の業務報告を行っている。これに基づき、受入図書数・蔵書数及び図書購入費予算の累年比較を表にまとめた（資料87、88）。

特色ある所蔵資料については、大型コレクション一覧（資料89）、特殊文庫一覧（資料90）をあげ、これらを紹介するために行った展示会の開催状況を資料92に示した。

資料91は、附属図書館の印刷物を、比較的小さいものまでできるだけ収録したものである。

資料93の各種利用統計も『年次報告』からまとめた。

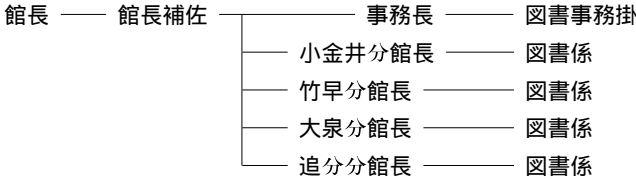
業務内容については、沿革表で一覧できるようにした（資料94）が、表中の「年」の横の対応は必ずしも合っていないことを断っておく。

最後（資料95）に、附属図書館が庶務を担当している紀要出版について、現在の発行部門一覧と紀要出版委員会委員名を掲げ、参考のために創刊以来の総索引について記した。

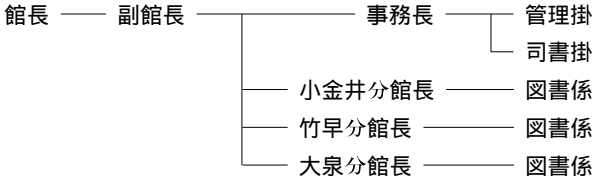
（木村 隆子）

84 附属図書館事務組織の変遷

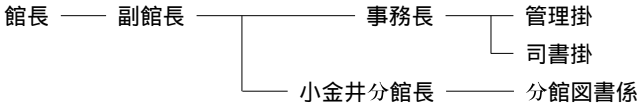
1949年11月1日現在



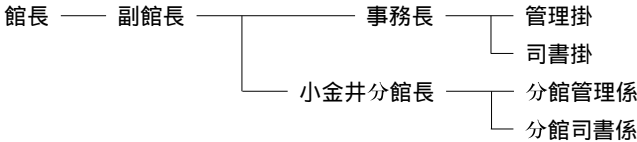
1953年4月1日



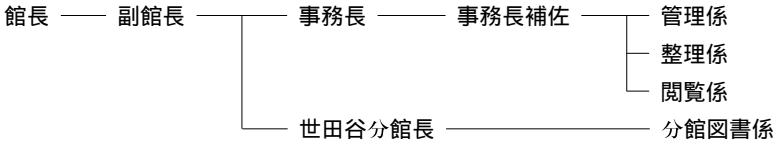
1955年4月1日



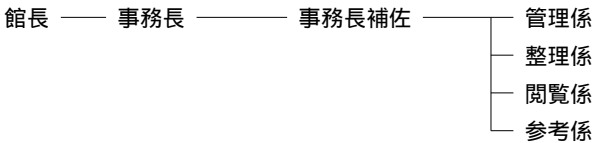
1960年5月1日



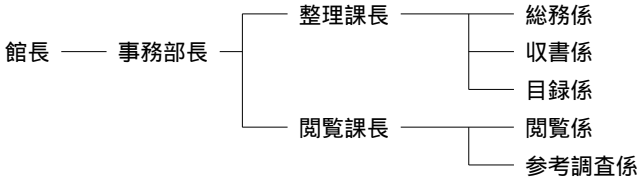
1961年9月1日



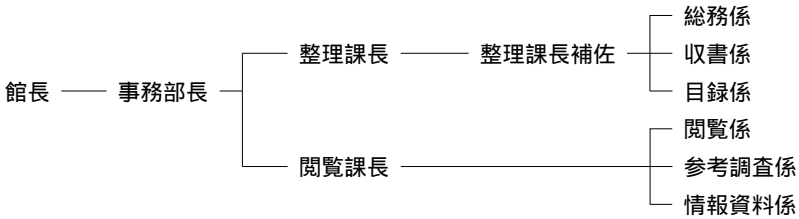
1964年4月1日



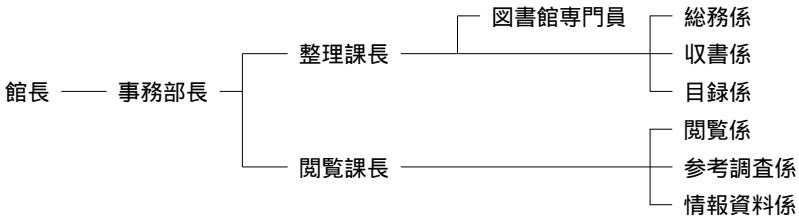
1975年4月1日



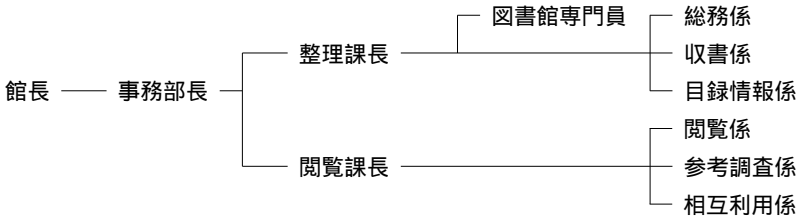
1977年4月1日



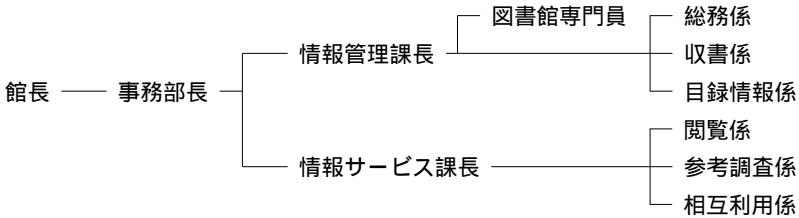
1983年4月1日



1987年4月1日

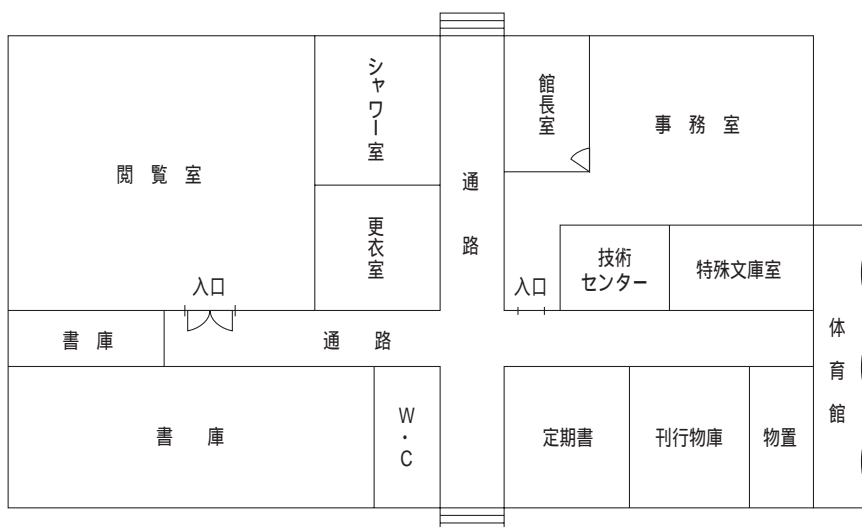


1988年4月8日

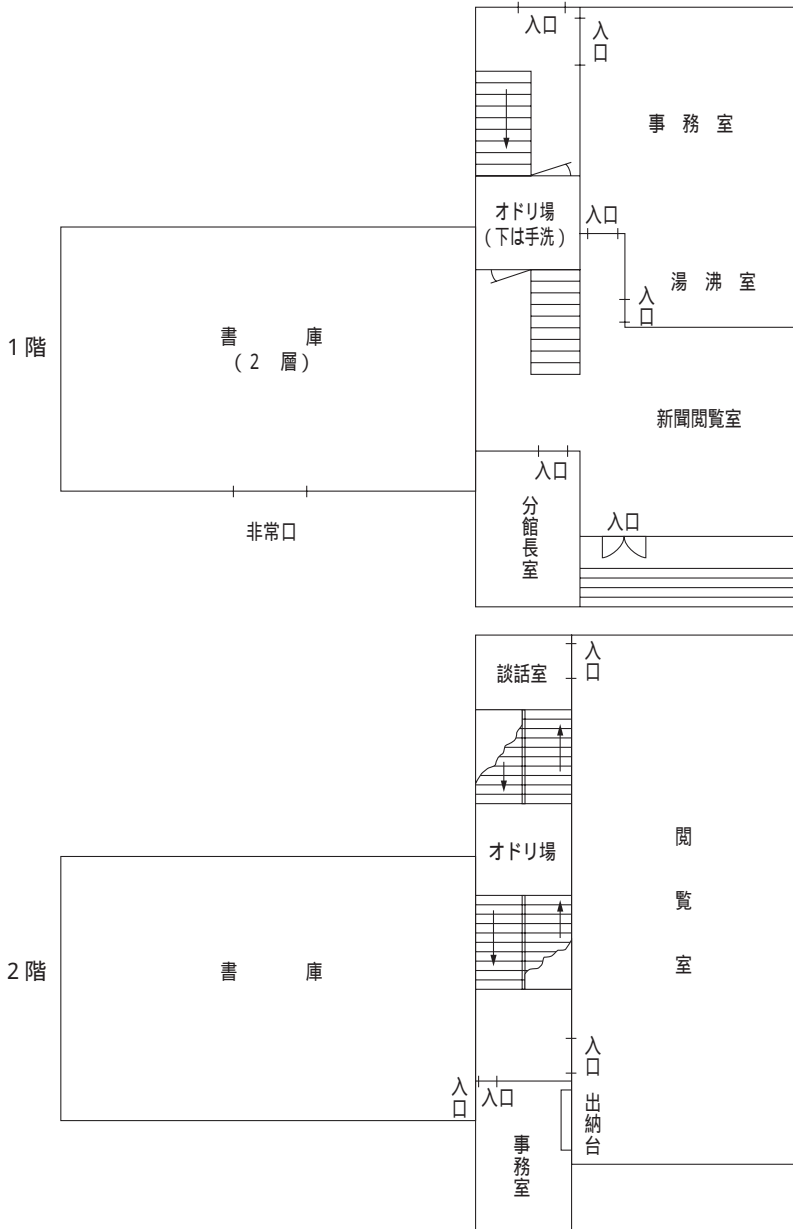


85 世田谷本館及び小金井分館（1959）

	閲覧用座席数	面 積			合 計
		閱 覧 室	書 庫	館長室・事務室	
本 館	128席	220.3m ²	264.0m ²	108.52m ²	592.82m ²
分 館	174席	214.5m ²	323.4m ²	110.55m ²	648.45m ²
合 計	302席	434.8m ²	578.4m ²	219.07m ²	1,241.27m ²

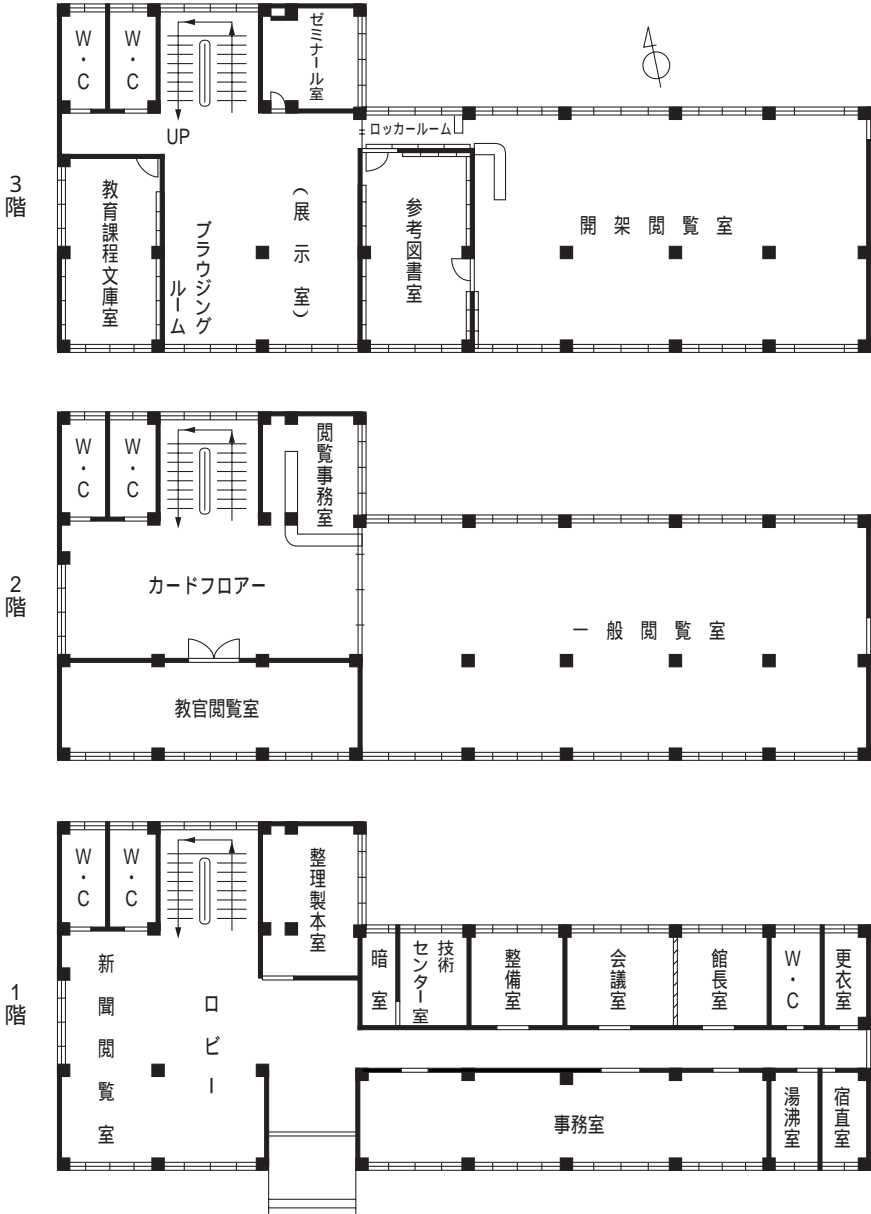


世田谷本館建物平面略図



小金井分館建物平面略図

86 開館当初の附属図書館旧館（1960）



第1節 附属図書館

使 用 区 分		面 積	階	閲覧座席数
閱 覧 ・ 奉 仕 部 門	一般閲覧室	300m ²	2	112～128
	開架閲覧室	250	3	72～80
	教官閲覧室	75	2	10～14
	参考室	50	3	8～12
	教育課程文庫(T.C.L.)室	50	3	8～12
	新聞閲覧室	50	1	
	ブラウジングルーム(展示室)	100	3	
	ゼミナール室	25	3	
	カードフロア	75	2	
	ロビー	50	1	
管 理 部 門	事務室	100	1	
	館長室	25	1	
	会議室	25	1	
	整備室	25	1	
	技術センター	}		
	暗室		25	1
	整理製本室	35	1	
	閲覧事務室	25	2	
	湯沸室	12.5	1	
	宿直室	12.5	1	
	更衣室	12.5	1	
廊下階段・その他		442.5		
合 計		1,765.0		

87 受入図書数・蔵書数年度別累計比較

年 度	受入図書数	累 計 蔵 書 数
1956	8,777冊	148,343冊
1957	6,436	154,779
1958	4,818	159,597
1959	5,113	164,710
1960	5,126	169,836
1961	6,316	176,152
1962	6,907	183,059
1963	8,133	191,192
1964	13,164	204,356
1965	15,768	220,124
1966	25,267	245,391
1967	26,329	271,720
1968	25,015	296,735
1969	29,104	325,839
1970	29,195	355,034
1971	30,518	385,552
1972	28,809	414,361
1973	25,313	439,674
1974	19,375	459,049
1975	20,272	479,321
1976	21,724	501,045
1977	31,669	532,714
1978	24,615	557,329
1979	25,901	583,230
1980	21,764	604,994
1981	21,585	626,579
1982	20,840	647,419
1983	17,347	664,766
1984	20,214	684,980
1985	16,135	701,115
1986	16,455	717,570
1987	16,302	733,872
1988	18,118	751,990
1989	16,529	768,519
1990	16,596	785,115
1991	18,439	803,554
1992	15,739	819,293
1993	15,770	835,063
1994	14,983	850,046
1995	16,222	866,268
1996	15,243	881,511
1997	17,050	898,561

88 図書購入費等予算累年比較

単位：千円

予 算 費 目	1956年度	1957年度	1958年度	1959年度	1960年度	1961年度
図書館図書費	1,070	1,070	1,025	1,025	2,075	2,025
学生用図書費						
教養図書費	420	400	289	287	200	200
指定図書費						
参考図書購入費						
特別図書費						
外国図書購入費						
電子的情報資料購入費						
教官研究用図書費	2,908	2,076	3,980	4,603	4,555	5,707
附属学校等図書費						
事務局等図書費						
教官研究収録購入費						
その他 留学生経費						
受託研究費						
生活科教育特別経費						
図書購入費合計	4,398	3,546	5,294	5,915	6,830	7,932
前年比 (千円)		- 852	+ 1,748	+ 621	+ 915	+ 1,102
前年比率 (%)		- 19.4	+ 49.3	+ 11.7	+ 15.5	+ 16.1

予 算 費 目	1962年度	1963年度	1964年度	1965年度	1966年度	1967年度
図書館図書費	1,900	2,850	5,380	6,174	8,526	10,035
学生用図書費						
教養図書費	200	200	300	282	300	300
指定図書費					3,942	4,064
参考図書購入費						
特別図書費		676		554		399
外国図書購入費						
電子的情報資料購入費						
教官研究用図書費	5,796	7,091	11,718	14,820	23,561	30,888
附属学校等図書費	163	322	505	697	995	441
事務局等図書費	182	535	674	718	990	1,263
教官研究収録購入費				648		
その他 留学生経費						
受託研究費						
生活科教育特別経費						
図書購入費合計	8,241	11,674	18,577	23,893	38,314	47,390
前年比 (千円)	+ 309	+ 3,433	+ 6,903	+ 5,316	+ 14,421	+ 9,076
前年比率 (%)	+ 3.9	+ 41.7	+ 59.1	+ 28.6	+ 60.4	+ 23.7

第3章 附属図書館 施設・センター 附属学校のあゆみ

予 算 費 目	1968年度	1969年度	1970年度	1971年度	1972年度	1973年度
図書館図書費	11,397	13,455	16,572	19,548	22,063	25,394
学生用図書費				1,519	2,567	2,808
教養図書費	300	300	300	300	299	
指定図書費						
参考図書購入費						421
特別図書費		566	760	590	560	936
外国図書購入費						
電子的情報資料購入費						
教官研究用図書費	29,193	33,359	40,610	45,977	50,625	54,453
附属学校等図書費	992	1,008	800	1,160	1,053	1,355
事務局等図書費	1,647	1,999	2,120	2,222	2,396	2,857
教官研究収録購入費	720	672		1,493		
その他 留学生経費 受託研究費 生活科教育特別経費						
図書購入費合計	44,249	51,359	61,162	72,809	79,563	88,224
前年比 (千円)	- 3,141	+ 7,110	+ 9,803	+ 11,647	+ 6,754	+ 8,661
前年比率 (%)	- 6.6	+ 16.0	+ 19.0	+ 19.0	+ 9.3	+ 10.9

予 算 費 目	1974年度	1975年度	1976年度	1977年度	1978年度
図書館図書費	27,285	30,576	31,868	34,555	36,076
学生用図書費	3,089	13,571	14,726	15,362	18,155
教養図書費					
指定図書費					
参考図書購入費	484	573	573	550	536
特別図書費	588	666	687	1,267	1,400
外国図書購入費					6,400
電子的情報資料購入費					
教官研究用図書費	57,809	68,274	74,649	83,259	75,360
附属学校等図書費	2,767	4,000	4,271	6,989	5,290
事務局等図書費	3,633	4,508	6,252	5,900	5,259
教官研究収録購入費	2,463			3,026	
その他 留学生経費 受託研究費 生活科教育特別経費					
図書購入費合計	98,118	122,168	133,026	150,908	148,476
前年比 (千円)	+ 9,894	+ 24,050	+ 10,858	+ 17,882	- 2,432
前年比率 (%)	+ 11.2	+ 24.5	+ 8.9	+ 13.4	- 1.6

第1節 附属図書館

予 算 費 目	1979年度	1980年度	1981年度	1982年度	1983年度
図書館図書費	38,972	39,147	40,011	39,281	37,753
学生用図書費	21,352	20,285	23,154	22,439	17,988
教養図書費					
指定図書費					
参考図書購入費	536	523	523	433	376
特別図書費	1,450	1,778	1,778	1,235	1,013
外国図書購入費	12,000	4,290	7,129		2,822
電子の情報資料購入費					
教官研究用図書費	82,495	95,524	92,765	85,189	84,657
附属学校等図書費	6,928	6,040	5,224	3,470	4,399
事務局等図書費	4,900	} 2,477			
教官研究収録購入費					
その他 留学生経費					150
受託研究費					
生活科教育特別経費					
図書購入費合計	168,633	170,064	170,584	152,047	149,158
前年比 (千円)	+ 20,157	+ 1,431	+ 520	- 18,537	- 2,889
前年比率 (%)	+ 13.6	+ 0.8	+ 0.3	- 10.9	- 1.9

予 算 費 目	1984年度	1985年度	1986年度	1987年度	1988年度
図書館図書費	37,724	38,647	38,795	39,240	40,207
学生用図書費	17,988	14,687	14,862	14,960	14,903
教養図書費					
指定図書費					
参考図書購入費	339	271	243	219	219
特別図書費	867	460	459	459	459
外国図書購入費	3,667	5,510			
電子の情報資料購入費					
教官研究用図書費	86,960	85,434	89,344	81,805	88,800
附属学校等図書費	4,453	4,557	4,350	5,327	4,095
事務局等図書費					
教官研究収録購入費					
その他 留学生経費	100	100	300	100	100
受託研究費					54
生活科教育特別経費					
図書購入費合計	152,098	149,666	148,353	142,110	148,837
前年比 (千円)	+ 2,940	- 2,432	- 1,313	- 6,243	+ 6,727
前年比率 (%)	+ 2.0	- 1.6	- 0.9	- 4.2	+ 4.7

第3章 附属図書館 施設・センター 附属学校のあゆみ

予 算 費 目	1989年度	1990年度	1991年度	1992年度	1993年度
図書館図書費	40,791	41,370	41,938	41,938	42,214
学生用図書費	14,592	14,593	13,647	12,282	13,043
教養図書費					
指定図書費					
参考図書購入費	225	225	212	190	185
特別図書費	472	472	442	442	430
外国図書購入費	7,046				6,624
電子的情報資料購入費				247	217
教官研究用図書費	94,949	96,369	101,562	97,759	93,958
附属学校等図書費	5,462	3,139	1,707	4,320	2,804
事務局等図書費					
教官研究収録購入費					
その他 留学生経費	500	800	800	800	800
受託研究費	131	150			
生活科教育特別経費				389	72
図書購入費合計	164,168	157,118	160,308	158,367	160,347
前年比 (千円)	+ 15,331	- 7,050	+ 3,190	- 1,941	+ 1,980
前年比率 (%)	+ 10.3	- 4.3	+ 2.0	- 1.2	+ 1.3

予 算 費 目	1994年度	1995年度	1996年度	1997年度
図書館図書費	42,198	43,920	44,553	45,730
学生用図書費	11,185	10,719	10,720	10,633
教養図書費				
指定図書費				
参考図書購入費	176	176	159	159
特別図書費	431	431	391	606
外国図書購入費		6,300		2,775
電子的情報資料購入費	227	470	444	383
教官研究用図書費	93,404	95,882	89,646	99,654
附属学校等図書費	2,281	1,767	2,679	309
事務局等図書費				
教官研究収録購入費				
その他 留学生経費	800	800	800	860
受託研究費				
生活科教育特別経費	38	38	27	141
図書購入費合計	* 150,740	* 160,503	* 149,419	161,250
前年比 (千円)	- 9,607	+ 9,763	- 11,084	+ 11,831
前年比率 (%)	- 6.0	+ 6.5	- 6.9	+ 7.9

* 内、349千円は一括購入支出分(新聞等)
自然科学系図書資料 外国雑誌

89 所蔵大型コレクション一覧

1998.3.31現在

コレクション名	数量	購入年度	購入価格	目録	紹介記事
ドイツ教育学集書	2,478冊	1978	640万円	増目 6	8(1)
英国教育学文献集成	2,011冊	1979	1,200万円	" 7	9(2)
フランス教育学集書	176冊	1980	440万円	" 8	
ロシア・ソビエト教育研究 雑誌コレクション	522シート	1981	662万円	" 9	
ヘボンその他の外国人編纂 による日本語・東洋語辞 書集成	25冊	1983	292万円	" 11	12(3/4)
欧米障害児教育基本文献集 成	866冊	1984	375万円	" 12	
双六コレクション 近代庶 民教育資料	97種	1985	550万円	" 16	15(1)
17-19世紀フランス教育史 コレクション	262タイトル (276冊)	1989	721万円	OPAC入力	21(3/4)
ルドルフ・シュタイナー文 献コレクション	690タイトル	1993	690万円	"	22(1)

注：増目とは、『東京学芸大学増加図書目録』の該当する号の巻末に目録が掲載されていることを表す。

紹介記事とは、『東京学芸大学附属図書館報 図書館ニュース』の該当する巻号に紹介記事が掲載されていることを表す。

大型コレクションの内容

ドイツ教育学集書

1820～1957年にかけてドイツで出版された教育関係の図書、雑誌、モノグラフ・シリーズからなる。特に二つの世界大戦をはさむ1920～30年代のものが多い。

英国教育学文献集成

1900年以降発行のイギリスの教育関係資料であるが、ヨーロッパ諸国等の教育関係資料も若干含む。資料は、幼稚園から大学までの各レベルにわたっている。

フランス教育学集書

17世紀以降フランスにおいて発行された教育論、教育史、教育方法に関する集書。

ロシア・ソビエト教育研究雑誌コレクション

19～20世紀のロシア、ソビエトにおける教育関係の雑誌、目録、個人著作等のマイ

ク口資料。

へボンその他の外国人編纂による日本語・東洋語辞書集成

へボンの『和英辞典』諸版（1867）をはじめとする幕末から明治期に刊行された、外国人の編纂による日本語・東洋諸国の辞典18種。そのほとんどが稀覯の原本。

欧米障害児教育基本文献集成

特殊教育に関する米、英、仏の文献。1956年以降に刊行された図書を中心とし、内容は、心理学、教育学、生理学全般にわたる。

双六コレクション 近代庶民教育資料

小学尋常科高等科寿語録、教育善悪子供双六、単語の図寿古呂久、女教訓出世双六等、近世庶民教育及び近世児童教育に寄与した、江戸から明治までの双六コレクション。

17 19世紀フランス教育史コレクション

17世紀中葉から19世紀までに出版されたフランス教育に関する稀覯本を含む。

ルドルフ・シュタイナー文献コレクション

ルドルフ・シュタイナーの著作・講演録418点及びその弟子達の著作272点。内容は、人智学、神智学を中心に宗教、教育、芸術等の分野にわたっている。

90 所蔵特殊文庫一覧

望月文庫（東京府青山師範学校創立50年記念文庫） 7,627冊

1926（大正15）年に、東京府青山師範学校創立50年記念事業の一つとして師範教育に関係ある図書を集めたコレクションで、「東京府青山師範学校創立50年記念文庫」が正式の名称である。実業家の望月軍四郎氏らの厚意によって設置したもので、一般には「望月文庫」と称している。

内容は、往来物、明治初年以來の初等教育の教科書、植民地及び欧米初等教育の教科書、明治初期以後の教育書等。

『望月文庫目録』を1967年3月に発行。補遺を1976年3月に発行。

松浦文庫 1,470冊

当時の九州帝国大学総長松浦鎮次郎氏を中心とする教育史編纂会が、1938（昭和13）年2月に『明治以降教育制度発達史』全12巻を完成し、会を解散するにあたって、その所蔵する図書・資料を東京府大泉師範学校に寄贈されたもの。

内容は、松浦鎮次郎氏自筆草稿、教育法規、調査報告書、小学校教科書、教育史関係資料等。

『松浦文庫目録』を1965年3月に発行。補遺を1976年3月に発行。

竹早文庫 約14,000冊

1947（昭和22）年11月，第一師範学校女子部が，戦時中文部省の外郭団体であった日本文化中央連盟からその蔵書を一括購入し，竹早文庫と名付けたもの。

内容は，哲学，史学，文学及び社会科学の分野を中心とする単行図書，全集，学術雑誌等。

『竹早文庫目録』を1968年3月に発行。補遺を1976年3月に発行。

瀬川文庫

1,356冊

本学元教授故瀬川三郎の旧蔵書を，1969年に清子未亡人から寄贈されたもの。

内容は，ギリシャ文化・思想を始め，本学で教授した教育原理，教育哲学関係の図書等。

『瀬川文庫目録』を1976年3月に発行。

91 附属図書館印刷物一覧

発行開始年月順に配列

()内は発行年月 []内は推定発行年月

- 1 American Educational Library (受入順) (1949.10)
- 2 東京学芸大学附属図書館 逐次刊行物速報 第1集 (1953.7) 第3集 (1953.8)
- 3 東京学芸大学附属図書館 新着図書速報 第1号 (1953.7) 第6号 (1953.8)
- 4 新着寄贈紀要速報 1 [1954]
- 5 東京学芸大学附属図書館 逐次刊行物新着速報 2 (1954.7) 4 (1954.9)
- 6 図書館だより 1 (1955.11) 15 (1958.9)
- 7 附属図書館の現状について (建物) (1956.12)
- 8 年次報告 昭和31年度 (1957)
- 9 基本図書目録 (1959.12)
- 10 昭和35年度購入定期刊行物一覧表 [1960]
- 11 逐次刊行物リスト (1960)
- 12 一般基本図書目録 (1960.2)
- 13 1962年 (昭和37年) 購入雑誌一覧表 [1962]
- 14 購入雑誌目録 1963年 (1月~12月) [1963]
- 15 新着図書通報 第1号 (1963.1) 第30号 (1966.1)
- 16 参考図書の手引 第1号 (1964.10) 第9号 (1971.1)

第3章 附属図書館 施設・センター 附属学校のあゆみ

- 17 東京学芸大学附属図書館 参考調査事務執務要項 [1965]
- 18 購入雑誌目録 1965
- 19 東京学芸大学所蔵 松浦文庫目録 (1965.3)
- 20 東京学芸大学 指定図書目録 (1965.6)
- 21 松浦文庫展示会目録 (1965.12)
- 22 東京学芸大学 附属図書館月報 第1号(1966.1) 第6巻第12号
(1971.12)
- 23 図書館案内 1966 1978
- 24 東京学芸大学 教官指定図書目録(37年度~40年度)(1966.9)
昭和53年度版(1978.7)
- 25 東京学芸大学教官指定図書利用統計 昭和41年度(1967.3), 昭和42年度
(1968.2)
- 26 東京学芸大学所蔵 望月文庫目録 (1967.3)
- 27 東京学芸大学所蔵 竹早文庫目録 (1968.3)
- 28 新入学生のための一般教育読書案内 昭和44年版(1969.3) 1994
(1994.3)
- 29 東京学芸大学 逐次刊行物所蔵目録 (1969.3)
- 30 東京学芸大学蔵書目録〔第1分冊〕(1970.12) 第3分冊(1972.1)
- 31 東京学芸大学増加図書目録 1(1972.3) 18(1991.10)
- 32 東京学芸大学附属図書館報 図書館ニュース Vol.1 1(1972.4)
(東京学芸大学附属図書館月報の改題)
- 33 東京学芸大学附属図書館 (1974)
- 34 新着図書速報 27/28(1975.9) 48(1979.3)
(第1号 第8号は東京学芸大学附属図書館月報に掲載, 第9号 第25/26号は
東京学芸大学附属図書館報 図書館ニュースに掲載)
- 35 東京学芸大学所蔵 瀬川文庫目録 (1976.3)
- 36 東京学芸大学所蔵 竹早文庫目録・松浦文庫目録・望月文庫目録 補遺
(1976.3)
- 37 全国国立教育系大学附属図書館協議会 第1回参考業務研修会テキスト(教育科
学関係参考図書リスト) (1976.8)
- 38 図書館業務電算化の概略 1 (1977.3)
- 39 全国国立教育系大学附属図書館協議会 10年の歩み (1978.10)
- 40 図書館利用案内 1979 (1979.3)
(図書館案内の改題)
- 41 閲覧共同処理システムの開発と実施に関する資料 (1979.6)

- 42 昭和55年度大学図書館職員長期研修テキスト (1980.8)
- 43 東京学芸大学附属図書館における図書館業務電算化の現状について [1981]
- 44 東京学芸大学附属図書館の概要 昭和57年4月(1982.7) 平成元年5月
(1989.5)
- 45 Outline of the Tokyo Gakugei University Library. (1986.6)
- 46 昭和61年度図書館等所蔵資料展示会目録 (1986.10)
- 47 基本的学術図書累積リスト(含大型コレクション)昭和39 63年度 [1988]
- 48 東京学芸大学附属図書館概要 平成2年度(1990)
(東京学芸大学附属図書館の概要の改題)
- 49 第5回国立大学図書館協議会シンポジウム(東地区)1991 (1991.12)
- 50 東京学芸大学創基120周年記念特別展 近世庶民教育資料「教育双六と教科書」
目録 (1993.12)
- 51 ルドルフ・シュタイナー文献コレクション目録 [1994]
- 52 共通科目のための読書案内 1995(1995.3)
(新入学生のための一般教育読書案内の改題)
- 53 総合学術情報サービスに向けて 自己点検・評価と将来計画 (1995.7)
- 54 第15回大学図書館研究集会 総合学術情報サービスへの展望 (1995.9)
- 55 第15回大学図書館研究集会記録 総合学術情報サービスへの展望 (1996.
4)
- 56 近世庶民教育資料「教育双六と教科書」 (1998.2)

92 図書館所蔵資料展示会及び関連講演会開催状況

1984年度

開催日時：11月6日(火)～10日(土) 10:00～16:00

展示内容：国語・数学関係の往来物及び明治以降の算数・数学教科書約300点

協力教官：荒尾禎秀(国語教育学科助教授), 松原元一(名誉教授), 渡辺正八(名誉教授)

講演会：11月7日(水)「明治初期の算数・数学教育について」松原元一(名誉教授)

解説及び展示目録：『図書館ニュース』Vol.13 2(1984.10)

1985年度

開催日時：11月5日(火)～9日(土) 10:00～17:00

展示内容：国語関係の往来物・教科書約130点

協力教官：荒尾禎秀(国語教育学科助教授), 大熊 徹(国語教育学科助教授)

第3章 附属図書館 施設・センター 附属学校のあゆみ

解説及び展示目録：昭和60年度図書館等所蔵資料展示会目録（1985 .10）

入場者数：330名

1986年度

開催日時：11月4日(火)～8日(土) 10：00～17：00

展示会名：「理科教科書の変遷」

展示内容：明治以降現在まで、小・中学校等で使用された理科教科書及び参考資料
約180点

協力教官：大沢真澄（理科教育学科教授）、榊原雄太郎（理科教育学科教授）

解説及び展示目録：昭和61年度図書館等所蔵資料展示会目録（1986 .10）

1987年度

開催日時：11月2日(月)～21日(土) ただし、日曜・祭日を除く

平日 9：00～19：00 土曜 9：00～16：00

展示会名：「音楽（唱歌）教科書の変遷」

展示内容：明治以降現在まで、小・中学校等で使用された、唱歌を中心とする音楽
教科書約200点及び参考資料

協力教官：澤崎眞彦（音楽教育学科助教授）

講演会：11月4日(水)「唱歌の歩み メロディーをたどりながら」澤崎眞彦

解説及び展示目録：『図書館ニュース』Vol.16 2 Supplement（1987 .10）

入場者数：3,093名

1988年度

開催日時：11月4日(金)～22日(火) ただし、日曜を除く

平日 9：00～19：00 土曜 9：00～16：00

展示会名：「社会科の歩み 教科書の変遷と教育実践」

展示内容：戦後誕生した社会科の、現在に至るまでの小・中学校の教科書及び実践
記録約160点

協力教官：坂井俊樹（社会科教育学科講師）

講演会：11月21日(月)「地域に根ざす教育の実践」江口武正氏（元上越市立南本町
小学校長）

解説及び展示目録：『図書館ニュース』Vol.17 2（1988 .10）、「昭和63年度図
書館等所蔵資料展示会」解説資料

入場者数：3,916名

1989年度

開催日時：11月6日(月)～25日(土) ただし、日曜・祝日を除く

平日 9：00～19：00 土曜 9：00～16：00

展示会名：「美術教育の歴史と教科書」

展示内容：明治以降現在までに小・中学校で使用された美術教科書約100点及びその他の参考資料

協力教官：増田金吾（美術教育学科講師）

解説及び展示目録：『図書館ニュース』Vol.18 2（1989.10）

入場者数：1,517名

1990年度

開催日時：11月6日(火)～24日(土) ただし、日曜・休日を除く

平日 9：00～19：00 土曜 9：00～16：00

展示会名：「書写・書道教科書の歩み」

展示内容：明治以降現在に至る、小・中学校で使用された書写の教科書及び高校書道の教科書等約100点

協力教官：加藤祐司（特別教科（書道）教員養成課程助教授）

解説及び展示目録：『図書館ニュース』Vol.19 2（1990.10）

入場者数：1,388名

1991年度

開催日時：11月6日(水)～26日(火) ただし、日曜・祝日を除く

平日 9：00～19：00 土曜 9：00～16：00

展示会名：「英語教育の歴史と教科書」

展示内容：明治期以降現在までに使用された英語教科書約100点及びその他の参考資料

協力教官：金谷 憲（英語科教育学助教授）、野田哲雄（英語科教育学助教授）

解説及び展示目録：『図書館ニュース』Vol.20 2（1991.10）

入場者数：約900名

1992年度

開催日時：11月2日(月)～24日(火) ただし、日曜・祝日を除く

平日 9：00～19：00 土曜 10：30～15：30

展示会名：「家庭科教育の歴史と教科書」

展示内容：明治・大正・昭和・平成に至る現在までに使用された、小学校・高等女学校・中学校の家庭科関連の教科書約100点

協力教官：田部井恵美子（家庭科教育学助教授）、池崎喜美恵（家庭科教育学講師）

解説及び展示目録：『図書館ニュース』Vol.21 2（1992.10）

入場者数：約900名

93 利用統計

93-1 入館者数

〔1986年4月以降のブックディテクションシステムによる集計〕

年 度	入 館 者 数	一日平均入館者数	開 館 日 数
1986	274,625人	988人	278日
1987	286,886	1,021	281
1988	277,183	1,008	275
1989	292,445	1,060	276
1990	290,206	1,063	273
1991	288,007	1,040	277
1992	268,482	1,087	247
1993	303,936	1,211	251
1994	333,281	1,248	267
1995	339,778	1,118	304
1996	365,272	1,234	296
1997	469,885	1,526	308

93-2 開館日数，貸出人数・貸出冊数

年 度	本 館			分 館				
	開館日数	図 書		雑誌 冊数	開館日数	図 書		雑誌 冊数
		貸出人数	貸出冊数			貸出人数	貸出冊数	
1956	292	8,307	8,645		293	15,964	20,892	
1957	298	7,999	9,262		291	17,451	21,913	
1958	311	6,660	7,654		292	17,435	21,789	
1959	307	5,638	6,118		295	19,204	24,675	
1960	301	3,583	3,930				5,840	115
1961			2,806	212		1,465	1,534	
1962	208		946	124			1,129	
1963	218	1,807	2,633					

備考 1956～1960年度：世田谷本館，小金井分館

1961～1963年度：小金井本館，世田谷分館

1964年度～：本館のみとなる

第1節 附属図書館

年 度	開館日数	図 書		雑 誌		備 考
		貸出人数	貸出冊数	貸出人数	貸出冊数	
1964	280	4,651	6,950			11月～指定図書貸出
1965	293	9,256	11,198			
1966	281	18,072	24,058			
1967	288	25,761	33,945			
1968	292	26,531	36,462			
1969	279	24,521	36,434			
1970	287	26,252	36,496			
1971	287	22,355	31,039			
1972	286	28,373	32,986			10月23日～開架図書貸出
1973	272	54,227	56,068			
1974	197	56,122	58,517			移転のため6～8月休館
1975	266	61,386	64,199			
1976	253	64,627	67,305			
1977	260		76,899			4月～貸出・返却電算化
1978	272		81,195			
1979	278		76,992		776	11月～雑誌貸出
1980	278		75,517		3,519	
1981	279		82,847		4,237	
1982	277		77,919		4,675	
1983	273	42,790	76,774	3,553	4,718	
1984	275	42,063	76,511	3,391	4,908	
1985	261	42,033	79,092	3,842	5,446	
1986	278	44,825	83,041	3,981	5,523	
1987	281	45,309	84,315	4,822	6,489	
1988	275	44,193	82,009	4,716	6,519	
1989	276	42,400	77,875	5,208	6,465	
1990	273	42,367	77,295	4,743	5,944	
1991	277	42,235	76,460	5,266	6,547	
1992	247	43,878	79,125	5,774	7,228	
1993	251	45,046	82,256	5,927	7,768	
1994	267		81,324		8,891	
1995	304	47,577	85,071		9,108	雑誌の貸出人数を含む
1996	296	47,366	85,989		8,270	雑誌の貸出人数を含む
1997	308	43,356	82,274			雑誌の貸出を含む

第3章 附属図書館 施設・センター 附属学校のあゆみ

93 - 3 参考調査統計

質問形式別，質問者別（1964～1975年度）

年 度	質 問 形 式 別 (件)			質 問 者 別 (人)			合 計 件 / 人
	口 頭	電 話	文 書	学 生	教 官	学外者	
1964	703	42	0	613	117	15	745
1965	927	65	3	834	140	21	995
1966	926	64	9	842	129	28	999
1967	754	78	9	686	125	30	841
1968	750	85	9	672	140	32	844
1969	760	81	34	653	183	39	875
1970	703	84	70	591	194	72	857
1971	615	97	92	504	195	105	804
1972	400	109	334	298	430	115	843
1973	394	111	143	316	232	100	648
1974				296	516	145	957
1975				423	780	136	1,339

集計なし

分類別質問数（1964～1976年度）

単位：件

年 度	総記	哲学	歴史	社会	自然	工学	産業	芸術	語学	文学	合 計
1964	67	51	103	207	52	15	17	45	38	150	745
1965	46	87	163	284	72	17	21	59	42	204	995
1966	49	112	157	267	71	17	16	52	40	218	999
1967	64	69	127	223	47	22	31	52	37	169	841
1968	57	67	120	252	74	15	10	46	31	172	844
1969	56	62	113	292	86	28	15	56	30	137	875
1970	29	86	78	286	100	29	19	44	32	154	857
1971	44	74	72	217	132	24	14	50	33	144	804
1972	59	83	77	173	241	34	29	31	29	87	843
1973	58	57	73	201	119	17	7	28	25	63	648
1974	39	159	48	384	199	6	43	22	25	32	957
1975	43	108	54	290	631	26	61	23	36	67	1,339
1976	25	52	47	118	187	6	18	10	18	21	502

注：1976年は8月までの数 以後統計方法を変更

質問形式別，質問者別，質問内容別（1976～1997年度）

年 度	質問形式別(件)			質問者別(人)			質問内容別(件)			合 計 件 / 人
	来 館	電 話	文 書	学 生	教職員	学外者	利用案内	文献調査	事項調査	
1976				1,062	554	199	234	1,148	142	1,815
1977	1,586	138	12	1,219	327	190	376	1,206	154	1,736
1978	1,334	121	45	1,086	227	187	279	1,092	129	1,500
1979	1,258	120	14	1,030	223	139	151	1,129	112	1,392
1980	1,074	222	77	854	242	277	194	1,081	98	1,373
1981	962	218	32	767	248	197	168	927	117	1,212
1982	1,160	251	150	762	306	493	143	1,345	73	1,561
1983	1,197	249	63	811	252	446	90	1,369	50	1,509
1984	1,330	211	105	989	273	384	456	1,169	21	1,646
1985	524	319	225	385	214	469	157	902	9	1,068
1986	482	362	104	385	175	388	117	817	14	948
1987	711	287	85	628	153	302	130	886	67	1,083
1988	788	276	70	656	168	310	113	934	87	1,134
1989	573	230	106	453	117	339	67	750	92	909
1990	724	246	178	566	124	458	59	983	106	1,148
1991	984	217	218	785	180	454	89	1,221	109	1,419
1992	1,159	191	238	909	274	405	177	1,200	211	1,588
1993	1,922	328	361	1,493	334	784	379	1,889	343	2,611
1994	1,827	229	281	1,513	243	581	315	1,882	140	2,337
1995	1,280	201	200	1,093	183	405	338	1,275	68	1,681
1996	565	207	180	494	94	364	232	711	9	952
1997	687	245	214	710	93	343	356	781	9	1,146

集計なし

同年9月以降の数

第3章 附属図書館 施設・センター 附属学校のあゆみ

93 - 4 文献複写統計（館内複写分）

電子複写方式

ア) 学内者

年 度	校 費		私 費		計	
	人 数	件 数	人 数	件 数	人 数	件 数
1975	403	571	1,229	1,658	1,632	2,229
1976	427	490	1,709	2,812	2,136	3,302
1977	395	440	1,634	3,082	2,029	3,522
1978	421	626	2,640	5,256	3,061	5,882
1979	301	531	2,592	5,157	2,893	5,688
1980	297	556	2,340	4,179	2,637	4,735
1981	268	607	2,443	4,172	2,711	4,779
1982	303	782	2,338	4,470	2,641	5,252
1983	288	564	2,308	3,209	2,596	3,773
1984	208	323	2,202	2,900	2,410	3,223
1985	226	311	2,088	2,802	3,028	3,113
1986	199	506	2,266	3,919	2,465	4,425
1987	258	510	2,288	3,657	2,546	4,167
1988	167	303	2,215	3,457	2,382	3,760
1989	138	280	2,896	4,566	3,034	4,846
1990	122	248	4,274	7,826	4,396	8,074
1991	130	255	4,669	8,325	4,799	8,580
1992	164	269	5,214	9,280	5,378	9,549
1993	145	269	6,068	11,856	6,213	12,125
1994	224	514	6,547	14,010	6,771	14,524
1995	254	521	6,991	11,103	7,245	11,624
1996	194	423	7,250	13,754	7,444	14,177

(イ) 学外者

年 度	校 費		私 費		計	
	人 数	件 数	人 数	件 数	人 数	件 数
1975	23	71	197	238	220	309
1976	69	83	152	301	221	384
1977	96	155	172	361	178	516
1978	94	136	214	440	308	576
1979	186	299	262	505	448	804
1980	229	357	413	816	642	1,173
1981	342	525	438	858	780	1,383
1982	286	667	662	1,635	948	2,302
1983	298	404	674	906	972	1,310
1984	353	381	766	951	1,027	1,332
1985	324	324	752	843	1,076	1,167
1986	308	311	827	1,451	1,135	1,762
1987	391	391	848	1,382	1,239	1,773
1988	388	388	785	1,202	1,173	1,590
1989	281	372	707	1,019	988	1,391
1990	374	593	866	1,780	1,240	2,373
1991	359	609	899	1,735	1,258	2,344
1992	496	729	1,249	1,995	1,745	2,724
1993	416	502	1,663	2,727	2,079	3,229
1994	0	26	853	1,796	853	1,822
1995	0	40	1,003	1,961	1,003	2,001
1996	0	14	1,009	3,321	1,009	3,429

第3章 附属図書館 施設・センター 附属学校のあゆみ

マイクロ資料からの引き伸ばし

ア) 学内者

年 度	校 費		私 費		計	
	人 数	件 数	人 数	件 数	人 数	件 数
1978	4	4	19	19	23	23
1979	1	1	10	12	11	13
1980	9	36	5	7	14	43
1981	8	36	25	41	33	77
1982	21	39	20	29	41	68
1983	37	47	11	12	48	59
1984	9	9	14	14	23	23
1985	12	12	20	21	32	33
1986	12	15	21	34	33	49
1987	27	36	14	21	41	57
1988	15	22	8	12	23	34
1989	10	10	25	26	35	36
1990	16	16	22	34	38	50
1991	36	52	21	31	57	83
1992	37	95	19	38	56	133
1993	6	7	15	37	21	44
1994	14	27	69	163	83	190
1995	13	27	65	116	78	143
1996	4	9	12	30	16	39

(イ) 学外者

年 度	校 費		私 費		計	
	人 数	件 数	人 数	件 数	人 数	件 数
1979	1	1	3	3	4	4
1980	2	4	4	8	6	12
1981	7	7	8	26	15	33
1982	5	12	7	58	12	60
1983	7	10	9	18	16	28
1984	1	1	3	7	4	8
1985	1	1	4	4	5	5
1986	2	2	7	11	9	13
1987	6	6	4	13	10	19
1988	1	1	17	18	18	19
1989	2	2	7	7	9	9
1990	3	3	13	25	16	28
1991	16	62	10	32	26	94
1992	11	25	19	66	30	91
1993	39	52	24	27	63	79
1994	3	4	7	68	10	72
1995	0	0	7	11	7	11
1996	0	0	1	3	1	3

第3章 附属図書館 施設・センター 附属学校のあゆみ

93 - 5 相互利用統計

文献複写

年度	学外への依頼件数				学外からの受付件数			
	国内		国外	計	国内		国外	計
	校費	私費			校費	私費		
1964				194				
1965				80				
1966				124				
1967				113				16
1968				304				54
1969				213				43
1970				245				26
1971				149				26
1972				299				41
1973				121				42
1974				207				
1975	658	20	17	695				
1976	572	91	50	713				
1977	315	67	33	415	184	131	0	315
1978	266	49	35	350	149	160	0	309
1979	354	62	21	437	301	226	0	527
1980	367	188	44	599	354	405	0	759
1981	227	176	25	428	570	397	0	967
1982	491	353	40	884	683	524	0	1,207
1983	272	334	5	611	534	626	0	1,160
1984	202	258	11	471	540	593	0	1,133
1985	188	388	64	640	481	442	0	923
1986	192	312	16	520	314	388	0	702
1987	266	263	8	537	421	377	0	798
1988	407	227	7	641	415	376	0	791
1989	210	303	17	530	412	385	0	797
1990	203	458	0	661	606	657	0	1,263
1991	388	432	0	820	647	558	0	1,205
1992	425	479	0	904	755	839	0	1,594
1993	445	1,361	0	1,806	694	1,070	0	1,764
1994	480	1,587	0	2,067	702	1,226	0	1,928
1995	857	2,356	65	3,278	805	1,595	0	2,400
1996	863	2,372	66	3,301	1,402	1,655	0	3,057
1997	704	1,889	0	2,593	1,408	1,096	0	2,504

相互貸借

単位：冊

年 度	貸 出	借 用
1978	10	34
1979	15	66
1980	17	100
1981	46	71
1982	50	73
1983	56	38
1984	47	22
1985	28	10
1986	32	4
1987	46	11
1988	56	46
1989	44	34
1990	77	13
1991	108	53
1992	113	64
1993	217	76
1994	256	75
1995	272	111
1996	517	192
1997	556	212

閲覧依頼状

単位：件

年 度	依 頼	受 付
1978	237	196
1979	279	297
1980	327	341
1981	383	376
1982	219	355
1983	228	394
1984	201	451
1985	259	639
1986	316	702
1987	371	669
1988	406	540
1989	445	561
1990	417	715
1991	445	798
1992	446	804
1993	474	900
1994	480	1,094
1995	488	1,202
1996	492	1,383
1997	565	1,551

94 附属図書館の沿革表

時期区分	組織・建物・機構	管理・整理業務
整備・統合期 1949～1963 (昭和24～38)	1949.5 附属図書館発足 世田谷本館 4分館 1分室	1947 追分分館に米国教育文庫開設 1948.7 米国教育文庫を教育課程文庫に改称 1949 世田谷分館にアメリカ教育文庫開設
	1950.1 図書館審議会設置 1950.4 附属図書館規則施行 1950.10 附属図書館管理規則施行 1951.3 調布分室廃止 1952.8 図書館審議会を図書専門委員会に改組	1953 教育課程文庫を世田谷本館へ移管 1956 年次報告発行開始 1956.12 附属図書館の現状について(建物)作成
	1953.3 追分分館廃止 1955.3 竹早分館・大泉分館廃止 1955.5 図書専門委員会を図書委員会に改組	1959.12 基本図書目録作成 1960.2 一般基本図書目録作成 1960 購入定期刊行物一覧表作成 1963.1 新着図書通報発行開始 1963～67 旧蔵書整理計画
	1957.8 世田谷本館拡張 小金井分館増築	
	1961.3 旧館竣工 1961.3 小金井を本館に、世田谷を分館に	
拡充・発展期 1964～1975 (昭和39～50)	1964.3 世田谷分館を小金井本館に統合 1964.4 東京学芸大学附属図書館利用規則制定 1964.5 図書委員会を附属図書館委員会に改組 1964.6 東京学芸大学附属図書館規程制定	1964 受入整理業務を本館に一本化 1965.3 松浦文庫目録発行 1965 立川市教委から教科書寄贈 1965 購入雑誌目録発行開始 1966.1 新着図書通報廃止 1966 大学院生用図書購入開始 1966.9 松浦文庫・望月文庫を貴重書に指定 1967.3 望月文庫目録発行 1968.3 竹早文庫目録発行 1969.3 逐次刊行物所蔵目録発行 1970 教官推選図書制度開始 1970.12 蔵書目録発行開始 1972.3 増加図書目録発行開始
	1971.3 図書館資料選択委員会発足 1971.11 附属図書館建設準備委員会発足	1974.10 教官研究費・事務管理経費購入図書の分類廃止
	1974.6-8 移転のため80日間休館 1974.9 新館開館 1974.10 新館開館記念式典 1975.4 事務部課長制施行(2課5係) 1975.4 附属図書館利用規則を新たに制定 1975.7 図書館資料選択委員会内規改正	

サービス業務	学内外との関連
<p>1955 .11 図書館だより発行開始</p> <p>1958 . 9 図書館だより廃刊</p> <p>1962 . 6 指定図書制度発足</p>	<p>1949 . 5 開学</p> <p>1949 .11 東京学芸大学研究報告発行開始（教務課）</p> <p>1951 城南地区3大学図書館協議会設立</p> <p>1952 カリキュラム作成</p> <p>1955 カリキュラム改訂</p> <p>1957 . 9 研究報告の編集を図書館委員会へ移管，発行事務は図書館</p> <p>1957 . 9 技術センターを図書館へ移管</p> <p>1960 .10 関東地区教員養成大学教職フィルムライブラリー新設</p> <p>1962 . 5 1969 . 8 館内に臨時の学長室設置</p>
<p>1964 . 4 参考相談室開室</p> <p>1964 .10 参考図書の手引き発行開始</p> <p>1965 参考調査執務要項作成</p> <p>1965 . 6 指定図書目録発行開始</p> <p>1965 .12 松浦文庫展示会開催</p> <p>1966 . 1 附属図書館月報発行開始</p> <p>1966 . 3 図書館案内発行開始</p> <p>1966 . 4 新入生へのオリエンテーション開始</p> <p>1966 ~ 67 指定図書制度実験校</p> <p>1969 . 3 新入生のための一般教育読書案内発行開始</p> <p>1972 . 4 図書館ニュース発行開始（附属図書館月報の改題）</p> <p>1972 .10 開架閲覧室図書の館外貸出開始</p> <p>1975 . 6 文献複写業務開始</p>	<p>1964 . 3 本学を小金井地区に統合</p> <p>1966 . 3 東京学芸大学紀要出版規程制定（東京学芸大学研究報告を東京学芸大学紀要に改題）</p> <p>1966 . 4 大学院修士課程設置</p> <p>1966 . 4 カリキュラム改訂</p> <p>1966 .11 大学図書館視察委員団視察</p> <p>1967 . 9 1970 . 3 創立二十周年記念誌刊行室を館内事務長室に設置</p> <p>1968 .10 全国国立教育系附属図書館協議会創立，第1回総会開催</p> <p>1969 大学紛争</p> <p>1970 . 3 東京学芸大学二十年史発行</p> <p>1970 . 7 全国国立教育系附属図書館協議会研究部会発足</p> <p>1971 . 4 教育工学センター設置</p> <p>1975 . 6 技術センター廃止</p> <p>1975 本学大学院入試問題の閲覧開始</p> <p>1975 . 8 全国国立教育系附属図書館協議会第6回研究部会開催</p>

第3章 附属図書館 施設・センター 附属学校のあゆみ

時期区分	組織・建物・機構	管理・整理業務
<p>展開期 1976～1986 (昭和51～61)</p>	<p>1976.4 視聴覚資料利用室開設 1976.8 電算機準備室間仕切り工事，空調機・電源設備工事 1977.4 整理課課長補佐及び情報資料係新設（2課6係） 1979 2階参考調査係フロアと吹き抜け部分の間仕切り工事 1979.7 冷房運転開始 1980.2 図書館資料選択委員会廃止 1980.3 図書館資料選定要項等制定 1980.4 選書担当者会議設置 1983 図書館専門員新設</p>	<p>1976 電子計算機導入 1976 研究室連絡教官を委嘱 1976.3 瀬川文庫目録発行 1977 国会図書館印刷カード導入 1977.7 図書受入業務を電算化 1978 大型コレクションドイツ教育学叢書購入 1979 大型コレクション英国教育学文献集成購入 1980 大型コレクションフランス教育学集書購入 1981 大型コレクションロシア・ソビエト教育研究雑誌コレクション購入 1981.8 雑誌受入業務を電算化 1983 留学生経費による留学生用図書購入開始 1983 大型コレクションヘボンその他の外国人の編纂による日本語・東洋語辞書集成購入 1984 大型コレクション欧米障害児教育基本文献集成購入 1984 特別研究資料の計画的収集開始 1985 大型コレクション双六コレクション購入 1986.3 電算機をHITACに更新</p>
<p>転換期 1987～ (昭和62～)</p>	<p>1987.4 情報資料係を相互利用係に，目録係を目録情報係に改組 1988.4 課名変更 1989 書庫に電動集密書架増設</p>	<p>1987.3 ファクシミリ導入 1987.6 学術情報センターへの書誌所在情報登録開始 1989 大型コレクション17～19世紀フランス教育史コレクション購入 1990.2 電算機HITAC更新 1990 附属図書館概要発行開始（附属図書館の概要の改題） 1991 増加図書目録 18で廃刊 1992 目録データの遡及入力開始 1992 1994 教育系外国雑誌センター概算要求</p>

第 1 節 附属図書館

サービス業務	学内外との関連
<p>1977.4 オンラインによる閲覧業務開始 1978 閲覧用目録再編成 1978.7 小金井市公立学校教員への公開開始 1978.7 開館時間をさらに延長 (平日3H, 土曜4H) 1978.12 指定図書制度実施要項制定 1978~86 無声映画会開催(年1回) 1979.3 図書館利用案内発行開始 (図書館案内の改題) 1979.11 雑誌の館外貸出開始 1981.12 オンライン情報検索サービス開始 1982.1 国立大学図書館間共通閲覧証による相互利用サービス開始 1984.10 多摩地区公立学校教員への公開開始 1984.11 書庫内燻蒸 1984.11 所蔵資料展示会(国語・数学) 1985.11 所蔵資料展示会(国語) 1986.3 ブックディテクションシステム導入 1986.7 東京都公立学校教員への公開開始 1986.11 所蔵資料展示会(理科教科書)</p>	<p>1976.3 全国国立教育系附属図書館協議会教科書分類小委員会発足 1976.5 教育実習研究指導センター設置 1976.8 全国国立教育系附属図書館協議会参考業務研修会開催 1977.2 全国国立教育系附属図書館協議会共同利用教育関係資料収集計画小委員会発足 1978 全国国立教育系附属図書館協議会教科書標準分類法制定 1978.4 海外子女教育センター設置 1979 カリキュラム改訂 1979.5~1986.3 電通大との閲覧業務共同処理システム稼働 1980 全国国立教育系附属図書館協議会第11回研究部会開催 1980.8 大学図書館職員長期研修開催 1982.12 関東7国立大学附属図書館事務部長連絡会開催 1983.10 研究室等備付図書(特別貸出図書)の調査 1985.7 全国国立教育系附属図書館協議会第16回研究部会開催</p>
<p>1987.11 所蔵資料展示会(音楽教科書)</p> <p>1988 CDプレイヤー設置 1988.11 所蔵資料展示会(社会科) 1989.11 所蔵資料展示会(美術教育) 1990.6 オンライン利用者目録運用開始 1990.11 所蔵資料展示会(書道教科書) 1991.2 CD ROM検索装置導入 1991.7 書庫内移動作業(雑誌・図書の移動) 1991.11 所蔵資料展示会(英語教育) 1992.1 図書館スペースの有効利用プロジェクト報告(案)作成 1992 視聴覚資料利用室のLL装置更新 1992.4 NACSIS ILL運用開始 1992.5 10 土曜開館 1992.10 授業期の土曜開館開始 1992.11 所蔵資料展示会(家庭科教育)</p>	<p>1988.4 教養系設置 1989.11 国立大学附属図書館事務部長会議開催 1989.12 情報処理センター設置 1990.2 情報処理センター電算機用サブシステムに目録情報システム用電算機設置 1990.4 教育系カリキュラム改訂 1991.4 国立大学図書館協議会東京地区協議会、部課長会議開催 1991.12 国立大学図書館協議会シンポジウム(東地区)開催 1992.4 NACSIS ILL開始</p>

第3章 附属図書館 施設・センター 附属学校のあゆみ

時期区分	組織・建物・機構	管理・整理業務
	1993.2 1階口ビーを閲覧室に改修	1993 大型コレクションドルフ・シュタイナー文献コレクション購入
	1994.5 正面玄関自動ドア・玄関前スロープ・車椅子専用トイレ設置	1994.2 電算機HITAC更新
	1994.6 自己点検・評価と将来展望に関する小委員会設置	1995.2 本学教官研究業績収集開始
	1995.7 自己点検・評価と将来展望に関する報告書発行	
	1995.12 2階開架閲覧室・視聴覚資料利用室改修	
	1996.4 パソコン端末室設置	
	1996.12 1階開架閲覧室書架増設，2階和雑誌用書架新設	1996.7 望月文庫往来物についての研修会開催
		1997 科学研究費補助金研究成果公開促進費によるデータベースの形成
	1998.3 視覚障害者のための特別資料閲覧室設置	1998.2 電算機更新

サービス業務	学内外との関連
	1993 . 2 東京西地区大学図書館相互協力連絡会役員会会議開催
	1993 . 3 東京学芸大学白書発行
	1993 . 6 情報処理センター講習会の一環としての文献検索講習会開始
	1993 . 9 NACSIS IR地域講習会開催
	1993 .11 留学生教育研究センター設置
	1993 .12 創基120周年特別展開催
	1994 学内LANの整備
	1994 . 9 NACSIS ILL地域講習会開催
	1994 .11 二国間交流事業による外国人研究者の受入
	1994 .12 創立五十周年記念会発足
	1994～95 日本図書館協会大学図書館部会長館
	1994 .11 講演とワークショップ開催
1995 . 3 視聴覚資料室の機器更新	1995 . 3 情報処理センターとの共催による講演会開催
1995 . 3 CD ROMサーバ導入	
1995 . 4 新入生オリエンテーションをツアー方式に変更	1995 . 3 研究活動一覧発行
1995 . 4 共通科目のための読書案内発行開始（新入学生のための一般教育読書案内の改題）	1995 . 3 情報処理センター電算機サブシステムの更新
1995 . 4 授業期の日曜・休日開館開始	1995 . 4 カリキュラム改訂
1995 .12 ブックディテクション・システム移設	1995 . 9 第15回大学図書館研究集会開催
1996 . 1 時間外及び土日休日に2階閲覧室も開室	1995 .12 教育研究学内特別経費によるプロジェクト「戦後日本の教員養成の展開と課題」発足
	1996 . 3 創立五十周年記念誌編集委員会発足
1996 . 4 情報コンセント設置閲覧席設置	1996 . 4 連合大学院設置
1996 . 5 図書館ホームページ開設	1996 . 4 連合大学院構成 4 大学附属図書館連絡会、利用申合せ制定
	1996 . 8 全国国立教育系附属図書館協議会第27回研究部会開催
	1996 .11 学術情報委員会発足
1997 . 3 配列変更に伴う雑誌の移動（分類順から誌名順に）	1997 . 4 夜間大学院・昼夜開講制発足
1997 . 3 ブックディテクション・システム更新	1997 . 4 教育実践総合センター設置（実習セ、工学セを統合）
1997 . 4 授業期の開館時間を夜10時まで延長	1997 . 5 東京学芸大学ホームページ開設
1997 . 9 紀要の配架を機関名順に変更	1997 . 5 学術情報委員会にデータベース小委員会及びネットワーク小委員会設置
1998 . 2 入館管理システム導入	
1998 . 3 館内に点字ブロック敷設	

95 紀要出版

95-1 『東京学芸大学紀要』部門一覧

現在（1998年度 第50集）の『東京学芸大学紀要』は、次のような部門別に編集されている。

部 門	講 座 ・ 学 科 目 等
第 1 部 門 (教育科学系)	教育学, 教育史, 教育方法学, 学校経営学, 教育社会学, 国際教育, 生涯教育, 社会教育, 図書館学, 教育心理学, 発達心理学, 臨床心理学, 心理学, 心理臨床, 幼児教育学, 障害児教育学, 障害児生理・心理学, 障害児発達学, 障害児臨床, 障害児指導法, 特殊教育研究施設, 教育実践総合センター, 海外子女教育センター
第 2 部 門 (人文科学系)	哲学・倫理学, 道德教育, 哲学, 音楽学, 造形芸術学・演劇学, 芸術学, 造形美術, 国語学, 日本語教育, 日本語・日本事情, 国文学, 文学, 国語科教育, 漢文学, 英語学, 英米文学, 英語, 英語科教育, ドイツ語, フランス語, 留学生センター
第 3 部 門 (社会科学系)	法学・政治学, 経済学, 社会学, 社会システム, 歴史学, 史学, 地理学, 社会科教育, 日本文化, アジア研究, 欧米研究
第 4 部 門 (自然科学系)	代数学・幾何学, 解析学・応用数学, 数学, 数学科教育, 教育情報科学, 情報基礎学, 物理学, 化学, 生物学, 地学, 理科教育, 地球環境科学, 物質生命科学, 文化財科学, 情報処理センター
第 5 部 門 (芸術, 体育系)	声楽, 器楽, 作曲・指揮法, 総合音楽, 音楽科教育, 絵画, 彫刻, デザイン, 工芸, 美術科教育, 書道, 書芸, 体育学, 保健体育, 運動学, 学校保健学, 生涯スポーツ, 保健体育科教育, 保健管理センター
第 6 部 門 (産業, 家政系)	電気, 機械, 技術科教育, 食物学, 被服学, 児童学, 家庭経営学・住居学, 家政学, 家庭科教育, 環境教育実践施設

備考 経済学, 社会学, 地理学, 物理学, 化学, 生物学及び地学については, 講座名と学科学目名を兼ねる。

95-2 『東京学芸大学研究報告』及び『東京学芸大学紀要』の総索引について

『東京学芸大学研究報告』及び『東京学芸大学紀要』については、次のような総索引が編集・発行されている。

『東京学芸大学研究報告』総索引 第1集～第17集（昭和24～40年） 1967年

『東京学芸大学紀要』第18～27集（昭和41～50年）総索引 1976年

『東京学芸大学紀要』第28～37集（昭和51～60年）総索引 1987年

『東京学芸大学紀要』第38集以降の索引は、毎年発行となった。

95 - 3 紀要出版委員会委員

(1998.7.1現在)

部 門	職名	氏 名	所属学科	任 期	備 考
附属図書館長	教 授	水 田 徹	美 術 学 科	官 職 指 定	委 員 長
第 1 部 門 (教育科学系)	助教授	岩 立 京 子	幼 児 教 育 学 科	1996.4.1 ~ 1999.3.31	
第 2 部 門 (人文科学系)	講 師	中 島 裕 昭	言 語 文 学 第 二 学 科	1996.4.1 ~ 1999.3.31	
第 3 部 門 (社会科学系)	助教授	森 茂 岳 雄	人 文 学 科	1996.4.1 ~ 1999.3.31	
第 4 部 門 (自然科学系)	教 授	本 間 久 英	地 学 科	1996.4.1 ~ 1999.3.31	
第 5 部 門 (芸術, 体育系)	教 授	柳 本 昭 人	健 康 ・ ス ポ ー ツ 学 科	1996.4.1 ~ 1999.3.31	
第 6 部 門 (産業, 家政系)	教 授	吉 尾 二 郎	技 術 学 科	1996.4.1 ~ 1999.3.31	

第2節 施設・センター

〔資料解説〕

初めに資料96において『東京学芸大学教育研究所年報』第1年報～第12年報の各テーマ及び発行年月日を示した。この内、第1年報～第11年報の内容目次については1970年発行の『東京学芸大学二十年史』に掲載されているので、ここでは第12年報の内容と執筆者を追記した。

資料97は、各施設・センターの人員構成、主な沿革、組織図、定期刊行物等を一覧表にまとめたものである。なお、定期刊行物は、研究成果が掲載されるものに限定した。

資料98では、施設・センター内の共同のプロジェクトまたは研究成果を列挙した。また、国際的な事業としてユネスコによって行われているアジア太平洋地域発展のための教育開発事業（略称APEID）の一環として、本学を会場として実施している、教育工学東京セミナー/ワークショップの報告書を、APEID Activitiesとして紹介した。

保健管理センターについては、業務内容にかかわることとして、資料99に同センターの利用状況を示した。

（岡本 靖正）

96 『東京学芸大学教育研究所年報』テーマ一覧

- 第1年報 道徳教育 （1953年7月10日発行）
- 第2年報 個人差に応ずる教育 （1954年9月28日発行）
- 第3年報 基礎学力の問題 （1955年9月18日発行）
- 第4年報 学習能率の問題 （1956年11月1日発行）
- 第5年報 情操教育の問題 （1957年11月15日発行）
- 第6年報 小・中学校教育一貫性の問題 （1958年10月31日発行）
- 第7年報 科学技術教育の問題 （1960年6月23日発行）
- 第8年報 精神薄弱児教育の基本問題 望ましい教育課程編成のために
（1961年2月10日発行）
- 第9年報 技能指導の問題 各教科における技能の特質を生かして （1962年4月10日発行）
- 第10年報 幼・小教育の関連 五つの問題点とその解決試案 （1963年11月12日発行）

第11年報 教科教育研究の諸問題 その科学化をめざして (1964年4月28日発行)

第12年報 教授・学習過程の分析・総合に関する研究 (1970年3月31日発行)
内容

教育工学の課題(堀内敏夫)

プログラム学習における長期指導の実験的研究 小学校国語科文法学習における学習効果とその問題点 (小池栄一, 加藤 恒)

1年生の談話語における敬語意識の実態とその指導 敬語指導における基本的事項 (上田幸夫)

社会科の教科構造と教授・学習過程(大森照夫)

児童の実態の評価にもとづく指導内容の精選 5年の産業学習の展開から (次山信男)

「英語教育学」の構想(羽鳥博愛)

関係代名詞の導入について プログラム学習 (池田重三)

図形認識と思考過程の構造的関連について(小松喬生)

論証の学習過程の分析について(小関熙純)

小学校3年生の計算(わり算)の学習過程の分析と児童の実態(金児功)

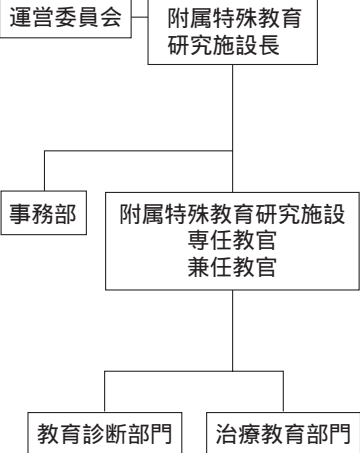
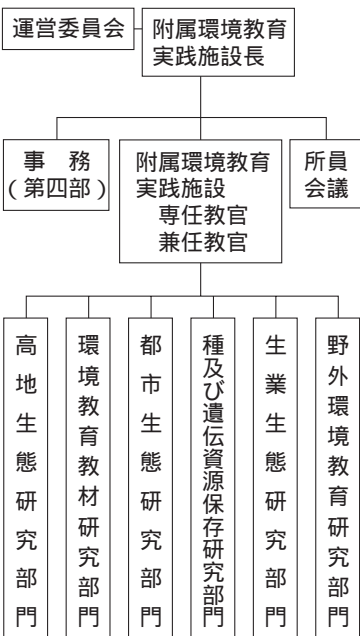
パターン認識にもとづく読譜指導の一こころみ(田中 正)

中学校の彫塑教育における人体(頭部)観察の指導について(新井秀一郎)

97 沿革，組織，定期刊行物等

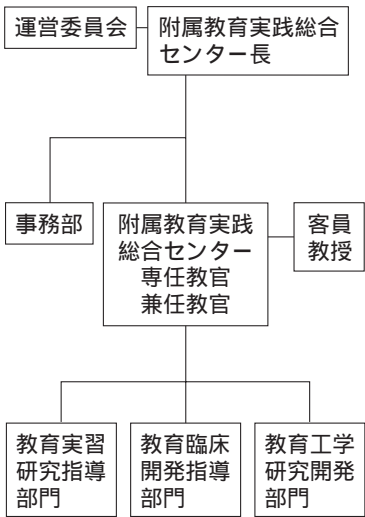
教育学部附属省令施設

施設・センター		沿	革
附属特殊教育研究施設		1963 .10	言語指導研究施設の設置 1部門構成
		1966 .4	1部門増設 2部門構成（基礎部門，診断部門）
		1967 .4	特殊教育研究施設に名称改称，改組拡充 3部門構成（基礎研究部門，言語障害児教育研究部門，精神薄弱児教育研究部門）
		1968 .4	学内措置で基礎研究部門を第1室（聴覚・音声生理）と第2室（精神神経生理）に区分
		1970 .4	情緒障害児教育研究部門の増設
施設長（併任）	1名	1993 .4	教育診断部門と治療教育部門の2大部門構成に改組
教授	6名		
助教授	6名		
助手	1名		
附属環境教育実践施設		1949	東京学芸大学創立，第一師範学校農場廃止
		1951	青年師範学校調布農場廃止，代替として世田谷農場設置
		1953	第三師範学校農場及び小平農場廃止
		1954	小金井農場設置
		1961	世田谷農場廃止
		1962～65	研究棟新設にともない，小金井農場縮小
		1963	東久留米農場の一部に雄込寮設置
		1965	東久留米農場の一部に附属養護学校設置
		1974～76	附属養護学校高等部設置にともない東久留米農場廃止，代替として小金井農場を充実し，水田等を設置
		1980	小金井農場管理棟新営
		1987	小金井農場（学内措置）改組により野外教育実習施設新設（省令）
施設長（併任）	1名	1991	研究部門（学内措置）の再編成，秩父分室の設置
教授	2名	1994	野外教育実習施設の改組により環境教育実践施設へ拡充
助教授	1名		
技官	1名		
兼任教官	22名		

組 織	定 期 刊 行 物 等
 <pre> graph TD A[運営委員会] --- B[附属特殊教育研究施設長] B --- C[事務部] B --- D[附属特殊教育研究施設 専任教官 兼任教官] D --- E[教育診断部門] D --- F[治療教育部門] </pre>	<p>定期刊行物</p> <ul style="list-style-type: none"> 『言語指導研究施設紀要』1966～1967 『東京学芸大学特殊教育研究施設研究紀要』1968～1971 『RIEEC Research Bulletin』1972～1985 『特殊教育研究施設報告』1972～1994 『特殊教育研究施設研究年報』1994～ 『特殊教育研究施設研究生研究報告』1997～
 <pre> graph TD A[運営委員会] --- B[附属環境教育実践施設長] B --- C[事務(第四部)] B --- D[附属環境教育実践施設 専任教官 兼任教官] B --- E[所員会議] D --- F[高地生態研究部門] D --- G[環境教育教材研究部門] D --- H[都市生態研究部門] D --- I[種及び遺伝資源保存研究部門] D --- J[生業生態研究部門] D --- K[野外環境教育研究部門] </pre>	<p>定期刊行物</p> <ul style="list-style-type: none"> 『野外教育：東京学芸大学野外教育実習施設研究報告』1990～1993 『環境教育研究：東京学芸大学環境教育実践施設研究報告』1994～ 『東京学芸大学野外教育実習施設事業報告』1986～1989 『野外における環境教育：東京学芸大学野外教育実習施設事業報告』1990～1993 『野外における環境教育：東京学芸大学環境教育実践施設事業報告』1966～

第3章 附属図書館 施設・センター 附属学校のおゆみ

施設・センター	沿 革
附属教育実践総合センター センター長（併任） 1名 教 授 3名 助教授 3名 客員教授 2名 兼任教官 約70名	教育工学センター 1971 .4 教育工学センター設置 1973 CCTVスタジオに音響装置を設置 1974 .6 多チャンネル同時教育センター完成 1975 .2 授業シミュレーション装置を図書館視聴覚ホール及び視聴覚資料利用室に設置 1977 大泉地区教育情報総合管理システム完成 1978 教育情報処理装置（HITAC M 150）導入 教育実習研究指導センター 1976 .5 教育実習研究指導センター発足 1976 .5 C号館2階にセンターを仮設置 1985 .4 新センター建物（合同棟）完成 教育実践総合センター 1997 .4 教育工学センター及び教育実習研究指導センターを再編統合，教育実践総合センターを設置

組 織	定 期 刊 行 物 等
 <pre> graph TD A[運営委員会] --- B[附属教育実践総合センター長] B --- C[事務部] B --- D[附属教育実践総合センター 専任教官 兼任教官] B --- E[客員教授] D --- F[教育実習研究指導部門] D --- G[教育臨床開発指導部門] D --- H[教育工学研究開発部門] </pre>	<p>定期刊行物</p> <p>『教育実習の改善に関する研究』1977～1988</p> <p>『教育実習研究指導センター研究紀要』1989～1996</p> <p>『講演とシンポジウムの記録集』1982～1998</p>

第3章 附属図書館 施設・センター 附属学校のあゆみ

大学附置省令施設

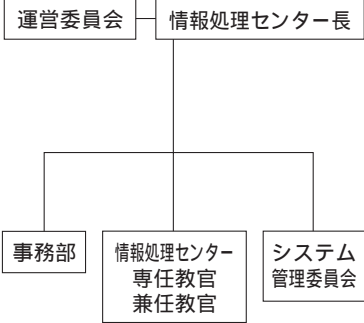
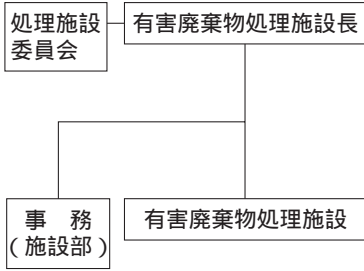
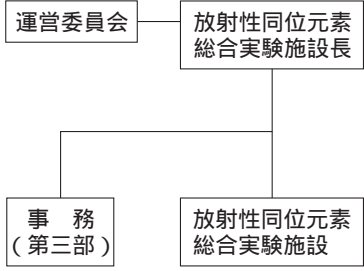
施設・センター	沿 革
<p>海外子女教育センター (全国共同利用施設)</p> <p>センター長(併任) 1名 教授 3名 助教授 2名 兼任所員 10数名 共同研究員(在外教育施設派遣教員) 26名 協力アシスタント 約7名</p>	<p>1978 .4 海外子女教育センター設置 暫定建物附属学校部会議室</p> <p>1979 .7 教材開発機器システム導入</p> <p>1980 .5 センター仮設建物増築竣工</p> <p>1981 .3 センター大泉室竣工</p> <p>1984 .1 コンピュータシステム導入</p> <p>1985 合同棟へ移転</p> <p>1986 センター改組案作成</p> <p>1988 教育学部に国際教育文化課程設置, センター教官授業担当開始</p> <p>1991 光ディスク・ファイリング・システムを更新し, データベース化推進</p> <p>1994 .3 『業務の反省と推進への展望 所属教官の業務に関する自己点検及び自己評価』(東京学芸大学海外子女教育センター白書) 発行</p>
<p>保健管理センター</p> <p>所長(併任) 1名 教授 1名 助教授 1名 技官(看護婦) 2名</p>	<p>1971 .4 保健管理センター開設</p> <p>1971 .5 保健管理センター建物新設</p>
<p>留学生センター</p> <p>センター長(併任) 1名 教授 4名 助教授 2名 兼任教官 15名</p>	<p>1993 .11 留学生教育研究センター(学内施設)設置</p> <p>1998 .4 留学生センター設置</p>

組 織	定 期 刊 行 物 等
	<p>定期刊行物</p> <p>『海外子女教育研究』1979～（1998 4よりホームページ上にて刊行）</p> <p>『東京学芸大学海外子女教育センター研究紀要』1982～</p> <p>『在外教育施設における指導実践記録集』1978～</p>
	<p>定期刊行物</p> <p>『東京学芸大学保健管理センター研究報告』1975～1981</p> <p>『保健管理センター利用状況報告』1990～</p>

第3章 附属図書館 施設・センター 附属学校のあゆみ

学内施設

施設・センター	沿革
<p>情報処理センター</p> <p>センター長（併任） 1名 助教授 1名 兼任教官 16名</p>	<p>1982 データステーション設置 1989 .12 情報処理センター設置 1993 キャンパス情報ネットワーク完成，学術情報ネットワークを通してインターネットに接続 1995 コンピュータシステムの全面的更新</p>
<p>有害廃棄物処理施設</p> <p>施設長（併任） 1名</p>	<p>1980 .4 有害廃棄物処理施設設置</p>
<p>放射性同位元素総合実験施設（RI施設）</p> <p>施設長（併任） 1名</p>	<p>1966 放射性同位元素研究室設置 1978 放射性同位元素総合実験研究室と改称 1984 .7 放射性同位元素総合実験施設設置</p>

組 織	定 期 刊 行 物 等
 <pre> graph TD A[情報処理センター長] --- B[運営委員会] A --- C[事務部] A --- D[情報処理センター専任教官兼任教官] A --- E[システム管理委員会] </pre>	<p>『情報処理センター利用の手引』 1998 .3</p>
 <pre> graph TD A[有害廃棄物処理施設長] --- B[処理施設委員会] A --- C[事務(施設部)] A --- D[有害廃棄物処理施設] </pre>	<p>有害廃棄物取扱の手引 (1982 .7) 1985 .3 改定 1994 .4 改定</p>
 <pre> graph TD A[放射性同位元素総合実験施設長] --- B[運営委員会] A --- C[事務(第三部)] A --- D[放射性同位元素総合実験施設] </pre>	

98 プロジェクト・研究成果等

98 1 附属特殊教育研究施設

- 1972 「精薄児教育における remedial instruction のシステムの開発およびプログラムの最適化に関する研究」(文部省科研費)開始(3ヶ年計画)
- 1972～ 所内研究会(毎月1回)開始
- 1975～ 公開講座(毎年1～2回)開始 1994年より免許法認定公開講座
- 1977 「異常思考における言語構造及びその思考制御機構の解明に関する基礎的研究」(文部省科研費)開始(3ヶ年計画)
- 1981 「発達遅滞乳幼児の療育目標と効果の評価に関する研究」(厚生省心身障害児研究)開始(3ヶ年計画)
- 1982～ 特研シンポジウム(毎年1～2回)開始
- 1982 「自閉症児の認知・学習機構における中枢統御機能の解析と治療教育への適用」(文部省科研費)開始(2ヶ年計画)
- 1983 「養護学校における生涯教育をふまえた後期中等教育の調査と実践研究」(文部省科研費)開始(3ヶ年計画)
- 1985 「自閉症児の早期発見・早期療育システムの開発に関する研究」(文部省科研費)開始(2ヶ年計画)
- 1987 「特殊教育における教育研究情報の体系化に関する研究」(文部省科研費)
- 1988 「コミュニケーション障害児の言語能力の発達予測に関する研究」(文部省科研費)(2ヶ年計画)
- 1992 「特殊教育における教育診断システムの開発に関する研究」(文部省特定研究)(2ヶ年計画)
- 1992～ 「診断と治療教育の統合をめざして」(日本特殊教育学会自主シンポジウム・ワークショップ)開始
- 1994～ 東京学芸大学附属養護学校での発達障害相談開始
- 1996～ 相談窓口を設定した発達障害電話相談開始
- 1996 「特殊教育における診断・評価と治療教育の統合システムに関する個別プログラムの開発」(文部省特定研究)
- 1997 「発達障害を持つ児童・生徒の適正な個別教育計画の作成」(7項②研究)
- 1997～ 公開講座(国立大学障害児教育関連施設・センター協議会)開始
- 1998 「発達障害児の個別教育計画作成に伴う教員支援システムの構築」(文部省科研費)(3ヶ年計画)

98 2 附属環境教育実践施設

- 1974～ 雑穀研究プロジェクト
- 1995 環境教育アジア太平洋シンポジウム
- 1995～ 環境のための地球学習観測プログラム
- 1997～ 環境データ観測・活用事業
- 1997～ 環境教育の総合的推進に関する調査
- 1998～ 国際シンポジウム 地球時代の環境教育
- 1998～ ユネスコ/日本 アジア太平洋地域環境教育セミナー

98 3 附属教育実践総合センター

(1) 附属教育工学センター

- 1976～ 教育工学東京セミナー/ワークショップ(UNESCO APEID事業の一環) 後出(3)APEID Activities
- 1998～ 衛星を通して行うSCS事業

(2) 附属教育実習研究指導センター

- 1976.7 全学的研究プロジェクト「教育実習の改善に関する研究」(文部省大学教育方法等改善経費)
- 1976.9 研究の主眼を「教育実習実態研究・目標・内容の研究」に設定(1979.3まで)
- 1977.9～10 教育実地研究セミナー開催(4ヶ年継続)
- 1979.4 研究の主眼を「教育実習の評価」に設定(1982.3まで)
- 1982.4 研究の主眼を「教育実習カリキュラム構成研究」に設定(1986.3まで)
- 1982.10～「講演とシンポジウム」開催 (以後毎年シンポジウムを開催,記録集を発行)
- 1983.7 「義務教育における教育課程開発研究」(学内研究助成費)開始(3ヶ年計画)
- 1985.7 「教育実習のカリキュラム開発の研究」開始(文部省大学教育方法等改善経費)
- 1986.4 研究の主眼を「教育実習事前事後指導開発研究」に設定(1989.3まで)
- 1993.3 「本学における教育実習の内容及び方法の改善について」学長に答申[教育実習カリキュラム案]
- 1994.3 「教育の実践的指導力の向上に係わる教育方法等に関する開発研究」(平成5年度文部省委嘱研究)

第3章 附属図書館 施設・センター 附属学校のあゆみ

- 1994 .3 「教育実習および教育実習生の様相に関する研究 附属学校教官への質問紙調査を通して」(平成5年度学内特別経費研究)
- 1995 .3 「教師養成の充実をめざす教育実習の試行 修士課程における教育実地研究」(平成5・6年度学内特別経費研究)
- 1995 .3 「教育実習授業研究 1」(平成7年度学内特別経費研究)
- 1996 .3 「教育実習授業研究 2」(平成8年度学内特別経費研究)
- 1997 .3 「教育実習文献目録」(教育実習研究指導センター研究紀要第21集資料)

(3) APEID Activities

The First Programming Cycle of APEID Activities.

The First Asian Regional Training Course in Educational Technology . 16 Aug . 27 Sep . 1976

The Second Programming Cycle of APEID Activities.

The First Seminar . 21 30 Mar . 1979

The Second Seminar . 16 25 Oct . 1980

The Third Programming Cycle of APEID Activities.

The First Seminar . 25 Oct . 2 Nov . 1982

The Second Seminar . 17 26 Oct . 1983

The Third Seminar . 26 Sep . 2 Oct . 1984

The Fourth Seminar . 10 19 Oct . 1985

The Fifth Seminar . 15 24 Sep . 1986

The Fourth Programming Cycle of APEID Activities.

The First Seminar . 15 25 Sep . 1987

The Second Seminar . 12 22 Sep . 1988

Regional Seminar/Workshop on Educational Software Development, Evaluation and Dissemination.

The Third Seminar . 16 26 Oct . 1989

Regional Seminar/Workshop on Educational Software Development, Evaluation and Dissemination of AV Media (including that for Distance Education)

The Fourth Seminar . 3 11 Oct . 1990

Regional Seminar/Workshop on New Technology in Printing (desktop publishing) and Appropriate Use of Printed Materials.

The Fifth Seminar . 25 Sep . 3 Oct . 1991

Seminar on Strategies and Issues on In and Pre Service Training of Teachers and Personnel in Educational Technology.

The Fifth Programming Cycle of APEID Activities.

The First Seminar . 29 Sep . 7 Oct . 1992

Seminar on Current Trends and Future Prospects on New Information Technologies in Formal and Non formal Education.

The Second Seminar . 28 Sep . 6 Oct . 1993

Seminar on Diffusion of New Information Technologies (NIT) for Teachers ' and Students ' Use at Lower and Upper Secondary Level.

The Third Seminar . 27 Sep . 5 Oct . 1994

Seminar on Utilization of New Information Technologies (NIT) for Non formal Education.

The Fourth Seminar . 3 11 Oct . 1995

Seminar on Identification of Exemplar Materials on Tested Innovative Software for Regional Adaptation and Dissemination.

The Fifth Seminar . 1 9 Oct . 1996

Seminar on Innovative Approaches to Using Educational Technology for Remedial and Enrichment Education : Focus on Mixed Ability Multi Level Classes.

The Sixth Programming Cycle of APEID Activities.

The First Seminar . 11 19 Dec . 1997

Seminar/Workshop on Information Tecnologies to Support the Changing Role of Teachers and Learners : Toward Open and Flexible Lifelong Learning.

The Second Seminar . 14 22 Oct . 1998

Seminar/Workshop on the Development of a Teacher Training and Learning Resource Package for Open and Flexible Lifelong Learning.

98 4 海外子女教育センター

- 1 シンポジウム「海外子女教育を考える」記録集 第1回～第5回(1978～86)
- 2 国際理解のための海外子女教育研究協議会記録(1979)
- 3 帰国子女教育に関する調査研究(1979)
- 4 国際教育研究(1号～18号)(1980～98)
- 5 在外教育施設派遣教員研修会講義録(1981)
- 6 海外子女教育セミナー記録集 第1・2回(1981・82)
- 7 日本人学校におけるカリキュラムの開発(1982)

第3章 附属図書館 施設・センター 附属学校のあゆみ

- 8 海外・帰国子女におけるカルチャーショックに関する比較研究(1982)
- 9 海外・帰国子女におけるカルチャーショックの要因分析と適応プログラムの開発・試行(1982)
- 10 理科教材セット「星座早見盤」(1982)
- 11 ビデオ教材「社会科：日本の四季 米づくり」「研修用：世界の日本人学校」「理科：てきの水」「理科：塩酸のはたらき」(1983)
- 12 補習授業校におけるカリキュラムモデルの開発のための基礎的調査研究(1984)
- 13 日本人学校向けの教材開発(1984)
- 14 世界諸地域の文化と教育(1984)
- 15 日本人学校小学部用社会科カリキュラムモデルの開発(1985)
- 16 日本人学校小学部用理科カリキュラムモデルの開発(1985)
- 17 補習授業校における学習指導の手引(1985)
- 18 バイリンガル・バイカルチュラル教育の現状と課題(1985)
- 19 海外子女のスポーツ生活に関する国際比較調査研究(1986)
- 20 国際化時代の教育 帰国子女教育の課題と展望 (1986)
- 21 日本人学校等派遣教員の教育意識実践行動の変容と国内教育へのインパクトに関する研究(1986)
- 22 日本人学校中学部用理科カリキュラムモデルの開発(1988)
- 23 低学年初級用日本語教材「たのしい にほんご」セット(1988)
- 24 華僑教育関係文献資料目録(1988)
- 25 青少年時代の異文化体験が人格形成に及ぼす影響(1988)
- 26 日本人学校向けの理科教材開発研究()(1988)
- 27 日本人学校中学部用社会科カリキュラムモデルの開発(1989)
- 28 中・高校生の国際感覚に関する研究(1989)
- 29 国際的学力の探求 国際バカロレアの理念と課題 (1989)
- 30 海外子女教育文献情報システムの開発研究(1989)
- 31 高校段階の海外帰国生徒に最適な異文化体験を生かす日本語基礎教材の開発(1989)
- 32 在外教育施設派遣教員追跡調査報告(1989)
- 33 学校文化の国際比較 国際教育研究プロジェクト研究報告2 (1990)
- 34 日本の児童・生徒の国際的資質・能力育成に関する基礎的研究(1990)
- 35 国際教育のための教師教育 国際教育研究プロジェクト研究報告3 (1990)
- 36 帰国子女の心理臨床的研究(1990)
- 37 国際教育の創造(1990)
- 38 国際的資質とその形成(1991)

- 39 現代中国と華僑教育（1991）
- 40 国際理解教育のキーワード（1992）
- 41 日本人学校における小学部用生活科カリキュラムモデルの開発（1992）
- 42 バイリンガル文献ハンドブック（1992）
- 43 日本エコロジズムの系譜（1992）
- 44 帰国子女の特性把握とその評価基準の開発に関する実践的研究（1993）
- 45 共生社会の教育 帰国子女教育研究プロジェクト中間報告（1993）
- 46 ドイツ現代史と国際教科書改善（1993）
- 47 日本人学校小学部用新社会科カリキュラムモデルの開発（1994）
- 48 日本人学校中学部用改訂社会科カリキュラムモデルの開発（1994）
- 49 中学年初級用日本語教材「たのしい にほんご」セット（1994）
- 50 高学年初級用日本語教材「たのしい にほんご」セット（1994）
- 51 転換期にたつ帰国子女教育（1995）
- 52 地球環境と教育（1996）
- 53 世界と対話する子どもたち 国際理解教育とディベート（1996）
- 54 海外・帰国子女教育の再構築（1997）
- 55 「ヨーロッパの歴史」を読む（1997）
- 56 国際バカロレアの研究（1998）
- 57 二言語学習とその支援に関する調査研究（1998）

第3章 附属図書館 施設・センター 附属学校のあゆみ

98 5 保健管理センター利用状況

(1) 定期健康診断受診者数

年度	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	
1 学	男	547	639	552	575	553	591	788	539	511
	女	642	698	680	693	724	706	506	757	740
	計	1,189	1,337	1,232	1,268	1,277	1,297	1,294	1,296	1,251
	年%	95.0%	97.0%	98.2%	97.7%	97.7%	97.7%	97.6%	98.4%	94.2%
2 学	男	290	308	187						
	女	442	468	343						
	計	732	776	530						
	年%	54.0%	57.4%	36%						
3 学	男	233	236	149						
	女	491	387	320						
	計	724	623	469						
	年%	58.0%	51.2%	38.6%						
4 学	男	536	542	620	543	586	553	566	531	500
	女	540	670	583	629	646	673	662	646	618
	計	1,076	1,212	1,203	1,172	1,232	1,226	1,228	1,177	1,118
	年%	83.4%	87.3%	86.6%	84.9%	81.3%	83.0%	80.9%	77.0%	73.2%
院 専 攻 科	男	176	170	177	174	211	238	201	194	189
	女	143	176	136	172	214	233	232	236	215
	計	319	346	313	346	425	471	433	430	404
	年%	77.9%	81.4%	68.3%	66.2%	71.6%	71.9%	63.6%	58.3%	50.4%

(%は受診率)

(2) 応急処置

		年度	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997
内科系	感冒・呼吸器系		723	631	610	527	532	650	482	533	551
	胃腸症状		390	235	239	325	402	484	357	332	303
	頭痛・めまい		218	85	82	106	193	250	238	246	199
	生理痛		190	131	95	126	132	106	127	195	156
	その他		107	106	259	268	85	62	270	219	145
	小計		1,628	1,188	1,285	1,352	1,344	1,552	1,474	1,525	1,354
外科系	打撲・捻挫・骨折		840	678	663	709	764	560	491	446	334
	切傷・擦過傷		722	696	581	609	594	574	467	552	297
	その他		160	56	34	11	19	19	7	3	0
	小計		1,722	1,430	1,278	1,329	1,377	1,153	965	1,001	631
皮膚・眼科等その他			415	362	373	340	298	489	279	303	232
休養			266	177	165	148	161	186	138	140	253
他医療機関紹介			424	227	234	185	164	283	146	131	240
総計			4,455	3,384	3,335	3,354	3,344	3,663	3,002	3,100	2,710

(3) 諸検査

		年度	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997
心電図			717	50	22	42	21	52	18	28	20
脳波			2	0	0	0	6	3	5	4	1
血液検査			103(98)	126(104)	174(154)	189(157)	189(179)	192(178)	167(155)	181(154)	200(180)*
検尿			145	112	143	146	47	48	16	15	1,117 68 **

* 血液検査()内はRI・有機溶媒等取り扱い学生

** 検尿 は検査値異常者

(4) 診断書発行件数

		年度	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997
教育実習用			940	973	935	625	618	619	586	652	595
各種診断書			2,460	2,797	2,841	3,195	3,556	2,581	4,355	4,702	3,629
合計			3,400	3,770	3,776	3,820	4,174	3,200	4,941	5,354	4,224

第3章 附属図書館 施設・センター 附属学校のあゆみ

(5) 救急鞆貸出し

年度	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997
救急鞆貸出し件数	200	206	194	196	125	130	110	110	85

(6) 健康調査票による「呼び出し面接」

年度	1989			1990			1991		
	調査表提出数	要面接数	来所数	調査表提出数	要面接数	来所数	調査表提出数	要面接数	来所数
1学年	/	60	/	/	58	/	/	61	/
2学年	/	41	/	/	32	/	/	39	/
3学年	/	42	/	/	36	/	/	40	/
4学年	/	30	/	/	44	/	/	43	/
計	/	173	/	/	170	/	/	183	/

年度	1992			1993			1994		
	調査表提出数	要面接数	来所数	調査表提出数	要面接数	来所数	調査表提出数	要面接数	来所数
1学年	1,259	69	28	1,293	64	27	1,291	33	17
2学年	461	16	8	727	24	10	532	15	3
3学年	327	13	11	461	16	5	865	25	3
4学年	1,202	16	4	1,245	43	7	421	60	4
計	3,249	114	51	3,726	147	49	3,109	133	27

年度	1995			1996			1997		
	調査表提出数	要面接数	来所数	調査表提出数	要面接数	来所数	調査表提出数	要面接数	来所数
1学年	1,278	55	25	1,292	91	43	1,288	71	20
2学年	429	10	5	123	1	0	/	/	/
3学年	338	10	1	112	2	1	/	/	/
4学年	623	61	11	653	53	6	1,088	58	4
計	2,668	136	42	2,180	147	50	2,376	129	24

(7) 心の健康問題

		年度	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997
相談 主 旨	精神的な悩み		7	20	10	9	12	15	15	27	30
	自分の性格の悩み		4	2	2	9	8	13	7	10	12
	対人関係の悩み		5	3	7	4	8	8	13	29	32
	学業上の悩み		10	13	10	8	9	7	10	10	4
	進路就職上の悩み		1	1	1	4	5	7	6	11	10
	家庭の悩み		1	3	1	6	6	4	1	3	6
	体の不調		8	8	9	16	19	13	14	25	23
	うつ状態		10	15	9	6	18	18	10	19	18
	神経症圏		8	16	8	24	22	23	16	30	39
	人格障害		5	9	5	6	4	4	12	16	15
精神医学的な 診断	心身症		5	5	1	3	3	5	11	14	13
	精神分裂症		4	6	5	2	4	5	5	5	5
	躁病		0	0	0	2					
	その他の精神疾患		0	1	1	2	5	1	4	9	8
	健康レベルの悩み		7	8	16	11	11	11	9	22	19
専門の医療機関の紹介		3	5	6	6	10	7	9	7	5	
面接延数(実数)		184	308	234	312(56)	333(67)	612(67)	602(66)	825(115)	912(117)	

第3節 附属学校

〔資料解説〕

各附属学校について、次の資料を示した。

資料99 沿革

資料100 校歌，教育目標，生活時程等

資料101 地区別配置図

沿革については『東京学芸大学白書 附属学校の現状 1993』の記述を基とし、その後の事項を各附属学校発行の『学校要覧（平成10年度）』により追記した。

校歌その他の事項については、各附属学校発行の『学校要覧（平成10年度）』から転載し、不足の部分は本学附属学校部発行の『附属学校だより』ほかを参考にした。

なお、校歌の歌詞は縦書きに統一し、教職員数の表は形式を統一した。

地区別配置図は『東京学芸大学要覧 平成9年度』から転載した。

（佐藤 和彦）

99 沿 革

(1) 附属高等学校

- 1954 .4 東京世田谷区下馬町3の35に東京学芸大学附属高等学校を創設。本部は同地所在の東京学芸大学内に置き、校舎を世田谷区深沢町2の41東京学芸大学附属世田谷中学校内及び文京区竹早町8東京学芸大学竹早附属中学校内に置く。
- 1954 .4 入学者4学級，各校舎2学級編成
- 1954 .5 29日開校式を挙行
- 1960 .4 第1学年4学級を本部所在地に置き下馬校舎と称する。
第2学年，第3学年は従前のとおり。
- 1961 .4 下馬・世田谷・竹早の3校舎を世田谷区下馬町3の35東京学芸大学世田谷分校内に統合。第1学年2学級を増加し，6学級となる。
- 1964 .4 東京学芸大学世田谷分校の小金井移転完了，同施設は附属高等学校の管理となる。
- 1964 .11 創立10年記念式典を挙行

- 1965 .4 第1学年2学級を増加し，8学級となる。
- 1968 .7 地番変更により世田谷区下馬4丁目1番5号となる。
- 1974 .5 創立20年記念式典を挙行
- 1975 .4 タイ国留学生受け入れ
- 1976 .4 海外帰国子女受け入れ
- 1984 .5 創立30年記念式典を挙行
- 1984 .11 第1回公開教育研究大会開催
- 1985 .3 西館工事竣工
- 1987 .11 第2回公開教育研究大会開催
- 1989 .4 6月1日を開校記念日と定める。
- 1990 .11 第3回公開教育研究大会開催
- 1994 .6 創立40年記念式典を挙行
- 1994 .11 第4回公開教育研究大会開催
- 1997 .11 第5回公開教育研究大会開催

(2) 附属高等学校大泉校舎

- 1974 .4 東京都練馬区東大泉315附属大泉中学校敷地内に海外帰国子女教育学級（大泉校舎）を設置，2学級編成
- 1974 .10 海外帰国子女教育学級授業開始
- 1977 .4 第1学年1学級増設（以後学年進行）
- 1980 .8 地番変更により東京都練馬区東大泉5丁目22番1号となる。
- 1981 .4 第1学年1学級増加し，4学級となる。
- 1983 .4 各学年4学級完成
- 1984 .11 創立10年記念式典を挙行（併せて校歌制定）
- 1986 .11 第1回研究協議会開催
- 1988 .4 教育課程の基準改善のための教育研究開発実施要項4（1）に基づき研究開発学校（平成2年度までの3か年）の指定を受ける。
- 1989 .11 創立15年記念集会を開催
- 1989 .11 第2回研究協議会開催
- 1992 .11 第3回研究協議会開催
- 1994 .11 創立20年記念式典を挙行
- 1995 .4 前期・後期2期制を実施
- 1996 .5 高等学校教育改革推進研究協力校の指定を受ける（平成9年度までの2年間）。
- 1996 .11 第4回研究協議会開催

第3章 附属図書館 施設・センター 附属学校のあゆみ

1998 .5 高等学校教育多様化実践研究協力校の指定を受ける（平成11年度までの2年間）。

(3) 附属養護学校

1954 .6 東京学芸大学附属中学校に特殊学級（名称若竹学級）として開設（学級数1）

1960 .4 東京学芸大学附属養護学校創設 附属竹早中学より独立（小学部・中学部各々3学級）

1962 .4 高等部を新設

1963 .5 高等部は小金井市東京学芸大学構内へ移転

1964 .10 創立10年記念式典を挙行

1966 .6 東京都北多摩郡久留米町氷川台1丁目6番地1号に移転

1969 .11 創立15年記念式典を挙行

1970 .10 市制施行により東京都東久留米市氷川台1丁目6番1号となる。

1974 .11 創立20年記念式典を挙行

1974 .11 皇太子殿下・同妃殿下御視察（現在天皇・皇后両陛下）

1975 .4 幼稚部新設

1976 .5 新運動場完成，校舎拡張用地移管

1977 .5 幼稚部棟完成

1978 .3 行動観察分析システム設置完成

1979 .6 創立30年記念式典を挙行

1991 .4 プール全面改装

1993 .3 日常生活訓練棟完成

1994 .6 創立40年記念式典を挙行

1995 .3 障害児教育用情報教育ネットワークシステム完成

(4) 附属世田谷中学校

1947 .4 東京都世田谷区下馬町3丁目に東京第一師範学校男子部附属中学校創設

1947 .4 同上所在の東京第一師範学校男子部附属小学校内に仮教室を設け，3学級132名（男子88名，女子44名）に授業を開始

1949 .5 東京第一師範学校男子部構内に移転

1949 .5 東京学芸大学東京第一師範学校世田谷附属中学校と改称

1951 .4 東京学芸大学附属世田谷中学校と改称

1952 .9 東京都世田谷区深沢町2丁目41番地に移転

- 1958 .10 創立10年記念式典を挙行
- 1965 .4 1 学年 4 学級編成となる。
- 1967 .10 創立20年記念式典を挙行
- 1968 .3 地番変更により世田谷区深沢4丁目3番1号となる。
- 1969 .4 1 学年度 2 期制採用
- 1973 .5 30日を本校開校記念日とする。
- 1974 .4 1 学年度 2 期制を廃止し，3 期制とする。
- 1988 .6 創立40年記念式典を挙行
- 1997 .11 創立50年記念式典を挙行

(5) 附属小金井中学校

- 1947 .4 東京都北多摩郡小金井町貫井780番地に東京第二師範学校男子部附属中学校として創設，3 学級の内，1 学級を東京都豊島区池袋2丁目1150番地，東京第二師範学校男子部附属小学校内に置く。
- 1947 .4 第1 回入学式，第1 学年 3 学級
- 1947 .7 5 日開校式典挙行
- 1949 .5 東京学芸大学東京第二師範学校小金井附属中学校と改称
- 1951 .4 東京学芸大学附属小金井中学校と改称
- 1956 .11 創立10年記念式典を挙行
- 1957 .3 池袋教室を小金井に統合
- 1964 .4 第1 学年，1 学級増設（以後学年進行）
- 1966 .11 創立20年記念式典を挙行
- 1968 .6 地番変更により東京都小金井市貫井北町4丁目1番1号となる。
- 1976 .10 創立30年記念式典を挙行
- 1979 .1 体育館ステージ（160㎡）竣工
- 1984 .9 第2 期校舍改修工事完了
- 1993 .6 武道場（434㎡）竣工
- 1997 .5 創立50年記念式典を挙行

(6) 附属大泉中学校

- 1947 .4 東京都練馬区東大泉町に東京第三師範学校附属中学校創設，小学校南端4 教室を仮校舎とする。
- 1948 .4 師範学校2 教室を併用して授業を行う。
- 1949 .5 東京学芸大学東京第三師範学校大泉附属中学校と改称
- 1951 .4 東京学芸大学附属大泉中学校と改称

第3章 附属図書館 施設・センター 附属学校のあゆみ

- 1955 .4 東京学芸大学大泉分校跡に移転
- 1957 .11 創立10年記念式典を挙行
- 1965 .4 海外帰国子女教育学級設置
- 1968 .7 創立20周年記念誌発行
- 1977 .11 創立30年記念式典を挙行
- 1980 .8 地番変更により東京都練馬区東大泉5丁目22番1号となる。
- 1985 .9 武道場竣工
- 1989 .11 創立40周年記念誌発行
- 1998 .11 創立50年記念式典を挙行

(7) 附属竹早中学校

- 1947 .4 東京都文京区竹早町に東京第一師範学校女子部附属中学校創設
- 1949 .5 東京学芸大学東京第一師範学校竹早附属中学校と改称
- 1950 .12 文京区竹早町8番地に新校舎竣工
- 1951 .4 東京学芸大学附属竹早中学校と改称
- 1954 .4 東京学芸大学附属竹早中学校並びに東京学芸大学附属追分中学校を廃止し、東京学芸大学附属「新設」中学校を設置
- 1960 .4 東京学芸大学附属竹早中学校と改称
- 1964 .8 地番変更により東京都文京区小石川4丁目2番1号となる。
- 1969 .7 校舎全面改修工事のため附属大泉中学校構内に移転し、校務開始
- 1970 .3 大泉仮校舎から再び当地へ移転し、授業再開
- 1970 .7 体育館兼講堂及び屋上プール新築完工
- 1972 .10 創立25年記念式典を挙行
- 1976 .4 海外帰国子女受け入れ
- 1977 .11 創立30年記念式典を挙行
- 1986 .3 武道場竣工
- 1987 .11 創立40年記念式典を挙行
- 1995 .11 埋蔵文化財の発掘調査開始
- 1997 .2 埋蔵文化財の発掘調査終了

(8) 附属世田谷小学校

- 1876 .3 東京府麴町内幸町東京府庁構内の東京府小学師範学校教場の一部を充てて同校附属小学校を創設
- 1876 .11 東京府師範学校附属小学校と改称
- 1885 .5 附属小学校校舎落成（東京府庁構内旧中学校跡を改修し移転）

- 1887 .1 東京府尋常師範学校附属小学校と改称
- 1889 .3 東京市小石川区竹早町8番地に移転，8月新校舎落成
- 1898 .4 東京府師範学校附属小学校と改称
- 1900 .3 東京府赤坂区青山北町5丁目24番地に移転
- 1908 .11 東京府青山師範学校附属小学校と改称
- 1926 .11 創立50年記念式典を挙行
- 1936 .4 東京市世田谷区下馬町3丁目35番地に移転
- 1936 .11 創立60年記念式典を挙行
- 1941 .4 東京府青山師範学校附属国民学校と改称
- 1943 .4 東京第一師範学校男子部附属国民学校と改称
- 1947 .4 東京第一師範学校男子部附属小学校と改称
- 1949 .5 東京学芸大学東京第一師範学校男子部世田谷附属小学校と改称
- 1951 .4 東京学芸大学附属世田谷小学校と改称
- 1955 .5 東京都世田谷区深沢町2丁目の一部を移転
- 1957 .4 移転完了
- 1966 .3 天皇・皇后両陛下をお迎えし，創立90年記念式典を挙行
- 1968 .3 地番変更により東京都世田谷区深沢4丁目10番1号となる。
- 1976 .3 皇太子殿下・同妃殿下（現在天皇・皇后両陛下）をお迎えし，創立百年記念式典を挙行
- 1986 .3 創立110周年を祝う会挙行
- 1996 .3 創立120周年を祝う会挙行

(9) 附属小金井小学校

- 1911 .4 東京府豊島師範学校附属小学校として池袋に開校
- 1941 .4 東京府豊島師範学校附属国民学校と校名変更
- 1943 .4 東京第二師範学校附属国民学校と改称
- 1944 .4 本郷区に女子部新設に伴い，東京第二師範学校男子部附属国民学校と改称
- 1945 .4 文京区追分に東京第二師範学校女子部附属国民学校を開校
- 1947 .4 東京第二師範学校男子部附属小学校および同女子部附属小学校と改称
- 1949 .5 東京学芸大学東京第二師範学校豊島附属小学校および同追分附属小学校と改称
- 1951 .4 東京学芸大学附属豊島小学校および同追分小学校と改称
- 1959 .4 1年生2学級で東京学芸大学附属小金井小学校として発足

第3章 附属図書館 施設・センター 附属学校のあゆみ

- 1961 .3 附属豊島小学校創立50年記念式典を挙行
- 1961 .3 附属追分小学校閉校式を行い、翌日児童を附属竹早小学校へ移校（卒業生総数1,389名）
- 1961 .3 追分小学校の移転に伴い、東京学芸大学附属小金井小学校として正式に発足 7学級 教職員18名
- 1963 .4 附属豊島小学校児童を小金井小学校へ移校開始
- 1964 .3 附属豊島小学校児童は附属大泉小学校及び小金井小学校へ移校完了（卒業生総数6,362名）
- 1966 .4 各学年4学級編成、24学級となる。
- 1968 .6 地番変更により東京都小金井市貫井北町4丁目1番1号となる。
- 1970 .2 創立60年、開校10年記念式典を挙行
- 1980 .11 創立70年、開校20年記念式典を挙行
- 1991 .2 創立80年、開校30年記念式典を挙行

(10) 附属大泉小学校

- 1938 .4 東京府大泉師範学校附属小学校創設
- 1941 .4 東京府大泉師範学校附属国民学校と改称
- 1943 .4 東京第三師範学校附属国民学校と改称
- 1947 .4 東京第三師範学校附属小学校と改称
- 1947 .11 創立10年記念式典を挙行
- 1949 .5 東京学芸大学東京第三師範学校大泉附属小学校と改称
- 1951 .4 東京学芸大学附属大泉小学校と改称
- 1958 .11 創立20年記念式典及び記念行事を挙行
- 1968 .11 創立30年記念式典を挙行
- 1969 .4 海外帰国子女教育学級開設
- 1978 .11 創立40年記念式典を挙行
- 1980 .6 特別教室竣工
- 1980 .8 地番変更により東京都練馬区東大泉5丁目22番1号となる。
- 1988 .11 創立50年記念式典を挙行
- 1998 .11 創立60年記念式典を挙行

(11) 附属竹早小学校

- 1876 .3 東京府麴町内幸町東京府庁構内の東京府小学師範学校教場の一部を充てて同校附属小学校を創設
- 1876 .11 東京府師範学校附属小学校と改称

- 1885 .5 東京府庁構内旧中学校跡を改修し移転
- 1887 .1 東京府尋常師範学校附属小学校と改称
- 1889 .4 東京市小石川区竹早町に移転
- 1900 .4 東京府女子師範学校附属小学校創立
- 1900 .11 開校式が挙行され、この日をもって開校記念日とする。
- 1907 .4 9学級編成
- 1913 .4 定員550名、12学級編成
- 1930 .11 創立30年記念式典を挙行
- 1940 .11 創立40年記念式典を挙行
- 1941 .4 東京府女子師範学校附属国民学校と改称
- 1943 .4 東京第一師範学校女子部附属国民学校と改称
- 1944 .9 太平洋戦争のため宮城県へ2年以上集団疎開
- 1945 .11 太平洋戦争終戦後集団疎開地引揚げ
- 1947 .4 東京第一師範学校女子部附属小学校と改称
- 1949 .5 東京学芸大学東京第一師範学校女子部竹早附属小学校と改称
- 1951 .4 東京学芸大学附属竹早小学校と改称
- 1955 .11 創立55年記念式典を挙行
- 1960 .11 創立60年記念式典を挙行
- 1961 .4 追分小学校6学級児童受け入れ
- 1964 .8 地番変更により東京都文京区小石川4丁目2番1号となる。
- 1970 .11 創立70年記念式典を挙行
- 1980 .11 創立80年記念式典を挙行
- 1990 .11 創立90年記念式典を挙行
- 1995 .11 創立95年記念式典を挙行

(12) 附属幼稚園

- 1904 .5 東京都小石川区竹早町東京府女子師範学校内に附属幼稚園を創設
- 1936 .11 現在地（竹早）に幼稚園園舎新築落成し移転
- 1943 .4 東京第一師範学校女子部附属幼稚園と改称
- 1944 .8 戦時非常措置により休園
- 1946 .4 東京第一師範学校女子部附属小学校の一教室で再開園
- 1947 .4 竹早で保育開始
- 1949 .5 東京学芸大学東京第一師範学校附属幼稚園と改称
- 1951 .4 東京学芸大学附属幼稚園と改称
- 1957 .4 大学の小金井地区統合に伴い、附属幼稚園の一部を移し、小金井

第3章 附属図書館 施設・センター 附属学校のあゆみ

- 園舎を設置（4才児定員30名）
- 1964 .4 附属幼稚園長としての小学校長の併任が解かれ、専任の園長を置く。
- 1964 .4 学内措置として竹早園舎及び小金井園舎をそれぞれ附属幼稚園（竹早）、附属幼稚園（小金井）と改称
- 1964 .8 地番変更により附属幼稚園（竹早）は文京区小石川町4丁目2番地1号となる。
- 1965 .1 学内措置として園長のほか主事を附属幼稚園（竹早）に置く。
- 1968 .2 43年度入園児より、小金井、竹早両地区とも一学校定員数35名となる。
- 1969 .10 附属幼稚園の所在地を小金井市貫井北町4丁目1番1号に変更。また、名称を附属幼稚園（小金井）及び附属幼稚園（竹早）をそれぞれ小金井園舎、竹早園舎と改称
- 1970 .4 小金井園舎に3年保育コースを新設
- 1970 .6 小金井園舎において、3歳児学級保育開始
- 1975 .4 50年度入園児より3歳児学級の定員数は20名となる。
- 1977 .11 創立20年（小金井園舎）記念式典を挙行
- 1982 .4 57年度より軽度の障害児若干名を募集し、健常児の学級の中に入れて保育を行う。
- 1983 .4 学年進行により、全学年に障害児が配置される。
- 1987 .7 創立30年（小金井園舎）記念式典を挙行

(13) 附属学校部

- 1953 .6 東京学芸大学附属学校の教育全般と事務とを総括するため、大学本部構内（世田谷区下馬）に附属学校部を創設
- 1962 .4 東京学芸大学総合に伴い、東京都小金井市貫井北町4丁目780番地、東京学芸大学構内に移転
- 1968 .6 地番変更により東京都小金井市貫井北町4丁目1番1号となる。
- 1985 .3 合同棟竣工に伴い事務室移転

100 校歌，教育目標，生活時程等

100 - 1 附属高等学校

校 歌

土 岐 善 作詞
平 井 康三郎 作曲

あがるく活気をもって ♩ = 112

1. やまあり たくし く そらにそ びーえ くもをし のぎて
2. はなあり あふる る し ろき ひ がーり ゆたかなるかな

とわにあたら し ふじーよ あこがれの わか きこころの
はかげがおれ り われーら よろこびを とも とかたりて

か げ よ じ ゆうの て んち ひらくるとこ ぎ
た て ば き ぼうの ぜ んと あがるく つ つ

ま なびしり ゆく せ かい は ひろし ひ とし く たえーず
か ぜもさ わ やか みどりの なかを こ そりて つねーに

は げむ とー き こ こ に ちか らと いきを あ
す すむ べー し

つ めて が くだい ふぞく こう こう あ り

一、
山あり正しく空にそびえ
雲をしのぎて永遠に新らし
富士よあこがれの若き心の影よ
自由の天地開くるところ
学び知りゆく世界はひろし
ひとしくたえず励むとき

二、
花ありあふるる白きひかり
ゆたかなるかな葉かげ薫れり
われらよろこびを友と語りて立てば
希望の前途あかるくつつき
風もさわやかみどりの中を
こそりて常に進むべし

ここに力と意気を集めて
学大附属高校あり

教育方針

民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとするわが国の理想を実現できる健康な身体と、高い知性と、ゆたかな情操とをもち、清純な気品の高い、大樹のように大きく伸びる、世界性のゆたかな、日本国民を育成する。

1. 清純な気品の高い青年

真実を直視し純粋に考え、こだわらない判断をし、全力を傾倒してその実現に込める純粋な心ばえとひたぶるな態度を養成したい。そして性善と正義を愛し、敢然として邪悪を斥け、いちずに真実なものを追求する意欲と勇気を振作したい。

2. 大樹のように大きく伸びる自主的な人間

内には単なる思いつきにこだわったり一時の感情に走ったりすることなく、外には徒らな扇動や宣伝に動かされることなく、常に広い視野に立って冷静に事態の真実を究め、自分で判断して行動する態度を養う。このような自主的な精神は自由と責任とを背景として育成され、大きく伸びる基礎である。

3. 世界性のゆたかな日本人

世界的な視野に立つてものごとを考え、自己を確立して世界の誰からも親しまれ尊敬されるような人間になるとともに、他の立場や文化を理解し尊重し、力を合わせて、世界の平和と人類の幸福に貢献する世界性のゆたかな日本人を育成する。

校 章



本校の校章およびパッチは泰山木の花を図案化したものである。

1954年、本校の創立にあたり、初代校長大塚三七雄の発案により、美術科教授大坪重周によって図案化され作られたものである。

泰山木は北アメリカ原産のモクレン科に属する常緑の植物であるが、世界の各地で大樹となり、初夏には純白の大輪の花を咲かせ、しかも芳香を放つことから、本校の教育の理想を現わすものとして選ばれた。

日課表

月・火・水		木		金		土	
登校	8:20	登校	8:20	登校	8:20	登校	8:20
1限	8:30~9:20	1限	8:30~9:20	1限	8:30~9:20	1限	8:30~9:20
2限	9:30~10:20	2限	9:30~10:20	2限	9:30~10:20	2限	9:30~10:20
3限	10:30~11:20	3限	10:30~11:20	3限	10:30~11:20	3限	10:30~11:20
4限	11:30~12:20	4限	11:30~12:20	4限	11:30~12:20	4限	11:30~12:20
昼		昼		昼		下校	15:00
5限	13:10~14:00	SHR	13:10~13:25	5限	13:10~14:00		
6限	14:10~15:00	清掃	13:25~13:55	LHR	14:10~15:00		
SHR, 清掃	15:00~	5限	14:00~14:50	下校	17:00		
下校	17:00	クラブ	15:00~15:50				
		下校	17:00				

教職員数

校長(併任)	1
副校長	1
教諭	55
養護教諭	2
講師	11
事務職員	7
用務員	4
司書	2
助手	1
警備	1
学校医	1
学校歯科医	1
学校薬剤師	1

生徒数

(1998.4.1現在)

学年	組	男	女	計
1年 (45期)	A	23	20	43
	B	23	19	42
	C	23	21	44
	D	22	22	44
	E	21	21	42
	F	22	21	43
	G	23	21	44
	H	22	21	43
	計	179	166	345
2年 (44期)	A	24	22	46
	B	24	22	46
	C	24	21	45
	D	25	21	46
	E	24	22	46
	F	24	22	46
	G	25	21	46
	H	24	21	45
	計	194	172	366
3年 (43期)	A	25	22	47
	B	23	23	46
	C	23	23	46
	D	22	24	46
	E	23	23	46
	F	23	23	46
	G	23	23	46
	H	23	23	46
	計	185	184	369
合計		558	522	1,080

ただし、タイ国留学生(1年3名, 2年1名, 3年5名)を含む。

100 - 2 附属高等学校大泉校舎

校 歌

茂木良太 作詞
 泉西保 作曲
 河西保郎 編曲

1. みどりかがやくむさしのの かせ
 2. みどりあふれるしゃく-じいの みず

と-ひかりを と-とも-として
 と-だいちを と-とも-として

そだてよう そだてよう せかいのえい-ち
 はぐくもう はぐくもう ぶんかのかお-り

ひるげよう ひるげよう へいわのきず-な あ
 はばたこう はばたこう みらいのそら-へ

あ-お いず み わ が ぼ こう

う あ あ-お いず み わ が ぼ こう

二、 緑あふれる 友として 水と大地を 石神井の 育もつ 文化の香り 羽ばたこう 未来の空へ あゝ 大泉 我が母校	一、 緑輝く 武蔵野の 風と光を 友として 育てよう 世界の英知 拡げよう 平和のきずな あゝ 大泉 我が母校
--	--

本校の教育

A. 教育目標

1. 真理を探求し、心身の調和をはかり、豊かな創造性を培う
2. 我が国の伝統や文化の理解を深め、日本人としての資質を養う
3. 海外での経験を生かし、世界的視野に立って考え行動できる素養を身につける

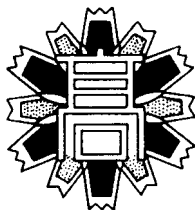
B. 設置の目的

- (1) 海外勤務者の帰国生で、外国で9ヵ年の学校教育を修了した者、外国で前者と同等以上の教育を修了し、引続き上級学年に在学中に帰国した者、および長期間外国に滞在した後、中学校の最終学年を国内で修了した者に、教育基本法第1条、学校教育法第41条の規定に基づいて高等学校普通教育を行う。
- (2) 高等学校教育の理論と実践の研究、特に帰国生の適応教育、日本語指導と国際理解教育の理論と実践の研究を重点的に行う。
- (3) 国立大学設置法施行規則第27条に基づいて、大学と帰国子女教育に関する共同研究を行い、また、学生の教育実地研究の実施に協力する。

C. 本校の教育の特色

- (1) 少人数制による生徒一人ひとりの海外における学習経験を生かした授業
- (2) 国際的資質の伸長とコミュニケーション力の育成を重視するグローバルな視点に立った教育
- (3) 2期制（前期・後期）によるゆとりある学習と学校生活
- (4) 「その他特に必要な教科」（探究科・日本語科）を含めて10教科で80科目以上の多様な科目から、生徒の興味・関心に応じて科目選択ができるカリキュラム
- (5) フランス語（初級・上級）、ドイツ語（上級）、スペイン語（上級）の設置
- (6) 英検など技能審査の成果を単位として認定する制度
- (7) インターナショナル・スクールとの交流などをとり入れた学校行事や生徒会行事

校 章



わが校舎の校章（バッジ）は菊の花を図案化し、それに金文字で高の文字を配したものである。

菊の花はわが国の秋の代表的な花であり、わが校舎も秋10月に開校した学校である。菊は花色・花形・花期・花の大きさが千差万別であるが芳香を放ち、深く日本人に敬愛されている。本校生徒は世界各地から帰国した多彩な経験を有する生徒たちである。本校ではかかる特性を生かし菊に象徴される「日本の心」をもった国際性ゆたかな日本人の教育をめざしている。デザインは大泉中学校美術科担当であった教諭高木澄朗によるものである。

時 程

	第1時限	第2時限	第3時限	第4時限	第5時限	第6時限	清 掃
普通時程	8 : 30 ~ 9 : 20	9 : 30 ~ 10 : 20	10 : 30 ~ 11 : 20	11 : 30 ~ 12 : 20	1 : 10 ~ 2 : 00	2 : 10 ~ 3 : 00	3 : 05 ~ 3 : 20
土曜時程	9 : 00 ~ 10 : 35	10 : 45 ~ 12 : 20					

（*ホームルームは、ロングを水曜6時限に、ショートを月曜3 : 20 ~ 3 : 30に行う。）

教 職 員 数

校 長（併任）	1
主 事（併任）	1
副校長	1
教 諭	28
養護教諭	1
講 師	9
事務職員	2
A L T	2
用務員	1
学校医	1
学校歯科医	1
学校薬剤師	1

学 年 ・ 学 級 ・ 生 徒 数

（1998 . 4 . 9 現在）

学 年	1 学 年				2 学 年				3 学 年			
ク ラ ス	1組	2組	3組	4組	1組	2組	3組	4組	1組	2組	3組	4組
人 数	8	8	7	7	14	14	13	14	16	15	15	15
学 年 人 数	30 (男11 : 女19)				55 (男26 : 女29)				61 (男27 : 女34)			
備 考					AFS生1名含む							
全 体 生 徒 数	146 男64 : 女82											

100 - 3 附属養護学校

校 歌

川 口 延 作詞
中 田 喜 直 作曲

♩ = 96 明るく、元気にそして美しく



1. わかたけのびる おおぞらに あふれるひかり かがやいて
2. だいちにふかく ねをおろし あいのしみずを すいあげて
3. あめかぜつよく あれるとも ともありしあり ほほえんで



あかるいこころ こだまする きぼうもたかく こえあげよう
すなおにきよく うつくしく しきのはなばな さかせよう
いしたくまし く はねかえし ちからあわせて たちあがるう



きぼうもたかく こえあげよう
しきのはなばな さかせよう
ちからあわせて たちあがるう

一、
若竹のびる 大空に
あふれる光 かがやいて
あかるい心 こだまする
希望もたかく 声あげよう

二、
大地にふかく 根をおろし
愛の清水を すいあげて
すなおに清く 美しく
四季の花々 咲かせよう

三、
雨風つよく あれるとも
友あり師あり ほほえんで
意志たくましく はねかえし
力あわせて 立ちあがるう

教育計画の骨子

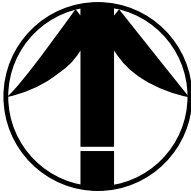
1. 教育目標

一人ひとりの幼児・児童・生徒が
その個性・能力を可能なぎり調和的・価値的にたかめていく、
主体的な行動力を身につける。

2. 具体目標

- (1) 心身ともにたくましく、自分のことがしっかりできる。
- (2) 他人のことも考えて、楽しく集団生活ができる。
- (3) 仕事の大切さを知り、喜んで働くことができる。
- (4) 自分の力を十分に発揮して、心豊かな生活をする事ができる。

校 章



1966年6月、本校が東久留米の現在地に新築された時、小・中・高一貫した校章として作られた。

本学美術科教授広川省吾により前進・向上を表わす矢印と、竹の文字を組みあわせて、デザインされた。

「若竹」は、本校の通称でもあり、学級歌・校歌として、歌いあげてきた「ふしても たえて 伸びあがる」姿をとらえたものである。

各学部の教育

幼稚園部

教育目標

1. 丈夫なからだをつくる。
2. 簡単な身のまわりのことができる。
3. 遊びを中心とした活動に参加できる。

教育内容

1. 日常生活の中で、着替え、排泄、食事などを自分でやろうとする態度を養う。
2. 自由遊びや課題遊びを通して、人や物や自然とのかかわりを豊かにし、体力

第3章 附属図書館 施設・センター 附属学校のあゆみ

を養い情操を育てる。

3. 日常生活の指導や楽しい遊びの中で、場面に応じた意図的な言葉かけや、具体的な活動を通して、ことばやかずの基礎となるような能力を養う。

週 時 表

時刻 \ 曜日	月	火	水	木	金	土
9:30	登校・朝の支度 自由遊び		交流学习	登校・朝の支度		親子教室
10:00				自由遊び		
10:30				朝の集まり		
				課題遊び		
	自由遊び			自由遊び		
11:30	給食指導			給食指導		下 校
12:30	自由遊び	下 校	下 校 (交流学习の ない日は下 校11:30)	自由遊び		
	帰りの支度			帰りの支度		
14:00	下 校			下 校	下 校	
下 校	14:00	13:30	12:15	14:00	14:00	11:30
備 考	金曜日は発達障害相談グループ指導を実施する。(月1回)					

小 学 部

教育目標

1. よく動ける丈夫なからだをつくる。
2. 身のまわりのことが一人でできる。
3. 自発的に行動する態度を身につける。
4. 集団生活をするための初歩的な理解や態度を身につける。

教育内容

低学年(松組)

1. 日常生活の指導で基本的な身辺処理能力を身につけ、一人でやろうとする気持ち育てる。
2. 生活単元学習や遊びの指導を通して、造形、音楽・リズム、身体活動などを行い、豊かな情操を育て、よく動く丈夫なからだをつくる。
3. クラスや学部の集団で安定して活動に参加できるようにする。

松組（低学年組）週時表

時刻 \ 曜日	月	火	水	木	金	土
8 : 50	登 校					
9 : 30	着 が え ・ 遊 び					
10 : 00 15	朝の会 (歌, リズム, お話, 手遊び, 動きづくり)	合同集会	朝 の 会			
11 : 00	生 活 単 元					生活単元
11 : 30	給 食					着がえ・ 帰りの会
13 : 00	下校指導					
13 : 20	自由遊び	着がえ 帰りの会	自 由 遊 び			
14 : 00	着がえ・ 帰りの会	下校指導	着 が え ・ 帰 り の 会			
	下校指導 (30分)		下 校 指 導			
下校時刻	14 : 00	13 : 30	14 : 00	14 : 00	14 : 00	11 : 30

中学年（竹組）

1. 日常生活の指導を通して、身辺処理を一人でやる習慣や態度を身につけさせる。
2. 生活単元学習やグループ学習、課題遊びなどを通して、生活、国語、算数、図画工作、音楽、体育などの基礎的な知識や技能を習得させる。
3. クラスや学部の集団の中で仲間を意識して活動し、集団生活に関する初歩的な知識や態度を身につけさせる。

竹組（中学年組）週時表

時刻 \ 曜日	月	火	水	木	金	土
8:50	登 校					
9:30	着がえ・係り活動 朝 の 会					
10:15	朝 の 運 動		合同集会	朝 の 運 動		
11:00	生活単元 / 教科的学習	グループ 学 習	生活単元 / 教科的学習	グループ 学 習	生活単元 / 教科的学習	生活単元 / 教科的学習
11:30	課題遊び		課題遊び		着がえ・帰りの会	
11:45						下校指導
12:45	給 食					
13:20	自由遊び	着がえ 帰りの会	自 由 遊 び			
14:00	そうじ	下校指導	そ う じ		着がえ・帰りの会	
14:30	着がえ・帰りの会		着がえ・帰りの会		下校指導	
	下校指導(30分)		下校指導			
下校時刻	14:30	13:30	14:30	14:30	14:00	11:30

高学年（梅組）

1. 日常生活の指導を通して、基本的な生活技能を身につけ、態度の習慣化を図る。
2. 生活単元学習やグループ学習、課題遊びなどを通して、生活、国語、算数、図画工作、音楽、体育などの基礎的な知識や技能を習得させる。
3. 係活動などを通して、集団生活に必要な基礎的な知識・態度を身につけ、自主的な行動を育てる。

梅組（高学年組）週時表

時刻	曜日	月	火	水	木	金	土
8 : 50	登 校						
	着がえ・係り活動 朝 の 会						
9 : 30	運動しよう (体育)		合同集会		運動しよう (体育)		
10 : 15	生活単元 / 教科的学習	グループ 学 習	生活単元 / 教科的学習	グループ 学 習	生活単元 / 教科的学習	生活単元 / 教科的学習	
11 : 00			課題遊び				着がえ・帰りの会
11 : 30							下校指導
11 : 45	給 食						
12 : 45	自由遊び	着がえ 帰りの会	自 由 遊 び				
13 : 20	生活単元 / そうじ	下校指導	生 活 単 元 / そ う じ		着がえ 帰りの会		
14 : 00	着がえ・帰りの会		着がえ・帰りの会		下校指導		
14 : 30	下校指導(30分)		下 校 指 導				
下校時刻	14 : 30	13 : 30	14 : 30	14 : 30	14 : 00	11 : 30	

中 学 部

教育目標

1. 健康でよく動けるからだをつくる。
2. 身の回りのことが確実にできる。
3. 意欲をもって自主的に行動することができる。
4. 集団の一員として自覚とけじめのある活動ができる。

教育内容

1. 生活単元学習，特別活動，日常生活の指導などを通して，基本的な生活習慣の確立をはかると共に集団生活へ意欲的に参加しようとする態度を身につける。
2. 作業学習を通して，働くことの理解・態度を身につける。
3. 国語・数学・音楽・美術・体育・職業家庭等を通して，社会生活に必要な基礎的な知識・技能を生徒の障害の状態に応じて指導をおこない，習得させる。
4. 学習全体を通してからだを十分に動かし，体力の増強をめざす。

週 時 表

時刻	曜日	月	火	水	木	金	土
		登 校					
8:30		着がえ	作業着へ	着がえ	作業着へ	着がえ	着がえ
9:00		ホームルーム	マラソン	リズム体育	マラソン	マラソン	マラソン
20		マラソン	ホームルーム	体育	ホームルーム	ホームルーム	ホームルーム
40		体 育	作業学習	ホームルーム	作業学習	国 語 数 学	美 術 / 生活単元学習
10:00				職業家庭 / 生活単元学習			
20		国 語 数 学	作業学習	職業家庭 / 生活単元学習	作業学習	音 楽 / 生活単元学習	ホームルーム
40							
11:00							
12:00		給 食 ・ 昼 休 み					
13:00		清 掃	ホームルーム	清 掃	生 活 単 元 学 習	ホームルーム	
20		生 活 単 元 学 習		ク ラ ブ			
50		ホームルーム		ホームルーム	ホームルーム		
14:00							
15:00							
15:30							
下 校		15:30	14:00	15:30	15:30	14:00	11:30

「クラブ」中高合同の学習活動であり、8部の中から希望クラブを選択し、所属する。
 「委員会」放送委員会・保健委員会・給食委員会を設置し、日常または必要に応じて活動する。

高 等 部

教育目標

1. からだとところの変化を受け止め、健康と体力保持・増進をめざす。
2. 集団活動を充実させ、対人関係を広げる。
3. 社会的認識を深め、進路や生き方を考える。
4. 働くことに関心を持ち、働く力を身につける。
5. 豊かに自己を表現できる。

教育内容

1. 体育では、基礎的な体力の増強を図るとともに、いろいろなスポーツに親しみ、よく動けるからだをつくることをめざす。
2. 総合学習、教科の学習、生活指導、特別活動等により、よりよい社会生活を

めざして、目的意識をもって行動できる生活力を育てる。

3. 作業学習では、基本的な働く力を育て、現場実習では実社会での体験を通して、より確実な働く力を育てる。

4. 音楽・美術では、自己を表現すること、情操を豊かにすることをめざす。

週 時 表

時刻 \ 曜日	月	火	水	木	金	土		
8 : 30	登 校							
8 : 45	着 替							
9 : 00	ホ ム ル - ム							
9 : 40	体 育							
9 : 50	総合学習・学級	国語・数学	作業学習	進路・学級	作業学習	総合学習・学級		
11 : 00							社会	学級
11 : 30							学級	ホームルーム
12 : 00	給 食 ・ 休 憩							
13 : 00	着替え							
13 : 20	清 掃	ホームルーム	清 掃	作業学習	生徒会			
13 : 30					着替え・ホームルーム			
13 : 50	音楽 (隔週) 美術	ホームルーム	クラブ 活 動	作業学習	生徒会			
14 : 00					着替え・ホームルーム			
14 : 30	着替え	ホームルーム	着替え	着替え	生徒会			
14 : 50					着替え・ホームルーム			
15 : 10	ホームルーム	ホームルーム	ホームルーム	ホームルーム	生徒会			
15 : 30					着替え・ホームルーム			
下 校	15 : 30	14 : 00	15 : 30	15 : 30	14 : 30	11 : 30		

*「保健」をクラス毎に月1回設定する。クラス単位の授業時間を用いる。時期的な話題も多いので3クラスともなるべく同一週に行う。

*生徒会の時間は、生徒総会または各委員会・代議員会議（生徒会役員と学級委員）を必要に応じて行う。

*委員会は、中学部と合同のもの他に体育委員会、整美委員会、図書委員会があり、授業時間内では生徒会の時間に高等部単独で行う。

第3章 附属図書館 施設・センター 附属学校のあゆみ

教職員数

校長（併任）	1
副校長	1
主事	4
教諭	25
養護教諭	1
講師	2
事務職員	2
用務員	5
栄養士	1
調理師	1
給食作業員	
運転手	1
教務補佐員	1
学校医	2
学校歯科医	1
学校薬剤師	1

学級編成

	組	学年	人数	男	女	計	担任	部所属	主事	講師	養護教諭
幼稚園部	こりす組	年少	3	2	1	5	1	1	1		
	こぐま組	年長	2	0	2		1				
小学部	松組	1年	3	6	1	2	2		1	1	1
		2年	3		3	0					
	竹組	3年	3	7	3	0	2				
		4年	4		2	2					
	梅組	5年	2	6	1	1	3				
		6年	4		2	2					
中学部	一年	1年	6	3	3	21	1	4	1	1	
	二年	2年	7	4	3		1				
	三年	3年	8	4	4		1				
高等部	一年	1年	10	5	5	29	1	5	1		
	二年	2年	10	6	4		1				
	三年	3年	9	4	5		1				
合計			74	40	34	74	29		2	1	

100 - 4 附属世田谷中学校

校 歌

坂 本 越 郎 作詞
平 井 康 三 郎 作曲

快活に (♩ = 約104)

1. わ 一 か 一 き 一 ひ の こ き ほ う に も え て て う
2. ひ ー る ー き ー の の こ き わ が へ ー も え て て う

ち たい た ぐ し り の と い び ら ー う
き き た ず く し ん し り の の と い び ら ー う

ら ー ら か う こ こ あ よ け る ゆ ず の そ な み ー に ー
ー ら か う こ こ あ よ け る ゆ ず の そ な み ー に ー

る は は り の る み り も ふ か し わ わ れ ら が が ま ま な び ー
る は は り の る み り も ふ か し わ わ れ ら が が ま ま な び ー

や わ わ が が ー ー ー ー の の き ー ー ー ー
や わ わ が が ー ー ー ー の の き ー ー ー ー

一、
若き日の 希望に燃えて
うちたたく 真理の扉
うららかに 明けゆく空に
ときわ木の 緑も深し
我等が学び舎 わが心の里

二、
ひろき野に 若草萌えて
湧きいずる 知識の泉
朝夕に よろずの波に
色はゆる 緑もゆかし
我等が学び舎 わが心の里

教育目標

- 個性的で人間性豊かな人格をつくる。
- 創造性豊かな人間を育てる。
- 敬愛の精神にあふれた人間を育てる。

指導の重点

ア 学習指導

- 自発的，計画的な学習態度を養う。

イ 生活指導

- 公共物を大切にし，自ら環境美化に努める態度を養う。
- 集団の一員としての自覚を持ち，奉仕活動に積極的に取り組む態度を養う。

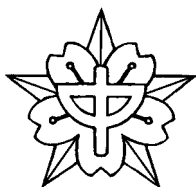
ウ 進路指導

- 将来を見通し，自らの向上に努め，社会に貢献しようとする資質を育成する。

エ 健康の指導

- 心身の健康と体力の向上をはかり，よりよい生活習慣を身につける。

校 章



本校の校章は，1947年3月，東京第一師範学校男子部附属中学校として発足した時，決定された。第一師範学校の前身である青山師範学校の校章は，剣に3種の神器の鏡を配した格調高いものであったが，本校の校章は，これに桜を加え，さらに，中学校を意味する「中」を組み入れたものである。

授業時程

予鈴		月	火	水	木	金	土
8:25	出席確認	8:30					
	1	8:35 }	8:35 }	8:35 }			
	2	9:20 }	9:20 }	9:20 }			
	3	9:30 }	9:25 }	9:30 }			
	4	10:15 }	10:10 }	10:15 }			
	5	10:30 }	10:25 }	10:30 }			
	6	11:15 }	11:10 }	11:15 }			
	7	11:25 }	11:15 }	11:25 }			
	8	12:10 }	12:00 }	12:10 }			
	昼食	12:15	12:05	12:15		△	
	休	13:00	12:45	13:00			
	清掃	13:05	16:20	13:05		12:15	
	終	13:20	16:35	13:20		12:30	
月曜日は昼礼	終	13:25	16:40	13:25		12:35	
	礼	13:40	16:55	13:40		12:50	
	5	13:50 }	12:50 }	13:45 }			
	6	14:35 }	13:35 }	14:30 }			
	7	14:45 }	13:40 }	14:40 }			
	8	15:30 }	14:25 }	15:25 }			
	7		14:40 }				
	8		15:25 }				
下校	夏期4月～10月 17:00 / 冬期11月～3月 16:30 火17:00						

教職員数

校長(併任)	1
副校長	1
教諭	20
養護教諭	1
講師	8
事務職員	3
用務員	2
司書	1
学校医	1
学校歯科医	1
学校薬剤師	1

生徒数

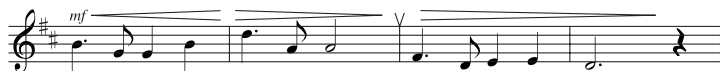
学 年	1	2	3	計
(クラス数)	(4)	(4)	(4)	(12)
男 子	80	81	77	238
女 子	80	81	80	241
計	160	162	157	479

私 たち の 歌

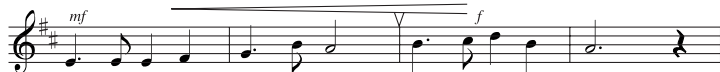
近 藤 信 義 作詞
大 原 三 郎 作曲



1. み どり に も ゆ る む さ し の に
2. む さ し の の べ に お い た ち て
3. わ が ま な び や の ま ど ち か く



は な の あ ら し の は る の こ え
か れ ん に に お う な で し こ よ
ま す み の そ ら に か が や け る



な が る る み ず は か げ あ か し
あ ら し を し の ぎ ゆ き に た え
ま し ろ き ふ じ の い や た か く



た ゆ ま ず あ ゆ め わ こ ー う ど よ
せ い ぎ の は な と か お ー る な り
き ぼ う の み ね と あ お ー ぐ な り

一、
緑に燃ゆる 武蔵野に
花の嵐の 春の声
流るる水は かげ紅し
たゆまず歩め 若人よ

二、
武蔵野野辺に 生いたちて
可憐におう なでしこよ
嵐をしのぎ 雪にたえ
正義の花と かおるなり

三、
わが学び舎の 窓近く
真澄の空に かがやける
真白き富士の いや高く
希望の嶺と あおぐなり

本校の使命

本校は、教育基本法ならびに学校教育法に基づき、小学校における教育の基礎の上に心身の発達に応じて中等普通教育を施し、さらに教育の理論と実際に関する研究ならびに実証を行うとともに、教育実地研究の機関としての使命を有する。

(校則 第2条)

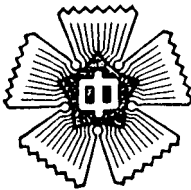
教育目標

健康な身体とすぐれた知性と豊かな情操とをもち、平和で民主的な社会の発展に貢献できる、自主的で創造性に富む日本国民を育てる。(昭42.12.18)

学校具体目標

自ら考え 実践する生徒
強い体力と意志を持つ生徒
奉仕と勤労を重んずる生徒
創意を働かせ 工夫する生徒
考えや気持ちを的確に表現できる生徒 (昭和53年4月)

校 章



本校の校章は、ナデシコを象ったものである。東京第二師範学校の附属として開校したため、その校章をとった。ナデシコ (*Dianthus superbus* L.) は、日本の山野にはえるナデシコ科の多年草で、夏から秋にかけて淡紅色の花を開く。清楚で可憐であるが、生命力は強靱で、厳しい気候や荒れた土地にあってもよく耐えて花を咲かせる。この意味で、まさに教育の理想の象徴としてふさわしい花である。

週 時 程

月，火，木，金曜日		水曜日（午前中授業日）	土曜日（2校時まで授業日）	
開 扉	8：10昼食・休憩.....	開 扉	8：10
週番会	8：20～8：25	教官打合せ 12：55～1：00	週番会	なし
予 鈴	8：25	予 鈴 1：15～2：05	予 鈴	8：25
学 活	8：30～8：35	清 掃 1：15～1：30	朝 礼	8：30～8：40
1校時	8：40～9：30	学 活 1：35～1：45	1・2校時	8：45～10：20
2校時	9：40～10：30	下 校 2：00	清 掃	10：25～10：35
3校時	10：40～11：30	週番会 2：05～2：10	学 活	10：35～10：40
4校時	11：40～12：30昼食・休憩.....	下 校	10：55
.....昼食・休憩.....		水曜日（5校時まで授業日）	週番会	11：00～11：05
教官打合せ	12：55～1：00	5校時 1：15～2：05	土曜日（3校時まで授業日）	
予 鈴	1：10	清 掃 2：10～2：25	1・2校時	8：45～10：20
5校時	1：15～2：05	学 活 2：30～2：40	3校時	10：30～11：20
6校時	2：15～3：05	下 校 3：00	清 掃	11：25～11：35
清 掃	3：10～3：25	週番会 3：05～3：10	学 活	11：35～11：40
学 活	3：30～3：40		下 校	11：55
下 校	4：30		週番会	12：00～12：05
週番会	4：35～4：40			

水曜日は6校時まで行なうこともある。

行事等のときは，その都度特別時程を設定する。

下校延長は，5：00（土曜日は3：00）までとする。

ただし，会議等がある日，冬期間（立秋～立春），定期考査前1週間等は，原則として不可とする。また，延長時限などの特例については，必要により適切な措置をとる。

教職員数

校長（併任）	1
副校長	1
教諭	20
養護教諭	1
講師	6
事務職員	3
用務員	2
学校医	3
学校歯科医	1
学校薬剤師	1

生徒現状
学級編成

組	男	女	計
1 A	20	20	40
1 B	20	20	40
1 C	20	20	40
1 D	20	20	40
計	80	80	160
2 A	20	20	40
2 B	20	20	40
2 C	20	20	40
2 D	20	20	40
計	80	80	160
3 A	20	20	40
3 B	20	20	40
3 C	21	19	40
3 D	20	20	40
計	81	79	160
合計	241	239	480

100 - 6 附属大泉中学校

校 歌

山下 政太郎 作詞
笹谷 栄一朗 作曲

(明るく力強く)

りよ く い ん ぶ か ー き も
 り か げ ー に わ か く さ も ー ゆ ー る い
 ず み あ り つ き ー せ ぬ か ー ー お り
 う ち ー に ひ め そ と え い え い と ち わ
 き こ ぼ つ あ ー お お い ず み そ の
 な ぞ ぼ こ う わ れ ー ら つ ど い ぬ
 ー き く の は の ー も と に

- 一、 緑陰深き森かげに
若草もゆる泉あり
つきせぬかおりうちひめ
そとえいえいとわきこぼつ
ああ大泉その名ぞ母校
われらつどいぬ
菊の葉のもとに
- 二、 はしき心と強き手を
くみてすくわんこのいずみ
高き理想と堅き意志
かかげつつさんこのいずみ
ああ大泉その名ぞ母校
われら学ばん
菊の葉のもとに
- 三、 今しののめ東雲の空高く
伸びゆくいのち四百余
泉よ菊よとことわに
われらが胸にかおれかし
ああ大泉その名ぞ母校
われら歌わん
菊の葉のもとに

教育目標

たくましいからだをつくろう。 正しい判断をしよう。 ゆたかな心をもとう。
--

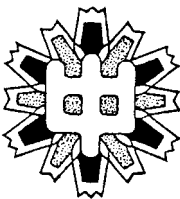
三領域指導の重点

教 科	道 徳	特 別 活 動
個々の能力・適性に応じて個性の伸長を図り、積極的に学習する態度を養う。	自己の行動に責任をもち、他人に対して思いやりのある人間を育てる。	日々の実践を通して連帯感を強め、調和のとれた心身の発達を図る。

学年の基本方針

学年	目 標	学 習	生 活
3	理想に向かって、その実現に努める。	自己の可能性をみつめ、努力を積み重ねる。	指導性を身につけ、自己を高める。
2	なにごとにも積極的に努力する。	探究心をもち、意欲的に学習する。	集団の一員として考え、行動する。
1	新しい学校生活に慣れ、中学生としての自覚をもつ。	進んで学習する態度を身につける。	基本的な生活習慣を身につける。

校 章



本校の校章は、1947年4月東京第三師範附属中学校として発足するとき決定された。当時の主事松原元一の話によると、「第三師範の校章が菊の花で、真中のずいに⊕を入れていた。それで⊕の代わりに⊙としてみた。いっぽう附属小学校で、菊の花を背景に大きく“小”の字を入れていたのになぞらえ、“中”の字を入れてみた。この2つを比べて後者を採用した。」とのことである。

第3章 附属図書館 施設・センター 附属学校のあゆみ

生活時程

	月・木	火・金	土	水 (5時限)	水 (4時限)	水 (附属研)
予 鈴	8 : 25					
第 1 時限	8 : 30 ~ 9 : 20					8 : 30 9 : 15
第 2 時限	9 : 30 ~ 10 : 20					9 : 25 10 : 10
第 3 時限	10 : 30 ~ 11 : 20					10 : 20 11 : 05
第 4 時限	11 : 30 ~ 12 : 20					11 : 15 12 : 00
昼 食	12 : 20 ~ 12 : 40					12 : 00 12 : 20
昼 休 み	12 : 40 ~ 13 : 05		12 : 40 13 : 00	12 : 40 ~ 13 : 05		12 : 20 12 : 40
予 鈴	13 : 05			13 : 05		12 : 40
第 5 時限	13 : 10 ~ 14 : 00			13 : 10 14 : 00		12 : 45 13 : 30
第 6 時限		14 : 10 15 : 00				
清 掃	14 : 05 14 : 20	15 : 05 15 : 20		14 : 05 14 : 20	13 : 05 13 : 20	13 : 35 13 : 50
短 学 活	14 : 25 14 : 35	15 : 25 15 : 35	13 : 00 13 : 15	14 : 25 14 : 35	13 : 25 13 : 35	
一 般 下 校	16 : 30		13 : 30			
最 終 下 校	18 : 00		16 : 00	14 : 50	14 : 00	

教 職 員 数

校長(兼任)	1
副校長	1
教諭	21
養護教諭	1
講師	10
事務職員	2
用務員	2
学校医	1
学校歯科医	1
学校薬剤師	1

在籍生徒数

(1998.4.9現在)

組	1年 128名(8)				2年 133名(15)				3年 138名(17)				
	1組	2組	3組	4組	1組	2組	3組	4組	1組	2組	3組	4組	
男子	20名	20	20	4(4)	17(2)	16(2)	17(3)	17(2)	17(2)	17(2)	18(3)	18(2)	201(22)
女子	20名	20	20	4(4)	17(2)	16(1)	16(1)	17(2)	17(2)	17(2)	17(2)	17(2)	198(18)
計	40名	40	40	8(8)	34(4)	32(3)	33(4)	34(4)	34(4)	34(4)	35(5)	35(4)	399(40)

()内は帰国子女

100 - 7 附属竹早中学校

校 歌

大木 惇夫 作詞
長谷川 良夫 作曲

快活に そして心をこめて

- | | | |
|--|--|--|
| <p>三、
泰山木の香も高く
ましろき花よわが
あこがれ
力協せて愛しみて
人と和らぐ世の幸
よ
あかるく直く美しく
青空のごと生いたん</p> | <p>二、
みどりの森に懸けわたす
望みの虹よわが友どち
睦み集いてうれしみて
徳の証を継ぐ幸よ
あかるく直く新しく
光の標を求めゆかん</p> | <p>一、
竹早台の朝ほらけ
すがしく樂しわが学び舎
ここに励みていそしみて
知恵の泉を汲む幸よ
あかるく直くたくましく
あすへの夢をつらぬかん</p> |
|--|--|--|

本校の教育について

本校の使命

本校は、中等普通教育を行うほか、教員養成を目的とする大学の附属学校として、教育の理論と実践に関する研究・実証および学生の教育実地研究（教育実習）の指導に当たる使命をもっている。

本校の教育精神

本校では、二十一世紀の国際社会を担っていく子どもたちが、真理と正義を愛し、平和で文化的な社会を形成できるよう、個人の尊厳を重んじ、個性豊かで自主的精神に充ちた人間の育成をめざしている。

本校の教育目標

- 自ら求め、考え、表現し、実践できる生徒を育てる
- 他人の立場や意志を尊重できる、視野の広い生徒を育てる
- 心身ともに明るくたくましい生徒を育てる

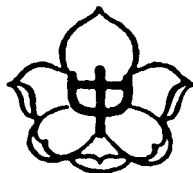
本校の教育指針

1. 課題遂行能力を持った生徒を育てる
2. 豊かな心と感性を持った生徒を育てる
3. 創造性・独創性豊かな生徒を育てる
4. 自己表現できる生徒を育てる

本校の帰国子女教育方針

普通学級に編入し、一般の生徒と同じ課程の教育を行う中で、海外での生活体験を生かし、一般の生徒との相互啓発をめざしている。

校 章



本校の校章は、泰山木〔*Magnolia grandiflora*〕を図案化したもの。

その樹容の偉大さは、宏大な理想、たくましい発育発達を、花の白さは、清純潔白を、香りは、にじみでる徳を、葉の緑は、世界にまたがる平和を表徴して、1954年に制定された。

時 程 表

月・火・金曜日

通 常

短 縮

予 鈴	8 : 40	8 : 40
第 1 時 限	8 : 45 ~ 9 : 35	8 : 45 ~ 9 : 30
第 2 時 限	9 : 45 ~ 10 : 35	9 : 40 ~ 10 : 25
第 3 時 限	10 : 45 ~ 11 : 35	10 : 35 ~ 11 : 20
第 4 時 限	11 : 45 ~ 12 : 35	11 : 30 ~ 12 : 15
昼食・休憩	12 : 35 ~ 1 : 20	12 : 15 ~ 1 : 00
予 鈴	1 : 20	1 : 00
第 5 時 限	1 : 25 ~ 2 : 15	1 : 05 ~ 1 : 50
第 6 時 限	2 : 25 ~ 3 : 15	2 : 00 ~ 2 : 45
第 7 時 限		2 : 55 ~ 3 : 40
学活・終礼	3 : 25 ~ 3 : 45	3 : 50 ~ 4 : 10
清 掃	3 : 50 ~ 4 : 05	4 : 15 ~ 4 : 30
下 校	4 : 50	4 : 50

第2・4土曜日を含む週の木曜日

清掃までは月・火・金曜日と同じ
委員会 4 : 10 ~
下 校 4 : 50

水曜日

木曜日

予 鈴	8 : 40	8 : 40
第 1 時 限	8 : 45 ~ 9 : 35	8 : 45 ~ 9 : 35
第 2 時 限	9 : 45 ~ 10 : 35	9 : 45 ~ 10 : 35
第 3 時 限	10 : 45 ~ 11 : 35	10 : 45 ~ 11 : 35
第 4 時 限	11 : 45 ~ 12 : 35	11 : 45 ~ 12 : 35
昼食・休憩	12 : 35 ~ 1 : 10	12 : 35 ~ 1 : 20
予 鈴	1 : 20	1 : 20
学活・終礼	1 : 25 ~ 1 : 45	1 : 25 ~ 1 : 45
清 掃	1 : 50 ~ 2 : 05	1 : 50 ~ 2 : 05
下 校	2 : 10	委員会 2 : 10 ~ 下 校 4 : 00

土曜日

予 鈴	8 : 40
第 1 時 限	8 : 45 ~ 9 : 35
第 2 時 限	9 : 45 ~ 10 : 35
学活・終礼	10 : 45 ~ 11 : 05
清 掃	11 : 10 ~ 11 : 25
第 3 時 限	11 : 40 ~ 12 : 30
下 校	1 : 00

第3章 附属図書館 施設・センター 附属学校のあゆみ

教職員数

校長（併任）	1
副校長	1
教諭	24
養護教諭	1
講師	5
事務職員	2
用務員	2
学校医	1
学校歯科医	1
学校薬剤師	1

在籍生徒数一覧表

（1998 .4 .1 現在）

組 \ 学年	1 年			2 年			3 年		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
A	22	21	43	21	21	42	21	21	42
B	21	21	42	22	21	43	21	21	42
C	21	21	42	21	21	42	21	21	42
D	21	22	43	22	21	43	21	21	42
計	85	85	170	86	84	170	84	84	168
内・海外帰国子女	8	7	15	6	9	15	6	9	15

男子合計 255名 女子合計 253名 総計 508名（内・海外帰国子女 45名）

100 - 8 附属世田谷小学校

校 歌

門 田 ゆたか 作詞
團 伊玖磨 作曲

明るくさわやかに ♩ = 112

1. みどりに は え る と ま な び や の る
2. あした は は え な と ま さ き か あ る

ま だ に あ ふ れ る い あ か る い ひ ざ し
ま ん な き ょ う た る い あ さ く ら の ひ き し ょ う

ま な び の み ち は と お く と い も て
か が や く め き し と う け つ い

き ぼ ろ う に も も え る き ぼ ろ う に も た え る
し ば ら べ も た か く し ば ら べ も た か く

ひ う と た み に ば う た か の ぶ し は い あ は お る い そ あ ら き
あ ー あ ふ そ く あ ー あ ふ そ く

あ ー あ せ た が や し ょ う が っ こ う

一、みどりに はえる まなびやの
まだにあふれる あかるい日ざし
学びの道は 遠くとも
希望にもえる 希望にもえる
ひとみに うかぶは 青い空

二、あしたは 花と さきかおる
みんなきょうだい さくらのきしよ
かがやく 歴史 うけついで
しらべも高く しらべも高く
歌えば たのしい 春よ秋

ああ 附属 附属
ああ 世田谷小学校

学校経営の方針

① 本校の教育目標

ひとりひとりの児童が、その個性を伸ばして、最高の自己実現を期し、民主社会の進展に寄与する有為な国民となるよう指導する。本校は、児童の基本的な生活行動を、能力と特性から成る次の四つの資質に分析し、それぞれの自画像を掲げてその育成にあたる。

- 充実した思考力（広い視野に立ち、合理的、創造的に考える子ども）
- 錬磨した感受性（人間や自然を親愛し、情操の豊かな子ども）
- 自覚した社会連帯性（自他を尊重し、協力して社会を高めていく子ども）
- 徹底した実践力（心身ともに健全で、最後までがんばりぬく子ども）

② 教育課程の改善

各教科・道徳・特別活動等各領域相互の関連及び内容の精選・重点化を図り、全体として調和のとれた、発展的・系統的な学習指導計画を作成し、その評価を通して、よりよい授業への充実をめざした研究に鋭意努力している。

なお、1975年度より各学級裁量による『「 」の時間』を設定し、子どもが生き、教師も生きる教育活動の具体化を行った。また、1990年度より、低学年の教育課程に「総合学習」を設定し、発達段階に応じた子どもたちのより主体的な学習活動の実現を目指している。

③ 教官の研修の充実

- a) 新教育課程の完成とその基本理念の具体化の研究を着実に深める。
- b) 東京都の現場の研究と相応して、視野の広い、また、国立大学附属校としての内容の深い研修をするように努力する。

④ 諸施設備品の整備と活用

- a) 学習指導をはじめ、指導の全般にわたり、諸施設・備品の整備・活用を図る。
- b) 新しい教材・教具等をくふうする。

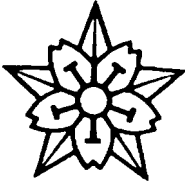
⑤ 教職員の勤務状況の改善

- a) 能力的にも時間的にも生活を調整して、健康で能率のよい勤務のできるよう、おたがいに努力する。
- b) 校務における各自の責任を明確にし、これを完全に遂行するよう努力し、おたがいに協力して、有機的・効率的な運営ができるようにする。

⑥ その他

- a) 保護者との相互理解の場をくふうし、学校と家庭との協力体制を深める。
- b) 諸支出の節減を図ることに努め、金銭の収支を明確にする。

校 章



桜は日本を代表する花で美しい心を、バックの五剣は星と考え、宇宙の彼方で永遠に光り輝く星のように清く、永遠に学校が発展していくようにとの願いをもっている。

生活時程

朝会・話し合い	8 : 25 ~ 8 : 40	給食・昼休み	12 : 10 ~ 1 : 30
第 1 時	8 : 40 ~ 9 : 25	第 5 時	1 : 30 ~ 2 : 15
第 2 時	9 : 25 ~ 10 : 10	第 6 時	2 : 15 ~ 3 : 00
第 3 時	10 : 40 ~ 11 : 25	下 校	4 : 15
第 4 時	11 : 25 ~ 12 : 10		

(冬季下校)

(4 : 00)

教 職 員 数

校長 (併任)	1
副校長	1
教頭	1
教諭	21
養護教諭	1
講師	2
事務職員	2
栄養士	1
調理師	1
給食作業員	7
用務員	2
教官室	2
司書	1
助手	2
学校医	1
学校歯科医	1
学校薬剤師	1

児童在籍状況

(1998.4.6現在)

学 年	組	男 子	女 子	計
1 年	1	20	20	40
	2	20	20	40
	3	20	20	40
	計	60	60	120
2 年	1	19	20	39
	2	20	20	40
	3	20	21	41
	計	59	61	120
3 年	1	20	20	40
	2	20	19	39
	3	19	20	39
	計	59	59	118
4 年	1	19	20	39
	2	19	20	39
	3	20	19	39
	計	58	59	117
5 年	1	19	19	38
	2	18	20	38
	3	19	19	38
	計	56	58	114
6 年	1	20	19	39
	2	20	20	40
	3	20	19	39
	計	60	58	118
合 計		352	355	707

100 - 9 附属小金井小学校

学校の歌

石森延男 作詞
山本正夫 作曲

♩ = 96



一、むさし野わたる 朝風に
なでしこかおる うつくしき
みんなものびよう すくすくと
明るい光 あびながら
たのしくくらす 学びやは
附属小金井小学校

二、あらしがきても 負けないぞ
からだは強く たくましく
いたわりあつて のびのびと
望をたかく この胸に

三、夕やけ空に 富士山を
あおげば心 おのすから
正しくなるよ おおらかに
自分でものを 考えて

(くり返し)

わが校の教育の基本方針

本校は国立の小学校として、教育基本法や学校教育法に定められた初等普通教育を行うほか、教員養成を目的とした大学の附属学校としての使命を持っております。すなわち、教育理論の実験研究や実証を行うことと、大学から教育実地研究生を迎え入れ、その指導に当たることの二つであります。これは、一般の公・私立学校と多少ちがっているところです。したがって、本校においては次のような事項を教育の基本方針とし、教職員が一丸となって努力しております。

1. 初等普通教育の目標の達成につとめる

本校は、前身校である東京第二師範学校男子部附属小学校（附属豊島小学校）ならびに同女子部附属小学校（附属追分小学校）における教育の伝統を受け継ぎ、本校児童の実態をふまえ、次のような教育目標のもとに児童の育成に当たっています。

明るく思いやりのある子
強くたくましい子
深く考える子

本年度の重点目標

自分を見つめ、
お互いに高め合っていこう。

本校ではこの目標を主軸にして、心豊かな人間の育成を目指し、児童が心身ともにたくましく生きて、ものごとを深く考え、正しく見つめることのできる子であることを願っています。さらに、創造性豊かな発展性をもった子でありたいとの願いをこめ、学習指導はもちろん、学校教育全領域の中で具体的な指導を進めています。

2. 教育実地研究生指導の使命達成につとめる

本校は、東京学芸大学の学生の教育実地研究を指導する使命を持っています。教育実地研究とは、大学在学中の学生が一定期間本校の各学級に配属され、教官の指導のもとに学習指導に参加することです。したがってその期間は担任教官のほか、数人の研究生が児童を指導することになっています。それだけにその期間、内容、方法等大学を中心として慎重に検討、研究の上実施しております。

3. 教育の実験、実証の使命達成につとめる

附属小学校には、明日の初等教育がいかにあるべきかを常に考え学習指導全般にわたって研究を進め、その実験、実証の結果を教育界に提供する使命があります。

本校は、大学の敷地内に位置しているため、大学との密接な連携のもとに研究することができる好条件に恵まれています。本校はこの条件を生かし、本校独自の研究テーマをかかげ研究を推進しています。昭和40～48年に「発展学習」の研究を、昭和

第3節 附属学校

49年～57年には、「豊かな人間を育てる教育課程」の研究を行いました。また、昭和58年～61年には、「自ら学ぶ力が育つ学習」の研究を行い、昭和62年からはその研究を更に進め、平成4年秋の「感じ動き 高める子」の研究発表会で、その成果を発表しました。なお、これらの研究内容については、いずれも著書にまとめてあります。

校 章



本校の校章は、なでしこの花をかたどっている。『なでしこ』は、優しさと美しさを誇る花であるが、その奥には、荒れ狂う風雨にもよく耐えることのできる強さを秘めている。民主的な社会の建設を目指しつつ、児童に強さと気高い情操を身につけさせようとしている本校の教育は、この校章にそのまま象徴されている。

普通時程 1998年度

	月	火	水	木	金	土	
8:00		玄	開	開	扉		8:00
30		教	官	朝	会		30
9:00		朝学習 連絡	朝学習 連絡	朝学習 連絡	朝学習 連絡	朝学習 連絡	9:00
30							30
10:00							10:00
30	朝礼				児童集会	整理清掃	30
11:00						拡学 委級 下校	11:00
30						下校	30
12:00							12:00
15		準備	準備	準備	準備		15
30		給食 片付け	給食 片付け	給食 片付け	給食 片付け		30
1:00							1:00
15							15
30			整理清掃 下校				30
2:00	清掃 (準備)				清掃		2:00
30							30
45	クラブ						45
3:00		清掃		清掃			3:00
30	委員会						30
4:00	下校	下校		下校	下校		4:00

教職員数

校長（併任）	1
副校長	1
教頭	1
教諭	27
養護教諭	1
講師	5
事務職員	2
栄養士	1
給食作業員	8
用務員	3
助手	3
研修	1
学校医	1
学校歯科医	1
学校薬剤師	1

第3章 附属図書館 施設・センター 附属学校のあゆみ

在籍児童数

(1998.4.6現在)

学 年	組	男	女	計	学年合計
1	1	20	20	40	160
	2	20	20	40	
	3	20	20	40	
	4	20	20	40	
2	1	20	20	40	160
	2	20	20	40	
	3	19	21	40	
	4	20	20	40	
3	1	19	20	39	156
	2	19	20	39	
	3	19	20	39	
	4	20	19	39	
4	1	19	19	38	154
	2	19	19	38	
	3	20	19	39	
	4	21	18	39	
5	1	19	19	38	152
	2	20	18	38	
	3	19	19	38	
	4	19	19	38	
6	1	20	19	39	155
	2	20	18	38	
	3	19	20	39	
	4	19	20	39	
24学級		470	467	937	

100 - 10 附属大泉小学校

校 歌

大井安美 作詞
佐藤茂雄 作曲

行進曲の速さで



1. あ さ く も ひ か る む さ - し の の み ど
3. い ず み の よ う に わ い - て で る わ か



り を ふ い て さ わ - や か - に か ぜ が わ た
い ち か ら で に つ - ぼ ん の あ す の さ か



る よ き - く - の こ - も う た ご え た か く
え を き - く - の こ - が せ か い の ひ と と



よ び あ っ て あ し な み そ ろ え さ あ い こ う
き ず く の だ の ぞ み は る か に さ あ い こ う

一、
朝雲あさぐも光る むさし野の
緑きろを吹ふいて さわやかに
風かぜがわたるよ 菊きくの子も
歌声うたごえ高く 呼びあつて
足あしなみそろえ さあいこう

二、
まなびの園そのを ゆるがせて
いのちあふれる はたらきが
きょうもつづくよ 菊きくの子は
あたらしい世を ひらくのだ
元もと気にみちて さあいこう

三、
泉いずみのように わいて出る
若い力わかちからで 日本にっぽんの
あすの栄さかえを 菊きくの子が
世界せかいの人と きずくのだ
のぞみはるかに さあいこう

1. 本校の性格と任務

本校は東京学芸大学に併設されている11の附属学校園の一つで、(平成10年)11月6日をもって創立60周年を迎える附属小学校である。

もちろん本校は他の小学校と同様、教育関係の諸法規に定められているきまりに即した教育を行う学校である。したがって、通学が可能な地域内に居住するすべての児童が受け入れの対象となっている。尚、教員養成大学の附属校である性格上、さらに次の二つの使命を担っている。

- ① 教育実習 教員養成を目的とした東京学芸大学は、教員免許状取得の一つの条件である教育実習をその附属学校で行っている。本校も学部3年生を中心に多くの実習生を受け入れている。教育実習生は、大学で学んだ教育の理論をもとに、実際に児童の中に入って実地に研究をするもので教育理論と実践の結びつきをはかる大切な役目をもっている。
- ② 実験、実証研究 教育に関する理論と実際指導の関連を実験、実証することが本校の使命である。大学と附属校とが緊密に連絡を取り、大学での研究理論を本校で実際の指導に取り入れ、その結果を大学での研究に生かしていくことになる。同時に他の公、私立校との共同研究にも力を注ぎ、よりよい教育のあり方を常に先導的に志向する学校でもある。

- ## 2. 教育目的
- (1) よく考えてねばり強い子ども
 - (2) 仲良く助け合う子ども
 - (3) たくましい体と清い心の子ども

3. 生活目標

- | | |
|---|---|
| (1) きくの園の子どもです
ねばり強くがんばります
ほねみをおしまず働きます | (2) 日本をになう子どもです
強いからだをきたえます
はげましあって進みます |
| (3) 世界にのびる子どもです
のぞみを高くかけます
ひろい心でまなびます | |

本年度の生活の重点目標

みんなの力で 楽しい生活をつくろう

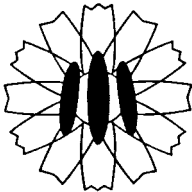
今年度の合い言葉

- | | |
|--------------|-------------|
| あかるく(明るく) | いきいき(生き生き) |
| うごいて(動いて) | えがおで(笑顔で) |
| おちついて(落ち着いて) | かんしゃ(感謝)の生活 |

学期ごとの重点

- 1 学期 明るいあいさつ
- 2 学期 進んで行く自分の役割
- 3 学期 友達やいろいろな人にありがとうの気持ち

校 章



1938年の開校以来、本校のシンボルは菊である。菊は万花におくれて、霜の降りるころに開花する。冬から営々として蓄えた力を一年の最後一気に凝集し、全精力を傾けて、気品の高い花を開く。菊の花は清楚であり、競い咲くときは絢爛である。しかも、菊の一輪の壮大さは、多くの小花の結集力である。草創の期にあたり、本校のシンボルとして菊を選んで、児童のあるべき姿をこれに托したゆえんである。

生活時程

7 8 8 8 8 9 9 9 10 10 10 11 12 12 1 1 2 3
 40 00 20 35 5500 1520 5 10 55 25 10 55 5 50 55 40 30

	開 門	登 校	朝 の 会	清 掃	はげみ学級(水・木・金) 学級の時間(月)生活団の活動(火)	1 校 時	2 校 時	中 休 み	3 校 時	給 食	4 校 時	5 校 時	下 校
--	--------	--------	-------------	--------	-----------------------------------	-------------	-------------	-------------	-------------	--------	-------------	-------------	--------

第3章 附属図書館 施設・センター 附属学校のあゆみ

教職員数

校長（併任）	1
副校長	1
教頭	1
教諭	26
養護教諭	1
講師	5
技術補佐	1
事務職員	3
用務員	2
栄養士	1
調理師	1
給食作業員	4
教務補佐	1
寮管理	1
学校医	3
学校歯科医	1
学校薬剤師	1

児童数

（1998.4現在）

学年 性別	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
男	60	59	60	60(1)	57(3)	62(2)	364
女	60	61	61	60(2)	56(4)	64(7)	375
計	120	120	121	120(3)	113(7)	126(9)	739

（ ）内は特設学級帰国児童数

100 - 11 附属竹早小学校

校 歌

藤岡勝二 作詞
島崎赤太郎 作曲

♩ = 96

1 つ き は な の み や こ の た み ー と よ
2 ひ さ か た の く も ー に ひ い ず る ふ

の み ち を お し え の に わ に ふ み な ら
じ の ね を ま な び の ま ど に あ お ぎ つ

い き よ く ゆ か し き ま ご ー こ ろ の か
つ な お く お お し き は ら ー か ら の ほ

が み と な ら ん の ち の よ ま で も
ま れ を あ げ ん と つ く に ま で も

一、
月花の
みやこのたみとよのみちを
おしえの庭にふみならい
清くゆかしきまごころの
かがみとならん後の世までも

二、
ひさかたの
雲にひいずるふじのねを
まなびの窓にあおぎつつ
なおくおおしきはらからの
ほまれをあげんとつくにまでも

本校の教育

1. 性格と任務

本校は、東京学芸大学にある11の附属学校園の一つで、創立98周年を迎える附属小学校である。また隣接の附属幼稚園は、開園以来本校と一体となって運営され、幼・小一貫の教育を特色としている。

本校は、一般の公立小学校と同様に、公の義務教育機関として初等普通教育を施すことを任務としているが、教員養成大学の附属学校であるという性格上、さらに次の二つの使命をになっている。

その一つは、本学教育学部の学生に教育実地研究（教育実習）の場を提供し、実施に必要な教育計画をたて、学生の指導にあたるということである。

その二は、本学学部における初等教育に関する諸研究を実験・実証し、あるいは本校が独自に主題を設定して、これを実践的に研究しているということである。これらの研究は本学学部教官との連携・協同のもとに行われ、その成果をもってわが国初等教育界に寄与しようとするものである。

2. 教育目標

(1) 校訓『誠』

本校は創立当初から『誠』の1字を校訓に掲げ、以来星霜90余年、時世の推移、思潮の変転にもかかわらず、『誠』の精神を貫いて教育にあたり、今日に至っている。

校訓は、教育を受ける側の児童のためだけに掲げているわけではない。教育する側の教職員にとっても「よりどころ」となるものである。教職員が児童や保護者に接するとき、また、教職員同士の間においても、常に『誠』を具現するよう努めている。

(2) 教育目標

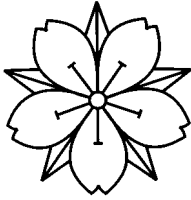
『誠』の精神の教育を具体的なものとするために、次のように教育目標を設定している。

「自ら学び、ともに手をとり合い、生活を切り拓く子」の育成

さらに、これに基づいて、以下に示すように目標とする児童像を掲げている。

- ① 明るく元気に取り組む子
- ② よく考え工夫して学ぶ子
- ③ いつくしみあい仲よく助け合う子
- ④ よい生き方を求め続ける子

校 章



本校の校章は、剣桜で文武両道を表している。桜は、日本を代表する花で、美しい心を、後の五剣は、星と考え、宇宙の彼方で永遠に光り輝く星のように清く、永遠に学校が発展していくようにとの願いをもっている。

本校の校章は、兄弟校である附属世田谷小学校と同じであるが、小石川竹早町にあった東京府師範学校が、青山に移転した後、校舎、児童をそのまま引き継いで、女子師範附属小学校（本校の前身）として誕生したためである。

生活時程

	標準	水曜日	木曜日
開 門		8 : 00	
登 校		8 : 00 ~ 8 : 25	
子どもと先生の時間		8 : 25 ~ 8 : 45	
第 1 時		8 : 45 ~ 9 : 30	
第 2 時		9 : 35 ~ 10 : 20	
休 み 時 間		10 : 20 ~ 10 : 40	
第 3 時		10 : 45 ~ 11 : 30	
第 4 時		11 : 35 ~ 12 : 20	
昼 食	12 : 20 ~ 13 : 10	12 : 20 ~ 13 : 00	12 : 20 ~ 13 : 10
清 掃	13 : 10 ~ 13 : 35	子どもと先生の時間 13 : 00 ~ 13 : 20	13 : 10 ~ 13 : 35
第 5 時	13 : 40 ~ 14 : 25	委員会活動 13 : 30 ~ 14 : 15	13 : 40 ~ 14 : 25
第 6 時	14 : 30 ~ 15 : 15	閉門 14 : 30	子どもと先生の時間 14 : 25 ~ 14 : 45
子どもと先生の時間	15 : 15 ~ 15 : 35		クラブ活動 14 : 55 ~ 15 : 40
閉 門	16 : 00		16 : 00

水曜日は「子どもと先生の時間」終了後、3年生以下は下校。

4年生以上は代表委員会・委員会活動等の時間。

クラブ活動は木曜日の6校時（4年生以上）

短縮期間は水曜日時程に準じ、「子どもと先生の時間」の後、清掃。2時最終下校。

教職員数

校長（併任）	1
副校長	1
教頭	1
教諭	18
養護教諭	1
事務職員	5
用務員	2
栄養士	1
調理師	1
給食作業員	4
学校医	1
学校歯科医	1
学校薬剤師	1

第3章 附属図書館 施設・センター 附属学校のあゆみ

在籍児童数

性別 \ 組	1 1	1 2	2 1	2 2	3 1	3 2	4 1	4 2	5 1	5 2	6 1	6 2	合計
男子	20	20	20	20	20	20	20	21	20	20	19	20	240
女子	20	20	20	21	20	21	20	20	20	21	21	19	243
学級計	40	40	40	41	40	41	40	41	40	41	40	39	483
学年計	80		81		81		81		81		79		

100 - 12 附属幼稚園

東京学芸大学附属幼稚園竹早園舎の歌

泉 節 二 作詞
木 村 信 之 作曲

はずんで



1. お お き く し げ る け や き の き
2. む か し む か し の め い さ じ か ら



し ろ い く は な つ さ い た た い さ ち ぼ く
な が く つ づ いた よ ち え ん



き ょ う も な つ あ し た も げ ん き よ く ー }
は る な つ あ き ふ ゆ げ ん き よ く ー }



み ん な な が よ く あ そ ぼ う よ



の び る よ の び る よ た け は や の



た の し い ふ そ く よ う ち え ん

たのしいふぞく ようちえん	のびるよのびるよ あそぼつよ	みんななかよく げんきよく	はるなつあきふゆ ようちえん	ながくつづいた めいじから	二、 むかしむかしの ようちえん	たのしいふぞく ようちえん	のびるよのびるよ あそぼつよ	みんななかよく げんきよく	きょうもあしたも げんきよく	一、 しろいはなさく たいさんほく	おおきくしげる けやきのき
------------------	-------------------	------------------	-------------------	------------------	------------------------	------------------	-------------------	------------------	-------------------	-------------------------	------------------

本園の特性および教育目標

本幼稚園は教員養成大学である東京学芸大学教育学部附属幼稚園として、大学の研究と学生の教育実地研究の場としての使命をもっている。また、本幼稚園は大学と共同または自主的に幼児研究および幼児教育研究を行い、それを実証し、その成果によってわが国の幼稚園教育の発展の資としたいと考えるものである。

このような使命を達成する上で最もふさわしい性格をそなえた幼稚園であるように、小金井園舎においては地域制を条件として、園児の知能や家庭の事情に関係なく、一定地域内住民の縮図を示すような編成をおこなっている。従って、軽度の障害をもつ幼児も受け入れて教育をすすめている。また、竹早園舎においては、隣接する附属竹早小学校と教育の目標、内容について密接な連絡をとり、幼稚園、小学校の関連の教育についての研究をもおこなっている。

このように本園はいろいろな個性をもつ子ども達の交流をとおして、豊かな人間理解を根底とする社会性の芽生えを培うことを基本とし、幼児が主体的に行動できる環境を通して、自主性・創造性を育て、健康・明朗で個性豊かな民主的人格の芽生えを培うことを目標とするものである。

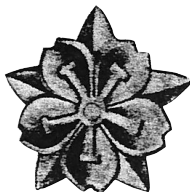
校 章

幼稚園小金井園舎



1957年7月に附属幼稚園の小金井園舎は生まれた。当時は、大学が、小金井分校に集結される途上であり、本園設立の目的も、大学の幼稚園教育科学生の実習の場を手近かに持つといった必要性から誕生したものである。その意味で、園章を決定する時にも小金井園舎はあくまでも大学の附属であることを建前としたものが良いということになり、大学のバッジの大きさを変え、赤色で幼稚園の「幼」の文字をかき入れたものとした。

幼稚園竹早園舎



竹早園舎の前身である東京府女子師範学校附属幼稚園が誕生したのは、1904年6月のことである。当時は竹早小学校の一部を借り、以来、竹早小学校と幼稚園は一体となってその歩みを進めてきた。園章について特に記録はのこされていないが、歴史的にみて、竹早小学校の文武両道を表わした剣桜の校章を、そのまま園章として制定したものと思われる。

教職員数

	小金井園舎	竹早園舎
園長（併任）	1	
副園長	1	
園舎主事		1
教諭	7	3
養護教諭	1	1
事務職員	1	1
事務系作業員	1	1
学校医	1	1
学校歯科医	1	1
学校薬剤師	1	1

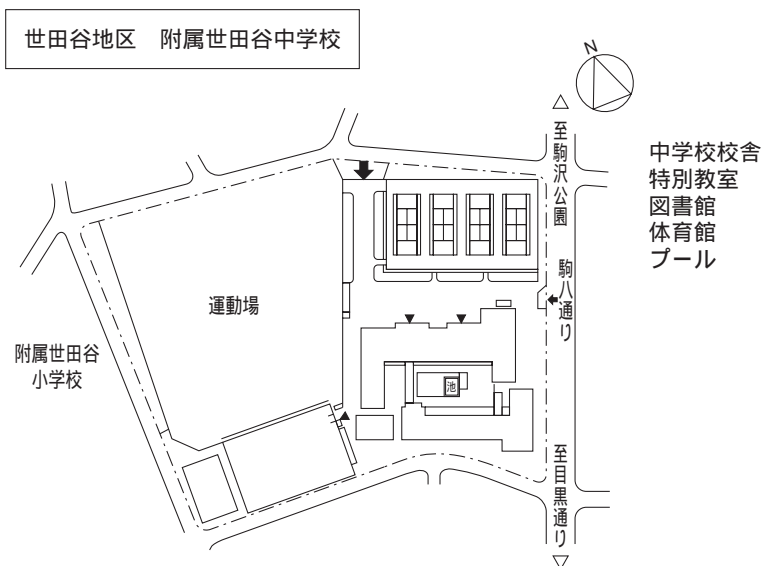
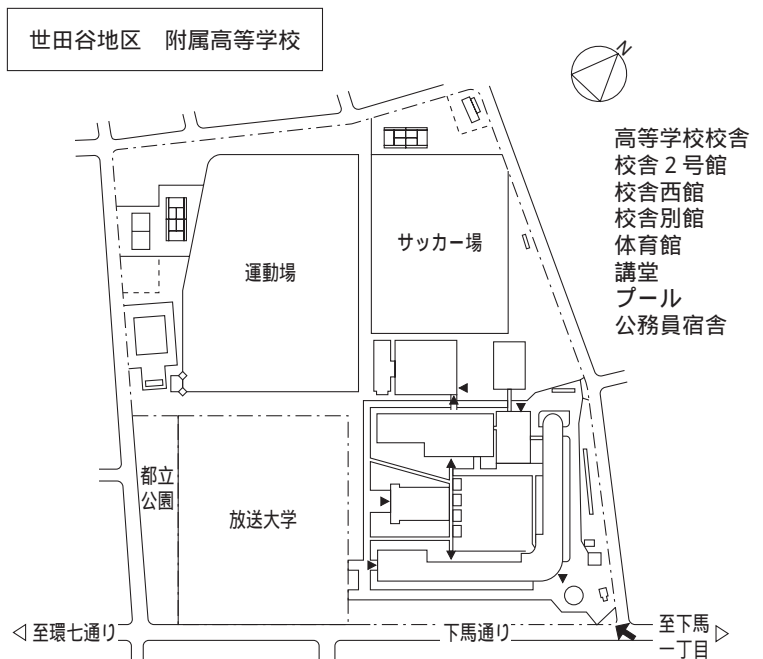
小金井園舎学級編成

5歳児 2学級，4歳児 2学級，3歳児 1学級 1998.4現在				
年令別	組名	在籍	男	女
5	ほし	24	10	14
5	つき	24	12	12
4	もも	30	16	14
4	ゆり	29	16	13
3	りす	20	10	10
合計		127	64	63

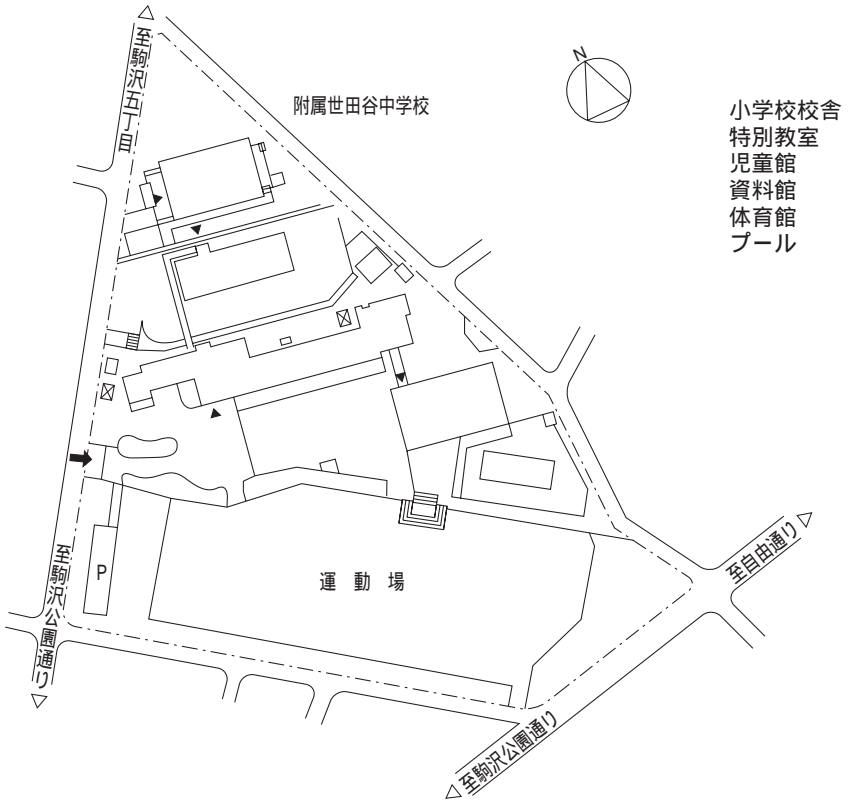
竹早園舎学級編成

5歳児 1学級，4歳児 1学級 1998.4現在				
年令別	組名	在籍	男	女
5	つき	35	18	17
4	はな	34	17	17
合計		69	35	34

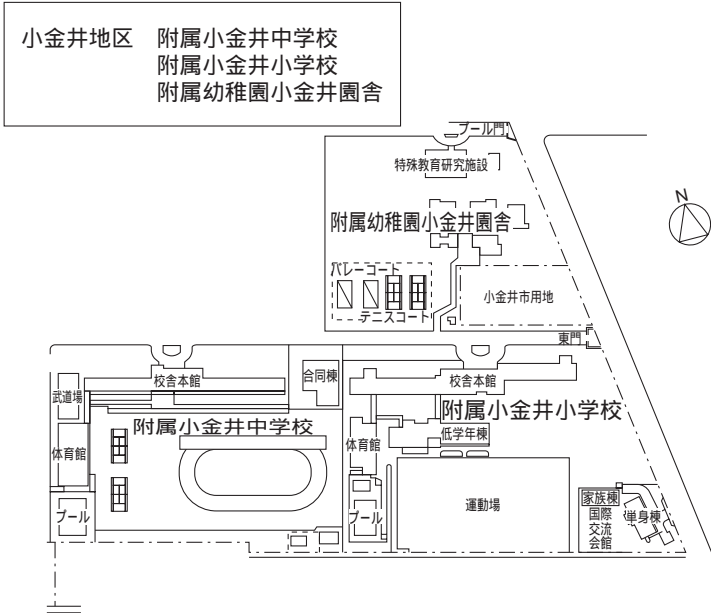
101 地区別配置図



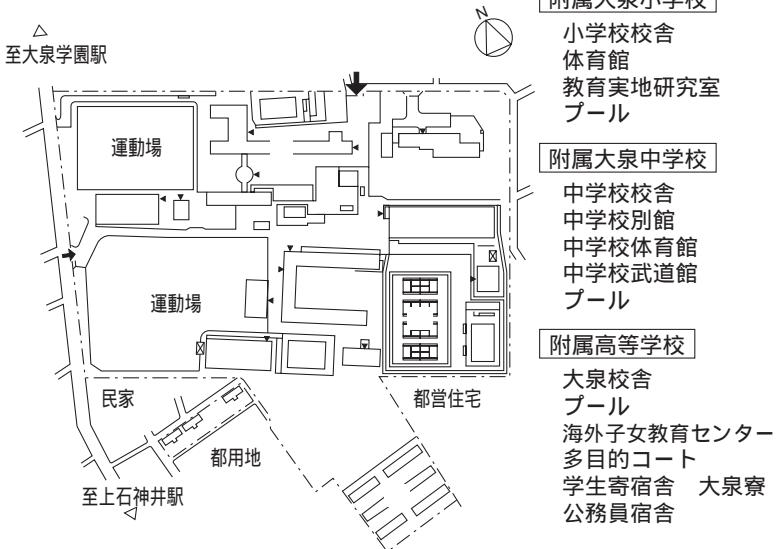
世田谷地区 附属世田谷小学校



第3章 附属図書館 施設・センター 附属学校のあゆみ



大泉地区 附属高等学校 附属大泉中学校
附属大泉小学校



竹早地区 附属竹早中学校
附属竹早小学校
附属幼稚園竹早園舎



附属竹早小学校

小学校校舎
体育館
プール

附属竹早中学校

中学校校舎
体育館（屋上プール）
武道館

附属竹早幼稚園

幼稚園舎

都立竹早高等学校

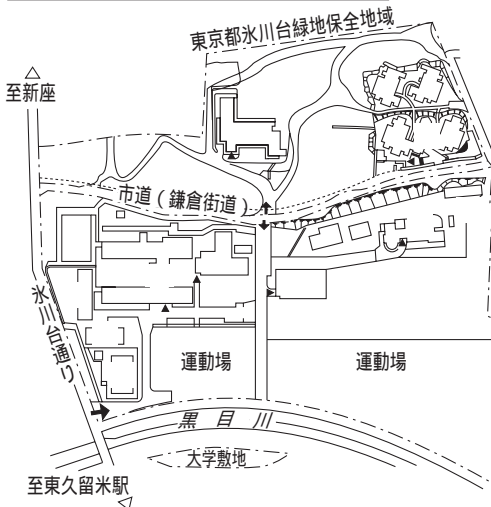
民家

◁ 至茗荷谷駅

春日通り ↑

▷ 至文京区役所

東久留米地区 附属養護学校
国際学生宿舎



国際学生宿舎
成美荘
養護学校校舎
小学校校舎
幼稚部校舎
日常生活訓練施設
屋外研修施設
第一作業棟
第二作業棟
体育館
プール

東京都氷川台緑地保全地域

△ 至新座

市道（鎌倉街道）

氷川台通り

運動場

運動場

黒目川

大学敷地

▷ 至東久留米駅

第4章 同窓会のあゆみ

〔資料解説〕

同窓会の沿革及び定款を、資料102, 103で示した。

資料104は、東京府立師範学校同窓会最後の理事長であり、また、東京学芸大学同窓会の初代理事長でもあった橋本健太郎の東京学芸大学同窓会の発展への強い願望を示すものとして、『東京学芸大学同窓会会報』1号から収録したものである。

資料105で取り上げた「東京学芸大学同窓会教育研究会」は、東京学芸大学同窓会につくられた教育研究団体であり、研究会の機関誌『學藝』は、第4号からは東京学芸大学同窓会の機関誌となった。

最後に、資料106は同窓会活動の現状の一端を知り手がかりとして平成9年度同窓会の事業計画及び予算書を示した。

(遠藤 節子)

102 社団法人 東京学芸大学同窓会沿革

- (1) 明治6年4月小学校講習所の創設に始まり、東京府師範学校の出現を見るに至った。
- (2) 明治19年小学校教員講習所卒業生を以て七杉会を結成した。
- (3) 明治23年七杉会を東京府師範学校同窓会と会名を変更した。
- (4) 明治33年2月女子分離により東京府師範学校と東京府女子師範学校となり、夫々単独の同窓会をもった。
- (5) 明治41年10月東京府豊島師範学校の創設に伴い、東京府師範学校は東京府青山師範学校と改名された。
- (6) 明治45年3月東京府豊島師範学校卒業生を迎えて、東京府立師範学校同窓会と改名、その後東京第一師範学校、同第二師範学校、同第三師範学校、同青年師範学校の同窓会が何れも合流することになったのである。
- (7) 大正9年7月24日社団法人として認可され、会名を社団法人 東京府立師範学校同窓会と変更した。
- (8) 昭和28年3月東京学芸大学第1回卒業生を迎えるに当たり、定款変更を申請、同28年6月30日文部大臣より認可となり、会名を社団法人 東京学芸大学同窓会と改

第4章 同窓会のあゆみ

めた。

(9) 社団法人 東京府立師範学校同窓会歴代理事長

初代 井上 善人 (大9～昭8)

二代 横島常三郎 (昭9～昭11)

三代 石堀善一郎 (昭12～昭23)

四代 橋本健太郎 (昭24～昭27)

(10) 社団法人 東京学芸大学同窓会歴代理事長

初代 橋本健太郎 (昭28～昭33)

二代 久保田伍郎 (昭34～昭39)

三代 村山伊之助 (昭40～昭45)

四代 藤井 丈夫 (昭46～昭51)

五代 高橋 早苗 (昭52～昭57)

六代 宮本三五郎 (昭58～昭63)

七代 石川 保徳 (平元～平3)

八代 秋山 育也 (平4～平6)

九代 高橋 壮之 (平7～平8)

十代 田中 康雄 (平9～)

103 社団法人 東京学芸大学同窓会定款

『東京学芸大学同窓会会務要覧』(平成元年補正版)

昭和28年6月30日認可

同 61年11月15日改正議決

同 63年1月23日改正施行

第1章 総則

第1条 本会は、社団法人 東京学芸大学同窓会という。

第2条 本会は、事務所を東京都文京区小石川4丁目1番16号に置く。

第3条 本会は、理事会の議決を経て、必要の地に支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

第4条 本会は、我が国の教育の発展特に東京都教育の振興を図り、併せて会員をはじめとする学校教育教員の資質を高めることを目的とする。

第5条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 教育学術に関する事業の研究調査
- (2) 教育に関する図書雑誌の編集発行
- (3) 東京都教育の振興に寄与する事業の経営

- (4) その他本会の目的を達成するため必要と認める事業

第3章 会員及び客員

第6条 本会に入会しようとするものは、住所・氏名を記載して事務所に申し込むものとする。

本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 会 員 東京学芸大学並びにその前身の師範学校出身者
(2) 客 員 東京学芸大学教員及び教員であった者、並びにその前身の師範学校の教員であった者

第7条 会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を受けなければならない。

- 2 会員は、会費として年間1,000円を本会に納付するものとする。

第8条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。
(2) 除名されたとき。
(3) 退会したとき。
(4) 禁治産若しくは準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。
2 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を理事長に提出しなければならない。

第9条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、理事長が除名することができる。

- (1) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に違反する行為があったとき。
(2) 本会の会員としての義務に違反したとき。

第4章 役員、顧問及び参与

第10条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 理 事 35名（うち、理事長1名、副理事長5名以内）
(2) 監 事 5名

第11条 理事及び監事は、総会で選任し、理事は、互選で理事長及び副理事長を定める。

- 2 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

第12条 理事長は、本会の業務を総理し、本会を代表する。

- 2 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が指名した順序により副理事長がその職務を代理し、又はその職務を行う。
3 副理事長は、理事長を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の事務に従事し、総会の議決した事項を処理する。
4 理事は、理事会を組織して、この定款に定めるもののほか、本会の総会の権

第4章 同窓会のあゆみ

限に属せしめられた事項以外の事項を議決し、執行する。

5 理事会は、会務執行上必要な部及び特別委員会を設けることができる。

第13条 監事は、本会の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 本会の財産の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会、総会又は文部大臣に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は総会を招集すること。

第14条 本会の役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

第15条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会及び理事会の議決により、理事長がこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められたとき。
- (2) 職務上の義務違反その他、役員たるにふさわしくない行為があると認められたとき。

第16条 役員は、無給とする。

第17条 本会には、顧問及び参与を置くことができる。顧問及び参与は理事長が特に本会に功労のあった者を理事会に諮り、これを委嘱する。顧問及び参与は本会の運営上、重要な事項について意見を述べる。

第5章 会議

第18条 理事会は、毎年4回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めるとき、又は理事現在数の3分の1以上から、会議に付議すべき事項を示して、理事会の招集を請求されたときは、理事長は、40日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2 理事会の議長は、理事長とする。

第19条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第20条 総会は、第6条1号の会員をもって組織する。

2 通常総会は、毎年1回理事長が招集する。

3 臨時総会は、理事会が必要と認めたととき、理事長が招集する。

4 前項のほか、会員現在数の5分の1以上から、会議に付すべき事項を示して、総会の招集を請求されたときは、理事長は、その請求があった日から、30日以内に、臨時総会を招集しなければならない。

5 総会の招集は、少なくとも10日以前に、その会議に付すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。

第21条 通常の総会の議長は理事長とし、臨時総会の議長は会議のつど、出席会員の互選で定める。

第22条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
- (2) 事業報告及び収支決算についての事項
- (3) 財産目録及び貸借対照表についての事項
- (4) その他本会の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認められるもの

第23条 総会は、会員150名以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者、及び他の会員を代理人として表決を委任した者は出席者とみなす。

2 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、正会員である出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第24条 総会で議決した事項は、機関誌をもって広報する。

第25条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び出席者の代表2名以上が署名捺印の上、これを保存する。

第6章 支部及び評議員

第26条 支部は、地域別、または、会員の分布状態および集合の便に応じて組織するものとする。

第27条 支部は、第2章に定める目的及び事業に準じた規約を定め、理事長に届け出るものとする。規約を変更した場合も同様とする。

第28条 支部には、支部長を置く。支部長は、当該支部を代表する。

2 支部長は、支部活動を推進するとともに、理事長の招集に応じて、本部支部相互の連絡にあたる。

第29条 本会に、評議員を置く。

第30条 評議員は、各支部において選出するものとする。

2 各支部における評議員の選出数は、支部所属会員、200名までは2名、201名以上は200名毎に1名を累加した数とする。

第4章 同窓会のあゆみ

3 評議員の内1名は、支部長が兼ねる。

第31条 評議員の任期は1年とし再任を妨げない。

2 補欠により選出された評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第32条 評議員は評議員会を組織し、本会の運営上重要な事項について、理事長の諮問に答えるものとする。

第33条 この定款の定めにより、総会に付議すべき事項については、評議員会の事前審査又は審議を経ねばならない。賛否両論あるときは、総会においてそれを明示するものとする。

第34条 評議員会は、評議員5分の4以上の賛成により、理事長又は他の役員の解任を決議したときは、第15条の措置をとらなければならない。

2 前項の場合、当該役員には自己弁明の機を与えねばならない。

第7章 資産及び会計

第35条 本会の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 寄付金品
- (6) その他の収入

第36条 本会の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

第37条 本会の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により、理事長が保管する。

第38条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、本会の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会及び総会の議決を経、かつ、文部大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

第39条 本会の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

第40条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、理事会の議決を経て、毎会計年度開始前に、文部大臣に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

第41条 本会の収支決算は、理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告及び財産増減事由書とともに、監事の意見を付け、理事会及び総会の承認を受けて、毎会計年度終了後3ヶ月以内に文部大臣に報告しなければならない。

2 本会の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決及び総会の承認を受けて、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

第42条 本会が借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経、かつ、文部大臣の承認を受けなければならない。

第43条 第38条ただし書及び前条の規定に該当する場合、並びに収支予算で定めるものを除くほか、本会が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち、重要なものを行おうとするときは、理事会及び総会の議決を経なければならない。

第44条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日におわる。

第8章 定款の変更及び解散

第45条 この定款は、理事会及び総会において、各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部大臣の許可を受けなければ変更することができない。

第46条 本会の解散は、理事会及び総会において、各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部大臣の許可を受けなければならない。

第47条 本会の解散に伴う残余財産は、理事会及び総会において、各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部大臣の許可を受けて、本会の目的に類似の目的を有する公益法人に寄与するものとする。

第9章 補 足

第48条 この定款施行についての細則は、理事会の議決を経て別に定め、機関誌をもって広報する。

付 則

- 1 この定款は、文部大臣の許可のあった日から施行する。
- 2 旧定款により選任された役員及び評議員は、その残任期間その任にあるものとする。
- 3 この定款施行当初存在した支部は、この定款に基づき定められたものとみなす。

104 「清新な同窓会の育成を希って」(理事長 橋本 健太郎)

『東京学芸大学同窓会会報』第1号(1954.3)

新日本の教育を確立するために、教員養成制度を改革することは、基本的な要件で

第4章 同窓会のあゆみ

あり、特に義務教育が重視せられるに至ったので、6・3制の成果は、新しい教育の理念と実力を備えた優秀な教育者の養成から始めなければならない。

斯くして、昭和24年5月31日法律第150号国立学校設置法により、夫々永い伝統と輝かしい歴史にとむ東京第一・第二・第三・青年師範学校は、東京学芸大学に包括せられたのである。

顧みれば、明治6年4月、小学校教員講習所が創設せられたのに端を発し、教員養成機関としての東京府師範学校の出現を見たのである。明治33年2月女子部の分離により、東京府女子師範学校が設置せられ、更に明治41年11月東京府豊島師範学校、昭和12年11月東京府大泉師範学校が何れも教員需要の急に応じて開設せられたのである。

別に、大正9年2月東京府立農業教員養成所として発足した後の青年師範学校が、昭和18年4月文部省移管に当たって、青山師範は東京第一師範学校の男子部、女子師範はその女子部、豊島師範は東京第二師範学校となり、翌年女子部開設、大泉師範は東京第三師範学校として、都制施行に先だち、70年の長い歳月と幾多先輩の残された尊い功績を後に親しみ深い東京府と別れを惜しんだのである。

これら同じ学窓に寝食を共にした同志が、厚い友情と深い信義で結ばれたのが我が同窓会の濫觴であり、明治30年代のことであったと思われる。

明治45年4月豊島師範の卒業生を迎えて、名も東京府立師範学校同窓会と改め、社団法人組織としたのもそれから間もないことであった。この頃が師範同窓会の黄金時代で、機関誌初等教育は月刊され、独立の事務所があって2名の書記が事務に忙殺され、又全国の師範同窓会を糾合して、全国師範連盟を結成し、全国の初等教育界に雄飛した。

その後女子師範同窓会の合流、大泉師範卒業生の入会し始めてから所謂母体会の興隆期に出会って逐次衰えを見せ、戦争・疎開・敗戦と致命的打撃を余儀なくされたものである。

終戦後青年師範同窓会の合併を機会に、新時代にふさわしい組織と体制を整え、東京師範同窓会と改称、徐に再起を待つこととした。その間教育界にも空前の学制改革を始めとして、教育民主化の旋風が捲き起こり、深い反省と強い刷新とが要求せられた。

昭和26年3月、最後の師範卒業生と学芸大学最初の修了生を同時に迎えるに当たり、一元化した母校の将来と、首都東京における義務教育担当者としての新会員の重大使命を痛感し、2年間の討究を経て東京学芸大学同窓会の結成を見たのである。冀わくは新しい時代にふさわしい同窓会として、これが育成に溢るる同窓愛を注がれることを熱望する。

105 東京学芸大学同窓会教育研究会会則

『學藝』創刊号（1963.4）

第1章 総則

第1条 本会は東京学芸大学同窓会教育研究会と称する。

第2条 本会の目的は教育研究を通じて会員相互の向上を期し東京都教育に寄与するにある。

第3条 本会の本部は東京学芸大学同窓会内におき事務局を東京学芸大学内におく。

第2章 事業

第4条 本会はその目的を達成するために次の事業を行う。

1. 研究総会
2. 研究達成に必要な部会、分科会の設置
3. 研究発表・研究交換・共同研究
4. 実地調査・実験研究・ゼミナール
5. 会報・研究物等の編集発行
6. その他目的達成に必要な事業

第3章 会員

第5条 本会の会員は東京学芸大学同窓会員で本会の目的に賛同し入会を希望した者とする。

第6条 本会は東京学芸大学の学長を名誉会長とし、補導部長を参事とし、全教官前教官を顧問としその指導助言を受ける。

第4章 組織及び運営

第7条 本会運営のために次の役員をおく。

1. 会長
2. 副会長
3. 部長
4. 副部長
5. 監査

第8条 会長は同窓会理事長とし本会を代表するものとする。副会長は会長が委嘱する。

第9条 部長、副部長は部員の互選により選出する。

第10条 本会の会議は総会・合同部会・部長会とする。

第11条 会議は会長が招集し会務の執行に責任を負う。

第12条 各部は細則により運営する。

第13条 監査は会員が推薦し部長会の承認を得て委嘱する。監査は本会の会計を監査する。

第14条 役員任期は二年間とする。

第15条 本会の会務を円滑に進めるため次の事務局員をおく。

1. 事務局長
2. 書記
3. 会計

第4章 同窓会のあゆみ

事務局長は会長が推薦し、部長会の承認を得て委嘱する。

第5章 会計

第16条 本会の経費は同窓会研究奨励費及びその他の収入により支弁する。

第6章 付則

第17条 本規約の変更は東京学芸大学同窓会理事会の承認を得て、総会の議をへて承認する。

第18条 本規約は昭和35年5月1日より実施する。

106 東京学芸大学同窓会平成9年度事業計画及び予算書

『学藝』第72号(1997.7)

平成9年度事業計画

総務部

1. 運営の充実を図るための事業

- (1) 諸会議の適切な企画と運営および各部活動の能率的な運営と連絡調整
- (2) 諸記録の整理保管と財産の適正な管理

2. 会員意識の高揚と組織の強化を図るための事業

- (1) 総会の企画と実施 平成10年6月6日(土)
- (2) 新年祝賀会の企画と実施 平成10年1月26日(月)

3. 支部との連絡協調を図るための事業

4. 他機関との連絡を図るための事業

5. 東京学芸大学卒業生の本部ならびに全国への発展を図るための事業

会計部

1. 能率的・合理的で適正な予算の執行と会費納入促進の努力

2. 終身会費の納入会員の増加促進の努力

3. 母校の学生後援会への資金援助

研修部

1. 支部研修と本部研修部の連携を密にして、支部単位あるいは支部連合による研修の援助・助成

2. 管理職等会員の資質向上を図る昇任者研修会 5月17日(土)

3. 管理職等の受験者のための各種研修会

- (1) 校長・教頭・指導主事受験者の論文研修会 (4月~8月)
- (2) 一日研修会 対象...校長・教頭・指導主事の各受験者 7月27日(日)
- (3) 教頭受験者の面接研修会 11月2日(日)
- (4) 校長・指導主事受験者の面接研修会 9月21日(日)

(5) 幼児教育研修会...幼稚園長・教頭・教諭の指導・助言・助成

4．研修用テキスト〔獅子〕第19集の編集と配布

5．母校の学生研修事業への協力

調 査 部

1．平成9年度管理職名簿の作成・配布

2．管理職名簿の内容について検討

広 報 部

会報〔學藝〕の発行（年度内3回）

(1) 総会特集を中心としたもの（1学期）

(2) 教育評論・支部だよりを中心としたもの（2・3学期）

組 織 部

1．都外在職会員の調査および府県別会員組織づくりの推進

2．官公庁・一般企業会員の調査および職種別会員組織づくりの検討

3．終身会員の勧誘および終身会員の支部別組織化

4．組織強化にかかわる研修会等の実施

第4章 同窓会のあゆみ

平成9年度予算書

収入の部（単位：円）

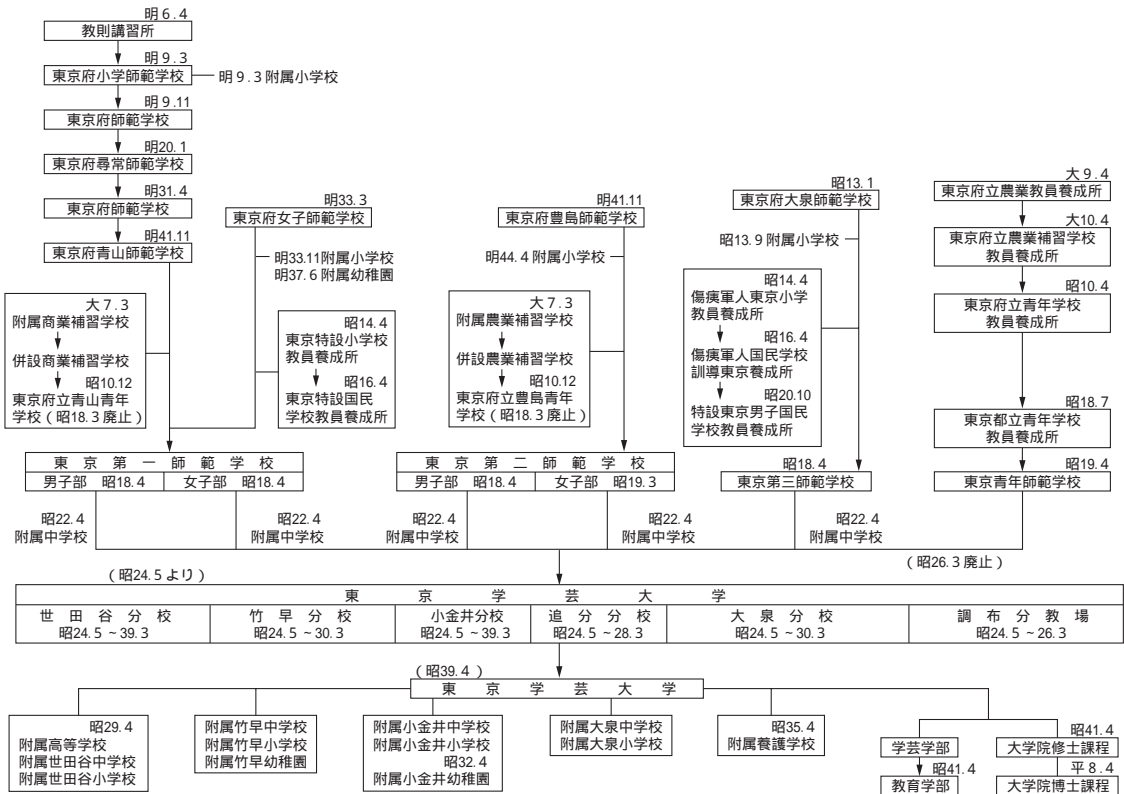
款	項	平成8年度 予算額	平成8年度 決算額	平成9年度 予算額	摘要
繰越金		336,993	336,993	986,685	前年度繰越金
会費		7,200,000	7,124,000	10,200,000	口数6800（1口1500円）
繰入金		1,800,000	1,800,000	0	
	終身会計	500,000	500,000	0	
	運営基金積立金	1,300,000	1,300,000	0	
雑収入		3,501,000	3,591,107	3,601,000	
	地代	3,500,000	3,570,900	3,600,000	竹早教員保養成所地代
	預金利子	1,000	1,457	1,000	銀行利息
	寄付金等	0	18,750	0	固定資産税の報償金
計		12,837,993	12,852,100	14,787,685	

支出の部（単位：円）

款	項	平成8年度 予算額	平成8年度 決算額	平成9年度 予算額	摘要
会議費		1,220,000	1,056,900	1,220,000	
	総会費	370,000	370,000	370,000	総会関係諸費
	評議員・支部長会費	500,000	413,100	500,000	評議員会2回，支部長会3回
	理事会費	300,000	223,800	300,000	理事会，正副理事長・部長会
	監事会費	50,000	50,000	50,000	監査諸費
各部活動費		300,000	300,000	300,000	各部会議費
	総務部費	50,000	50,000	50,000	
	会計部費	40,000	40,000	40,000	
	研修部費	60,000	60,000	60,000	
	調査部費	60,000	60,000	60,000	
	広報部費	50,000	50,000	50,000	
	組織部費	40,000	40,000	40,000	
活動助成費		2,340,000	2,333,758	2,260,000	
	支部活動助成費	1,440,000	1,433,820	1,360,000	支部活動助成費，会費振込料
	研究助成費	900,000	899,938	900,000	本部研修・支部研修助成費
会報費		2,500,000	2,485,329	2,500,000	年3回発行，含送料
賛助費		1,090,000	942,000	1,060,000	
	母体会賛助金	40,000	10,000	30,000	母体会総会祝金等
	支部総会賛助金	400,000	320,000	400,000	支部数40支部予定
	学生後援会賛助金	600,000	600,000	600,000	学芸大学学生後援会に
	その他賛助金	50,000	12,000	30,000	関係他団体総会祝金等
事務費		1,050,000	756,528	1,130,000	
	事務手当	120,000	120,000	120,000	事務局事務手当，年2回
	事務所費	30,000	30,000	30,000	事務局（竹早教員保養成所）へ
	事務費	500,000	347,028	500,000	郵券，消耗品，印刷費等
	諸交通費	250,000	244,500	250,000	諸会議交通費，理事出張交通費
	渉外費	50,000	0	30,000	関係機関連絡等
	慶弔費	100,000	15,000	200,000	
租税公課		3,500,000	3,570,900	3,600,000	
	固定資産税・都市計画税	3,350,000	3,438,200	3,450,000	
	法人税・都民税・事業税	150,000	132,700	150,000	
積立金		400,000	400,000	400,000	
	会館建設積立金	200,000	200,000	200,000	
	運営基金積立金	200,000	200,000	200,000	
予備費		437,993	0	2,287,685	
計		12,837,993	11,865,415	14,787,685	

補章 大学前史

107 東京学芸大学沿革表



東京学芸大学の前身である各師範学校の創立にさかのぼって、1996年までの沿革を図に示したものである。

108 東京府師範学校卒業生数の推移

(人)

種別 年	速成生	一期予科生	一期速成生	二期速成生	師範学科	女子師範学科	初等科	中等科	尋常師範学科	師範学科	簡易科	計
明治9年					2							2
10	54	23										77
11		80		4								84
12				12	3	13						28
13			61	13	1	20						95
14			58	9	2							69
15			54	4	5							63
16			23	1	1							25
17							16	3				19
18							5					5
19								17				17
20												0
21									9			9
22									18			18
23									18			18
24									18			18
25									29			29
26									20			20
27									18			18
28									20		22	42
29									29		1	30
30									25		20	45
31									19		17	36
32										20	16	36
33										22	0	22
34										24	9	33
35										48	9	57
36										51	9	60
37										53	6	59
38										61	3	64
39										74	9	83
40										65	7	72
41										76	1	77
計	54	103	196	43	14	33	21	20	223	494	129	1330

出典)『東京府青山師範学校一覧』(明治42年2月)による。

注) 印は該当者がいないことを示す。

『東京府青山師範学校一覧』(明治42年2月)に記載の卒業生一覧によって、明治期における学科課程別の卒業生数を示したものである(『通史編』本文を参照)。

109 第一種講習科,第二種講習科修了者数

(人)

種別 年度	第一種 講習科	第二種講習科					総計
		青 山	豊 島	女 師	大 泉	計	
明治41年		68		14		82	82
42	39	96		16		112	151
43		28		16		44	44
44	43	21				21	64
45		16				16	16
大正2	40	15	87			102	142
3		17	90			107	107
4	28	13	73			86	114
5		13	3			16	16
6	38	16	69			85	123
7		62	55			117	117
8	20	51	71			122	142
9		10	20			30	30
10	33	0	18			18	51
11		23	12			35	35
12		12	13			25	25
13		14	15			29	29
14		21	6			27	27
15		14	10			24	24
昭和2		24	21			45	45
3		14	3			17	17
4		9	15			24	24
5		9	19			28	28
6		17	1			18	18
7		11	17			28	28
8		9	4			13	13
9		23				23	23
10		5	44			49	49
11		24	33			57	57
12		19	32			51	51
13		18	42		32	92	92
14		4	25			29	29
15		14	1		41	56	56
16		14	10		23	47	47

出典)『文部省年報』『東京府統計書』(各年度)による。

講習科が設置されてより廃止にいたるまでの修了者数を、種別および師範学校別に示したものである(『通史編』本文を参照)。

110 地 図

110-1 東京府師範学校（明治16年測量）



出典)『古地図』参謀本部陸軍部測量局 明治16年測量 同18年製版 同20年8月26日出版復刻版 古地図史料出版株式会社
(版權所有 人文社)

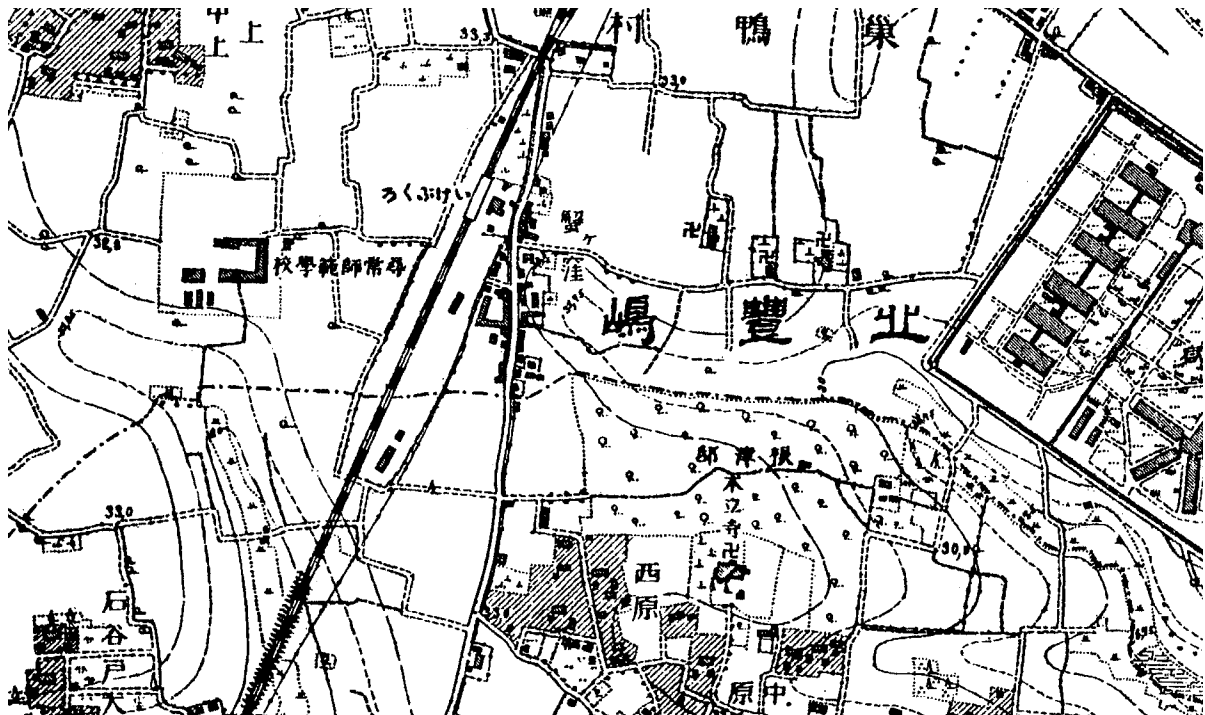
明治16年測量のもので、中央部分に東京府庁，東京府第一中学校，東京府師範学校が並んで同じ敷地内にある。現在の内幸町2丁目である。

110 - 2 東京府女子師範学校（明治40年調査）



出典)『東京郵便局 明治四十年 東京市十五区番地界入地図』人文社版 昭和61年8月1日発行の内、第10「明治40年1月調査東京市小石川区全図」明治40年3月25日発行 発行所大倉書店
 明治40年時点の東京府女子師範学校

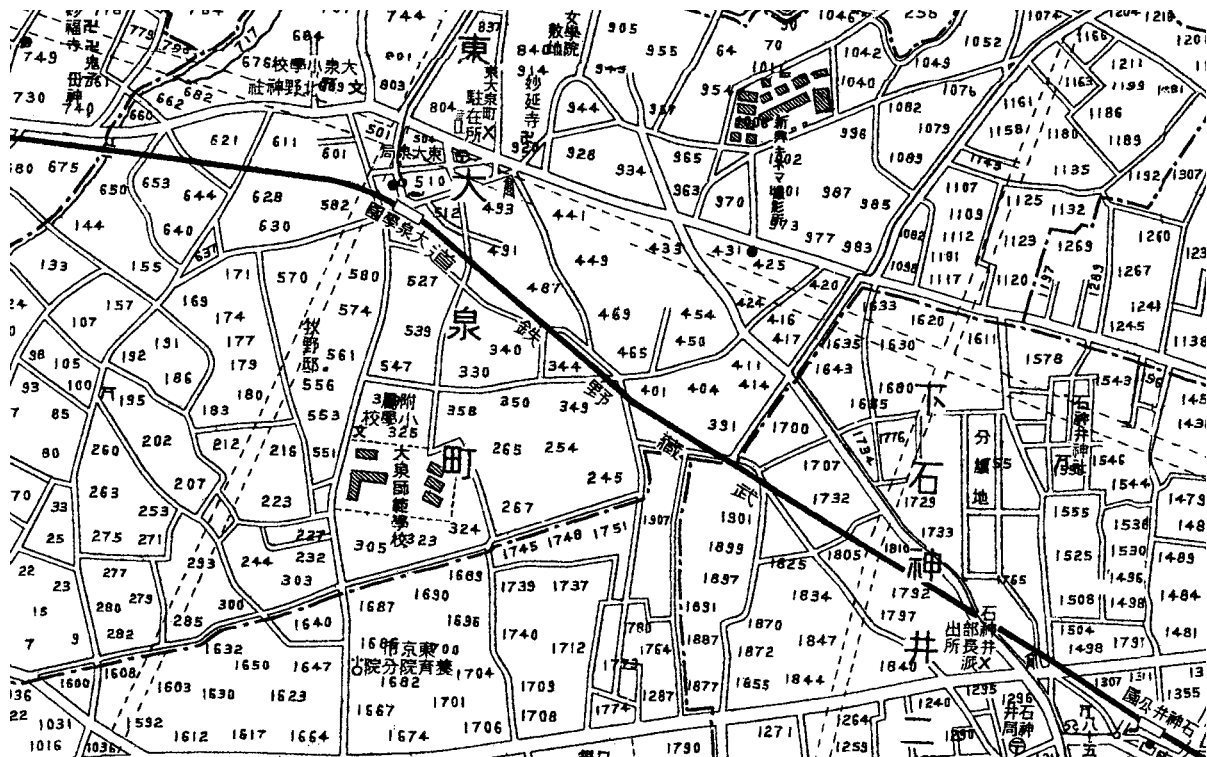
110 - 3 東京府豊島師範学校（明治42年測図）



出典)『明治・大正・昭和 東京1万分1地形図集成』柏書房1983年11月16日発行の内、早稲田(明治42年測図)

明治42年開校当時の東京府豊島師範学校。地図では尋常師範学校となっている。なお、現在は池袋西口公園となり、記念碑が建てられている。通史編第4章参照。

110 - 4 東京府大泉師範学校 (昭和16年)



出典)『昭和16年 地形社編 大東京三十五区区詳図集成 新旧町名一覽表入』昭和礼文社復刻 平成6年12月1日発行の
 内、27 板橋区「大東京区分図三十五区の内 板橋区詳細図」 昭和16年2月15日発行 発行所日本統制地図株式会社
 開校3年後の東京府大泉師範学校。

111 東京府男子師範学校予備科受験者心得

豫備科受験者心得

- 一、募集人員ハ本科第一部へ進級後公費生タルモノ及私費生タルモノヲ通ジテ凡百六十名
(第一種生第二種生共)トス
- 一、大正五年四月一日ノ計算ニテ年齢十九年以下ノ者ハ明治二十年四月三日生及ソノ以後ノ者ナリ
- 一、第一種生志願者ハ大正五年二月五日限り東京府郡市長ニ出願スベク第二種生志願者ハ大正五年二月十九日マデニ到達スル様直接東京府青山師範学校へ願書及其他ノ書類ヲ送附スベシ
- 一、願書、履歴書、戸籍謄本及写真等ハ取纏メ發送スベシ
- 一、撰抜試験、身體検査及試問ハ大正四年二月廿八日ヨリ四日間東京府青山師範学校ニ於テ之ヲ行フ志願者ハ第一日ニハ午前八時ニ出頭スベシ
- 一、試験ニ關スル参考書ヲ定メス
- 一、試験時間割ハ左ノ如シ

日時	八—九	九—〇	〇—二	二—三	一—二	二—三
廿八日	受験心得 得説示	算術	算術	習字	試身	體檢
廿九日		講讀	作文	作文	體檢	問查
一日	試身	體檢	體檢	體檢	體檢	問查
二日	試身	體檢	體檢	體檢	體檢	問查

- 一、受験者ハ硯、筆、紙、鉛筆、小刀并ニ畫辨當ヲ携帶スベク算盤ハ携帶ニ及バズ
 - 一、受験者ハ葉書一枚ヲ持參シ習字科受験ノ際差出スベシ
 - 一、和服ヲ着スルモノハ必ず袴ヲ著クベシ
 - 一、室内ニハ土足ノ健入ルコトヲ禁ズルカ故必ず上草履ヲ用意スベシ
 - 一、入學受験者ニ對シ別ニ受験時日ノ通知ヲナサズ
 - 一、受理シタル書類及写真ハ一切送附セズ
- 大正五年一月

大正5年の2月から3月にかけて実施された東京府男子師範学校予備科の受験生に配布された「受験者心得」である(附属図書館所蔵)。この時期はまだ青山師範学校と豊島師範学校とが合同で入学試験を実施していたが、この年の願書の提出先や試験会場は青山師範学校になっている。募集人員、受験資格、提出書類、試験科目および日程など当時の入学試験の実際を伝える貴重な史料である。

付 表

112 年 表

年表は112 1「大学前史年表」と112 2「五十年史年表」に分けて次のとおり記載した。

- ① 年号表示は西暦を基本とし、和暦は「大学前史年表」のみに記載。
- ② 月日は月のみを記載し、必要な場合は日を補記。なお月が不明の場合は▷で示した。

112 - 1 大学前史年表

西暦	和暦	全国的動向	東京および東京府師範学校関係
1868	明治元		7 東京府開庁（幸橋御門内大和郡山藩柳沢甲斐守邸跡）
1869	2		
1870	3		7 府下に6 小学設置
1871	4	8 廃藩置県 9 文部省設置	
1872	5	7 師範学校設立（9月授業開始） 9 「学制」頒布	
1873	6	1 徴兵令発布	4 教則講習所設置（府庁構内）
1874	7	3 女子師範学校設置（8年11月開校）	
1875	8	8 森有礼、商法講習所を開く（一橋大学の前身）	6 教則講習所を東京府仮師範学校に改称
1876	9		3 第二大区一小区1丁目1番地の府庁構内に校舍新築落成、校名を東京府小学師範学校に改称。附属小学校の幼年生徒60名を募集 11 校名を東京府師範学校に改称

付 表

西暦	和暦	全国的動向	東京および東京府師範学校関係
1877	明治10	4 東京大学を創設	12 東京府師範学校学則制定 3 師範分校設置（12年6月廃止） 6 東京府師範学校通則を改正 8 村落師範生教則を制定 10 予科生通則を定む
1878	11	7 3 新法公布	5 一期予科生，二期予科生教則を制定 11 大小区制を廃し府内15区6郡を置く
1879	12	9 教育令公布	1 府会開設 3 女子師範生徒の養成を停止
1880	13	12 教育令改正	
1881	14	5 東京職工学校（後の東京工業大学）設置 6 小学校教員心得 7 学校教員品行検定規則 8 師範学校教則大綱	
1882	15	1 軍人勅諭	
1883	16	7 府県立師範学校通則	3 師範学校教則大綱に基づき，東京府師範学校規則を制定 12 附属小学校規則を制定
1884	17	8 中学校師範学校教員免許規程	7 小学督業規程 9 寄宿舍新築落成
1885	18	8 再度，教育令を改正 12 第一次伊藤博文内閣成立，文部大臣に森有礼	4 附属小学校校舎新築落成
1886	19	3 帝国大学令公布 4 小学校令，中学校令，師範学校令を公布 6 小学校教員免許規則 10 尋常師範学校官制公布	10 文部省令に基づき，学科及び其の程度実施の方法，学科課程細目，使用教科書の選定について定める（翌年度より実施） ▷ 「七杉会」（同窓会の前身）結成
1887	20		1 東京府尋常師範学校と改称 9 同事務規程 10 同細則 11 同校則，入退学規程を定める

西暦	和暦	全国的動向	東京および東京府師範学校関係
1888	明治21	4 市政・町村制公布（22年4月より施行）	
1889	22	2 大日本帝国憲法発布	5 15区に市政，5 郡に町村制実施 8 小石川区竹早町 8 番地に新築校舎落成，移転 ▷ 「七杉会」を「東京府師範学校同窓会」と改称
1890	23	10 教育勅語発布 10 小学校令改正（25年4月より実施）	10 附属小学校新築落成，11月開校
1891	24	11 小学校教則大綱，尋常師範学校附属小学校規程	
1892	25	7 尋常師範学校の学科及び其の程度など尋常師範学校制度の諸改正を公布	
1893	26	11 実業補習学校規程	4 多摩 3 郡東京府に編入，神奈川県尋常師範学校より生徒転入。簡易科を設置 6 小学校教員定期講習科開設
1894	27	4 高等師範学校規程制定 6 高等学校令公布 8 日清戦争起こる	
1895	28		4 予備科を新設
1896	29		
1897	30	6 京都帝国大学設置 10 師範教育令を公布	
1898	31		4 東京府師範学校に改称，簡易科の生徒募集を停止
1899	32		4 第一種，第二種小学校教員講習科を開設
1900	33	3 教員免許令公布 7 女子英学塾（後の津田塾大学）創立	3 東京府女子師範学校設置，東京府第二高等女学校併設を告示 9 東京府師範学校は，附属小学校とも

付 表

西暦	和暦	全国的動向	東京および東京府師範学校関係
1901	明治34	8 小学校令改正，小学校令施行規則制定 12 日本女子大学校創立（34年4月開校）	赤坂区青山北町5丁目の新校舎に移転，従来の竹早町校舎は東京府女子師範の校舎として使用，授業開始。 女子師範学校附属小学校設置 4 東京府師範学校に乙種講習科を開設
1902	35	1 実業補習学校規程改正 3 広島高等師範学校設置（36年10月開校）	12 東京府女子師範学校第1回卒業生，東京府立第二高等女学校および附属小学校と「三校聯合同窓会大会」を開催
1903	36	3 専門学校令公布	2 東京府師範学校学則改正，同女子師範学校学則制定
1904	37	2 日露戦争始まる	4 男子師範学校に私費生入学 6 女子師範学校に附属幼稚園開園
1905	38		11 女子師範学校寄宿舎全焼
1906	39		
1907	40	3 小学校令を改正（義務教育6年，41年度より実施） 4 師範学校規程制定（本科第二部を設置，41年度より実施） 9 東北帝国大学設置	4 女子師範学校に予備科設置
1908	41	3 奈良女子高等師範学校設置 10 戊申詔書	2 東京府師範学校学則，東京府女子師範学校学則の改正，師範学校生徒募集規程，師範学校第一種，第二種講習科学則制定 11 東京府豊島師範学校を北豊島郡巢鴨村字池袋に設置（42年度開校），東京府師範学校は，東京府青山師範学校に改称 ▷ 東京府青山師範学校同窓会事業として月刊『初等教育』誌発行
1909	42		1 青山師範，豊島師範合同で本科第一

西暦	和暦	全国的動向	東京および東京府師範学校関係
			部と予備科の生徒募集（大正8年度まで） 4 豊島師範，落合村同文書院にて授業開始 9 豊島師範新校舎落成，移転 10 同附属小学校校舎落成 ▷ 「東京府立師範学校同窓会」設立
1910	明治43	5 師範学校教授要目制定 8 韓国併合 12 九州帝国大学設置	
1911	44	10 普通教育の振興に関する御沙汰	4 豊島師範，女子師範に本科第二部を置く。豊島師範学校附属小学校開校。小学校本科正教員講習要項制定
1912	45		3 豊島師範学校火災 4 豊島師範に第二種講習科を設置
1913	大正2		11 豊島師範学校校舎復旧工事完成，落成式
1914	3	7 第一次世界大戦起こる	
1915	4		3 青山師範では本科第二部の学級を停止（大正10年度に再開）
1916	5		
1917	6	9 臨時教育会議設置（～大正8年5月）	
1918	7	4 徴兵令改正（師範卒業生の6週間現役を1年現役に）。北海道帝国大学設置 11 第1次世界大戦終了 12 大学令公布	3 青山師範に附属商業補習学校，豊島師範に附属農業補習学校（北多摩郡千歳村烏山）を設置し，4月より開校 ▷ 東京府豊島師範学校創立十周年祝賀会で卒業生会（撫子会の前身）設立
1919	8		
1920	9	10 実業補習学校教員養成所令公布 12 実業補習学校規程改正	4 東京府立農林学校に農業教員養成所を付設。豊島師範附属農業補習学校を荏原郡松沢村に移転

付 表

西暦	和暦	全国的動向	東京および東京府師範学校関係
1921	大正10		<p>7 「東京府立師範学校同窓会」, 社団法人として認可</p> <p>9 青山師範で通学規程を定める。農業教員養成所同窓会（青松会の前身）設立</p> <p>4 府立農業教員養成所を府立農業補習学校教員養成所に改称。農業教員養成所同窓会を実業補習学校教員養成所同窓会と改称</p>
1922	11	10 学制頒布五十年記念式典	▷ 東京府豊島師範学校同窓会「撫子会」発足
1923	12	<p>9 関東大震災</p> <p>11 国民精神作興に関する証書発布</p>	3 豊島師範併設農業補習学校に女子部を創設（同学則制定による）
1924	13	<p>4 文政審議会設置</p> <p>12 同審議会, 師範教育の改善について答申</p>	3 青山師範併設商業補習学校学則制定
1925	14	4 師範学校規程, 師範学校教授要目改正（本科第一部5年制, 専攻科）	
1926	15	4 幼稚園令, 青年訓練所令公布	4 各師範学校で予備科を廃止, 本科第一部5年制発足, 専攻科を開設
1927	昭和 2	4 徴兵令に代えて兵役法公布（師範卒の短期現役服務期間を5か月とする）	
1928	3	<p>9 文部省に, 師範教育調査委員会設置</p> <p>10 文部省に学生課を置く</p>	
1929	4	<p>2 東京府立高等学校（7年制）認可</p> <p>4 東京と広島に文理科大学設置</p>	<p>1 青山師範に御真影奉安庫落成</p> <p>7 豊島師範の奉安所落成</p>
1930	5	12 文政審議会, 師範教育改	12 豊島師範学校で同盟休校騒動（飛鳥

西暦	和暦	全国的動向	東京および東京府師範学校関係
1931	昭和 6	善に関する件で答申 1 師範学校規程改正（本科 第二部 2 年制） 3 師範学校教授要目改正 4 大阪帝国大学設置	山事件）起こる 4 各師範学校で本科第二部 2 年制発足
1932	7		10 東京市域拡張，20 区新設
1933	8	3 国際連盟を脱退	
1934	9	4 師範教育制度調査委員 会，師範教育制度改正要 項について答申	4 豊島師範で生徒組織を予科（3 年） 本科（2 年）に区分し，従来の一部 二部制を解く 10 東京府青山師範学校同窓会「青山 会」設立
1935	10	4 青年学校令公布，青年学 校規程を制定。青年学校 教員養成所令公布，青年 学校教員養成所規程を制 定	4 府立農業補習学校教員養成所を東京 府立青年学校教員養成所に改称。青 山師範，豊島師範併設の商業，農業 補習学校をそれぞれ東京府立青山青 年学校，東京府立豊島青年学校に改 称。実業補習学校教員養成所同窓会 を東京府立青年学校教員養成所同窓 会と改称
1936	11	2 二・二六事件	4 青山師範は，世田谷区下馬町 3 丁目 35 番地の新築校舎に移転 11 東京府青山師範学校創立六十周年記 念協賛，元校長瀧澤菊太郎・元校医 詫摩武彦の胸像建立
1937	12	7 蘆溝橋事件 12 教育審議会設置	4 府立青年学校教員養成所は駒場の東 京農業教育専門学校内に移転。府立 豊島青年学校は，府立女子青年学校 と改称し豊島師範の併設を解き，新 たに北多摩郡久留米青年学校を府に 移管し，府立久留米青年学校と改称 し，豊島師範に併設する
1938	13	4 国家総動員法成立（5 月	1 板橋区東大泉町 315 番地に，東京府

付 表

西暦	和暦	全国的動向	東京および東京府師範学校関係
1939	昭和14	5日施行) 3名古屋帝国大学設置 4青年学校令を改正し、青年学校を義務制とする	大泉師範学校を設置(4月15日第1回入学式) 9同校に附属小学校開校 4府立青年学校教員養成所は、青山北町の師範学校跡に移転。傷痍軍人東京小学校教員養成所が大泉師範学校に併置(5月第1回入所式) ▷皇紀二六〇〇年記念校地緑化事業に青山師範学校同窓会が募金協力、校内に緑地を造園 8東京特設小学校教員養成所が女子師範学校に併置(9月授業開始)
1940	15	3義務教育費国庫負担法(教員俸給の半額国庫負担)公布	10府立青年学校教員養成所は、調布市布田の新校舎に移転 6東京府大泉師範学校第1回同窓会を開催(大泉会)
1941	16	3国民学校令公布、同施行規則制定 12国民勤労報国協力令実施、太平洋戦争起こる	4各師範学校附属小学校は、各師範学校附属国民学校に、傷痍軍人東京小学校教員養成所は傷痍軍人国民学校訓導東京養成所に、東京特設小学校教員養成所は東京特設国民学校訓導養成所に名称変更
1942	17	11大学学部等の18年度卒業生の修業年限を6か月短縮する省令公布	4新師範学校令実施に備え、青山師範では普通科(従来の第一部3年生まで)と本科(第一部4年生以上と第二部生)に編制
1943	18	1中等学校令公布、大学令、高等学校令、専門学校令を改正 3師範教育令を改正、師範学校規程制定、青年学校教員養成所規程を改定 6学徒戦時動員体制確立要	4師範教育令の改正により青山師範は東京第一師範学校男子部、女子師範はその女子部に、豊島師範は東京第二師範学校、大泉師範は東京第三師範学校となり、いずれも官立に移管 5東京府青年学校女子教員臨時養成所(北多摩郡久留米村)を、府立青年

西暦	和暦	全国的動向	東京および東京府師範学校関係
		綱	学校教員養成所に付設して設置 6 東京都制公布（7月1日実施） 9 各師範学校で繰上卒業 ▷東京府青山師範学校同窓会と東京府女子師範学校同窓会を合併して「東京第一師範学校同窓会」と改称
1944	昭和19	1 緊急学徒勤労動員方策要綱 2 決戦非常時措置要綱 3 同学徒動員実施要綱，青年師範学校規程制定。金沢高等師範学校設置（4月開校） 8 学徒勤労令，同施行規則。疎開学童に関する措置要領	4 東京第二師範学校女子部設置（本郷区東片町2番地）。東京都立青年学校教員養成所は，官立の東京青年師範学校となる。東京府立青年学校教員養成所同窓会を東京青年師範学校同窓会と改称
1945	20	3 決戦教育措置要綱 5 戦時教育令公布 8 ポツダム宣言受諾，太平洋戦争終わる 9 文部省，新日本建設の教育方針を発表	4 第二師範男子部の校舎，寄宿舎空襲で全焼 5 空襲により東京青年師範学校校舎焼失 12 第三師範付設の傷痍軍人国民学校訓導東京養成所は，特設東京男子国民学校訓導養成所に改称
1946	21	4 米国教育使節団報告書発表 8 教育刷新委員会設置 11 日本国憲法公布（22年5月施行） 12 教育刷新委員会第1回建議	4 各師範学校専攻科廃止 5 東京第二師範学校男子部は，北多摩郡小金井町貫井780番地に移転，始業式，授業開始
1947	22	3 教育基本法，学校教育法公布。学習指導要領一般編（試案）発行	3 東京都区部を22区に統合 4 各師範学校附属国民学校を附属小学校と改称，東京第一師範学校男子部

付 表

西暦	和暦	全国的動向	東京および東京府師範学校関係
1948	昭和23	<p>4 新学制による小学校，中学校発足</p> <p>5 教育刷新委員会，教員養成に関すること（其の1）を総会で採択</p>	<p>附属中学校を世田谷区下馬に，同女子部附属中学校を文京区竹早町に，第二師範学校男子部附属中学校を小金井町貫井に，同女子部附属中学校を文京区東片町に，第三師範学校附属中学校を板橋区（8月から一部分離独立して練馬区となる）を，それぞれ創設</p>
1949	24	<p>4 新制高等学校発足</p> <p>7 教育委員会法公布</p> <p>10 教育長，指導主事等を対象とする教育指導者講習（IFEL）開始</p> <p>11 教育委員会発足</p>	<p>5 東京第一・第二・第三師範学校長と文部省との間に3師範統合，東京学芸大学設立の件確認，各師範学校合同の大学設置準備委員会を構成，審議を開始（8月青年師範学校委員参加）</p>
1950	25	<p>1 教育公務員特例法公布</p> <p>5 国立学校設置法，教育職員免許法公布</p> <p>11 日本教育大学協会発足</p>	<p>5 東京学芸大学を設置し，世田谷分校，小金井分校，大泉分校，竹早分校，追分分校，調布分教場を置き，東京第一・第二・第三および青年の各師範学校は東京学芸大学に包括される</p> <p>7 各師範学校附属小・中学校はそれぞれ世田谷附属小・中学校，豊島附属小学校，小金井附属中学校，大泉附属小・中学校，竹早附属小・中学校，追分附属小・中学校と改称</p>
1951	26	<p>7 国立大学協会創立</p> <p>9 第二次米国教育使節団報告書発表</p>	<p>5 東京学芸大学学則制定</p>
1951	26	<p>9 サンフランシスコで対日平和条約，日米安全保障条約締結</p>	<p>3 東京学芸大学東京第一師範学校，同第二師範学校，同第三師範学校，同青年師範学校を廃止</p> <p>4 東京学芸大学に包括された各師範学校の附属小・中学校は，それぞれ東</p>

西曆	和曆	全国的動向	東京および東京府師範学校関係
			京学芸大学附属世田谷小・中学校， 附属豊島小学校，附属小金井中 学校，附属大泉小・中学校，附 属竹早小・中学校，附属追分小 ・中学校と改称。旧制附属小・ 中学校の主事を廃止し，それ ぞれ校長を置く

《参考文献》『東京府青山師範学校沿革史』（1930），『創立六十年青山師範学校沿革史』（1936），『創立七十周年東京第一師範学校略年表』（1946），『撫子八十年』（1988），『東京第二師範学校女子部要覧』（1944—46），『創立十周年東京第三師範学校沿革史』，『東京学芸大学二十年史』（1970），『東京学芸大学要覧』（1997）

112 - 2 五十年史年表

年	学	
	組織・カリキュラム等	施設・附属学校等
1945		4 東京第二師範学校女子部 附属国民学校開設 4 戦災により第二師範学校 男子部校舎焼失 5 戦災により青年師範学校 校舎焼失 10 第三師範学校併置の傷痍 軍人東京国民学校教員養 成所を特設東京男子国民 学校訓導養成所に改称 11 各附属国民学校集団疎開 児童引揚
1946	4 各師範学校専攻科廃止 4 第一師範学校で教員養成カリキュラム研究に 着手し、カリキュラムの「4月案」作成 7 第一師範学校で新カリキュラム研究会発足 9 第一師範学校でカリキュラムの「9月案」作 成 12 第一師範学校「大学に於ける教育学科のカリ キュラム」作成（30日）	4 第一師範学校女子部附属 幼稚園が附属小学校の1 教室で再開園 5 第二師範学校の小金井移 転を決定
1947		4 竹早で附属幼稚園保育開 始 4 各「附属国民学校」を 「附属小学校」に改称 4 第一師範学校男子部及び 女子部、第二師範学校男 子部及び女子部、第三師 範学校にそれぞれ附属中 学校創設 4 第一・第二・第三師範学 校に教育研究所設置 ▷「米国教育文庫」開設

内	学外・教育界のできごと
<p>学生・同窓会・教職員等</p>	<p>9 文部省「新日本建設の教育方針」発表</p>
	<p>3 第一次米国教育使節団報告書 5 文部省「新教育指針」配布 8 教育刷新委員会設置 11 日本国憲法公布（3日）</p>
<p>▷「東京第一師範学校同窓会」は「東京府女子師範学校同窓会」と再び合併し、新たに東京第一師範学校同窓会に</p>	<p>1 文部省が「学科課程案の研究について」通牒とともに「大学に於ける教育学科のカリキュラム」を各師範学校に配布（18日） 1 教育大学創設準備協会全国大会開催（25日） 3 文部省「学習指導要領一般編 試案」発行 3 教育基本法・学校教育法公布・施行 4 新学校制度の小・中学校発足 5 日本国憲法施行（3日） 5 教育刷新委員会が「学芸大学」構想を建議</p>

付 表

年	学	
	組織・カリキュラム等	施設・附属学校等
		(第二師範学校女子部)
1948	<p>5 第一・第二・第三師範学校長と文部省の間で3師範統合、東京学芸大学設立を確認</p> <p>5 第一・第二・第三師範学校合同の大学設置準備委員会を構成、審議開始(8月に青年師範学校委員参加)</p> <p>8 「東京学芸大学設置認可申請書」を文部省に提出(提出時「東京教育大学第二教育学部設置認可申請書」であったものの名称を後に差し替え)</p>	<p>7 「米国教育文庫」を「教育課程文庫」に改称</p>
1949	<p>5 東京学芸大学開学(4年課程：一部と2年課程：二部) 世田谷分校(後期課程), 小金井分校(前期及び2年課程), 大泉分校(前期及び2年課程), 竹早分校(前期及び2年課程), 追分分校(前期及び2年課程), 調布分教場(青年師範学校生徒のみ)(31日)</p> <p>5 初代学長に木下一雄就任(31日)</p> <p>6 第1回入学試験実施</p> <p>7 第1回入学式</p> <p>11開学式(27日)</p> <p>11 『東京学芸大学研究報告』刊行開始</p>	<p>5 附属図書館発足(世田谷本館)(31日)</p> <p>5 「東京第一師範学校女子部附属幼稚園」を「東京学芸大学東京第一師範学校附属幼稚園」に、「東京第一師範学校男子部附属小学校」を「東京学芸大学東京第一師範学校男子部世田谷附属小学校」に、「東京第一師範学校女子部附属小学校」を「東京学芸大学東京第一師範学校女子部竹早附属小学校」に、「東京第二師範学校男子部附属小学校」を「東京学芸大学東京第二師範学校豊島附属小学校」に、「東京第二師範学校女子部附属小学校」を「東京学芸大学東京第二師範学校追分附属小学校」に、「東京第三師範学校附属小学校」を</p>

内	学外・教育界のできごと
学生・同窓会・教職員等	
	<p>12文部省「大学設置委員会」設置</p> <hr/> <p>4 新制高等学校発足 6 文部省「新制国立大学実施要綱」発表 7 教育委員会法公布 10～12 第一師範学校で第1期教育長等講習（IFEL）を開催</p>
<p>4 「東京師範学校同窓会」が竹早教員養成所（旧東京都教育会附属保母伝習所）の経営を引きつぐ</p>	<p>1～3 第一師範学校で第2期教育長等講習（IFEL）を開催 5 教育職員免許法・文部省設置法・国立学校設置法公布，新制国立大学発足 7 全国師範学校長協会解散 10～12 第3期教育長等講習（IFEL）を開催 11 日本教育大学協会発足</p>

年	学	
	組織・カリキュラム等	施設・附属学校等
1949		<p>「東京学芸大学第三師範学校大泉附属小学校」に、「東京第一師範学校男子部附属中学校」を「東京学芸大学東京第一師範学校世田谷附属中学校」に、「東京第一師範学校女子部附属中学校」を「東京学芸大学東京第一師範学校竹早附属中学校」に、「東京第二師範学校男子部附属中学校」を「東京学芸大学東京第二師範学校小金井附属中学校」に、「東京第二師範学校女子部附属中学校」を「東京学芸大学東京第二師範学校追分附属中学校」に、「東京第三師範学校附属中学校」を「東京学芸大学東京第三師範学校大泉附属中学校」にそれぞれ改称（31日）</p>
1950	<p>▷履修基準暫定案作成 5「東京学芸大学学則」制定（2日）</p>	
1951	<p>3 東京第一・第二・第三・青年師範学校及び調布分教場廃止</p>	<p>3 附属図書館調布分室廃止 4 「東京学芸大学東京第一師範学校附属幼稚園」を</p>

内	学外・教育界のできごと
学生・同窓会・教職員等	
	<p>3 日本教育大学協会第二部カリキュラム研究全国集会開催</p> <p>3 ~ 5 第4期教育指導者講習（IFEL）を開催</p> <p>7 国立大学協会発足</p> <p>9 ~ 12 第5期教育指導者講習（IFEL）を開催</p> <p>12 教育職員免許等審議会答申</p>
<p>9 第1回学生会議総会</p> <p>11 第1回統一大学祭を世田谷分校で開催</p>	<p>1 ~ 3 第6期教育指導者講習（IFEL）を開催</p> <p>9 ~ 12 第7期教育指導者講習（IFEL）を開催</p>

年	学	
	組織・カリキュラム等	施設・附属学校等
1951		<p>「東京学芸大学附属幼稚園」に、「東京学芸大学東京第一師範学校男子部世田谷附属小学校」を「東京学芸大学附属世田谷小学校」に、「東京学芸大学東京第一師範学校女子部竹早附属小学校」を「東京学芸大学附属竹早小学校」に、「東京学芸大学東京第二師範学校豊島附属小学校」を「東京学芸大学附属豊島小学校」に、「東京学芸大学東京第二師範学校追分附属小学校」を「東京学芸大学附属追分小学校」に、「東京学芸大学第三師範学校大泉附属小学校」を「東京学芸大学附属大泉小学校」に、「東京学芸大学東京第一師範学校世田谷附属中学校」を「東京学芸大学附属世田谷中学校」に、「東京学芸大学東京第一師範学校竹早附属中学校」を「東京学芸大学附属竹早中学校」に、「東京学芸大学東京第二師範学校小金井附属中学校」を「東京学芸大学附属小金井中学校」に、「東京学芸大学東京第二師範学校追分附属中学校」を「東京学</p>

内	学外・教育界のできごと
学生・同窓会・教職員等	
	<p>開催 11政令改正諮問委員会「教育制度の改革に関する答申」</p>

付 表

年	学	
	組織・カリキュラム等	施設・附属学校等
1951		<p>芸大学附属追分中学校」に、「東京学芸大学東京第三師範学校大泉附属中学校」を「東京学芸大学附属大泉中学校」に、それぞれ改称、主事を廃止して校長を置く</p> <p>▷教育研究所を統合し東京学芸大学教育研究所を設置</p>
1952	<p>4 「東京学芸大学カリキュラム」発行・実施</p> <p>4 「一部」を「初等教育学科」(選択必修:社会科・理科・家庭科・国語科・数学科・音楽科・図画工作科・保健体育科のうち一つ)と「中等教育学科」(専攻課程:社会科・理科・家庭科・職業科・国語科・書道科・数学科・音楽科・図画工作科・保健体育科・英語科)に、「二部」を「初等教育学科」、「中等教育学科」(専攻課程:職業科のみ)、「幼稚園教育学科」に分ける</p> <p>4 特別教科(書道)教員養成課程(4年課程)設置</p> <p>10木下一雄学長再任(22日)</p>	
1953	<p>3 第1回卒業証書・修了証書授与式 卒業生371名, 修了生460名</p> <p>3 追分分校廃止</p> <p>4 聾学校教員養成課程(2年課程)設置</p> <p>5 学内措置として附属学校部を設置</p>	<p>3 附属図書館追分分館廃止</p> <p>7 『東京学芸大学教育研究所年報』創刊</p>
1954	<p>4 学芸専攻科(教育専攻, 芸術・書道専攻)設置</p>	<p>4 附属高等学校設置(本部は下馬町の大学内に, 校舎は附属世田谷中学校および附属竹早中学校内に)</p> <p>4 附属竹早中学校と追分中</p>

内	学外・教育界のできごと
<p>学生・同窓会・教職員等</p>	
<p>▷ 分校対抗駅伝競走開催 武蔵野マラソンの萌芽</p>	<p>1～3 第8期教育指導者講習（IFEL）を開催</p>
<p>3 東京学芸大学同窓会発足 6 「社団法人東京学芸大学同窓会」が文部大臣より認可（26日）</p>	<p>1 教育刷新審議会廃止，中央教育審議会設置 7 教育職員免許法改正により課程認定制度導入</p>
<p>3 東京学芸大学同窓会会報第1号発行</p>	<p>5 教育職員免許法改正により教員免許取得基準大幅改定</p>

付 表

年	学	
	組織・カリキュラム等	施設・附属学校等
1954		学校を廃止し附属「新設」中学校を設置 6 附属「新設」中学校に特殊学級（若竹学級）開設
1955	3 竹早分校・大泉分校廃止 4 2年課程廃止，初等教育教員養成課程の選択必修として「教育・心理」設置 4 「東京学芸大学カリキュラム」第一次改訂	3 附属図書館竹早分館・大泉分館廃止 3 自然科学系研究棟完成
1956	10 第2代学長に村上俊亮就任（22日）	
1957		3 附属小金井中学校の池袋教室（1学級）を小金井に統合 4 附属幼稚園小金井園舎設置 8 附属図書館世田谷本館拡張，小金井分館増築
1958		▷ 小金井分校，約10万坪の敷地を確保

内	学外・教育界のできごと
学生・同窓会・教職員等	
12第2回全国教育系大学学生ゼミナール大会を世田谷・小金井両分校主催で開催	
12東京学芸大学同窓会名簿（第1号）発行	10大学設置基準制定 10地方教育行政の組織及び運営に関する法律により教育委員会制度が公選制から任命制に
<p>1 学校法人竹早教員養成所が認可され、東京学芸大学同窓会から経営を独立</p> <p>7 東京学芸大学同窓会事務所を東京学芸大学（世田谷）より竹早教員養成所内へ移転</p> <p>▷ 分校対抗駅伝を多摩湖マラソンに変更 第1回武蔵野マラソン</p> <p>▷ 学生歌「若草もゆる」制定（作詞：山田南海司，作曲：佐久間威，伴奏編曲：佐々木徹）</p> <p>11 原水爆反対運動ストライキで16名が戒告処分に</p>	
<p>4 教員の勤務評定に反対し無許可で学生大会開催，ストライキ・授業放棄を決議，1名が戒告処分に</p> <p>6 東京学芸大学後援会発足</p> <p>10 東京第二師範学校同窓会（撫子会）では五十周年記念式典および記念誌「創立五十周年記念誌」発刊</p> <p>10 警職法に反対し無許可で学生大会開催，ストライキ実施</p>	<p>7 中央教育審議会答申「教員養成制度の改善方策について」</p> <p>10 改訂小・中学校学習指導要領告示「国家基準」化</p>

付 表

年	学	
	組織・カリキュラム等	施設・附属学校等
1959		4 東京学芸大学附属小金井小学校が1年生2学級で発足し、追分小学校の児童の移校開始
1960	4 「初等教育学科」を「初等教育教員養成課程」に、「中等教育学科」を「中等教育教員養成課程」に改め、「特殊教育教員養成課程」(聾教育専攻, 養護学校教育専攻)を設置 4 臨時養護学校教員養成課程設置 4 学芸専攻科に保健体育専攻設置 10 村上俊亮学長再任(22日)	3 附属豊島小学校PTAが同校の移転に反対運動(～1963.3) 4 附属「新設」中学校の特殊学級が独立して附属養護学校創設 4 附属「新設」中学校を「附属竹早中学校」に改称
1961	4 特別教科(美術・工芸)教員養成課程設置 11 第3代学長に高坂正顕就任(10日)	2 人文研究棟C号館完成 3 附属追分小学校を閉校 3 附属図書館の小金井を本館に, 世田谷を分館に 3 一般講義棟1～4号館完成 4 追分小学校児童を竹早小学校へ移校 4 附属高校の下馬・世田谷・竹早3校舎を大学世田谷分校内に統合
1962	4 特別教科(音楽)教員養成課程設置	4 附属養護学校高等部設置 ▷ 附属豊島小学校PTAの移転・廃止反対運動激化 9 人文研究棟C号館増築, 同西側完成
1963		3 家庭科研究棟1号館完成 4 附属豊島小学校児童を小金井小学校へ移校開始 10 附属言語指導研究施設(基礎部門)設置

内	学外・教育界のできごと
<p>学生・同窓会・教職員等</p>	
<p>4～5 安保条約改定反対運動</p>	
<p>5 安保条約改定に反対し無許可で学生大会開催，ストライキ実施 5 東京学芸大学同窓会教育研究会発足 7 附属大泉中学校での文部省主催「道徳教育に関する校長講習会」の実力阻止を企てる</p>	
<p>1～2 退学1名，停学8名，戒告14名 5 学生次長制に反対し学生が代議員を軟禁，ストライキ実施</p>	
<p>7 大学管理法に反対しストライキ，2名が戒告処分に ▷ 瀧澤菊太郎追悼三十年祭を東京第一師範学校同窓会主催で実施</p>	<p>11 教育職員養成審議会建議「教員養成制度の改善について」</p>
<p>▷ 東京学芸大学同窓会教育研究会機関誌『學藝』第1号発刊</p>	<p>1 中央教育審議会答申「大学教育の改善について」 7 文部省通知「教員養成大学学部 of 課程・学科目（案）作成について」</p>

付 表

年	学	
	組織・カリキュラム等	施設・附属学校等
1964	<p>1 学長が教授会所信表明で大学院設置の必要性を示唆</p> <p>3 世田谷分校，小金井分校を廃止しキャンパスを小金井地区へ統合完了</p> <p>4 学芸学部を学芸部と教育部の2部制から第一部，第二部，第三部の3部制に改組</p> <p>7 大学院設置構想の検討を開始し，大学院設置の概算要求を初めて提出</p> <p>9 『東京学芸大学学報』復刊（第66号） 1962年3月15日の第65号以来（15日）</p>	<p>3 附属豊島小学校を閉校し，児童は大泉小学校と小金井小学校へ移校完了</p> <p>3 附属図書館を小金井本館へ統合</p> <p>3 人文研究棟A,B号館完成</p> <p>4 学内措置で附属幼稚園の竹早園舎と小金井園舎をそれぞれ「附属幼稚園（竹早）」「附属幼稚園（小金井）」と改称</p> <p>4 世田谷分校の施設が附属高校の管理となる</p>
1965	<p>2 東京学芸大学大学院設置準備委員会による調査検討開始</p> <p>4 特別教科（保健体育）教員養成課程設置</p> <p>11 高坂正顕学長再任（10日）</p>	<p>3 技術科研究棟1・2号館，音楽科研究棟1・2号館完成</p> <p>4 附属大泉中学校に海外帰国子女教育学級開設</p>
1966	<p>3 『東京学芸大学研究報告』を『東京学芸大学紀要』に改題</p> <p>4 「学芸学部」を「教育学部」に改称</p> <p>4 「学芸専攻科」を「教育専攻科」に改称し，教育専攻廃止</p> <p>4 特別教科（理科）教員養成課程設置</p> <p>4 大学院教育学研究科（学校教育専攻，数学教育専攻，理科教育専攻，英語教育専攻）修士課程設置</p> <p>4 「東京学芸大学カリキュラム」第二次改訂</p>	<p>2 美術科研究棟完成</p> <p>4 附属言語指導研究施設に診断部門を増設</p> <p>11 自然科学系研究棟増築 ▷放射性同位元素研究室設置</p>
1967	<p>4 幼稚園教育教員養成課程設置</p> <p>4 大学院教育学研究科に国語教育専攻，社会科教育専攻，音楽教育専攻設置</p> <p>11 第4代学長に鎌田正宣就任（10日）</p>	<p>3 剣道場完成</p> <p>4 「附属言語指導研究施設」を「附属特殊教育研究施設」に改組・改称 基礎研究部門，言語障害児教育研究部門，精神薄</p>

内	学外・教育界のできごと
<p>学生・同窓会・教職員等</p>	
<p>▷ 撫子会本部事務所を東京学芸大学附属小金井小学校に移転。東京学芸大学同窓会は小金井統合記念として櫻を植樹</p>	<p>2 「国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する省令」により国立教員養成系大学・学部は「課程 学科目制」に</p>
<p>5～6 学生ストライキ</p>	<p>6 教育職員養成審議会建議「教員養成のための教育課程の基準について」 6 家永教科書裁判始まる</p>
<p>2 『教育文化』創刊（教育文化刊行会発会）</p>	<p>2 教育職員養成審議会建議「教育職員免許法の改正について」</p>
<p>6 学寮問題で学生ストライキ 9 東京学芸大学創立二十周年記念会発足</p>	

付 表

年	学	
	組織・カリキュラム等	施設・附属学校等
		弱児教育研究部門
1968	<p>4 特殊教育教員養成課程に言語障害児教育専攻を設置</p> <p>4 大学院教育学研究科に美術教育専攻, 保健体育教育専攻, 家政教育専攻設置</p> <p>4 事務局, 部制に組織変更</p> <p>5 『教務補導部だより』創刊</p>	<p>3 『特殊教育研究施設研究紀要』創刊(～第4号, 1971年)</p>
1969	<p>4 臨時肢体不自由児教育教員養成課程設置</p> <p>4 特別教科(数学)教員養成課程設置</p> <p>4 教育専攻科「芸術・書道専攻」を「音楽専攻」, 「美術・工芸専攻」, 「書道専攻」に改組・改称</p>	<p>3 事務局管理棟, 舞踊場完成</p> <p>4 附属大泉小学校に海外帰国子女教育学級開設</p> <p>10 学内措置で「附属幼稚園(竹早)」, 「附属幼稚園(小金井)」をそれぞれ「竹早園舎」, 「小金井園舎」に改称</p>
1970		<p>1 弓道場完成</p> <p>4 小金井園舎に3年保育コース新設</p> <p>4 附属特殊教育研究施設に情緒障害児教育研究部門を増設</p> <p>6 小金井園舎で3歳児学級保育開始</p>
1971	<p>11 鎌田正宣学長再任(10日)</p>	<p>3 一般講義棟5号館, 教育工学教室(510), 特殊教育研究施設棟, 第1むさしのホール棟, 教育工学センター棟完成</p> <p>4 附属教育工学センター設置</p> <p>4 保健管理センター設置</p> <p>9 新学生食堂等(第1むさしのホール)開館</p>

内	学外・教育界のできごと
学生・同窓会・教職員等	
<p>3 東京学芸大学同窓会教育研究会機関誌『學藝』が東京学芸大学同窓会の機関誌となる</p>	<p>7 小学校学習指導要領改訂告示 「教育内容の現代化」</p>
	<p>▷大学紛争激化</p> <p>4 中学校学習指導要領改訂告示 「教育内容の現代化」</p> <p>11 教育職員養成審議会建議「国立の教員養成大学・学部の附属学校のあり方について」</p>
<p>3 『東京学芸大学二十年史』刊行</p>	
<p>▷初めての外国人留学生（フィリピン）を迎える</p>	<p>6 中央教育審議会答申「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」</p>

付 表

年	学	
	組織・カリキュラム等	施設・附属学校等
1972		3 保健管理センター棟，卓球場，創立二十周年記念会館完成
1973	3 臨時養護学校教員養成課程及び臨時肢体不自由児教育教員養成課程廃止 4 臨時情緒障害児教育教員養成課程及び特殊教育特別専攻科（精神薄弱教育専攻）設置 7 大学院博士課程設置の概算要求を初めて提出 10 教育学部を第一部，第二部，第三部，第四部の4部制に改組 11 第5代学長に太田善磨就任（10日）	2 体育研究棟1号館，トレーニングセンター完成 3 音楽科・家庭科研究棟完成 12 赤倉合宿研修施設開設（新潟県妙高高原町）
1974	4 大学院教育学研究科に障害児教育専攻設置	3 附属図書館新館完成 4 附属高等学校大泉校舎（海外帰国子女学級）設置 9 附属図書館新館開館 9 富山臨海実験実習施設完成（千葉県富山町）
1975	4 大学院教育学研究科に技術教育専攻設置	1 多チャンネル同時教育センター完成 4 附属養護学校幼稚部設置 4 附属高等学校にタイ国政府派遣留学生受け入れ開始
1976	4 大学院教育学研究科の学生定員に現職教員枠の増員措置 5 教育専攻科の音楽専攻，美術・工芸専攻，保健体育専攻廃止	3 附属世田谷小学校が創立百年記念式典挙行 4 附属竹早中学校に海外帰国子女受け入れ 4 附属高等学校に海外帰国子女受け入れ開始 5 附属教育実習研究指導センター設置
1977	9 『教務補導部だより』を『東学大キャンパス	

内	学外・教育界のできごと
<p>学生・同窓会・教職員等</p>	
<p>11 青山児童館敷地に記念碑「青山師範学校の跡」建立</p>	<p>7 教育職員養成審議会建議「教員養成の改善方策について」 ▷ 「特殊教育拡充整備計画」</p>
<p>▷ 教員養成大学・学部学生海外派遣制度により2名の学生を初めて派遣（アメリカ，フランス） ▷ 池袋西口公園に記念碑「東京府豊島師範学校・同附属小学校発祥の地」建立</p>	
	<p>5 文部省新構想の教員養成大学等に関する調査会「教員のための新しい大学・大学院の構想」</p>
<p>▷ 「東京学芸大学同窓会会員研修実施要項」を作成</p>	
<p>10 第1回養護学校と義務制問題に関する</p>	<p>7 小・中学校学習指導要領改訂告示 「ゆ</p>

付 表

年	学	
	組織・カリキュラム等	施設・附属学校等
1977	<p>通信』に改称 11太田善磨学長再任（10日）</p>	
1978		<p>1教育工学センター棟増築 3美術・工芸教室，RI実験棟完成 4全国共同利用施設海外子女教育センター設置 6体育科研究棟3号館完成 7小金井市立公立学校教員への附属図書館公開開始 ▷「放射性同位元素研究室」を「放射性同位元素総合実験室」に改称</p>
1979	<p>4「東京学芸大学カリキュラム」第三次改訂 4大学院教育学研究科講座組織の変更・第一次大講座化（一般教育等と職業科関係の学科目を除く58学科目と70講座を合わせて63講座へ） 7博士課程設置の概算要求の中止 11第6代学長に阿部猛就任（10日）</p>	<p>3一般講義棟新3号館（東側），留学生研究室完成 3自然科学系研究棟増築 6芸術館完成 11第2むさしのホール棟完成</p>
1980		<p>3人文研究棟（9階建）完成，一般講義棟5号館，音楽科・家庭科研究棟，野外教育実習施設棟，留学生研究室増築 4有害廃棄物処理施設設置 6体育科研究棟2号館完成 12第2むさしのホール開館</p>
1981		<p>5柔道場完成</p>

内	学外・教育界のできごと
学生・同窓会・教職員等	
る全学ゼミナール開催（以後，1979年5月の第8回まで）	とりと充実」
<p>4 大泉寮改築完成し入居開始</p> <p>5 附属竹早中学校内に記念碑「母校仰慕の碑」建立（第一師範学校女子部竹早会）</p> <p>▷初めて「学内の交通規制に協力を！」のよびかけ</p>	6 中央教育審議会答申「教員の資質能力の向上について」
	<p>1 国立大学共通一次試験実施</p> <p>4 養護学校義務制実施</p>
<p>7 全国国公立大学卓球大会女子ダブルスで長瀬やよい（A類国語4年）・大塚理恵（A類国語2年）組が優勝</p> <p>▷同窓会が個人研修用テキスト『獅子』第1号を発刊</p>	
<p>1 学長主催で第1回「留学生との懇談会」開催（以後，現在まで）</p> <p>3 小平寮完成</p> <p>▷「大学構内における交通事故防止措置要項」作成</p>	

付 表

年	学	
	組織・カリキュラム等	施設・附属学校等
1982		<p>2 データステーション棟完成</p> <p>4 データステーション設置</p> <p>4 附属幼稚園で軽度の障害児若干名の保育開始</p> <p>10 シンポジウム「教育実習をめぐる諸問題 教育実習の理念とその具体化の方法」開催（教育実習研究指導センター）</p>
1983	<p>3 臨時情緒障害児教育教員養成課程廃止</p> <p>11 阿部猛学長再任（10日）</p>	<p>11 講演・シンポジウム「大学における教員養成・教育実習」開催（教育実習研究指導センター）</p>
1984		<p>7 放射性同位元素総合実験施設設置</p> <p>10 多摩地区公立学校教員への附属図書館公開開始</p> <p>11 講演・シンポジウム「教育実習をめぐる諸問題 教科教育と教育実習」開催（教育実習研究指導センター）</p>
1985	<p>5 大学院委員会が博士課程構想を具体化（六十年構想）及び設置のための概算要求の復活</p> <p>11 第7代学長に関四郎就任（10日）</p>	<p>3 海外子女教育センター・教育実習研究指導センター・附属学校部の合同棟完成，第1むさしのホール増築</p>
1986	<p>10 教授会で「大学の今後の整備・転換について」を決定し，「新課程」設置の準備着手</p>	<p>3 留学生研究室移築</p> <p>7 東京都立学校教員への附属図書館公開開始</p>

内	学外・教育界のできごと
学生・同窓会・教職員等	
	<p>5 文部省初等中等教育局長が都道府県・政令指定都市教育委員会教育長に対し教員選考方法の多様化と工夫等を促す通知</p>
	<p>11 中央教育審議会教育内容等小委員会「審議経過報告」「自己教育力の育成」 11 教育職員養成審議会答申「教員の養成及び免許制度の改善について」</p>
	<p>8 臨時教育審議会設置</p>
	<p>6 臨時教育審議会第一次答申</p>
<p>▷ 学生部に留学生係と留学生相談室設置</p>	<p>4 臨時教育審議会第二次答申 6 臨時行政改革推進審議会答申で国立教員養成学部の定員見直しを提言 7 文部省「国立の教員養成大学・学部の今後の整備に関する調査研究会議」による報告「国立の教員養成大学・学部の今後</p>

付 表

年	学	
	組織・カリキュラム等	施設・附属学校等
1987	6 教授会で「新課程・専攻設置（案）」承認	5 小金井農場（学内措置）を改組して附属野外教育実習施設設置
1988	3 教育専攻科「書道専攻」が廃止され、同専攻科廃止 4 国際文化教育課程（日本研究，アジア研究，欧米研究，国際教育研究専攻），人間科学課程（生涯教育，心理臨床，総合社会システム，生涯スポーツ専攻），情報環境科学課程（教育情報科学，自然環境科学，文化財科学専攻），芸術課程（音楽，美術，書道専攻）設置 教員養成課程を「教育系」，新課程を「教養系」と呼称 4 カリキュラム改訂	
1989	5 『東学大キャンパス通信』を『キャンパス通信』に改称 11 関四郎学長再任（10日）	12 「データステーション」を「情報処理センター」に改組・改称
1990	4 教育系カリキュラム改訂 4 「教養系」が課程認定	12 課外活動共用施設棟完成
1991	4 聾学校教員養成課程，養護学校教員養成課程，言語障害児教育教員養成課程を障害児教育教員養成課程（聴覚障害児教育，養護学校教育，言語障害児教育専攻）に改組 4 教育・研究組織を改組 教育組織としての「群」「教室」等 11 第8代学長に蓮見音彦就任（10日）	

内	学外・教育界のできごと
学生・同窓会・教職員等	
	<p>の整備の方向について」</p> <p>4 臨時教育審議会第三次答申 8 臨時教育審議会第四次答申 9 大学審議会設置 12 教育職員養成審議会答申「教員の資質能力の向上方策について」</p>
<p>3 水泳部の中野純子（D類保健体育4年）が関東冬季公認記録会で関東学生選抜チームとして200mリレーで短水路日本新記録</p> <p>11 管弦楽団が全日本大学オーケストラコンクールで第3位1席入賞</p> <p>▷ 大学女子サッカー大会で女子サッカー一部が第3位</p> <p>▷ 「撫子会」が東京府豊島師範学校創立八十周年・東京第二師範学校女子部開校四十五周年を記念する『撫子八十年』の刊行と記念式典挙行</p>	<p>12 教育職員免許法改正により教員免許制度を大幅に改定</p>
	<p>3 小・中・高校学習指導要領改訂告示「生活科」新設</p> <p>11 国連「児童の権利に関する条約」採択</p>
<p>5 全国大学弓道選抜大会で女子弓道部が射撃優秀校に</p> <p>10 東京第一師範学校同窓会誌『師範教育百二十年の歩み』を刊行</p>	<p>1 共通一次試験に代わり、大学入試センター試験実施</p>
<p>7 ユニバーシアード夏季大会（英・シェフィールド）の競泳平泳ぎ200mで森谷暢（修士課程・保健体育2年）が6位入賞</p> <p>10 フランスジュニア国際柔道大会（仏・コルベュー）で立花直人（N類3年）が銅メダル獲得</p> <p>12 全国大学女子サッカー大会で女子サ</p>	<p>7 大学設置基準改正 大綱化</p>

付 表

年	学	
	組織・カリキュラム等	施設・附属学校等
1992	<p>4 大学院教育学研究科に「教養系」新課程に対応する15の修士講座を増設し、「学術修士」学位を新設</p> <p>4 博士課程設置の調査費措置</p> <p>7 教員就職推進プロジェクト委員会発足</p>	<p>6 一般講義棟新3号館（西側）増築完成</p> <p>10 附属図書館，授業期の土曜開館開始</p>
1993	<p>3 『東京学芸大学白書 教育と研究の現状 1992』刊行</p> <p>12 東京学芸大学創基百二十周年記念シンポジウム開催「教員養成の展開と課題 国際的視点における経験と交流」</p>	<p>3 教職員福利厚生施設完成</p> <p>4 附属特殊教育研究施設を教育診断部門と治療教育部門に改組</p> <p>7 教職員福利厚生施設（小金井クラブ）使用開始</p> <p>11 留学生教育研究センター設置（学内措置）</p> <p>▷ 一般講義棟旧2・3号館解体</p>
1994	<p>3 『東京学芸大学白書 附属学校の現状 1993』刊行</p>	<p>2 教職員福利厚生施設増築</p> <p>6 「附属野外教育実習施設」を「附属環境教育実践施設」に改組・改称</p> <p>6 一般講義棟N館北側・S館南側，国際交流会館完成</p> <p>10 国際交流会館に留学生・外国人研究員入居開始</p>

内	学外・教育界のできごと
学生・同窓会・教職員等	
<p>サッカー部が準優勝</p> <p>3 東京第一師範学校百二十周年記念式典挙行</p> <p>4 小金井地区での宿日直勤務を廃止</p> <p>7 全国国立大学柔道優勝大会で柔道部が準優勝</p> <p>7 「学獅会」発足</p> <p>12 アジアジュニア陸上競技選手権大会（印・ニューデリー）の七種競技で上野祐紀子（N類生涯スポーツ2年）が銀メダル獲得</p>	<p>9 学校週5日制を毎月第2土曜日のみ実施</p>
<p>4 「大学構内における交通事故防止措置要項」改正 学生の自動車通学禁止等</p> <p>4 教員就職推進研究会第1回講座開講（以後、毎年11月～7月に開講）</p> <p>5 全国大学弓道選抜大会女子の部で弓道部が第2位に</p> <p>6 日本学生陸上競技選手権大会の七種競技で上野祐紀子（N類生涯スポーツ3年）が第1位に</p> <p>8 全日本学生弓道遠的選手権大会男子の部で柴崎則史（A類数学2年）が優勝，女子の部で金子史（A類社会2年）が第3位に</p>	<p>5 文部省「大学改革の推進状況」発表</p>
<p>6 日本学生陸上競技選手権大会の女子400mハードルで土屋恵（N類生涯スポーツ2年）が第1位に</p> <p>9 日本学生陸上競技対校選手権大会の女子走幅跳で山田美加（N類生涯スポーツ3年）が第1位に</p> <p>12 創立五十周年記念会発足</p>	<p>5 「児童の権利に関する条約」国内発効</p>

付 表

年	学	
	組織・カリキュラム等	施設・附属学校等
1994		▷一般講義棟旧1・4号館解体
1995	<p>3『研究活動一覧 1990～1994』刊行</p> <p>3キャンベラ大学（オーストラリア）と大学間交流協定締結</p> <p>4「東京学芸大学カリキュラム」第四次改訂</p> <p>6北京師範大学（中華人民共和国）、釜山女子大学校（韓国）、南ソウル産業大学校（韓国）と大学間交流協定締結</p> <p>10各部学務係を廃止し「学生センター」（第2むさしのホール3階）開設</p> <p>11蓮見音彦学長再任（10日）</p>	<p>3一般講義棟N館南側・S館北側完成</p> <p>4附属図書館，日曜・休日開館開始</p> <p>12附属図書館2階閲覧室改修および正面入口にブックディテクション装置移設</p>
1996	<p>4大学院連合学校教育学研究科（学校教育学専攻）博士課程設置</p> <p>6カーセジ大学（アメリカ）と大学間交流協定締結</p> <p>9東北師範大学（中華人民共和国）と大学間交流協定締結</p>	3新講義棟完成
1997	<p>4大学院教育学研究科に総合教育開発専攻（夜間課程）を設置し，既設12専攻87講座を12専攻17講座の大講座制へ改編・第二次大講座化</p> <p>4大学院教育学研究科で昼夜開講制開始</p>	4附属教育実践総合センター設置（附属教育工学センター及び附属教育実習研究指導センターを改組・

内	学外・教育界のできごと
<p>学生・同窓会・教職員等</p>	
<p>9 陸上競技日本ジュニア選手権で金縄めぐみ（N類生涯スポーツ1年）が大会新記録で優勝</p>	<p>4 学校週5日制を毎月第2・第4土曜日実施</p>
<p>3 創立五十周年記念誌編集委員会発足 3 JAPANパラリンピックのアイススレッジスピードレース車椅子100m, 800m, 1000m走で、松江美季（B類保健体育3年）が日本新記録で優勝 8 全日本大学ビーチバレーボール大会（女子）で楠原千秋（N類生涯スポーツ3年）と國澤智美（N類生涯スポーツ3年）が優勝 9 日本学生陸上競技対校選手権大会の七種競技で明瀬直子（N類生涯スポーツ3年）が、女子400mハードルで土屋恵（N類生涯スポーツ2年）が優勝 9 '96日本グランプリファイナル混成競技の十種競技で奥山剛史（保健体育2年）が優勝</p>	<p>4 文部省「教員採用等に関する調査研究協力者会議」が教員採用等の改善方策について報告書 7 第15期中央教育審議会第一次答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」「生きる力」と「ゆとり」</p>
<p>3 国際学生宿舍舎完成 12 女子バレーボール部が全日本大学選手権大会で初優勝</p>	<p>4 政府・与党の財政構造改革会議で文相が国立大学教員養成課程の入学定員を3年間で5,000人削減すると表明 6 第16期中央教育審議会第二次答申「21世紀</p>

付 表

年	学	
	組織・カリキュラム等	施設・附属学校等
1997	<p>4 トリア大学 学部（ドイツ）と大学間交流協 定締結</p> <p>5 学長補佐設置</p> <p>6 国立東洋言語文化研究院（フランス）と大学 間交流協定締結</p> <p>9 各部教官会で「入学定員の削減に対応する学 部改革案」配布</p> <p>10 学部改組委員会設置</p> <p>10 全南大学校（韓国）と大学間交流協定締結</p> <p>10 多摩地区国立 5 大学単位互換制度開始（東京 外国語大学，東京農工大学，一橋大学，電気 通信大学と）</p> <p>11 第 9 代学長に岡本靖正就任（10日）</p>	<p>拡充） 教育実習研究指 導部門，教育臨床開発指 導部門，教育工学研究開 発部門</p> <p>4 附属図書館，授業期平日 の開館時間を午後10時ま でに延長</p>
1998	<p>4 副学長設置</p> <p>4 事務組織を大幅改編</p>	<p>4 留学生センターを省令施 設として設置</p>

内	学外・教育界のできごと
<p>学生・同窓会・教職員等</p>	
	<p>を展望した我が国の教育の在り方について」</p> <p>7教育職員養成審議会第一次答申「新たな時代に向けた教員養成の改善方策について」</p> <p>8大学の教員等の任期に関する法律施行</p>
<p>3長野パラリンピックのアイスレジャススピードレース女子（LW10クラス）で、松江美季（B類保健体育4年）が500m, 1000m, 1500mで 金メダル, 100mで銀メダル獲得</p> <p>5附属高校講堂前広場に東京青山師範学校・東京第一師範学校跡地碑を建立し、元青山師範学校校長瀧澤菊太郎および元青山師範学校校医詫摩武彦の胸像を再建</p>	<p>4「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」（いわゆる「介護等体験特例法」）施行</p> <p>6教育職員養成審議会大学院等特別委員会中間報告「修士課程を積極的に活用した教員養成の在り方について」</p> <p>6第16期中央教育審議会答申「新しい時代を拓く心を育てるために 次世代を育てる心を失う危機 」</p> <p>7大学審議会中間まとめ「21世紀の大学像と今後の改革方策について 競争的環境の中で個性が輝く大学」</p> <p>7教育課程審議会答申「幼稚園, 小学校, 高等学校, 盲学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について」</p> <p>9中教審答申「今後の地方教育行政の在り方について」</p> <p>9生涯学習審議会答申「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」</p> <p>10大学審議会答申「21世紀の大学像と今後</p>

付 表

年	学	
	組織・カリキュラム等	施設・附属学校等
1998		

《参考資料》『東京学芸大学要覧 平成9年度』（東京学芸大学庶務部庶務課編集），『東京学芸大学二十年史』（東京学芸大学創立二十周年記念会編，1970年），『平成9年度庁舎等使用現況及び見込報告書』，『学報』，『教務補導部だより』，『東学大キャンパス通信』，『キャンパス通信』

内	学外・教育界のできごと
学生・同窓会・教職員等	
	<p>の改革方策について 競争的環境の中で個性が輝く大学 」</p> <p>10教育職員養成審議会第二次答申「修士課程を積極的に活用した教員養成の在り方について」</p> <p>11文部大臣が中央教育審議会に「初等中等教育と高等教育との接続の改善について」諮問</p> <p>12幼稚園教育要領、小学校・中学校学習指導要領告示（2002年度実施予定）</p>

113 歴代役職者名簿(1998.10.1現在)

学 長

木 下 一 雄	昭24.5.31~昭31.10.21
村 上 俊 亮	昭31.10.22~昭36.11.9
高 坂 正 顕	昭36.11.10~昭42.11.9
鎌 田 正 宣	昭42.11.10~昭48.11.9
太 田 善 麿	昭48.11.10~昭54.11.9
阿 部 猛	昭54.11.10~昭60.11.9
関 四 郎	昭60.11.10~平3.11.9
蓮 見 音 彦	平3.11.10~平9.11.9
岡 本 靖 正	平9.11.10~現在
副学長(総務・研究等担当)	
小 林 志 郎	平10.4.9~現在
副学長(教務・学生等担当)	
荒 尾 禎 秀	平10.4.9~現在

事 務 局 長

丸 山 昇	昭24.5.31~昭24.12.12
(事務取扱)	
丸 山 昇	昭24.12.13~昭27.7.1
宮 崎 蔚	昭27.7.2~昭37.11.30
松 本 忠太郎	昭37.12.1~昭40.3.31
石 川 好 郎	昭40.4.1~昭43.3.31
福 田 文 夫	昭43.4.1~昭45.3.31
田 口 栄 司	昭45.4.1~昭47.3.31
前 川 春 雄	昭47.4.1~昭51.10.31
寒 川 英 希	昭51.11.1~昭54.3.31
山 本 研 一	昭54.4.1~昭58.3.31
小 川 峻 治	昭58.4.1~昭59.6.30
鷲 尾 正 昭	昭59.7.1~昭60.5.15
上 野 保 之	昭60.5.16~昭63.9.30
阿 部 憲 司	昭63.10.1~平3.3.31
平 川 忠 男	平3.4.1~平6.3.31
青 木 重	平6.4.1~平7.6.30
大 澤 幸 夫	平7.7.1~平8.6.29
南 雲 修	平8.6.30(事務取扱)
西 澤 良 之	平8.7.1~現在

庶 務 部 長

輪 島 鋭治郎	昭43.4.1~昭46.3.31
高 岡 久 勝	昭46.4.1~昭50.3.31
露 木 惠 一	昭50.4.1~昭52.3.31
友 崎 貢	昭52.4.1~昭56.3.31
安 間 恒 保	昭56.4.1~昭58.6.30
有 地 成 光	昭58.7.1~昭60.3.31
脇 坂 正 典	昭60.4.1~昭61.4.30
三 浦 良 雄	昭61.5.1~平2.3.31
三 浦 猛 夫	平2.4.1~平4.3.31
大 嶋 利 夫	平4.4.1~平6.7.24
藤 井 陽 光	平6.7.25~平7.6.30
南 雲 修	平7.7.1~平9.3.31
朝 倉 信 裕	平9.4.1~平10.4.8

総 務 部 長

朝 倉 信 裕	平10.4.9~現在
---------	------------

庶 務 課 長

柴 沼 力	昭24.7.6~昭27.7.1
宇 治 信 夫	昭27.7.2~昭29.9.4
大 塚 三 郎	昭29.11.4~昭34.3.31
佐 藤 智 雄	昭34.4.1~昭39.3.31
村 上 虎 太	昭39.4.1~昭42.3.31
辺 見 讓	昭42.4.1~昭43.3.31
辺 見 讓	昭43.4.1~昭44.3.31
松 尾 巧	昭44.4.1~昭48.3.31
込 山 進	昭48.4.1~昭50.5.15
荻 弘	昭50.5.16~昭54.3.31
大 岩 外 三	昭54.4.1~昭56.3.31
藤 澤 惠	昭56.4.1~昭59.3.31
矢 部 忠 幸	昭59.4.1~昭63.3.31
山 口 清次郎	昭63.4.1~平3.3.31
小 松 茂 喜	平3.4.1~平6.3.31
鳥 越 定 雄	平6.4.1~平8.3.31
鈴 木 英	平8.4.1~平10.3.31
橋 口 勝 善	平10.4.1~平10.4.8

総務課長

橋口勝善平10.4.9~現在

広報調査課長

杉浦利勝平10.4.1~現在

人事課長

小泉具昭昭43.4.1~昭47.3.31

小川義治昭47.4.1~昭49.3.31

伊藤省三昭49.4.1~昭54.3.31

渡辺國利昭54.4.1~昭57.7.31

石川秀夫昭57.8.1~昭60.3.31

今川庄造昭60.4.1~昭63.3.31

富張実昭63.4.1~平2.3.31

深谷正春平2.4.1~平5.3.31

南須原正純平5.4.1~平7.3.31

伊谷賢二平7.4.1~平9.3.31

中村敏朗平9.4.1~現在

学外連携推進室長

金井英喜平10.4.1~現在

会計課長

山高力三昭24.7.6~昭31.5.15

望月勇次昭31.5.16~昭34.3.31

矢作金蔵昭34.4.1~昭36.6.15

小池良雄昭36.6.16~昭38.9.15

春田年造昭38.9.16~昭41.3.31

大野昂明昭41.4.1~昭43.3.31

経理部長

杉村敬喜昭43.4.1~昭45.3.31

三輪明昭45.4.1~昭48.3.31

斎藤六平昭48.4.1~昭52.3.31

藤田郡司昭52.4.1~昭55.3.31

竹中昭一昭55.4.1~昭57.3.31

池谷勝昭昭57.4.1~昭59.3.31

永井烈昭59.4.1~昭62.3.31

森谷俊直昭62.4.1~平元.3.31

鳥海政道平元.4.1~平3.3.31

大出幸夫平3.4.1~平5.3.31

高橋喬平5.4.1~平8.3.31

寺尾繁美平8.4.1~平9.3.31

田屋三夫平9.4.1~現在

主計課長

長谷川了昭43.4.1~昭47.3.31

大木平吾昭47.4.1~昭51.3.31

中村文昭昭51.4.1~昭54.3.31

有原武昭54.4.1~昭58.3.31

益田寿昭58.4.1~昭61.3.31

板垣義信昭61.4.1~平元.3.31

高橋勇治平元.4.1~平2.3.31

嶋貫和男平2.4.1~平3.7.31

益本俊治平3.8.1~平6.3.31

北野英憲平6.4.1~平7.3.31

山下馨平7.4.1~平10.3.31

増田宏明平10.4.1~現在

経理課長

佐藤久雄昭43.4.1~昭46.3.31

川上芳夫昭46.4.1~昭49.3.31

重吉雅裕昭49.4.1~昭52.3.31

山野辺桃村昭52.4.1~昭55.3.31

山本孝昭55.4.1~昭56.3.31

小杉祐司昭56.4.1~昭59.3.31

久野日出夫昭59.4.1~昭60.10.21

永井烈昭60.10.21~昭60.11.30

(事務取扱)

岩野光揚昭60.12.1~昭63.6.30

森山亮昭63.7.1~平3.3.31

大久保政治平3.4.1~平5.3.31

園田秋雄平5.4.1~平8.3.31

前田広平8.4.1~平10.3.31

仲澤宏平10.4.1~現在

契約室長

上野勝章平10.4.1~現在

教務補導部長

岩下富蔵昭25.1.25~昭26.5.31

千々和実昭26.6.1~昭27.4.30

(事務代理)

千々和実昭27.5.1~昭28.4.16

岩田孝三昭28.4.17~昭30.3.31

鎌田正宣昭30.4.1~昭32.3.31

付 表

池田 正 俊 昭32.4.1~昭34.3.31
 日下部 智 昭34.4.1~昭36.12.31
 森 清 昭37.1.1~昭39.3.31
 松原 元一 昭39.4.1~昭45.3.31
 佐藤 正 昭45.4.1~昭49.3.31
 伊瀬 仙太郎 昭49.4.1~昭51.3.31
 檜崎 二郎 昭51.4.1~昭53.4.1
 江川 泰一郎 昭53.4.2~昭54.3.31

学生部長(昭54.4.1から教務
 補導部長を名称変更)

江川 泰一郎 昭54.4.1~昭55.4.1
 小林 文 人 昭55.4.2~昭59.4.1
 竹内 誠 昭59.4.2~昭61.4.1
 井上 尚 美 昭61.4.2~昭63.3.31
 松崎 奈 岐 昭63.4.1~平2.3.31
 宮腰 賢 平2.4.1~平4.3.31
 小林 志 郎 平4.4.1~平8.3.31
 荒尾 禎 秀 平8.4.1~平10.3.31

教務補導部次長

森 永 徳 弘 昭36.4.1~昭39.3.31
 前川 春 雄 昭39.4.1~昭42.4.30
 西野間 幸 雄 昭42.5.1~昭45.9.30
 佐藤 正 昭45.10.1~昭45.11.30

(事務取扱)

田村 武 夫 昭45.12.1~昭48.3.31
 斎藤 喜一郎 昭48.4.1~昭51.3.31
 八幡 政 男 昭51.4.1~昭54.3.31

学生部次長

加藤 寛 昭54.4.1~昭57.3.31
 西田 安 雄 昭57.4.1~昭60.3.31
 関口 儀三郎 昭60.4.1~昭62.12.1
 山本 文 夫 昭62.12.1~平2.3.31
 秦 成 彦 平2.4.1~平4.3.31
 柿本 幸 親 平4.4.1~平5.12.1
 相場 宏 平5.12.1~平7.11.30
 神代 香 代 平7.12.1~平9.1.9
 伊藤 征 司 平9.1.10~平10.3.31

学務部長

伊藤 征 司 平10.4.1~現在

教務課長

的 場 益 雄 昭24.9.15~昭34.9.30
 千 場 喜馬太 昭34.10.1~昭36.3.31
 佐藤 信 男 昭36.4.1~昭43.3.31
 小 嶋 誠 昭43.4.1~昭51.3.31
 森 元 直 良 昭51.4.1~昭57.3.31
 佐藤 常 雄 昭57.4.1~昭59.9.30
 武井 重 治 昭59.10.1~昭62.3.31
 細野 浩 一 昭62.4.1~平2.3.31
 菊地 達 治 平2.4.1~平5.3.31
 児玉 洋 祐 平5.4.1~平7.9.30
 田中 久 義 平7.10.1~平10.3.31

学務課長

田中 久 義 平10.4.1~現在

学生課長

大和田 正 衛 昭24.8.31~昭35.7.6
 賀 茂 真 社 昭35.7.7~昭40.3.31
 秋 山 武 好 昭40.4.1~昭44.3.31
 北 沢 俊 男 昭44.4.1~昭50.3.31
 黒川 喜八郎 昭50.4.1~昭52.3.31
 大熊 徳太郎 昭52.4.1~昭54.3.31
 吉川 章 昭54.4.1~昭56.3.31
 山本 文 夫 昭56.4.1~昭58.3.31
 戸村 茂 昭58.4.1~昭61.3.31
 川崎 勉 昭61.4.1~平元.3.31
 梅 澤 新 一 平元.4.1~平3.3.31
 保呂草 弘 平3.4.1~平5.9.30
 土岐 利 男 平5.10.1~平8.9.30
 大沼 靖 男 平8.10.1~平10.3.31

厚生課長

江 原 宗 治 昭41.4.1~昭42.8.15
 西野間 幸 雄 昭42.8.15~平42.9.20

(事務取扱)

大 村 潤之助 昭42.9.21~昭45.3.31
 中 川 泰 男 昭45.4.1~昭48.3.31
 佐藤 信 男 昭48.4.1~昭50.9.30
 大熊 徳太郎 昭50.10.1~昭52.3.31
 藤 田 茂 弘 昭52.4.1~昭55.9.15
 藤 原 誠 昭55.9.16~昭60.3.31

名古屋 裕 躬 昭60.4.1~平2.3.31
 田村 和 明 平2.4.1~平4.3.31
 廣田 豊 平4.4.1~平6.3.31
 中島 庸 介 平6.4.1~平10.3.31

学生サービス課長

後藤 宏 平 平10.4.1~現在

入学主幹

平川 幸子 昭62.5.21~昭63.6.30
 内藤 賢 夫 昭63.7.1~平3.3.31
 三浦 久 夫 平3.4.1~平6.3.31
 青柳 浩 平6.4.1~平7.9.30
 荒木 進一郎 平7.10.1~平9.3.31

入試課長

荒木 進一郎 平9.4.1~現在

留学生課長

大沼 靖 男 平10.4.1~現在

大学院室長

地井 尚 哉 平10.4.1~現在

施設課長

中沢 慶 福 昭24.8.31~昭26.5.31
 山高 力 三 昭26.6.1~昭27.8.31
 (事務取扱)
 中沢 慶 福 昭27.9.1~昭28.6.15
 宮崎 蔚 昭28.6.16~昭28.11.15
 (事務取扱)
 石川 要 作 昭28.11.16~昭40.3.31
 川崎 正 敬 昭40.4.1~昭43.3.31
 橋本 了 一 昭43.4.1~昭46.3.31
 勝田 芳 郎 昭46.4.1~昭51.3.31
 野崎 茂 昭51.4.1~昭52.3.31

施設部長

小林 盛 雄 昭52.4.1~昭55.3.31
 小林 茂 雄 昭55.4.1~昭58.4.1
 吾郷 恒 夫 昭58.4.1~昭61.12.1
 地引 宏 昭61.12.1~昭63.3.31
 三輪 寛 治 昭63.4.1~平3.3.31
 岡元 昭 二 平3.4.1~平7.3.31
 山岐 紀 一 平7.4.1~平9.12.31

井村 茂 和 平10.1.1~現在

企画課長

天野 享 昭52.4.1~昭56.4.1
 白井 高 昭56.4.1~昭58.3.31
 北原 実 昭58.4.1~昭61.3.31
 山岐 紀 一 昭61.4.1~昭62.7.31
 塩野 寛 昭62.8.1~平4.3.31
 巴 勝 弘 平4.4.1~平7.3.31
 八木澤 寅 壽 平7.4.1~平10.3.31
 齋藤 福 栄 平10.4.1~現在

施設課長

澤瀬 直 吉 昭52.4.1~昭56.11.30
 印 東 達 雄 昭56.12.1~昭60.7.31
 吉本 武 治 昭60.8.1~昭62.3.31
 神谷 勝 美 昭62.4.1~平元.3.31
 西澤 義 雄 平元.4.1~平3.3.31
 須藤 一 靖 平3.4.1~平6.3.31
 高橋 義 英 平6.4.1~平9.3.31
 外山 信 豊 平9.4.1~現在

附属図書館長

阪本 一 郎 昭24.7.31~昭34.3.31
 久富 貢 昭34.4.1~昭36.3.31
 千々和 実 昭36.4.1~昭38.3.31
 岩田 孝 三 昭38.4.1~昭43.3.31
 桜井 芳 朗 昭43.4.1~昭43.5.19
 鎌田 正 宣 昭43.5.19~昭43.6.30
 (事務取扱)
 大内 進 昭43.7.1~昭46.3.31
 神蔵 重 紀 昭46.4.1~昭48.3.31
 藤本 光 昭48.4.1~昭50.3.31
 辻本 芳 郎 昭50.4.1~昭52.3.31
 桑原 経 重 昭52.4.1~昭54.4.1
 稲森 潤 昭54.4.2~昭58.4.1
 石渡 毅 昭58.4.2~昭62.3.31
 小林 文 人 昭62.4.2~平3.3.31
 野村 東 助 平3.4.1~平5.3.31
 大井 清 吉 平5.4.1~平7.3.31
 岡本 靖 正 平7.4.1~平9.11.9

付 表

水 田 徹 平 9 .11 .10~現在

附属図書館事務長

山 田 東 吾 昭24 .10 .31~昭28 .4 .15

五十嵐 正 雄 昭28 .4 .16~昭30 .1 .17

太 田 徹 昭30 .4 .1~昭34 .4 .19

安 藤 由 一 昭34 .4 .20~昭36 .3 .31

三 雲 誠 道 昭36 .4 .1~昭46 .3 .31

堀 江 清 治 昭46 .4 .1~昭48 .3 .31

中 藤 栄 淳 昭48 .4 .1~昭50 .3 .31

附属図書館事務部長

安 田 愈 昭50 .4 .1~昭52 .3 .31

宮 武 正義 昭52 .4 .1~昭56 .3 .31

今 阪 潤 一 昭56 .4 .1~平 3 .3 .31

石 川 亮 平 3 .4 .1~平 6 .3 .31

森 茜 平 6 .4 .1~平 8 .3 .31

田 村 潤 二 平 8 .4 .1~平10 .9 .30

山 口 博 基 平10 .10 .1~現在

整理課長

中 藤 栄 淳 昭50 .4 .1~昭51 .3 .31

田 中 久 文 昭51 .4 .1~昭52 .3 .31

金 井 孝 昭52 .4 .1~昭55 .3 .31

酒 井 豊 昭55 .4 .1~昭59 .3 .31

森 茜 昭59 .4 .1~昭62 .3 .31

辻 英 雄 昭62 .4 .1~昭63 .4 .7

情報管理課長

辻 英 雄 昭63 .4 .8~平 2 .3 .31

石 川 誠 幸 平 2 .4 .1~平 5 .3 .31

山 田 勝 治 平 5 .4 .1~平 6 .3 .31

塩 川 銀 三 平 6 .4 .1~平 8 .3 .31

布 施 勇 平 8 .4 .1~平10 .3 .31

小 川 正 明 平10 .4 .1~現在

閲覧課長

田 中 久 文 昭50 .4 .1~昭51 .3 .31

小 嶋 誠 昭51 .4 .1~昭51 .9 .30

内 田 勉 昭51 .10 .1~昭55 .3 .31

窪 田 一 郎 昭55 .4 .1~昭58 .3 .31

黒 澤 節 男 昭58 .4 .1~昭61 .11 .30

井 上 哲 也 昭61 .12 .1~昭63 .4 .7

情報サービス課長

井 上 哲 也 昭63 .4 .8~平元 .3 .31

加 藤 宗 晴 平元 .4 .1~平 3 .3 .31

繪 鳩 彰 平 3 .4 .1~平 5 .3 .31

益 田 義 孝 平 5 .4 .1~平 7 .3 .31

山 下 洋 一 平 7 .4 .1~平 9 .3 .31

玉 木 茂 平 9 .4 .1~現在

保健管理センター所長

黒 田 芳 夫 昭46 .4 .1~昭51 .4 .1

長 瀬 又 男 昭51 .4 .2~昭54 .4 .1

井 上 義 朗 昭54 .4 .2~昭58 .4 .1

長 瀬 又 男 昭58 .4 .2~昭59 .4 .1

井 上 義 朗 昭59 .4 .2~昭62 .3 .31

谷 俊 治 昭62 .4 .1~平 3 .3 .31

井 上 義 朗 平 3 .4 .1~平 4 .3 .31

谷 俊 治 平 4 .4 .1~平 6 .3 .31

福 島 脩 美 平 6 .4 .1~平 7 .3 .31

太 田 昌 孝 平 7 .4 .1~現在

附属特殊教育研究施設長

大 城 富士雄 昭38 .10 .1~昭40 .9 .3

大和田 健次郎 昭40 .9 .4~昭40 .10 .19

(事務取扱)

大和田 健次郎 昭40 .10 .20~昭42 .3 .31

高 坂 正 顕 昭42 .4 .1~昭42 .11 .9

(事務取扱)

五十嵐 清 止 昭42 .11 .10~昭44 .3 .31

山 口 薫 昭44 .4 .1~昭51 .5 .31

大和田 健次郎 昭51 .6 .1~昭54 .4 .1

荒 川 勇 昭54 .4 .2~昭57 .3 .31

藤 原 喜 悦 昭57 .4 .1~昭58 .4 .1

野 村 東 助 昭58 .4 .2~昭62 .3 .31

山 口 薫 昭62 .4 .1~昭63 .3 .31

野 村 東 助 昭63 .4 .1~平 3 .3 .31

福 島 脩 美 平 3 .4 .1~平 5 .3 .31

野 村 東 助 平 5 .4 .1~平 6 .3 .31

水 谷 徹 平 6 .4 .1~平 9 .3 .31

氏 森 英 亞 平 9 .4 .1~現在

附属教育工学センター長

大島 三男 昭46.4.1~昭50.3.31
池本 洋一 昭50.4.1~昭52.3.31
小金井 正己 昭52.4.1~昭56.4.1
下山 剛 昭56.4.2~昭60.4.1
高萩 保治 昭60.4.2~平元.3.31
斎藤 耕二 平元.4.1~平5.3.31
羽鳥 好夫 平5.4.1~平7.3.31
村上 英興 平7.4.1~平9.3.31

附属教育実習研究指導センター長

品川 不二郎 昭51.5.10~昭55.4.1
堀松 武一 昭55.4.2~昭57.4.1
磯貝 芳郎 昭57.4.2~昭61.4.1
羽鳥 博愛 昭61.4.2~平2.3.31
小松 喬生 平2.4.1~平3.3.31
田近 洵一 平3.4.1~平6.3.31
中橋 政則 平6.4.1~平9.3.31

附属教育実践総合センター長

(平9.4.1から附属教育工学センター及び附属教育実習研究指導センターを統合・改称)

小林 志郎 平9.4.1~平10.3.31
小澤 紀美子 平10.4.1~現在

附属野外教育実習施設長

北野 日出男 昭62.5.21~平3.3.31
赤沢 英二 平3.4.1~平5.3.31
小川 博久 平5.4.1~平6.6.23

附属環境教育実践施設長

(平6.6.24から附属野外教育実習施設を改組・改称)

小川 博久 平6.6.24~平9.3.31
山下 脩二 平9.4.1~現在

海外子女教育センター長

木庭 修一 昭53.4.1~昭56.4.1
高萩 保治 昭56.4.2~昭59.4.1
藤原 喜悦 昭59.4.2~昭61.4.1
藍 尚禮 昭61.4.2~昭63.3.31
三笠 乙彦 昭63.4.1~平2.3.31

青木 栄一 平2.4.1~平5.3.31
藍 尚禮 平5.4.1~平8.3.31
水田 徹 平8.4.1~平10.3.31
福島 脩美 平10.4.1~現在

在外教育施設連絡調整主幹

秋山 弘 平3.4.1~平4.3.31
山田 久仁夫 平4.4.1~平8.3.31
伊藤 政信 平8.4.1~平9.3.31
三上 智 平9.4.1~現在

データ・ステーション所長

島 貫陸 昭57.4.1~昭63.3.31
河井 芳文 昭63.4.1~平元.3.31
磯貝 芳郎 平元.4.1~平元.12.6

情報処理センター長

(平元.12.7からデータ・ステーションを改組・改称)

磯貝 芳郎 平元.12.7~平3.3.31
原 聰介 平3.4.1~平7.3.31
大井 みさほ 平7.4.1~平8.3.31
鶴原 喬 平8.4.1~現在

有害廃棄物処理施設長

河口 武夫 昭55.4.1~昭58.10.2
大沢 眞澄 昭58.10.3~平元.3.31
渡邊 賢壽 平元.4.1~平7.3.31
寺谷 敞介 平7.4.1~現在

放射性同位元素総合実験施設長

大脇 直明 昭59.7.5~昭63.3.31
岩下 彪 昭63.4.1~平6.3.31
村上 英興 平6.4.1~現在

留学生教育研究センター長

小林 志郎 平5.12.1~平10.3.31

留学生センター長

加藤 清方 平10.4.9~現在

国際交流会館館長

小林 志郎 平6.6.2~平8.3.31
荒尾 禎秀 平8.4.1~平10.3.31
岡本 靖正 平10.4.1~現在

付 表

学 部 主 事

(昭48.10.1 3部制から4部制に改組)

第一部長

越智元治 昭40.1.1~昭41.3.31
 桜井芳朗 昭41.4.1~昭43.3.31
 太田善麿 昭43.4.1~昭47.3.31
 三浦鞠郎 昭47.4.1~昭49.3.31
 江川泰一郎 昭49.4.1~昭53.4.1
 羽染竹一 昭53.4.2~昭57.4.1
 永野賢 昭57.4.2~昭59.4.1
 鈴木真喜男 昭59.4.2~昭63.3.31
 宇賀治正明 昭63.4.1~平4.3.31
 小池正胤 平4.4.1~平6.3.31
 竹内誠 平6.4.1~平8.3.31
 鷲山恭彦 平8.4.1~平10.3.31
 山田有策 平10.4.1~現在

第二部長

野田福雄 昭48.10.1~昭51.3.31
 阿部猛 昭51.4.1~昭54.11.9
 藤原喜悦 昭54.11.10~昭57.4.1
 蓮見音彦 昭57.4.2~昭61.3.31
 大井清吉 昭61.4.1(事務取扱)
 大井清吉 昭61.4.2~平2.3.31
 下山剛 平2.4.1~平6.3.31
 梅谷俊一郎 平6.4.1~平10.3.31
 上野一彦 平10.4.1~現在

第三部長

鎌田正宣 昭40.1.1~昭42.11.9
 鈴木敬信 昭42.11.10~昭44.3.31
 小林万寿男 昭44.4.1~昭48.9.30
 小林万寿男 昭48.10.1~昭49.3.31
 (第二部長から第三部長)

後藤捨男 昭49.4.1~昭53.4.1
 石渡毅 昭53.4.2~昭57.4.1
 古谷庫造 昭57.4.2~昭61.3.31
 田矢一夫 昭61.4.1(事務取扱)
 田矢一夫 昭61.4.2~昭63.3.31
 藍尚禮 昭63.4.1~平4.3.31
 原田實 平4.4.1~平8.3.31

武田幸作 平8.4.1~現在

第四部長

森清 昭40.1.1~昭45.3.31
 藤井典明 昭45.4.1~昭48.9.30
 藤井典明 昭48.10.1~昭51.3.31
 (第三部長から第四部長)
 笹谷栄一朗 昭51.4.1~昭55.4.1
 池本洋一 昭55.4.2~昭59.4.1
 赤沢英二 昭59.4.2~昭63.3.31
 羽鳥好夫 昭63.4.1~平4.3.31
 横山了平 平4.4.1~平8.3.31
 波多野義郎 平8.4.1~平10.3.31
 佐藤幹一 平10.4.1~現在

教育系の学部主事

島貫陸 昭63.4.8~平2.3.31
 岡本靖正 平2.4.1~平6.3.31
 学部主事(入学試験担当)
 白坂蕃 平6.4.1~平10.3.31

第一部署務長

須藤東里 昭48.10.1~昭51.3.31
 内田勉 昭51.4.1~昭51.9.30
 祖父江淳吉 昭51.10.1~昭55.3.31
 杉浦昭撰 昭55.4.1~昭58.3.31
 土馬健司 昭58.4.1~昭60.3.31
 岸延美 昭60.4.1~昭62.3.31
 丹澤昭一 昭62.4.1~平元.3.31
 佐々木登 平元.4.1~平3.3.31
 田中善政 平3.4.1~平6.3.31
 上野勝章 平6.4.1~平9.3.31
 池田克徳 平9.4.1~平10.3.31

第二部署務長

茂木悦吉 昭48.10.1~昭49.3.31
 治利喜美 昭49.4.1~昭55.4.1
 祖父江淳吉 昭55.4.1~昭58.3.31
 瀬川豊一 昭58.4.1~昭61.3.31
 城弘 昭61.4.1~昭63.3.31
 高橋英雄 昭63.4.1~平4.3.31

齋藤 弘平 4.4.1~平8.3.31
 地井 尚哉 平8.4.1~平9.3.31
 上野 勝章 平9.4.1~平10.3.31

第三部事務長

内田 勉 昭48.10.1~昭51.3.31
 須藤 東里 昭51.4.1~昭58.4.1
 杉浦 昭撰 昭58.4.1~昭60.3.31
 堀田 貞雄 昭60.4.1~昭62.3.31
 岸 延美 昭62.4.1~平元.3.31
 丹澤 昭一 平元.4.1~平3.3.31
 城 弘平 3.4.1~平5.3.31
 上野 勝章 平5.4.1~平6.3.31
 谷田貝 廣美 平6.4.1~平9.3.31
 地井 尚哉 平9.4.1~平10.3.31

第四部事務長

森元 直良 昭48.10.1~昭51.3.31
 門馬 栄寿 昭51.4.1~昭56.4.30
 鈴木 勝男 昭56.5.1~昭58.4.1
 祖父江 淳吉 昭58.4.1~昭60.3.31
 土馬 健司 昭60.4.1~昭63.3.31
 城 弘平 昭63.4.1~平3.3.31
 高橋 怜平 3.4.1~平5.3.31
 鈴木 三吉 平5.4.1~平8.3.31
 齋藤 弘平 8.4.1~平10.3.31

教育学部事務長

池田 克徳 平10.4.1~現在
 (注:各部事務長については、4部制移行後の正式発令時から記載した。)

大学院連合学校教育学研究科長

蓮見 音彦 平8.4.1~平8.5.10
 (事務取扱)
 大井 みさほ 平8.5.11~現在

附属学校部長

大塚 三七雄 昭28.6.16~昭30.2.3
 木下一雄 昭30.2.3~昭30.3.31
 (事務取扱)

北岡 馨 昭30.4.1~昭34.3.31
 小沢 栄一 昭34.4.1~昭40.3.31
 飛松 正 昭40.4.1~昭41.7.7
 堀 繁雄 昭41.7.8~昭41.10.31
 (事務取扱)

堀 繁雄 昭41.11.1~昭45.3.31
 関 治助 昭45.4.1~昭47.3.31
 東 一夫 昭47.4.1~昭49.3.31
 佐藤 正 昭49.4.1~昭53.4.1
 石渡 義一 昭53.4.2~昭57.4.1
 関 四郎 昭57.4.2~昭60.11.9
 伊津野 朋弘 昭60.11.10~昭63.3.31
 中村 義 昭63.4.1~平4.3.31
 小川 仁平 4.4.1~平6.3.31
 堅田 明義 平6.4.1~平10.3.31
 佐藤 和彦 平10.4.1~現在

附属学校部事務長

江原 宗治 昭28.6.16~昭34.4.19
 中澤 慶福 昭34.4.20~昭42.3.31
 森谷 内明 昭42.4.1~昭47.3.31
 粕谷 定吉 昭47.4.1~昭48.3.31
 鈴木 勝男 昭48.4.1~昭56.4.30
 門馬 栄寿 昭56.5.1~昭60.3.31
 杉浦 昭撰 昭60.4.1~昭63.3.31
 土馬 健司 昭63.4.1~平3.3.31
 佐々木 登平 3.4.1~平5.3.31
 池田 克徳 平5.4.1~平9.3.31
 山本 晴信 平9.4.1~現在

附属学校長

附属世田谷小学校長

五十嵐 清止 昭23.5.10~昭26.3.31
 五十嵐 清止 昭26.4.1~昭29.3.31
 倉沢 剛 昭29.4.1~昭35.3.31
 辻本 芳郎 昭35.4.1~昭41.3.31

付 表

望月 久貴 昭41.4.1~昭47.3.31
 佐藤 喜正 昭47.4.1~昭53.3.31
 八野 正男 昭53.4.1~昭59.4.1
 廣井 力 昭59.4.2~昭63.3.31
 本山 忠男 昭63.4.1~平3.3.31
 北野 日出男 平3.4.1~平8.3.31
 鈴木 二千六 平8.4.1~現在
 附属小金井小学校長
 北岡 馨 昭34.4.1~昭37.3.31
 宮畑 虎彦 昭37.4.1~昭40.3.31
 佐藤 正 昭40.4.1~昭45.3.31
 渡辺 孝三 昭45.4.1~昭49.3.31
 菊地 光秋 昭49.4.1~昭54.4.1
 伊津野 朋弘 昭54.4.2~昭60.4.1
 小林 弘 昭60.4.2~平元.3.31
 河井 芳文 平元.4.1~平元.12.3
 中村 義 平元.12.4~平元.12.31
 (事務取扱)
 嘉戸 脩平 2.1.1~平7.3.31
 宮腰 賢 平7.4.1~現在
 附属大泉小学校長
 小沢 栄一 昭22.2.24~昭26.3.31
 大嶋 三男 昭26.4.1~昭26.12.3
 大塚 三七男 昭26.12.4~昭28.6.15
 今井 時郎 昭28.6.16~昭28.8.31
 鈴木 善一郎 昭28.9.1~昭31.3.31
 三浦 勲郎 昭31.4.1~昭32.3.31
 大嶋 三男 昭32.4.1~昭38.3.31
 飯島 要 昭38.4.1~昭41.3.31
 深川 恒喜 昭41.4.1~昭47.3.31
 小林 幸輔 昭47.4.1~昭50.3.31
 長井 和雄 昭50.4.1~昭56.4.1
 中村 義 昭56.4.2~昭62.4.1
 斎藤 毅 昭62.4.2~平5.3.31
 児島 邦宏 平5.4.1~現在
 附属竹早小学校長
 中川 武夫 昭22.9.29~昭26.3.31
 中川 武夫 昭26.4.1~昭28.7.27
 北岡 馨 昭28.7.28~昭29.3.20

(事務代理)
 北岡 馨 昭29.3.21~昭29.3.31
 (事務取扱)
 三浦 義雄 昭29.4.1~昭39.3.31
 大嶋 三雄 昭39.4.1~昭43.3.31
 小山田 勝治 昭43.4.1~昭47.3.31
 佐々八郎 昭47.4.1~昭53.4.1
 山口 康助 昭53.4.2~昭57.4.1
 村内 哲二 昭57.4.2~昭63.3.31
 古閑 永之助 昭63.4.1~平5.3.31
 次山 信男 平5.4.1~平10.3.31
 束原 昌郎 平10.4.1~現在
 附属豊島小学校長
 佐藤 卯吉 昭24.8.31~昭26.3.31
 佐藤 卯吉 昭26.4.1~昭33.3.31
 桜井 芳朗 昭33.4.1~昭36.3.30
 桜井 芳朗 昭36.3.31(事務取扱)
 桜井 芳朗 昭36.4.1~昭37.7.3
 小沢 栄一 昭37.7.4~昭37.7.15
 (事務取扱)
 堀 繁雄 昭37.7.16~昭39.3.31
 附属追分小学校長
 飛松 正 昭20.4.1~昭26.3.31
 飛松 正 昭26.4.1~昭36.3.31
 附属世田谷中学校長
 井上 春雄 昭22.4.2~昭22.8.31
 内海 庄三 昭22.9.1~昭26.3.31
 内海 庄三 昭26.4.1~昭28.8.31
 森 清 昭28.9.1~昭37.3.31
 宇井 芳雄 昭37.4.1~昭43.3.31
 品川 不二郎 昭43.4.1~昭46.3.31
 湯本 信夫 昭46.4.1~昭52.3.31
 古谷 庫造 昭52.4.1~昭57.4.1
 田矢 一夫 昭57.4.2~昭61.4.1
 原田 實 昭61.4.2~平4.3.31
 佐藤 和彦 平4.4.1~平10.3.31
 勝部 美智子 平10.4.1~現在
 附属小金井中学校長
 高木 武夫 昭22.4.1~昭25.4.29

歴代役職者名簿

神 蔵 重 紀 昭25 .4 30~昭28 .8 31	細 川 泉二郎 昭42 .4 .1 ~昭46 .3 31
桜 井 芳 朗 昭28 .9 .1 ~昭33 .5 .9	中 林 久 二 昭46 .4 .1 ~昭48 .3 31
松 原 元 一 昭33 .5 .10~昭39 .3 31	吉 田 義 英 昭48 .4 .1 ~昭54 .4 .1
堀 繁 雄 昭39 .4 .1 ~昭42 .3 31	有 井 琢 麿 昭54 .4 .2 ~昭60 .4 .1
藤 本 光 昭42 .4 .1 ~昭48 .3 31	井 上 勤 昭60 .4 .2 ~平元 .3 31
山 鹿 誠 次 昭48 .4 .1 ~昭54 .4 .1	中 橋 政 則 平元 .4 .1 ~平 6 .3 31
関 四 郎 昭54 .4 .2 ~昭57 .4 .1	窪 田 佳 尚 平 6 .4 .1 ~現在
小田野 正 之 昭57 .4 .2 ~昭61 .3 31	附属追分中学校長
中 村 格 昭61 .4 .1 ~平 4 .3 31	飛 松 正 昭22 .4 .1 ~昭23 .3 22
石 川 份 男 平 4 .4 .1 ~平 7 .3 31	太 田 善 麿 昭23 .3 23~昭26 .3 31
石 井 醇 平 7 .4 .1 ~平10 .3 31	太 田 善 麿 昭26 .4 .1 ~昭29 .3 31
岡 崎 惠 視 平10 .4 .1 ~現在	附属中学校長
附属大泉中学校長	川 口 廷 昭29 .4 .1 ~昭31 .5 .7
松 原 元 一 昭22 .8 .15~昭26 .3 31	三 浦 義 雄 昭31 .5 .8 ~昭31 .7 .4
中 川 良 一 昭26 .4 .1 ~昭29 .3 31	(事務取扱)
三 浦 勲 郎 昭29 .4 .1 ~昭32 .3 31	三 浦 義 雄 昭31 .7 .5 ~昭33 .5 .9
早 崎 謙次郎 昭32 .4 .1 ~昭38 .3 31	岡 本 圭次郎 昭33 .5 .10~昭35 .3 31
小 林 万寿男 昭38 .4 .1 ~昭41 .3 31	附属高等学校長
村 上 貞 次 昭41 .4 .1 ~昭41 .8 26	大 塚 三七雄 昭29 .4 .1 ~昭30 .2 .3
深 川 恒 喜 昭41 .8 27~昭41 .10 .15	東 一 夫 昭30 .2 .3 ~昭30 .3 31
(事務取扱)	(事務取扱)
太 田 善 麿 昭41 .10 .16~昭43 .3 31	北 岡 馨 昭30 .4 .1 ~昭34 .3 31
三 浦 勲 郎 昭43 .4 .1 ~昭47 .3 31	五十嵐 清 止 昭34 .4 .1 ~昭40 .3 31
原 真 昭47 .4 .1 ~昭52 .4 .1	鹿 沼 茂三郎 昭40 .4 .1 ~昭43 .3 31
小 口 正 七 昭52 .4 .2 ~昭56 .4 .1	石 井 正之助 昭43 .4 .1 ~昭44 .12 .7
鳥 塚 一 男 昭56 .4 .2 ~昭59 .4 .1	堀 繁 雄 昭44 .12 .8 ~昭45 .1 30
木 村 達 明 昭59 .4 .2 ~平元 .3 31	(事務取扱)
大 沢 眞 澄 平元 .4 .1 ~平 5 .3 31	後 藤 米 夫 昭45 .1 31~昭46 .3 31
青 木 栄 一 平 5 .4 .1 ~平 7 .3 31	大 村 興 道 昭46 .4 .1 ~昭49 .3 31
杉 山 吉 茂 平 7 .4 .1 ~現在	石 渡 義 一 昭49 .4 .1 ~昭52 .3 31
附属竹早中学校長	藤 原 喜 悦 昭52 .4 .1 ~昭54 .11 .9
鹿 沼 茂三郎 昭22 .8 31~昭25 .3 31	石 渡 義 一 昭54 .11 .10~昭54 .11 30
川 口 廷 昭25 .4 .1 ~昭26 .3 31	(事務取扱)
川 口 廷 昭26 .4 .1 ~昭31 .5 .7	羽 鳥 博 愛 昭54 .12 .1 ~昭60 .4 .1
三 浦 義 雄 昭31 .5 .8 ~昭31 .7 .4	五 関 善四郎 昭60 .4 .2 ~平 2 .3 31
(事務取扱)	榊 原 雄太郎 平 2 .4 .1 ~平 8 .3 31
三 浦 義 雄 昭31 .7 .5 ~昭33 .5 .10	松 本 良 夫 平 8 .4 .1 ~平10 .3 31
岡 本 圭次郎 昭33 .5 .11~昭39 .3 31	永 島 悳 正 平10 .4 .1 ~現在
関 治 助 昭39 .4 .1 ~昭42 .3 31	

付 表

附属養護学校長
 岡本圭次郎 昭35.4.1~昭39.3.31
 川口 廷 昭39.4.1~昭45.3.31
 中川武夫 昭45.4.1~昭48.3.31
 金子 敏 昭48.4.1~昭54.4.1
 山口 薫 昭54.4.2~昭60.4.1
 田村 栄一郎 昭60.4.2~平元.3.31
 堅田 明義 平元.4.1~平6.3.31
 渡邊 益男 平6.4.1~平8.3.31
 三浦 軍三 平8.4.1~現在
 附属幼稚園長
 中川武夫 昭22.9.29~昭26.3.31
 中川武夫 昭26.4.1~昭28.7.27
 北岡 馨 昭28.7.28~昭29.3.20
 (事務代理)
 北岡 馨 昭29.3.21~昭29.3.31
 (事務取扱)
 三浦 義雄 昭29.4.1~昭39.3.15
 芦田 昇 昭39.4.1~昭41.10.15
 鈴木 治 昭41.10.16~昭45.3.31
 鈴木 富三 昭45.4.1~昭49.3.31
 木村 信之 昭49.4.1~昭53.3.31
 角尾 稔 昭53.4.1~昭59.4.1
 小川 仁 昭59.4.2~平2.3.31
 近藤 充夫 平2.4.1~平6.3.31
 杉原 隆 平6.4.1~現在
 附属学校(教頭)副校長
 附属世田谷小学校
 高島 久光 昭23.9.~昭24.12.
 鈴木 勇 昭24.12.~昭25.12.31
 栗原 静一 昭26.1.1~昭26.3.31
 小堤 勝郎 昭26.4.1~昭27.9.30
 勝田 栄三郎 昭27.10.1~昭28.12.31
 饗場 一雄 昭29.1.1~昭30.9.30
 加藤 嘉男 昭30.10.1~昭35.6.
 花村 郁雄 昭35.6.~昭39.3.31
 山崎 幸一郎 昭39.4.1~昭43.3.31
 武藤 重治 昭43.4.1~昭46.1.
 増田 耕一 昭46.1.~昭50.3.31

伴 憲三郎 昭50.4.1~昭53.3.31
 岡田 和雄 昭53.4.1~昭58.3.31
 荒井 孝 昭58.4.1~昭62.3.31
 鈴木 完治 昭62.4.1~平3.3.31
 間中 孝貴 平3.4.1~現在
 附属小金井小学校
 桜 福之助 昭34.4.15~昭41.3.31
 稲葉 雄次 昭41.4.1~昭44.3.31
 腰山 太刀男 昭44.4.1~昭47.3.31
 伊藤 民男 昭47.4.1~昭51.3.31
 小林 森 昭51.4.1~昭54.3.31
 柘植 厚了 昭54.4.1~昭57.3.31
 内藤 省孝 昭57.4.1~昭61.3.31
 菊田 英一 昭61.4.1~平元.3.31
 横山 正 平元.4.1~平7.3.31
 藤原 直之 平7.4.1~現在
 附属大泉小学校
 辻 純造 昭13.4.~昭17.3.31
 仲瀬 敏久 昭17.4.1~昭20.3.31
 近藤 修博 昭20.4.1~昭24.3.31
 小暮 強 昭24.4.1~昭27.3.31
 大井 安美 昭27.4.1~昭31.3.31
 池田 芳雄 昭31.4.1~昭36.3.31
 金児 賢治 昭36.4.1~昭42.3.31
 中島 彦吉 昭42.4.1~昭45.3.31
 高橋 壽郎 昭45.4.1~昭48.3.31
 入子 祐三 昭48.4.1~昭52.3.31
 高橋 壮之 昭52.4.1~昭57.3.31
 長谷川 順義 昭57.4.1~昭60.3.31
 酒井 繁典 昭60.4.1~昭63.12.
 大野 晏且 昭63.12.~平6.3.31
 茅野 俊英 平6.4.1~平10.3.31
 熊澤 義夫 平10.4.1~現在
 附属竹早小学校
 植田 正次 昭.~昭36.3.31
 渡邊 茂 昭36.4.1~昭39.3.31
 鈴木 勝男 昭39.4.1~昭43.3.31
 野口 竹夫 昭43.4.1~昭47.3.31
 前田 京子 昭47.4.1~昭50.3.31

比護 繁 昭50.4.1~昭55.3.31
 飯塚 徹也 昭55.4.1~昭60.3.31
 関 貞雄 昭60.4.1~昭63.3.31
 柳 辰男 昭63.4.1~平4.3.31
 横井 利男 平4.4.1~平8.3.31
 酒井 実 平8.4.1~現在
 附属世田谷中学校
 山地 英太郎 昭23.4.30~昭26.5.31
 大森 照夫 昭26.6.1~昭38.3.31
 長岡 孝 昭38.4.1~昭42.3.31
 永野 亀太郎 昭42.4.1~昭56.3.31
 山本 清 昭56.4.1~昭61.3.31
 福西 孝允 昭61.4.1~平3.3.31
 鈴木 博之 平3.4.1~平5.3.31
 関 達夫 平5.4.1~現在
 附属小金井中学校
 金子 敏 昭22.4.1~昭23.3.31
 安藤 泰三 昭23.4.1~昭38.7.14
 森 秀夫 昭38.7.15~昭60.3.31
 山下 政太郎 昭60.4.1~平元.3.31
 半田 進 平元.4.1~平7.3.31
 濱中 正男 平7.4.1~現在
 附属大泉中学校
 辻田 正己 昭22.4.1~昭23.3.31
 結城 陸郎 昭23.4.1~昭23.5.31
 室田 昴 昭23.6.1~昭34.3.31
 鬼頭 正 昭34.4.1~昭38.5.31
 大城 重美子 昭38.8.1~昭40.3.31
 望田 勇 昭40.4.1~昭45.3.31
 小池 伝三郎 昭45.4.1~昭49.9.31
 鈴木 孝一 昭49.9.1~昭60.3.31
 相澤 博 昭60.4.1~昭63.3.31
 大川 武夫 昭63.4.1~平4.3.31
 志村 實 平4.4.1~平7.3.31
 若林 克壽 平7.4.1~現在
 附属竹早中学校
 井部 正 昭23.1.1~昭28.3.31
 (竹早中)
 鈴木 栄二 昭28.4.1~昭29.3.31

(竹早中)
 外園 国広 昭22.4.1~昭42.3.31
 (昭22.4~29.3 追分中)
 (昭29.4 合併)
 (昭29.4~竹早中)
 久保 孝二郎 昭42.3.1~昭48.3.31
 山本 俊冬 昭48.4.1~昭54.3.31
 久保 孝二郎 昭54.4.1~昭58.3.31
 伊藤 郁郎 昭58.4.1~昭62.3.31
 下村 勇三郎 昭62.4.1~平元.3.31
 大橋 清水平元.4.1~平4.3.31
 松下 剛 平4.4.1~平10.3.31
 鈴木 忠明 平10.4.1~現在
 附属養護学校
 加茂下 大 昭35.4.1~昭39.4.30
 (昭35年竹中特殊学級から独立)
 梅澤 雄一 昭39.5.1~昭45.12.31
 藤原 鴻一郎 昭46.1.1~昭54.1.31
 野木 清司 昭54.2.1~昭61.3.31
 井村 逸郎 昭61.4.1~平3.3.31
 山田 耕一郎 平3.4.1~現在
 附属高等学校
 有馬 敏行 昭29.4.1~昭32.3.31
 (世田谷校舎)
 下田 多七 昭29.4.1~昭35.3.31
 (竹早校舎)
 尾崎 宗治 昭32.4.1~昭40.3.31
 (世田谷校舎・3校舎・統一校舎)
 梶村 大彬 昭40.4.1~昭54.3.31
 青柳 正 昭54.4.1~昭58.3.31
 新津 金彌 昭58.4.1~昭61.3.31
 會田 武久 昭61.4.1~平元.3.31
 笠見 正保 平元.4.1~平3.3.31
 佐々木 弘 平3.4.1~平6.3.31
 中村 穎司 平6.4.1~平9.3.31
 杉浦 次利 平9.4.1~現在
 附属高等学校(大泉校舎)
 茂木 良太 昭49.1.1~昭62.3.31
 乾 次雄 昭62.4.1~平元.3.31

付 表

新妻 俊次 平元 .4 .1 ~平4 .3 31
櫻井 道夫 平4 .4 .1 ~平6 .3 31
粕谷 英雄 平6 .4 .1 ~現在
附屬幼稚園
高杉 自子 昭39 .4 .1 ~昭40 .3 31
角尾 和子 昭40 .4 .1 ~昭49 .5 15
西澤 幸子 昭49 .5 .16~昭53 .3 31
益田 勢津子 昭53 .4 .1 ~平3 .3 31
宮上 悦子 平3 .4 .1 ~平10 .3 31
溝口 綾子 平10 .4 .1 ~現在

木下 一雄 昭26 .10 .1 ~昭26 .12 .15
(事務取扱)
北岡 馨 昭26 .12 .16~昭30 .3 31
追分分校主事
西岡 一義 昭24 .6 24~昭26 .4 30
木下 一雄 昭26 .5 .1 ~昭27 .2 29
(事務取扱)
島地 威雄 昭27 .3 .1 ~昭28 .3 31

分校主事

世田谷分校主事

岩下 富蔵 昭24 .5 31~昭26 .5 31
木下 一雄 昭26 .6 .1 ~昭27 .5 20
(事務取扱)
島地 威雄 昭27 .5 21~昭30 .3 31
(兼 務)
大城 富士男 昭30 .4 .1 ~昭34 .3 31
比企 修 昭34 .4 .1 ~昭36 .3 31
大城 富士男 昭36 .4 .1 ~昭36 .12 31
岩永 胖 昭37 .1 .1 ~昭39 .3 31

小金井分校主事

大野 麟毅 昭24 .5 31~昭27 .1 31
木下 一雄 昭27 .2 .1 ~昭27 .5 20
(事務取扱)
大城 富士男 昭27 .5 21~昭28 .4 .16
(兼 務)
野村 武衛 昭28 .4 .17~昭32 .3 31
鎌田 正宣 昭32 .4 .1 ~昭34 .3 31
岩田 孝三 昭34 .4 .1 ~昭36 .3 31
比企 修 昭36 .4 .1 ~昭36 .12 31
鎌田 正宣 昭37 .1 .1 ~昭39 .3 31

大泉分校主事

大城 富士男 昭24 .7 .4 ~昭28 .4 .16
今井 時郎 昭28 .4 .17~昭30 .3 31

竹早分校主事

横山 俊平 昭24 .5 31~昭24 .7 26
二方 義 昭24 .7 27~昭26 .9 30

114 歴代教官名簿（1998.7.1現在）

1949（昭和24）年から現在までに、各学科・研究室、施設・センターに在籍した専任教官（上段）及び在籍中の専任教官（下段）の名簿を作成した。名簿は、最初に現行の研究組織順に学科・研究室の意向を踏まえ、学科あるいは研究室単位で作成し、次に施設・センターのものを記載した。統廃合された学科・研究室、施設・センターは、現在の関連する学科・研究室、施設・センターにまとめて記載した。なお、データは、各学科・研究室、施設・センターから提出されたものをもとに整理・配列した。

第一部

言語文学第一学科

国語学研究室

氏名	職名	学位	在職期間	備考（専門分野など）
戸田吉郎	教授	文学博士	昭25.4教授～昭30.8	国語学，死去
久保寺逸彦	教授		昭26.8教授～昭41.3	国語学，停年退職，名誉教授，死去
宮地幸一	教授		昭25.4助教授～昭50.3	国語学，死去
米津千之	教授		昭25.4講師～昭51.4	国語学，停年退職
永野賢	教授		昭41.4助教授～昭60.3	国語学，停年退職，名誉教授
鈴木眞喜男	教授		昭41.4助教授～平4.3	国語学，停年退職，名誉教授
井上尚美	教授		昭45.4講師～昭54.3	国語学，移籍，名誉教授
杉田洋	教授		昭53.4助教授～平3.3	国語学，移籍
宮腰賢	教授		昭47.6講師～	国語学
荒尾禎秀	教授		昭47.4助手～	国語学
中山昌久	教授		昭60.4助教授～	国語学
北澤尚	助教授		平4.4講師～	国語学
高橋久子 (大熊)	講師		平元.4講師～	国語学

日本語教育研究室

氏名	職名	学位	在職期間	備考（専門分野など）
杉田洋	教授	Ph. D.	平元.4助教授～平5.3	言語学，移籍
日向茂男	教授		平元.4助教授～平10.3	日本語教育学，移籍
谷部弘子	助教授		平2.4講師～平10.3	日本語教育学，移籍
斎藤純男	助教授		平4.4講師～平10.3	日本語教育学，音声学，移籍

付 表

氏 名	職 名	学 位	在 職 期 間	備考(専門分野など)
林 明 子	助 教 授	Ph. D.	平 3 .10 講 師 ~	日本語教育学, テクスト言語学
加 藤 清 方	教 授		平 5 .11 助 教 授 ~	日本語教育学, マルチメディア研究
半 田 淳 子	講 師		平 8 .4 講 師 ~	日本語教育学, 日本近代文学

国文学研究室

氏 名	職 名	学 位	在 職 期 間	備考(専門分野など)
太 田 善 磨	教 授	文学博士	昭24 .6 助 教 授 ~ 昭48 .11	上代文学, 学長, 名誉教授, 学士院賞(昭和42), 死去
比留間 喬 介	助 教 授		昭24 .8 助 教 授 ~ 昭25 .7	国文学, 死去
大 城 富 士 男	教 授		昭24 .12 教 授 ~ 昭41 .3	中古文学, 停年退職, 名誉教授, 死去
岡 田 藤 吉	教 授		昭25 .4 助 教 授 ~ 昭46 .3	中古文学, 停年退職
橋 本 芳 一 郎	教 授		昭25 .4 助 教 授 ~ 昭51 .4	近代文学, 名誉教授, 死去
濱 田 佐 賀 衛	教 授		昭26 .3 教 授 ~ 昭29 .3	上代文学
時 下 米 太 郎	教 授		昭26 .3 教 授 ~ 昭30 .4	中世文学
池 田 正 俊	教 授		昭26 .3 教 授 ~ 昭34 .3	中古文学, 停年退職
松 沢 智 里	教 授		昭26 .3 助 教 授 ~ 昭36 .4	中世文学
岩 永 胖	教 授		昭26 .4 助 教 授 ~ 昭45 .3	近代文学, 死去
乙 葉 弘	教 授		昭26 .4 助 教 授 ~ 昭47 .4	近世文学, 名誉教授, 死去
杉 森 美 代 子	教 授		昭26 .4 助 教 授 ~ 昭51 .4	中古文学, 停年退職, 名誉教授
溝 江 徳 明	教 授		昭30 .4 助 教 授 ~ 昭46 .3	中古文学, 死去
鈴 木 二 千 六	助 手	昭41 .3 助 手 ~ 昭43 .3	中古文学	
藤 本 勝 義	助 手	昭43 .4 助 手 ~ 昭47 .3	中古文学, 転任	
大 久 保 典 男	教 授	昭44 .8 講 師 ~ 平 4 .3	近代文学, 停年退職, 名誉教授	
古 川 清 彦	助 教 授	昭45 .4 助 教 授 ~ 昭47 .3	近代文学, 転任	
中 村 格	教 授	昭46 .4 講 師 ~ 平 5 .3	中世文学, 停年退職, 名誉教授	
鈴 木 日 出 男	助 教 授	昭46 .4 講 師 ~ 昭54 .3	上代・中古文学, 転任	
小 池 正 胤	教 授	昭47 .4 助 教 授 ~ 平 6 .3	近世文学, 停年退職, 名誉教授	
内 田 道 雄	教 授	昭47 .10 助 教 授 ~ 平 10 .3	近代文学, 停年退職, 名誉教授	
林 勉	教 授	昭49 .4 教 授 ~ 昭60 .3	上代文学, 転任, 名誉教授	
馬 場 光 子	助 手	昭49 .4 助 手 ~ 昭61 .3	中世文学, 転任	
藤 井 貞 和	教 授	昭54 .4 助 教 授 ~ 平 7 .3	上代・古代文学, 転任	
伊 藤 一 男	助 手	昭61 .4 助 手 ~ 平 5 .3	中古文学, 転任	
小 町 谷 照 彦	教 授		昭46 .4 講 師 ~	中古文学
嶋 中 道 則	教 授		昭51 .4 講 師 ~	近世文学
関 谷 一 郎	教 授		平 4 .4 助 教 授 ~	近代文学
山 田 有 策	教 授		昭51 .4 講 師 ~	近代文学

歴代教官名簿

氏名	職名	学位	在職期間	備考(専門分野など)
石井正己	助教授		平5.4 講師～	中世文学, 民俗学
須賀房江 (河添)	助教授		昭60.10 講師～	中古文学
丹陽子 (黒石)	助教授		平6.4 講師～	近世文学
大井田義彰	講師		平10.4 講師～	近代文学
湯浅佳子	助手		平7.4 助手～	近世文学

国語科教育学研究室

氏名	職名	学位	在職期間	備考(専門分野など)
勝又昌義	教授		昭24.6 助手～昭55.4	国語科教育, 停年退職, 名誉教授
望月久貴	教授	教育学博士	昭25.4 助教授～昭52.4	国語科教育, 停年退職, 名誉教授, 死去
安良岡康作	教授		昭25.4 助教授～昭56.4	国語科教育, 停年退職, 名誉教授
田近洵一	教授		昭49.4 助教授～平8.3	国語科教育, 停年退職, 名誉教授
井上尚美	教授		昭54.4 教授～昭63.3	国語科教育, 転出, 名誉教授
根本正義	教授		昭55.4 助教授～	国語科教育, 児童文学
大熊徹	教授		昭57.4 講師～	国語科教育
鈴木二千六	教授		平元.4 講師～	国語科教育
千田洋幸	講師		平8.4 講師～	国語科教育, 近代文学

中国語学中国文学研究室

氏名	職名	学位	在職期間	備考(専門分野など)
中込競	教授		昭25.4 教授～昭36.3	漢文学, 停年退職
山崎道夫	教授		昭25.4 助教授～昭43.3	漢文学, 停年退職
山口角鷹	教授		昭25.4 助教授～昭45.3	漢文学, 停年退職, 死去
大村興道	教授		昭25.4 助教授～昭54.4	中国哲学, 停年退職, 名誉教授
稲田孝	教授		昭26.3 助教授～昭54.4	中国文学, 停年退職, 名誉教授
新美保秀	講師		昭26.3 講師～昭35.7	漢文学
柳町達也	教授		昭26.3 助教授～昭48.4	漢文学, 停年退職, 死去
高橋稔	教授		昭48.4 講師～平2.9	中国文学, 退職
鈴木健之	教授		昭51.4 講師～平3.3	中国文学, K類アジア研究へ移籍
江頭廣	教授	文学博士	昭54.4 教授～昭59.4	中国哲学, 停年退職
戸川芳郎	教授		平3.10 教授～平7.3	中国哲学, 停年退職
松岡榮志	教授		昭54.4 講師～	中国古典文学・中国語学
高橋忠彦	助教授		昭59.4 講師～	中国文化学
佐藤正光	講師	博士(文学)	平7.4 講師～	中国古典文学

付 表

言語文学第二学科

英語学・英米文学・英語科教育学研究室

氏 名	職 名	学 位	在 職 期 間	備考(専門分野など)
中 川 良 一	教 授		昭24.8 助教授 ~ 昭47.3	古英語, 停年退職, 名誉教授, 死去
岡 壽 吉	教 授		昭24.8 助教授 ~ 昭52.4	米文学, 停年退職, 名誉教授, 死去
宮 部 菊 男	(助教授)		昭24.8(兼 助教授) ~ 昭25.3	死去
上 野 芳 男	教 授		昭25.4 講 師 ~ 昭30.6	死去
岡 山 茂 夫	教 授		昭25.4 講 師 ~ 昭50.4	英語学, 停年退職, 名誉教授, 死去
丹 薫	教 授		昭25.4 助教授 ~ 昭53.4	英文学, 停年退職, 名誉教授, 死去
羽 染 竹 一	教 授		昭25.4 講 師 ~ 昭60.3	古英語, 停年退職, 名誉教授
高 木 武 夫	助 教 授		昭25.4 助教授 ~ 昭27.5	死去
長 沢 英一郎	教 授		昭25.4 教 授 ~ 昭31.3	死去
寺 西 武 夫	教 授		昭25.8 教 授 ~ 昭31.5	死去
堀 江 清 弥	講 師		昭25.8 講 師 ~ 昭27.4	
細 川 泉二郎	教 授		昭25.9 助教授 ~ 昭53.4	英文学, 停年退職, 名誉教授
石 井 正之助	教 授		昭26.3 講 師 ~ 昭46.3	英文学, 死去
加 藤 憲 市	教 授		昭26.3 助教授 ~ 昭54.4	英文学, 停年退職, 名誉教授
清 水 阿 や	教 授		昭26.3 助教授 ~ 昭50.4	英文学, 停年退職, 名誉教授
大 山 敏 子	助 教 授		昭26.3 助教授 ~ 昭37.3	死去
加 藤 菊 雄	教 授		昭26.3 助教授 ~ 昭44.3	死去
江 川 泰一郎	教 授		昭26.6 助教授 ~ 昭57.4	英語教育, 停年退職, 名誉教授
宮 内 秀 雄	教 授		昭26.6 教 授 ~ 昭48.4	英語学, 停年退職, 名誉教授, 死去
柴 田 省 三	教 授		昭26.11 講 師 ~ 昭59.4	英語学, 停年退職, 名誉教授
左右田 実	教 授		昭27.3 教 授 ~ 昭33.3	死去
伊 賀 上 謙	教 授		昭27.4 講 師 ~ 昭48.4	英文学, 停年退職, 死去
岡 本 圭次郎	教 授		昭27.4 講 師 ~ 昭41.3	停年退職, 死去
塚 越 太 郎	教 授		昭27.4 助教授 ~ 昭50.4	英文学, 停年退職, 名誉教授, 死去
F. H. Mayer	一般外国人教師		昭27.4 ~ 昭35.3	
田 中 康 裕	教 授		昭27.5 講 師 ~ 昭46.3	英文学, 停年退職, 死去
橋 本 節 子 (石渡)	助 手		昭31.6 助 手 ~ 昭35.6	
D. C. Williams	一般外国人教師		昭35.4 ~ 昭38.12	
塚 本 正 也	助 手		昭35.7 助 手 ~ 昭37.4	
羽 鳥 博 愛	教 授		昭36.10 講 師 ~ 平2.3	英語教育, 停年退職, 名誉教授
楠 田 震	教 授		昭37.4 講 師 ~ 平2.3	英語学, 名誉教授
清 本 啓 子	助 手		昭37.5 助 手 ~ 昭40.6	
E. A. Richter	一般外国人教師 (昭和34 専員教授)		昭39.4 ~ 昭44.3 昭46.4 ~ 平2.3	英語教育, 停年退職
河 合 とし子	助 手		昭40.6 助 手 ~ 昭44.3	

歴代教官名簿

氏 名	職 名	学 位	在 職 期 間	備考(専門分野など)
堀 口 俊 一 S. K. Nagasaki	教 授 外国人教師	文学博士	昭41.4 講 師 ~ 昭61.3 昭44 ~ 昭45	英語教育, 名誉教授
岩 元 巖	助 授 授		昭44.4 講 師 ~ 昭50.4	米文学
黒 澤 フサ子 (桑島)	助 手		昭44.4 ~ 昭48.3	
若 林 俊 輔 A. W. Buettner	教 授 外国人教師		昭45.4 講 師 ~ 昭55.4 昭45.4 ~ 昭46.3	英語教育
小 黒 昌 一	助 授 授		昭45.7 講 師 ~ 昭51.3	中英語
中 右 實	助 授 授		昭47.2 講 師 ~ 昭50.4	英語学
田 中 剛	教 授		昭47 講 師 ~ 平5.3	米文学, 死去
赤祖父 哲 二	助 授 授		昭47 助 授 授 ~ 昭51.3	米文学
倉 持 三 郎	教 授		昭48.4 助 授 授 ~ 平6.3	英文学, 名誉教授
鹿 島 弘 子	教 授		昭48.4 講 師 ~ 平3.3	英文学, 地域研究へ移籍
中 野 節 子	助 手		昭48.4 ~ 昭51.3	英文学
岡 本 靖 正	教 授		昭50.4 助 授 授 ~ 平9.11	英文学, 学長就任
渋谷 雄三郎	教 授		昭50.4 助 授 授 ~ 昭59.3	米文学
中 村 捷	助 授 授		昭50.4 講 師 ~ 昭56.4	英語学
池 谷 彰	教 授		昭50.4 助 授 授 ~ 平6.3	英語学, 名誉教授
宇賀治 正 朋	教 授		昭50.4 助 授 授 ~ 平7.3	英語学, 停年退職, 名誉教授
牧 野 有 通	助 授 授		昭50.10 講 師 ~ 昭56.3	米文学
梶 田 優	教 授		昭51.4 助 授 授 ~ 昭63.3	英語学
岡 崎 則 子	助 手		昭51.4 ~ 昭54.12	
有 路 雍 子	教 授		昭53.4 助 授 授 ~	英文学(平成10.4 地域研究へ移籍)
伊 藤 誓	助 授 授		昭53.4 講 師 ~ 昭63.3	英文学
和 泉 邦 子	助 手		昭55.4 ~ 昭57.3	米文学
大 津 由紀雄	助 授 授		昭56.6 ~ 昭62.3	英語学
渡 辺 信 二	助 授 授		昭56.6 講 師 ~ 平3.3	米文学
柴 田 元 幸	助 授 授		昭59.4 講 師 ~ 昭63.9	米文学
山 田 健太郎	助 手		昭59.4 ~ 昭60.3	米文学
鳴 島 史 之	助 手		昭60.4 ~ 昭61.5	英文学
篠 目 清 美	助 授 授		昭63.10 講 師 ~ 平6.3	米文学
片 山 七三雄	助 手		昭63.10 ~ 平6.3	英語教育
荻 原 俊 幸	講 師		平2.4 ~ 平3.12	英語学
投 野 由紀夫	講 師	平2.4 講 師 ~ 平10.3	英語教育	
Hugh David Turner	外国人教師	平2.4 ~ 平7.3	英文学	
及 川 賢	助 手	平6.4 ~ 平8.3	英語教育	
伊 藤 嘉 一	教 授	昭52.4 講 師 ~	英語教育	

付 表

氏 名	職 名	学 位	在 職 期 間	備考(専門分野など)
佐久間 良子	教 授	Ph. D.	昭63 .4 助教授 ~	英文学
藤 平 育子	教 授		平 3 .4 教 授 ~	米文学
池 田 栄 一	教 授		昭54 .4 講 師 ~	英文学
金 谷 憲	教 授		昭55 .5 講 師 ~	英語教育
野 田 哲雄	教 授		昭58 .4 講 師 ~	英語教育
児 馬 修	教 授		昭59 .4 助教授 ~	英語学
河 野 継代	助 教授		昭57 .5 助 手 ~ 昭59 .3 昭62 .4 助教授 ~	英語学
鈴 木 猛	助 教授		昭61 .6 助 手 ~ 昭63 .8 平 4 .4 講 師 ~	英語学
舌 津 智之	助 教授		平 6 .4 講 師 ~	米文学
高 尾 直知	助 教授		平 5 .10 講 師 ~	米文学
長 原 幸雄	助 教授		昭63 .4 ~	英語学
畑 中 佳樹	助 教授		昭61 .10 講 師 ~	米文学
八 木 孝夫	助 教授		昭60 .4 助教授 ~	英語学
大 田 信良	助 教授		平 6 .6 講 師 ~	英文学
Wendy L. Bowcher	助 教授		平 7 .4 講 師 ~	英語学
馬 場 哲生	助 教授		平10 .4 講 師 ~	英語教育学
田 中 智之	講 師		平 7 .7 講 師 ~	英語学
近 藤 弘幸	講 師	平10 .4 講 師 ~	英文学	
Joshua Paul Dale	外国人教師	平 7 .4 ~	米文学	
阿 戸 昌彦	助 手	平 8 .4 ~	英語学	

独語学独文学研究室

氏 名	職 名	学 位	在 職 期 間	備考(専門分野など)
横 溝 政八郎	教 授		昭24 .4 教 授 ~ 昭46 .3	G . ハウトマン研究, 死去
志 村 博	助 教授		昭25 .4 助教授 ~ 昭38 .3	
塩 谷 饒	講 師		昭26 .4 講 師 ~ 昭27 .4	
三 浦 毅 郎	教 授		昭27 .4 教 授 ~ 昭49 .3	ドイツ文学・語学・音楽全般
山 口 四 郎	助 教授		昭27 .4 助教授 ~ 昭29 .3	
関 楠 生	助 教授		昭28 .4 助教授 ~ 昭34 .6	
藤 本 普雄	助 教授		昭29 .4 助教授 ~ 昭36 .3	
円 子 修平	講 師		昭34 .9 講 師 ~ 昭41 .3	
浦 野 春樹	教 授		昭36 .4 助教授 ~ 平 4 .3	G . ルカーチ研究, 文学論
佐々木 庸 一	教 授		昭38 .4 助教授 ~ 昭59 .3	ゲーテ学, ヴァイオリン奏法研究
上 野 修	教 授		昭41 .4 助教授 ~ 平 5 .3	A . ゼーガース研究
鷲 山 恭彦	教 授		昭50 .4 講 師 ~ 平10 .3	G ルカーチ研究, 存在論(地域研究室へ移籍)

歴代教官名簿

氏名	職名	学位	在職期間	備考(専門分野など)
幸田 薫 篠原 啄	講師 講師		昭59.4 講師～平2.3 平5.4 講師～平9.3	ドイツ語学, 言語学 東欧史研究
平野 具男 赤司 英一郎 中島 裕昭 若林 恵 G.G. Mullenbeck	教授 助教授 講師 講師 外国人教師		昭46.4 講師～ 平2.4 講師～ 平4.4 講師～ 平9.4 講師～ 昭53.4 外国人講師～	哲学の人間学, 言語哲学 R.ムシル研究, モデルネ期文学・芸術論 現代文学, 現代演劇 R.ヴァルザー研究, スイス文化論 語学教育論, 異文化論

仏語学仏文学研究室

氏名	職名	学位	在職期間	備考(専門分野など)
山本 直文 小泉 清明 水谷 謙三 関根 秀雄 石川 湧 大木 吉甫 村上 光彦 若桑 毅	教授 教授 教授 教授 教授 教授 講師 教授		昭26.4 教授～昭31.3 昭26.4 講師～昭59.4 昭27.4 教授～昭36.3 昭27.6 教授～昭28.3 昭28.5 講師～昭45.3 昭28.5 講師～平3.3 昭37.4 講師～昭40.3 昭40.4 講師～平9.3	停年退職, 名誉教授 停年退職 停年退職, 名誉教授 停年退職, 名誉教授
大矢 タカヤス 石木 隆治 荻野 文隆	教授 教授 助教授		昭59.4 助教授～ 昭63.4 助教授～ 平9.4 助教授～	フランス文学, パルザック フランス文学, ブルースト フランス文学, ソラ

人文科学科

歴史学研究室

氏名	職名	学位	在職期間	備考(専門分野など)
桜井 芳朗 小沢 栄一 東 一夫 伊瀬 仙太郎 藤本 光 結城 陸郎 萩原 龍夫 千々和 実 小林 幸輔 増田 重光	教授 教授 教授 教授 助教授 助教授 助教授 教授 教授 教授		昭24.8 教授～昭43.5 昭24.8 教授～昭48.4 昭24.8 助教授～昭49.4 昭24.8 助教授～昭52.4 昭25.4 助教授～昭28.4 昭25.4 助教授～昭40.3 昭25.4 助教授～昭42.3 昭25.4 教授～昭42.3 昭25.4 助教授～昭50.4 昭25.4 助教授～昭52.4	東洋史, 死去 日本史, 停年退職, 名誉教授 東洋史, 停年退職, 名誉教授 東洋史, 停年退職, 名誉教授 東洋史, 社会科教育へ移籍 日本史 日本史 日本史, 停年退職, 名誉教授, 死去 西洋史, 停年退職, 名誉教授 西洋史, 停年退職, 名誉教授, 死去

付 表

氏 名	職 名	学 位	在 職 期 間	備考(専門分野など)
谷 和 雄	助 教 授		昭26 .3 助教授 ~ 昭26 .8	西洋史
徳 永 香 章	講 師		昭26 .3 講 師 ~ 昭32 .4	東洋史, 死去
外 村 久 江	教 授		昭26 .3 助教授 ~ 昭50 .4	日本史, 停年退職, 名誉教授, 死去
飛 松 正	教 授		昭26 .4 教 授 ~ 昭42 .3	日本史, 停年退職, 名誉教授
太 田 常 蔵	教 授		昭26 .4 教 授 ~ 昭43 .1	東洋史, 死去
高 山 一 彦	助 教 授		昭26 .5 講 師 ~ 昭43 .4	西洋史
半 田 元 夫	教 授		昭26 .9 助教授 ~ 昭52 .9	西洋史, 死去
阿 部 猛	教 授	文学博士	昭42 .4 助教授 ~ 昭60 .11	日本史, 学長就任, 名誉教授
中 村 義	教 授	文学博士	昭44 .4 助教授 ~ 平 5 .3	東洋史, 停年退職, 名誉教授
竹 内 誠	教 授	文学博士	昭45 .4 助教授 ~ 平 9 .3	日本史, 停年退職, 名誉教授
宮 田 登	助 教 授		昭48 .4 助教授 ~ 昭51 .5	日本史, 転任(筑波大学助教授)
綱 川 政 則	教 授		昭50 .4 助教授 ~ 平 7 .3	西洋史, 退職(立正大学教授)
君 島 和 彦	助 教 授		昭52 .4 講 師 ~ 平元 .3	日本史, 地域研究室へ移籍
森 田 安 一	教 授		昭52 .4 助教授 ~ 平 4 .3	西洋史, 退職(日本女子大学教授)
桜 井 万里子	教 授		昭53 .4 講 師 ~ 平 8 .3	西洋史, 転任(東京大学教授)
土 田 哲 夫	助 教 授		平 2 .4 講 師 ~ 平10 .3	東洋史, 退職
太 田 幸 男	教 授	文学博士	昭49 .4 講 師 ~	東洋史
佐 藤 和 彦	教 授	文学博士	昭50 .4 助教授 ~	日本史
馬 淵 貞 利	教 授	博士(文学)	昭52 .4 講 師 ~	東洋史
木 村 茂 光	教 授	博士(文学)	昭55 .4 講 師 ~	日本史
林 邦 夫	教 授		平 4 .4 助教授 ~	西洋史
川 手 圭 一	助 教 授		平 7 .4 講 師 ~	西洋史
栗 田 伸 子	助 教 授		平 8 .10 助教授 ~	西洋史
大 石 学	助 教 授		平 9 .4 助教授 ~	日本史

地理学研究室

氏 名	職 名	学 位	在 職 期 間	備考(専門分野など)
磯 崎 優	教 授		昭24 .8 教 授 ~ 昭25 .6	死去
辻 本 芳 郎	教 授	理学博士	昭24 .8 助教授 ~ 昭53 .4	停年退職, 死去
長 津 一 郎	教 授		昭24 .8 助教授 ~ 昭50 .4	停年退職
山 鹿 誠 次	教 授	理学博士	昭24 .8 講 師 ~ 昭55 .4	停年退職
有 井 琢 磨	教 授	理学博士	昭25 .4 助 手 ~ 昭61 .3	停年退職
原 沢 文 弥	教 授	文学博士	昭26 .3 助教授 ~ 昭42 .3	停年退職
山 口 貞 雄	教 授	文学博士	昭26 .3 助教授 ~ 昭45 .3	停年退職
原 真	教 授		昭26 .3 助教授 ~ 昭52 .4	停年退職, 死去
菊 地 光 秋	助 教 授	理学博士	昭26 .3 助教授 ~ 昭46 .6	社会科教育教室へ移籍

歴代教官名簿

氏名	職名	学位	在職期間	備考(専門分野など)
岩田孝三	教授	理学博士	昭26.5教授~昭45.3	停年退職, 死去
松村安一	教授	理学博士	昭26.5助教授~昭48.4	停年退職
小栗宏	教授	理学博士	昭26.5助教授~昭52.4	停年退職, 死去
白坂蕃	教授	理学博士	昭46.9助手~平10.3	転任, 名誉教授
市川健夫	教授	理学博士	昭48.5助教授~平3.3	停年退職
青木栄一	教授	理学博士	昭50.4助教授~平8.3	停年退職
斎藤毅	教授	理学博士	昭52.4助教授~平9.3	停年退職
山下脩二	教授	理学博士	昭52.4助教授~	気候学
上野和彦	教授	文学博士	昭54.5講師~	経済地理学
小泉武栄	教授	理学博士	昭53.4助手~	地形学
古田悦造	教授	文学博士	昭55.4助手~	歴史地理学
矢ヶ崎典隆	助教授	Ph.D.	平10.4助教授~	農業・農村地理学
加賀美雅弘	助教授	理学博士	昭61.4助手~	社会地理学
高橋日出男	助教授	理学博士	平8.10助教授~	気候学
椿真智子	講師		平3.4助手~	文化地理学
中村康子	助手		平9.4助手~	GIS

哲学研究室

氏名	職名	学位	在職期間	備考(専門分野など)
栗林光雄	兼教授		昭24(兼)教授~昭26.10	哲学・倫理学
檜野直	助教授		昭24(兼)助教授~昭29.4	倫理学
波多野述麿	教授		昭24.8助教授~昭52.3	倫理学・日本道德史, 停年退職, 死去
西岡一義	教授		昭24.12教授~昭40.3	哲学・倫理学, 停年退職
木村伊勢雄	教授		昭25.4教授~昭40.3	倫理学, 停年退職, 名誉教授, 死去
新福敬二	教授	文学博士	昭25.4助教授~昭53.3	西洋哲学・西洋哲学史, 停年退職, 名誉教授
青木三平	助教授		昭26.3助教授~昭35.10	哲学, 死去
鈴木善一郎	教授		昭26.3教授~昭39.3	哲学・倫理学, 停年退職
遠藤孝次郎	教授		昭26.3助教授~昭43.3	哲学・倫理学, 停年退職
中川武夫	教授		昭26.3助教授~昭45.3	西洋哲学・倫理学, 停年退職, 死去
山下政治	教授		昭26.3教授~昭47.3	東洋哲学, 停年退職, 死去
刈田喜一郎	教授		昭26.3助教授~昭50.3	倫理学・西洋哲学, 退職, 死去
小池長之	教授		昭26.3講師~昭61.3	宗教学・宗教史, 停年退職, 名誉教授
大内進	教授	文学博士	昭41.4教授~昭43.3	倫理学・西洋哲学, 停年退職, 死去
田之頭安彦	教授		昭43.4助教授~平4.3	西洋古代哲学史, 停年退職, 名誉教授
筒井文隆	教授		昭47.10講師~	近世現代哲学, 移籍
近藤恒一	教授	文学博士	昭48.4助教授~平6.3	ルネサンス思想, 停年退職, 名誉教授

付 表

氏 名	職 名	学 位	在 職 期 間	備考(専門分野など)
石川 侑男	教授		昭49.4 助教授 ~ 平7.3	道徳教育, 日本倫理思想史, インド哲学, 停年退職, 名誉教授
森田 侑男	教授	文学博士	昭47.10 講師 ~	ドイツ哲学
高畑 常信	教授		昭52.4 講師 ~	中国哲学
荒井 洋一	教授		昭53.4 講師 ~	教父哲学, 西洋中世哲学
藤井 健志	助教授		昭61.4 講師 ~	宗教学
小林 春夫	助教授		平4.4 講師 ~	イスラーム哲学
稲見 正浩	助教授		平8.4 助教授 ~	インド哲学
栗原 裕次	講師		平7.11 講師 ~	ギリシャ哲学

社会科教育学研究室

氏 名	職 名	学 位	在 職 期 間	備考(専門分野など)
尾 崎 馬四郎	教授	理学博士	昭26.3 講師 ~ 昭40.3	社会科教育学, 停年退職
藤 本 光	教授	理学博士	昭28.4 助教授 ~ 昭49.3	社会科教育学, 停年退職, 名誉教授
大 森 照 夫	教授		昭38.4 助教授 ~ 昭52.3	社会科教育学, 停年退職
菊 地 光 秋	教授		昭44.4 助教授 ~ 昭54.3	社会科教育学, 停年退職
山 口 康 助	教授		昭50.4 助教授 ~ 昭60.3	社会科教育学, 停年退職
佐 島 群 巳	教授		昭49.4 助教授 ~ 平4.3	社会科教育学, 停年退職, 名誉教授
阪 上 順 夫	教授		昭52.4 助教授 ~ 平8.3	社会科教育学, 停年退職, 名誉教授
三 浦 軍 三	教授			昭54.4 助教授 ~
坂 井 俊 樹	教授		昭61.4 講師 ~	社会科教育学
森 茂 岳 雄	助教授		平4.4 助教授 ~	社会科教育学
川 崎 誠 司	講師		平8.4 講師 ~	社会科教育学

地域研究学科

地域研究室

氏 名	職 名	学 位	在 職 期 間	備考(専門分野など)
藤 井 貞 和	教授	文学博士	昭54.4 助教授 ~ 平7.3	日本文学, 転任
有 路 雍 子	教授	文学博士	昭53.4 助教授 ~	イギリス文学
石 木 隆 治	教授		昭63.4 助教授 ~	フランス文化論
鹿 島 弘 子	教授		昭48.4 講師 ~	イギリス文学
君 島 和 彦	教授		昭52.4 講師 ~	東アジア近代史
鈴 木 健 之	教授		昭51.11 講師 ~	中国民間文学
筒 井 文 隆	教授		昭47.10 講師 ~	西洋近世現代哲学
鷺 山 恭 彦	教授		昭50.4 講師 ~	ドイツ思想・文学

氏名	職名	学位	在職期間	備考(専門分野など)
岩田重則	助教授		平7.4講師~	日本民俗学
吉野晃	助教授		平2.4講師~	社会人類学

社会科学学科

法学・政治学研究室

氏名	職名	学位	在職期間	備考(専門分野など)
松田保彦	助教授		昭24.4講師~昭45.9	労働法
後藤米夫	教授		昭24.8講師~昭54.4	憲法, 行政法, 死去
飯島要	教授		昭25.4講師~昭45.3	民法
野田福雄	教授		昭25.6講師~昭52.4	政治学
岡本鑑輔	教授		昭26.3講師~昭50.3	憲法・政治学
星野安三郎	教授		昭26.3助手~昭56.3	憲法・教育法, 名誉教授
沼田稲次郎	教授	法学博士	昭26.4教授~昭27.7	労働法
植崎二郎	教授		昭26.11助教授~昭60.3	労働法・民法, 死去
岡田憲樹	助教授		昭28.4助教授~昭42.3	商法
山崎真秀	助手		昭32.4助手~昭42.9	
山崎真秀	教授		昭56.4教授~昭60.3	憲法・教育法
吉田豊	教授		昭45.4講師~平元.3	民法, 名誉教授
渡辺章	教授		昭45.11講師~平2.3	労働法
殿岡昭郎	助教授		昭50.10助教授~昭58.12	憲法・政治学
布田勉	助教授		昭54.4講師~平元.3	憲法・行政学
竹内俊子	助教授		昭60.4助教授~平2.3	憲法・教育法
恒川隆生	助教授		平2.4助教授~平9.3	行政法・教育法
大井孝	教授	パリ大学政治学国家博士	昭52.4講師~	政治学・国際関係論
角替晃	教授		昭59.4講師~	憲法・政治学
福永礼治	教授		平2.10助教授~	民法
清水篤美	助教授		平元.11講師~	民法
野川忍	助教授		昭60.4講師~	労働法・社会保障法
村松勲	助教授		平9.10助教授~	行政法・教育法
赤間祐介	講師		平2.4講師~	政治学

経済学研究室

氏名	職名	学位	在職期間	備考(専門分野など)
斉藤彰爾	教授		昭24.8講師~昭38.3	経済政策, 停年退職
佐藤武男	教授		昭24.8講師~昭59.4	経済史・経済思想, 停年退職, 名誉教授

付 表

氏 名	職 名	学 位	在 職 期 間	備考(専門分野など)	
有 井 治	教 授	経済学博士	昭25.3 教 授 ~ 昭28.4	金融論・財政学	
内 野 広 夫	教 授		昭27.3 講 師 ~ 昭61.3	財政学, 停年退職	
越 智 元 治	教 授		昭28.4 教 授 ~ 昭44.3	国際経済学, 停年退職	
矢 島 釣 次	教 授		昭28.5 助教授 ~ 昭43.3	近代経済学	
花 輪 俊 哉	助 教授		昭35.4 助教授 ~ 昭44.3	金融論	
長谷田 彰 彦	教 授		昭38.4 助教授 ~ 昭61.3	財政学, 停年退職	
山 田 克 己	助 教授		昭43.6 助教授 ~ 昭47.3	近代経済学	
森 田 桐 郎	助 教授		昭44.6 助教授 ~ 昭49.9	国際経済学	
加 藤 寛 孝	助 教授		昭45.4 助教授 ~ 昭46.3	近代経済学	
大 塚 勇 一 郎	助 教授		昭46.5 講 師 ~ 平 2.3	近代経済学	
知 野 哲 朗	助 教授		昭61.4 講 師 ~ 平 10.3	医療経済学	
梅 谷 俊 一 郎	教 授		Ph. D. 博士(経済学) 博士(経済学)	昭49.11 助教授 ~	労働経済学
北 原 徹	教 授			昭59.4 助教授 ~	金融論
久 場 嬉 子	教 授	昭47.4 講 師 ~		経済思想	
牧 野 文 夫	教 授	昭61.4 助教授 ~		経済発展論	
劉 徳 強	助 教授	平 4.10 講 師 ~		中国経済論	

社会学研究室

氏 名	職 名	学 位	在 職 期 間	備考(専門分野など)
木 原 健 太 郎	助 教授	文学博士	昭24.8(兼 講 師 ~ 昭29.4	教育社会学
清 水 義 弘	助 教授		昭25.4 助教授 ~ 昭28.3	教育社会学
田 村 榮 一 郎	教 授		昭26.5 助 手 ~ 平元.3	教育社会学, 停年退職, 名誉教授, 附属養護学校校長(昭和61.4~平成元.3)
松 浦 孝 作	教 授		昭26.10 教 授 ~ 昭48.3	教育社会学, 停年退職, 名誉教授
今 井 時 郎	教 授		昭27.2 教 授 ~ 昭31.3	元大泉分校主事(昭和28.4~昭和30.4)
濱 嶋 朗	教 授		昭27.4 講 師 ~ 平 2.3	理論社会学, 停年退職, 名誉教授
関 敬 吾	教 授		昭27.12 講 師 ~ 昭38.4	民俗学
青 井 和 夫	助 教授		昭28.4 助教授 ~ 昭36.10	理論社会学, 家族社会学
城 戸 浩 太 郎	講 師		昭29.4 講 師 ~ 昭32.9	在職中死去
須 賀 晋 一 郎	助 手		昭31.6 助 手 ~ 昭32.5	在職中死去
岩 城 完 之	助 手		昭32.6 助 手 ~ 昭37.5	地域社会学
松 原 治 郎	助 教授		昭34.8 講 師 ~ 昭40.11	家族社会学, 地域社会学, 死去
大 橋 幸	教 授		昭37.4 助教授 ~ 平 2.3	社会心理学, 名誉教授
渡 邊 益 男	教 授		昭37.5 助 手 ~ 昭40.3 昭48.1 助教授 ~ 平 8.3	福祉社会学 停年退職, 名誉教授, 附属養護学校校長(平成6.4~平成8.3)
倉 沢 進	助 教授		昭38.4 講 師 ~ 昭46.3	都市社会学

歴代教官名簿

氏名	職名	学位	在職期間	備考(専門分野など)
菊池美代志	助手		昭40.3 助手 ~ 昭44.3	都市社会学
蓮見音彦	教授		昭41.4 助教授 ~ 昭61.3	農村社会学, 地域社会学, 東京学芸大学学長(平成3.11~平成9.11)
橋本敏雄	助手		昭44.4 助手 ~ 昭47.3	理論社会学
高橋勇悦	助教授		昭46.4 講師 ~ 昭60.3	都市社会学
勅使河原勝男	助手		昭47.4 助手 ~ 昭52.3	地域社会学, 死去
岡崎友典	助手		昭52.4 助手 ~ 昭60.3	教育社会学
川崎賢一	助教授		昭60.4 助手 ~ 平3.3	情報社会論
似田貝香門	助教授		昭60.10 助教授 ~ 平2.3	地域社会学, 都市社会学
芳賀学	助手		平2.5 助手 ~ 平6.3	宗教社会学
村松泰子	教授		平3.4 教授 ~	女性学, メディア・コミュニケーション論
高田滋	教授		平3.4 助教授 ~	農村社会学, 地域社会学
野呂芳明	助教授		平元.4 助手 ~	階級・階層論, 都市社会学
森田数実	助教授		平3.4 助教授 ~	社会学史
山田昌弘	助教授		昭61.4 助手 ~	家族社会学
浅野智彦	講師		平6.4 助手 ~	社会意識論
清水洋行	助手		平8.4 助手 ~	地域社会学, 都市社会学

総合社会システム研究室

氏名	職名	学位	在職期間	備考(専門分野など)
大森暢之	教授		昭42.4 講師 ~ 平5.3	中小企業論
松永正智	教授		昭43.7 講師 ~ 平9.3	経営学
今野浩一郎	助教授		昭55.4 講師 ~ 平4.3	経営学
池末亨	助教授		平2.4 助教授 ~	社会福祉
内田賢	助教授		平4.5 講師 ~	経営学
野口裕二	助教授		平4.4 助教授 ~	社会学
都留康子	講師		平9.4 講師 ~	国際関係論

第二部

教育学科

教育学研究室

氏名	職名	学位	在職期間	備考(専門分野など)
大嶋三男	教授		昭24.8 助教授 ~ 昭50.4	教育経営学, 停年退職, 名誉教授, 死去
神蔵重紀	教授		昭24.8 助教授 ~ 昭48.4	教育哲学, 停年退職, 名誉教授, 死去
岩下富蔵	教授		昭24.12 教授 ~ 昭26.6	教育学

付 表

氏 名	職 名	学 位	在 職 期 間	備考（専門分野など）
大 野 毅	教 授		昭24.12教 授～昭27.2	教育学
幸 田 三 郎	助 教授		昭24. 助教授～昭25.1	教育学
近 藤 斉	教 授		昭25.4教 授～昭44.3	教育史，停年退職，名誉教授，死去
宮 田 丈 夫	助 教授		昭25.4助教授～昭30.3	教育学
平 松 秋 夫	教 授		昭25.4助教授～昭50.4	教育方法学，停年退職，名誉教授
堀 松 武 一	教 授		昭25.4助 手～昭57.4	教育史，停年退職，名誉教授
渡 邊 孝 三	教 授		昭25.4助 手～昭56.4	教育行政学，停年退職，名誉教授
三 井 為 友	助 教授		昭25.7助教授～昭25.7	教育学，兼職から本官発令と同時に退職
渡 辺 晶	助 教授		昭25.7助教授～昭41.10	教育史
二 方 義	教 授		昭25.12教 授～昭26.10	教育学
瀬 川 三 郎	教 授		昭26.3講 師～昭33.3	教育方法学，停年退職，死去
扇 谷 尚	助 教授		昭26.3助教授～昭30.4	教育課程
稲 毛 卓	助 教授		昭26.3助教授～昭47.7	幼児教育，幼稚園教員養成課程へ転出
二 関 隆 美	助 教授		昭26.3助教授～昭39.4	教育社会学
五十嵐 清 止	教 授		昭26.3助教授～昭44.3	教育方法学，停年退職，名誉教授，死去
小山田 勝 治	教 授		昭26.3講 師～昭47.3	教育方法学，停年退職，名誉教授，死去
金 子 敏	教 授		昭26.3助教授～昭56.4	教育方法学，停年退職，名誉教授，死去
大 塚 三七雄	教 授		昭26.12教 授～昭30.2	教育哲学，死去
倉 沢 剛	教 授	文学博士	昭27.4教 授～昭42.3	教育課程，停年退職，名誉教授，死去
小 池 栄 一	助 手		昭32.4助 手～昭43.3	
潮 木 守 一	助 教授		昭38.9助教授～昭42.2	教育社会学，転任
麻 生 誠	助 教授		昭39.4助教授～昭49.4	教育社会学，転任
松 島 釣	教 授	教育学博士	昭41.10助教授～昭51.10	教育史，併任 転任
田 浦 桂 三	助 手		昭43.4助 手～昭44.3	退職
長 井 和 雄	教 授	教育学博士	昭44.4助教授～昭62.3	教育哲学，停年退職，名誉教授
中 川 隆	助 手		昭44.4助 手～昭51.3	退職
川 合 治 男	助 教授		昭46.10講 師～昭53.10	教育方法学，併任 転任
春 山 浩 司	教 授		昭48.4講 師～昭60.6	教育哲学，死去
飯 田 芳 郎	教 授		昭50.4教 授～昭53.4	教育方法学，停年退職
伊津野 朋 弘	教 授		昭50.4助教授～平4.3	教育行政学，停年退職，名誉教授
巽 幸 孚	助 手		昭51.3助 手～昭54.3	退職
福 澤 行 雄	助 教授		昭51.3講 師～昭56.11	教育史，死去
中 野 良 顕	助 教授		昭53.4助教授～昭58.4	教育方法学，転任
西 谷 成 憲	助 手		昭54.4助 手～昭59.3	退職
海老原 治 善	教 授		昭57.4教 授～平2.3	教育史，停年退職
大 戸 安 弘	助 教授		昭58.3講 師～平7.3	教育史，転任
小 林 平 造	助 手		昭59.6助 手～昭62.11	転任

歴代教官名簿

氏名	職名	学位	在職期間	備考(専門分野など)
今井康雄	助教授	博士(教育学)	昭62.4講師~平9.3	教育哲学, 辞職
小林秀一	講師		平3.4講師~平5.3	留学生担当, 停年退職
渋谷英章	助教授		平7.4助教授~平10.3	教育史, 国際教育へ移籍(平成10.4)
江川政成	教授	博士(教育学)	昭58.4助教授~	教育方法学
川瀬邦臣	教授		昭52.4講師~	教育史
児島邦宏	教授		昭48.4講師~	教育経営学
陣内靖彦	教授		昭49.4講師~	教育社会学
多田俊文	教授		昭44.4助教授~	教育方法学
原聰介	教授		昭61.4教授~	教育哲学
松本良夫	教授		昭47.4講師~	教育社会学
三笠乙彦	教授		昭46.2助教授~	教育史
篠原文陽児	助教授		昭54.4講師~	教育方法学
田中智志	助教授		平9.4助教授~	教育哲学
濱田博文	助教授		平4.4講師~	教育行政学
葉養正明	助教授		昭56.4講師~	教育制度
平野朝久	助教授		昭56.4講師~	教育方法学
橋本美保	助教授		平2.8講師~	教育史, 国際教育
戸田孝子	講師		昭62.11助手~	留学生担当
大森直樹	助手	平5.4助手~		

国際教育研究室

氏名	職名	学位	在職期間	備考(専門分野など)
橋本美保	助教授	博士(教育学)	平2.9~平10.3	教育史, 教育学へ移籍
浅沼茂	助教授	Ph. D.	平5.9助教授~	国際教育学
渋谷英章	助教授		平10.4助教授~	比較教育学, 教育学より移籍

生涯教育研究室

氏名	職名	学位	在職期間	備考(専門分野など)
伊藤壽朗	助教授		平元.4助教授~平3.3	博物館学, 死去
小林文人	教授		昭42.4助教授~平7.3	社会教育学, 停年退職
黒沢惟昭	教授		平7.4教授~	生涯教育
長濱功	教授		昭49.3講師~	生涯教育
君塚仁彦	助教授		平3.11講師~	博物館学
山口源治郎	助教授		平3.10助教授~	図書館学

付 表

図書館学研究室

氏 名	職 名	学 位	在 職 期 間	備 考 (専 門 分 野 な ど)
武 田 虎之助	教 授		昭26 .11助教授 ~ 昭36 .3	学校図書館学, 停年退職
深 川 恒 喜	教 授		昭36 .3 助教授 ~ 昭50 .4	図書館学, 停年退職, 死去
北 島 武 彦	教 授		昭37 .5 助教授 ~ 昭60 .3	図書館学, 停年退職
長 倉 美恵子	教 授		昭60 .4 助教授 ~ 平 8 .3	図書館学, 停年退職
高 鷲 忠 美	教 授		平 8 .4 教 授 ~	図書館学

心理学科

教育心理学・心理臨床研究室

氏 名	職 名	学 位	在 職 期 間	備 考 (専 門 分 野 な ど)
辰 見 敏 夫	教 授		昭24 .6 助 手 ~ 昭57 .4	教育評価, 停年退職, 名誉教授
三 浦 義 雄	教 授		昭24 .8 教 授 ~ 昭39 .3	教育心理学, 停年退職, 死去
阪 本 一 郎	教 授	文学博士	昭24 .8 教 授 ~ 昭40 .3	発達心理学, 人格心理学, 退職
芦 田 昇	教 授		昭24 .8 助教授 ~ 昭42 .1	教育心理学, 児童心理学, 死去
堀 内 敏 夫	教 授		昭25 .4 助教授 ~ 昭50 .4	学習心理学, 停年退職, 名誉教授, 死去
角 尾 稔	教 授		昭25 .4 助 手 ~ 昭61 .3	幼稚園教育学科へ移籍
山 崎 正	助 教 授		昭25 .9 助教授 ~ 昭26 .3	教育心理学, 死去
佐 藤 正	教 授		昭26 .3 助教授 ~ 昭53 .4	青年心理学, 停年退職, 名誉教授, 死去
鈴 木 治	教 授		昭26 .3 助教授 ~ 昭50 .4	児童心理学, 停年退職, 名誉教授, 死去
湯 本 信 夫	教 授		昭26 .3 助教授 ~ 昭55 .4	教育心理学, 停年退職, 名誉教授
小 島 潔	教 授		昭26 .3 講 師 ~ 昭51 .3	教育評価, 停年退職, 名誉教授
小 口 忠 彦	講 師		昭26 .3 講 師 ~ 昭26 .3	教育心理学, 兼職から本官発令と同時に転任
品 川 不 二 郎	教 授	文学博士	昭26 .10助教授 ~ 昭55 .4	臨床心理学, 停年退職, 名誉教授
斎 藤 義 夫	助 手	医学博士	昭27 .5 助 手 ~ 昭35 .3	特殊教育学科へ移籍
田 中 熊 次 郎	助 教 授	文学博士	昭28 .4 助教授 ~ 昭38 .10	集団心理学, 児童心理学, 転任
藤 原 喜 悦	教 授	医学博士	昭32 .7 助 手 ~ 昭63 .3	性格心理学, 停年退職, 名誉教授
松 野 豊	助 教 授	医学博士	昭35 . 助 手 ~ 昭45 .3	生理心理学, 転任
斎 藤 耕 二	教 授	教育学博士	昭38 .4 助 手 ~ 平 8 .3	青年心理学, 停年退職, 名誉教授
下 山 剛	教 授	教育学博士	昭39 .4 助 手 ~ 平 7 .3	学習心理学, 停年退職, 名誉教授
河 井 芳 文	教 授	教育学博士	昭42 .4 助 手 ~ 平元 .12	学習心理学, 死去
小 川 仁	教 授		昭42 .5 助教授 ~ 平 6 .3	言語・聴覚障害, 平元 .4 特殊教育学科から移籍
渡 辺 祥 子	助 教 授		昭45 .9 助 手 ~ 平 9 .3	学習心理学, 退職
磯 貝 芳 郎	教 授		昭46 .10助教授 ~ 平 4 .3	社会心理学, 停年退職, 名誉教授
八 野 正 男	教 授		昭47 .8 助教授 ~ 平 2 .3	教育評価, 停年退職, 名誉教授, 死去
野 口 裕 之	助 教 授	教育学博士	昭53 .4 助 手 ~ 昭63 .3	心理統計学, 転任

歴代教官名簿

氏名	職名	学位	在職期間	備考(専門分野など)
神宮英夫	助教授	文学博士	昭55.4 助手 ~ 平10.3	認知心理学, 転任
村田光二	助教授		昭63.4 助教授 ~ 平5.3	社会心理学, 転任
小林正幸	助教授		平7.4 助教授 ~ 平9.4	教育臨床心理学, 教育実践総合センターへ移籍
(教育心理学研究室)				
上野一彦	教授		昭50.5 講師 ~	臨床心理学
岸学	教授		昭56.5 講師 ~	認知心理学, 教育評価
河野義章	教授	博士(心理学)	平2.10 教授 ~	教育心理学, 学習心理学
高橋道子	教授	博士(心理学)	昭51.4 講師 ~	発達心理学
福富護	教授		昭44.10 助手 ~	青年心理学, 社会心理学
松村茂治	教授		昭50.8 助手 ~	臨床心理学
相川充	助教授	博士(心理学)	平5.4 助教授 ~	対人心理学
糸井尚子	助教授		昭57.4 助手 ~	発達心理学
和田実	助教授	博士(教育心理学)	昭63.8 助手 ~	社会心理学
大河原美以	助教授		平9.9 助教授 ~	臨床心理学
成田健一	助教授		平4.4 助手 ~	生涯発達心理学
上淵寿	講師		平9.4 講師 ~	教育心理学
松田修	講師	博士(保健学)	平8.4 助手 ~	臨床心理学
松尾直博	助手	博士(心理学)	平10.4 助手 ~	教育・発達臨床心理学
(心理臨床研究室)				
出口利定	教授	教育学博士	昭56.4 講師 ~	障害学, 聴覚心理学
福島脩美	教授	博士(心理学)	昭43.4 助手 ~	カウンセリング心理学
佐野秀樹	助教授	Ph. D.	昭62.4 講師 ~	カウンセリング, 異文化心理学

幼児教育学科

幼児教育学研究室

氏名	職名	学位	在職期間	備考(専門分野など)
稲毛卓	教授		昭27.5 助教授 ~ 昭47.7	幼児教育学, 死去
角尾稔	教授		昭27.5 講師 ~ 昭61.3	幼児心理学, 名誉教授
飯田秀一	教授		昭44.7 助教授 ~ 昭57.3	領域教育学「音楽リズム」
近藤充夫	教授		昭48.11 助教授 ~ 平6.3	領域教育学「健康」, 名誉教授
井口太	教授	博士(心理学)	昭57.4 講師 ~	領域教育学「表現」
小川博久	教授		昭48.4 助教授 ~	幼児教育学
岩立京子	助教授		昭61.4 講師 ~	幼児心理学
森司朗	助教授		平6.4 講師 ~	領域教育学「健康」

付 表

障害児教育学科

障害児教育研究室

氏 名	職 名	学 位	在 職 期 間	備考(専門分野など)
斉藤 義夫	教授	医学博士	昭35.4 助教授 ~ 昭47.5	教育心理から移籍, 養護学校教育(生理・心理学), 琉球大学へ転出
山口 薫	教授		昭35.4 助教授 ~ 昭42.10	附属特殊教育研究施設へ移籍
住 宏平	教授		昭36.2 教授 ~ 昭42.4	聴覚障害教育, 愛知県立大学へ転出
谷 俊治	教授	医学博士	昭37.10 講師 ~ 平6.3	聴覚・言語障害教育(臨床・医学)
小川 仁	教授		昭42.5 助教授 ~ 昭63.4	聴覚障害教育(臨床), 心理臨床へ移籍
大井 清吉	教授		昭42.10 講師 ~ 平7.3	養護学校教育(教育学), 死去
平井 昌夫	教授		昭43.7 教授 ~ 昭47.3	言語障害教育(言語学)
荒川 勇	教授		昭43.12 教授 ~ 昭57.3	聴覚障害教育(教育学), 名誉教授
中川 四郎	教授	医学博士	昭44.9 教授 ~ 昭50.4	養護学校教育(医学), 死去
小川口 宏	教授		昭47.4 助教授 ~ 平7.3	聴覚・言語障害教育(指導法), 死去
城 生 伯太郎	講師		昭49.6 講師 ~ 昭55.11	言語障害教育(言語学), 筑波大学へ転出
小川 再治	教授	医学博士	昭50.4 教授 ~ 平2.3	聴覚・言語障害教育(発達学)
古閑 永之助	教授	医学博士	昭50.4 教授 ~ 平5.3	養護学校教育(医学)
出口 利定	助教授	博士(教育学)	昭56.4 講師 ~ 平6.4	言語障害教育(指導法), 心理臨床に移籍
長崎 勤	助教授	博士(教育学)	平2.4 助教授 ~ 平10.3	言語障害教育(発達学), 筑波大学へ転出
氏 森 英 亞	教授	教育学博士	昭49.1 助教授 ~	養護学校教育(臨床, 発達学)
堅 田 明 義	教授	文学博士	昭47.1 助教授 ~	養護学校教育(生理・心理学, 発達学)
鮫 島 宗 弘	教授	医学博士	昭49.7 助教授 ~	養護学校教育(生理・心理学)
須 藤 貢 明	教授	教育学博士	昭46.4 講師 ~	聴覚障害教育(指導法)
松 矢 勝 宏	教授		昭49.3 講師 ~	障害児教育(教育学)
渡 邊 健 治	教授	博士(教育学)	昭57.4 講師 ~	障害児教育(教育学)
伊 藤 友 彦	助教授	教育学博士	平7.4 助教授 ~	言語障害教育(指導法)
小 池 敏 英	助教授	教育学博士	平5.4 講師 ~	養護学校教育(発達学)
高 橋 智	助教授		平7.4 助教授 ~	障害児教育学, 特別二一教育学
澤 隆 史	講師	博士(教育学)	平7.4 講師 ~	聴覚障害教育(指導法)
原 島 恒 夫	講師	博士(教育学)	平6.4 講師 ~	聴覚・言語障害教育(生理・心理学)
藤 野 博	講師		平10.4 講師 ~	言語障害教育(指導法)

生活科学学科

生活科学・家庭科教育学研究室

氏 名	職 名	学 位	在 職 期 間	備考(専門分野など)
野上 象子	教授		昭24.8 助教授 ~ 昭42.3	家庭科教育学, 停年退職, 死去
坂本 静子	助教授		昭25.4 講師 ~ 昭30.12	住居学, 死去

歴代教官名簿

氏名	職名	学位	在職期間	備考(専門分野など)
田村喜代	教授		昭25.4講師～昭60.4	家族関係学, 停年退職
渡辺ミチ	教授	医学博士	昭25.4助教授～昭45.3	被服学, 停年退職, 死去
伊東清枝	教授	農学博士	昭25.4助手～昭63.3	食物学
大隈トミ	教授		昭25.4講師～昭41.3	食物学, 停年退職, 死去
柏木綱	教授		昭25.4講師～昭37.3	育児学, 停年退職, 死去
深見安	助教授		昭25.4講師～昭40.3	被服学, 停年退職, 死去
熊田知恵	助教授		昭25.11講師～昭42.3	被服学
山崎清子	教授		昭26.3助教授～昭44.3	食物学, 停年退職
斉藤文雄	教授	医学博士	昭27.2教授～昭35.3	育児学, 停年退職, 死去
入来朋子 (茂木)	助手		昭27.4助手～昭31.4	(被服学)
岡村喜美	教授		昭27.5講師～昭55.4	家庭科教育学, 停年退職, 死去
加藤悦	教授		昭27.5助手～平2.3	家庭経済学, 停年退職
中橋美智子	教授	医学博士	昭31.6助手～平9.3	被服学, 停年退職
宇賀神フク	教授		昭37.4助教授～昭49.3	育児学, 死去
岩崎芳枝	教授	学術博士	昭40.4助教授～昭63.3	被服学, 停年退職
坂口志津子 (鈴木)	助手		昭41.4助手～昭44.3	(食物学)
武井洋子	教授	学術博士	昭42.4講師～平5.3	家庭科教育学, 停年退職
田上和子 (田中)	助手		昭42.7助手～昭45.3	(被服学)
大森和子	教授		昭43.4教授～昭53.4	家庭管理学, 停年退職, 死去
元山正	教授	薬学博士	昭43.4教授～昭58.4	食物学, 停年退職, 死去
井上義朗	教授	医学博士	昭43.9助教授～平4.3	児童学, 停年退職
宗像房江 (仁藤)	助手		昭44.4助手～昭47.3	(食物学)
石毛フミ子	教授	医学博士	昭45.4教授～昭56.4	被服学, 停年退職
吉野啓子 (柴田)	助手		昭45.4助手～昭47.3	(被服学)
加藤美恵子 (小野)	助手		昭47.4助手～昭48.3	(被服学)
青木枝美子 (榎本)	助手		昭47.4助手～昭50.3	(食物学)
圓谷加陽子 (西)	助手		昭50.4助手～昭55.3	(食物学)
田部井恵美子	教授		昭55.4講師～平9.3	家庭科教育学
新井映子 (桜井)	助手	農学博士	昭55.4助手～平7.3	(食物学)
伊藤茂樹	助手		平5.6助手～平7.3	(児童学・教育学)

付 表

氏 名	職 名	学 位	在 職 期 間	備考(専門分野など)
(生活科学研究室)				
小 澤 紀美子	教 授	工学博士	昭53.4 助教授 ~	住居学
直 井 道 子	教 授		平元.11助教授 ~	社会学
鳴 海 多恵子	教 授		昭48.4 助 手 ~	被服学
深 谷 和 子	教 授		昭39.4 助教授 ~	児童学
福 家 眞 也	教 授	農学博士	昭58.4 助教授 ~	食物学
渡 辺 道 子	教 授	農学博士	平 2 .6 助教授 ~	食物学
生 野 晴 美	助 教授	学术博士	昭56.4 助 手 ~	被服学
田 中 敬 文	助 教授		平 3 .4 講 師 ~	経済学
田 村 毅	助 教授	医学博士	平 4 .4 講 師 ~	児童学
田 辺 創 一	助 手	農学博士	平 7 .6 助 手 ~	食物学
中 澤 智 恵	助 手		平 7 .8 助 手 ~	教育学
(家庭科教育)				
池 崎 喜美恵	助 教授		昭60.4 講 師 ~	家庭科教育学
大 竹 美登利	助 教授	学术博士	平 9 .4 助教授 ~	家庭科教育学

第三部

数学・情報科学科

数学研究室

氏 名	職 名	学 位	在 職 期 間	備考(専門分野など)
中 村 正	助 教授		昭24.5 助 手 ~ 昭32.10	死去
清 宮 俊 雄	教 授		昭24.8 教 授 ~ 昭48.4	幾何学, 停年退職, 名誉教授
松 原 元 一	教 授		昭24.8 助教授 ~ 昭47.3	解析学, 停年退職, 名誉教授
渡 邊 正 八	教 授		昭24.8 助 手 ~ 昭55.4	数学教育, 停年退職, 名誉教授
堀 繁 雄	教 授		昭24.9 教 授 ~ 昭46.3	代数学, 停年退職, 死去
塚 田 喜司雄	教 授		昭25.4 助教授 ~ 昭48.3	代数学, 死去
小 沢 満	助 手		昭25.9 助 手 ~ 昭25.9	解析学, 転任
羽 島 司	講 師		昭25.12 講 師 ~ 昭33.5	転任
増 井 眞須夫	教 授		昭26.3 教 授 ~ 昭41.3	解析学, 停年退職, 名誉教授, 死去
斎 藤 亨	教 授	理学博士	昭26.3 助教授 ~ 昭55.4	代数学, 停年退職, 名誉教授, 死去
佐 々 八 郎	教 授		昭26.3 助教授 ~ 昭53.4	数理統計学, 停年退職, 死去
山 口 登志子	助 教授		昭26.3 講 師 ~ 昭53.3	代数学, 停年退職, 死去
山 下 玄 道	教 授		昭26.3 助教授 ~ 昭51.4	代数学, 停年退職, 名誉教授
米 田 節 子	助 教授		昭26.3 講 師 ~	幾何学, 死去
杉 村 欣次郎	教 授		昭28.4 教 授 ~ 昭30.7	

歴代教官名簿

氏 名	職 名	学 位	在 職 期 間	備考(専門分野など)
広海玄光	助手		昭32.4 助手 ~ 昭36.3	解析学
石原繁	教授	理学博士	昭33.7 助教授 ~ 昭38.3	幾何学
石渡毅	教授	理学博士	昭33.9 講 師 ~ 昭61.3	位相空間論, 停年退職, 名誉教授, 死去
草間時武	講師		昭36.4 講 師 ~ 昭39.3	数理統計学
亀森俊正	助教授		昭36.4 助 手 ~ 昭39.3 昭43.5 講 師 ~ 平4.8	解析学, 死去
中野実	助手		昭39.4 助 手 ~ 昭41.3	解析学
若桑英清	教授	理学博士	昭39.4 助教授 ~ 平元.3	幾何学, 停年退職, 名誉教授
松崎奈岐	教授		昭39.6 講 師 ~ 平6.3	数理統計学, 停年退職, 名誉教授
時田武	助手		昭41.4 助 手 ~ 昭44.3	解析学
黒木伸明	助手		昭44.4 助 手 ~ 昭46.3	代数学
原田実	教授		昭45.10 助教授 ~ 平8.3	微分幾何学, 停年退職, 名誉教授
鈴木基五郎	教授		昭47.4 ~ 昭61.3	解析学, 停年退職, 名誉教授
水町浩	助教授		昭47.10 助教授 ~ 平8.3	情報数学, 停年退職
五関善四郎	教授		昭55.4 教 授 ~ 平2.3	代数学, 停年退職, 名誉教授
田崎博之	助手	理学博士	昭60.4 助 手 ~ 昭63.3	幾何学
窪田佳尚	教授	理学博士	昭42.4 講 師 ~	関数論
関沢正躬	教授	理学博士	昭48.4 講 師 ~	微分幾何学
田中祥雄	教授	理学博士	昭47.6 講 師 ~	位相空間論
徳弘好	教授	理学博士	昭47.5 講 師 ~	代数学
細川洋	教授	理学博士	昭44.9 講 師 ~	位相幾何学
政池寛三	教授	理学博士	昭46.4 講 師 ~	代数学
青嶋誠	助教授	理学博士	平6.4 講 師 ~	数理統計学
池田義人	助教授		昭48.4 助 手 ~	位相幾何学
滝沢清	助教授		昭51.4 講 師 ~	代数学
溝口紀子	助教授	理学博士	平5.4 講 師 ~	関数方程式論
宮地淳一	助教授	理学博士	昭63.4 助 手 ~	代数学
宮地伸子	助教授		平元.4 講 師 ~	微分幾何学
山田陽	助教授	理学博士	平2.4 助教授 ~	関数論
伊藤一郎	講師		昭53.4 講 師 ~	数理統計学
谷川政雄	講師		昭61.4 講 師 ~	解析学
廣川真男	講師	理学博士	平8.4 講 師 ~	解析学
安原晃	講師	理学博士	平8.4 講 師 ~	幾何学
渡辺純成	助手	理学博士	平6.7 助 手 ~	関数解析

付 表

数学科教育学研究室

氏 名	職 名	学 位	在 職 期 間	備考(専門分野など)
川 口 廷	教 授		昭24.8 教 授 ~ 昭47.3	数学教育, 停年退職, 名誉教授, 死去
内 海 庄 三	教 授		昭25.4 助教授 ~ 昭48.4	数学教育, 停年退職, 名誉教授
野 村 武 衛	教 授		昭27.7 教 授 ~ 昭32.12	数学教育, 三重大学長へ(昭32.12)
中 島 健 三	教 授		昭44.7 助教授 ~ 昭60.3	数学教育, 停年退職, 死去
久 米 成 夫	教 授		昭49.4 助教授 ~ 平6.3	数学教育, 停年退職
森 田 俊 雄	助 教 授		昭55.4 助教授 ~ 昭59.3	数学教育, 上越教育大学へ(昭59.4)
伊 藤 説 朗	教 授	教育学博士	昭59.4 助教授 ~	数学教育
杉 山 吉 茂	教 授	教育学博士	昭46.5 講 師 ~	数学教育
梶 外志子	助 教 授		昭53.4 助 手 ~	数学教育
清 水 美 恵	助 教 授		平2.4 助 手 ~	数学教育

情報科学研究室

氏 名	職 名	学 位	在 職 期 間	備考(専門分野など)
堀 口 秀 嗣	助 教 授		昭56.3 講 師 ~ 昭63.3	教育情報
岡 本 敏 雄	教 授	工学博士	昭56.3 講 師 ~ 平5.3	情報科学
中 村 直 人	講 師	工学博士	平4.10 講 師 ~ 平9.3	教育工学
高 畑 弘	教 授	理学博士	昭46.4 助 手 ~	確率論
山 崎 謙 介	教 授	理学博士	昭48.11 助 手 ~	地震学, 情報科学
横 山 節 雄	助 教 授	理学博士	昭49.7 助 手 ~	情報ネットワーク
宮 寺 庸 造	講 師		平9.4 講 師 ~	情報科学

物理学科

物理学研究室

氏 名	職 名	学 位	在 職 期 間	備考(専門分野など)
後 藤 捨 男	教 授	理学博士	昭24.6 助教授 ~ 昭55.4	素粒子物理
永 井 龍太郎	教 授	理学博士	昭24.6 助教授 ~ 昭55.4	結晶物理
鎌 田 正 宣	教 授		昭24.8 教 授 ~ 昭42.11	原子物理学, 学長, 死去
古 田 昇	教 授	理学博士	昭25.4 講 師 ~ 昭55.4	結晶物理, 死去
西 山 広 作	助 教 授		昭25.4 助教授 ~ 昭27.11	宇宙線, 死去
日下部 智	教 授		昭25.4 教 授 ~ 昭42.3	振動論, 量子力学, 科学史, 停年退職, 名誉教授, 死去
花 輪 重 雄	教 授	理学博士	昭25.5 助教授 ~ 昭58.4	素粒子物理
石 川 昌 勝	教 授		昭26.3 助教授 ~ 昭53.4	格子欠陥
外 間 完 功	講 師		昭26.3 講 師 ~ 昭27.3	エレクトロニクス

歴代教官名簿

氏名	職名	学位	在職期間	備考(専門分野など)
佐藤喜正	教授	理学博士	昭26.4 助手 ~ 昭57.4	プラズマ物理
栗原嘉名芽	教授		昭28.4 教授 ~ 昭37.3	音響物理学, 停年退職
藤井照夫	助手		昭29.4 助手 ~ 昭33.8	
岩下彪	助手		昭32.6 助手 ~ 平7.3	原子核物理
北原繁	助手		昭34.4 助手 ~ 昭37.4	
山本玉樹	助手		昭35.6 助手 ~ 昭37.9	
塙健郎	助手		昭37.4 助手 ~ 昭38.3	
大塚洋一	助手		昭37.4 助手 ~ 昭40.3	
深海竜夫	助手		昭38.4 助手 ~ 昭41.4	
桃井芳徳	助手		昭38.4 助手 ~ 昭42.3	
三嶋信彦	教授	理学博士	昭45.5 講師 ~ 平元.3	統計物理, 死去
金沢育三	助教授	工学博士	昭53.4 助手 ~ 平3.3	物性物理, 地球環境学科へ移籍
島内みどり	教授	理学博士	昭55.4 教授 ~ 昭62.3	分光物理
岡本和人	教授	理学博士	昭58.4 教授 ~ 平3.3	環境物理, 死去
大井みさほ	教授	理学博士	昭60.4 助教授 ~	量子光学, 分光学
並河一道	教授	理学博士	昭62.4 助教授 ~	X線物理
長谷川秀夫	教授	理学博士	平3.4 教授 ~	磁性物理, 理論物理
村上英興	教授	工学博士	昭53.4 助教授 ~	格子欠陥, 固体物理
伊東正貴	助教授	理学博士	昭48.10 講師 ~	プラズマ物理, 物理教育
新田英雄	助教授	理学博士	昭63.4 助手 ~	理論物理学
日高啓晶	助教授	理学博士	昭57.4 講師 ~	素粒子論
蛭田幸太郎	助教授	理学博士	昭49.4 助手 ~	数理物理, フラクタル
相澤則行	助手	工学博士	昭47.4 助手 ~	表面物理
荒川悦雄	助手	博士(学術)	平7.4 助手 ~	放射光物理
植松晴子	助手	理学博士	平2.4 助手 ~	量子光学

化学科

化学研究室

氏名	職名	学位	在職期間	備考(専門分野など)
早崎謙次郎	教授	理学博士	昭24.8 助教授 ~ 昭42.3	無機化学, 停年退職, 死去
福島正	教授		昭24.8 助教授 ~ 昭52.4	無機化学, 停年退職, 死去
大崎一二	教授		昭25.4 講師 ~ 昭41.3	無機化学, 停年退職, 死去
小口正七	教授	理学博士	昭25.4 助教授 ~ 昭57.4	有機化学, 停年退職
團野隆暉	助教授	理学博士	昭26.3 助手 ~ 昭46.3	物理化学, 死去
関治	助教授	理学博士	昭26.3 助教授 ~ 昭47.3	無機化学, 停年退職, 死去
菅野秀男	教授	理学博士	昭26.3 助手 ~ 昭54.4	有機化学, 停年退職

付 表

氏 名	職 名	学 位	在 職 期 間	備考(専門分野など)
三 橋 達 雄	教 授	理学博士	昭26 .3 助教授 ~ 昭55 .4	有機化学, 停年退職, 死去
河 口 武 夫	教 授	理学博士	昭26 .3 助教授 ~ 昭58 .8	物理化学, 死去
比 企 修	教 授		昭26 .4 教 授 ~ 昭41 .3	有機化学, 停年退職, 死去
浜 野 英 一	助 手	理学博士	昭26 .4 助 手 ~ 昭40 .3	物理化学
北 岡 馨	教 授		昭26 .12教 授 ~ 昭37 .3	物理化学, 停年退職, 死去
遠 藤 節 子	教 授	理学博士	昭37 .4 助 手 ~ 平 8 .3	有機化学, 停年退職
福 地 昭 輝	助 手		昭40 .4 助 手 ~ 昭42 .3	有機化学, 附属世田谷中学に転出
粕 谷 英 雄	助 手		昭42 .4 助 手 ~ 昭51 .4	無機化学, 附属大泉中学に転出
大 澤 真 澄	教 授	理学博士	昭46 .5 助教授 ~ 平 5 .3	無機化学, 名誉教授
田 矢 一 夫	教 授	理学博士	昭46 .12助教授 ~ 平 3 .3	無機化学, 停年退職
小 沼 直 樹	助 教授	理学博士	昭47 .4 助教授 ~ 昭50 .	無機化学, 死去
渡 辺 賢 寿	教 授	理学博士	昭50 .4 助教授 ~ 平 8 .4	無機化学, 停年退職
阿 部 智恵子	助 手		昭52 .4 助 手 ~ 昭55 .3	物理化学
滝 沢 靖 臣	教 授	理学博士	昭47 .4 助 手 ~	反応有機化学
寺 谷 敞 介	教 授	理学博士	昭58 .11教 授 ~	物理化学
長谷川 貞 夫	教 授	理学博士	昭41 .4 助 手 ~	表面化学
長谷川 正	教 授	理学博士	昭55 .4 助 手 ~	有機光化学
小 川 治 雄	助 教授	理学博士	昭55 .4 助 手 ~	触媒化学
國 仙 久 雄	助 教授	理学博士	平 5 .4 助 手 ~	溶液化学
斉 藤 昭	助 教授	理学博士	昭54 .4 講 師 ~	錯体化学
二 宮 修 治	助 教授	理学博士	昭51 .4 助 手 ~	分析化学
吉 原 伸 敏	助 教授	理学博士	昭57 .4 助 手 ~	有機合成化学
生 尾 光	助 手		平元 .4 助 手 ~	構造化学
小 坂 知 己	助 手	工学博士	平 8 .4 助 手 ~	材料化学
山 崎 裕 子	助 手		平 8 .4 助 手 ~	有機光化学

生物学科

生物学研究室

氏 名	職 名	学 位	在 職 期 間	備考(専門分野など)
新 井 美 二	教 授		昭24 .8 助教授 ~ 昭34 .7	死去
藤 原 正 武	教 授	農学博士	昭24 .8 助教授 ~ 昭50 .3	動物発生学, 名誉教授, 死去
井 上 巖	教 授	農学博士	昭25 .4 助教授 ~ 昭54 .3	動物分類学, 名誉教授
岩 倉 親	教 授		昭25 .4 講 師 ~ 昭48 .3	動物生理学, 名誉教授, 死去
野 村 克 世	教 授	理学博士	昭25 .4 助教授 ~ 昭50 .7	植物細胞学, 死去
真 船 和 夫	教 授		昭25 .4 助教授 ~ 昭54 .3	生物学史, 名誉教授
斎 藤 実	助 手		昭25 .4 助 手 ~ 昭29 .4	動物形態学

歴代教官名簿

氏名	職名	学位	在職期間	備考(専門分野など)
徳田省三	教授		昭26.3教授～昭32.12	死去
小林萬壽男	教授	理学博士	昭26.3助教授～昭49.3	植物生理学, 名誉教授, 死去
平沢直良	講師		昭26.3講師～昭34.3	
古谷庫造	助教授	理学博士	昭26.4助手～昭45.3	植物生理学, 理科教育に移籍, 名誉教授
島地威雄	教授		昭27.3教授～昭31.3	停年退職, 死去
古川春男	教授	理学博士	昭27.3教授～昭45.3	昆虫学, 名誉教授, 死去
井上勤	教授	理学博士	昭27.4助教授～平元.3	動物生理学, 名誉教授
岡崎恵視	教授	理学博士	昭27.4助教授～平7.3	植物生理学, 理科教育に移籍
川崎次男	助教授	理学博士	昭33.9助手～昭48.9	植物系統学, 死去
北野日出男	教授	理学博士	昭37.4助手～昭47.2 昭54.4助教授～昭62.3	(昭47.3～昭54.2の間転出) 昆虫学・理科教育学, 理科教育に移籍, 名誉教授
堤千里	助教授	理学博士	昭47.4講師～平9.3	動物生態学
藍尚禮	教授	理学博士	昭48.4助教授～平8.3	動物生理学, 名誉教授
小林弘	教授	理学博士	昭49.4助教授～平元.3	植物系統学, 死去
上山敏	助手		昭54.4助手～昭56.3	植物系統学, 転出
出井雅彦	助手	理学博士	昭56.4助手～昭60.3	植物系統学, 転出
宮田昌彦	助手	水産学博士	昭60.4助手～昭62.3	植物系統学, 転出
石川依久子	教授	理学博士	平元.4助教授～平9.3	植物細胞学
犀川政稔	教授	理学博士	昭46.5助手～	植物系統学
高城忠	教授	理学博士	昭54.4講師～	動物発生学
武田幸作	教授	理学博士	昭50.3助教授～	植物生化学
鶴原喬	教授	理学博士	平元.4教授～	細胞生物学
飯田秀利	助教授	理学博士	平8.4助教授～	分子生物学
片山舒康	助教授	理学博士	昭49.4助手～	植物生理・生態学, 生物教育
真山茂樹	助教授	理学博士	昭62.6助手～	藻類多様性学
吉野正巳	助教授	理学博士・ 博士(医学)	平8.4助教授～	神経生理学・筋生理学
狩野賢司	講師	博士(農学)	平9.4講師～	行動生態学
岡俊樹	助手		昭45.4助手～	動物発生学・形態学
高森久樹	助手	理学博士	昭61.6助手～	動物形態学・生物教育
中西史	助手	博士(理学)	平9.4助手～	植物生理学

付 表

地学科

地学研究室

氏 名	職 名	学 位	在 職 期 間	備考(専門分野など)
永 沢 讓 次	教 授	理学博士	昭24 .8 講 師 ~ 昭47 .3	古生物学, 死去
西 尾 敏 夫	教 授		昭25 .3 助教授 ~ 昭47 .3	層位学・地形学, 名誉教授, 死去
鹿 沼 茂三郎	教 授	理学博士	昭25 .4 助教授 ~ 昭52 .3	地質学, 名誉教授, 死去
島 村 福太郎	教 授	理学博士	昭25 .4 助教授 ~ 昭49 .3	天文学, 停年退職, 名誉教授, 死去
稲 森 潤	教 授	理学博士	昭26 .3 講 師 ~ 昭61 .3	岩石学, 停年退職, 名誉教授
富 永 政 英	助 教 授	理学博士	昭26 .10 助教授 ~ 昭43 .9	海洋物理学・気象学
鈴 木 敬 信	教 授	理学博士	昭27 .1 教 授 ~ 昭44 .3	天文学, 停年退職, 名誉教授, 死去
池 上 良 平	教 授	理学博士	昭27 .1 助教授 ~ 昭56 .3	名誉教授
坪 谷 幸 六	教 授	理学博士	昭27 .9 教 授 ~ 昭33 .3	鉱床学, 死去
岡 村 三 郎	教 授	理学博士	昭29 .4 助 手 ~ 平 7 .3	鉱床学, 停年退職
細 田 智紀子	助 手		昭32 .4 助 手 ~ 昭35 .3	地球物理学
甲 斐 敬 造	助 手	理学博士	昭34 .4 助 手 ~ 昭40 .4	天文学, 転任, 死去
石 井 醇	教 授	理学博士	昭35 .4 助 手 ~ 平10 .3	地質学, 停年退職, 名誉教授
中 江 豊	助 手		昭40 .4 助 手 ~ 昭43 .3	天文学
内 海 和 彦	助 手	理学博士	昭41 .4 助 手 ~ 昭45 .9	天文学, 転任
丸 山 健 人	助 手	理学博士	昭43 .4 助 手 ~ 昭45 .3	気象学
島 貫 陸	教 授	理学博士	昭44 .4 助教授 ~ 平 6 .3	気象学, 停年退職, 名誉教授
大 脇 直 明	教 授	理学博士	昭45 .4 教 授 ~ 昭63 .3	天文学, 停年退職, 名誉教授
榊 原 雄太郎	助 手	理学博士	昭45 .4 助 手 ~ 昭48 .9	岩石学, 理科教育学科へ移籍
新 田 勅	助 手	理学博士	昭45 .10 助 手 ~ 昭47 .3	気象学, 転任, 死去
下 田 眞 弘	教 授	理学博士	昭47 .4 助教授 ~ 平 5 .3	天文学, 停年退職, 名誉教授
木 村 達 明	教 授	理学博士	昭49 .4 助教授 ~ 平元 .3	
鈴 木 和 博	助 手		昭52 .4 助 手 ~ 昭54 .3	岩石学, 転任
松 田 佳 久	助 手	理学博士	昭54 .4 助 手 ~ 昭60 .3	気象学
吉 田 眞 吾	助 手	理学博士	昭63 .4 助 手 ~ 平 4 .2	地震学, 転任
泉 浦 秀 行	助 手	理学博士	平 2 .4 助 手 ~ 平 8 .7	天文学, 転任
佐 藤 文 男	教 授	理学博士	昭62 .4 助教授 ~	天文学
本 間 久 英	教 授	理学博士	昭56 .4 助教授 ~	鉱床学
丸 山 健 人	教 授	理学博士	平 8 .4 教 授 ~	気象学
水 野 孝 雄	教 授	理学博士	昭47 .6 助 手 ~	天文学
猪 郷 久 治	助 教 授	理学博士	昭47 .4 助 手 ~	層位古生物学
里 嘉千茂	助 教 授	理学博士	平 5 .4 助教授 ~	地震学
中 田 正 隆	助 教 授	工学博士	昭60 .4 助 手 ~	鉱床学

氏 名	職 名	学 位	在 職 期 間	備考(専門分野など)
高 橋 修	助 手	博士(理学)	平4.6 助 手~	地質学
森 厚	助 手		平7.4 助 手~	気象学
土 橋 一 仁	助 手	理学博士	平9.8 助 手~	天文学

理科教育学科

理科教育学研究室

氏 名	職 名	学 位	在 職 期 間	備考(専門分野など)
宇 井 芳 雄	教 授		昭24.8 助教授~昭48.4	理科教育学, 停年退職, 死去
大 野 量 平	教 授		昭26.3 助教授~昭46.3	生物学, 理科教育学, 停年退職, 死去
金 井 春 美	助 手		昭31.4 助 手~昭42.3	理科教育学, 附属小金井小学校へ転出
荒 井 孝	助 手		昭35.4 助 手~昭41.3	理科教育学, 附属世田谷小学校へ転出
坂 井 康 宣	助 手		昭42.4 助 手~昭46.3	理科教育学, 公立小学校へ転出
小金井 正 巳	助 教授		昭44.12助教授~昭48.6	理科教育学, 附属教育工学センターへ配置換, 死去
古 谷 庫 造	教 授	理学博士	昭45.4 助教授~昭61.3	生物学, 生物教育, 理科教育学, 停年退職, 名誉教授
平 武 雄	助 手		昭46.4 助 手~昭48.3	理科教育学, 私立小学校へ転任
降 旗 勝 信	教 授		昭46.11助教授~平7.3	理科教育学, 停年退職, 名誉教授
日 浦 賢 一	助 手		昭48.4 助 手~昭50.3	理科教育学, 附属大泉高等学校へ配置換
鳥 塚 一 男	教 授	理学博士	昭48.6 助教授~昭60.3	物理学, 物理教育, 理科教育学, 停年退職, 名誉教授
山 崎 滋 夫	助 教授		昭48.7 講 師~昭50.7	理科教育学, 死去
榊 原 雄 太 郎	教 授	理学博士	昭48.10助教授~平8.3	岩石学, 地学教育, 理科教育学, 停年退職, 名誉教授
佐久間 徹	助 手		昭50.4 助 手~昭53.3	理科教育学, 都立小学校へ転任
木 下 浩	助 手		昭53.4 助 手~昭58.3	理科教育学, 私立高等学校へ転任
北 野 日 出 男	教 授	理学博士	昭62.4 教 授~平8.3	生物学, 生物教育, 理科教育学, 停年退職, 名誉教授
岡 崎 惠 視	教 授	理学博士	平8.4 教 授~	生物学, 生物教育, 理科教育学
下 條 隆 嗣	教 授	理学博士	昭60.4 助教授~	理科教育学, 物理学, 物理教育, 教育情報科学
鎌 田 正 裕	助 教授	工学博士	平8.4 助教授~	理科教育学, 電気化学, 放射線教育
福 地 昭 輝	助 教授		昭51.4 講 師~	理科教育学, 化学
松 川 正 樹	助 教授	理学博士	平7.4 助教授~	古生物学, 地学教育
平 田 昭 雄	講 師		昭58.4 助 手~	理科教育学

付 表

地球環境科学科

地球環境科学研究室

氏 名	職 名	学 位	在 職 期 間	備考(専門分野など)
金 沢 育 三	助 教 授	工学博士	平3.4助教授～	物性物理, 物理学科より移籍 自然保護・環境教育, 職業科 教育学科より移籍
小 川 潔	助 教 授		平3.4助教授～	

物質生命科学科

物質生命科学研究室

氏 名	職 名	学 位	在 職 期 間	備考(専門分野など)
佐 藤 直 樹	助 教 授	理学博士	平4.1助教授～平9.3	分子生物学, 転出
小 林 興	教 授	理学博士	平3.4教 授～	植物分子生理学
原 田 和 雄	助 教 授	理学博士	平9.10助教授～	生体分子化学

文化財科学科

文化財科学研究室

氏 名	職 名	学 位	在 職 期 間	備考(専門分野など)
木 下 正 史	教 授		平2.4教 授～	考古学
服 部 哲 則	講 師		平5.10講 師～	保存科学

第四部

音楽学科

音楽・総合音楽・音楽科教育学研究室

氏 名	職 名	学 位	在 職 期 間	備考(専門分野など)
林 松 木	教 授		昭24.8講 師～昭36.3	通論・作曲, 停年退職
鳥 居 忠五郎	教 授		昭24.8教 授～昭36.3	声楽, 停年退職
平 井 美 奈	教 授		昭25.3教 授～昭40.3	声楽, 停年退職, 名誉教授
真 篠 俊 雄	教 授		昭25.4教 授～昭32.3	通論・作曲
小 島 喜久寿	教 授		昭25.4助教授～昭46.3	ピアノ, 停年退職, 名誉教授, 死去
浅 野 常 七	助 教 授		昭25.4助教授～昭39.3	声楽
吉 田 辰 雄	教 授		昭26.3教 授～昭43.3	音楽学, 停年退職, 名誉教授, 死去
鈴 木 富 三	教 授		昭26.3助教授～昭49.4	音楽教育, 停年退職, 名誉教授, 死去
有 賀 正 助	教 授		昭26.3助教授～昭51.4	作曲・通論, 停年退職, 名誉教授, 死去
上江洲 イク	教 授		昭26.3助教授～昭52.4	ピアノ, 停年退職, 名誉教授
本 多 能 子	教 授		昭26.3講 師～昭58.4	ピアノ, 停年退職, 名誉教授, 死去

歴代教官名簿

氏名	職名	学位	在職期間	備考(専門分野など)
岡村 勝	教授	教育学博士	昭26.3 助教授 ~ 昭46.3	音楽教育, 停年退職, 名誉教授, 死去
和泉 初音	講師		昭26.3 講師 ~ 昭37.3	ピアノ, 停年退職
秋元 清一	教授		昭27.4 助教授 ~ 昭46.3	声楽, 辞職
笹谷 栄一朗	教授		昭27.7 助教授 ~ 昭55.4	声楽, 停年退職, 名誉教授
柏木 俊夫	教授		昭27.7 助教授 ~ 昭51.4	通論・作曲, 停年退職, 名誉教授, 死去
土田 貞夫	教授		昭28.7 講師 ~ 昭43.3	音楽学, 停年退職
木下 保	教授		昭28.11 教授 ~ 昭42.3	声楽, 停年退職
鈴木 寿子	教授		昭28.12 講師 ~ 昭56.4	声楽, 停年退職, 名誉教授
木村 潤二	教授		昭32.9 助手 ~ 平10.3	ピアノ, 停年退職, 名誉教授
木村 信之	教授		昭36.4 講師 ~ 昭61.3	音楽教育, 停年退職, 名誉教授
供田 武嘉津	教授		昭36.4 助教授 ~ 昭55.4	音楽教育, 停年退職, 名誉教授
平田 小百合	教授		昭37.5 講師 ~ 平5.3	ピアノ, 停年退職, 名誉教授
住谷 智	教授		昭39.4 講師 ~ 平8.3	通論・作曲, 音響学, 停年退職, 名誉教授
伊藤 栄一	教授		昭40.5 助教授 ~ 平元.3	合唱・独唱, 合奏・指揮, 停年退職, 名誉教授
藤井 典明	教授		昭42.4 教授 ~ 昭54.4	声楽, 停年退職
東川 清一	教授		昭43.4 助教授 ~ 平5.3	音楽学, 停年退職, 名誉教授
中村 義春	教授		昭43.4 助教授 ~ 平7.3	声楽, 停年退職, 名誉教授
下福 力	講師		昭43.4 助手 ~ 昭48.3	ピアノ, 転任
橘 静香	助手		昭43.4 助手 ~ 昭46.3	声楽, 辞職
甲斐 説宗	教授		昭45.3 講師 ~ 昭53.10	作曲, 死去
小野田 正之	教授		昭46.4 助教授 ~ 昭61.3	声楽, 停年退職
高萩 保治	教授		昭47.6 助教授 ~ 平4.3	音楽教育, 停年退職, 名誉教授
足立 美比古	助教授		昭47. 助手 ~ 平10.3	音楽学, 転任(東北大へ)
河口 道朗	教授		昭51.4 助教授 ~ 平9.3	音楽教育, 辞職, 名誉教授
上田 順	講師		昭52.4 助手 ~ 昭60.12	ピアノ, 辞職
西園 芳信	助教授		昭56.4 講師 ~ 平7.3	音楽教育, 転任
佐野 靖	助手	昭61.4 助手 ~ 昭63.2	音楽教育, 転任	
丸山 太郎	助教授	昭63.10 助手 ~ 平9.11	音楽教育, 死去	
折茂 ますみ			(不明)	
濱野 政雄			(不明)	
(音楽研究室)				
上原 興隆	教授		昭58.4 助教授 ~	ピアノ, 日本音楽コンクール・国際シューマンコンクール入賞
服部 美智子	教授		昭49.5 助手 ~	声楽
佐藤 幹一	教授		昭43.4 助手 ~	声楽

付 表

氏 名	職 名	学 位	在 職 期 間	備考(専門分野など)
塚 田 靖	教 授		昭56.4 助教授～	器楽(打楽器)
宮 田 清	教 授		昭46.4 講 師～	ピアノ
吉 崎 清 富	教 授		昭51.4 助教授～	作曲
大 野 徹 也	助 教 授		昭55.4 助 手～	声楽
金 田 潮 兒	教 授		昭54.3 講 師～	作曲
久保田 慶 一	助 教 授		平 5 .4 助教授～	音楽学
椎 野 伸 一	助 教 授		昭61.4 講 師～	ピアノ, 安宅賞
横 山 和 彦	助 教 授		昭61.4 講 師～	声楽
石 橋 史 生	講 師		平 5 .4 助 手～	ピアノ
山 内 雅 弘	講 師		平 8 .4 講 師～	作曲
山 本 訓 久	助 教 授		平元.4 講 師～	作曲・指揮, 器楽(金管楽器)
黒 田 博	講 師		平 7 .4 助 手～	声楽
(総合音楽研究室)				
高 橋 修 一	教 授		昭54.4 助教授～	声楽
高 澤 ひろみ	助 教 授		昭48.5 助 手～	ピアノ
(音楽科教育学研究室)				
澤 崎 真 彦	教 授		昭46.4 助 手～	音楽教育
加 藤 富美子	助 教 授		平 4 .4 助教授～	音楽教育
筒 石 賢 昭	教 授		平10.4 教 授～	音楽教育
中 地 雅 之	講 師		平10.4 講 師～	音楽教育

美術学科

美術・造形美術・美術科教育学研究室

氏 名	職 名	学 位	在 職 期 間	備考(専門分野など)
(美術)				
倉 田 三 郎	教 授		昭24. 教 授～昭41.3	停年退職, 名誉教授, 死去
新 井 喜惣次	教 授		昭24. 教 授～昭31.3	彫刻, 停年退職, 死去
竹 田 信 夫	教 授		昭24. 助教授～昭39.4	デザイン, 工芸, 死去
三 橋 文 雄	教 授		昭25.3 講 師～昭53.4	洋画, 停年退職, 名誉教授
赤 津 實	教 授		昭25.4 助教授～昭48.4	洋画, 現代絵画論, 技能実習, 停年退職, 死去
阿 部 恒 男	教 授		昭25.4 講 師～昭51.4	工芸, 停年退職, 名誉教授
高 木 孝太郎	教 授		昭25.4 助教授～昭49.4	日本画, 停年退職, 名誉教授
原 稻 生	教 授		昭25.4 助教授～昭46.3	工芸, 停年退職, 死去
久 富 貢	教 授		昭25.4 講 師～昭47.3	日本近代美術史, 停年退職, 死去
廣 井 力	教 授		昭25.4 助 手～昭63.3	立体デザイン, 停年退職, 名誉教授

歴代教官名簿

氏名	職名	学位	在職期間	備考(専門分野など)
松本光	教授		昭26.3 助教授～昭44.3	洋画, 停年退職, 死去
雨宮治郎	教授		昭26.4 教授～昭31.3	彫刻, 停年退職, 死去
桑原経重	教授		昭26.6 助教授～昭57.4	ギリシャ悲劇論とイブセンの悲劇論・現代演劇批評論, 停年退職, 死去
大坪重周	教授		昭27.3 教授～昭37.3	デザイン, 色彩学, 停年退職, 死去
海野建夫	教授		昭27.4 教授～昭44.3	工芸, 停年退職, 芸術院賞(昭和47年), 死去
土佐林豊夫	教授		昭27.9 助教授～昭46.3	洋画, 停年退職, 死去
畝村直久	教授		昭31.4 助教授～昭37.7	彫刻, 死去
川口信彦	教授		昭31.10 講師～昭48.4	彫刻, 停年退職, 名誉教授
赤沢英二	教授		昭33.7 助手～平5.3	日本中世絵画史, 停年退職, 名誉教授
越智健三	教授		昭37.4 助手～昭56.3	工芸, 死去
広川省吾	教授		昭37.4 講師～昭61.3	テキスタイルデザイン, 停年退職, 名誉教授
橋本次郎	教授		昭39.4 助教授～昭58.4	彫刻, 停年退職, 名誉教授, 死去
横山了平	教授		昭46.4 助教授～平8.3	洋画, 停年退職, 名誉教授
三輪福松	教授		昭47.4 教授～昭50.4	イタリア絵画史, 停年退職
細田育宏	教授		昭47.6 助教授～平7.3	工芸, 停年退職, 名誉教授
橋本堅太郎	教授		昭48.4 助教授～平6.3	彫刻, 停年退職, 名誉教授, 芸術院会員
本山忠男	教授		昭48.4 助教授～平3.3	洋画, 停年退職, 名誉教授
古見準二	助手		昭51.3 助手～昭59.3	工芸, 転任
中村武郎	助手		昭59.4 助手～平8.3	工芸, 転任
日下弘	教授		昭61.4 教授～平元.2	グラフィックデザイン, 死去
南川茂樹	助手		昭62.7 助手～平4.3	工芸, 転任
幸秀樹	助手		平8.4 助手～平10.3	美術科教育, 転任
(芸術学)				
中野勇	教授		昭26.4 講師～昭36.1	美学・美術史, 死去
(美術科教育)				
糟谷実	教授		昭25.4 教授～昭40.3	停年退職
林部伝七	助教授		昭25.4 講師～昭41.12	死去
山田武	教授		昭26.3 助教授～昭42.3	停年退職
吉田義英	教授		昭26.3 助手～昭56.4	美術科教育, 停年退職, 死去
鈴木清	教授		昭42.4 教授～昭47.3	美術科教育, 停年退職
伊東正明	教授		昭42.4 助教授～昭52.4	美術科教育, 停年退職, 死去
村内哲二	教授		昭42.4 助教授～昭62.3	美術科教育, 停年退職, 名誉教授
新井秀一郎	教授		昭44.4 助教授～昭62.3	美術科教育, 停年退職, 名誉教授

付 表

氏 名	職 名	学 位	在 職 期 間	備考(専門分野など)
伊藤 清忠	助教授		昭47.4助教授～昭63.3	美術科教育, デザインへ移籍
藤島 清雄	教授		昭57.4助教授～平5.3	美術科教育, 停年退職
石川 毅	教授		平6.4助教授～平9.10	美術科教育, 死去
(美術)				
伊藤 彬	教授		昭49.4助教授～	日本画
伊藤 清忠	教授		昭47.4助教授～	環境デザイン, 美術科教育より移籍(昭和63.4)
宇賀神 米蔵	教授		昭45.4講師～	工芸
木 全 本	教授		昭57.4助教授～	工芸
佐野 寛	教授		平元.6教授～	グラフィックデザイン
新海 洸	教授		昭46.6助手～	工芸
武井 魁之	教授		昭49.1講師～	彫刻
水田 徹	教授	文学博士	昭50.4助教授～	古代ギリシャ美術史
山田 嘉彦	教授		昭53.4助教授～	洋画
小川 知二	教授		平5.4助教授～	日本中世・近代絵画史
河村 正之	助教授	学術博士	平8.4助教授～	洋画
矢貫 伸	助教授		昭58.4講師～	彫刻
宮里 明人	助教授		平6.4講師～	彫刻
岸本 義弘	講師		平4.4講師～	グラフィックデザイン
太田 朋宏	講師		平7.4講師～	工芸
古瀬 政弘	助手		平4.4助手～	工芸
相田 隆司	助手		平10.4助手～	美術科教育
(造形美術)				
小林 志郎	教授		昭57.4講師～	演劇教育・演出理論・演出史
金子 亮	助教授		平3.4助教授～	洋画
(美術科教育)				
土屋 昌義	教授		昭46.4助手～	美術科教育
蓮 尾 力	教授		昭63.4助教授～	美術科教育
柴田 和豊	教授		平元.4助教授～	美術科教育
増田 金吾	助教授		昭52.4助手～	美術科教育

書道学科

書道・書芸研究室

氏 名	職 名	学 位	在 職 期 間	備考(専門分野など)
田邊 萬平	教授		昭24.5講師～昭42.3	実技(大字かな), 書論, 死去

歴代教官名簿

氏名	職名	学位	在職期間	備考(専門分野など)
鈴木武夫	教授		昭24.6 講師~昭40.3	実技(かな),日本書道史 死去
伊東寿	教授		昭25.4 講師~昭49.4	実技(漢字),書論,書道史,死去
続木敏郎	教授		昭25.4 講師~昭47.3	実技(漢字),書写書道教育
氷田作治	助教授		昭26.3 講師~昭47.3	実技(漢字),書写書道教育
吉田繁	教授		昭26.5 助手~昭60.3	実技(漢字),書論
中村直之	教授		昭40.4 助手~平3.3	実技(かな),書論
安藤正男	助教授		昭48.1 助教授~昭49.	実技(漢字),書論,死去
鯉飼正治	助教授		昭48.6 助教授~昭52.4	実技(漢字),書写書道教育,死去
小木良一	教授		昭49.4 助手~平9.3	実技(漢字),書道史
相川政行	教授		文学修士	昭50.4 助手~
加藤祐司	教授	昭52.4 助手~		実技(かな),書写書道教育
長野秀章	助教授	昭60.4 助手~		実技(漢字),書写書道教育
橋本栄一	講師	平3.4 助手~		実技(漢字),書道史
加藤泰弘	助手	平9.4 助手~		実技(漢字),書論

健康スポーツ科学学科

保健体育・生涯スポーツ・保健体育科教育学研究室

氏名	職名	学位	在職期間	備考(専門分野など)
河瀬歳夫	講師		昭24.5 講師~昭26.5	体育学(体育史) 運動学(野外教育),死去 運動学(バスケットボール) 舞踊,死去 運動学(サッカー),死去 剣道,死去 運動学(陸上競技),死去 保健体育科教育学,死去 体操競技,死去 運動学(柔道) 保健体育科教育学,死去 運動学(舞踊) 剣道,死去 保健体育科教育学 運動学(体操競技・野外教育) 運動学(水泳)
石渡義一	教授		昭24.6 助教授~昭58.3	
斉藤仲次	教授		昭24.6 助教授~昭46.3	
関四郎	教授		昭24.6 助手~昭60.11	
中島花	教授		昭24.6 講師~昭39.3	
横井真雄	教授		昭24.6 講師~昭58.3	
佐藤卯吉	教授		昭24.8 教授~昭33.3	
長谷川常次郎	教授		昭24.8 助教授~昭53.3	
森清	教授		昭24.8 教授~昭45.3	
川島恒吉	助教授		昭25.4 講師~昭33.3	
川村禎三	教授		昭25.4 講師~昭50.3	
中林久二	教授		昭25.4 助教授~昭51.3	
根木富久子	教授		昭25.4 助手~昭62.3	
村上貞次	教授		昭25.4 助教授~昭41.8	
矢野久英	教授		昭25.4 助手~昭62.3	
木庭修一	教授		昭25.5 助手~昭56.3	
内山四郎	教授		昭26.3 講師~昭54.3	

付 表

氏 名	職 名	学 位	在 職 期 間	備考(専門分野など)
川 西 喜久郎	講 師		昭26 .3 講 師 ~ 昭26 .4	体育心理学
志 村 隆 治	講 師		昭26 .3 講 師 ~ 昭31 .3	体操競技, 死去
渡 辺 江 津	教 授		昭26 .3 講 師 ~ 昭52 .3	運動学(舞踊)
大 谷 武 一	教 授		昭26 .4 教 授 ~ 昭30 .4	体育原理, 死去
三 堀 千枝太	教 授		昭26 .6 教 授 ~ 昭37 .12	保健
大 野 武 治	教 授		昭26 .7 講 師 ~ 昭59 .3	運動学(バレーボール)
野 尻 与 市	教 授	医学博士	昭26 .10 講 師 ~ 昭49 .4	保健学(保健社会学), 死去
黒 田 芳 夫	教 授	医学博士	昭26 .12 助教授 ~ 昭51 .3	保健学(学校保健学・保健科教育学)
佐々木 吉 蔵	教 授		昭28 .10 教 授 ~ 昭30 .8	陸上競技, 死去
会 田 勝	教 授		昭31 .6 助 手 ~ 昭56 .3	体育学(体育原理)
羽 鳥 好 夫	教 授		昭33 .9 助 手 ~ 平 7 .3	運動学(野球)
宮 畑 虎 彦	教 授		昭34 .4 教 授 ~ 昭41 .3	体育管理学, 身体運動学, 死去
斉 藤 弥 生	助 手		昭38 .4 助 手 ~ 昭40 .10	舞踊
滝 沢 達 郎	助 手		昭38 .4 助 手 ~ 昭41 .3	
長 澤 靖 夫	教 授		昭38 .4 助 手 ~ 平 6 .3	運動学(体操競技), 名誉教授
小 野 三 嗣	教 授	医学博士	昭38 .6 助教授 ~ 昭41 .3 昭45 .4 教 授 ~ 昭60 .3	運動学(運動生理学)
押 切 由 夫	教 授		昭39 .4 講 師 ~ 昭62 .10	運動学(陸上競技), 死去
佐々木 茂	教 授		昭40 .4 教 授 ~ 昭52 .3	体育学(測定評価), 運動学(スケート), 名誉教授
川 村 浪 子	助 手		昭41 .4 助 手 ~ 昭46 .3	運動学(舞踊)
深 町 明 夫	助 手		昭42 .4 助 手 ~ 昭46 .4	運動学(テニス)
丹 羽 昇	教 授	医学博士	昭42 .5 講 師 ~ 昭58 .9	運動学(剣道), 保健学
波多野 義 郎	教 授	Ph . D .	昭42 .11 講 師 ~ 平10 .3	運動処方・体育学(測定評価), 名誉教授
貝 瀬 輝 夫	教 授		昭43 .7 助 手 ~ 平 8 .6	運動学(柔道)
南 波 良 之	助 手		昭46 .4 助 手 ~ 昭47 .3	運動学(サッカー)
藤 田 禄太郎	教 授		昭46 .4 助教授 ~ 昭54 .3	保健学(学校保健学, 性教育)
宮 下 憲	助 手		昭47 .4 助 手 ~ 昭53 .3	運動学(陸上競技)
丹 公 雄	教 授		昭51 .4 講 師 ~ 平 8 .4	保健学(安全教育学, 性教育), 死去
大 橋 みゆき (石堂)	助 手		昭52 .4 助 手 ~ 昭53 .3	体育学(体育史)
阿 部 生 雄	助 教授		昭57 .4 助教授 ~ 昭59 .3	体育学(体育史)
吉 田 敏 明	助 教授		昭58 .4 助 手 ~ 平 9 .7	運動学(バレーボール)
相 磯 富士雄	教 授	医学博士	昭59 .9 教 授 ~ 平 3 .3	保健学(公衆衛生学)
横 山 正 司	助 教授		平 3 .2 講 師 ~ 平 8 .3	運動学(水泳)
有 吉 正 博	教 授		昭53 .4 講 師 ~	運動学(陸上競技)
池 田 克 紀	教 授	Ph . D .	昭59 .4 助教授 ~	生涯スポーツ・ウエルネス

歴代教官名簿

氏名	職名	学位	在職期間	備考(専門分野など)	
嘉戸 脩	教授	教育学博士	昭45.6 講師~	保健体育科教育学	
柴田 義晴	教授		昭51.8 助手~	運動学(水泳)	
白須 尋子	教授		昭46.4 助手~	運動学(舞踊)	
杉原 隆	教授		昭59.4 助教授~	体育学(体育心理学)	
鈴木 路子	教授		昭49.12 講師~	保健学(環境教育学)	
詫間 晋平	教授		教育学博士	平9.1 教授~	保健学(教育課程論)
束原 昌郎	教授		昭47.4 助手~	運動学(野外教育・スケート)	
永島 惇正	教授		昭49.4 講師~	保健体育科教育学	
細江 文利	教授		昭51.4 講師~	保健体育科教育学	
宮崎 義憲	教授		医学博士	昭52.4 講師~	運動学(バイオメカニクス)
柳本 昭人	教授	医学博士	昭55.3 講師~	運動学(剣道)	
朝倉 隆司	助教授	保健学博士	昭63.6 助手~	保健学(医療社会学)	
岩本 良裕	助教授	医学博士	昭60.4 助手~	運動学(バスケットボール)	
大橋 道雄	助教授		昭51.4 助手~	体育学(体育原理)	
神戸 周	助教授		昭62.4 助手~	運動学(舞踊)	
繁田 進	助教授		昭61.4 助手~	運動学(陸上競技)	
瀧井 敏郎	助教授		昭58.4 講師~	スポーツコーチ(サッカー)	
立木 正	助教授		昭62.4 講師~	保健体育科教育学	
藤枝 賢晴	助教授		医学博士	平7.4 講師~	運動処方(スポーツ医学)
本間 二三雄	助教授		昭53.4 助手~	運動学(体操競技)	
室星 隆吾	助教授		昭56.4 助手~	体育学(体育史)	
渡辺 雅之	助教授		昭54.4 助手~	運動学(運動生理学)	
射手矢 岬	講師	平9.4 講師~	運動学(柔道)		
及川 研	講師	平3.4 助手~	運動学(野球)		
水島 宏一	助手	平6.7 助手~	スポーツコーチ(体操競技)		

技術科学科

技術学・技術科教育学研究室

氏名	職名	学位	在職期間	備考(専門分野など)
(技術学)				
長谷川 稔	教授	工学博士	昭24.8 助教授~昭45.4	機械, 名誉教授
松柴 良平	教授		昭25.4 助教授~昭53.4	機械, 死去
真保 吾一	教授		昭25.10 講師~昭39.3	機械, 死去
久保 光男	講師		昭26.3 講師~昭34.3	電気
中橋 政則	教授		昭34.9 助手~平9.3	電気, 名誉教授
池本 洋一	教授		昭35.10 助教授~昭60.3	電気, 名誉教授

付 表

氏 名	職 名	学 位	在 職 期 間	備考（専門分野など）
伊 藤 博 充	助 手		昭43 .4 助 手 ~ 昭44 .1	加工
助 川 政 之	教 授	工学博士	昭46 .2 助教授 ~ 昭62 .4	機械
吉 田 章	教 授	工学博士	昭49 .2 助教授 ~ 平 4 .	機械，名誉教授
藤 本 浩 司	講 師	工学博士	昭60 .5 助 手 ~ 昭62 .7	機械
（技術科教育学）				
和 気 孝 衛	教 授		昭25 .5 助 手 ~ 昭52 .12	技術科教育学，加工，死去
村 井 啓 二	教 授		昭25 .9 助教授 ~ 昭59 .	技術科教育学，加工，名誉教授
（技術学）				
海老原 理 徳	教 授	工学博士	昭63 .4 講 師 ~	機械
佐分利 正 美	教 授		昭44 .4 助 手 ~	機械
吉 尾 二 郎	教 授		昭39 .4 助 手 ~	加工
飯 島 眞 理	助 教授		昭53 .4 助 手 ~	電気
中 里 眞 之	助 教授		昭45 .4 助 手 ~	加工
藤 井 和 人	助 教授	工学博士	平 5 .4 助 手 ~	電気
山 田 朗	助 教授	工学博士	昭62 .4 助 手 ~	情報
望 月 高 昭	助 手	工学博士	平 9 .4 助 手 ~	機械
（技術科教育学）				
田 中 喜 美	教 授	工学博士	昭61 .4 助教授 ~	技術科教育学
川 村 侩	助 教授		昭54 . 講 師 ~	技術科教育学

職業科教育学科（平成3 .3 廃止）

農学研究室（平成3 .3 廃止）

氏 名	職 名	学 位	在 職 期 間	備考（専門分野など）
末 松 直 次	教 授		昭24 .8 教 授 ~ 昭31 .3	
月 野 誠 道	教 授		昭24 .8 教 授 ~ 昭28 .3	死去
粕 谷 栄 樹	教 授		昭24 .8 助教授 ~ 昭41 .3	
岡 村 實	教 授		昭24 .8 講 師 ~ 昭54 .4	農業経済学，停年退職，名誉教授
鳥 居 松	教 授	農学博士	昭25 .4 教 授 ~ 昭41 .5	死去
今 井 道 雄	教 授	農学博士	昭25 .4 助教授 ~ 昭48 .4	園芸学，停年退職，名誉教授，死去
永 野 亀太郎	講 師		昭25 .4 助 手 ~ 昭37 .6	附属世田谷中学校
小 池 伝三郎	助 手		昭25 .4 助 手 ~ 昭39 .4	附属大泉中学校
川 畑 彦 次	助 手		昭25 .4 助 手 ~ 昭27 .5	
森 永 元 一	教 授		昭25 .8 助教授 ~ 昭44 .3	農業工学，停年退職
大 川 浩	教 授		昭26 .3 講 師 ~ 昭45 .3	畜産学，停年退職，死去
棚 木 功	教 授		昭26 .3 助教授 ~ 昭48 .4	職業教育，停年退職，名誉教授，死去

歴代教官名簿

氏名	職名	学位	在職期間	備考(専門分野など)
白 沢 義 信	教 授	農学博士	昭26.3 講 師 ~ 昭48.4	作物学, 停年退職
井 上 剛	助 教授		昭26.3 講 師 ~ 昭47.6	栽培学, 転出, 死去
板 垣 進 悦	講 師		昭26.3 講 師 ~ 昭37.6	附属小金井中学校
田 代 良 一	講 師		昭26.3 講 師 ~ 昭37.6	事務局技官
原 沢 伊世夫	教 授		昭26.10助 手 ~ 昭63.3	植物病理学, 死去
野 本 亀 雄	教 授	農学博士	昭48.4 教 授 ~ 昭54.4	土壌肥料学, 停年退職, 死去
豊 田 篤 治	教 授	農学博士	昭48.4 教 授 ~ 昭55.4	花卉園芸学, 停年退職, 死去
小 林 興	教 授	理学博士	昭48.10講 師 ~ 平 3.3	植物生理学, 物質生命科学に配置換
木 俣 美樹男	助 教授	農学博士	昭49.4 助 手 ~ 昭62.6	環境教育学, 民族植物学, 附属野外教育実習施設に配置換
木 内 知 美	教 授	農学博士	昭54.4 教 授 ~ 昭59.4	土壌肥料学, 停年退職
小 川 潔	助 教授		昭54.4 講 師 ~ 平 3.3	自然保護, 植物生態学, 地球環境科学に配置換
樋 口 利 彦	講 師	農学博士	昭55.4 助 手 ~ 昭62.6	環境教育学, 土壌肥料学, 附属野外教育実習施設に配置換

商学研究室(平成3.3廃止)

氏名	職名	学位	在職期間	備考(専門分野など)
木 村 庫 三	助 教授		昭24.8 助教授 ~ 昭42.7	簿記, 会計学
大 橋 周 次	助 教授		昭26.3 助教授 ~ 昭38.4	産業史, 商業学, 商業教育学
細 野 孝 一	教 授	経済学博士	昭26.5 教 授 ~ 昭42.4	財政学, 金融論, 中小企業論
前 田 昭	教 授		昭27.4 教 授 ~ 昭40.4	国際経済論, 日本経済論
市 川 文 三	教 授		昭40.4 教 授 ~ 昭44.3	会計学, 辞職
大 森 暢 之	教 授		昭42.4 講 師 ~ 平 3.3	中小企業論, 総合社会システムへ配置換
松 永 正 智	教 授		昭43.7 講 師 ~ 平 3.3	経営学, 総合社会システムへ配置換
三 井 喜 悦	教 授		昭44.9 教 授 ~ 昭46.10	経営学, 死去
津 谷 彰 一	教 授		昭47.10 教 授 ~ 昭55.4	経営学, 停年退職
今 野 浩一郎	助 教授		昭55.4 講 師 ~ 平 3.3	経営学, 総合社会システムへ配置換

施設・センター

保健管理センター

氏名	職名	学位	在職期間	備考(専門分野など)
長 瀬 又 男	教 授	医学博士	昭46.7 助教授 ~ 昭59.3	小児医学, 停年退職
野 口 正 成	教 授		昭47.1 講 師 ~ 平 6.10	臨床心理学, 辞職
児 玉 隆 治	教 授		昭59.4 助教授 ~	精神医学・精神保健学
布施木 誠	助 教授		平 7.4 助教授 ~	精神医学・精神療法

付 表

留学生センター

氏 名	職 名	学 位	在 職 期 間	備 考 (専 門 分 野 な ど)
日 向 茂 男	教 授		平10 .4 教 授 ~	日 本 語 教 育
竹 中 弘 子 (谷 部)	助 教 授		平10 .4 助 教 授 ~	日 本 語 教 育
斎 藤 純 男	助 教 授		平10 .4 助 教 授 ~	日 本 語 教 育

海外子女教育センター

氏 名	職 名	学 位	在 職 期 間	備 考 (専 門 分 野 な ど)
中 西 晃	教 授		昭53 .10助 教 授 ~ 平 4 .3	言 語 教 育 , 国 際 理 解 教 育 , 停 年 退 職
野 田 一 郎	教 授		昭53 .10助 教 授 ~ 平 7 .3	海 外 子 女 教 育 , 視 聴 覚 教 育 , 停 年 退 職
赤 堀 侃 司	教 授		昭56 .9 講 師 ~ 昭63 .8	教 育 工 学 , 転 任 (東 京 工 業 大 学 へ)
近 藤 孝 弘	講 師	博 士 (教 育 学)	平 4 .4 講 師 ~ 平 8 .3	比 較 教 育 学 , 転 任 (名 古 屋 大 学 へ)
佐 藤 郡 衛	教 授	博 士 (教 育 学)	昭63 .9 講 師 ~	異 文 化 間 教 育 学
杉 田 洋	教 授	博 士 (言 語 学)	平 5 .4 教 授 ~	言 語 学 , 言 語 教 育
西 村 俊 一	教 授		昭54 .12助 教 授 ~	比 較 教 育 学 , 国 際 教 育 学 , 教 育 課 程 研 究
高 木 光 太 郎	講 師		平 8 .7 講 師 ~	発 達 心 理 学
武 藤 千 賀 子 (見 世)	講 師		平10 .4 講 師 ~	比 較 ・ 国 際 教 育 学 , カ リ キ ュ ラ ム 論

特殊教育研究施設

氏 名	職 名	学 位	在 職 期 間	備 考 (専 門 分 野 な ど)
大和田 健次郎	教 授	医学博士	昭38 .10教 授 ~ 昭56 .4	聴 覚 補 償 学 , 停 年 退 職 , 名 誉 教 授
内須川 洸	助 教 授	教育学博士	昭38 .10助 教 授 ~ 昭49 .3	言 語 障 害 学 , 転 任
中 西 靖 子	教 授		昭39 .4 助 手 ~ 平 5 .11	言 語 病 理 学 , 転 任
保 崎 秀 夫	助 教 授	医学博士	昭41 .10助 教 授 ~ 昭43 .4	生 理 心 理 学 , 転 任
伊 澤 秀 而	助 教 授		昭42 .10助 教 授 ~ 昭53 .3	障 害 児 心 理 学 , 転 任
建 川 博 之	助 手		昭42 .11助 手 ~ 昭47 .1	障 害 児 心 理 学 , 転 任
飯 高 京 子	教 授	Ph. D.	昭43 .3 講 師 ~ 平 8 .3	言 語 病 理 学 , 転 任 , 名 誉 教 授
水 谷 徹	教 授	医学博士	昭43 .4 助 教 授 ~ 平 10 .3	障 害 児 生 理 心 理 学 , 停 年 退 職 , 名 誉 教 授
遠 藤 育 子	教 務 職 員		昭43 .8 教 務 職 員 ~ 昭44 .3	発 達 心 理 学 , 転 任
山 口 薫	教 授		昭43 .11教 授 ~ 昭63 .3	特 殊 教 育 学 , 停 年 退 職 , 名 誉 教 授
三 谷 嘉 明	助 手		昭44 .4 教 務 職 員 ~ 昭51 .4	障 害 児 心 理 学 , 辞 職
玉 井 収 介	教 授		昭45 .6 教 授 ~ 昭46 .9	特 殊 教 育 学 , 転 任
野 村 東 助	教 授		昭45 .6 助 教 授 ~ 平 6 .3	障 害 児 心 理 学 , 停 年 退 職 , 名 誉 教 授
片 倉 暎 子	助 手		昭45 .9 教 務 職 員 ~ 昭55 .3	障 害 児 心 理 学 , 辞 職
中 野 良 顯	助 教 授		昭47 .8 講 師 ~ 昭53 .3	応 用 行 動 分 析 学 , 転 任

歴代教官名簿

氏名	職名	学位	在職期間	備考(専門分野など)
林部英雄	助手	医学博士	昭50.4 助手 ~ 昭58.9	言語障害学, 転任
柳原正文	助手		昭51.12 助手 ~ 昭56.3	生理心理学, 転任
小野博	助教授		昭56.5 助教授 ~ 平2.3	聴覚補償学, 転任
長崎勤	助手		昭59.4 助教授 ~ 平2.4	言語障害学, 配置換
鷗田征子	教授	博士(教育学)	昭47.2 教務職員 ~	発達障害心理学
伊藤良子	助教授		昭55.12 助手 ~	発達障害心理学
大伴潔	助教授	Ph. D.	平4.3 助手 ~	言語障害学
竹形理佳	講師	博士(教育学)	平5.12 助手 ~	生理心理学
奥住秀之	助手		平10.4 助手 ~	障害児心理学
太田昌孝	教授	医学博士	平6.4 教授 ~	発達精神病理学
若葉陽子	教授	博士(教育学)	昭42.3 助手 ~	言語障害学
伊藤英夫	助教授		昭54.12 助手 ~	発達臨床心理学
菅野敦	助教授		昭63.10 助手 ~	発達障害心理学
清水直治	助教授		昭54.12 助手 ~	発達障害心理学
林安紀子	助教授		平2.11 助手 ~	聴覚障害児教育
池田一成	講師		平9.4 講師 ~	生理心理学
橋本創一	講師		平9.4 講師 ~	発達障害心理学

教育実践総合センター

氏名	職名	学位	在職期間	備考(専門分野など)
(教育工学センター)				
井上光洋	教授	理学博士	昭46.12 講師 ~ 平6.9	教育工学, 名誉教授
横山節雄	助教授		昭49.7 助手 ~ 昭63.3	
南部昌敏	助手		昭56.4 助手 ~ 昭58.4	
三橋功一	助手		昭58.6 助手 ~ 昭61.3	
浦野弘	助手		昭61.9 助手 ~ 平3.3	
青木和彦	助手		平3.4 ~ 平7.3	
松居辰則	助手		平7.4 助手 ~ 平9.3	
(実習センター)				
小松喬生	教授		昭51.6 助教授 ~ 平3.4	
(教育実践総合センター)				
次山信男	教授		昭51.6 助教授 ~ 平10.3	教育実習研究指導部門, 名誉教授
坂井裕	教授		平3.4 助教授 ~	教育実習研究指導部門
小林宏己	助教授		平10.4 助教授 ~	教育実習研究指導部門
小林正幸	助教授		平9.4 助教授 ~	教育臨床開発指導部門

付 表

氏 名	職 名	学 位	在 職 期 間	備考(専門分野など)
新 藤 茂	助 教 授	理学博士	昭55 .4 講 師 ~	教育工学研究開発部門
和 田 正 人	講 師	教育学博士	平 9 .10 ~	教育工学研究開発部門

環境教育実践施設

氏 名	職 名	学 位	在 職 期 間	備考(専門分野など)
木 保 美樹男	教 授	農学博士	昭62 .6 助教授 ~	環境教育学, 民族植物学
樋 口 利 彦	助 教 授	農学博士	昭62 .6 講 師 ~	環境教育学, 土壤肥科学
原 子 栄一郎	講 師		平 7 .3 講 師 ~	環境教育学

115 附属学校・幼稚園在職教員名簿(1998.7.1現在)

附属高等学校		附属高等学校大泉校舎		附属養護学校	
校長(併)	永島 惇正	主事(併)	杉山 吉茂	校長(併)	三浦 軍三
副校長	杉浦 次利	副校長	粕谷 英雄	副校長	山田 耕一郎
教諭(地理)	秋本 弘章	教諭(地理)	一柳 武	主事	小島 良子
教諭(生物)	浅羽 宏	教諭(英語)	乾 敬子	主事	角 文喜
教諭(國語)	五十嵐 一郎	教諭(数学)	植野 美穂	主事	宮崎 眞
教(地理・ <small>論</small> 歴史)	磯貝 富士男	教諭(英語)	長原 美菜子	教諭(音楽)	大金 和憲
教諭(数学)	井上 哲明	教諭(数学)	中村 和子	教諭(英語)	大木 郁子
教諭(地理)	今西 郁子	教諭(英語)	中山 修敬	教諭(生物)	大久保 敦
教諭(保体)	上原 信子	教諭(國語)	中山 至	教 <small>(<small>論</small>世界史)</small>	小澤 一郎
教(美術・ <small>論</small> 工芸)	遠藤 信也	教諭(化学)	丹伊田 敏	教諭(保体)	加藤 爽子
教諭(数学)	大谷 晋	教諭(國語)	仁野平 智明	教(英・ <small>論</small> 仏語)	木戸 章夫
教諭(國語)	岡田 幸一	教諭(数学)	根本 伸司	教諭(物理)	後藤 貴裕
教諭(数学)	小笠原 篤宏	教諭(地学)	林 慶一	教諭(生物)	齋藤 淳一
教諭(國語)	糟谷 一	教諭(数学)	兵藤 充利	教諭(英語)	笹田 巖
教諭(物理)	金城 啓一	教諭(数学)	平野 慎一	教 <small>(英・<small>論</small>独語)</small>	佐藤 克實
教諭(物理)	川角 博	教諭(英語)	広沢 嘉代子	教諭(國語)	杉本 紀子
教諭(数学)	岸谷 正彦	教 <small>(日本・<small>論</small>史)</small>	広瀬 隆久	教諭(保体)	高橋 直樹
教諭(保体)	栗原 鏡成	教諭(保体)	福元 康貴	教諭(数学)	田中 賢治
教諭(化学)	坂井 英夫	教 <small>(政経・<small>論</small>倫理)</small>	古山 良平	教 <small>(日本・<small>論</small>史)</small>	田中 暁龍
教諭(家庭)	酒井 やよい	教諭(英語)	保戸塚 由紀子	教諭(数学)	田端 輝彦
教諭(國語)	佐久間 俊輔	教諭(英語)	右田 邦雄	教諭(國語)	丹 和浩
教諭(書道)	佐々木 達雄	教諭(化学)	宮城 政昭	教諭(政経)	坪井 龍太
教諭(保体)	佐藤 俊夫	教諭(数学)	室田 敏夫	教諭(國語)	中田 嘉種
教諭(英語)	澤村 實	教諭(英語)	山下一 雄	教諭(國語)	長瀬 瑞己
教諭(英語)	菅野 晃	教諭(國語)	山下 直	教諭(化学)	博田 英也
教 <small>(<small>論</small>世界史)</small>	鈴木 孝	教 <small>(政経・<small>論</small>倫理)</small>	吉野 聡	教諭(数学)	福井 正之
教諭(國語)	鈴木 仁也	教諭(英語)	和田 宏岡	教諭(英語)	星野 あゆみ
教諭(保体)	瀧澤 政彦	教 <small>(<small>論</small>世界史)</small>	渡辺 修司	教諭(地学)	正木 智幸
教諭(音楽)	田中正雄	教諭(保体)	渡辺 秀敏	教 <small>(倫理・<small>論</small>世界史)</small>	町田 隆吉
教諭(地学)	田中 義洋	教諭(英語)	渡邊 誠	教諭(國語)	三原 由起子
教(政経・ <small>論</small> 倫理)	津田 洋征	養護教諭	遠藤 真紀子	養護教諭	小野 佐恵子
教諭(生物)	中西 剋爾				

付 表

主 事	宮 澤 良 三	教 諭 (国語)	荻 野 勝	教 諭 (社会)	平 田 博 嗣
教 諭	安 達 真 理	教 諭 (国語)	笠 井 正 信	教 諭 (音楽)	松 崎 尚 文
教 諭	石 津 みどり	教 (技・諭家)	加 瀬 幸 男	教 諭 (国語)	松 原 洋 子
教 諭	井 上 美 園	教 諭 (美術)	栗 田 勉	教 諭 (美術)	水 野 谷 憲 郎
教 諭	今 里 陽 子	教 諭 (英語)	小 菅 敦 子	教 諭 (理科)	村 上 潤
教 諭	小 笠 原 まち子	教 諭 (社会)	鈴 木 雄 治	教 諭 (社会)	村 野 芳 男
教 諭	潟 山 孝 司	教 (技・諭家)	仙 波 圭 子	養 護 教 諭	小 出 由 紀 子
教 諭	喜 多 尾 喜 代 美	教 諭 (音楽)	高 槻 千 秋		
教 諭	喜 多 尾 哲	教 諭 (数学)	羽 住 邦 男	附属大泉中学校	
教 諭	工 藤 傑 史	教 諭 (英語)	日 基 滋 之	校 長 (併)	杉 山 吉 茂
教 諭	小 金 井 俊 夫	教 諭 (社会)	二 川 正 浩	副 校 長	若 林 克 壽
教 諭	坂 本 文 香	教 諭 (理科)	宮 内 卓 也	教 諭 (国語)	愛 甲 修 子
教 諭	霜 田 浩 信	教 諭 (数学)	矢 嶋 昭 雄	教 諭 (理科)	赤 羽 寿 夫
教 諭	立 田 文 一	教 諭 (国語)	山 口 洋	教 諭 (英語)	秋 森 久 美 子
教 諭	沼 崎 徹	教 諭 (数学)	山 崎 浩 二	教 諭 (国語)	石 川 直 美
教 諭	根 本 友 己	教 諭 (保体)	山 本 浩 二	教 諭 (保体)	板 村 邦 弘
教 諭	野 原 隆 弘	養 護 教 諭	山 成 幸 子	教 諭 (英語)	大 里 信 子
教 諭	福 島 祥 子			教 諭 (数学)	太 田 伸 也
教 諭	星 野 ひろみ	附属小金井中学校		教 諭 (保体)	岡 村 千 賀 子
教 諭	松 浦 隆 太 郎	校 長 (併)	岡 崎 恵 視	教 諭 (数学)	尾 崎 則 子
教 諭	丸 井 曜 子	副 校 長	濱 中 正 男	教 諭 (英語)	上 木 多 加 志
教 諭	三 輪 禎 子	教 諭 (英語)	青 柳 有 季	教 諭 (国語)	工 藤 哲 夫
教 諭	矢 間 直 世	教 諭 (英語)	飯 倉 隆	教 (技・諭家)	齋 藤 敬 子
教 諭	安 永 啓 司	教 諭 (国語)	石 井 健 介	教 諭 (国語)	富 澤 敏 彦
教 諭	山 口 知 子	教 諭 (数学)	石 井 勉	教 諭 (社会)	中 前 太 郎
教 諭	山 本 正 子	教 諭 (数学)	内 海 淳	教 諭 (社会)	成 田 喜 一 郎
養 護 教 諭	小 田 桐 美 穂 子	教 諭 (数学)	京 極 邦 明	教 諭 (理科)	福 泉 悦 也
		教 諭 (理科)	栗 田 克 弘	教 (技・諭家)	藤 木 勝
		教 (技・諭家)	佐 藤 麻 子	教 諭 (理科)	堀 内 順 治
		教 諭 (保体)	高 橋 京 子	教 諭 (音楽)	松 井 孝 夫
		教 諭 (国語)	田 中 成 行	教 諭 (数学)	裕 元 新 一 郎
		教 諭 (社会)	田 中 秀 夫	教 諭 (社会)	吉 田 章
		教 諭 (保体)	長 見 真	養 護 教 諭	五 十 嵐 靖 子
		教 (技・諭家)	葉 山 盛 雄		
		教 諭 (英語)	平 尾 邦 宏		

附属学校・幼稚園在職教員名簿

附属竹早中学校

教諭	石井 恭子	教諭	佐々木 賢治
校長(併)	窪田 佳尚	教諭	猿渡 厚史
副校長	鈴木 忠明	教諭	柴田 忠幸
教諭(国語)	赤荻 顕子	教諭	島崎 篤子
教諭(国語)	浅野 和子	教諭	清水 和行
教諭(美術)	阿部 眞士	教諭	白間 雅裕
教諭(社会)	荒井 正剛	教諭	関田 義博
教諭(社会)	石戸谷 浩美	教諭	田子 澄子
教諭(英語)	池田 正雄	教諭	丹 進
教諭(英語)	伊藤 雄二	教諭	内藤 美穂子
教諭(理科)	岩瀬 三千雄	教諭	中島 太
教諭(英語)	植田 伸二	教諭	長崎 秀昭
教諭(理科)	勝岡 幸雄	教諭	根本 徹
教(保・諭体)	加藤 英明	教諭	菱田 清和
教諭(国語)	川崎 正夫	教諭	牧岡 俊夫
教諭(数学)	後藤 英二	教諭	山内 龍雄
教諭(数学)	佐々木 棟明	教諭	山岸 寛也
教(技・諭家)	佐藤 孝子	教諭	和井内 良樹
教諭(保体)	塩野 恵	教諭	増田 好範
教諭(保体)	柴田 俊和	養護教諭	丸田 文子
教諭(社会)	新海 宣彦		
教諭(国語)	鈴木 健一		
教(技・諭家)	西原口 伸一		
教諭(英語)	林 正太		
教諭(理科)	平賀 伸夫		
教諭(数学)	山中和 人		
教諭(音楽)	山村 喬子		
養護教諭	千葉 千恵		

附属大泉小学校

校長(併)	児島 邦宏
副校長	熊澤 義夫
頭	伊藤 隆
教諭	石井 正広
教諭	岩城 純示
教諭	植村 洋司
教諭	梅澤 実
教諭	上妻 智子
教諭	喜名 朝博
教諭	小坂 和弘
教諭	小林 貴史
教諭	小山 恵美子
教諭	進藤 哲也
教諭	新保 彰子

附属小金井小学校

校長(併)	宮腰 賢
副校長	藤原 直之
頭	藤谷 立自
教諭	阿部 哲夫
教諭	市川 英俊
教諭	井上 善弘
教諭	柿崎 洋一
教諭	笠井 健一
教諭	片山 守道
教諭	神田 恭司
教諭	倉島 民雄
教諭	小谷 瑞佳
教諭	小林 道正

附属世田谷小学校

校長(併)	鈴木 二千六
副校長	間中 孝貴
頭	藤井 喜一
教諭	秋元 恵
教諭	朝蔭 恵美子

付 表

教 諭	田郷岡 美佐江	附属幼稚園	
教 諭	千 葉 昇	園 長(併)	杉 原 隆
教 諭	永 田 繁 雄	教 諭	溝 口 綾 子
教 諭	中 村 昌 子		小金井園舎
教 諭	中 山 弘 史	教 諭	赤 石 元 子
教 諭	橋 本 和 顕	教 諭	田 代 幸 代
教 諭	橋 本 忠 明	教 諭	村 石 理 恵 子
教 諭	林 禎 久	教 諭	山 田 有 希 子
教 諭	平 塚 由 紀 子	教 諭	渡 辺 純 子
教 諭	朴 木 一 史		竹早園舎
教 諭	細 井 宏 一	園 舎 主 事 (兼)	束 原 昌 郎
教 諭	松 尾 吉 陽	教 諭	井 口 眞 美
教 諭	山 崎 幸 一	教 諭	待 井 ナオミ
教 諭	横 尾 康 幸		
養 護 教 諭	岩 佐 久 美 子		

附属竹早小学校

校 長(併)	束 原 昌 郎
副 校 長	酒 井 実
教 頭	田 中 一 晃
教 諭	大 泉 義 一
教 諭	大 澤 克 美
教 諭	大 場 隆 久
教 諭	金 田 知 之
教 諭	小 須 田 哲 史
教 諭	櫻 井 眞 治
教 諭	佐 々 木 千 穂
教 諭	清 水 保 徳
教 諭	田 郷 岡 正 秀
教 諭	谷 本 直 美
教 諭	圓 谷 秀 雄
教 諭	彦 坂 秀 樹
教 諭	宮 崎 佐 智 子
教 諭	余 郷 和 敏
養 護 教 諭	小 熊 三 重 子



デザイン 杉崎静雄

東京学芸大学五十年史 資料編

1999年3月31日 発行

編集 東京学芸大学創立五十周年
記念誌編集委員会

発行 東京学芸大学創立五十周年
記念事業後援会

〒184 8501

東京都小金井市貫井北町4 1 1

東京学芸大学内

印刷 株式会社 きょうせい

無断複製を禁ず